

令和5年度第5回文京区地域福祉推進本部 次第

日時：令和6年1月24日（水）9時30分～
場所：シビックセンター16階 庁議室

1 開会

2 議題

- (1) パブリックコメント及び区民説明会の結果について
- (2) 地域福祉保健計画の最終案について
- (3) 子ども・子育て支援に関する実態調査の結果について

3 その他

4 閉会

《配付資料》

【資料第1号】地域福祉保健計画「中間のまとめ」のパブリックコメント
及び区民説明会の実施結果について

【資料第2号】地域福祉保健計画の最終案について

【資料第3号】子ども・子育て支援に関する実態調査の結果について

地域福祉保健計画「中間のまとめ」のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について

1 実施概要

(1) パブリックコメント

募集期間	令和5年12月4日（月）～令和6年1月4日（木）
提出者数	38人
提出件数	65件
提出方法	電子メール8人、はがき27人、持参3人

(2) 区民説明会

	月　日	会　場	参加者
1	12月13日（水） 18時30分～20時30分	文京シビックセンター3階 障害者会館A・B	3人
2	12月16日（土） 10時00分～12時15分		8人

2 意見及び意見に対する区の考え方

「文の京」パブリックコメント手続要綱第8条第2項に基づき、氏名及び住所の明示を必須として意見募集を行ったため、匿名での意見については、記載していません。

(1) パブリックコメント

① 総論・地域福祉保健の推進計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	町会・自治会は、現状では地域課題を機能は果たせていない。加入者も少なく、とても地域の代表となるような組織になっていない。このため町会・自治会を基盤とする計画は無理がある。町会・自治会のみを支援することはごく一部の人への便益にしかならない。町会・自治会には属さない地域の有志グループのような組織にも開かれた態勢にすべきである。任意の一時的なグループ等も想定した計画にすべきである。	町会・自治会は日頃のコミュニティ活動のほか、地域の清掃等の環境美化活動や夜警等の防犯活動、大震災に備えた防災訓練や大震災の際、区と協力して避難所を運営する等、地域コミュニティの核的な役割を担わされてきたと考えております。また、区内には様々な地域活動団体もあり、地域全体で支え・支えられる関係を築くことが求められています。 このため、本区では、高齢者、障害者、子育て世代等の地域での交流の場である「ふれあいきいきサロン」や、地域の課題解決を図るため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む「サロンぷらす事業」を実施する、地域の任意の自主的な活動に対し、社会福祉協議会を通して、運営に必要な補助を実施しております。
2	地域共生社会の実現に向けた方向性について、現状における各社会保障制度に基づく専門的支援（高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮など）が、令和6年度以降どのような関連性になるのか、図解がないとわかりづらいのではないかでしょうか。 また、現状の説明と図の関係も一致しているのか読み解きにくいのはないでしょうか。地域共生社会の表現について、よりわかりやすく図解してほしい。	現在もひきこもりや医療的ケア児支援等の複合的な課題について、分野間で連携し専門的支援を行っているところですが、令和7年度から本格実施する重層的支援体制整備事業を活用することで、各分野で定められた相談支援機関を超えた支援を可能とし、関係機関の連携を強化しつつ、包括的な支援体制整備を進めることで、地域共生社会の実現を図ってまいります。 また、現時点の状況について図解を掲載していますが、今後も区民の皆様にとってわかりやすい内容となるよう努めてまいります。
3	高齢者・児童ばかりではなく、現役世代も同様に日々大変である。この世代にも手厚い保証をお願いしたい。	現役世代について、ダブルケア、引きこもり、8050問題などの福祉的課題を抱えている方がいることを受け止め、適切な支援を行うとともに、

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		<p>国においても、若者世代、女性、孤独孤立への支援の取組が進められています。</p> <p>今後さらに人口減少・少子高齢化が進展し、社会保障制度の主な支え手となっている現役世代の減少が今後も見込まれる中、区としても、世代や年齢等を超えて支え・支えられる関係性を築き、区民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現を目指してまいります。</p>
4	<p>身寄りがない高齢者が入院する場合、入退院手続き、保証金、保証人、身の回り品など一人で準備することは不可能です。入院してからもケースワーカーから「早く転院先を見つけてください。」と追い出されるように催促されたり、「保証金を納めろ。」「入院手続き書類を提出しろ。」など入院患者一人ではできないことを迫られた経験があります。このようなつらい思いをしないように高齢の単身者をサポートする具体的な仕組みづくりが必要だと思います。</p>	<p>社会福祉協議会において、身寄りのない高齢者を対象とした入院時等の支援、社会参加支援、判断能力低下時の金銭管理等の支援、死後事務など、一体的な支援を死後まで継続的に行う、文京区単身高齢者等終活支援事業（「文京ユアストーリー」）を実施しておりますので、ご活用ください。</p>
5	<p>なるべく日本語にてお願いします。3面の3-2にある福祉教育の推進について、何を意味するのかが不明。辞書を引いただけでは理解出来ない。</p>	<p>「ノーマライゼーション」や「ソーシャルインクルージョン」のようなわかりにくい用語や専門用語については、注釈をつけておりますが、区民の皆様にとってわかりやすい内容となるよう心掛けてまいります。</p>
6	<p>基本方針に賛同します。だれも取り残されない地域社会はみんなで作っていくもので、与える/与えられるものではなく、また長い時間をかけて達成されるので、このような計画策定により、方向づけることはとても良いことだと思います。P11.の重層的支援体制整備事業について、IV参加支援事業とV地域づくり事業は大変重要ですが、とても難しいところなのではないかと思います。これまで地域とのつながりがなかった人（ゼロ）から、何かしらのつながりを持つところ（イチ）へ、ということには、行政が積極的なひと押しをすることが欠かせないのでないでしょうか。</p>	<p>進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例においては、現在、区の補助事業として社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、町会・自治会単位の小地域に入り込み、地域や行政とのつながりに向けた支援を行っております。さらに、令和7年度から重層的支援体制整備事業の実施により、分野横断的に多機関が連携することで、支援を拡充してまいります。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
7	「1-1-7 子育て広場事業」について、区内5か所は少ないと思います。私立・民間も巻き込み、すべての保育園幼稚園こども園が入り口となって、相談や行政民間の支援体制の周知を行ったり、子育てはおたがいさま、という認識を、子育て以外の世代や近隣住民にも知らせていくことができたらいいと思います。	子育ての相談や支援体制等の子育て支援に関する情報発信は、区内5か所の子育てひろばをはじめ、子育てひろばと同等の機能を有する区内4か所の地域団体による子育て支援拠点等の子育て支援施設において幅広く実施しています。また、施設での案内に限らず、区では、子育てガイドや子育て応援メールマガジン等を通して子育て世帯の方に、区報や区民チャンネルを活用して子育て世帯以外の方にも、広く周知を図っているところです。 引き続き、子育て支援施設との連携を含め、地域全体で子育てを支援する機運の醸成を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。
8	「1-2-1 参加支援事業」は、とても大事で難しいです。町会、マンションの管理組合など、きめ細かいニーズや、埋もれている人材の掘り起こしをできるように、知恵を出し合う事業を期待します。	参加支援事業において、行政だけでなく、社会福祉協議会や、NPO、地域の団体・住民等との協働により、地域の社会資源などを活用しながら、本人や世帯の個別ニーズに対応しつつ、地域や社会とつながれるよう支援してまいります。
9	「1-2-5 いきいきサポート事業」は、とてもよい事業だと思います。利用の仕方や登録を簡便にしていくて、利用者を増やす工夫をしていただきたいです。	サポートを受けたい方（利用会員）とサポートをする方（協力会員）との間で混乱が生じないよう、また、サポートが必要な方に十分に行き届くように、引き続き文京区社会福祉協議会が両者を仲立ちしつつ、事業の展開のあり方についても適宜、検討、対応をしてまいります。
10	「1-2-10 主任ケアマネジャーの支援・連携」について、こういった事業があることを初めて知りました。この事業に直接関連しないかもしれません、ケアを受ける側への研修事業も必要だと思いました。いざ介護が必要となったとき、ケアマネジャーに何ができるのか、何を頼めるのか、ということは、急にはわかりません。介護が必要になる前に、何を、誰に、どんな支援を申し出ればいいのか、入り口となるのはどこなのか、などについて、若い世代へも情報提供しておくことが大事です。	例年、区と高齢者あんしん相談センターが協働し、ケアマネジメント支援業務の一環としてケアマネジメント従事者研修を行っており、区内のケアマネジャーの資質向上及びケアマネジメント支援技術向上を図っております。 また、このような取組のほかに、各高齢者あんしん相談センターでは、地域に住む高齢者の生活をサポートするための総合相談・支援窓口の役割を担っております。このようなセンターの役割とともにケアマネジャーが担う役割等についても若い世代を含めて区民に対する周知や情報提

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		<p>供に努めてまいります。</p> <p>なお、若い世代に対しては、介護の制度やケアマネージャー等の職種の紹介のみならず、キャリアデザインの一助にもなるよう、介護の職場で働く若手職員へのインタビューも併せて掲載した介護の仕事の魅力を伝える冊子を作成し、職場体験前の中学校を中心に、学校やイベントなどで配布しています。</p>
11	<p>「2-1-3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」について、とても大切な事業だと思います。希薄になりがちのご近所づきあいの中、潜在的なニーズの掘り起こしや、住民同士の現況把握には、多様な機会をとらえて小さな活動の積み重ねが必要です。たとえば、マンションの掲示板に、「被災時には〇〇委員、〇〇語の通訳、〇〇の発電機を持っている人、〇〇の支援が必要な人がいる、エレベーター使用不可のときに、重いものを持って上がる人員がいる」などといった情報を共有するだけでも、いざというときの安心につながります。お祭りや避難訓練など、住民が集まる機会を積極的に活用していただきたいと思います。行政の後ろ盾があれば、住民が動きやすいと思いますし、初めの一歩を踏み出すには文京区の活動計画というのが大きな助けになります。</p>	<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業において、自ら支援機関に相談できない方を発見し、各支援機関につなぎ、継続的な支援を行う必要があるため、行政だけでなく、社会福祉協議会や、NPO、地域の団体・住民等との連携の中から相談や課題を把握し、積極的な支援を実施してまいります。また、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連携を図りながら支援を進めてまいります。</p>
12	<p>2-1-12、3-2-1 の医療的ケア児、障がい者を地域でもっと受け入れていけるようにする活動について、賛同しますし、大いに推進していただきたいです。</p>	<p>「医療的ケア児支援体制の構築」及び「障害者差別解消に向けた取組の推進」の計画事業等に基づき、施策を推進してまいります。</p>
13	<p>「3－4 災害時の安全・安心の確保」について、マンションが増加の一途です。避難所での全区民の受け入れは不可能だと思います。集合住宅での避難生活について、町会からの支援物資の配給はあるのか、いざというとき、どうやって住民同士がつながりあって助け合えるのか、マンションの管理組合に任せているだけでは不安です。行政が積極的に災害時の自宅避難に情報発信をして、集合住宅の避難訓練での情報提供や、</p>	<p>在宅避難の推進・啓発のため、区では、マンション等の中高層共同住宅特有の防災対策を盛り込んだパンフレットを作成及び配布とともに、地震体験車、煙体験ハウス等の出張を無料で行う防災教室や防災課職員による防災講話を実施しています。</p> <p>また、マンション等の中高層建築物における主体的な防災活動を促進するため、防災の専門知識を有する防災アドバイザーを派遣し、防災訓</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>住民同士の助け合いをスムーズにする仕組みづくりなど、かかわっていただきたいです。実際に、同じマンションでも年齢層が変わってきたり、車いす使用になった世帯を見かけたり、状況は常に変動しているのを感じています。</p>	<p>練の企画提案・運営サポートを行うとともに、管理組合等から推薦を受けた中高層共同住宅の所有者・居住者が防災士の資格取得するための経費やマンション管理団体等が実施する防災訓練の実施経費、備蓄品購入経費、エレベーター閉じ込め対策経費の助成しております。</p> <p>さらに、地域における共助の推進のため、マンション等の中高層共同住宅等と同じ地域の町会等の区民防災組織が合同で防災訓練を実施する場合は、単独で実施する場合と比較して、備蓄品購入経費の助成金額の上限が増額となっています。なお、食料や飲料水等の提供は、在宅避難者を含む避難所外避難者が避難所へ提出した避難所受付カードに基づき、各避難所で提供することを想定しております。</p>
14	<p>文京区は治安もよく、育児・教育の水準が高いという評価で、人口流入が進んでいます。一方、古くからお住いの方々と、マンション住民の交流が十分とはいえません。あかちゃんからお年寄りまで、「だれもが」幸せに暮らせる地域社会を一歩ずつ前進させていくには、民間だけでも行政だけでもできないと思います。両者が協力して、きめ細かく、一人でも多くの区民を主体的な活動に巻き込んでいくことが必要ではないかと思います。芋づる式に、楽しく活動していくことを、各訪問で目指していくことに期待します。</p> <p>マンション単位での活動に、積極的に第3者（区やボランティア団体など）がかかわっていくことができないか、私も一緒に考えていきたいと思いました。</p> <p>とても読み応えのある計画書でした。</p>	<p>お見込みのとおり、本区においての人口は今後約15年増加する見込みである一方、地域コミュニティの希薄化等の共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が顕在化しております。</p> <p>こうした課題に対応すべく、本計画を推進していく上で、区民間の交流や民間事業者を含めた様々な主体間の連携を図ることを通して、地域の連携と支え合いを強化し、地域福祉保健を推進していくことが肝要であると考えております。そのため、協働の拠点である地域連携ステーション「フミコム」の運営を通して、社会福祉協議会との連携による提案公募型協働事業「Bチャレ」を実施し、地域活動団体等との新たな協働を創出することで、地域課題の解決に取り組んでおります。</p>
15	<p>「1-1-8 多機能な居場所活動推進事業」において、どのようなところが「居場所」として、想定しているのか。すでに既存の活動等を再評価し、そのうえで新たに創出するものとして、どのような活動を想定するのか見てこない。</p>	<p>当事業でいう「居場所」は、地域の自主的な助け合い、支え合い活動の中心となり、多世代の人々が自由に交流できる「多機能な居場所」を想定しています。令和元年度から、立上げや運営にかかる費用を、社会福祉協議会を通して各居場所の運営者に補助し、区内で8か所が運営さ</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		れています。例えば、駒込地域の「こまじいのうち」は、子どもから高齢者まで訪れる地域に根付いた居場所として、視察も多く来ている運営実績のある居場所となっており、その取組を通して、住民に身近な地域において、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズを受け止める機能を果たしています。既存の居場所は、その機能を維持・強化できるよう、また、区内4圏域に平均的に設けられるよう、さらに1か所の開設を目指し、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、立上げ・運営に向けた支援を行ってまいります。
16	「1 ともに支え合う地域社会づくり」では、地区や生活圏域別の課題や資源の違いは、まったく想定しないのですか。地域の社会資源などがどのような分布になっているのか。福祉政策課の調査分析があるならばそれを公開して対策を講じるべきではないでしょうか。	地域の社会資源などの分布について、福祉政策課独自の調査分析はありませんが、社会福祉協議会において、住民、活動の担い手、社会資源等、区内4圏域の地域毎の特性の把握に努め、ネットワークを生かした地域づくりに取り組んでいます。なお、その実績については、社会福祉協議会への補助を通して「地域福祉コーディネーター 生活支援コーディネーター報告書」を作成し、公開しております。
17	文京区重層的支援体制整備事業について、I～Vどれも素晴らしい。早急に取り組んでほしい。令和7年度の実施でなく、早めてほしい。要になる機関と職員配置は、区民が今望んでいることと一致します。	重層的支援体制整備事業については、分野横断的に多機関が連携した支援体制を構築する必要があり、現在その体制整備に向けて準備を進めています。本事業は5つの事業（①包括的相談支援事業、②多機関協働事業、③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業）を内包しており、すべての事業を一体的に実施するためには令和5・6年度の準備期間が必要と考えておりますが、①②③については移行準備事業として一部を先行実施しており、準備が整い次第、事業を拡大してまいります。

② 高齢者・介護保険事業計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	<p>高齢者・介護保険計画において、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組①）重点的取組事項③認知症施策の推進は、認知症基本法における「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」、「認知症の人の社会参加の機会の確保等」、「認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護」などの基本施策と一致していない。標記は一致すべきではないか。</p> <p>また、本人の意思を吸い上げる本人会議は、すでに町田市など多くの自治体で取り組みが始まっているが、文京区は行わないのか。</p> <p>さらに、若年性認知症の東京都の相談窓口について記載はあるが、若年性認知症の実態把握は行っているのか。若年性認知症のある人の社会参加のための取り組みの記載がないが、取り組みは始めないのか。</p>	<p>今後、認知症基本法に基づき国が認知症施策推進基本計画を策定し、国と地方公共団体の取組を示すこととなるため、現時点では本区の計画と基本施策の表記は統一させていませんが、区の計画には、同法の趣旨や理念、法に規定される基本施策の考え方を取り入れ、区として具体的に取り組むべき施策の方向性を記載しております。</p> <p>本人会議については、次年度より、高齢者あんしん相談センターと連携し、認知症の本人や家族のニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ Bunkyo」の活動において実施する予定であり、その旨を計画に明記いたしました。（掲載箇所：認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング「認知症本人との交流会」）</p> <p>若年性認知症に係る実態については、国の調査結果等の情報を参照しております。若年性認知症の方の社会参加に係る取組みとしては、社会福祉協議会や高齢者あんしん相談センターと連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）を定期的に実施しており、計画にも記載しております。今後も若年性認知症に係る普及啓発や事業の周知を行うとともに、当事者の方々の状況や意向、ニーズを踏まえた支援を行ってまいります。</p>
2	<p>第8期高齢者計画・介護保険事業計画について、さまざまなデータを連携させて事業の効果を客観的に分析する、アウトカム評価による事業の達成度はどの程度になるか。個々の事業の達成度（アウトプット）を評価するだけでなく、事業によって目指す効果の達成度（アウトカム）についても指標を設定しているのではないか。本来、アウトカムについては計画の最終年度である今年度中に評価・振り返りを行い、第9期計画に反映すべきではないか。</p>	<p>高齢者・介護保険事業計画の評価・振り返りとしては、毎年度実施する実績報告及び「介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート」の結果を、文京区地域福祉推進協議会等や区ホームページにて報告・公表しており、第9期計画の見直しにもつなげております。</p> <p>また、区の介護給付費の見込み、認定者数の増減、健康寿命の延伸等については、高齢者・介護保険事業計画「中間のまとめ」第3章において評価し、計画に反映しております。</p>
3	私は82歳の主婦です。夫は88歳で毎夜紙おむつが必要です。高齢者	本区における「高齢者紙おむつ支給事業」につきましては、区内に住

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	相談窓口などに度々訪れましたが、要介護1という理由で無料の紙おむつは支給されません。経済的にも体力的にも大変困っています。是非無料の紙おむつを至急していただきたくお願いいたします。	所を有し、常時おむつを使用している、要介護3以上で在宅の方又は満65歳以上で入院中の方を対象に現物支給等を行っているところです。 紙おむつについては、予防的な利用をされる方も少なくないことから、本区における制度運用では、紙おむつの常時使用の状況を客観的に判断するため、在宅の場合、要介護区分別の状態像に鑑み、要介護3以上の要件を設定しております。在宅で要介護3未満で常時おむつを必要とする方に対する支給については、公平性や財政負担の観点なども考慮しながら、客観的要件の設定について、今後、考えてまいりたいと存じます。
4	今年、富坂と大塚の家族の集いに参加させていただきました。印象としては、富坂のポプリ作りは、地域包括センターの方々が、事業に対する予算をこなしているだけと感じました。ほとんどの方は、介護者ではなく、ポプリを作りに来ていたと思います。私は介護者として家族の方々と話がしてみたかったです。これから新しい事業が始まるのであれば、包括センターへの負担を増やすことなく、内容のある予算の使い方を望みます。	ご参加いただいた富坂地区の認知症カフェでは、認知症の方を含む地域の居場所として、手先の運動や香りで五感を刺激することによって認知症の予防や進行の抑制につながると考えられることから、ポプリ作りを取り入れて実施しておりました。 認知症カフェの他、介護者向けの知識の習得や介護者同士の交流の場として、「認知症介護者教室・家族交流会」を実施しておりますので、ご参加ください。 この度、いただきましたご意見を踏まえ、地域包括支援センターとも協議しながら、今後の事業内容の充実に努めてまいります。
5	介護保険料をもっとやすくしてほしい。生活困難です。	介護保険料は、区民の皆様の所得状況に応じて負担いただいておりますが、昨今の物価高騰もあり、厳しい状況もあると考えております。次期介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
6	介護保険料の算定について反対です。64歳→65歳になって、介護保険料が3倍、バカだなーと思う程上がる事に反対します。子どもだけ補助金や免除。65歳以上にも補助金や免除を。若者からも介護保険料を例えば500円以上徴収をお願いします。あまり働けないし、体がついていけないし、いろいろの値上げがあるので、64歳以下の介護保険料か、も	介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるためのしくみであり、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方に、それぞれの算定方式によって介護保険料をご負担いただいています。 また、40歳未満は制度上介護サービスを利用できないため、保険料を

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	っと値下げをして、年齢で差別しないでください。	徴収しておりません。しかしながら、介護保険制度を維持していくためには将来的な対策が必要であり、国において多方面からの検討がなされています。
7	区報特集号の4面の1・2にある在宅医療・介護連携推進事業について、在宅高齢者支援サービスの一覧表みたいのが欲しい。例：定期的な問い合わせ等が掲載されているもの	文京区における高齢者向けの各種サービスに関しては、在宅高齢者向けのものも含め、高齢福祉課「高齢者のための福祉と保健のしおり」を発行しております。このしおりは、高齢福祉課窓口や地域活動センター、高齢者あんしん相談センターで配付しているほか、区ホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。 【ホームページURL】 https://www.city.bunkyo.lg.jp/hoken/koresha/pamphlet/shiori.html
8	介護保険料を上げないでください。	介護保険料は、区民の皆様の所得状況に応じて負担いただいておりますが、次期介護保険料の算定に当たっては介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
9	介護保険料を値上げしないでください。	介護保険料は、区民の皆様の所得状況に応じて負担いただいておりますが、次期介護保険料の算定に当たっては介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
10	年金は年々減額されるというのに、介護保険料を始め、公共の料金が上がっていくのは、生活をする上でとても困る事です。	介護保険料は、区民の皆様の所得状況に応じて負担いただいておりますが、昨今の物価高騰もあり、厳しい状況もあると考えております。次期介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
11	私の母○○は、95歳で5年前に亡くなりました。当初介護施設からは10年はないといわれました。そこで友人の医師が成田に施設を持っていましたので、そこにお世話をになりました。母は当然のことながら区内にいて子どもや孫達とも毎日会いたいと思っていたでしょう。成田では週1回がいいところです。まずは当たり前のことをしっかりやりましょう。	文京区では、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の整備について、人口推計、利用実績、将来の利用予測、区民ニーズなどを踏まえ、3年ごとに定める高齢者・介護保険事業計画において目標を掲げて進めしており、令和2年3月に2か所（定員123人分）開設しました。現在、区の計画における特養整備率は、区内で特養を整備できる土地の確保が難しかったため目標に届いていませんが、令和10年度には新規開設を予

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		<p>定しております。</p> <p>また、区が取り組む健康寿命の延伸、在宅医療と介護の連携、認知症施策により、在宅で過ごせる環境を整えるとともに、地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備を進めしており、住み慣れた地域で過ごせるよう多様な選択肢を用意してまいります。</p>
12	<p>後期高齢と名付けられて医療費の支払いが難しくなってきています。収入の年金だけの生活の中で、日常生活が難しくなってきています。食費の値上げ、医療費の値上げ（無料にしてほしい）、住宅等、住みにくい。介護保険料の免除を希望する。</p>	<p>介護保険は社会全体で支え合う制度であり、所得に応じて低所得者に対する配慮が行われているため、原則として介護保険料の免除はありませんが、保険料が第2・3段階の人で、収入の激減により納付が困難と認められる場合に限り、介護保険料の減額が適用される可能性があります。該当する場合は、介護保険課資格保険料係にお問い合わせください。</p>
13	<p>介護事業が人で成り立つのが当たり前で、介護保険が使える対象がどんどん減らされているのは不満です。年金収入から保険料を出すことは、高いと思うけれど、理解はします。</p> <p>ただし、人材確保やケアマネジャーなど、保険料からだけではなく、もっと国・都・区から実質的サポートが出されないと、制度が継続出来ません。ボランティア頼みではなく、専門職の充実を望みます。</p>	<p>区の独自事業として人材を確保するために、介護の魅力を発信し、介護の仕事に対する興味・関心や理解を深めるため、区内介護サービス事業者と協働してイベントの開催、介護啓発番組の作成、福祉のしごと相談・面接会などの事業を実施します。また、将来の介護を担う人材となる若年層向けにパンフレットを作成し、学校等で配布し、介護の仕事について幅広く周知していきます。</p> <p>このほかにも介護人材育成・定着支援として、事業者連絡協議会・部会の運営、介護従事者研修費補助、住宅費の一部補助、介護未経験者に対する研修を実施しております。更に、令和6年度からは、介護支援専門員資格更新等研修費補助、介護職員奨学金・公的資金返済支援事業、認知症介護基礎研修受講費補助の事業を実施いたします。</p> <p>引き続き、介護の仕事未経験者の方へ仕事の魅力の発信、現役介護職員への支援、この両輪で介護人材の確保を進めてまいります。</p>
14	保険料の値上げについて、諸々物価高の折、高齢者には厳しい。区の	昨今の物価高騰もあり、厳しい状況もあると考えております。次期介

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	財源で助けてほしい。	護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
15	<p>介護にかかる費用を値上げしないでください。夫（現在〇才）脳出血で要介護4になって5年目、その間介護施設で、デイサービスやショートステイ、入所とお世話になり、自営業を続けてくることができました感謝しています。私も先の見えない介護生活で費用が大変です。</p> <p>白山の郷の事業を、2025年3月31日で撤退する話がありますが、施設が不足しているので、是非継続するようお願いします。</p>	<p>文京白山の郷につきましては、現在の運営法人と区が土地建物の使用貸借契約を締結していますが、運営法人から契約を解除する意向の申出がございました。</p> <p>今後、区として責任をもって後継法人を探す手続きを進め、皆様に一日も早く安心していただけるよう、全力で取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いします。</p>
16	介護保険料の値上げを絶対にしないでください。利用料の値上げの話も出ています。物価が上がり、青息吐息です。老人に死ね！とでも！	昨今の物価高騰もあり、厳しい状況もあると考えております。次期介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
17	介護保険料値上げ大反対。金持ちから取り(多く)、貧乏人から取るな。これ以上は断固反対。年金を2倍以上にするなら良いが、若者からも徴収せよ。免状レタダ、無料を願う。国保も下げてもらいます。どんどん上がっている。どうにかして下さい。	<p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるためのしくみであり、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方に、それぞれの算定方式によって介護保険料をご負担いただいています。40歳未満は制度上介護サービスを利用できないため、保険料を徴収しておりません。また、所得に応じて低所得者に対する配慮が行われているため、原則として介護保険料の免除はありません。しかしながら、介護保険制度を維持していくためには将来的な対策が必要であり、国において多方面からの検討がなされています。</p> <p>なお、昨今の物価高騰もあり、厳しい状況もあると考えております。次期介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。</p>
18	介護保険の値上に大反対だ。64歳→65歳に成って介護保険が3倍。その後どんどん値上げ、値上げ反対。子ども共は高校無料、大学無料。年老も免除か寄付金を寄せ。若い者よりたとえ500円以上もらい、年で差別されることに大反対。自民党、アベゆるさない。金よこせ。もつ	介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるためのしくみであり、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方に、それぞれの算定方式によって介護保険料をご負担いただいています。40歳未満は制度上介護サービスを利用できないため、保険料を徴

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	と年金2倍以上よこせ。年金をもっと上げて良いと思う。介護保険タダ無料だ。高齢者から金とるな。仕事もあまりないし、若い時のように働けない。大金持ちから多く、大量に徴収して下さい。年老から取るな。若者から取れ。金持ちから取れ。	収しておりません。また、所得に応じて低所得者に対する配慮が行われているため、原則として介護保険料の免除はありません。しかしながら、介護保険制度を維持していくためには将来的な対策が必要であり、国において多方面からの検討がなされています。 また、低所得者の保険料上昇の抑制（高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）について方針が示されましたので、次期介護保険料の算定に反映するとともに、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らせるよう検討いたします。
19	「2・2 身体能力が低下した高齢者等の支援」について、高齢と共に足腰が弱くなり、歩くのがつらくなります。道路に休めるイス（丸いコンクリート）などがあると高齢者は助かると思います。	区では、区道のバリアフリー整備や現地の状況を踏まえ、「お休み石」を設置してきたところですが、今後も様々な機会を捉え設置に努めてまいります。
20	「3 健康で豊かな暮らしの実現」について、高齢者の虚弱を予防するため、区報ぶんきょうをみていますが、コロナ禍により、催しものが少なくなりました。だいぶ緩和されてきたと思います。体操やプールも水曜コースとか日曜コースがあったのになくなり、たくさん選べるよう募集をしてほしいです。	区では、高齢者のフレイル予防、介護予防等に役立つ様々な事業や催し物を開催しております。できるだけ多くの方にご参加いただけるよう、曜日や時間帯にも配慮しながら、区報ぶんきょうや区ホームページでご案内してまいりますので、皆さまの積極的なご応募をお待ちしております。 なお、60歳以上の区民の方を対象に、「高齢者水泳+健康体操教室」は文京スポーツセンターにおいて年4コース（火・金曜日）実施し、「高齢者水中ウォーキング教室」は文京総合体育館において年6コース（日・水曜日）実施しており、いずれも教室実施前に区報にて募集しております。 また、15歳以上の区民の方を対象に「プールプログラム」として、水中ウォーキングやアクアエクササイズ、水泳など、様々なプログラムの中から選んで参加できるものを夏季期間を除く通年で、文京スポーツセンター及び文京総合体育館で実施しております。 各事業等詳細につきましては、スポーツセンター又は文京総合体育館

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		<p>にお問合せいただきたく存じます。</p> <p>●文京スポーツセンター 電話番号：03-3944-2271 ●文京総合体育館 電話番号：03-3814-4271</p>
21	<p>○ 高齢難聴者の聞こえを支援する事業を実施してください。</p> <p>区民の5人に1人が高齢者になり、高齢者単独世帯が高齢者世帯の4割に及ぶなど、超高齢化社会に対して、さまざまな計画、施策が検討されています。認知症基本法に基づく、「1・3 認知症本人と家族を支える地域のネットワーキング」事業も始められます。</p> <p>しかし、高齢化するとさまざまな心身機能のフレイルが発生しますが、一番多いのが視力、聴力の低下です。視力はメガネ等で補償できますが、聴力は周囲の環境、理解、聴力がまちまちで補聴器等では対応が難しい障害です。</p> <p>「3・2 文の京フレイル予防プロジェクト」、「3・3 地域介護予防支援事業（通いの場）」事業などが計画されていますが、聞こえの配慮があるサービスの提供と難聴高齢者の通えるデイサービスなどの検討をしてください。</p> <p>参考) 神戸長田ふくろうの杜事業所「難聴デイ」（神戸市地域拠点型一般介護予防事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難聴デイサービスの一日 ・バイタルチェック（血圧、体温、体重） ・脳トレプリント（計算問題、間違い探し、漢字ドリルなど） ・ゲーム ・趣味活動（季節の手作り） ・ミニ手話講座（ろう職員による手話講座） ・介護予防講座（看護師、歯科衛生士、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士） ・運動教室（健康運動指導士） 	<p>地域介護予防支援事業（通いの場）については、住民同士の助け合い・支えあい活動として地域住民の方が運営していますが、現時点では、難聴高齢者を対象とした活動団体はないところです。</p> <p>また、文の京フレイル予防プロジェクトについては、フレイルチェック参加者の受付時に、聞こえに不安のある方を確認して前列に配置するよう配慮しているほか、説明者はポータブル拡声器を用いて大きな声で分かりやすく説明するよう心掛けています。また、事前のお申し出があれば手話通訳者を手配できるよう予算措置もしております。引き続き、聞こえの配慮があるサービスの提供に努めてまいります。</p> <p>なお、高齢期における聴力の低下は、良好なコミュニケーションの確保の妨げになるとともに、認知症の発症を招く大きなリスク要因になると認識しております。そのため、区では、高齢者補聴器購入費用助成事業を実施し、より多くの方に補聴器を安全に御利用いただけるよう、普及啓発の強化に取り組んでいるところです。また、個々の聴力等の状態に合わせた補聴器の安全かつ効果的な利用の促進を図るため、福祉用具技能関係者の情報提供にも努めてまいります。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
22	<p>「P78 図表1－3 主体間の連携を強化し、地域ぐるみの支えあいを推進」について、とてもよい図だと思います。だれも取り残さないために、複数の入り口があつて、きちんと次につながる、ということが大切です。区と社会福祉協議会の連携は大変に心強いものがあり、人員配置や予算についても手厚く充当していただけるように希望します。社会福祉協議会について、地域に密着したきめ細かい対応ができる組織として、大いに期待しています。行政を補完する機能も担っていると思います。</p> <p>地域に埋もれている人材の発掘して活動員の輪を広げていく役割も果たしてほしいので、事業規模を拡大していくことを希望します。</p>	<p>社会福祉協議会との連携に基づく事業を実施するにあたり、その成果が発揮され、実績を積むことができるよう、社会福祉協議会への人件費を含めた予算の確保に努め、10人のコーディネーターを配置しております。今後も、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携しながら、事業展開を検討してまいります。</p>
23	<p>「3－2 フレイル予防・介護予防の推進」について、定年退職前後の世代を対象に、地域でできるボランティアや、短期の仕事について、積極的に情報発信をしてほしいです。また、高齢者と子どもたちをつなぐ活動（子ども食堂、相互訪問など）を積極的にしていくことも、介護予防のための社会参加を促すヒントになるかもしれません。</p>	<p>区では、定年退職前後の世代に対して、絵本の読み聞かせ講座や介護施設就業体験セミナーなど、様々な地域ボランティア活動や短期の仕事につながる機会の提供に努めております。また、高齢者と子どもたちをつなぐ活動としては、地域の居場所などで実施されている子ども食堂のほか、スクールガードや学習支援ボランティア、絵本の読み聞かせボランティアなど様々なものがございます。</p> <p>そこで、これらの事業をひとまとめにして、この世代に向けて編集した地域活動の情報誌「セカンドステージ・サポート・ナビ」を毎年作成し、当該年度に60歳・65歳・70歳になる区民全員に送付しているほか、区施設等でも配布しております。引き続き、積極的な情報発信に努めてまいります。</p>
24	<p>「1 地域とともに支え合うしくみの充実」、「1-3 認知症施策の推進」「1-3-2 認知症サポーター養成講座」は、認知症施策推進大綱において認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人の養成を進めるうえでの中心的な役割が期待されており、特に学校教育等における認知症の人などを含む高齢者への理解の推進が求められています。</p>	<p>小・中学校に係る認知症サポーターの実績（直近5年間）については、学校数は延べ13校、養成人数は合計1,269人となっております。小・中学校に係るこれまでの実績及び今後の目標は、計画に明示しておりませんが、人数については「文京区サポーター総数」に含まれております。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	現時点での小中学校のサポーター養成の人数、学校数の実績と今後目標が、見当たらない。	
25	「1 地域とともに支え合うしくみの充実」、「1・3 認知症施策の推進」において、認知症施策推進大綱にあるような、認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、座学だけではなくサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座の開催機会を拡大に対する事業が見当たらぬ。さらにステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）を地域ごとに構築が求められているが、該当する事業がない。	<p>認知症サポーターステップアップ講座については、1－3－2認知症サポーター養成講座における認知症サポーター実践講座として記載しております。区内の認知症サポーターのボランティア活動を後押しするため、今後も事業内容を充実させてまいります。</p> <p>また、チームオレンジ事業については、1－3－1 3 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキングに記載しております。現在、各地域の実情に応じたチームオレンジ活動の立上げに向けて準備を進めています。</p>
26	認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及する。市町村はこうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努める取り組みが見当たらない。	本人ミーティングについては、次年度より、高齢者あんしん相談センターと連携し、認知症の本人や家族のニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ Bunkyo」の活動において実施する予定であり、その旨を計画に明記いたしました。（掲載箇所：認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング「認知症本人との交流会」）
27	認知症施策では、「認知症バリアフリー」による共生社会の実現が施策の中核となっているが文言として記載がない。令和元年度の認知症施策推進大綱からは本区はずれているのではないか。	<p>認知症基本法に規定される「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」については、文言として本区の計画に明示しておりませんが、同法の趣旨や理念、基本施策の考え方を区の施策に取り入れ、「1-3-13 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング」等において、バリアフリー化を目指してまいります。</p> <p>区では、認知症基本法の制定より以前に、認知症施策推進大綱の内容を踏まえ、認知症施策の拡充を図ってきており、今後も絶えず施策の充実に取組んでまいります。</p>
28	「2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組」、「2－4 介護人材の確保・定着への支援」において、ハラスメント等の問題や子	介護人材の確保・定着への支援つきましては、様々な主体で実施されており、東京都社会福祉協議会では離職介護人材再就職準備貸付事業（東

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	育て等で離職している潜在介護福祉士などのへの復職支援として、相談窓口の開設はしないのか。また未就学児をもつ潜在介護福祉士に対して子供を保育所等へ入所させた場合にその保育料の一部について貸付けを行う保育所復帰支援事業などはおこなわないのか。目に見える復職支援が見当たらない。	京都内で介護職員として継続して2年間従事した場合、返還免除)を、文京区社会福祉協議会では福祉の仕事相談・面接会を実施し、区介護保険課では「介護事業者情報検索等システム」を運用し、インターネットで介護サービス事業所の基本情報や「職員募集サイト」にて求人情報を提供しています。今後も、介護人材確保・定着のための支援を実施していきます。
29	地域によっては、生活活動が豊島区、荒川区、台東区などの隣接自治体に係ることも多く、社会資源の利用や連携が、望ましい地域もあるのではないか。高齢者・介護保険事業計画の認知症サポーター養成や認知症の症状による行方不明者対策などは、隣接自治体との協働が必須なのではないでしょうか。隣接自治体との協働を具体的にあげませんか。	現在、隣接自治体との連携・協働により実施している事業はございませんが、ご指摘のとおり、地域の枠を超えた社会資源の利用や連携は重要と考えていることから、より専門的な知識や広域的な対応が必要となる認知症関係事業等は、東京都と連携を図っております。

③ 障害者・児計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	中間のまとめ拝読しました。今まで近隣のスーパー等の出入り口や横断歩道の段差等が気になり、歩行困難者や車イスの方々が利用できない危険な場所が区内でたくさん目につきました。多くの方々が障害者の目線で生活することで、安心・安全な文京区に生まれ変わるでしょう。	障害者・児計画においては、障害者、高齢者や子育て中の方などすべての人が安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から総合的な自転車対策なども含めた生活環境の整備を進めることとしております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。
2	身内に重度障害者がいるため、区内に日中サービス支援型のグループが出来ることを望みます。港区は区の施設の跡地にできるとホームページに記載されていました。	障害者・児計画においては、障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進すること等により、施設整備を促進することとしております。今後も民有地や公有地の活用を検討し、グループホームの整備に取り組んでまいります。
3	「福祉教育」や「障害及び障害児に対する理解の促進」についての教育は、学校まかせになっているのではないかでしょうか。区として力をいれるのならば各校で必ずできるプログラムを行使やお金をかけてやるべきだと感じます。1部の先生だけがでけてだめで、インクルーシブ教育を推進するなら同時に、福祉教育を具体化することも大切だと思います。パンフレットを作るだけでなく、どう先生と親が活用するかも具体化してほしいです。受験や学力競争にいる子達にもしっかり伝わる具体策を区として出すべきだと感じます。しかし、先生方は日々の教育活動にとても多忙だと思いますので、これ以上先生方の負担を増やすようなものではないと思っています。	障害者・児計画においては、障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていくよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的としております。今後も、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布等を通じて周知啓発に努めてまいります。
4	障害者（中度・重度）で、避難所に行くが、留まるまとうができない方々（騒いでしまう等）については、福祉避難所への直接避難か一時避難所で部屋を分けていただくなどしていただけるとありがたいです。要避難者名簿への対象者なはずですが、希望を聞かれた記憶が無いです。 避難所に「行ける」ことではなく、「留まれる」ことが大切だと思いま	避難所は、災害のため現に被害を受け、又は受けたおそれのある方で、一時的に避難しなければならない方（乳幼児・高齢者・障害者等を優先して）を対象にしています。文京区避難所運営ガイドラインでは、特別な配慮が必要な避難者には状況に応じて優先的にスペースを確保するよう明記しており、避難所運営訓練で模擬的に訓練も実施しているところ

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>す。東日本大震災の際の要配慮者の死亡率は3倍とかだったと思います。何卒お願ひします。</p>	<p>です。避難所の要配慮者専用スペースでの避難生活が困難な者については、必要に応じて、区内に設置される福祉避難所への搬送等を行う計画となっております。</p> <p>現在、福祉避難所への直接避難に向けた事前受入れ調整を進めておりますが、避難行動要支援者名簿に登録のあるすべての方（約2,000人）に対しての希望調査は行っておりません。今後、直接避難該当者の把握につきましては、検討を進めてまいります。</p>
5	<p>○放課後デイサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・重度の小学生（医療的ケア児・重度心身障害者ではない） ・1人歩きが出来ない ・保護者が就労している <p>上記の場合、学校送迎の放デイ・移動支援サービスの数が足りず、結局育成室にいくしかない。（小3まで）これにより、引っ越し方を数名知っています。送迎有りの放デイを増やしていただきたいです。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>障害者・児計画においては、重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進することとしており、今後の見通しとしましては、令和6年度に区立の放課後デイサービス施設を1か所開設する予定です。今後、整備費等補助制度の周知を行い、民間事業所の誘致に積極的に取り組んでまいります。</p>
6	<p>去年の11月の半ばに倒れてしまいまして、横に倒れたまま動くことができず、右半身しか動けずにいたところ、警察が部屋に入ってきて、電話で救急車を呼んでくれました。ストレッチャーにのせてもらって救急車にのりましたが、コロナのために色々な病院に断れてしまい、やっと北区の病院で検査することができました。MRI検査の結果、脳出血があるということがわかりました。その後、板橋区の大学病院に入院が決まりました。私の姉の主人が夕方から夜中の12時まで一緒にいてくれたのですが、別れてから寝てしまったため知らぬまま4階に運ばれていました。</p> <p>その後、胃に痛みを感じ、医者から薬をもらい飲んでいましたが、また痛み出しました。内視鏡検査にて、腫瘍があることがわかったので、</p>	<p>区では、重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故及び火災にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、区が委託する民間の警備会社を通じて東京消防庁に救急要請とともに駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行う救急代理通報システムを設置しております。</p> <p>また、障害者・児計画においては、緊急事態に対応するために、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通の支援など、緊急事態における支援体制を充実させていくこととしております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>手術で切除しました。</p> <p>その後痛みがなくなり、おかゆから食べれるようになり、食欲も回復しました。2か月の入院後、立川病院に転院して、リハビリを始めました。3か月間リハビリを行い、コミュニケーションは筆談行っていたが、筆談が大変なので、手話を教えていた。無事、3月31日に退院することが出来ました。</p> <p><u>※本意見については、手話言語にて提出があり、通訳を基に意見要旨を作成しております。</u></p>	
7	<p>○文京区の令和4年度障害者実態調査の結果(2023年4月5日に公表)を施策に反映する。</p> <p><u>①具体的には防災対策に加えて、緊急時対策を充実させる。</u></p> <p>日常生活で困ることの1番が「災害時の避難に不安がある」が44.5%。さらに、緊急時の対応に不安が42.5%。この調査結果で、災害時だけでなく、緊急時の措置も重要であることが明らかになりました。</p> <p>現在検討中の「文京区手話言語条例の基本的な考え方」の「災害時の措置」に加えて、「緊急時の措置」を含めて、「災害時等の措置」として、施策を検討して頂きたい。</p> <p>緊急時の施策として、聴覚障害者への情報伝達と聴覚障害者からの緊急発信の双方向がある。</p> <p>例)政府の進める「地上テレビ波を活用した災害情報伝達手段（防災行政無線）」の検討</p> <p>例)緊急通報システムは対象者を拡大し必要な人に貸与することを区は積極的な利用を呼びかける。</p> <p><u>②高齢のろう者、難聴者への支援は複合的に行う取り組みを具体化する。</u></p> <p>「地域で安心して暮らしていくために必要な施策」の設問で、聴覚・平衡機能障害の回答の選択肢で1番多いのは「障害に対する理解の促進」で37.0%です。2番目に多いのは、「福祉・医療・介護との連携の充実」</p>	<p>① 障害者・児計画においては、災害時や緊急事態に対応するために、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通の支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させていくこととしております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。</p> <p>なお、文京区障害者（児）実態・意向調査報告書（令和5年3月）においては、第1章在宅の方を対象とした調査「日常生活で困っていること」の設問に対し、「災害時の避難に不安がある」と回答した方は全体で25.8%に対して聴覚・平衡機能障害44.5%、「緊急時の対応に不安がある」と回答した方は全体で24.7%に対して聴覚・平衡機能障害42.5%となり、障害種別による困り度に違いがある調査結果となりました。</p> <p>② 障害者・児計画においては、障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、障害の特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進めるとともに、適切な媒体を用いた行政情報提供を行うこととしております。</p> <p>また、区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつ</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>の 33. 6%です。</p> <p>これは、回答した聴覚障害者で 70 歳以上は 6 割を超え、60 歳以上だと 75% と多くが高齢者であることから、複合的な医療、介護、福祉のサービスを求めていることが分かります。他の障害者も「福祉・医療・介護の連携」が重要な施策になっています。</p> <p>日頃からの情報不足、意思疎通不十分のため、施策の通知、理解が不十分です。医療、介護、保健等基幹的サービスであっても、区民への理解、情報の浸透度を常に確認する必要があります。</p> <p>例) 文京区の認知症の無料検査サービスはもう高齢者は知らない。情報が文字のため、理解しにくい。</p> <p>例) 登録手話通訳者等に聴覚障害者向け相談支援の研修を行って、支援技術の習得と社会資源の連携等適切な対応を図る</p> <p>例) 自らの問題の所在、内容が理解できていない聴覚障害者には相談支援へ繋げる説明会を行う。</p> <p><u>③身体障害者実態調査の方法の改善</u></p> <p>施策の元になる実態調査の方法は、障害者が適切な意思疎通、情報取得の手段が選択できるようにする。</p> <p>例) 手話言語を必要とする聴覚障害者の調査は項目説明も回答も手話言語で実施する。</p> <p>例) 調査の設問を文字の大きさや明暗を変更できるアプリで回答できるようにする。</p>	<p>つ、障害者等の各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うこととしております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。</p> <p>③ いただいたご意見を踏まえ、令和 7 年度実施予定の障害者（児）実態・意向調査の実施方法を検討してまいります。</p>
8	<p>○ 障害者・児計画に、政府の第 5 次障害基本計画の項目を反映する。</p> <p><u>①「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）</u>は、市町村の障害者・児計画に反映させ、実施状況を報告することとしている（第 9 条）。必要な項目と目標値を設定すべきです。</p> <p>例) 文京区ケーブルテレビの手話付き番組の放送時間数、番組数</p>	<p>① 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、法という。）」においては、市町村が障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画が法の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにすることとされており、市町村において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況を明らかになるようにすることは</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>例) 文京区 HP の情報アクセシビリティにおける手話言語、拡大文字等の対応状況</p> <p>例) 文京区の各課、地域活動センター、文化施設、社会教育施設における聞こえの対応状況（筆談ボード、コミュニケ、ヒアリングループ、拡大表示器等設置状況）</p> <p>例) 文京区内事業者（医療機関、教育機関、介護事業者、交通事業者、飲食事業者、遊興施設等）の情報取得と意思疎通支援の配慮状況</p> <p>例) 区議会における聴覚障害者向け聞こえの情報保障の状況（手話通訳、要約筆記、ヒアリングループ、字幕表示等）</p> <p><u>②障害者の情報の取得、利用及び意思疎通の施策の着実な実施のため、当事者を含めて協議を重ねて、計画を策定すること。</u></p>	<p>示されておりませんが、いただいたご意見を踏まえ、障害者・児計画において、法の趣旨を踏まえる旨の記載を検討してまいります。</p> <p>② 障害者・児計画の改定の検討を行う障害者部会の部会員は、文京区地域福祉推進協議会設置要綱に基づき指名または委嘱しております。当事者参加については、いただいたご意見を踏まえ、今後の障害者部会員の指名または委嘱の方法について検討してまいります。</p>
9	<p>○ 質の高い手話通訳者の確保のための施策を充実させること。</p> <p><u>①手話通訳者の報酬（2時間以降）を改善する。</u></p> <p>現行の1時間千円は東京都最低賃金を下回る金額である。手話通訳は高い専門性が求められ、習得にも時間がかかり、登録後も自主的に東京と手話講習会に通うなどの研鑽を重ねている。今後手話言語条例施行後需要が大幅に高まることから手話通訳の確保のためにも報酬は議会や行政派遣と同等（3千円／時）以上にする必要がある。</p> <p><u>②研修内容を充実させること。</u></p> <p>ケーブルテレビ放送、議会の通訳から病院、学校等幅広い手話通訳の対応のため、研修の機会、内容を充実してほしい。</p>	<p>① 手話通訳者の報酬につきましては、今年度より1時間まで4,000円、それ以降は1時間につき1,000円に拡充しており、手話通訳者の待遇改善に努めています。いただいたご意見を踏まえ、今後の手話通訳者の待遇改善について検討してまいります。</p> <p>② 障害者・児計画においては、聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行うこととしております。いただいたご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。</p>
10	<p>p288~○今後希望する生活（施設入所の方）（実態・意向調査より）を見ると 全体としては「現在の施設で生活したい」が71.8%と約7割を占め最も多く…とあります。</p> <p>p290~292○休日の過ごし方（在宅の方）（実態・意向調査より）全体としては「家でくつろぐ」が58.5%と最も多く…とあります。</p>	<p>障害者・児計画においては、障害の種別に限らず、障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進することとしております。施設整備の</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>以上のような点から家族にはこれからも負担が多いと思われます。高齢聴覚障害者には特にグループホームの性格を、聴覚障害に特定できるように目的を持った施設づくりを目指す施策を立ててほしいです。</p>	<p>方針についての検討にあたり、いただいたご意見を参考とさせていただきます。</p>
11	<p>以下、障がい者・児計画「自立に向けた地域生活支援の充実」についての意見です。ご検討いただければ幸いです。</p> <p>「中間のまとめ」に、「自立に向けた地域生活支援の充実のためにグループホームの整備を進める」と、書いてありました。今後、さまざまな形態の居住系サービスの場が増えることを期待しています。</p> <p>親亡き後の本人の暮らしは、障がい者の親であればだれもが心配する重い問題です。特に、親亡き後の居住の場を決めるることは難しいことだと思います。本人が幸せになれるような居住の場を、多様な選択肢の中から選ぶことができるとよいと思います。そのような充実した居住系サービスの実現のために、次の2点のようなサービスも利用できるとよいと思います。</p> <p><u>1. マンションタイプのグループホームの整備</u></p> <p>グループホームの整備を進めるときに、ぜひ、マンションタイプの施設を検討していただきたいと思います。</p> <p>複数人の障がい者とともに1軒の家で暮らすことは、あるタイプの障がい者にとってはハードルが高いように思います。トイレも浴室も専用のものが用意されたワンルームマンションのような部屋だと安心して暮らせる障がい者も一定数いると思います。</p> <p><u>2. ショートステイの制度の整備と施設を増やすこと</u></p> <p>本人の自立の練習のために、ショートステイが利用できるとよいと思います。生活訓練を受けることができるようなショートステイの制度と、施設の整備を希望します。施設の数やサービスの種類を増やして、多くの障がい者が利用できるようになることを希望します。</p> <p>息子をみていると、どのようなグループホームが合っているのかまだ</p>	<p>障害者・児計画においては、障害者が安心した地域生活を送ることができるよう、グループホーム等の整備を推進するなど生活基盤施設等の充実を図るとともに、障害者自ら望む生活の場が確保できるよう、施設入所支援、自立生活援助等のサービスも着実に行っていくこととしております。</p> <p>また、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進することとしております。いただいたご意見も踏まえ、施設整備の方針について検討してまいります。</p> <p>短期入所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与することと定められており、区内にも短期入所のサービスを提供する事業所がございます。</p> <p>この他、短期保護という区が独自に実施する宿泊も可能なサービスがございますが、ショートステイ施設が不足している点は区としても課題であると認識しておりますので、いただいたご意見も踏まえ、施設整備の方針等について検討してまいります。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>わかりません。あるいはグループホームではなく、住み慣れた家でヘルパーさんや訪問看護師さんの助けを借りながら一人暮らしをする方がよいのかもしれません。将来の不安を少しでも小さくし、本人が幸せでいられるよう、ショートステイの場で多くの職員さんと過ごす機会がときどきあると安心です。</p>	

④ 保健医療計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	文京区にある銭湯は、現在4か所に減ってしまいました。戦後建ったアパートには内風呂のない家が結構ありますので、交通機関を使って通わなければならぬ人がいます。浴場を設けて欲しくお願ひ致します。	<p>区は公衆浴場の経営支援を行っている立場であり直接浴場経営に携わる考えはございませんが、区では、公衆浴場が区民の健康増進等に関して重要な役割を担っていると認識しており、これまで、区内公衆浴場に対し、施設整備等補助や中小企業診断士派遣等の様々な支援を行ってきました。</p> <p>また、昨今の燃料費の高騰を踏まえ、ガス代の補助について大幅な拡充を行っております。</p> <p>今後も引き続き、各浴場が抱える様々な課題や新しいニーズの把握に努め、適切な支援を行うことで、区内公衆衛生の維持向上に努めてまいります。</p> <p>なお、現在、文京区内には、5か所の公衆浴場がございます。</p>
2	寝たきりの人にとって、指定された方法での各種がん検診を受信するのは困難です。専用の医療機関を指定するか、別の検査方法を検討してください。	<p>がん検診は、症状のない健康な方が対象とされており、早期発見・早期治療などの利益がある一方、結果的に不必要的検査や、検査に伴う偶発症発生の可能性などといった不利益もあることから、寝たきりの方等につきましては、かかりつけ医に個別にご相談をいただければと思います。</p> <p>また、区のがん検診は、国の指針に基づいて実施していることから、指針に定めのない検査方法の実施は現段階では難しい状況です。お手数ですが検査方法につきましても、かかりつけ医にご相談いただけますようお願ひいたします。</p>
3	かかりつけ医が急に閉院したとき、受信記録を見ることができません。保健所で管理することはできないでしょうか。	受診記録は医療機関で診療録として記録されます。診療録については、医師法第24条第2項の規定により、病院又は診療所の管理者が5年間保存するように義務付けられているため、原則、行政が管理することはできません。閉院した場合も同様に、病院又は診療所の管理者に5年間の保存義務があるため、管理者にご相談ください。閉院した診療所の管理

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
4	<p>日頃より私どもたばこ商業協同組合の事業活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。先般公表されました標記計画素案のパブリックコメントにつきまして、文京区のたばこ販売店の立場とともに、私どものお客様である喫煙者の声を代弁する立場として意見いたします。</p> <p>【主旨】</p> <p>私どもは、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、たばこの販売を通じて毎年2兆円を超える、国、地方への財政貢献を担っております。文京区における令和4年度の特別区たばこ税は約10億円を納めており、文京区財政の一端を担っているとの誇りと自負を持って、日々たばこの販売に励んでおります。また、街中の吸い殻拾いといった清掃美化活動を実施しており、喫煙マナーの啓発も行っております。</p> <p>現在、文京区におかれましては文京区地域福祉保健計画中間のまとめ（令和6年度～令和8年度）策定に向けた検討をされております。今後、仮に喫煙に関する過度な規制強化がなされた場合、更なる喫煙機会の減少、消費本数の減少が進むことは、たばこ業界に多大な影響があると危惧しております。喫煙対策に関しては、2020年4月に改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙を防ぐために十分な措置が決められたと認識しております。また、文京区では「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」が制定されており、区内全域の屋外の公共の場所での喫煙が禁止されています。屋内外における喫煙規制の強化やそれに伴うたばこ離れ、高齢化の進展等によりたばこの販売量は減少の一途をたどっております。私ども町のたばこ屋は、高齢で年金とたばこの販売で生計を立てているところも多く、強い不安を抱いており、文京区が国や</p>	<p>者の連絡先がご不明な場合は、保健所で把握している場合もありますので、生活衛生課医薬係にご相談ください。</p> <p>本区においては、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」により、公共の場所（公道や公園等）での喫煙及びポイ捨てを禁止するとともに、公共の場所以外の屋外（私道や私有地等）で喫煙する場合は、喫煙による迷惑行為のないよう配慮することとしております。また、喫煙所の整備については、シビックセンター及び御茶の水橋際公衆便所横に指定喫煙場所を設置しているほか、屋内喫煙所設置費等助成制度による民間運営の喫煙所を6か所設置しております。本区としましては、喫煙所の整備がさらに必要と認識しており、設置経費や保守管理経費の助成に加え、今年度から賃料を助成対象にするなど助成内容を拡充したことで、2か所の喫煙所を新たに設置したところです。</p> <p>一方で、受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連や、母子においては乳幼児突然死症候群（SIDS）の危険性が高まることなどが科学的に明らかにされており、家庭において、子どもが受動喫煙にさらされる可能性の高い場所であるため、妊婦と子どもの健康を守る必要があると考えております。</p> <p>今後も地域環境美化及び受動喫煙防止の観点から、喫煙マナーの向上及び喫煙所の整備等を進めてまいりますので、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>東京都を上回る独自の健康計画を策定した場合、たばこに対する心象の悪化を助長することとなり、正に死活問題となります。多くの喫煙者は周囲への配慮もしっかりと行っておりマナーも向上しています。喫煙者がたばこを楽しむための場所は適正に確保されるべきだと考えます。</p> <p>そのため、喫煙に関する計画見直し議論については、科学的根拠に基づいた冷静なスタンスでおこなっていただきますようお願い致します。</p> <p>上記により、以下意見いたします。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下」の目標設定について (第V部 保健医療計画 第4章 目標と計画事業 3 計画事業 (1) 健康づくりの推進 1－1 健康的な生活習慣の確立 行動目標 P.483) <p>「乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下」の目標として、ベースライン 9.2% (令和4年度) から 0.0% (令和10年度) をを目指すことが示されています。</p> <p>東京都では、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」(平成30年4月1日施行) 第六条において、「喫煙をしようとする者は、家庭等において、子どもと同室の空間で喫煙をしないよう努めなければならない」といった努力義務の表記にとどまっており、本目標の 0.0% は過剰な設定であると考えます。また、現時点で現行計画における目標 3.0% (平成34年度) を達成できていないにも関わらず、さらに厳しい目標を設定するのは、非現実的であります。</p> <p>たばこ税は区財政にとって重要な財源となっており、喫煙率を必要以上に減らす取り組みは、財源の減少につながることにもなりかねず、区政全体の中でのバランスを考えることも必要なのではないかと考えます。</p>	

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>また、たばこは長年にわたり生活に定着し親しまれてきた合法な大人の嗜好品であり、喫煙するかしないかは、健康に関する適切なリスク情報を認識したうえで 20 歳以上の個々人が自ら判断すべきものであると考えております。適切な情報に基づいて、大人が自由にたばこを楽しむという選択は尊重されるべきであり、さらに「家庭」というプライベート空間に行政が介入して個々人の判断を特定の方向に向くよう強制することは問題であると考えます。</p> <p>したがって、「幼児がいる家庭での喫煙率の低下」については、「喫煙率の低下」の目標と同様、「減らす」といった定性表記、あるいは少なくとも現行計画の目標 3.0% の記載にとどめるべきと考えます。</p> <p>現在文京区におかれましては、シビックセンターや御茶の水橋際公衆便所横に喫煙所を設け、喫煙者がマナーを守り、喫煙を楽しめる環境を整備していただいている状況と認識しており、心から感謝申し上げます。一方で、日々取り組んでいる美化活動においてもご承知の通り、吸い殻のポイ捨てが多く散見される状況となっていることからも、まだまだ喫煙場所が足りない状況と認識しております。</p> <p>また、先に施行している全国自治体の路上喫煙を制限する条例においても、路上禁煙区域等を設定される際は、そのほとんどにおいて喫煙所を整備している状況であり、まちの環境美化を守り、喫煙マナー向上を図るために、喫煙所の設置が不可欠であることは明らかです。</p> <p>どうか、今般の健康計画で喫煙者の割合を設定される際には、区内のたばこ販売店や喫煙者への影響等も踏まえ、一方的で偏ったものでなく、バランスの取れた実効性のある取り組みとしていただきますよう、切にお願い申し上げます。今後とも非喫煙者に迷惑をかけないよう、喫煙者がマナーを守って喫煙できる場所を整備いただき、喫煙者、非喫煙者がいがみ合うことなく共存できるたばこ対策を実行いただくよう、お願い申し上げます。</p>	

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
5	各施策について、区民に対して強制的にならない、バランスの取れた計画になるようお願いしたいです。	本計画については、区が取り組む事業内容等をお示ししているものです。このうち、普及啓発や地域活動の支援等の記述もありますが、区民の皆様に行動等を強制するものではございません。また、計画の策定にあたっては、区民・学識経験者等で構成する地域福祉推進協議会やパブコメ等を通じていただいたご意見を踏まえ、検討・反映させながら、バランスのとれた計画となるよう努めておりますので、ご理解のほどお願いします。
6	2人の子供の育児に日々奮闘しています。仕事や育児の合間の1服が、今の自分にとっては唯一のリフレッシュであり、大切な時間です。タバコを吸う時は家でも外でも人の迷惑にならないよう、自分なりに気を遣っているつもりです。家が近いので、シビックセンターやラクーアにもよく家族と行きますが、以前礒川公園にあった喫煙所が急につぶれてしまい、ショックを受けました。家の近くの商店にあった灰皿も1年くらい前になくなってしまい、外でも吸える場所が全然ないです。こちらの保健医療計画を読んだところ、外でも吸えないのに、さらに家の中でも子供がいたら吸ってはいけないのかと、正直、切なくなりました。	本区においては、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」により、公共の場所（公道や公園等）での喫煙及びポイ捨てを禁止するとともに、公共の場所以外の屋外（私道や私有地等）で喫煙する場合は、喫煙による迷惑行為のないよう配慮することとしております。また、喫煙所の整備については、シビックセンター及び御茶の水橋際公衆便所横に指定喫煙場所を設置しているほか、屋内喫煙所設置費等助成制度による民間運営の喫煙所を6か所設置しております。本区としましては、喫煙所の整備がさらに必要と認識しており、設置経費や保守管理経費の助成に加え、今年度から賃料を助成対象にするなど助成内容を拡充したことで、2か所の喫煙所を新たに設置したところです。 一方で、受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連や、母子においては乳幼児突然死症候群（SIDS）の危険性が高まることが科学的に明らかにされており、家庭において、子どもが受動喫煙にさらされる可能性の高い場所であるため、妊婦と子どもの健康を守る必要があると考えております。 今後も地域環境美化及び受動喫煙防止の観点から、喫煙マナーの向上及び喫煙所の整備等を進めてまいりますので、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

⑤ その他

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	税金の無駄使いをやめて下さい。文京区に住みづらいです。この広報誌も贅沢な紙を使わないで普通の新聞紙並みでよい。何を考えているのか。印刷会社の利益を考えているのか。税を払う側に立って仕事してください。	<p>今回発行いたしました区報特集号について、区民の皆様から広くご意見をいただくため、はがきを付属しており、通常の区報より厚くなっています。はがきを郵送するためには、郵便局の規定により、2g以上の重さが必要であることから、当該規定を満たす紙質にて発行をいたしました。</p> <p>意見聴取に当たっては、はがきにてご意見をいただくことが一定数あり、はがきも含め、様々な手法により多くのご意見をいただくことが必要であると考えておりますので、ご理解くださいようお願いいたします。</p>
2	できればパブリックコメントの締め切りを松の内ではなく、もう少し後の日にちにしてもらえたなら、もっと区民の声がすいあげられたのではないかでしょうか。	<p>パブリックコメントの実施スケジュールについては、文京区地域福祉推進協議会を含め各会議や議会日程等を考慮して決定しております。意見聴取に当たっては、より多くの区民にご意見をいただけますようホームページや区報特集号等を作成し、今後も周知に努めてまいります。</p>

(2) 区民説明会

① 総論・地域福祉保健の推進計画

No.	意見（要旨）	区の考え方
1	<p>3年間の計画の方向性や他の計画との関係性を伺いましたが、中間の見直しはありますか。</p> <p>毎年見直しがあり、都度委員会等で区民が意見を述べる機会がありますか。</p>	中間の見直しについては行っておりませんが、毎年計画の実績報告として、「PDCA サイクル」の考え方に基づいた進行管理を行い、事業の進捗状況を把握・評価し、次年度に向けての課題解決や事業の見直し等を必要に応じて行っております。
2	P.33、P.131 の内容が重複しているが、区で調整が取れていないのではないか。	冒頭にご説明させていただきましたとおり、今回の「中間のまとめ」については、4計画が1冊にまとまっているため、重複した内容が掲載されておりますが、最終的に冊子になる際は、別々の冊子になります。
3	厚生委員会において、「文京区の人口推移は、他の区と比べて特徴があり、特徴に合わせて事業を展開していく。」と発言されていたが、どの事業のことか。	<p>文京区の人口の特徴として、近隣区と比較すると、若者が多い点が特徴かと思います。実際高齢化率が 30%を超える区もある中で、今後さらに若い人たちの力を地域に反映させていくような取組を推進していかなければと思います。</p> <p>事例として、フレイル予防や認知症等に関する理解が進むよう若い世代が参加する事業も増やしていくべきと考えております。</p>
4	ヤングケアラー支援において、スクールソーシャルワーカーを全小・中学校へ配置してほしい。	スクールソーシャルワーカーについては、現在、小学校 10 校と中学校全校に週 1 日配置しておりますが、令和 6 年度は、全小・中学校に週 1 日配置する予定でございます。
5	家族のケアに当たってきて、教育を受ける機会や就労の機会を逸したヤングケアラーに対して、その経験を社会に生かせるよう、福祉・教育機関で採用年齢緩和を望む。	教育を受ける権利等を含む「子どもの権利」が守られていないヤングケアラーに対して、ケアの負担の軽減を図り、子どもらしく過ごせる時間と場を確保するため、関係機関と連携して、本人の意向を踏まえながら、就労援助を含む適切な支援につなげてまいります。
6	文社協が実施する「文京ユアストーリー」は、非常に良い取組だと思うが、福祉住宅の施策と連動していないため、組織横断的に連携して取り組んでほしい。	「文京ユアストーリー」では、契約者の方への支援の一つとして、転居等の支援を行っています。その際、適宜、福祉住宅の担当者と連携し、「すまいる住宅登録事業」を含め、住宅関連の事業を紹介するなどの支援を行っております。

No.	意見（要旨）	区の考え方
7	ヤングケアラーについて、数を把握しているのか。	文京区としては、現時点で22件把握しております。関係機関との連携を強化し、本人及び家族全体に対する支援を行い、ヤングケアラーの負担軽減等に努めております。
8	高齢者施策として、賃貸が更新できないという問題がある。「すみかえサポート事業」において、不動産店を通して債務保証サービスの申込みを行わなければならないが、一人暮らしの高齢者に対してのサポートを手厚くする必要があると考えているため、こういった方法では不十分ではないか。	文京区において、文京すまいるプロジェクトとして、「すまいる住宅登録事業」を実施しており、高齢者や障害者等の居住制限を受けやすい方に対する住まいの支援を行っております。 また、住まいの協力店制度では、区内の不動産業界団体やオーナーと連携して、協力店の件数の増加を図っており、成約も増えてきております。
9	福祉避難所の直接避難について、いつ頃受け入れ体制が整うのか。	福祉避難所への事前受入れ調整につきましては、避難行動要支援者名簿の同意方式名簿から該当者を特定し受け入れ施設との調整を現在行っています。今後も引き続き、該当者の把握について検討し進めてまいります。
10	福祉避難所の受け入れ体制は、障害者や高齢者等の対象者(カテゴリー別)になるのか、それとも地域別になるのか。	福祉避難所への事前受入れ調整につきましては、該当者の負担も考慮し、対象者別及び居住地の近くになるように進めております。
11	福祉避難所の避難対象者は、避難行動要支援者名簿登録者に限るのか。実際発災した時に、受け入れてもらえないのか。	福祉避難所の受入対象者については、介護をする高齢者や障害がある方等の要配慮者で、避難所における避難生活が著しく困難な方及びその介助者としているため、避難行動要支援者名簿登録者に限りません。しかしながら、福祉避難所は、区と協定を締結する福祉関連施設等のため、施設職員の参集状況や施設の倒壊状況、施設利用者の安否状況などにより、発災時にすぐ開設できない場合が考えられ、発災の際の受入れについては各施設の状況によると考えております。

② 高齢者・介護保険事業計画

No.	意見（要旨）	区の考え方
1	介護給付費の増加率について、何か根拠があるのか。	高齢者人口が増え続けている状況の中、現状や今後の推移を踏まえて、設定させていただいております。
2	このまま高齢者が増え続けると、区や国の財政も国の財政もまたなくなる。介護を必要とする人がこれ以上増えないように抑制しなければならないのではないか。	ご指摘のとおり、今後高齢者の増加が見込まれておりますので、介護の重度化を防ぐ取組、例えば、フレイル予防等の介護予防の施策が肝要と考えており、介護サービスの利用が増えないような取組を推進することで、給付費の抑制につなげたいと考えております。
3	P. 108 の高齢者のアンケート結果において、「今後区に力を入れてほしいこと」の一つに、特養等の施設サービスの充実がある。 厚生委員会を傍聴した際に、「施設の委託事業者が、区の委託基準では経営が出来ないため、撤退する。」と報告されていた。施設サービスの充実が要望されているのに、事業者が撤退することになり、区としてどう考えているのか。 また、施設の老朽化があるところも対応しますとのことですですが、人が居ながらの工事も難しいのではないか。	旧区立特別養護老人ホーム文京白山の郷等を運営する法人から、経営の都合により、区での継続が難しいとの申出がありました。これを受け、区としても新たな事業者を選定する作業を進めているところです。 また、施設の老朽化に伴い、大規模改修が必要になってきますが、改修に当たっては、より収益が上がり、改善につながるような方法を区でも検討を進めております。 なお、大規模改修の基礎調査委託結果を踏まえ、具体的な改修方法を検討し、適切に改修を行ってまいります。
4	人口動態という言葉が何か所かに出てくるが、どういう捉え方をしたらよいか。	人口の推移などについては、実際の人数を基に把握・推計しております。
5	高齢者の健康を守るために様々な事業をやっていただけるのはありがたいと感じている。 ただ、元気な若者と高齢者が同じ施設を利用する場合、受益者負担の考えに基づき、料金設定を改めて考えていただきたい。 高齢者は健康を維持していくことは、自分の利益のみならず、社会の利益にもなる。高齢者がいきいきと暮らし続ける社会を作っていくために、高齢者の健康を維持していくのは必須だと考えているため、区として費用負担や免除を行い、サポートしていただきたい。	総合福祉センターについては、老人福祉センター部分は 60 歳以上の区民の利用となっており、その他の部屋も、高齢福祉に関する団体には優先的な料金設定をしております。 シルバーセンターについては、高齢者の団体が中心にはなるが、安価かつ優先予約を行っております。 スポーツセンターについては、65 歳から 69 歳は割引、70 歳以上は無料で使えるようになっております、 また、介護予防のための体操等を行いながら、住民同士の助け合い・

No.	意見（要旨）	区の考え方
		支えあい活動を積極的に推進していく「かよい～の」も、100円程度で参加することが出来ます。 区としても高齢者が参加できる施策に力を入れているところではございますが、更なる周知に努めてまいりますので、ご活用いただければ幸いです。
6	介護保険料が上がるのは大反対です。子どもだけを援助するのではなく、高齢者も援助してほしい。年の差で差別するな。年金が2倍くらい上げてくれるなら喜んで払うが、物価高騰などもある中で、生活が厳しいのに、介護保険料もあげるつもりなのか。 年金をもっとよこせ、介護保険料を半額にしてくれ。	介護保険料の納付につきまして、物価高騰もあり、厳しい状況があるかと思います。介護保険料は、区民の皆様の所得状況に応じてご負担いただいております。区としましても、介護給付費準備基金等を活用し、できる限り負担を減らすよう検討してまいります。
7	40歳以上の高齢者からだけ介護保険料を取るのではなく、18歳以上の成人からも500円でいいから徴収してほしい。	介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるためのしくみであり、40歳未満は、制度上介護サービスの受益者となりません。しかし、介護保険制度を維持していくためには将来的な対策が必要であり、国において、被保険者範囲の拡大の可能性が今後も検討されるものと見込んでおります。
8	年金が削られている状況で、介護保険料を上げないでほしい。	日本は、諸外国と比較して高齢化が進んでおり、高齢者が増加する一方、若者が少なく、ひきこもりや就職困難者等の問題もあります。社会の担い手が少ない状況の中で介護保険制度をどのように継続していくかが区としても課題であると捉えております。 介護保険料は、区で決定しているところですが、介護サービスを推進しつつ、給付費の増加や介護施設等、介護報酬の改定状況を鑑みながら、なるべく介護保険料が上がらないよう検討してまいります。
9	親族や付き合いの無い単身高齢者の方の見守り事業について、本人が申請する以外にも家主からも申請できるように制度を改正してほしい。 個人情報が厳しくなっている時代なのは理解出来るが、高齢者のお手伝いする観点も大事にしてほしい。	見守り事業の一環として、IoTを活用した「高齢者見守り電球サービス」や「高齢者見守り扉センサーサービス」等を実施しておりますが、いずれのサービスも、申請時に利用者ご本人様の同意が得られれば、ご本人様以外の方が申請することは可能となっております。ご本人様の同

No.	意見（要旨）	区の考え方
		意を得ることが難しく上記サービスの利用に至らない場合には、各圏域に設置している高齢者あんしん相談センターに情報を提供いただくことによって、地域の中での緩やかな見守りにつなげてまいります。
10	<p>統計を見る限り、今後さらに一人暮らし世帯の増加が見込まれる一方、85歳以上の世帯も増加していくと思われる。</p> <p>こういった対策の一環として、全戸訪問等のアウトリーチを行い、個々の実態を把握していかなければ、どういった施策が効果的か見えてこないのではないか。</p>	<p>高齢福祉課や高齢者あんしん相談センターにおいて、アウトリーチが必要となる場合は、個別に訪問を実施しており、本人の意向や状況に応じて、適切な支援につなげております。</p>
11	<p>高齢者の一人暮らし対策として、現行の「みまもり訪問事業」や「話し合い員による訪問活動」などがあるが、社会参加しなくなった高齢者に対して、どのような施策展開を考えているのか。現行の施策では不十分ではないか。</p>	<p>高齢者が住み慣れた場所で安心して居住できるよう支援しており、見守り体制として、ドアセンサーライトを設置し、24時間通信状況の確認を行い、緊急時には安否確認等を行う「高齢者見守りあんしんIoT事業」等様々な事業を実施しております。</p> <p>また、社会参加については、高齢者のみならず、全ての方の健康にとって有効であると考えておりますので、セカンドステージサポートナビやシニア食堂等の社会とのつながりを創出する取組を推進してまいりたいと考えております。</p>
12	<p>認知症の方は、自分が認知症だと気づかない可能性があり、社会的に孤立している状態だと、症状が進行してから気づくことになるため、一人暮らしの高齢者世帯にどういうアプローチを考えているのか。</p>	<p>高齢福祉課や高齢者あんしん相談センターにおいて、アウトリーチが必要となる場合は、個別に訪問を実施しており、本人の意向や状況に応じて、適切な支援につなげております。</p>
13	<p>認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくりとあるが、認知症基本法には、「認知症の本人の意向の尊重」とある。</p> <p>町田市で実施されているような本人が参加し、意向や希望を確認する本人会議を文京区はしないのか。</p>	<p>国において策定する認知症基本計画がまだ策定されていないため、今回の計画案には記載しておりませんが、本人が参加する会議において意向を踏まえながら今後検討を進めてまいります。</p>
14	<p>認知症基本法において、共生社会の実現とあるが、「共生」という言葉を使っている以上、何かしらの障害やバリアがあると考えている。文京区は、何をバリアだと考えているのか。どうやってバリアを無くしたり</p>	<p>認知症基本法において、共生社会の実現が大きなテーマになっていると考えており、認知症の方だけでなく、すべての人が住み慣れた地域で、お互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、共生していくことかと思い</p>

No.	意見（要旨）	区の考え方
	変えたりしていくのか。	ます。 文京区におけるバリアとは、「理解不足・認識不足」かと考えております。認知症の症状や現状等をすべての方に知っていただくことで共生社会の実現に取り組んでまいります。
15	認知症サポーターの取組として、「チームオレンジ Bunkyo」とあるが、内訳の中で、どれくらい学生が参加しているのか。その中に高校や大学は入っているのか。	小中学校に対して出張講座を行い、サポーターキッズの増加を図っているところですが、今後は、義務教育の方だけではなく、幅広い年代の方にもアプローチしてまいります。
16	「チームオレンジ Bunkyo」の基本方針は何か。	次の2点であると考えております。 ① 認知症に対する理解及び行動の促進 若い世代も認知症に関心を持ち、一人一人が認知症を自分事として意識します。また、地域の中で、認知症の本人や家族の様子の変化や困りごとに早めに気づき、声をかけたり、相談窓口や社会資源を案内したり、温かい気持ちで接し、本人が必要とするサポートを行います。 ② 地域で安心して活動できる環境づくり 認知症になっても、地域の中で気軽に仲間と交流できたり、安心して通い続けることができたりするような場所を本人や家族とともに整えていきます。その中で、本人が地域の一員として、希望を持ちながら、自らの意思や役割をもって、主体的に活躍できるようにしていきます。
17	若年性認知症について、数を把握しているのか。また、計画に掲載されていないのではないか。 また、若年性認知症の方の社会参加についてどういう対応を考えているのか。	若年性認知症の方の人数については、国の調査結果等の情報を参考しております。また、若年性認知症の方に向けた支援も重要であると考えていることから、その取組について計画に掲載しております。 若年性認知症の方の社会参加につきましては、人として尊重され、希望を持って自分らしく活動できるよう、個々の状況や意向、ニーズ等を踏まえ、社会参加に係る活動を支援してまいります。

③ 障害者・児計画

No.	意見（要旨）	区の考え方
1	災害対応の記載があるが、障害者や高齢者は災害が起きた時の情報収集が難しい。幕張市の展示会に参加した際、地デジ回線を利用して自宅で災害時の情報が見れるようなシステムがあるみたいだが、ぜひ区として検討していただきたい。	区では、自治体が発する災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ネット等の多様なメディアを通じて一括配信するシステムであるLアラートを導入しておりますが、ご意見として伺い、検討してまいります。
2	高齢者は、ろう、難聴問わず、地域社会の中で孤立しており、複合的な問題を抱える区民は多いです。文京区がこうしたろう、難聴者に寄り添って生活を真に支えるようにしていただきたい。	複合的な問題を抱える区民の方については、分野横断的に多機関が連携した重層的支援体制整備事業を推進していくことにより、適切な支援につなげてまいります。
3	障害者・児計画において、精神障害者に関する記述が少ない。	第1章をはじめとした記述では、精神障害について書き分けていない内容もありますが、第5章及び第6章では計画事業に精神障害と明記した事業のほかにも、精神障害者を対象とした内容の事業を掲げております。
4	情報のバリアフリーについて、手話を第一言語とする人の中には文字が出来ない人もいる。区のHPについてもっと絵を増やしてほしい。 また、アクセシビリティ基準について、障害者差別解消法の改正により、JIS X 2016の改正が予定されており、区の広報課においても、来年見直しを検討をしているそうだが、基準を改定する際は、当事者に意見を聞いてほしい。	文京区ホームページは、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（以下、「運用ガイドライン」という。）に基づき、運用しており、「運用ガイドライン」の改定がなされた際は、文京区のアクセシビリティガイドラインにおいても最新の基準に則るよう改定を行う予定でございますが、ご意見として伺い、検討してまいります。
5	障害者・児計画において、社会に内在していた孤独・孤立も問題も顕在化・深刻化しているため、「孤独・孤立対策の重点計画」を踏まえた支援が必要になっている旨を記載していただきたい。 また併せて、非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進める旨も記載していただきたい。	ご指摘の計画については記載しておりませんが、障害者・児計画においては、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念であるソーシャルインクルージョンの考え方のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域とともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要である旨を記載して

No.	意見（要旨）	区の考え方
		いるところです。
6	視覚障害者が使いやすい機器の開発、システムの構築とともにサポート体制やスキルアップのシステムも整え、視覚障害者を取り残さない、優しいデジタル社会となるようアクセシビリティー環境を整備していただきたい。	障害者・児計画においては、災害への備えや障害者の避難対応など、障害者を的確に支援できるよう避難行動要支援者への支援体制を構築するとともに、地域住民等の助け合いの体制を進めるなど、地域の災害対応力を高めていく旨を記載しております。取組を進める際には、障害特性による相違を考慮する必要はあると考えております。
7	福祉サービスを使いながら子どもを育てる権利が障害のある者に保障されていることを、福祉事業者が再認識して取り組むための支援をお願いします。	障害者が、必要な福祉サービスを利用しながら自分らしい生活を送ることは、障害の社会モデルの理念に合致する、障害者基本法の原則的な考え方であり、福祉事業を営む事業所においては当然に認識していかなければならぬ点であると考えております。
8	日常生活を送る上で、スーパーに行くことがあるが、障害者にとって、音声のみのやり取りしか出来ないのは非常に大変であるため、視認性のあるシートや指差しシートをどのスーパーでもレジ付近に置くよう区でも後押ししていただきたい。	障害者・児計画においては、障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるよう、障害の特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進め、情報バリアフリーの推進を図ることとしております。区としても、事業所の理解が進むよう、今後も周知啓発の方法について検討してまいります。
9	障害手帳発行の条件を聴力検査の結果だけでなく、「聞き取れるか否か」に変更していただきたく、ご検討ください。	身体障害者手帳の判定基準は国が定めており、実際の判定は都が行っています。そのため、区が判定基準に関する検討することはできませんが、ご意見として伺います。
10	要約筆記派遣の基準を手帳を保持しているではなく、「本人が聞き取れるか否か」に変更していただきたく、ご検討ください。	要約筆記者派遣の対象者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）第77条第1項第6号の規定に基づく、地域生活支援事業に基づき実施し

No.	意見（要旨）	区の考え方
		<p>ております。</p> <p>なお、障害者総合支援法のサービスを利用する場合は、18歳以上の身体障害者については、身体障害者手帳を所持していることが条件となっております。</p>
11	障害者の権利に関する条約における締結国の義務を正しく理解・促進する研修を実施する。旨の記載を入れるべきである。	<p>条約やそれに基づく法律等の理念を踏まえたうえで、区として取り組むべき施策を障害者・児計画としてまとめていることから、引き続き計画の理解・促進に努めたいと考えております。</p> <p>なお、障害者・児計画においては、障害者の人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送ることができるようになるため、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組を推進し、障害者の差別解消のための取組に関する協議会の運営を行っていく旨を記載しております。</p>
12	小学生の放課後等デイサービスについて、学校から放課後等デイサービス施設への送迎サービスが文京には無いのではないか。保護者が就労していると仕事をやめなければならないため、必要だと考えが、区としての今後の考え方や対応をお伺いしたい。	<p>事業所によって、送迎サービスの有無が異なりますが、送迎サービスが無い場合は、移動支援の通学支援メニューをご使用いただきヘルパーの方と通われております。</p> <p>今後の見通しとしては、特に中学生以上の放課後等デイサービスが少ないという要望を踏まえ、令和6年度より区立放課後等デイサービス施設を1か所開設する予定です。</p>
13	<p>障害分野の実態調査報告について、自宅に住む障害者の日常生活で困る事についての分析結果が、計画内に記載されていない。</p> <p>聴覚障害者において、「災害時に避難に不安がある。」との回答が44%もあり、強いニーズがあると考えているため、計画にしっかりと反映していただきたい。</p>	<p>障害者（児）実態意向調査結果については、計画内で全文を掲載することは出来ないため、抜粋して掲載しております。</p>

No.	意見（要旨）	区の考え方
14	障害者・児計画において、「手話言語条例」「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の記載が無い。 条例は現在審議中とのことだが、記述していただきたい。	ご指摘いただきましたとおり、条例についての記載を検討してまいります。
15	障害者における地域の担い手づくりについて、聴覚障害者協会と文京手話会が、地域の支え合いや見守りの一環として、訪問ボランティアをしているが、区で把握していない地域活動についても、しっかりと把握し、区で周知啓発していただき、手話ができる方が増える社会をつくっていただきたい。	今後の様々な取組の中で、情報を把握し、適切に対応してまいります。
16	手話が出来る通訳者は、ほぼボランティアで活動しているため、区で報酬や手当を支給していただき、障害者の豊かな生活に向けて支援してほしい。	報酬につきましては、今年度より1時間まで4,000円、それ以降は1時間につき1,000円に拡充しており、手話通訳者の待遇改善に努めています。
17	災害時において、聴覚障害者は情報が届かないことが多いため、地域の方に、情報が届いているかどうか確認してもらえる体制を区でも整えていただくとともに、広報の手法についても検討していただきたい。	手話条例等の制定以降において、検討してまいります。

地域福祉保健計画の最終案について

1 文京区地域福祉推進協議会での検討状況

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 第1回（令和5年5月31日） | ・新たな地域福祉保健計画の策定について |
| 第2回（令和5年7月26日） | ・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について |
| 第3回（令和5年8月28日） | ・地域福祉保健計画の検討状況について |
| 第4回（令和5年11月2日） | ・地域福祉保健計画の中間のまとめについて |
| *上記のほか、分野別計画の検討を各分野別検討部会で行った。 | |
| 高齢者・介護保険部会…5回、障害者部会…5回、保健部会…4回 | |

2 計画案

- | | | | | |
|------------------------|---|---|---|---------|
| 地域福祉保健計画総論・地域福祉保健の推進計画 | … | … | … | 別紙1のとおり |
| 高齢者・介護保険事業計画 | … | … | … | 別紙2のとおり |
| 障害者・児計画 | … | … | … | 別紙3のとおり |
| 保健医療計画 | … | … | … | 別紙4のとおり |

3 中間のまとめからの主な変更点

- | | | | | |
|------------------------|---|---|---|-----------|
| 地域福祉保健計画総論・地域福祉保健の推進計画 | … | … | … | 別紙1-1のとおり |
| 高齢者・介護保険事業計画 | … | … | … | 別紙2-1のとおり |
| 障害者・児計画 | … | … | … | 別紙3-1のとおり |
| 保健医療計画 | … | … | … | 別紙4-1のとおり |
- ※なお、細かい文言修正等については、記載しておりません。

4 今後のスケジュール

- | | |
|--------|----------------------|
| 令和6年3月 | 令和6年2月定例議会報告（計画案の報告） |
| | 計画策定 |

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画
(令和6年度～令和8年度)
(最終案)

文 京 区

目 次

第Ⅰ部 総論

第1章 策定の考え方	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の構成	4
4 計画の期間	5
5 計画の推進に向けて	6
第2章 計画の基本理念・基本目標	13
1 基本理念	13
2 基本目標	14
第3章 文京区の人口・世帯の状況	15
1 人口の推移	15
2 将来の人口推計	16
3 世帯の推移	18

第Ⅱ部 地域福祉保健の推進計画

1 計画の目的	20
2 地域福祉保健の現状	21
3 主要項目及びその方向性	34
4 計画の体系	38
5 計画事業	42

※ 第Ⅲ部～第VI部として、各分野別計画の「計画の目的」・「主要項目及びその方向性」・「計画の体系」を掲載する。本資料において、子育て支援計画については、改定を行わないため、高齢者・介護保険事業計画、障害者・児計画、保健医療計画については、それぞれ別紙2、3、4に同一の内容が掲載されているため、その掲載は省略する。

「文の京」ハートフルプラン

区民の多様な地域生活課題について、福祉、保健医療、子どもそして日常生活の支援に及ぶ地域福祉保健を包括的に推進し、「文の京」らしさのあふれるまちを目指します。そのため、みんなが主役のまちとして、区民及び区、そして関連する事業者などの多様な主体間で、共通理解を深め、すべての区民が分け隔てなく、いつまでも心豊かに、自分らしくだれもがいきいきと暮らせるまちとなるよう、文京区地域福祉保健計画を『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

第 部 總 論

第1章 策定の考え方

1 計画の目的

少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加、就労形態の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、社会状況が大きく変化しています。また、虐待やひきこもり、認知症高齢者の増加、子育て家庭や単身高齢者の孤立など多様化・複雑化した福祉保健課題が増大しており、それらに対しきめ細かく対応していくことがますます求められています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化するニーズに対して、公的な福祉保健サービスは、それぞれの分野で充実を図ってはいるものの、公的なサービスだけでは対応が困難な課題も増加しており、住み慣れた地域でこれまでの社会的関係を維持しながら、生きがいや社会的役割をもつことができるよう、地域での支え合いが重要であり、相互の連携が不可欠な状況にあります。

社会福祉法第4条では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされています。また、社会全体では、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）¹」への取組が求められており、地域福祉保健を推進する上で、重要な視点となっています。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的なサービスと地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本計画を策定します。

¹ 持続可能な開発目標(SDGs) 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための17のゴール・169のターゲットから構成される。

2 計画の位置付け

本計画は、区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

また、本計画は、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含する計画となっています。

法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項	地域福祉保健の推進計画
重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項	
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項	子育て支援計画
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策推進法第 9 条第 2 項	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	障害者・児計画
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項	
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項	
食育推進計画	食育基本法第 18 条	保健医療計画

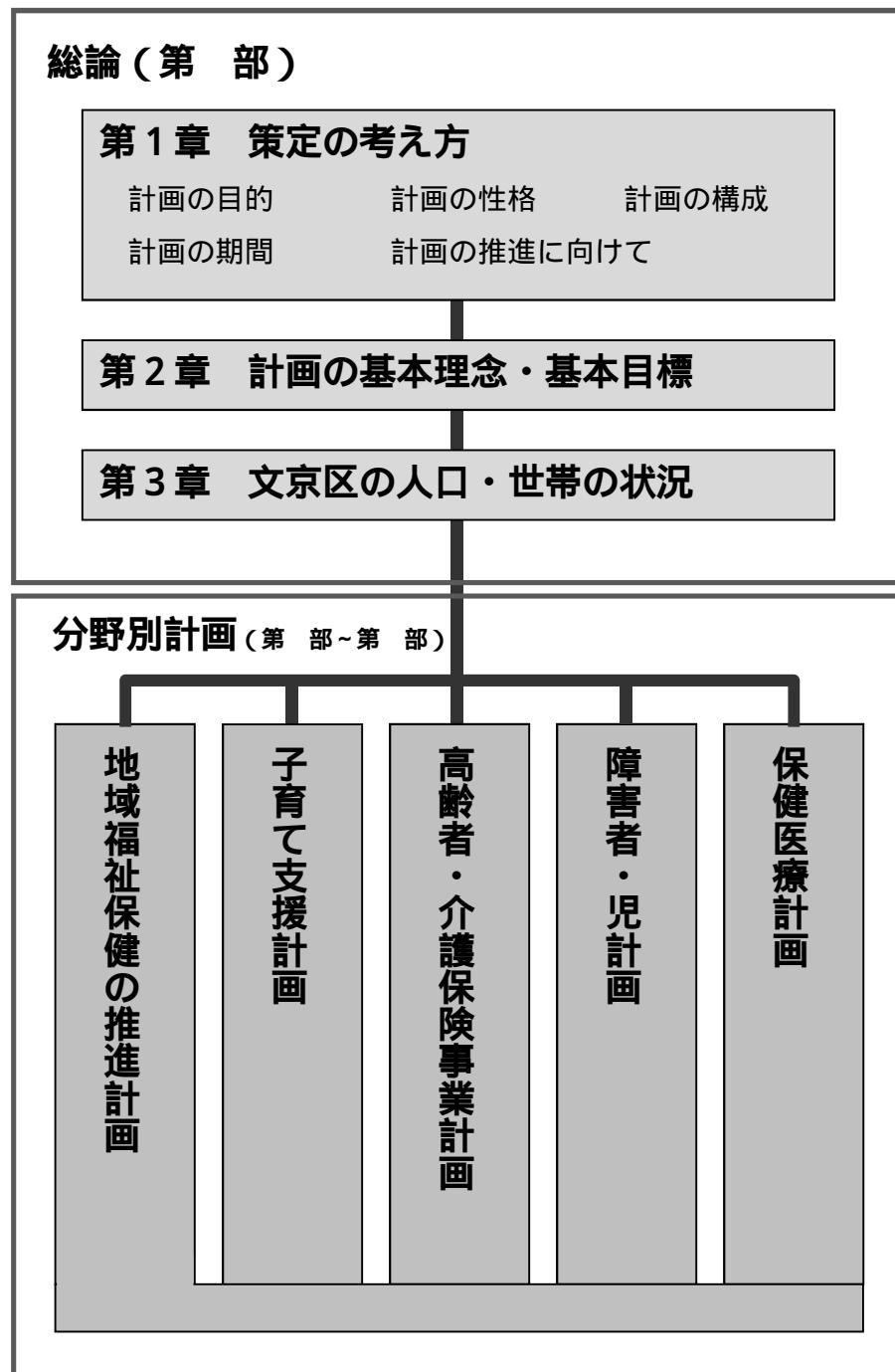
また、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動計画である「地域福祉活動計画」(社会福祉協議会が策定)と相互に連携しています。

3 計画の構成

.....

本計画は、計画全体に係る策定の考え方、基本理念、基本目標等をまとめた総論（第一部）と、各論に当たる5つの分野別計画（第二部～第五部）で構成されています。

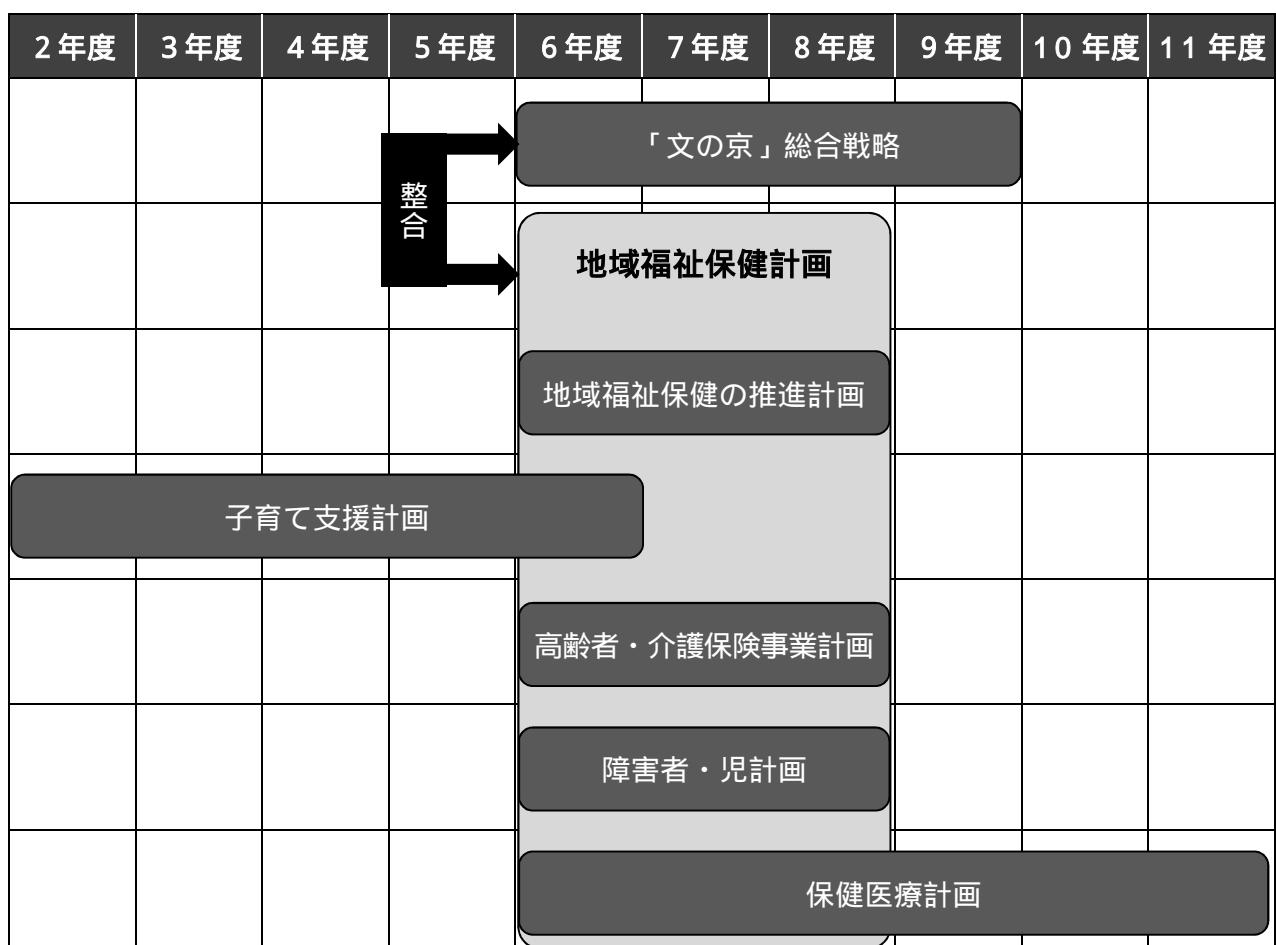
5つの分野別計画は、地域福祉保健全般にかかる施策等をまとめた「地域福祉保健の推進計画」、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」及び「保健医療計画」で、計画ごとに施策の方向性や計画事業を定めています。



4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とします。

ただし、分野別計画のうち、「子育て支援計画」については、令和2年度から令和6年度までの5か年、「保健医療計画」については、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。



5. 計画の推進に向けて

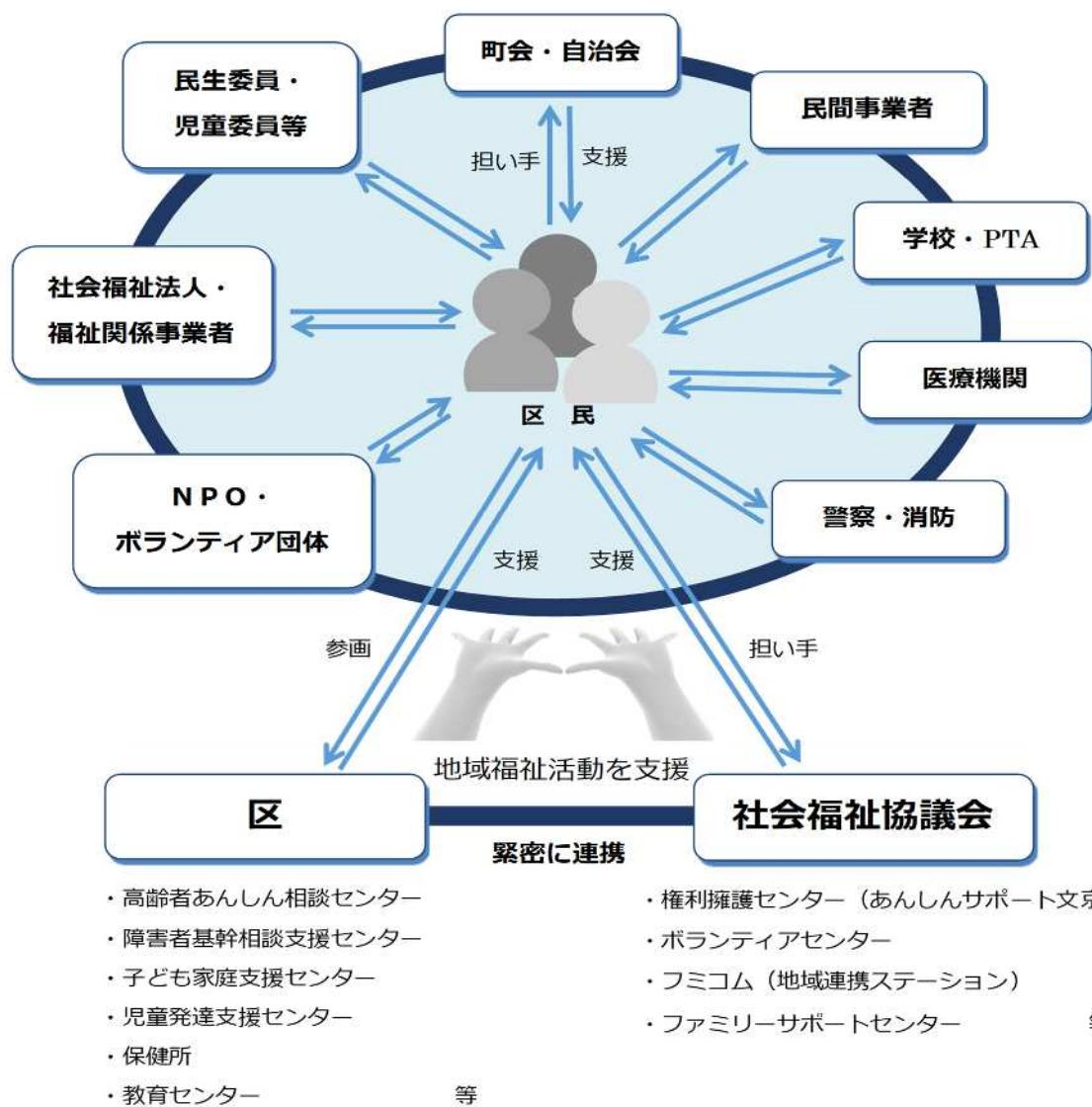
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 地域の子どもを対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 N P O等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寬（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会²の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題³」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

² 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

³ 2040年問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる
2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく



文京区における地域包括ケアシステムの
重層的支援体制整備事業を活用
更なる進化・発展のために

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備する

最終目標

令和6年度～令和8年度

現状

ダブルケア
制度の狭間
孤独・孤立
ヤングケアラー
8050
...
従来の制度や分野ごとの縦割りの
支援体制では対応が困難なケースの増加

障害福祉

児童福祉

生活困窮

高齢福祉

「必要な支援を包括的に提供する」
という考え方を普遍化してきた

区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み

文京区における地域包括ケアシステム

重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」「アウトリーチ⁴等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	
地域づくりに向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	地域づくり事業

実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティーネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあらニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

⁴ アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

文京区重層的支援体制整備事業

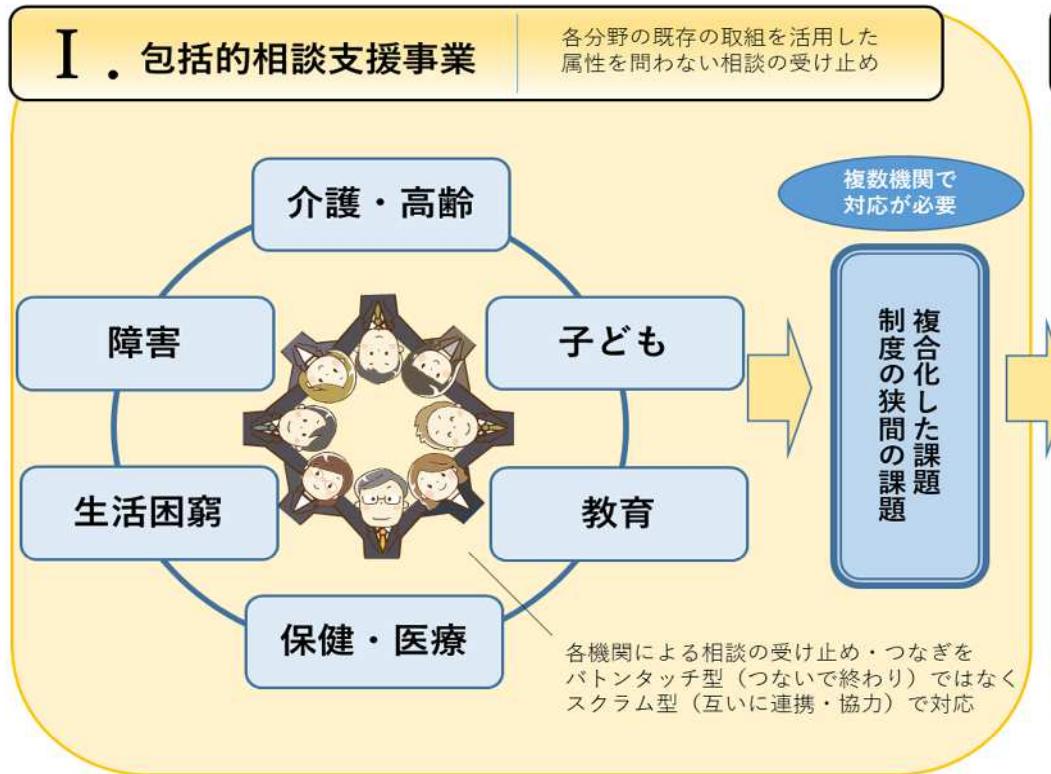
I ~ Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、
地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

I. 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した属性を問わない相談の受け止め



II. 多機関協働事業

複合課題等に対応するため、
分野間の協働をコーディネート

支援会議

- 関係機関等による情報共有 (※1)
- 支援方針の決定

【構成員】 (※2)
区関係機関、社会福祉協議会のほか、民間事業者、医療機関、地域団体、地域住民等、当事者に関わる機関・関係者で構成

プラン
本人同意

重層的支援会議

- 支援プラン作成
- プランの進捗管理

【構成員】 (※2)
区関係機関、社会福祉協議会等、支援プランに関わる機関で構成



※ 1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関係機関による情報共有が可能

※ 2 事案ごとに関係する機関等で構成。

本人との関係構築

参加支援が必要な場合

V. 地域づくり事業

住民同士が支え合い、
緩やかなつながりによるセーフティネットの充実



既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点等

新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続するためのサポート

III. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

IV. 参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援 (社会資源とのマッチング)
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

(3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

第2章 計画の基本理念・基本目標

区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション⁵やソーシャルインクルージョン⁶の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁷を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

⁵ ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

⁶ ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

⁷ ダイバーシティ(diversity & inclusion) 性別（性自認及び性的指向を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

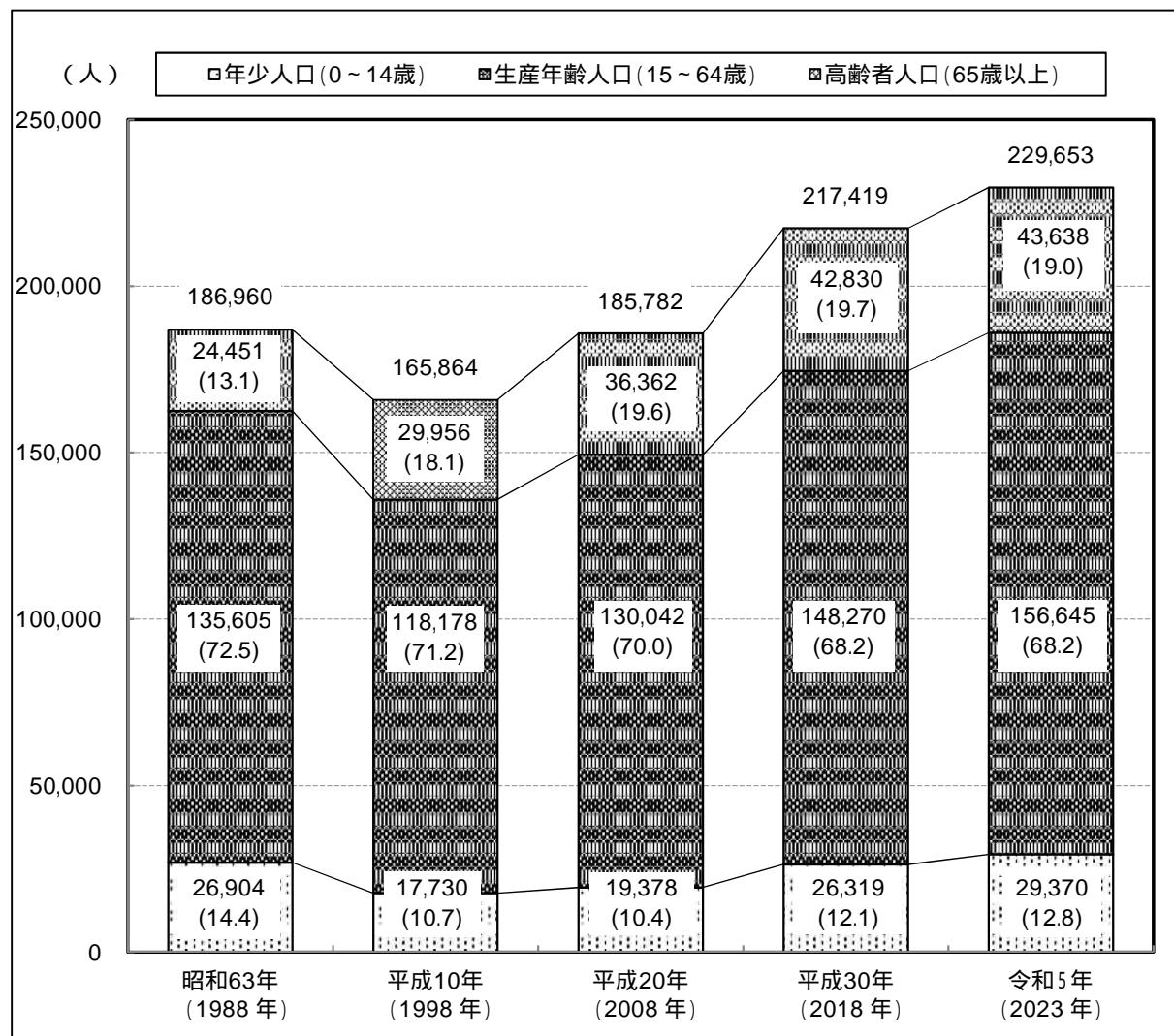
第3章 文京区の人口・世帯の状況

1 人口の推移

住民基本台帳による本区の人口は、昭和38年の253,336人をピークに、平成10年には165,864人まで減少しましたが、その後、増加に転じ、令和5年1月1日現在229,653人となっています。

年齢3区分別の人口は、令和5年1月1日現在、年少人口（0～14歳）29,370人（構成比12.8%）、生産年齢人口（15～64歳）156,645人（同68.2%）、高齢者人口（65歳以上）43,638人（同19.0%）であり、近年は、年少人口が大きく増加しています。

人口の推移



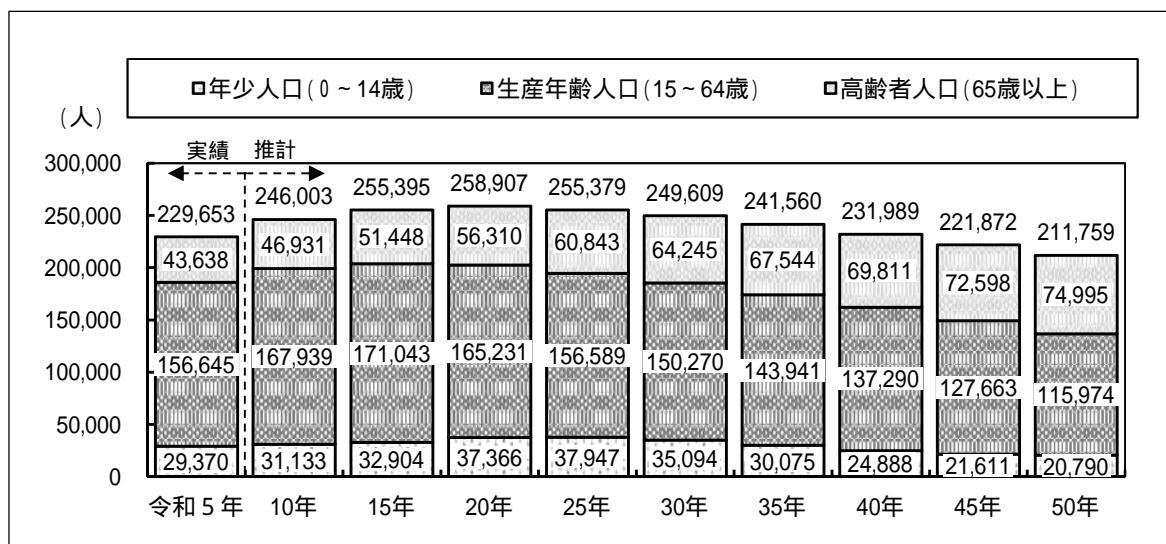
資料：文京の統計（各年1月1日現在）

2 将来の人口推計

本区の人口は、今後、約 15 年間増加を続け、令和 20 年（2038 年）には 258,907 人となります。その後は、緩やかな減少に転じると予想されます。

年齢 3 区別人口をみると、年少人口は令和 25 年（2043 年）生産年齢人口は令和 15 年（2033 年）をピークに以降は減少傾向で推移する一方、高齢者人口は引き続き増加傾向となり、令和 45 年（2063 年）には約 3 人に 1 人が高齢者になると見込まれます。

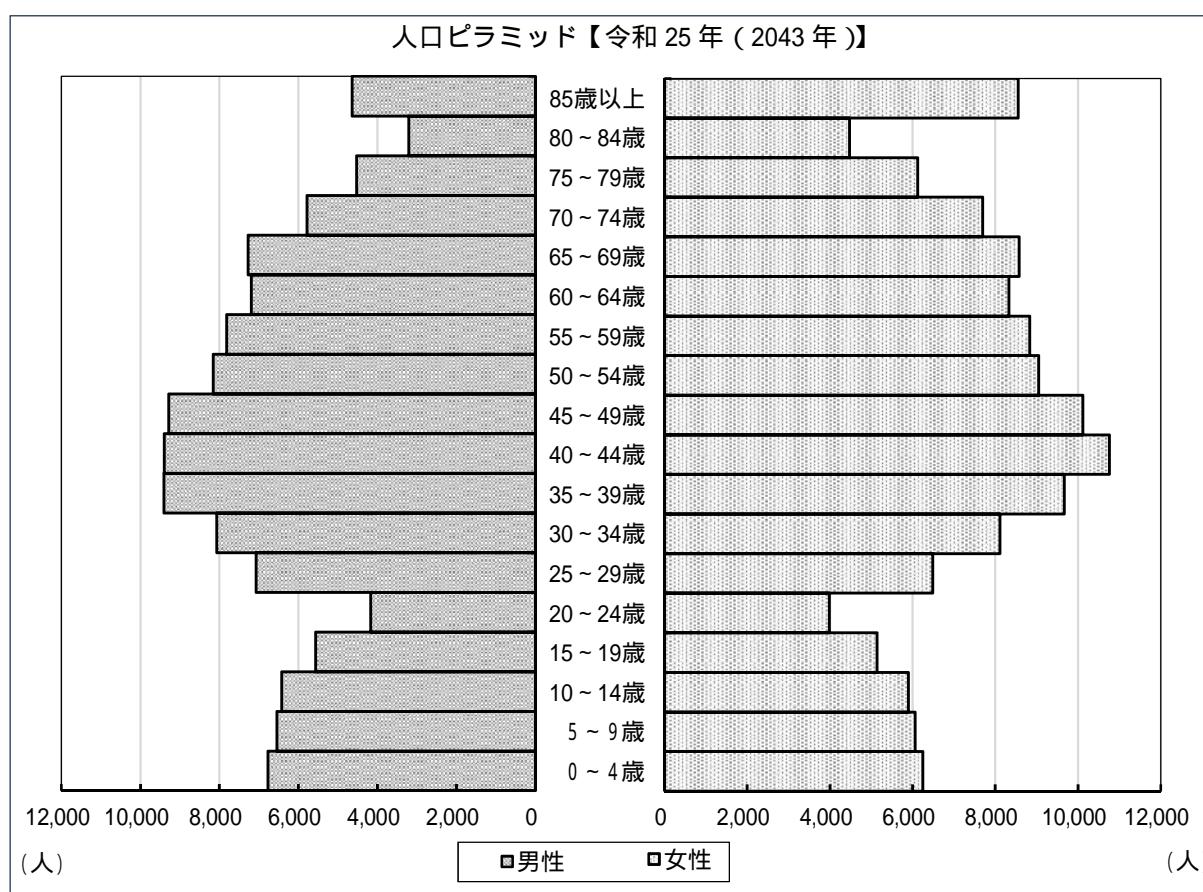
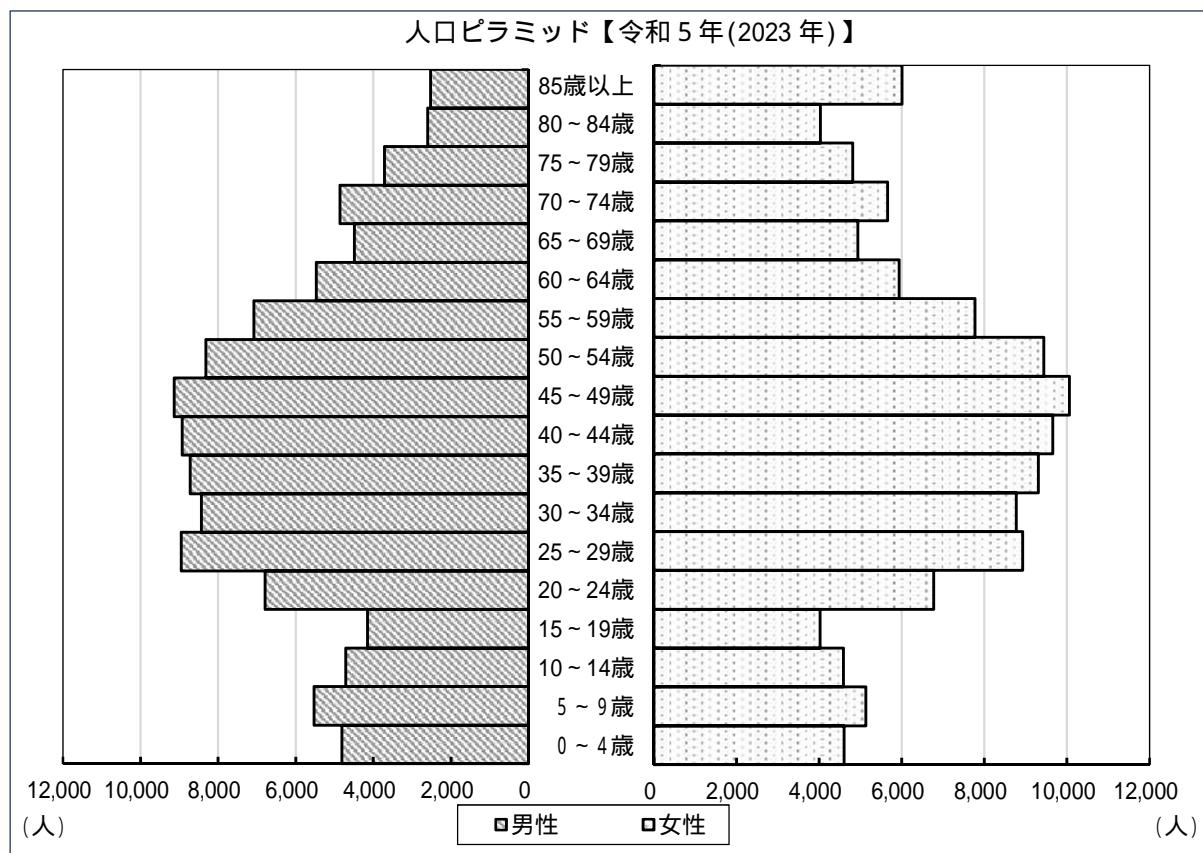
将来の人口推計



		実績		推計								
		令和 5 年 (2023)	令和 10 年 (2028)	令和 15 年 (2033)	令和 20 年 (2038)	令和 25 年 (2043)	令和 30 年 (2048)	令和 35 年 (2053)	令和 40 年 (2058)	令和 45 年 (2063)	令和 50 年 (2068)	
実績 (人)	総数	229,653	246,003	255,395	258,907	255,379	249,609	241,560	231,989	221,872	211,759	
	高齢者人口	43,638	46,931	51,448	56,310	60,843	64,245	67,544	69,811	72,598	74,995	
	生産年齢人口	156,645	167,939	171,043	165,231	156,589	150,270	143,941	137,290	127,663	115,974	
比率	年少人口	29,370	31,133	32,904	37,366	37,947	35,094	30,075	24,888	21,611	20,790	
	高齢者人口	19.0%	19.1%	20.1%	21.7%	23.8%	25.7%	28.0%	30.1%	32.7%	35.4%	
	生産年齢人口	68.2%	68.3%	67.0%	63.8%	61.3%	60.2%	59.6%	59.2%	57.5%	54.8%	
	年少人口	12.8%	12.7%	12.9%	14.4%	14.9%	14.1%	12.5%	10.7%	9.7%	9.8%	

資料：【令和 5 年】住民基本台帳（1月 1 日現在）

【令和 10 年以後】区独自の将来人口推計方法に基づき算出



資料：【令和5年】住民基本台帳（1月1日現在）

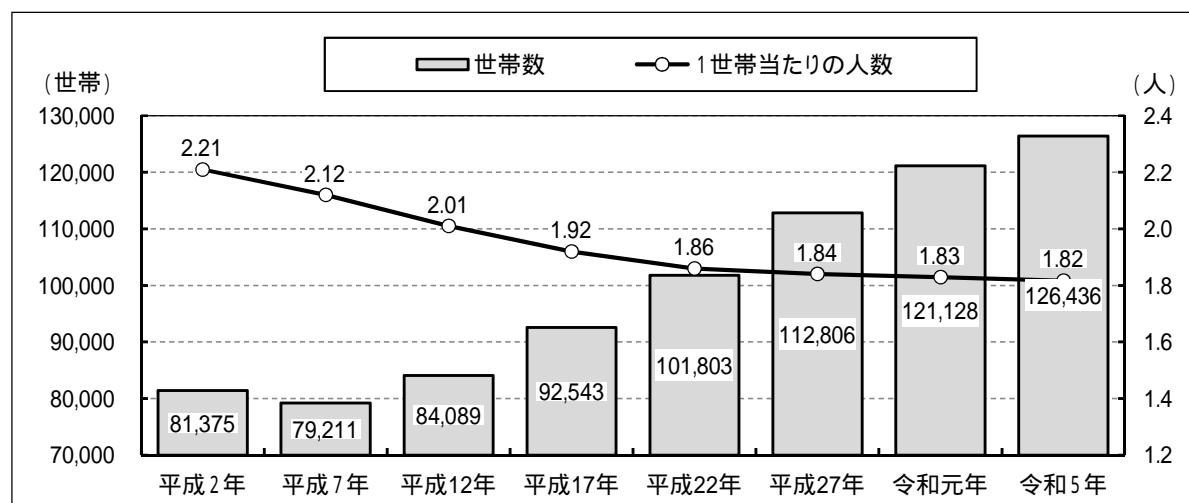
【令和25年】【令和10年以後】区独自の将来人口推計方法に基づき算出

3 世帯の推移

住民基本台帳による本区の世帯数は、平成7年に79,211世帯まで減少しましたが、その後増加に転じ、令和5年1月1日現在126,436世帯まで増加しています。

1世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、平成13年に2.00人を下回り、その後も漸減が続き、令和5年には1.82人となっています。

世帯数と1世帯当たりの人数の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



第 部

地域福祉保健の推進計画

1 計画の目的

少子高齢化の進行、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域社会の連帯感の希薄化など社会状況が大きく変化する中、国においては、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、同年7月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げ、子ども・高齢者・障害のある方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

また、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布があり、包括的な支援体制の整備その他地域福祉のために必要な措置を講ずるに当たり、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策との連携に関する視点が盛り込まれました。加えて、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境整備を一体的かつ重層的に整備することも求められています。

区はその対応として、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく「予防的福祉」を推進する必要があるとともに、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズに対応すべく、包括的な支援体制を強化していく必要があります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、区民、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体と区がそれぞれの役割を担いながら、支え合い、助け合いながら地域課題の解決を図るべく、本計画を策定します。

なお、他の福祉の各分野における共通的な事項等を記載する地域福祉計画として組織・分野横断的に関する事項を掲載するとともに、成年後見制度利用促進計画として権利擁護の推進に関する事業、重層的支援体制整備事業実施計画として地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業等を記載しています。

2 地域福祉保健の現状

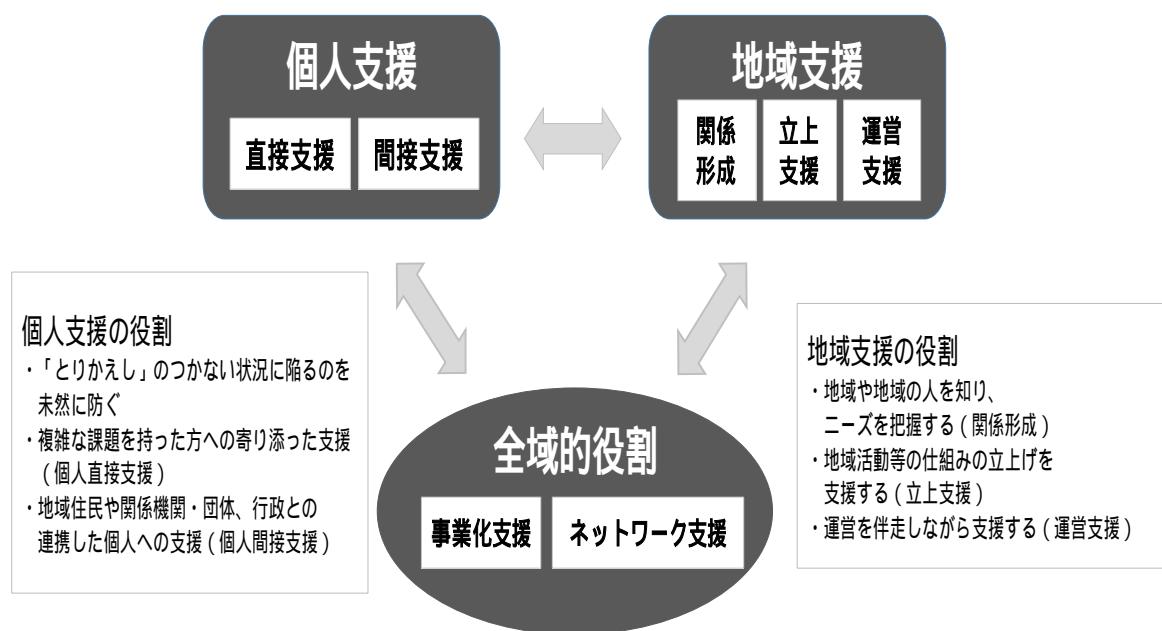
(1) 地域福祉活動の状況

小地域福祉活動

地域の支え合う力を高めるためには、町会・自治会単位の小地域で起きている問題を地域の人たちとともに考え、解決に向けた取組を推進することが必要です。そこで、社会福祉協議会に配置する地域福祉コーディネーターが各地域において、地域で暮らす個人・団体が主体的に参加する地域活動である「小地域福祉活動」(町会・自治会等を基本の圏域とした地域活動)を推進しています。

地域福祉コーディネーターは、制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった人たちに対して、様々なネットワークをいかした個別の支援(個人支援)を行っています。さらに、地域の中で住民が取り組む課題解決に向けた仕組みづくりなどを支援(地域支援)し、区内全域に及ぶ課題がある場合は、区と社会福祉協議会等とで連携を図りながら、新たな事業の構築やネットワーク形成を図っています。

地域福祉コーディネーターの役割



多機能な居場所活動

地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所(つどい~の)」づくりを展開する団体に、開設時や事業運営に必要となる経費について、社会福祉協議会を通して補助金を交付します。令和4年度は、8団体に補助金を交付しています。

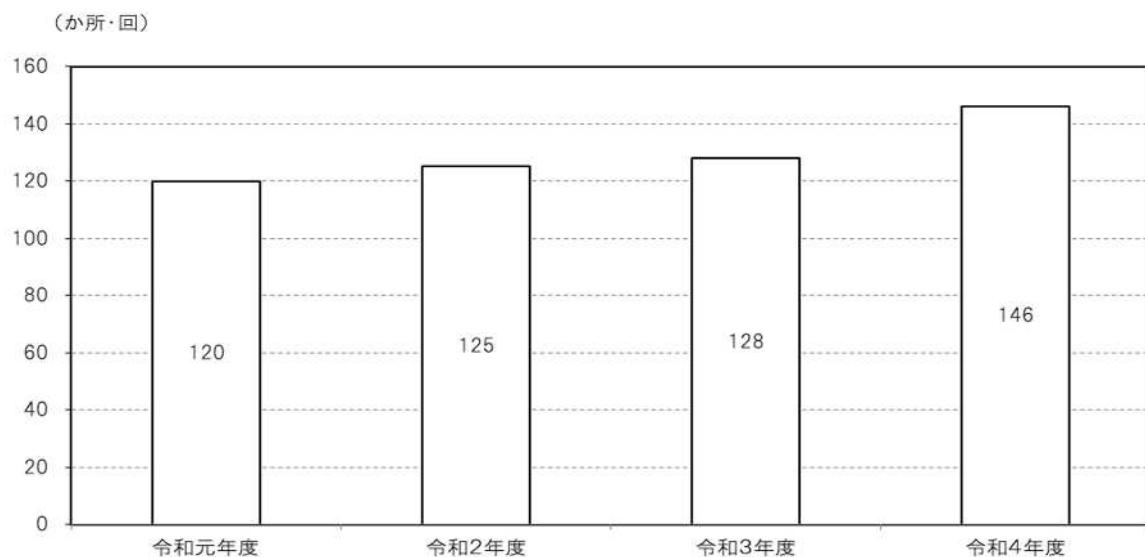
地域の支え合い体制づくり推進事業

地域交流の場である「ふれあいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりを行う社会福祉協議会の取組を支援します。地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業に対して、立上げ経費及び事業運営に必要な補助を実施しています。

ふれあいきいきサロン

高齢者や障害者、子育て中の親子等のひきこもりを防止し、地域の中で安心して住み続けられるよう、「楽しく、気軽に、無理なく」行う仲間づくり、生きがいづくりの場として地域の方たちが主体的に運営するサロン活動で、年々その数が拡大しています。

ふれあいきいきサロンの活動状況



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

サロンぷらす事業

地域の課題解決を図る活動に取り組む居場所を運営する団体に、立上げ経費や事業運営に係る経費について補助金を交付します。令和4年度は、5団体に補助金を交付しています。

50歳以上の現役世代の方の地域活動への参加意向

地域づくりを進める活動への参加については、65歳以上の第1号・要支援が56.9%、50歳以上の現役世代が70.9%となっており、50歳以上の方の地域活動への高い参加意向がうかがえます。

地域づくりを進める活動に参加者として参加したいか(図表中の「n」は、回答者数)

	第1号・要支援(n=2,100) 1	50歳以上の現役世代(n=1,601) 2
是非参加したい	参加したい 6.0%	参加したい 9.6%
参加してもよい	56.9%	70.9%
既に参加している	3.8%	0.8%
参加したくない	30.0%	25.5%
無回答	9.0%	2.8%

1 要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者

2 要介護認定を受けていない150歳～64歳の介護保険被保険者

資料：令和4年度文京区高齢者等実態調査

ボランティアセンター

社会福祉協議会では、広く地域福祉を支えるボランティア活動を活性化させるため、地域福祉活動を担う人材育成の支援等を行っており、その活動を支援しています。

啓発・理解促進

学校等と連携した福祉学習やボランティア体験学習を実施しています。

参加促進・活動支援

ボランティア活動を始めた方に向けた手話、傾聴ボランティア等の講習会の実施や、ボランティア団体への研修費の助成を実施しています。

災害ボランティア

災害発生時に、災害ボランティア受け入れ体制整備のために社会福祉協議会に設置する「災害ボランティアセンター」の立上げ訓練を、大規模災害に備えて実施しています。

地域連携ステーション「フミコム」

社会福祉協議会に設置するフミコムは、社会福祉協議会が区や地域住民、ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点です。

コミュニティマイスターの配置

コミュニティマイスターを配置し、地域コミュニティとの橋渡しやNPOに向けた専門性の高い相談活動を行い、地域特性を活かした地域主体の活動を支援しています。

イベント・交流会の開催

活動への共感の輪を広げ、様々な人たちが集まるイベント・交流会として「フミコムcafe」や「フミコム朝活」、地域活動団体同士のつながり作りを目的とした「活動見本市」を開催し、活動の継続性や発展性を目指すために必要な情報収集・発信・ネットワーク構築を行っています。

各種講座の開催

活動入門講座、企画運営講座、ファンドレイジング⁸講座等を開催し、団体の設立や活動継続の支援を行っています。

提案公募型協働事業「Bチャレ」の募集

NPO・企業・行政・学生・ソーシャルビジネス等による地域課題解決のための事業を募集し、その事業を実践する活動に助成をしています。

⁸ ファンドレイジング 民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。

いきいきサポート事業

おおむね 60 歳以上の方、障害のある方、ひとり親家庭の児童、妊婦及び 3 歳未満の乳幼児がいる方で家事等の日常生活の手助けが必要な方に対して、登録した地域の方が援助を行う会員制の事業として、社会福祉協議会が実施しています。

民生委員・児童委員による相談支援

地域の最も身近な相談支援者である民生委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、現在 151 人（主任児童委員を含む。）が活動しており、生活上の様々な問題について、住民の立場で幅広く相談や援助を行うとともに、児童委員も兼ね、子どもの見守り、子育てや妊娠中の不安に対する相談・支援等を行っています。

このうち、担当区域を持たずに、児童福祉に関する事項を専門に担当する 9 人の主任児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域の児童問題に取り組んでいます。

また、区、社会福祉協議会、町会・自治会等の関係機関と協働し、問題が起こったときには、状況に応じて適切なサービスや支援が受けられるよう、速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役も担っています。

民生委員・児童委員の活動状況

活動内容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
分野別相談件	高齢者に関する	1,921	1,416	1,119	1,305
	障害者に関する	226	330	239	196
	子どもに関する	738	576	375	399
	その他	346	256	171	239
	計	3,231	2,578	1,904	2,139
その他活動件	調査・実態把握	1,095	6,279	334	187
	行事への参加	4,773	5,133	992	2,164
	地域福祉・自主活動	2,977	2,660	2,174	1,844
	民児協運営研修	8,557	8,948	5,951	6,610
	証明事務	104	92	57	44
	要保護児発見	26	8	8	7
訪問連絡件	訪問連絡活動	4,086	4,751	11,727	6,251
	その他	16,741	29,319	3,317	10,625
	委員相互	20,825	26,978	28,409	32,168
	その他	9,856	9,587	9,394	10,245
活動日数（日）	22,625	23,808	21,259	22,240	24,256

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和 5 年版）

話し合い員による相談支援

区が委嘱する話し合い員は、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から委嘱しており、孤独になりがちな高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身のことなどの相談相手となるとともに、不慮の事故がないように安否確認を行っています。

話し合い員の活動状況（派遣世帯数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	16件	13件	13件	6件	9件
廃止	22件	11件	28件	13件	12件
年度末派遣数	61件	63件	48件	41件	30件

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

ハートフルネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行っています。

関係協力機関 680機関（令和5年4月1日現在）

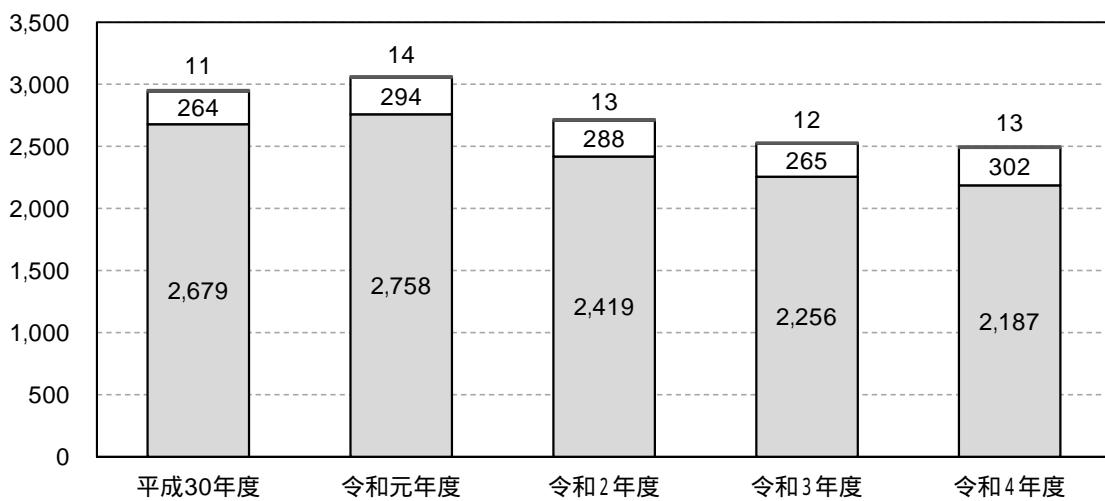


ファミリー・サポート・センター事業

子どもの保育施設への送迎や放課後の預かりなど、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）が、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制の事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業の会員数

(世帯)

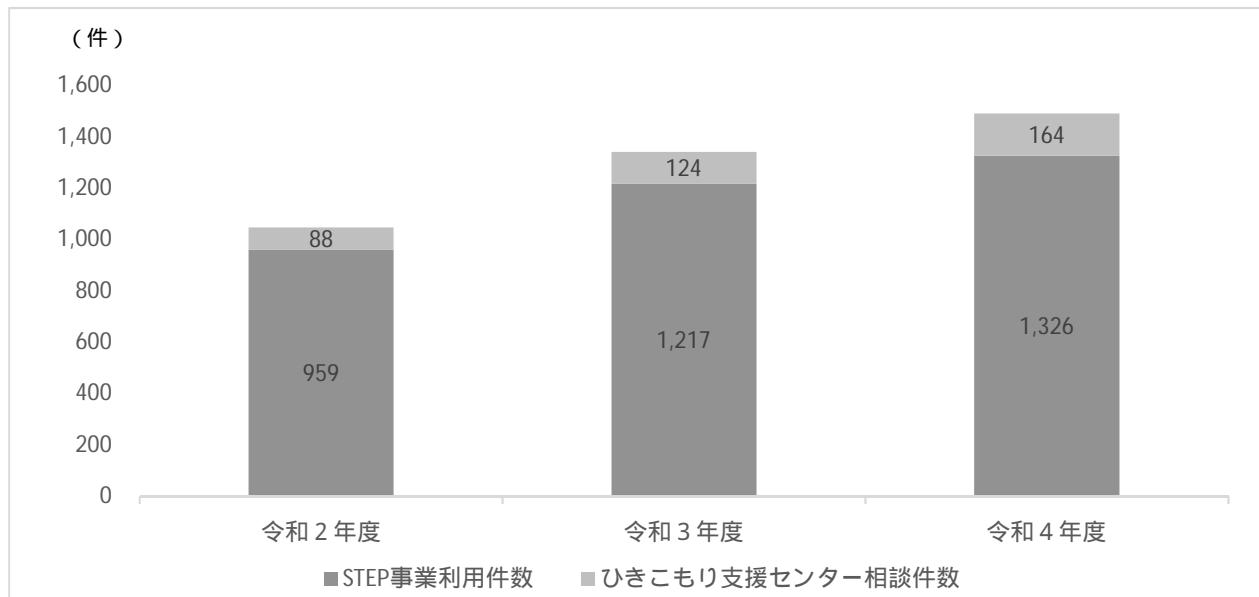


資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

(2) 包括的な支援体制の状況

文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育修了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援 / Talk 相談 / Experience 経験 / Place 居場所）を行っています。また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、生活福祉課を主として、関係機関と連携しながら支援を行っています。



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

ヤングケアラー支援

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施しています。さらに、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、福祉政策課や子ども家庭支援センターを主として、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行っています。

児童虐待防止ネットワーク

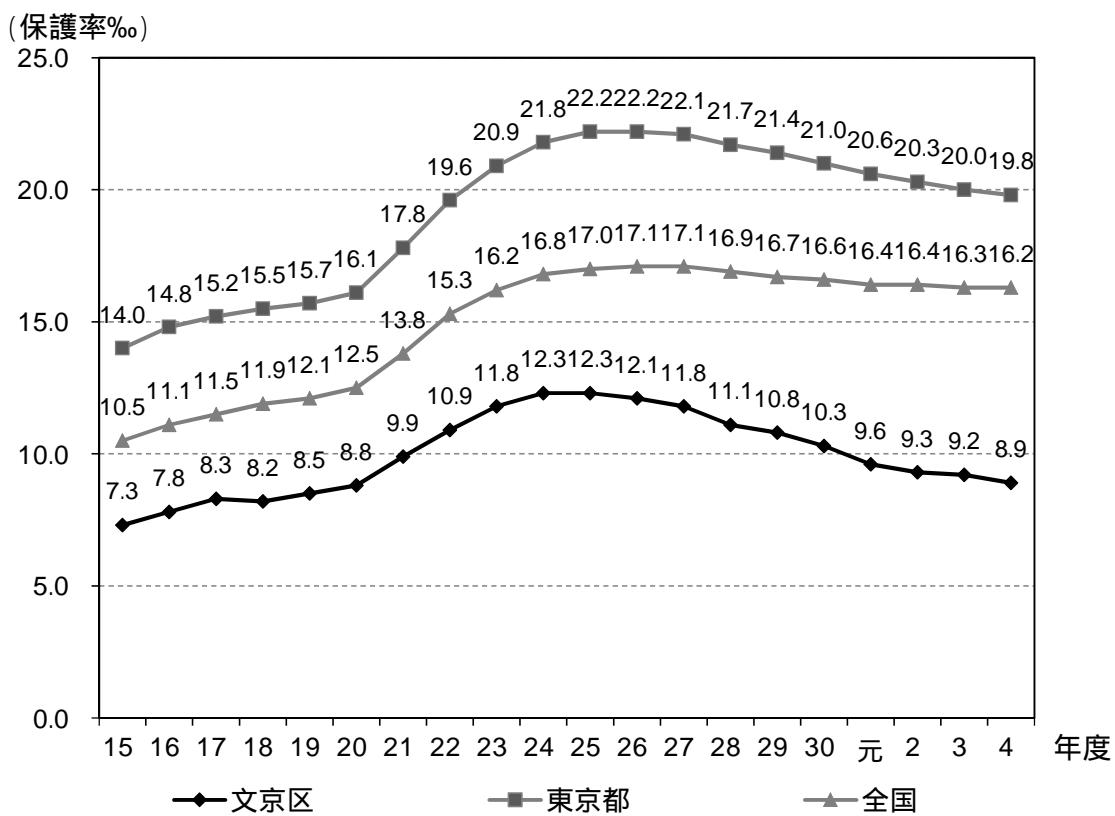
児童虐待の予防、早期発見、適切な保護・支援を迅速かつ的確に実施するため、文京区要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターを事務局として小・中学校、幼稚園、保育園、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、警察署、弁護士など子どもに関わる関係機関による連携を図っています。

(3) 生活困窮者の状況

生活保護受給者数（保護率）

生活保護の保護率は、平成 24 年度まで増加を続けていましたが、生活困窮者への支援施策等により、減少しています。また、本区の保護率（単位：‰⁹）は、全国や都と比較して低い状況にあります。

被保護者の動向（保護率 = 1000 分率）



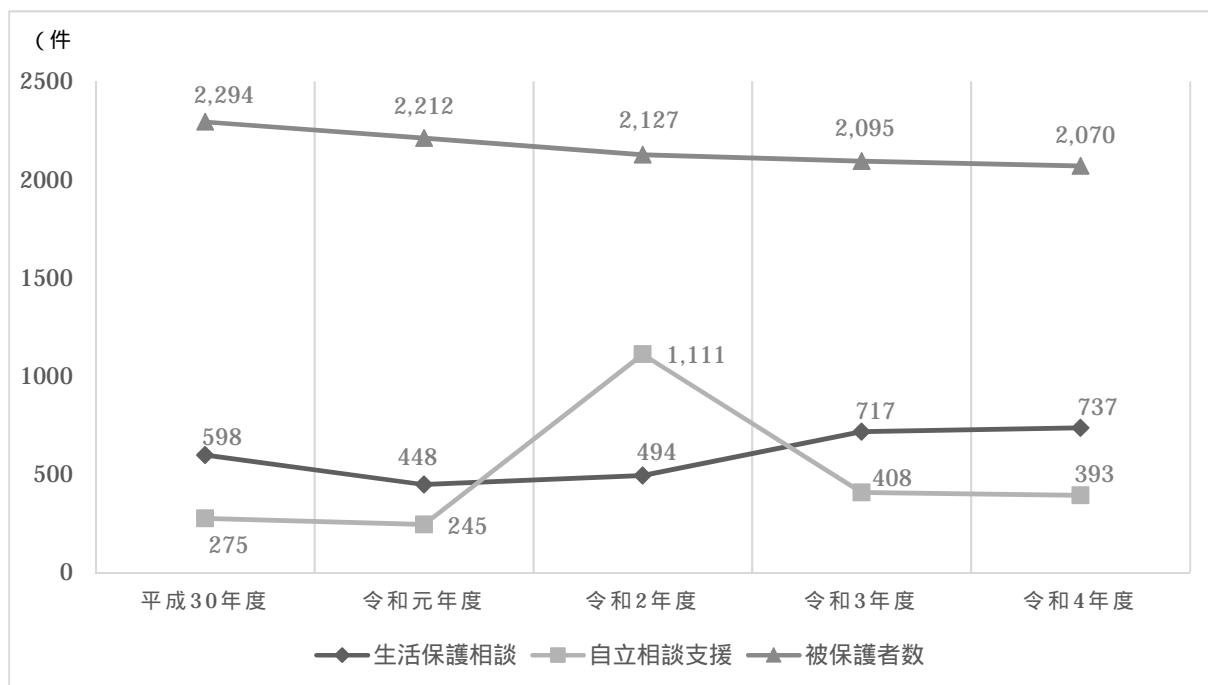
資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和 5 年版）

⁹ ‰ パーミル。1000 分率

生活保護及び生活困窮に関する相談件数

被保護者は年々減少していますが、生活保護相談件数は近年増加しています。自立相談支援事業における相談件数はコロナ禍で急増しましたが、それ以降は減少傾向にあります。

被保護者数及び生活保護・自立相談件数の動向



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

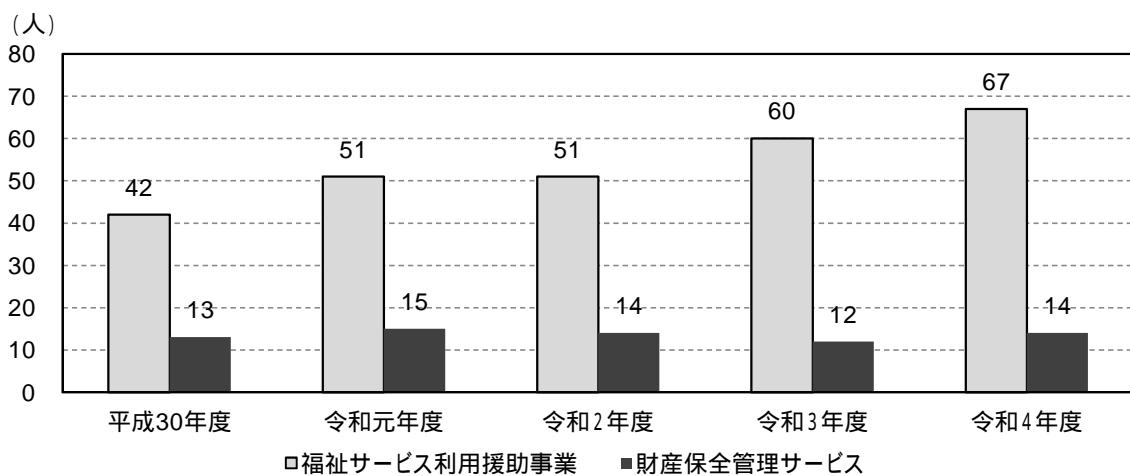
(4) 権利擁護の状況

福祉サービス利用援助

福祉サービス利用者が適切なサービスを選択し、事業者と対等な立場で安心してサービスが利用できるよう、区と社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」が連携して、利用援助や相談支援を行っています。

また、在宅で生活をしている概ね60歳以上の高齢者及び身体障害者等で、財産の保全・管理が困難かつ判断能力を有する方を対象に、財産保全管理サービスを実施しています。

福祉サービス利用援助事業等の利用者数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

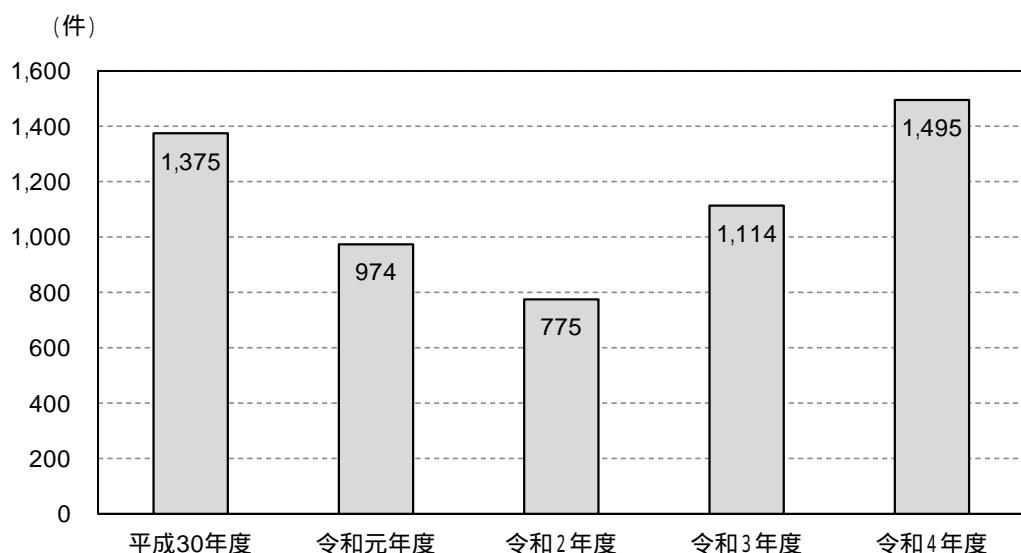
成年後見制度

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある方に関する成年後見制度等の権利擁護について、区の高齢者や障害者等の相談窓口及び社会福祉協議会等において、相談に応じています。

また、支援が必要な高齢者等が、適切に成年後見制度等を利用できるよう、区では、社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしんサポート文京」が実施する総合相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援するとともに、後見人等の報酬に係る費用を助成することにより、普及啓発と利用促進を図っています。

さらに、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、令和3年度から文京区社会福祉協議会に委託して運営し、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と関係機関の連携体制の強化を図るとともに、権利擁護支援の仕組みづくりに取り組んでいます。

あんしんサポート文京への成年後見制度に関する相談件数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

(5) バリアフリーの環境づくりの状況

まちのバリアフリー

さまざまな方が利用する道路、公園、病院、鉄道駅舎、金融機関などの公共的施設については、段差の解消、だれでもトイレや視覚障害者誘導用ブロックの設置など、だれもが安全に安心して利用できる環境づくりを進めています。

また、文京区バリアフリー基本構想及び重点整備地区別計画に基づき各施設の設置管理者等がバリアフリー化のための事業を実施することで、高齢者、障害者等が利用する施設及びそれらを結ぶ道路の重点的かつ一体的なバリアフリーを推進しています。

心のバリアフリー¹⁰

障害者等が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として暮らし続けているよう、人権週間や障害者週間等での関連行事や講演会の開催など、様々な機会を通じて人権意識や心のバリアフリーの啓発を図っています。

また、区では、心のバリアフリーハンドブック、障害者差別解消法周知啓発グッズ及びリーフレットの作成配布を通して、区内における障害者の社会参加促進と周知啓発を進めています。

情報のバリアフリー

区では、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するためのパソコン教室の開催や区が発信する情報のバリアフリーとして点字、カセットテープ、ディジタルによる区報の作成、ホームページの充実などに取り組んでいます。

また、区役所窓口に拡大鏡・筆談ボードの設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置等を行い、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を図っています。

¹⁰ 心のバリアフリー 高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。

(6) 要配慮者・避難行動要支援者の支援体制の状況

高齢者、障害者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、毎年度避難行動要支援者名簿を更新し、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署へ配付するとともに、震災時の家具転倒・落下等による人的被害を最小限に抑えるため、器具設置の普及・啓発を行っています。

また、避難所での避難生活が著しく困難な要配慮者を一時的に受け入れ、支援する避難所として、特別養護老人ホーム・福祉作業所など区内 25 か所の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。

3. 主要項目及びその方向性

(1) ともに支え合う地域社会づくり

○交流の活性化を図る地域の居場所づくり

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、「人と人」、「人と居場所」などをつなぎ合わせ、顔の見える関係性や気にかけ、助け合う関係性が地域で生まれやすくなるよう、支援ニーズと地域の居場所における取組のマッチングを行います。

また、だれもが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるために、公的なサービスによる支援に加えて、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの地域の主体が、主体的に地域の様々な課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援します。

さらに、地域からの孤立化を防げるよう、社会とのつながり作りに向けた支援及び世代や属性を超えて区民同士が交流できる場や居場所を整備していきます。

○地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、NPOなどの公的な団体と地域の多様な主体との連携を強化し、団体・主体間の重層的なネットワークづくりを発展させ、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、ゆるやかにつながり、支え合う基盤づくりを推進していきます。

また、少子高齢化・人口減少がさらに進展し、高齢者人口がピークを迎える「2040年問題」に対応するために、地域での社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう地域福祉活動への参加の機会を創出します。

さらに、大学が多く所在するという地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加も促していきます。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

○多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化

本人・世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、必要な支援を適切につなげることができるように、区の各相談・支援窓口である高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、子ども家庭支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組を推進していきます。

また、高齢者への医療・介護サービスの包括的な提供をはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健、医療及び福祉の各分野が連携してサービスを提供していく必要性がますます高くなっていることから、医療分野における地域連携をさらに推進するとともに、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築していきます。

さらに、生活の基盤として重要な住まいについては、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給を促進するとともに、住まい方に関する相談支援の充実を図ります。

加えて、ひきこもり状態にある当事者等が、適切な相談支援機関とつながり、様々な支援を利用することを通して、自立に向けて伴走する包括的な相談支援体制を推進していきます。

あわせて、複合化・複雑化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、関係部署、機関、団体等との合意形成を図りながら包括的な支援体制を強化し、課題の早期発見や、個々の状況や意向に沿った適切な支援につなげます。

○生活困窮者等への支援

正規雇用の減少や世帯構造の変化等により、生活困窮者の増大が社会問題となっている中、生活保護に至る前の生活困窮者が早期に社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働し、居住確保支援、就労支援等包括的な支援を行います。

また、稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援により就労意欲を喚起し、早期の就労・自立を図れるよう支援するとともに、高齢者の生活保護受給者に対しては、社会的孤立状態の予防として就労支援を行います。

さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）¹¹等の暴力被害を防止するため、都や警察などの関係機関との連携を強化しながら、早期かつ切れ目のない相談支援を行うとともに、DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対しては、関係機関と民間団体や民間事業者と連携・協働し、自立に向けた切れ目のない相談支援を行います。

¹¹ DV（ドメスティック・バイオレンス）一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある又あった者からの身体的・精神的・性的・経済的暴力のこと。

○福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

援護の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者や相談者が、制度やサービスの内容を十分に理解し、必要なサービスを安心して選択できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、成年後見中核機関による協議会の運営を通して、専門職団体、関係機関、地域の多様な主体の連携・協力関係を推進し、権利擁護が必要な人に係る地域連携ネットワークの強化を図ります。

あわせて、権利擁護を必要とする人が、住み慣れた地域において、自らの価値観や選好に基づく意思決定を行いながら、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、保健、医療、福祉、介護等の関係者や地域住民に対して、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、市民後見人及びその他の権利擁護支援の担い手の養成及び活躍の機会を創出します。

(3) ひとにやさしいまちづくり

○まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

だれもが安全・安心に生活し、主体的に社会参加が図れるよう、ハード面とソフト面の両面から思いやりのあるまちづくりを推進していきます。

そのために、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザイン¹²を取り入れた生活環境の整備を促進していきます。

また、生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組を推進するとともに、障害等を理由とした差別の解消に向けた周知啓発の取組を推進します。さらに、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援や区が発信する情報のバリアフリーを推進していきます。

○災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

災害時に一人ひとりが的確な行動を取れるよう、正確な情報提供を行っていきます。また、高齢者、障害者などの要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との連携強化に努めるとともに、災害ボランティアセンターの実効性を確保するための取組を推進していきます。

また、避難所で生活することが著しく困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の拡充を図るとともに、福祉関係機関と協力しながら、運営体制の構築を推進していくとともに、被災者支援についても検討していきます。

¹² ユニバーサルデザイン 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人たちが利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

4 計画の体系

【凡例】

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- は、社会福祉法第106条に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。
- 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

子…子育て支援計画

高…高齢者・介護保険事業計画

障…障害者・児計画

保…保健医療計画

大項目	小項目	計画事業	
1 地域社会づくりともに支え合う	1 交流の活性化を図る地域の居場所づくり	1 地域づくり事業	
		2 小地域福祉活動の推進	
		3 生活支援体制整備事業	高3-3-3
		4 地域介護予防支援事業（通いの場）	高3-3-4
		5 地域活動支援センター事業	障1-5-2
		6 地域団体による地域子育て支援拠点事業	子5-2-3
		7 子育てひろば事業	子5-2-4
		8 多機能な居場所活動推進事業	
		9 地域の支え合い体制づくり推進事業	
		10 子ども食堂支援事業	子5-2-5

大項目	小項目	計画事業	
1 ともに支え合う地域社会づくり	2 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	参加支援事業
		2	ボランティア活動への支援
		3	NPO活動・地域活動の支援
		4	地域活動情報サイト
		5	いきいきサポート事業の推進
		6	民生委員・児童委員による相談援助活動
		7	話し合い員による訪問活動
		8	ハートフルネットワーク事業の充実
		9	みまもり訪問事業
		10	主任ケアマネジャーの支援・連携
		11	シルバー人材センターの活動支援
		12	シルバーお助け隊事業への支援
		13	介護施設ワークサポート事業
		14	高齢者クラブ活動の支援
		15	文の京フレイル予防プロジェクト
		16	介護予防ボランティア指導者等養成事業
		17	社会参加の促進事業
		18	青少年健全育成会への支援・連携
		19	文京区子育てセンター認定制度
		20	ファミリー・サポート・センター事業

大項目	小項目	計画事業	
2 安心して暮らせる環境の整備	1 多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化	1 包括的相談支援事業	
		2 多機関協働事業	
		3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
		4 文京区版ひきこもり総合対策	
		5 ヤングケアラー支援推進事業	
		6 高齢者あんしん相談センターの機能強化	高1-4-5
		7 障害者基幹相談支援センターの運営	障2-1-7
		8 利用者支援事業	子ども・子育て支援事業計画
		9 在宅医療・介護連携推進事業	高1-2-2
		10 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営	保2-1-1
		11 居住支援の推進	
		12 医療的ケア児支援体制の構築	障4-2-3
		13 自殺対策推進に係る連携会議の開催	保2-3-13
		14 児童虐待防止ネットワークの充実	子4-1-1
		15 男女平等センターにおける相談事業の充実	
	2 生活困窮者等への支援	16 性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	
		17 文京ユアストーリー	
3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1 生活困窮者への自立支援の推進		
	2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援		
	3 DV等暴力被害の防止及び相談支援		
	4 女性のほほえみ支援ネットワーク事業		
	1 福祉サービス利用援助事業の促進		
	2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実		

子ども・子育て支援事業計画は、子育て支援計画に内包する計画です。

大項目	小項目	計画事業	
3 ひとにやさしいまちづくり	1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	1	バリアフリーの道づくり
		2	文京区バリアフリー基本構想の推進
		3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		4	総合的自転車対策の推進
		5	公園再整備事業
		6	コミュニティバス運行
	2 心のバリアフリーの推進	1	障害者差別解消に向けた取組の推進
		2	福祉教育の推進
		3	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）
		4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
		5	認知症に関する講演会・研修会
		6	認知症サポーター養成講座
	3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2	情報バリアフリーの推進
		3	区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実
		4	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供
	4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保	1	避難所運営協議会の運営支援
		2	避難行動要支援者への支援
		3	災害ボランティア体制の整備
		4	福祉避難所の拡充
		5	被災者支援の仕組みづくり
		6	耐震改修促進事業
		7	家具転倒防止器具設置助成事業

5. 計画事業

- ・ [] の事業は、進行管理対象事業です。

1 ともに支え合う地域社会づくり

1 - 1 交流の活性化を図る地域の居場所づくり

1 - 1 - 1 地域づくり事業 新

事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。 令和7年度より事業実施予定
担当	事務局：福祉政策課
3年間の 計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。 また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。

1 - 1 - 2 小地域福祉活動の推進

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」等の運営支援のほか、生活支援コーディネーターを兼務し、「住民主体の通いの場（かよい～の）」の運営支援等に取り組むことで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行います。

1 - 1 - 3 生活支援体制整備事業 (高3 - 3 - 3)

事業概要	社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。
担当	社会福祉協議会

1 - 1 - 4 地域介護予防支援事業（通いの場）(高3 - 3 - 4)

事業概要	介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場」の活動を支援します。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	運営団体数	か所	28	38

1 - 1 - 5 地域活動支援センター事業 (障1 - 5 - 2)

事業概要	障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	登録者数	人	312	320	324	328
	実施か所数	か所	6	6	6	6

1 - 1 - 6 地域団体による地域子育て支援拠点事業 (子5-2-3)

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。
担当	子育て支援課
3年間の 計画事業量	富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区の4地区に各1か所、地域団体が拠点事業を安定的に運営するための支援を行います。 また、令和5年度実施の子ども・子育て支援に関する実態調査の結果等を踏まえ、事業量の検討・確保に取り組みます。

1 - 1 - 7 子育てひろば事業 (子5-2-4)

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。
担当	子育て支援課、幼児保育課、児童青少年課
3年間の 計画事業量	区内5か所の子育てひろば（西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行います。

1 - 1 - 8 多機能な居場所活動推進事業 新

事業概要	地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」づくりを展開する方に対して、開設・事業運営費等の補助を行い、活動を支援します。
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	住民に身近な地域において、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズを受け止める「多機能な居場所」の機能を維持・強化できるよう、地域福祉コーディネーターが、持続可能な運営を視野に入れつつ、地域の関係者や運営団体などとの調整等を図り、新規の居場所開設と既存の居場所の運営支援を行います。

1 - 1 - 9 地域の支え合い体制づくり推進事業

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自動的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	ふれあいいきいき サロン設置数	か所	146	148	150	152

1 - 1 - 10 子ども食堂支援事業（子5 - 2 - 5）

事業概要	地域の子どもを対象に食事の提供を通じた居場所づくりとしての「子ども食堂」を運営する地域活動団体へ、社会福祉協議会を通じて運営費等の助成を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	子ども食堂登録数	件	12	14	15	16
	子ども食堂連絡会 開催回数	数	1	1	1	1

1 - 2 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

1 - 2 - 1 参加支援事業 新

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。 令和7年度より事業実施予定
担当	事務局：福祉政策課
3年間の 計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

1 - 2 - 2 ボランティア活動への支援

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行なながら丁寧に応じます。 また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。 さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。

1 - 2 - 3 NPO活動・地域活動の支援

事業概要	協働の拠点である地域連携ステーション「フミコム」の運営を通して、区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携し、新たなつながりを創出することで、地域の活性化や地域課題の解決を図ります。
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	B チャレ(提案公募型協働事業)に関しては、協働での地域課題解決や地域活性につながる事業を支援するとともに、事業として採用されなかった団体にも継続的な支援を行うことで、地域団体の運営体制の強化と潜在化した地域課題の掘り起こし、解決につなげます。 NPO活動等に係る各種講座に関しては、講座終了後も、適宜、個々に応じて支援できるよう、参加者と対面における顔の見える関係を築きます。

1 - 2 - 4 地域活動情報サイト

事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。
担当	社会福祉協議会

1 - 2 - 5 いきいきサポート事業の推進

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	新規登録利用会員数	人	54	75	100	125

1 - 2 - 6 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。
担当	福祉政策課

1 - 2 - 7 話し合い員による訪問活動（高1 - 1 - 8）

事業概要	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。 また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。
担当	高齢福祉課

1 - 2 - 8 ハートフルネットワーク事業の充実（高1 - 1 - 1）

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	ハートフルネットワーク 協力機関数	団体	680	700

1 - 2 - 9 みまもり訪問事業

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。			
担当	社会福祉協議会			

1 - 2 - 10 主任ケアマネジャーの支援・連携 (高2 - 1 - 7)

事業概要	地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施により資質向上を図るとともに、包括的・継続的ケアマネジメントの支援・連携を行います。					
担当	高齢福祉課、介護保険課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	主任ケアマネジャー 向け研修	回	1	1	1	1

1 - 2 - 11 シルバー人材センターの活動支援 (高1 - 1 - 14)

事業概要	企業や家庭、公共団体などから臨時の・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	会員数	人	1,275	1,424

1 - 2 - 12 シルバーお助け隊事業への支援 (高1 - 1 - 15)

事業概要	高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	実施件数	件	239	300

1 - 2 - 13 介護施設ワークサポート事業（高2 - 4 - 2）

事業概要	シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時の又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援します。 また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。
担当	高齢福祉課

1 - 2 - 14 高齢者クラブ活動の支援

事業概要	地域において高齢者のいきがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

1 - 2 - 15 文の京フレイル予防プロジェクト（高3 - 2 - 5）

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポートー」が中心となって主体的に運営します。																		
担当	高齢福祉課																		
3年間の 計画事業量	<table><thead><tr><th>項目名</th><th>単位</th><th>4年度 実績</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>フレイルサポートー 養成講座受講者</td><td>人</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td></tr><tr><td>フレイルチェック参 加者</td><td>人</td><td>346</td><td>350</td><td>350</td><td>350</td></tr></tbody></table>	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度	フレイルサポートー 養成講座受講者	人	16	16	16	16	フレイルチェック参 加者	人	346	350	350	350
項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度														
フレイルサポートー 養成講座受講者	人	16	16	16	16														
フレイルチェック参 加者	人	346	350	350	350														

1 - 2 - 16 介護予防ボランティア指導者等養成事業（高3 - 2 - 4）

事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。
担当	高齢福祉課

1 - 2 - 17 社会参加の促進事業（高 1 - 1 - 13）

事業概要	概ね 50 歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。 また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。
担当	高齢福祉課

1 - 2 - 18 青少年健全育成会への支援・連携（子 3 - 4 - 4）

事業概要	地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会の活動を支援します。
担当	児童青少年課

1 - 2 - 19 文京区子育てサポーター認定制度（子 5 - 1 - 1）

事業概要	区の子育て支援事業等でも活用できる、子育てに関する知識や技能等を修得する研修を実施し、地域の子育て世帯をサポートする人材の育成を図ります。 さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図ります。					
担当	子育て支援課、社会福祉協議会					
3 年間の 計画事業量	項目名	単位	4 年度 実績	6 年度	7 年度	8 年度
	ベーシックサポーター認定研修実施回数	回	2	2	2	2
	スタンダードサポーター認定研修実施回数	回	2	2	2	2
	地域の子育てサポート連絡会実施回数	回	1	1	1	1

1 - 2 -20 ファミリー・サポート・センター事業(子5 - 1 - 2)

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。
担当	子育て支援課
3年間の 計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。

2 安心して暮らせる環境の整備

2-1 多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化

2-1-1 包括的相談支援事業 新

事業概要	高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課

2-1-2 多機関協働事業 新

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3年間の 計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握していくながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。

2-1-3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 新

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。
担当	事務局：福祉政策課

2 - 1 - 4 文京区版ひきこもり総合対策

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び 8050 問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業(S T E P 事業)」(Support 支援 / Talk 相談 / Experience 経験 / Place 居場所)を行います。					
担当	事務局：生活福祉課					
3 年間の 計画事業量	項目名	単位	4 年度 実績	6 年度	7 年度	8 年度
	ひきこもり支援センタ ー相談件数	件	164	220	240	260
	STEP 事業相談件数	件	818	920	940	960
3 年間の 計画事業量	STEP 事業支援メニュー 利用件数	件	505	540	550	560

2 - 1 - 5 ヤングケアラー支援推進事業 新

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3 年間の 計画事業量	支援関係者やヤングケアラー本人向けのリーフレットを作成し、周知啓発を図るとともに、子ども・教育・福祉・保健医療等の様々な分野の関係者や地域の多様な主体を対象とした研修を行い、ヤングケアラー支援の事例等を通して、対応力向上を図ります。 また、ヤングケアラーの負担の軽減を図り、子どもらしく過ごせる時間と場を確保するため、関係機関と連携して本人の意向を踏まえた支援計画を作成し、本人及び家族全体に対する支援を行います。

2 - 1 - 6 高齢者あんしん相談センターの機能強化 (高1 - 4 - 5)

事業概要	在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。
担当	高齢福祉課

2 - 1 - 7 障害者基幹相談支援センターの運営 (障2 - 1 - 7)

事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。 また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。
担当	障害福祉課
3年間の 計画事業量	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を年400件行い、地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取組を年12回実施します。 また、個別事例の支援内容の検証を年12回実施し、主任相談支援専門員を2人配置します。

2 - 1 - 8 利用者支援事業

事業概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談員等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。
担当	子ども家庭支援センター、保健サービスセンター

2 - 1 - 9 在宅医療・介護連携推進事業（高1 - 2 - 2）

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。
担当	高齢福祉課

2 - 1 - 10 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営（保2 - 1 - 1）

事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。			
担当	健康推進課、高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	地域医療連携推進協議会	回	1	1
	高齢者・障害者口腔保健 医療検討部会	回	1	1
	小児初期救急医療検討部 会	回	1	1
	在宅医療検討部会	回	2	2

2 - 1 - 11 居住支援の推進

事業概要	<p>住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。</p> <p>また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まいができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。</p> <p>あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。</p>
担当	福祉政策課

2 - 1 - 12 医療的ケア児支援体制の構築（障 4 - 2 - 3 ）

事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。
担当	事務局：障害福祉課
3年間の 計画事業量	保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者による連絡会を開催し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図ります。

2 - 1 - 13 自殺対策推進に係る連携会議の開催（保 2 - 3 - 13 ）

事業概要	関係機関で構成する自殺対策に関する会議を開催し、自殺の現状や課題の共有及び効果的な事業の検討等を行い、自殺対策推進に係る連携体制の構築の強化を図ります。
担当	事務局：予防対策課

2 - 1 - 14 児童虐待防止ネットワークの充実(子4 - 1 - 1)

事業概要	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図ります。 また、児童虐待防止に関する啓発活動を行います。
担当	子ども家庭支援センター
3年間の 計画事業量	要保護児童対策地域協議会を運営し、代表者会議、実務者会議、医療関係者会議、個別ケース会議等により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図ります。 また、児童虐待防止のため、小・中学生用児童虐待防止マニュアルを配布するとともに、児童虐待防止月間の企画展等、様々な機会を捉え啓発活動を行います。

2 - 1 - 15 男女平等センターにおける相談事業の充実

事業概要	パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行います。					
担当	総務課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	男女平等センター 相談室の相談件数	件	1,000	1,100	1,100	1,100

2 - 1 - 16 性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供

事業概要	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供するとともに、性自認・性的指向に関する相談場所を提供します。					
担当	総務課					

2 - 1 - 17 文京ユアストーリー

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。
担当	社会福祉協議会

2 - 2 生活困窮者等への支援

2 - 2 - 1 生活困窮者への自立支援の推進

事業概要	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。					
担当	生活福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	自立相談支援事業 新規相談受付件数	件	393	250	250	250
	住居確保給付金支給件 数	件	64	15	15	15
	その他支援	人	86	80	80	80

2 - 2 - 2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

事業概要	生活保護受給者のうち稼動年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施します。 また、高齢者の生活保護受給者については、社会的孤立状態の予防として就労支援を実施します。					
担当	生活福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	就労件数	件	43	40	40	40
	自立件数	件	14	12	12	12
	面談回数	件	1,891	1,800	1,800	1,800

2 - 2 - 3 DV 等暴力被害の防止及び相談支援

事業概要	夫などから暴力被害を受けていた女性及び母子からの相談を受け、安全に安心して生活できるように個々の状況に応じた支援を行い、自立に向けた生活再建のために関係機関と連携して相談支援を行います。 配偶者暴力相談支援センターでは、相談、情報提供、助言等を行い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ります。
担当	生活福祉課

2 - 2 - 4 女性のほほえみ支援ネットワーク事業 新

事業概要	DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対し、自立に向けた切れ目のない相談・支援ができるように、支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関と民間団体や民間事業者との連携・協働による支援のあり方の検討とネットワークの構築を行います。
担当	生活福祉課
3年間の 計画事業量	女性のほほえみ支援ネットワーク事業を構築し、支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関と民間団体や民間事業者との代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等により情報交換や状況把握に努め、DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対して、自立に向けた切れ目ない支援を連携・協働により行います。

2 - 3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

2 - 3 - 1 福祉サービス利用援助事業の促進

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	福祉サービス利用援助 事業契約件数	件	67	73	80	88
財産保全管理サービス 契約件数	件	14	15	16	17	

2 - 3 - 2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要	福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。
担当	社会福祉協議会

2 - 3 - 3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。
担当	福祉政策課

2 - 3 - 4 成年後見制度利用支援事業

事業概要	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。					
担当	福祉政策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	成年後見等申立費用助成	件	0	1	2	2
	成年後見等報酬助成	件	24	26	27	28

2 - 3 - 5 法人後見の受任

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	法人後見受任数	人	7	7	8	8

2 - 3 - 6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

事業概要	<p>成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。</p> <p>あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一貫的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。</p>
担当	福祉政策課
3年間の 計画事業量	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、文京区社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。</p> <p>あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を維持します。</p> <p>さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関との検討・調整を図ります。</p>

3 ひとにやさしいまちづくり

3-1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

3-1-1 バリアフリーの道づくり

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	15.0	20.0	22.5	25.0

3-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。					
担当	都市計画課					

3-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。					
担当	住環境課					

3 - 1 - 4 総合的自転車対策の推進

事業概要	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進します。 また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施します。
担当	管理課

3 - 1 - 5 公園再整備事業

事業概要	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	公園再整備	園	4	1	3	4

3 - 1 - 6 コミュニティバス運行

事業概要	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。					
担当	区民課					

3 - 2 心のバリアフリーの推進

3 - 2 - 1 障害者差別解消に向けた取組の推進（障5 - 2 - 4）

事業概要	障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行います。
担当	障害福祉課

3 - 2 - 2 福祉教育の推進

事業概要	ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方に基づき、多様性を認め合い、だれもがつながりを持ち、支え合えるまちを目指し、学校や地域、関係機関と連携し、体験・交流事業を通じて心のバリアフリーを推進します。 また、本事業を通じた地域活動の活性化を図ります。
担当	福祉政策課、社会福祉協議会

3 - 2 - 3 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）（障5-2-1）

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。
担当	障害福祉課
3年間の計画事業量	地域支援フォーラム（年1回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行います。

3 - 2 - 4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実（障5 - 2 - 2）

事業概要	「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての关心や理解を促進するための催しを開催します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	入場者数	人	2,318	2,364	2,387	2,410

3 - 2 - 5 認知症に関する講演会・研修会（高1 - 3 - 1）

事業概要	講演会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図ります。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	開催回数	回	8	4	4	4

3 - 2 - 6 認知症センター養成講座（高1 - 3 - 2）

事業概要	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症センターを養成します。 また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症センター実践講座を実施します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	年間センター 養成数	人	765	1,000	1,000	1,000
文京区センター 総数		人	17,330	19,000	20,000	21,000
実践講座の参加者 数		人	23	20	20	20

3・3 情報のバリアフリーの推進

3・3・1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進（障5・3・1）

事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害の特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進します。
担当	障害福祉課

3・3・2 情報バリアフリーの推進（障5・3・2）

事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置やまちのバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。
担当	障害福祉課

3・3・3 区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実

事業概要	区報ぶんきょうについては、視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするために、点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布します。また、自動読み上げ機能や文字の拡大表示機能のある多言語版電子書籍においても配信します。 ホームページについては、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要なときに取得できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に努めます。 CATVについては、番組本編に字幕の挿入を行うとともに、手話通訳を付けた番組を制作し放送します。また、災害時には災害の状況や避難所に関する情報を見ることのできる「データ放送」や「緊急文字告知」として適時文字放送を行います。
担当	広報課

3 - 3 - 4 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供（障 5 - 3 - 3）

事業概要	印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行います。 また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施します。 各サービスの広報にも努め利用の促進を図ります。
担当	真砂中央図書館

3・4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

3・4・1 避難所運営協議会の運営支援

事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域防災力の向上、防災意識の啓発を図ります。
担当	防災課

3・4・2 避難行動要支援者への支援

事業概要	災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。
担当	防災課、予防対策課

3・4・3 災害ボランティア体制の整備

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	発災時に、災害ボランティアセンターの設置・運営に係るスタッフが混乱することなく復興支援に携われるよう、被災地の最新情報等を参考にしながら、隨時、マニュアル等の更新を図ります。

3 - 4 - 4 福祉避難所の拡充

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。
担当	福祉政策課
3年間の 計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。

3 - 4 - 5 被災者支援の仕組みづくり

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。
担当	防災課、福祉政策課

3 - 4 - 6 耐震改修促進事業

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇します。
担当	地域整備課

3 - 4 - 7 家具転倒防止器具設置助成事業

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	家具転倒防止器具 設置助成数	件	114	200	200	200

中間のまとめからの主な変更点について【総論・地域福祉保健の推進計画】

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
1	P. 6 4 計画の体系 イラスト内	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者あんしん相談センター ・障害者基幹相談支援センター ・子ども家庭支援センター ・児童発達支援センター ・保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者あんしん相談センター ・障害者基幹相談支援センター ・子ども家庭支援センター ・児童発達支援センター ・保健所 ・<u>教育センター</u>
2	P. 27 ○文京区版ひきこもり総合対策	また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行っています。	また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、 <u>生活福祉課を主として</u> 、関係機関と連携しながら支援を行っています。
3	P. 27 ○ヤングケアラー支援	さらに、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行っています。	さらに、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、 <u>福祉政策課や子ども家庭支援センターを主として</u> 、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行っています。
4	P. 28 ○生活保護受給者数（保護率）	<p>■被保護者の動向（グラフ内）</p> <p>全国被保護者（保護率） 16.3%</p>	<p>■被保護者の動向（グラフ内）</p> <p>全国被保護者（保護率） <u>16.2%</u></p>
5	P. 33 (6) 要配慮者・避難行動要支援者の支援体制の状況	また、避難所での避難生活が著しく困難な要配慮者を一時的に受け入れ、支援する <u>二次避難所</u> として、特別養護老人ホーム・福祉作業所など区内 25 か所の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。	また、避難所での避難生活が著しく困難な要配慮者を一時的に受け入れ、支援する避難所として、特別養護老人ホーム・福祉作業所など区内 25 か所の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。
6	P. 37 ○災害時の自助・	また、避難所で生活することが著しく困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の拡充を図るとともに、福	また、避難所で生活することが著しく困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の拡充を図るとともに、福

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）																								
	互助・共助・公助による安全・安心の確保	祉関係機関と協力しながら、運営体制の構築を推進していきます。	祉関係機関と協力しながら、運営体制の構築を推進していくとともに、 <u>被災者支援についても検討します。</u>																								
7	P. 43 1-1-4 地域介護予防支援事業（通りの場）		<p><u>3年間の計画事業量</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th><th>単位</th><th>4年度実績</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営団体数</td><td>か所</td><td>28</td><td>38</td></tr> </tbody> </table>	項目名	単位	4年度実績	8年度	運営団体数	か所	28	38																
項目名	単位	4年度実績	8年度																								
運営団体数	か所	28	38																								
8	P. 55 2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営	<p>障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施するとともに、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築・人材育成等、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行います。</p>	<p>事業概要の変更</p> <p>障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。</p> <p>また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、<u>障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。</u></p>																								
9	P. 62 2-3-4 成年後見制度利用支援事業	<p>3年間の計画事業量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th><th>単位</th><th>4年度実績</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見等申立費用助成</td><td>件</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	成年後見等申立費用助成	件	0	1	2	3	<p>3年間の計画事業量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th><th>単位</th><th>4年度実績</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見等申立費用助成</td><td>件</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	成年後見等申立費用助成	件	0	1	2	2
項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度																						
成年後見等申立費用助成	件	0	1	2	3																						
項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度																						
成年後見等申立費用助成	件	0	1	2	2																						
10	P. 63 2-3-6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進	<p>成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営する。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とす</p>	<p>成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営する。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とす</p>																								

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）												
		る区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、市民後見人を含む権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。	る区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。 <u>あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。</u>												
11	P. 67 3-2-6 認知症サポートー養成講座	3年間の計画事業量 <table border="1"><tr><td>文京区サポーター 総数</td><td>人</td><td>17,330</td><td>18,300</td><td>19,300</td><td>20,300</td></tr></table>	文京区サポーター 総数	人	17,330	18,300	19,300	20,300	3年間の計画事業量 <table border="1"><tr><td>文京区サポーター 総数</td><td>人</td><td>17,330</td><td><u>19,000</u></td><td><u>20,000</u></td><td><u>21,000</u></td></tr></table>	文京区サポーター 総数	人	17,330	<u>19,000</u>	<u>20,000</u>	<u>21,000</u>
文京区サポーター 総数	人	17,330	18,300	19,300	20,300										
文京区サポーター 総数	人	17,330	<u>19,000</u>	<u>20,000</u>	<u>21,000</u>										
12	P. 71 3-4-4 福祉避難所の拡充	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための <u>二次避難所である福祉避難所</u> について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。												
13	P. 71 計画事業の追加		3-4-5 被災者支援の仕組みづくり <table border="1"><tr><td>事業概要</td><td>一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討していきます。</td></tr><tr><td>担当</td><td>防災課、福祉政策課</td></tr></table>	事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討していきます。	担当	防災課、福祉政策課								
事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討していきます。														
担当	防災課、福祉政策課														

「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

「最終案」

文 京 区

目 次

第1章 策定の考え方	1
1 計画の目的	2
2 計画の性格・位置づけ	3
3 計画策定の検討体制	4
4 計画の期間	5
5 計画の推進に向けて	6
第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標	13
1 基本理念	14
2 基本目標	15
第3章 高齢者を取り巻く現状と課題	16
1 文京区の地域特性	17
2 高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題	32
第4章 主要項目及びその方向性	56
1 地域でともに支え合うしくみの充実	57
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	58
3 健康で豊かな暮らしの実現	58
4 いざというときのための体制づくり	59
第5章 計画の体系と計画事業	60
1 計画の体系	61
2 計画事業	66
[資料]計画の体系と計画事業の全体図	101
第6章 地域包括ケアシステムの推進	102
1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組	103
[資料]文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図(案)	113
第7章 地域支援事業の推進	114
1 地域支援事業の概要	115
2 介護予防・日常生活支援総合事業	116
3 包括的支援事業	120
4 任意事業	122

第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み 127

1 第1号被保険者数の実績と推計	128
2 要介護・要支援認定者数の実績と推計	129
3 第8期計画（令和3～5年度）の実績	131
4 第9期計画（令和6～8年度）の介護サービス利用見込み	140
5 介護基盤整備について	154
6 第1号被保険者の保険料の算出	157

第9章 介護保険制度の運営 167

1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組	168
2 介護給付の適正化	170
3 PDCAサイクルの推進による保険者機能強化	176
4 介護人材の確保・定着等	177
5 利用者の負担割合等の制度	179

第1章

策定の考え方

第1章 策定の考え方

1 計画の目的

我が国では、平均寿命の延びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国の統計によれば、令和5年（2023年）9月15日現在の推計で、全国の高齢者人口は前年比で約1万人減少し、昭和25年（1950年）以降初めての減少となる一方、高齢化率は29.1%と過去最高になっています。また、75歳以上（後期高齢者）人口が初めて2,000万人を超え、80歳以上人口は総人口に占める割合が初めて10%を超えるなど、10人に1人が80歳以上となりました（総務省「統計トピックス」）。本区では、令和6年（2024年）1月1日現在、区民の約5人に1人（18.8%）が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。

このように、高齢者の増加が急速に進み、生産年齢人口が減少する中、医療サービスや介護サービスなどの持続可能な社会保障制度の維持が求められています。さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者やその家族の対応、介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け、家族のケアなどを行うヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、区の関係機関が連携して対応する体制整備も求められています。

平成27年（2015年）4月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築が目的として掲げられました。また、令和2年（2020年）6月には、すべての人々が地域、暮らし、いきがいとともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、認知症に関する施策の総合的な推進などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。さらに、令和5年（2023年）6月には、認知症の方を含めた国民一人一人が、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共生する社会の実現のため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、令和6年（2024年）1月に施行されました。

本区では、これらを踏まえ、「2040年問題¹」を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの取組をさらに推進するとともに、医療・介護の連携強化や認知症施策の充実など、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）を策定します。

¹ 2040年問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

2 計画の性格・位置づけ

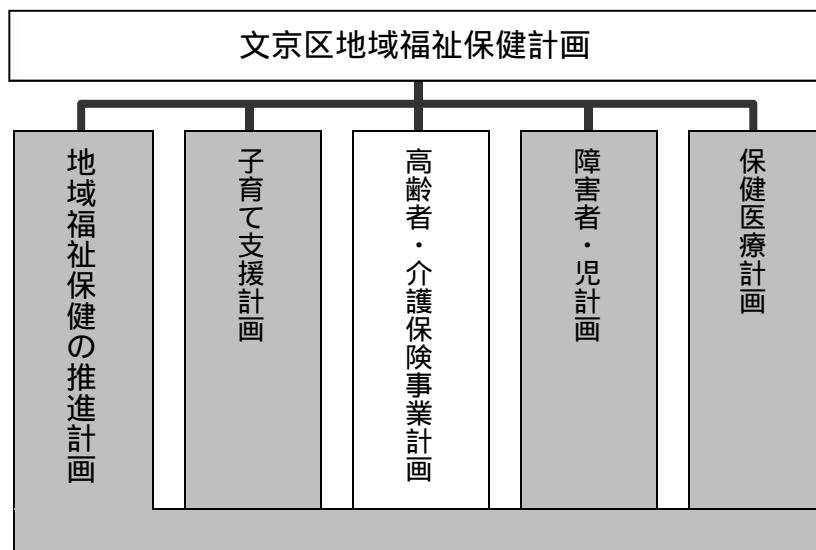
すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられています。

法令に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	

【図表】1 - 1 文京区地域福祉保健計画の構成

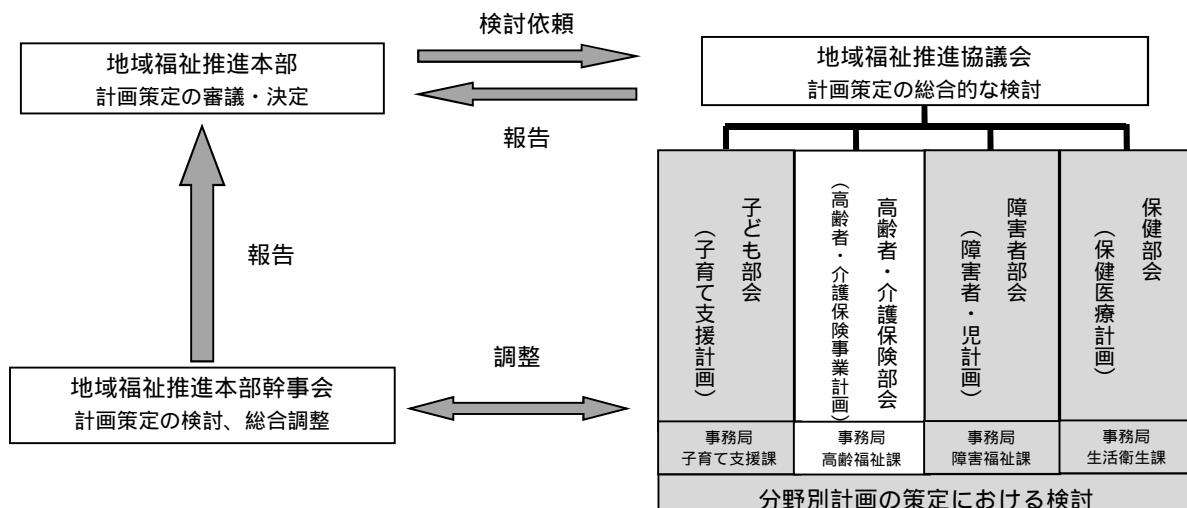


3 計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行います。文京区地域福祉推進本部は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行います。
- 地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会(文京区地域包括ケア推進委員会)において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から協議し、検討を行います。
- 高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで総合的に協議・検討を行います。
- 計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行います。

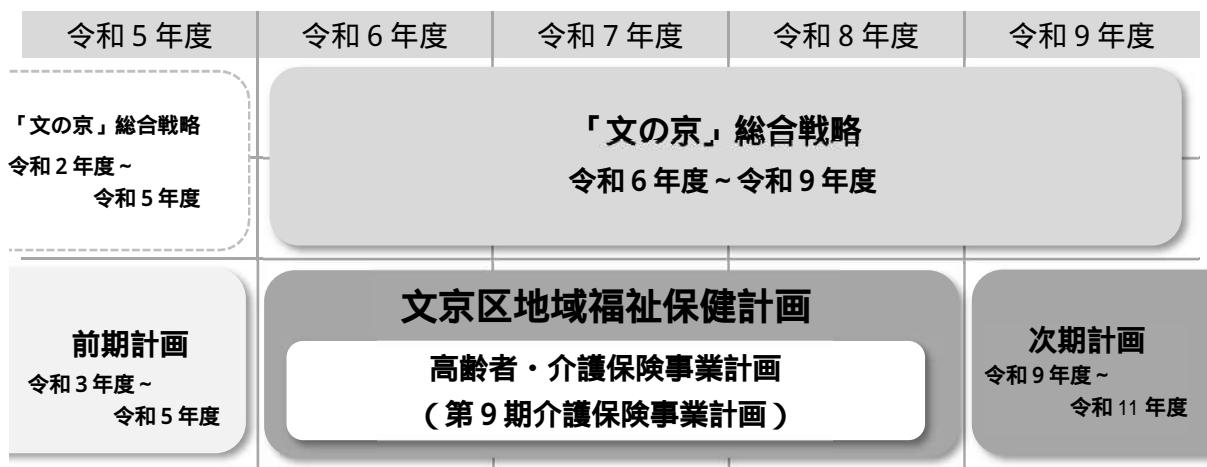
文京区地域包括ケア推進委員会は、介護保険法に基づき、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療関係団体の代表者、介護支援専門員及び介護（予防）サービス事業者の代表者、地域の高齢者に関する団体等の代表者並びに公募区民で構成されています。

【図表】1 - 2 文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）の検討体制



4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、令和8年度に見直しを行います。



5 計画の推進に向けて

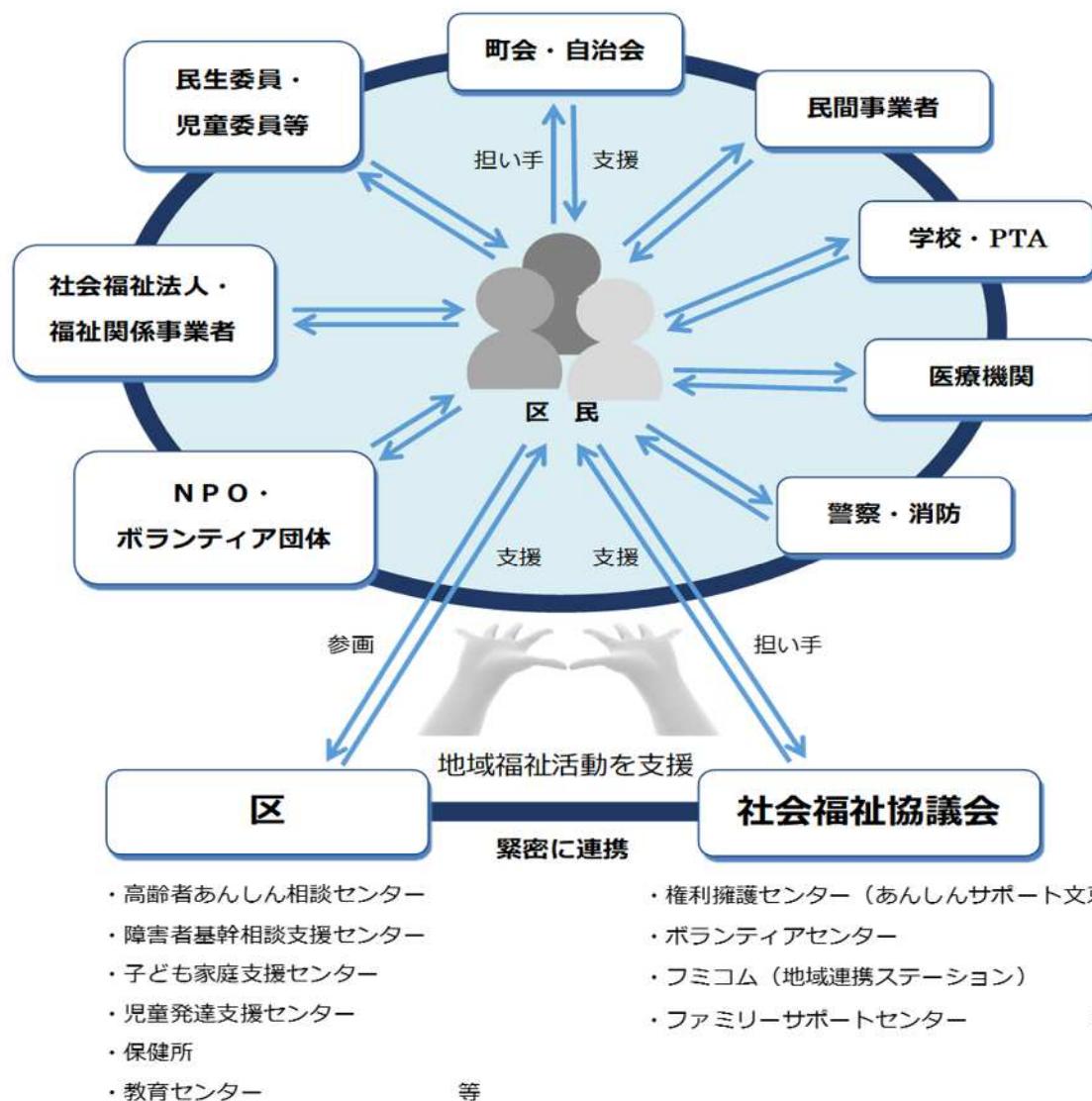
1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図表】1 - 3 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 地域の子どもを対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 N P O等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寬（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会²の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が同意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

² 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる
2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく



最終目標

令和6年度～令和8年度

文京区における地域包括ケアシステムの
重層的支援体制整備事業を活用
更なる進化・発展のために

各分野の支援機関が連携して一つのチーム
となり、地域資源やネットワークを重ね合わ
せることで、本人やその世帯が有する地域生
活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援が
できる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの
相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、
抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、
自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに 向けた支援

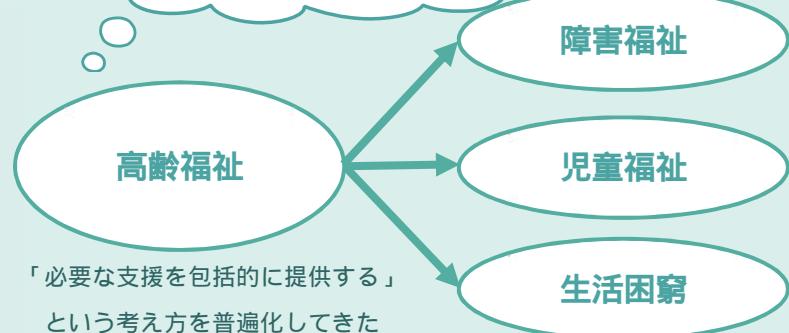
世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や
居場所の整備する

区の日常生活圏域のそれぞれの地域
特性を十分に踏まえ、区と社会福祉
協議会が緊密に連携を図り、多様な
主体間の連携を強化し、協働するこ
とで、高齢者・障害者・子ども等、
だれもが住み慣れた地域で自分らし
い暮らしを続けられるための仕組み

ダブルケア 孤独・孤立 ヤングケアラー 8050
制度の狭間

従来の制度や分野ごとの縦割りの
支援体制では対応が困難なケースの増加

現状



文京区における地域包括ケアシステム

重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ³等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	
地域づくりに向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	地域づくり事業

実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティーネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあらニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

³ アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

文京区重層的支援体制整備事業

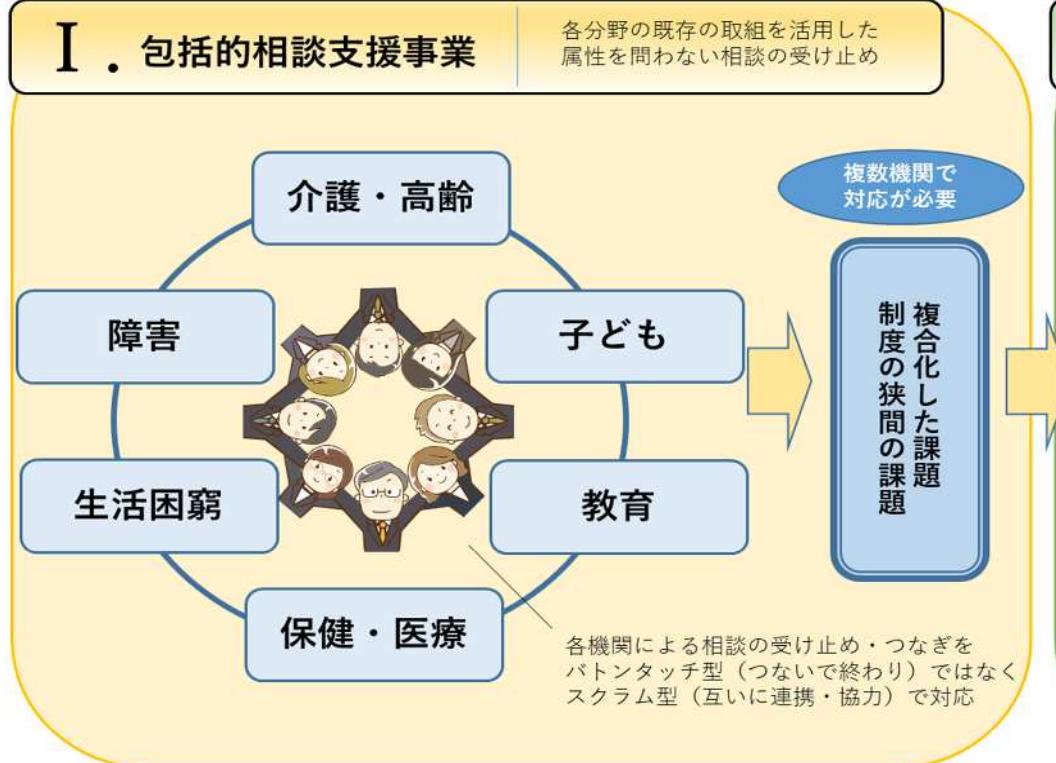
I ~ Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

I. 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した属性を問わない相談の受け止め



II. 多機関協働事業

複合課題等に対応するため、分野間の協働をコーディネート

支援会議

- 関係機関等による情報共有（※1）
- 支援方針の決定

【構成員】（※2）
区関係機関、社会福祉協議会のほか、民間事業者、医療機関、地域団体、地域住民等、当事者に関わる機関・関係者で構成

プラン
本人同意

重層的支援会議

- 支援プラン作成
- プランの進捗管理

【構成員】（※2）
区関係機関、社会福祉協議会等、支援プランに関わる機関で構成



※ 1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関係機関による情報共有が可能

※ 2 事案ごとに関係する機関等で構成。

本人との関係構築

参加支援が必要な場合

V. 地域づくり事業

住民同士が支え合い、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実



既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点等

新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続するためのサポート

III. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

IV. 参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援（社会資源とのマッチング）
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「文京区地域包括ケア推進委員会（高齢者・介護保険部会）」において、進行管理を行っていきます。

第2章

地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標

第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標に基づき、高齢者・介護保険事業計画に係る施策の取組を推進していきます。

1 基本理念

人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション⁴やソーシャルインクルージョン⁵の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁶を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮していくいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

⁴ ノーマライゼーション (normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

⁵ ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み、支え合うという理念をいう。

⁶ ダイバーシティ (diversity & inclusion) 性別（性自認及び性的指向を含む。）人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

第3章

高齢者を取り巻く 現状と課題

第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 文京区の地域特性

1) 地域環境

地理

本区は、東京23区のほぼ中心に位置しており、5つの台地と5つの低地により成り立っています。この台地と低地の間には、最大で25m前後の高低差があり、名が付いた坂が100を超えるなど、起伏に富んだ地形となっています。また、面積は約11.29km²（東京23区中20番目の広さ）、南北約4.1km、東西約6.1km、周囲は約21kmとなっています。

地価水準

本区の令和5年における住宅地の平均公示地価は、東京23区中第5位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

住宅

本区の住宅の状況は、幹線道路の沿道を中心に、中高層共同住宅（3階以上の共同住宅）の増加傾向が続いている。住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成20年は68.9%でしたが、30年には74.9%となっています。

教育機関

本区では、20の大学を始め、数多くの教育機関が区内各所に所在し、「文教の府」として知られるなど、教育環境に恵まれています。

医療機関

本区には、高度な医療を提供する急性期病院から、かかりつけ医・歯科医等の地域に根差した医療を提供する診療所や薬局まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在しています。

交通

本区には、近くにJR駅があり、地下鉄6路線が乗り入れ、21駅が設置されています。さらに、都営バスが15系統、コミュニティバス「B-ぐる」が3路線（千駄木・駒込ルート／目白台・小日向ルート／本郷・湯島ルート）を運行しています。

2) 人口の状況

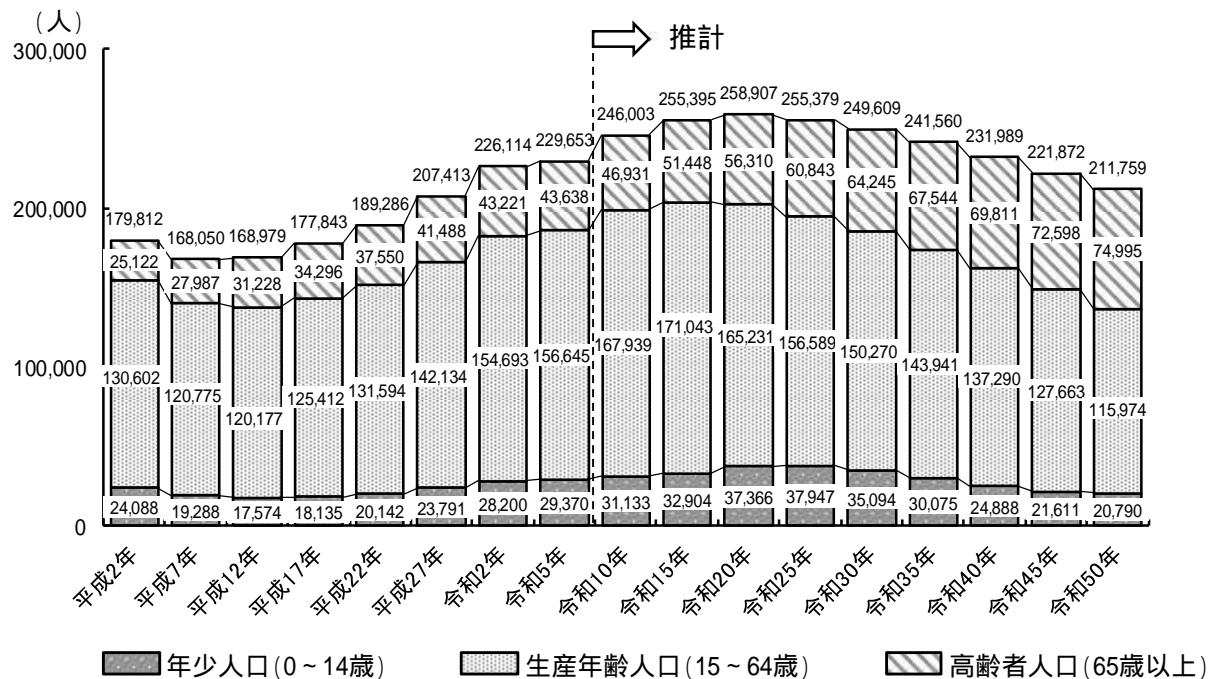
人口の推移等

○本区の人口は、令和5年（2023年）1月1日現在で229,653人となっています。現状は増加傾向にありますが、令和20年（2038年）以降、減少に転じると推計しています。

○高齢者人口（65歳以上）は、年々増加しており、令和5年1月1日現在で43,638人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。

○生産年齢人口（15～64歳）は令和15年（2033年）以降、年少人口（0～14歳）は令和25年（2043年）以降、減少傾向になると推計しています。

【図表】3 - 1 人口の推移と推計



グラフ上の数値は総人口

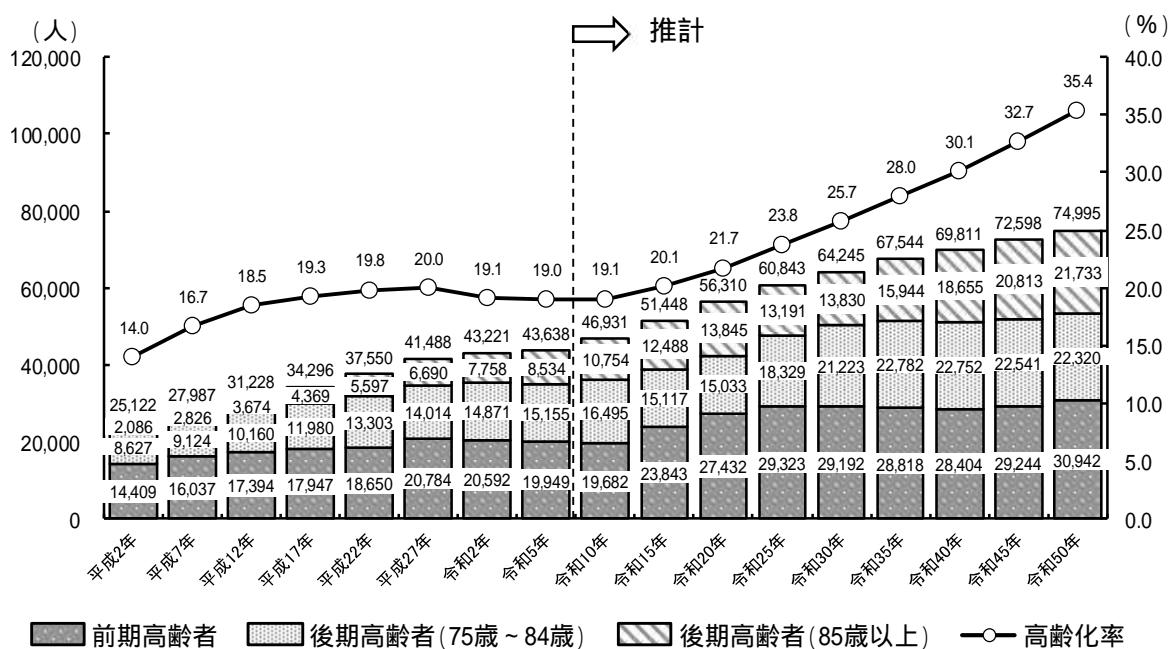
資料：【令和5年】住民基本台帳（1月1日現在）

【令和10年以降】住民基本台帳人口を用いて直近の人口の推移を踏まえるとともに、
合計特殊出生率の回復を見込んだ、区独自の将来人口推計方法に基づき算出

高齢者人口及び高齢化率の推移

本区の令和 5 年（2023 年）1月 1 日現在における高齢化率は 19.0% となっており、区民の約 5 人に 1 人が高齢者となっています。本区の人口が減り始める令和 20 年（2038 年）以降は急速に高齢化率が高くなり、令和 30 年（2048 年）には 25.7%、区民の約 4 人に 1 人が、令和 45 年（2063 年）には 32.7%、区民の約 3 人に 1 人が高齢者となると推計しています。

【図表】3 - 2 高齢者人口の推移と推計



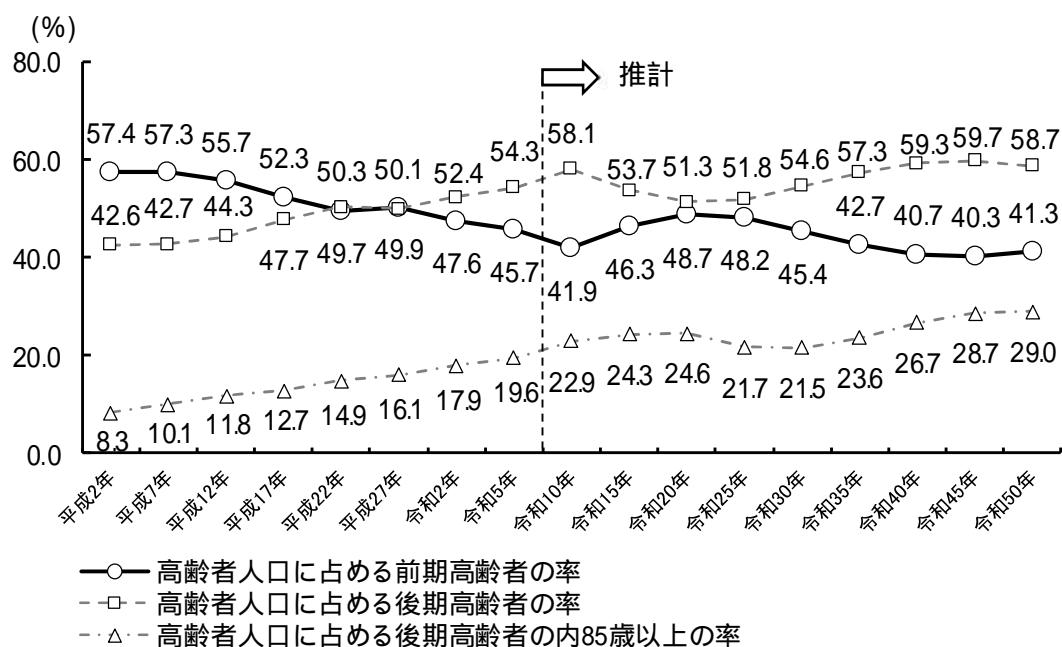
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数	25,122 人	27,987 人	31,228 人	34,296 人	37,550 人	41,488 人
前期高齢者	14,409 人	16,037 人	17,394 人	17,947 人	18,650 人	20,784 人
後期高齢者	10,713 人	11,950 人	13,834 人	16,349 人	18,900 人	20,704 人

	令和 2 年	令和 5 年	令和 10 年	令和 15 年	令和 20 年	令和 25 年
総数	43,221 人	43,638 人	46,931 人	51,448 人	56,310 人	60,843 人
前期高齢者	20,592 人	19,949 人	19,682 人	23,843 人	27,432 人	29,323 人
後期高齢者	22,629 人	23,689 人	27,249 人	27,605 人	28,878 人	31,520 人

	令和 30 年	令和 35 年	令和 40 年	令和 45 年	令和 50 年
総数	64,245 人	67,544 人	69,811 人	72,598 人	74,995 人
前期高齢者	29,192 人	28,818 人	28,404 人	29,244 人	30,942 人
後期高齢者	35,053 人	38,726 人	41,407 人	43,354 人	44,053 人

高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合は、現在から令和20年（2038年）まで増加した後、減少傾向に転じ、令和45年（2063年）以降は再び増加する見込みです。一方、人口が増加し続ける後期高齢者（75歳以上）の割合については、団塊の世代の影響を受け、75～84歳は令和10年（2028年）にピークアウトした後、令和20年（2038年）以降増加に転じ、令和35年（2053年）から減少、85歳以上は令和20年（2038年）まで増加し続け、減少に転じた後、令和30年（2048年）以降は増加し続ける見込みです。

【図表】3-3 高齢者人口に占める前期・後期・85歳以上高齢者の割合の推移と推計



四捨五入により、合計が100.0%にならない場合がある。

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 5年	令和 10年
前期高齢者	57.4%	57.3%	55.7%	52.3%	49.7%	50.1%	47.6%	45.7%	41.9%
後期高齢者	42.6%	42.7%	44.3%	47.7%	50.3%	49.9%	52.4%	54.3%	58.1%
うち 75～84歳	34.3%	32.6%	32.5%	35.0%	35.4%	33.8%	34.5%	34.7%	35.2%
85歳以上	8.3%	10.1%	11.8%	12.7%	14.9%	16.1%	17.9%	19.6%	22.9%

	令和 15年	令和 20年	令和 25年	令和 30年	令和 35年	令和 40年	令和 45年	令和 50年
前期高齢者	46.3%	48.7%	48.2%	45.4%	42.7%	40.7%	40.3%	41.3%
後期高齢者	53.7%	51.3%	51.8%	54.6%	57.3%	59.3%	59.7%	58.7%
うち 75～84歳	29.4%	26.7%	30.1%	33.1%	33.7%	32.6%	31.0%	29.7%
85歳以上	24.3%	24.6%	21.7%	21.5%	23.6%	26.7%	28.7%	29.0%

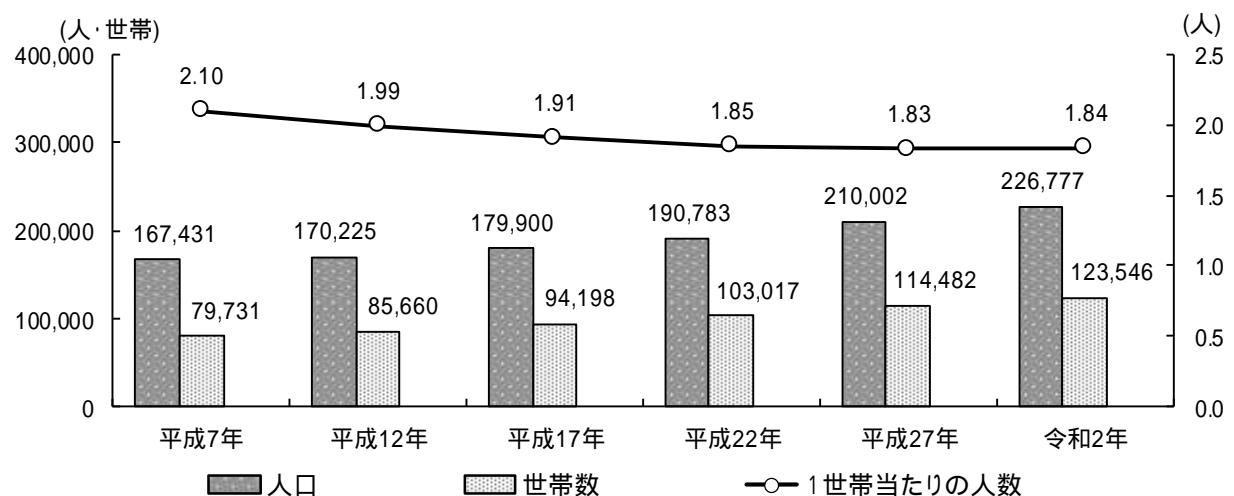
3) 世帯の状況

世帯の推移

世帯数は、平成 7 年は 79,731 世帯でしたが、令和 2 年には 123,546 世帯と、約 1.5 倍に増加しています。

1 世帯当たりの人数は、平成 7 年は 2.10 人でしたが、令和 2 年には 1.84 人となっており、平成 22 年から横ばい傾向にあります。

【図表】3 - 4 人口、世帯数と 1 世帯当たりの人数の推移



(注) 平成 22 年までは外国人を含まない。

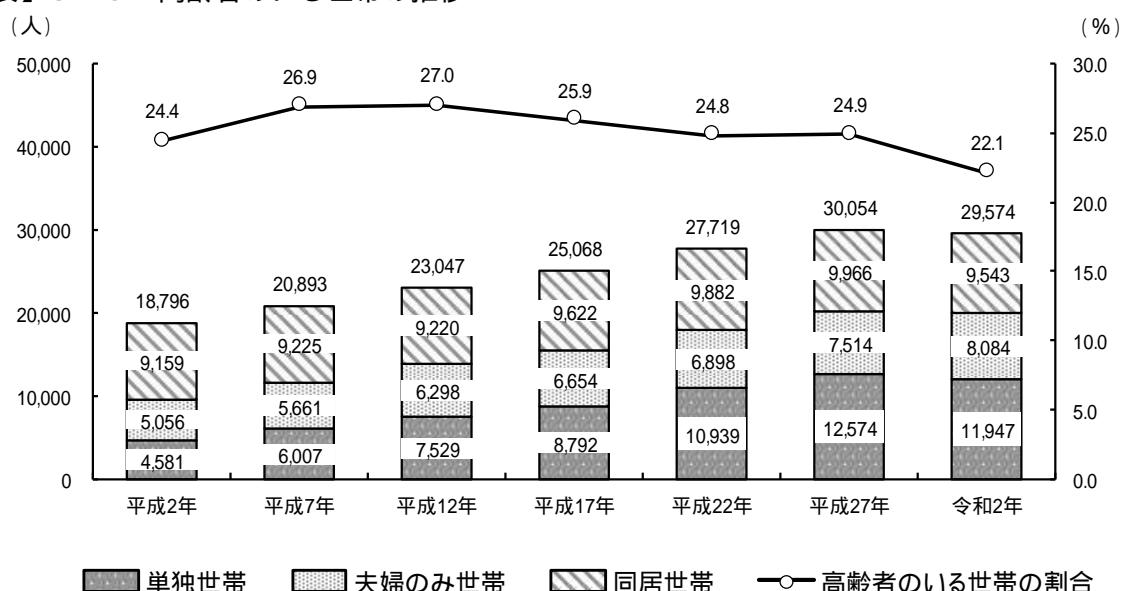
資料：住民基本台帳（平成 7 年～令和 2 年 10 月 1 日現在）、国勢調査（令和 2 年）

高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯数は、平成 27 年に約 3 万世帯を超えるましたが、令和 2 年では 29,574 世帯と減少しています。また、全世帯に対する割合も減少しています。

高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、高齢者単独世帯は、令和 2 年で減少しています。また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合は令和 2 年で 40.4% となり、平成 22 年から 4 割程度で推移しています。

【図表】3 - 5 高齢者のいる世帯の推移



「単独世帯」は、65 歳以上の 1 人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫又は妻が 65 歳以上の夫婦世帯。

「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。

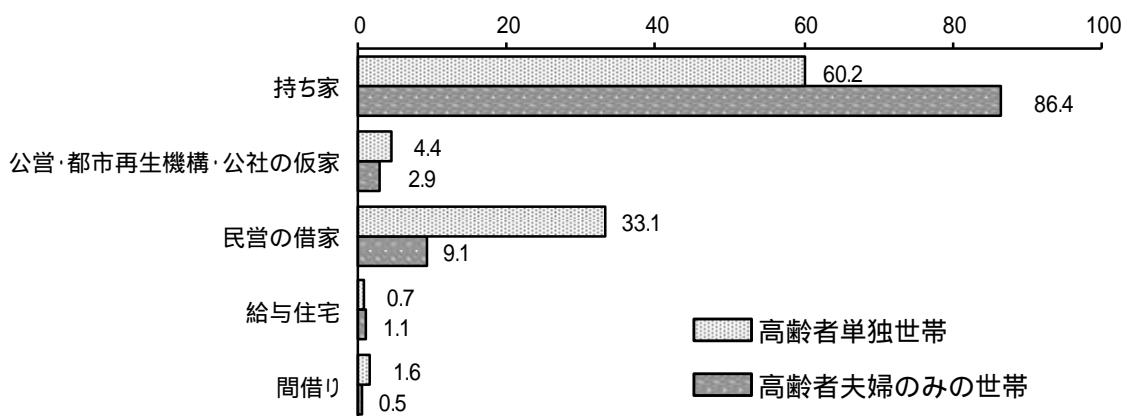
資料：国勢調査（令和 2 年）

単独世帯 の割合	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
	24.4%	28.8%	32.7%	35.1%	39.5%	41.8%	40.4%

4) 高齢者の住まいの状況

○高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では 86.4%、高齢者単独世帯では 60.2%が持ち家に居住しています。

【図表】3 - 6 高齢者夫婦のみ世帯、高齢者単独世帯の住まい (%)



資料：国勢調査（令和2年）

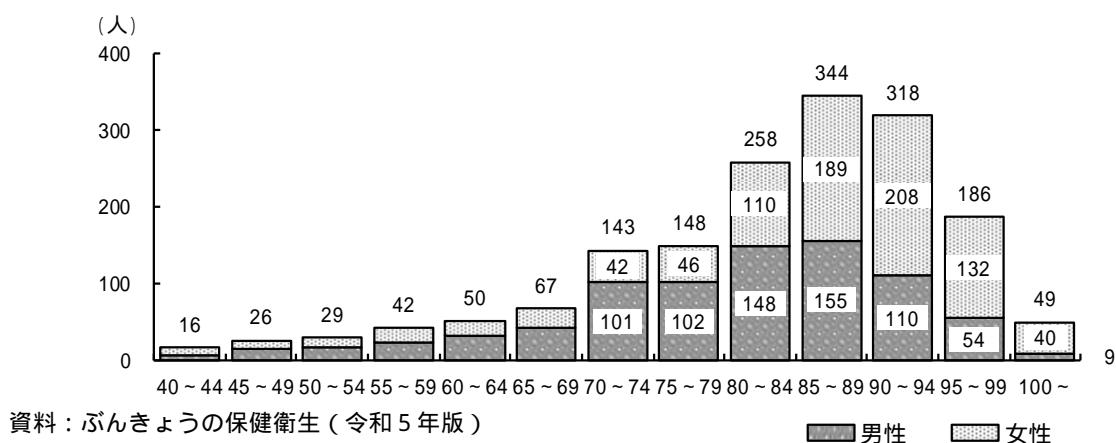
5) 死亡状況及び健康寿命

年齢別死亡数

○文京区の平均寿命は、「令和2年市町村別生命表（厚生労働省）」によると、男性 82.9歳（全国54位）、女性 88.3歳（全国158位）ですが、年齢別の死者数を見ると、死亡年齢のピークは男性が85～89歳、女性が90～94歳となっています。

対象：1,887 市区町村

【図表】3 - 7 5歳階級別の死亡の状況（令和3年実績）



資料：ぶんきょうの保健衛生（令和5年版）

■ 男性 ■ 女性

65歳健康寿命

65歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、令和3年は、男性は18.7年、女性は21.8年となっています。

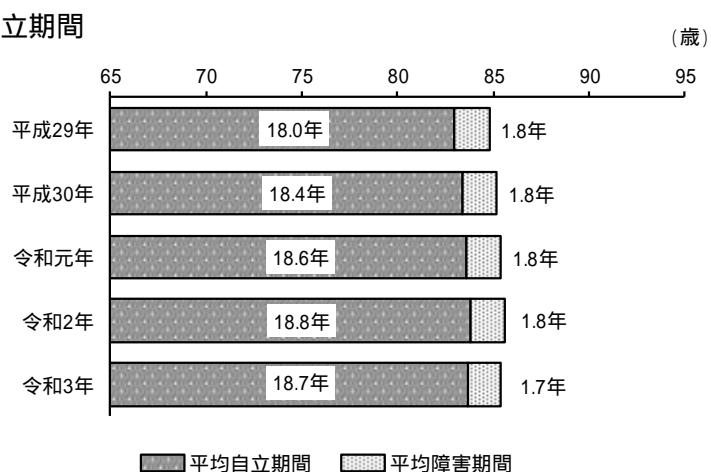
寝たきり等の平均障害期間を比較すると、令和3年は、男性は1.7年に対し、女性は3.4年で2倍程度の期間となっています。

男性は、女性と比較して平均自立期間の比率が高い傾向があります。

【図表】3-8 男女別健康寿命と自立期間

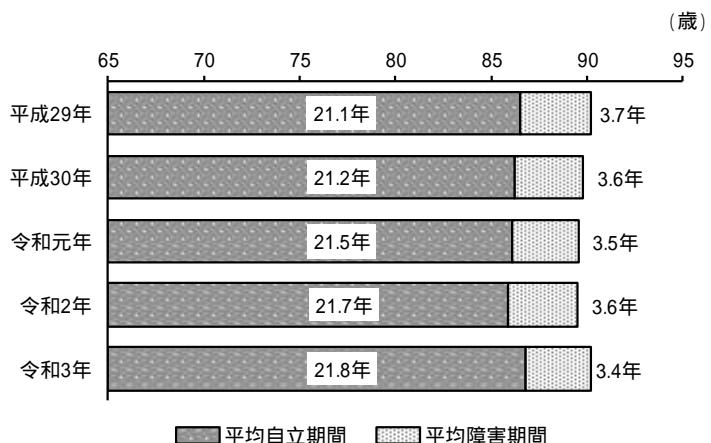
<男性>

年次	65歳 健康寿命	平均自立期間 対 平均障害期間
平成29年	83.0歳	91:9
平成30年	83.4歳	91:9
令和元年	83.6歳	91:9
令和2年	83.8歳	91:9
令和3年	83.7歳	92:8



<女性>

年次	65歳 健康寿命	平均自立期間 対 平均障害期間
平成29年	86.1歳	85:15
平成30年	86.2歳	85:15
令和元年	86.5歳	86:14
令和2年	86.7歳	86:14
令和3年	86.8歳	87:13



$$65\text{歳健康寿命(歳)} = 65\text{歳} + 65\text{歳平均自立期間(年)}$$

グラフは65歳の方が要介護認定(要介護2)を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

資料：ぶんきょうの保健衛生（令和5年版）

6) 要介護・要支援認定者の状況

介護度別要介護・要支援者認定数の推移

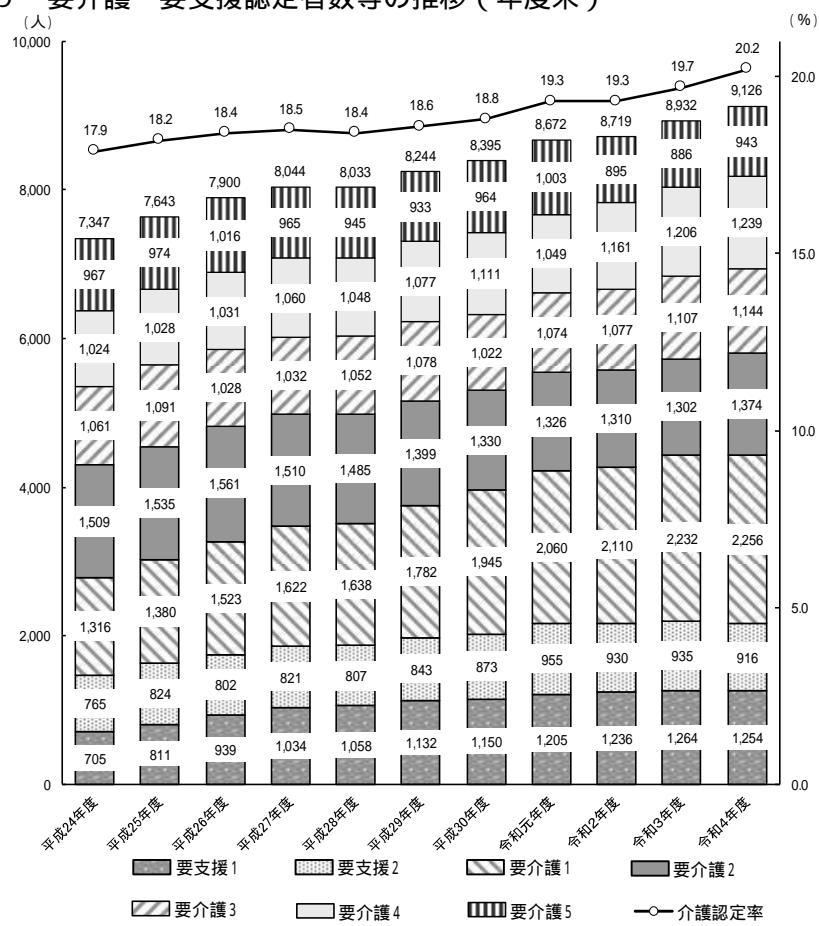
令和4年度の要介護・要支援認定者数は、9,126人となっています。平成24年度と比較すると、1,779人、24.2%の増となっています。

要介護・要支援認定率は上昇傾向にあり、令和4年度は20.2%となっています。平成24年度と比較すると、2.3ポイントの増となっています。

平成24年度と比較して令和4年度の要介護・要支援認定者数は1.2倍となっており、このうち、要支援1、要介護1で高くなっています。また、要介護3以上の重度では1.1倍ですが、要介護2以下は1.4倍となっており、差が生じています。

このため、介護認定者数の構成割合別に見ると、要介護3以上の重度の割合は平成24年度で41.5%、令和4年度で36.4%となっており、減少しています。

【図表】3 - 9 要介護・要支援認定者数等の推移（年度末）



棒グラフの1番上にある数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。

各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。

ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみで算出。

資料：文京の介護保険（令和5年版）

【図表】3 - 10 要介護認定率の推移（第1号被保険者のみ）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
文京区	17.9%	18.2%	18.4%	18.5%	18.4%	18.6%	18.8%	19.3%	19.3%	19.7%	20.2%
都	17.7%	17.7%	18.0%	18.1%	18.3%	18.7%	19.1%	19.4%	19.6%	19.9%	20.7%
国	17.6%	17.8%	17.9%	18.0%	18.0%	18.0%	18.3%	18.5%	18.7%	18.9%	19.4%

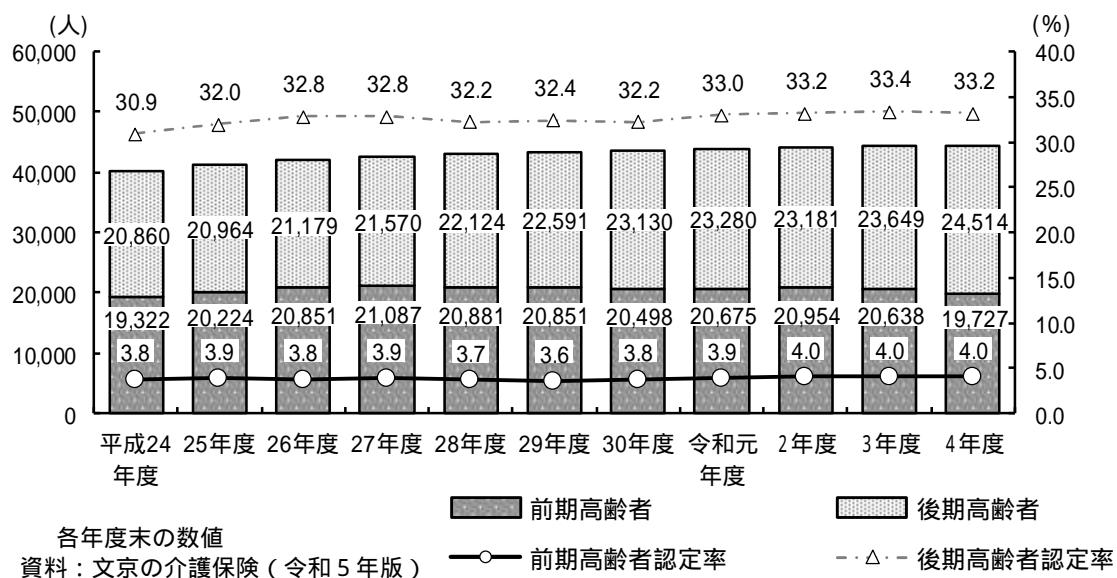
資料：文京の介護保険（令和5年版） 介護保険事業状況報告月報、東京都福祉局月報（各年3月末現在）

前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

第1号被保険者のうち、前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度は4.0%となっています。

○後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、平成25年度から平成30年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度から33%を超えました。

【図表】3-11 前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

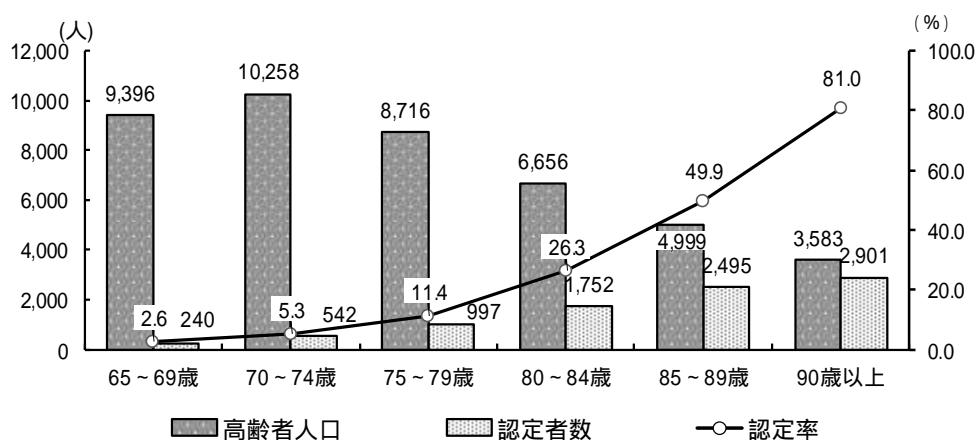


年齢別認定者数・認定率

年齢別に要介護・要支援認定を受けた方の割合を見ると、前期高齢者の認定率は5.3%以下に留まっています。

後期高齢者は、80～84歳の認定率が26.3%、85～89歳が49.9%、90歳以降になると81.0%になっており、年齢が上がるに連れて認定率が大幅に上昇しています。

【図表】3-12 高齢者人口に占める認定者数・認定率



日常生活圏域と要介護認定者の状況

介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護保険法に基づき日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、関係機関相互の連携を図るなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。

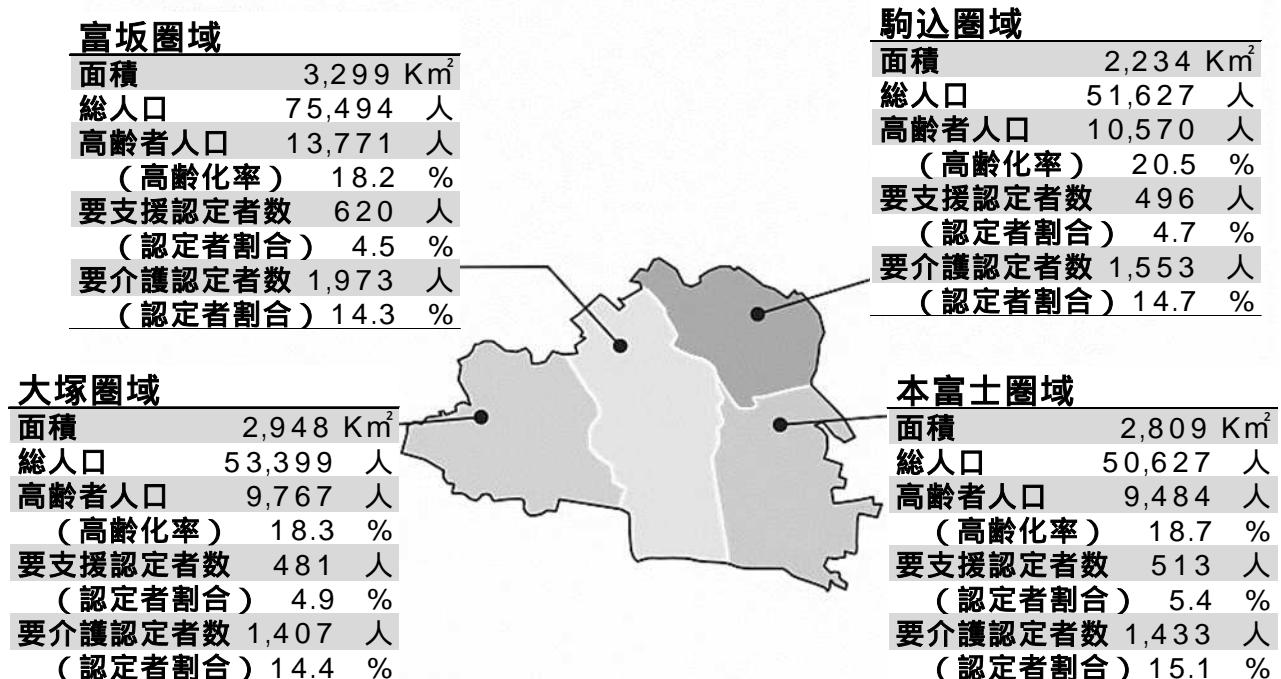
本区では、富坂・大塚・本富士・駒込の4圏域に区分し、日常生活圏域としています。この4圏域は、高齢者との関わりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。

4圏域ごとに高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を1か所、分室を1か所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。

日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では駒込圏域がやや高くなっています。

認定者数は富坂圏域が一番多いですが、認定者割合は本富士圏域が高くなっています。

【図表】3 - 13 日常生活圏域と高齢者等の状況



総人口と高齢者人口は、令和5年9月1日現在の住民登録より集計（転出予定等を除いているため人口統計と異なる。）

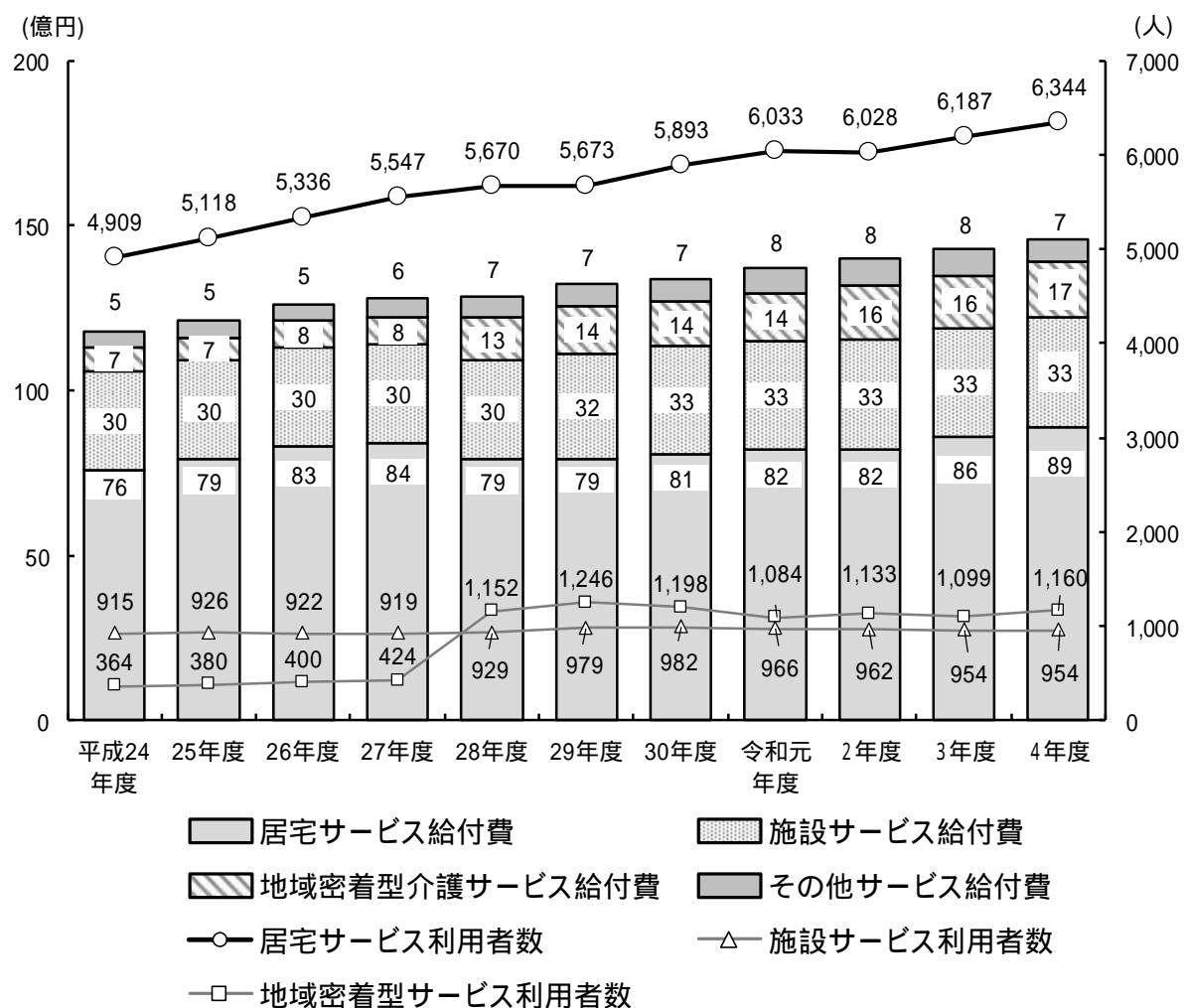
要支援・要介護認定率は、介護保険システムによる（住所地特例者（文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度）を除く。）

7) 介護給付費と利用者数の推移

介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成 24 年度の 118 億円から令和 4 年度は 146 億円と約 1.2 倍に増加しています。内訳では、居宅サービス給付費の占める割合が高くなっています。

地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成 28 年度に大きく増加した後に概ね横ばいで推移しています。

【図表】3 - 14 介護給付費と利用者数の推移



データは、平成 24 年度から令和 4 年度までの実績。

資料：文京の介護保険（令和 5 年版）

8) 保険料の推移

第1号被保険者の基準保険料は、第8期は6,020円であり、第1期の2,983円の約2倍になっています。

【図表】3 - 15 介護保険基準保険料の推移

介護保険事業計画期間	第1期 平成12~14年度	第2期 平成15~17年度	第3期 平成18~20年度	第4期 平成21~23年度	第5期 平成24~26年度	第6期 平成27~29年度	第7期 平成30~令和2年度	第8期 令和3~5年度
介護保険基準保険料	2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円	6,020円

資料：文京の介護保険（令和5年版）

9) 介護サービス事業者の状況

区内の介護サービス事業者数は、全体では概ね同程度で推移していますが、令和5年においては居宅介護支援事業者数が減少しました。

【図表】3 - 16 区内の介護サービス事業者数（各年3月現在）

サービス名	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
居宅介護支援 / 介護予防支援	49	4	49	4	47	4	46	4	42	4
居宅サービス	訪問介護	35		37		35		33		35
	訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	訪問看護	22	22	26	26	26	26	26	26	26
	訪問リハビリテーション	5	5	5	5	5	4	4	4	4
	通所介護	16		16		18		18		18
	通所リハビリテーション	5	4	5	4	5	4	5	5	4
	短期入所生活介護	6	6	8	8	9	8	10	10	10
	短期入所療養介護	3	2	3	3	3	3	3	3	3
	特定施設入居者生活介護	8	8	12	12	12	11	12	12	13
	福祉用具貸与	8	8	7	7	5	5	5	5	5
サービス施設	特定福祉用具販売	9	9	8	8	7	7	7	7	7
	小計	118	65	128	74	126	70	124	72	127
	介護老人福祉施設	5		6		6		6		6
	介護老人保健施設	3		3		3		3		3
地域密着型サービス	介護療養型医療施設	1		0		0		0		0
	小計	9		9		9		9		9
	夜間対応型訪問介護	1		1		1		1		1
	認知症対応型通所介護	6	6	7	6	7	6	7	6	6
	小規模多機能型居宅介護	4	3	5	4	5	4	5	4	4
地域密着型サービス	看護小規模多機能型居宅介護	1		1		1		1		1
	認知症対応型共同生活介護	8	7	9	8	9	8	9	8	8
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		1		1		1		2
	地域密着型通所介護	21		18		16		15		15
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1		2		3		3		3
小計		43	16	44	18	43	18	42	18	43
合計		170	81	181	92	178	88	175	90	179
資料：文京の介護保険（令和5年版）										

10) 認知症について

認知症高齢者の状況

要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度 a ランク以上と判断された高齢者は、令和5年4月現在4,377人で、全体の約60.7%を占めています。なお、新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取扱いのために主治医意見書の提出のなかった方は「その他」に分類しています。

【図表】3 - 17 認知症高齢者の日常生活自立度

(単位：人)

	認知症高齢者の日常生活自立度								その他	合計
	自立		a	b	a	b	M	小計		
令和3年4月	1,880	1,628	978	1,494	1,480	444	751	115	5,262	93
令和4年4月	1,687	1,410	859	1,301	1,261	414	636	99	4,570	1,444
令和5年4月	1,458	1,375	896	1,235	1,139	400	600	107	4,377	2,062
										9,272

【図表】3 - 18 日常生活自立度の判定基準

ランク	判 定 基 準
	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
a	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
b	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
a	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
b	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

認知症サポート医等の状況

区内の認知症サポート医⁷は、令和5年4月現在47人となっています。

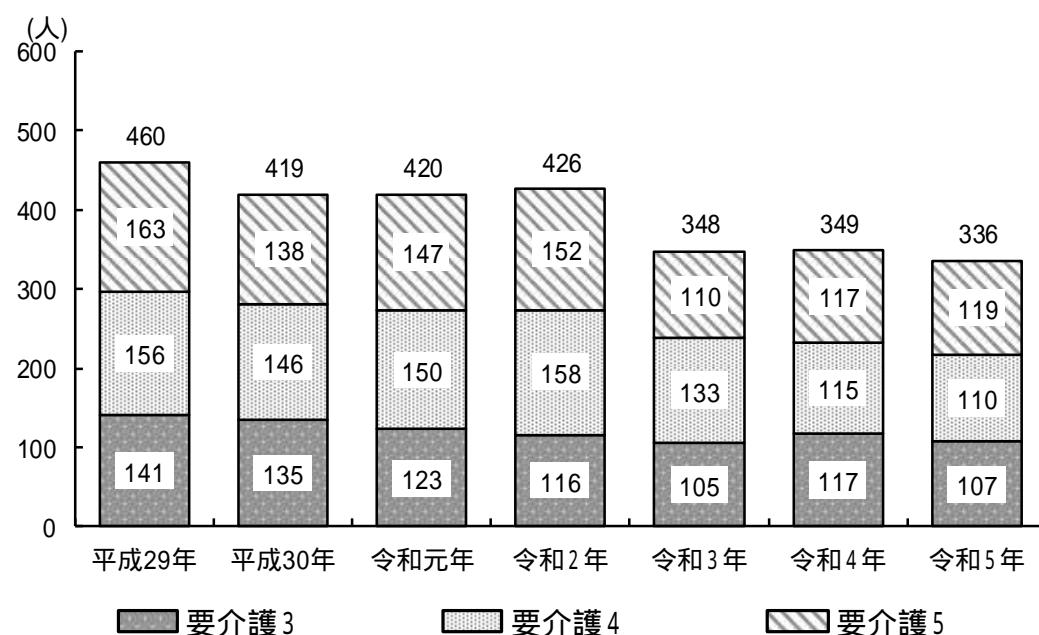
⁷ 認知症サポート医 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。

11) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成30年以降、約420人前後で推移していましたが、令和2年3月に2施設が開設したことにより、令和3年以降は減少しています。

令和5年4月1日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護3が31.8%、要介護4が32.7%、要介護5が35.4%となっています。

【図表】3-19 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移



各年度4月1日現在

介護保険法の改正により、平成27年4月1日から特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護3以上の方になっている。

本区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い方から優先入所する制度を導入している。

【特別養護老人ホームの入所希望者について】

特別養護老人ホームの入所希望者的人数は、令和3年以降300人台前半で推移しています。このうち、入所や辞退等をされる方が毎年約300人あり、入れ替わっています。

また、施設から入所のご案内をした際、予約的な申込みや医療を要する身体状態などの理由により入所に至らない場面があり、一部の施設では一時的に空床が見られる状況となっています。

このため、文京区特別養護老人ホーム入所指針の見直しを行うことで、希望する方が円滑に入所できるよう、改善します。

2 高齢者等実態調査から見た 高齢者を取り巻く現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握するため、令和4年度に高齢者等実態調査を実施しました。その調査から見えてきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

【図表】3-20 令和4年度高齢者等実態調査の概要

調査期間	令和4年9月28日(水)~10月21日(金)					
調査対象者	第1号被保険者	50歳以上	要介護認定者	介護サービス事業者	介護事業従事者	
	要介護1~5以外の65歳以上の介護保険被保険者	要介護・要支援認定を受けていない50~64歳の介護保険被保険者	在宅の要介護認定者及びその家族	在宅の要介護認定者(要介護4・5)及びその家族要介護(郵送)と重複しない	区内で介護サービス事業所を運営する事業者	区内の介護サービス事業所に勤務する介護事業従事者
有効回収数	2,100件	1,601件	1,807件	137件	107件	470件
略称	第1号・要支援	50歳以上	要介護(郵送)	要介護(聞き取り)	事業者	従事者

1) 今後希望する暮らし方等について

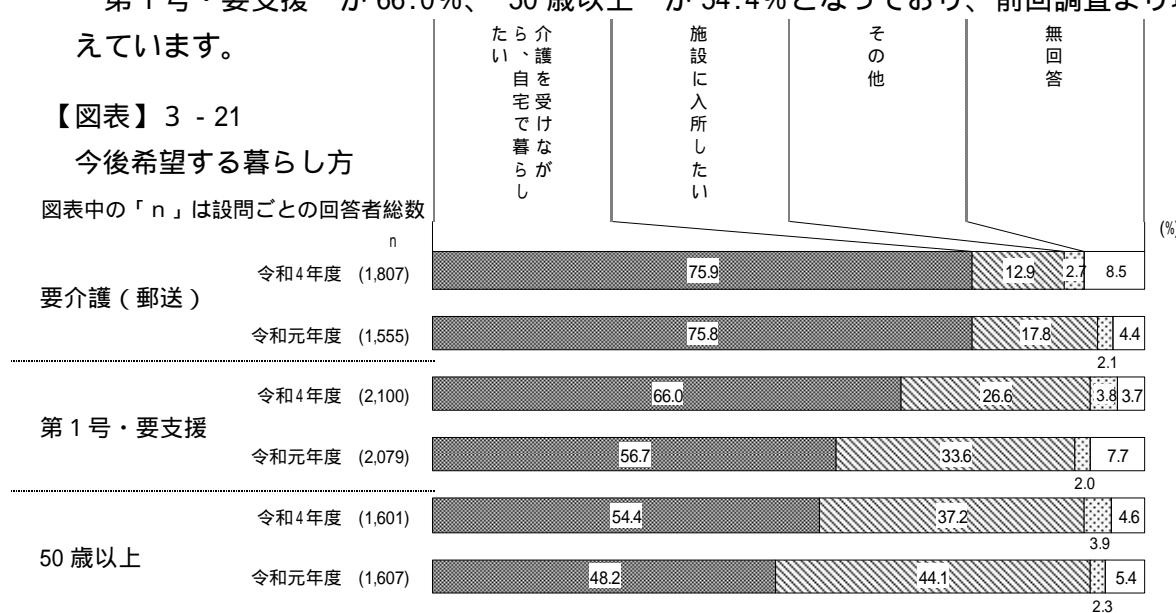
今後希望する暮らし方

「介護を受けながら、自宅で暮らしたい」が最も高く、要介護(郵送)が75.9%、第1号・要支援が66.0%、50歳以上が54.4%となっており、前回調査より増えています。

【図表】3-21

今後希望する暮らし方

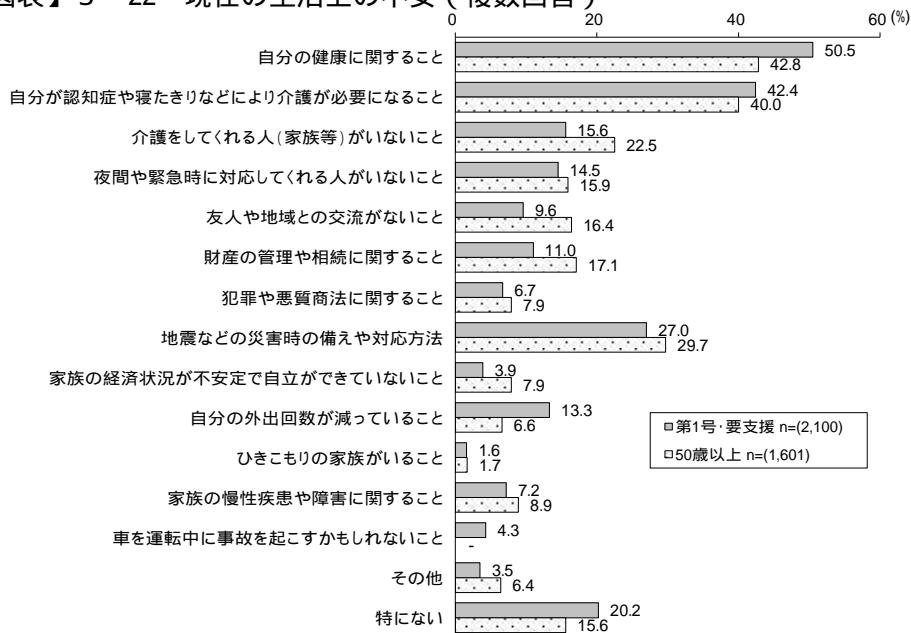
図表中の「n」は設問ごとの回答者総数



現在の生活上の不安

現在の生活で不安に感じていることとして、**<第1号・要支援>**、**<50歳以上>**とともに、「自分の健康に関すること」が最も割合が高く、次に「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害時の備えや対応方法」の順に高くなっています。

【図表】3-22 現在の生活上の不安（複数回答）

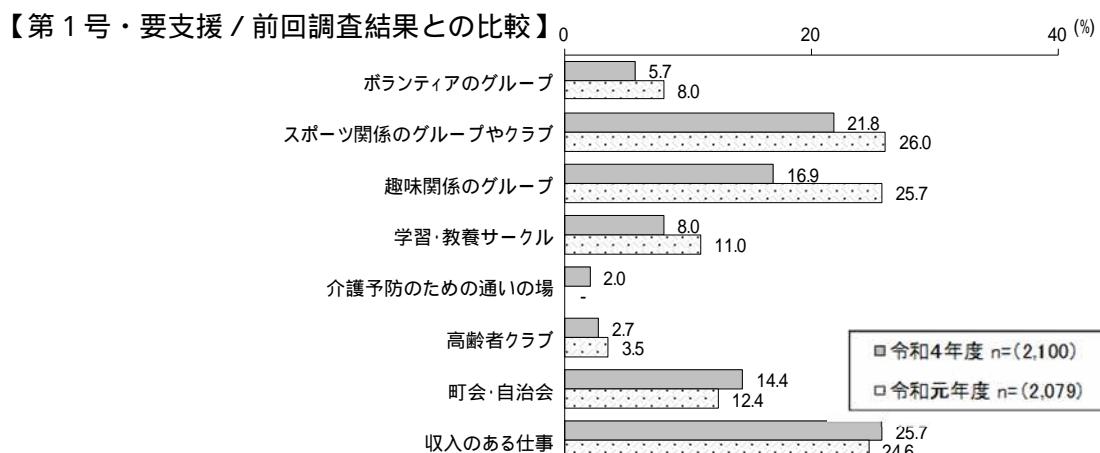


地域とのつながり・地域活動

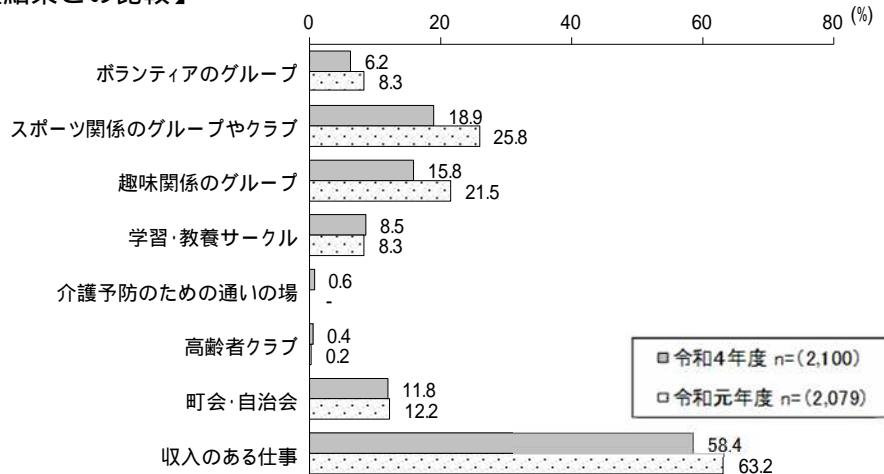
参加している活動について、**<第1号・要支援>**では、「収入のある仕事」のほか、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」、「町会・自治会」など地域との接点がある活動への参加が見られます。前回と比べるとスポーツや趣味の活動は減っている一方、町会・自治会、収入のある仕事では増加が見られます。

<50歳以上>では、「収入のある仕事」が半数以上で、地域との接点がある活動については、ほとんどの項目で前回調査よりも割合が減っています。

【図表】3-23 会・グループ等への参加している人の割合（複数回答）



【50歳以上 / 前回調査結果との比較】

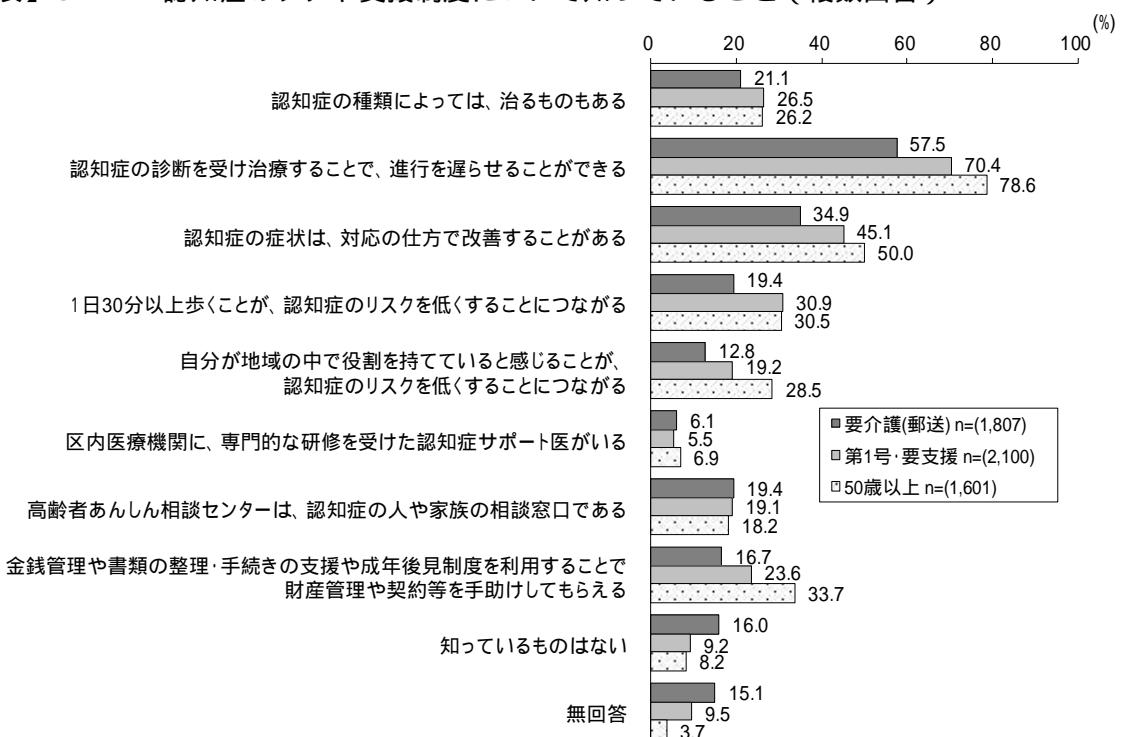


介護予防のための通いの場は、令和元年度調査にはない設問

認知症について

認知症のケアや支援制度について知っていることは、いずれの対象者においても、「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も高く、続いて、「認知症の症状は、対応の仕方で改善することができる」となっています。

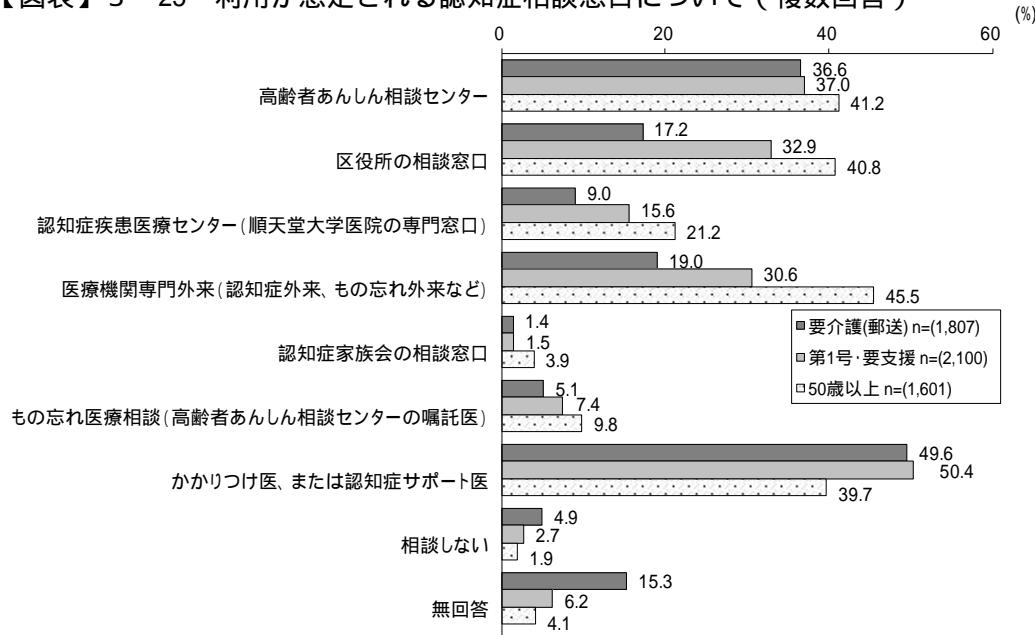
【図表】3 - 24 認知症のケアや支援制度について知っていること（複数回答）



認知症に関する相談で利用すると思う具体的な窓口では、要介護(郵送)、第1号・要支援では、「かかりつけ医、または認知症サポート医」、続いて、「高齢者あんしん相談センター」が多くなっています。

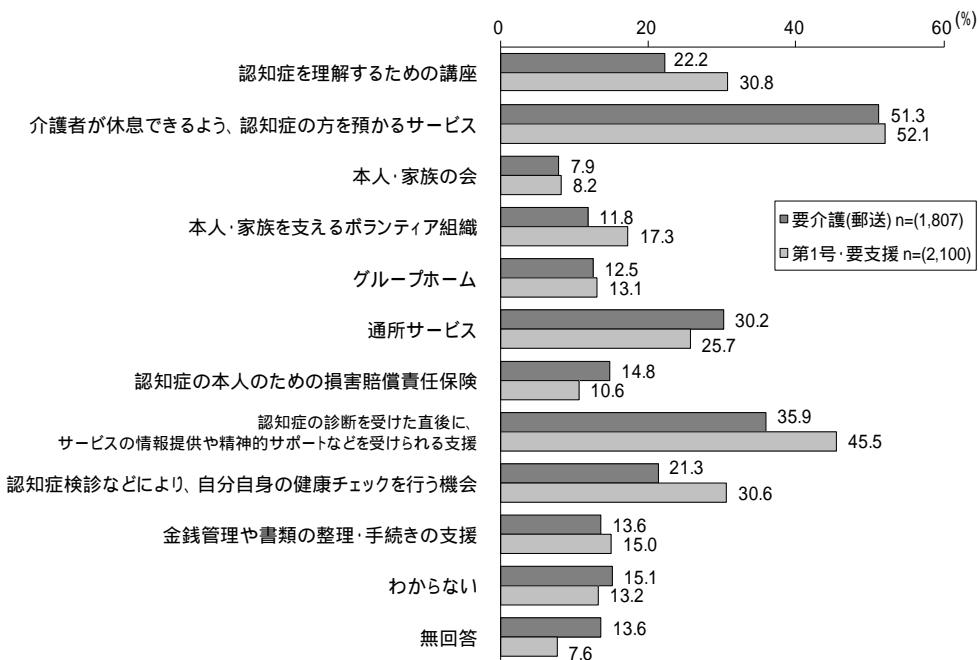
一方、50歳以上では、「医療機関専門外来(認知症外来、もの忘れ外来など)」45.5%を筆頭に、「高齢者あんしん相談センター」、「区役所の相談窓口」、「かかりつけ医、または認知症サポート医」も4割前後と、意向が多岐にわたっています。

【図表】3-25 利用が想定される認知症相談窓口について(複数回答)



認知症に対する本人や家族への支援については、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」が最も高く、続いて、「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」となっています。

【図表】3-26 認知症に対する本人や家族への支援について(複数回答)



[主な課題等]

- ・高齢者の単独世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者を見守る体制を強化すること
- ・地域活動に参加するためのきっかけづくりや高齢者の生きがいづくり、地域活動団体へつなぐための支援をすること
- ・興味のある分野でボランティア活動等ができるよう、様々な活動の場を支援するとともに、その周知啓発を行うこと
- ・認知症について、介護者への支援や早期からの適切な診断や対応等を行うための情報提供、相談・連携体制を構築すること
- ・認知症になっても生きがいを持って、地域で主体的に暮らせることができるよう、地域の理解や協力を得ること

2) 区に力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業等について

今後区に力を入れてほしいこと

過去の調査(平成28年度、令和元年度)では、今後区に力を入れてほしいこととして、「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が最も高くなっていましたが、令和4年度の調査では、「在宅医療・介護」(新設の選択肢)がいずれの対象者でも高くなっています。特に要介護(郵送)、第1号・要支援では、施設サービスよりも在宅サービスのニーズが高くなっています。

【図表】3-27 今後区に力を入れてほしいこと(複数回答) / 要介護(郵送)

項目	第1位	第2位	第3位
令和4年度	在宅医療・介護 42.3%	認知症高齢者に対する支援 38.4%	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実 37.5%
令和元年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実 40.1%	介護保険やサービスの情報提供 38.4%	認知症高齢者に対する支援 38.2%
平成28年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実 30.4%	健康管理、介護予防 24.3%	認知症高齢者に対する支援 22.9%

【図表】3-28 今後区に力を入れてほしいこと(複数回答) / 第1号・要支援

項目	第1位	第2位	第3位
令和4年度	健康管理、介護予防 36.0%	在宅医療・介護 35.3%	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実 34.3%
令和元年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実		介護保険やサービスの情報提供 34.1%
	健康管理、介護予防		
平成28年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実 33.4%	健康管理、介護予防 31.9%	介護保険やサービスの情報提供 30.8%

【図表】3-29 今後区に力を入れてほしいこと（複数回答）／50歳以上

項目	第1位		第2位		第3位	
令和4 年度	特別養護老人ホ ームなどの施設 サービスの充実	44.3%	在宅医療・介護	37.1%	認知症高齢者に 対する支援	35.8%
令和元 年度	特別養護老人ホ ームなどの施設 サービスの充実	47.4%	認知症高齢者に 対する支援	37.6%	健康管理、介護 予防	35.4%
平成28 年度	特別養護老人ホ ームなどの施設 サービスの充実	45.9%	認知症高齢者に 対する支援	40.1%	介護保険やサー ビスの情報提供	39.2%

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の認知度

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）について、「知っている」と回答した割合（知らない、聞いたことがない、無回答を除いた割合）は、要介護（郵送）が79.8%、第1号・要支援が68.0%、50歳以上が47.5%となっています。

【図表】3-30 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の認知度
(複数回答)

項目	要介護（郵送） n = 1,807	第1号・要支援 n = 2,100	50歳以上 n = 1,601
知っている	79.8%	68.0%	47.5%
名前を聞いたことがある	38.6%	45.5%	32.1%
どこにあるのか知っている	36.3%	28.3%	12.7%
センターの役割を知っている	21.3%	17.0%	10.9%
相談や連絡をしたことがある	41.0%	14.6%	9.6%
知らない、聞いたことがない	15.7%	27.4%	50.3%
無回答	4.5%	4.6%	2.2%

〔主な課題等〕

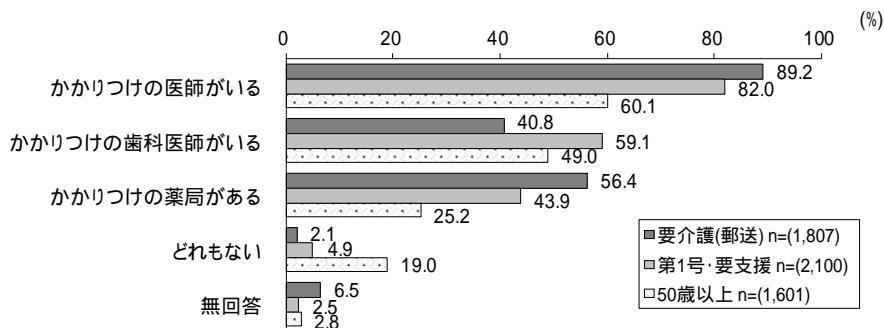
- ・在宅医療の充実など高齢者のニーズの変化を捉えた医療・介護サービスを充実させること
- ・介護を家族や親族だけで抱え込むことなく、高齢期を安心して過ごせるように、50歳以上の現役世代を中心に高齢者あんしん相談センターの認知度を高めること

3) 医療について

かかりつけ医・歯科医・薬局の有無

いずれの対象者でも、「かかりつけの医師がいる」が最も高く、要介護（郵送）が約9割、第1号・要支援が約8割となっています。

【図表】3 - 31 かかりつけ医・歯科医・薬局の有無（複数回答）



○在宅医療を認知したきっかけは、要介護（郵送）が「介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介」、「医療機関からの紹介」の順に、第1号・要支援が、その他を除くと「医療機関からの紹介」、「退院までの準備ガイドブック」など区の出版物」の順になっています。

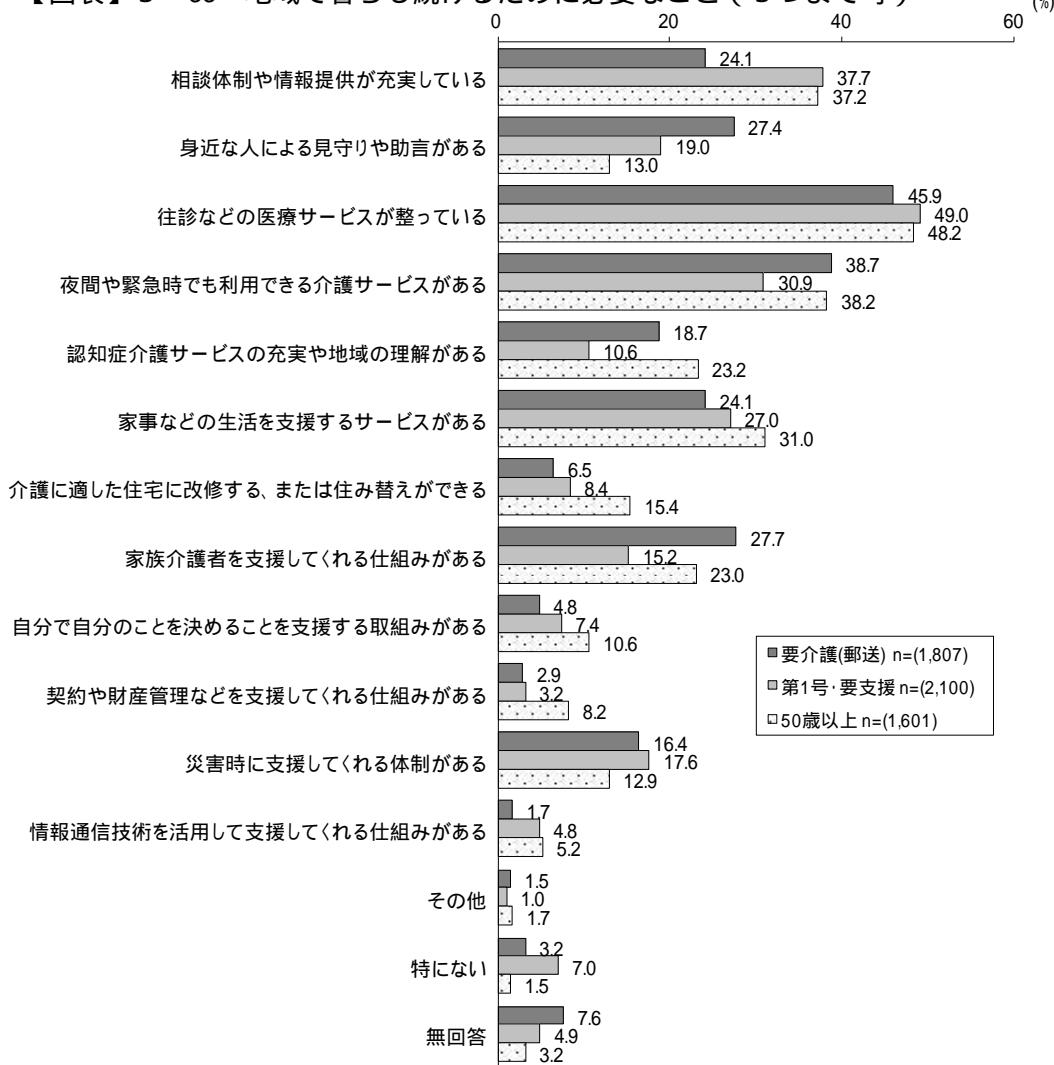
【図表】3 - 32 在宅医療認知の経緯（複数回答）

項目	要介護（郵送） (n=1,807)	第1号・要支援 (n=2,100)
医療機関からの紹介	23.9%	10.6%
介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介	24.0%	5.2%
医師会に設置している在宅療養相談窓口への相談	0.9%	1.0%
高齢者あんしん相談センターへの相談	9.9%	4.4%
「退院までの準備ガイドブック」など区の出版物	5.3%	8.4%
その他	9.0%	10.3%
知らない	19.4%	51.0%
無回答	20.1%	15.2%

介護が必要になっても、地域で暮らし続けるために必要なこと

いずれの調査対象者でも、「往診などの医療サービスが整っている」が最も高くなっています。

【図表】3 - 33 地域で暮らし続けるために必要なこと（3つまで可）

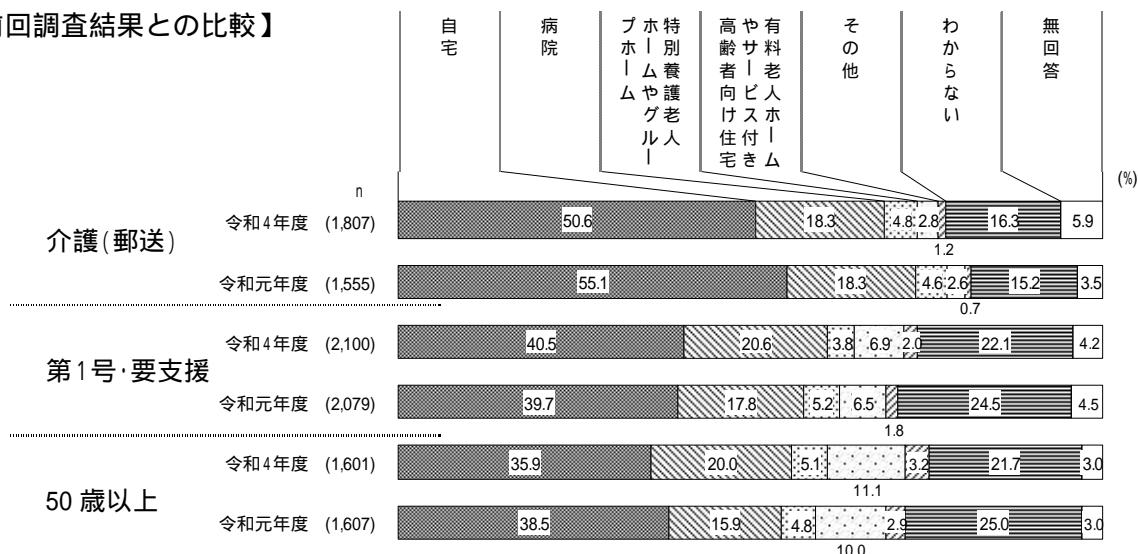


終末期を迎える場所

いずれの対象者でも「自宅」が多く、続いて、「病院」となっています。

【図表】3 - 34 終末期を迎える場所の希望

【前回調査結果との比較】

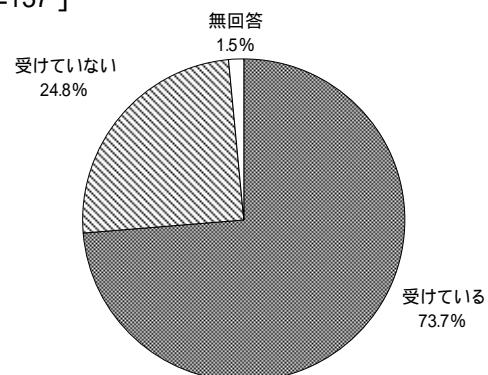


訪問診療

【図表】3 - 35 訪問診療の利用の有無

[n=137]

訪問診療については、<要介護(聞き取り)>では、「受けている」割合が約3／4を占めています。



○一方、「受けていない」割合は、<要介護(郵送)>で約5割、<第1号・要支援>で約8割と高くなっています。

【図表】3 - 36 1年間に受けた訪問診療(往診)科目
(複数回答、無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送) (n=1,807)		第1号・要支援 (n=2,100)	
第1位	受けていない	48.5%	受けていない	83.0%
第2位	内科	28.3%	内科	5.8%
第3位	歯科	13.0%	歯科	4.5%
第4位	整形外科	5.3%	整形外科	2.4%
第5位	循環器科	4.5%	皮膚科	1.8%

医療連携の取組

<事業者>で医療連携に取り組んでいるのは、85.1%となっています。連携内容としては、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者とで打ち合わせ」が最も多く、「主治医や病院の地域連携室との連携」、「関係者間で情報を共有するシステムの活用」と続いています。

【図表】3 - 37 医療連携の取組（複数回答）

項目	事業者 (n=107)
取り組んでいる	85.1%
入退院時に医療関係者と介護サービス担当者とで打ち合わせ	71.0%
主治医や病院の地域連携室との連携	60.7%
事例検討会の実施	17.8%
個別ケース会議の実施	28.0%
各職種の専門性の相互理解のための研修会	18.7%
関係者間で情報を共有するシステムの活用	30.8%
多職種をコーディネートする人材育成	4.7%
その他	1.9%
特になし	6.5%
無回答	8.4%

〔主な課題等〕

- ・50歳以上の現役世代から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及促進を図ること
- ・今後の在宅療養生活の増加を見据え、看取りまでを含む在宅医療体制を構築すること
- ・介護サービス事業者と医療機関等、多職種間の情報共有、切れ目のない連携体制を構築すること
- ・高齢者の健康促進、介護予防の窓口役・相談役としての医療機関の連携を強化すること

4) 介護サービス等について

主な介護者が不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくに当たり、主な介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が最も高く、続いて、「要介護(郵送)」では、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「要介護(聞き取り)」では、「夜間の排泄」、「医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)」となっています。

【図表】3 - 38 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等
(3つまで可、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,260)	要介護(聞き取り)(n=137)
第1位	認知症状への対応	35.2% 認知症状への対応
第2位	外出の付き添い、送迎等	27.4% 夜間の排泄
第3位	夜間の排泄	26.3% 医療面での対応 (経管栄養、ストーマ等)
第4位	入浴・洗身	22.0% 日中の排泄
第5位	日中の排泄	19.9% 食事の介助(食べる時)
		16.1%

サービスの質を向上する取組について

<事業者>サービスの質を向上させるための取組としては、「事業所内での研修・講習会」、「外部の研修・勉強会への参加」、「苦情・相談の受付体制の整備」の順となっています。

【図表】3 - 39 サービスの質を向上させるための取組(複数回答、上位4位のみ)

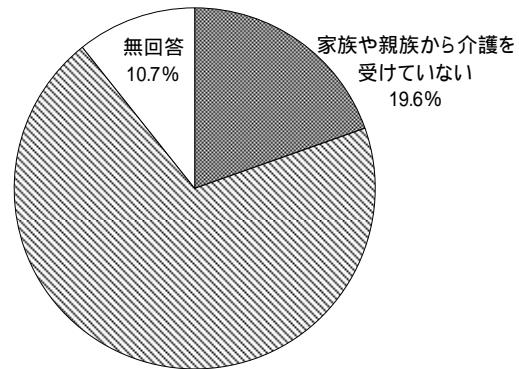
	事業者(n=107)
第1位	事業所内での研修・講習会
第2位	外部の研修・勉強会への参加
第3位	苦情・相談の受付体制の整備
第4位	事故防止対策
	個人情報の徹底管理
	50.5%

介護を行う家族への支援

【図表】3 - 40 家族又は親族からの介護を受けているか

[n=1,807]

<要介護(郵送)>要介護者が「家族や親族から介護を受けている」割合は、69.7%となっています。



介護を行っている主な人は、<要介護(郵送)>、<要介護(聞き取り)>とともに「子」が最も多くなっています。

家族や親族から介護を受けている
69.7%

【図表】3 - 41 介護を行っている主な人

項目	要介護(郵送) (n=107)	要介護(聞き取り) (n=119)
子	57.1%	47.1%
配偶者	25.1%	33.6%
子の配偶者	5.2%	10.1%
孫・ひ孫	0.9%	0.0%
兄弟・姉妹	3.2%	5.9%
その他	2.5%	3.4%
無回答	6.0%	0.0%

主介護者が「調査対象高齢者本人以外の人の介護や子育て等をしている」が、<要介護者(郵送)>、<要介護者(聞き取り)>、<第1号・要支援>は2割未満、<50歳以上>は約4割となっています。

【図表】3 - 42 今介護している人以外に他の人の介護や子育て等をしているか

項目	要介護(郵送) (n=1,260)	要介護(聞き取り) (n=119)	第1号・要支援 (n=138)	50歳以上 (n=207)
他の人の介護や子育て等をしている	18.0%	17.6%	15.2%	38.6%
他の人の介護や子育て等をしていない	77.2%	75.6%	70.3%	57.5%
無回答	4.8%	6.7%	14.5%	3.9%

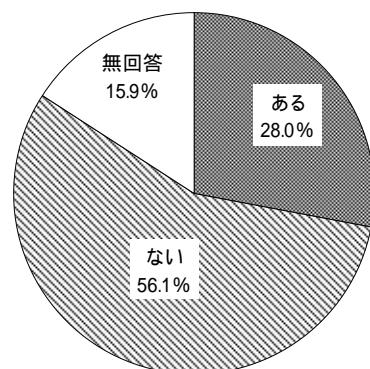
介護者の希望する就業支援については、<要介護（郵送）>、<要介護（聞き取り）>ともに「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」、「制度を利用しやすい職場づくり」が上位3位に入っています。

【図表】3-43 介護者の希望する就業支援（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=517)	要介護（聞き取り）(n=50)
第1位	介護休業・介護休暇等の制度の充実	30.8%
第2位	労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）	28.8%
第3位	制度を利用しやすい職場づくり	24.4%
第4位	介護をしている従業員への経済的な支援	20.9%
第5位	自営業・フリーランス等のため、勤め先はない 特にない	4.5%
		18.0%
		16.0%

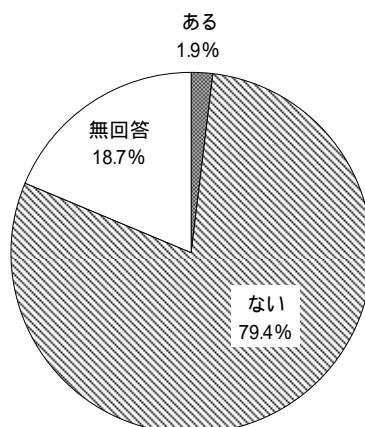
<事業者>「利用者家族のダブルケアの有無」について、「ある」が28.0%となっています。

【図表】3-44 利用者家族のダブルケアの有無（n=107）



<事業者>ヤングケアラーの有無については、「ある」が1.9%となっています。

【図表】3-45 利用者家族のヤングケアラーの有無（n=107）



高齢者の権利擁護や虐待防止

<事業者>高齢者の権利擁護や虐待防止のために必要な取組としては、「従事者及び管理者間のコミュニケーションを高め、事業所内の相談体制を整えること」、「研修などによって、介護者のスキルや意識を向上させること」が7割を超えて多くなっています。

【図表】3-46 高齢者の権利擁護や虐待防止のために必要な取組（複数回答）

項目	事業者 (n=107)
従事者及び管理者間のコミュニケーションを高め、事業所内の相談体制を整えること	78.5%
研修などによって、介護者のスキルや意識を向上させること	74.8%
他機関と連携すること	54.2%
利用者や家族の意識が変わること	38.3%
職員が利用者に関わる時間を確保すること	32.7%

〔主な課題等〕

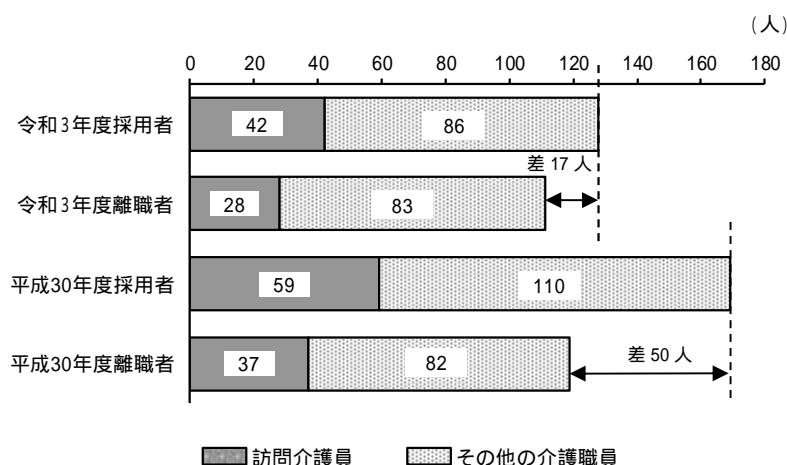
- ・高齢者や家族介護者が、適切に介護サービスを利用できる環境をつくること
- ・仕事をしながらの介護、老老介護、ダブルケアやヤングケアラーなど様々な形で介護を担わなければならない家族への支援や、そのための関係機関の連携強化を図ること
- ・高齢者人口の増加を見据え、高齢者の権利擁護に関する周知啓発に努め、各関係機関が地域全体で高齢者への支援体制を推進すること
- ・高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との連携体制を強化すること

5) 介護人材について

介護人材確保・育成・定着について(事業者)

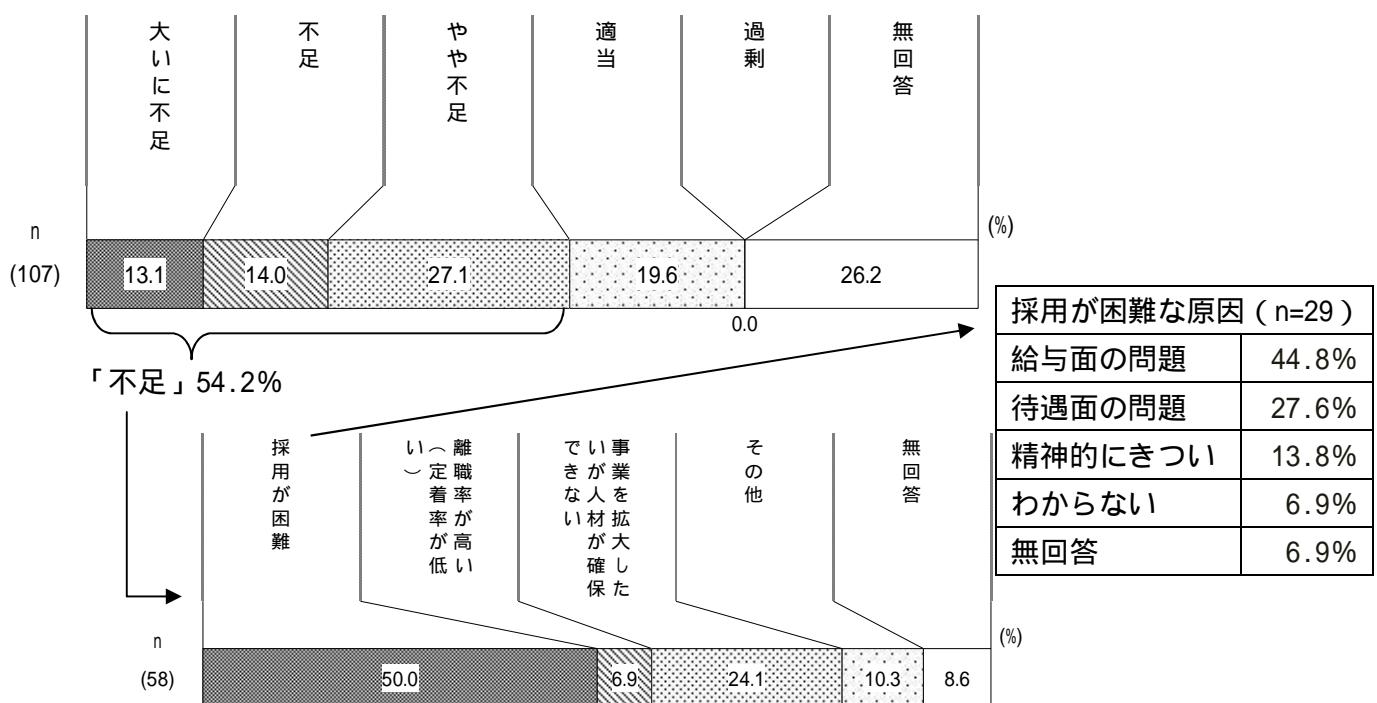
○ 1年間の採用者数については、<事業者>における令和3年度の従業員採用者数は128人(訪問介護員42、その他86)で、離職者数の111人(訪問介護員28、その他83)を上回っていますが、前回調査(平成30年度採用者数)から採用者数が大きく減少しています。

【図表】3 - 47 従業員採用者数と離職者数



従業員の過不足状況について、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」を合わせた『不足』は、54.2%と半数を超えていました。『不足』と回答の事業者(58事業者)のうち、半数(29事業者)が「採用が困難」としています。

【図表】3 - 48 従業員の過不足状況



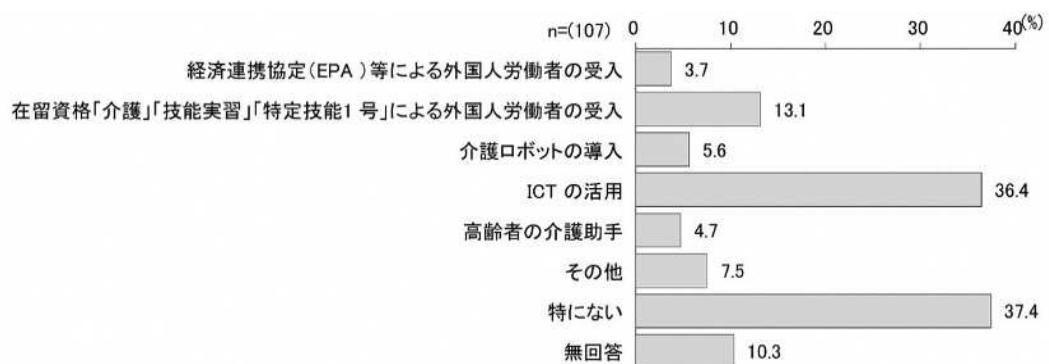
○<従事者>における介護人材確保に必要なことでは、「基本賃金の水準を引き上げる」が約8割で最も高く、続いて、「休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する」と「キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みにする」が4割強、「資格取得手当などの諸手当を充実させる」と「人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす」が3割強となっています。

【図表】3-49 介護に携わる人材を増やすために必要なこと（複数回答、上位5位のみ）

項目	従事者 (n=470)
基本賃金の水準を引き上げる	80.4%
休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する	43.0%
キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みにする	42.8%
資格取得手当などの諸手当を充実させる	32.3%
人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす	32.3%

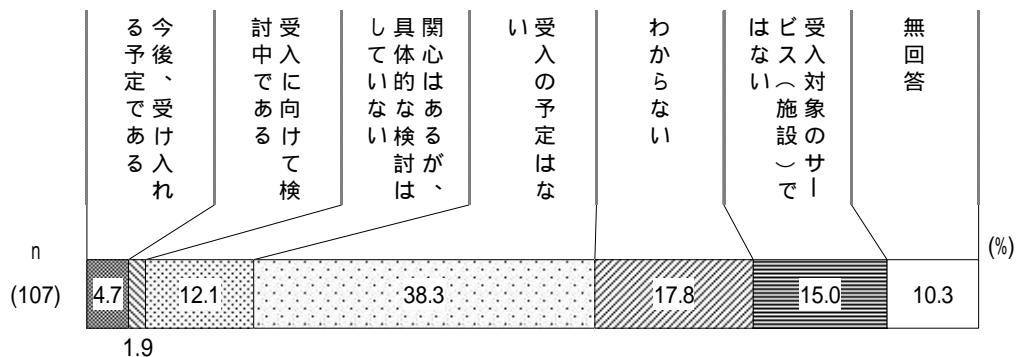
○<事業者>における今後取り組みたい人材確保策では、「特ない」を除くと、「ICTの活用」が最も高くなっています。

【図表】3-50 今後取り組みたい人材確保策（複数回答）



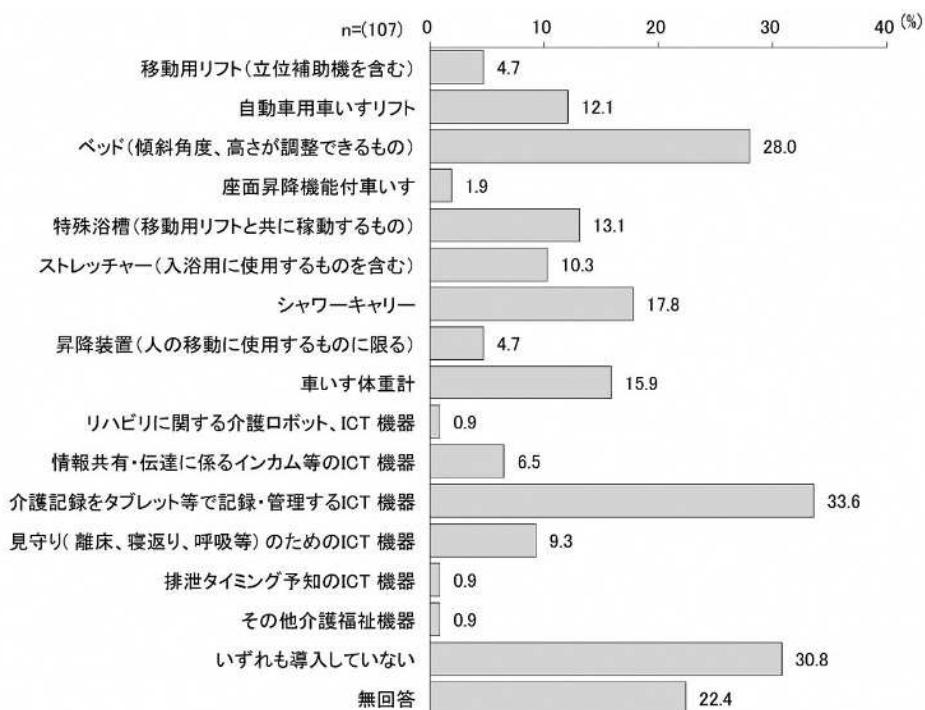
<事業者>事業者におけるEPA（経済連携協定）若しくは在留資格が創設されたこと等による外国人人材の受入予定については、「受入の予定はない」が4割弱で最も高くなっている一方、「今後、受け入れる予定である」、「受入に向けて検討中である」を合わせた『受け入れる方向』は、6.6%（7事業所）となっています。

【図表】3-51 今後の外国人人材の受入予定



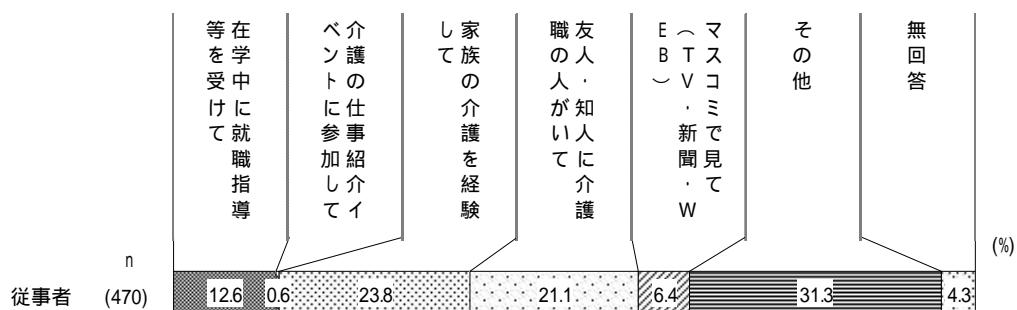
<事業者>介護福祉機器の導入状況（導入しているもの）では、「介護記録をタブレット等で記録・管理するICT機器」が3割を超え最も高く、以下、「ベッド（傾斜角度、高さが調整できるもの）」、「シャワーキャリー」、「車いす体重計」となっている一方、「いずれも購入していない」が約3割となっています。

【図表】3-52 介護福祉機器の導入状況（複数回答）



○<従事者>介護の仕事に興味を持ったきっかけでは、「その他」を除くと、「家族の介護を経験して」、「友人・知人に介護職の人がいて」の順で高くなっています。

【図表】3 - 53 介護の仕事に興味を持ったきっかけ



○<従事者>やりがい(働きがい)を感じることでは、「持っている資格が活かせている」、「利用者や家族から感謝されている」、「利用者とのコミュニケーションがスムーズにとれている」の順で高くなっています。

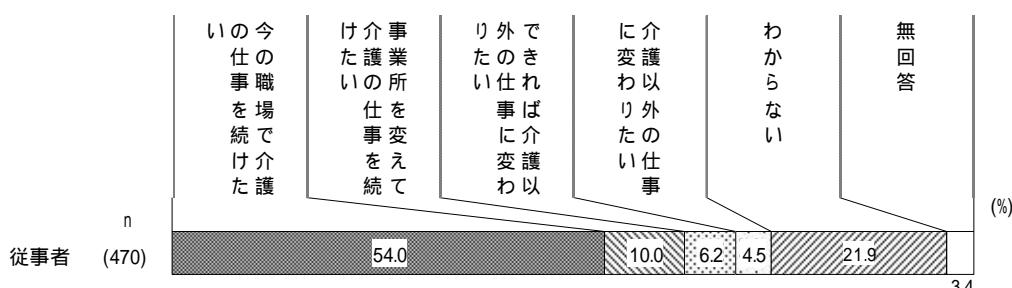
【図表】3 - 54 現在の職場でやりがい(働きがい)を感じること

(複数回答、上位5位のみ)

	項目	事業者 (n=107)
第1位	持っている資格が活かせている	44.7%
第2位	利用者や家族から感謝されている	43.6%
第3位	利用者とのコミュニケーションがスムーズにとれている	36.2%
第4位	経験・勤続年数を生かした働き方ができている	32.1%
第5位	職員間のコミュニケーションが適切にとられている	24.9%

○<従事者>介護の仕事の継続意向では、継続希望(「今の職場で介護の仕事を続けたい」、「事業所を変えて介護の仕事を続けたい」)が6割を超え、転職希望(「できれば、介護以外の仕事に変わりたい」、「介護以外の仕事に変わりたい」)が約1割、わからないが約2割となっています。

【図表】3 - 55 介護の仕事の継続意向



人材の育成・定着のために有効なポイント

<事業者> 人材の育成・定着のために有効なポイントとして、「働きやすい環境整備」が最も高く、続いて「給与・待遇」、「良好な従事者間のコミュニケーション」となっています。

【図表】3 - 56 人材の育成・定着のために有効だと思うポイント

(複数回答、上位5位のみ)

	項目	事業者 (n=107)
第1位	働きやすい職場環境	78.5%
第2位	給与・待遇	55.1%
第3位	良好な従事者間のコミュニケーション	44.9%
第4位	研修の充実	23.4%
第5位	仕事のやりがい	22.4%

[主な課題等]

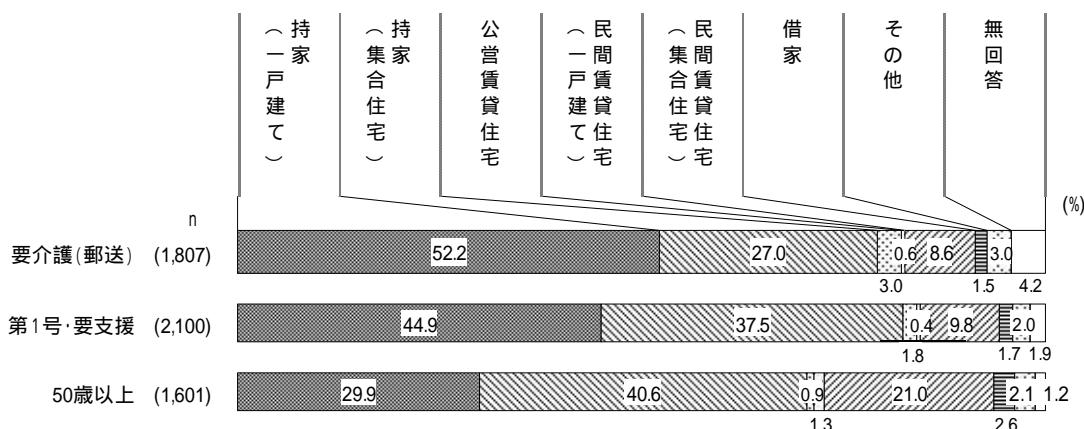
- ・学生、外国人など多様な介護人材の確保に向けた情報提供、事業所支援等を行うこと
- ・人材育成支援等など、介護サービス事業所への人材確保・定着を支援すること
- ・従事者の身体的負担軽減や業務効率向上のための事業者への支援をすること
- ・個人のスキルアップ、事業所の質向上のための研修機会の提供、参加支援を行うこと
- ・事業者と区との連携強化を図り、施策に反映させること

6) 住まいについて

現在の住まいについて

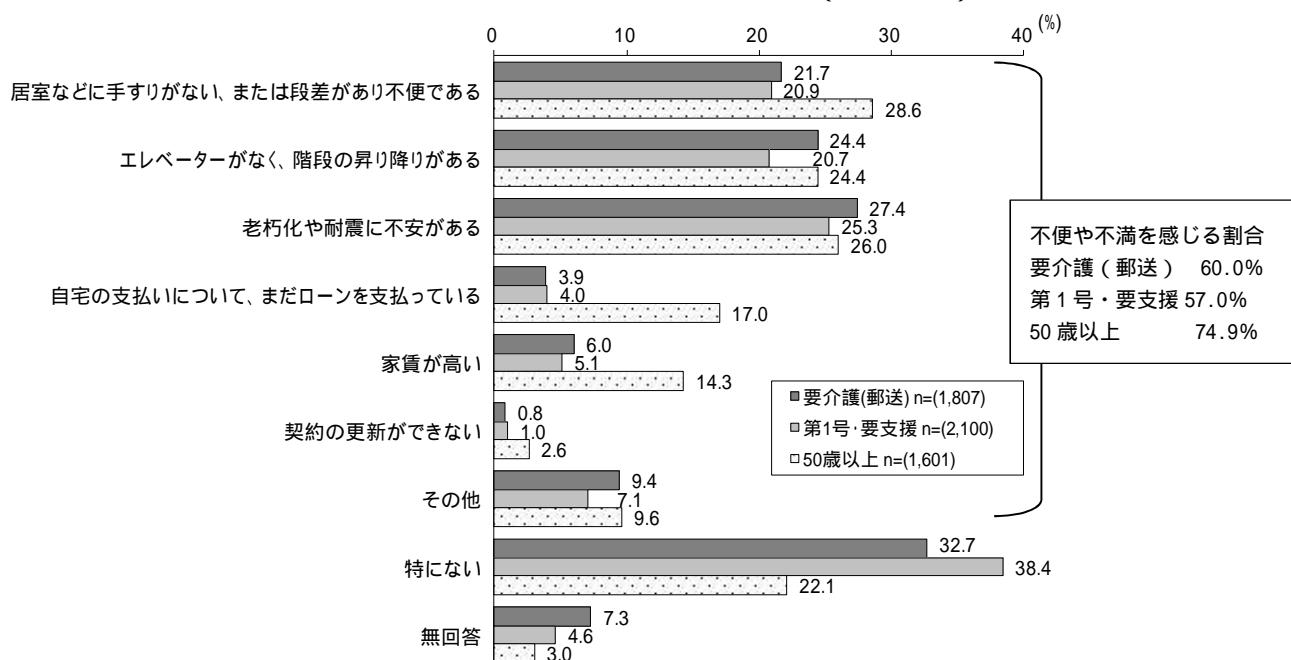
住居形態については、いずれも「持ち家」が最も多く、「一戸建て」と「集合住宅」を合わせると、要介護（郵送）と 第1号・要支援 が約8割、50歳以上 が約7割となっています。

【図表】3 - 57 住居形態



住まいについて不便や不安を感じている割合（特ない、無回答を除いた割合）は、50歳以上 が74.9%で最も多く、要介護（郵送）が60.0%、第1号・要支援 が57.0%となっています。

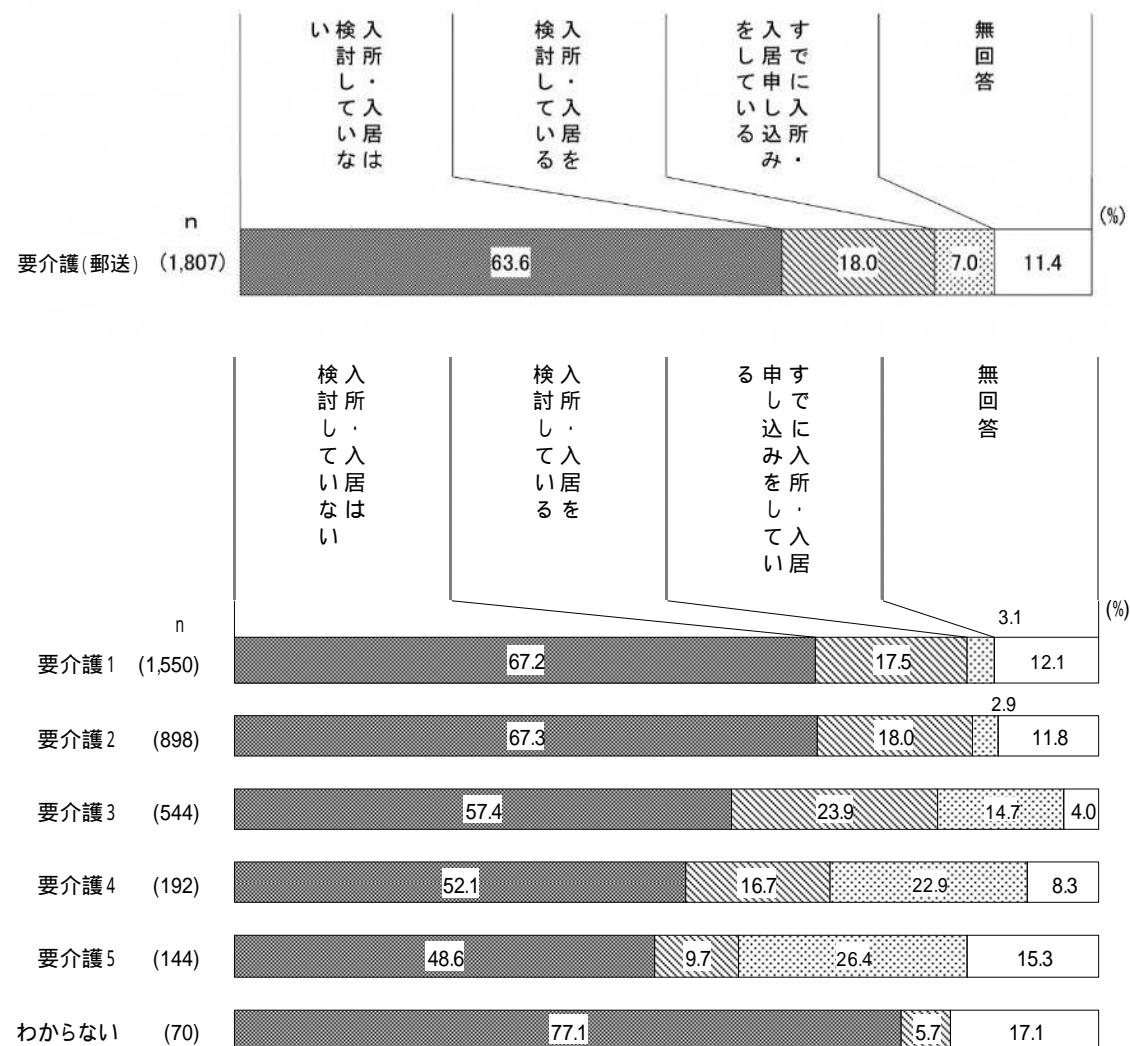
【図表】3 - 58 住まいについて不便や不安を感じていること（複数回答）



施設等への入所・入居について

○<要介護(郵送)>の施設入所の検討状況では、要介護1～5で「入所・入居は検討していない」が最も多くなっています。また、要介護度が上がるほど「すでに入所・入居申し込みをしている」方の割合が高い傾向にあります。

【図表】3-59 施設入所の検討状況



[主な課題等]

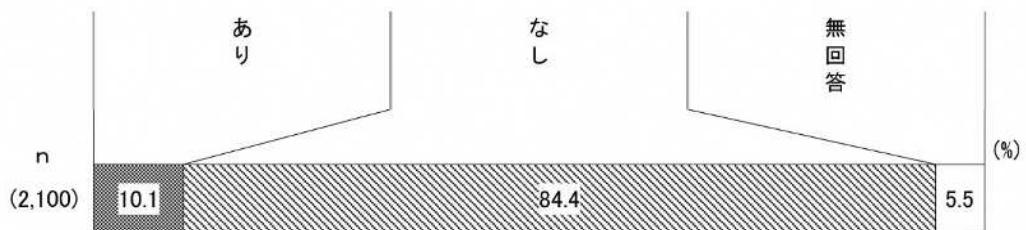
- ・住み慣れた地域において、自立して住み続けるため、適切な福祉用具の使用や住宅改修等の支援をすること
- ・賃貸住宅への入居や高齢者向け施設への入所など、高齢者の希望に沿った住まいを確保すること

7) 健康で豊かな暮らしへのニーズ

日常生活について

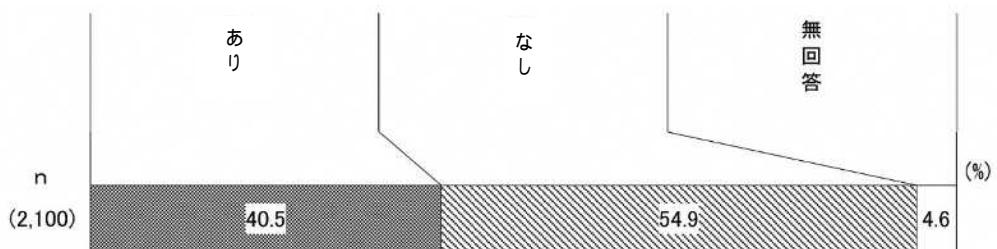
○ <第1号・要支援> 運動器の機能低下について、「あり」が約1割となっています。

【図表】3 - 60 運動器の機能低下



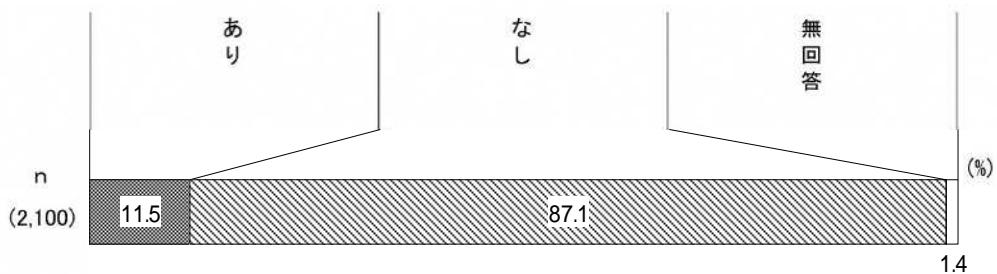
○ <第1号・要支援> 認知機能の低下について、「あり」が約4割となっています。

【図表】3 - 61 認知機能の低下



○ <第1号・要支援> 閉じこもり傾向について、「あり」が約1割となっています。

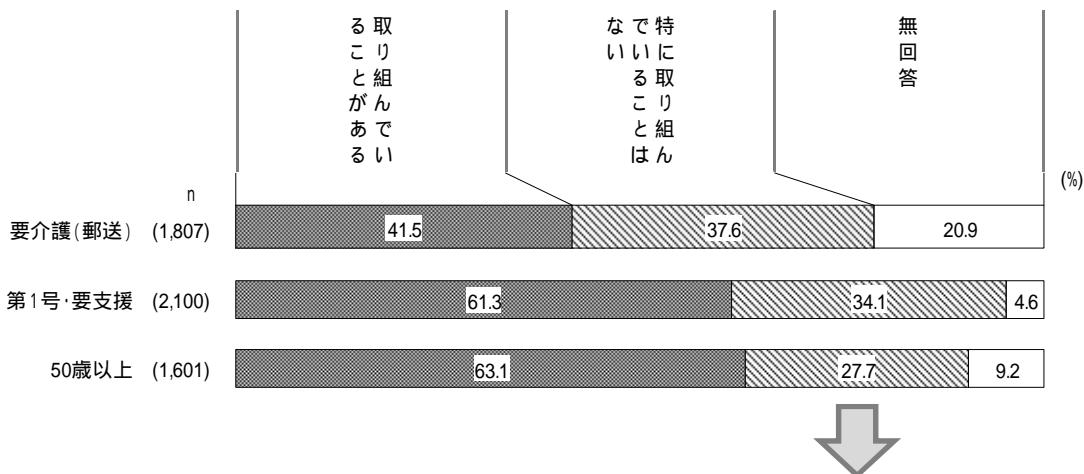
【図表】3 - 62 閉じこもり傾向



健康増進・介護予防の取組について

健康の維持・増進、介護予防に「取り組んでいることがある」と回答した割合は、第1号・要支援と50歳以上で6割を超えています。一方、要介護(郵送)では、約4割と、他の対象者に比べて低くなっています。

【図表】3-63 健康の維持・増進や介護予防のための取組



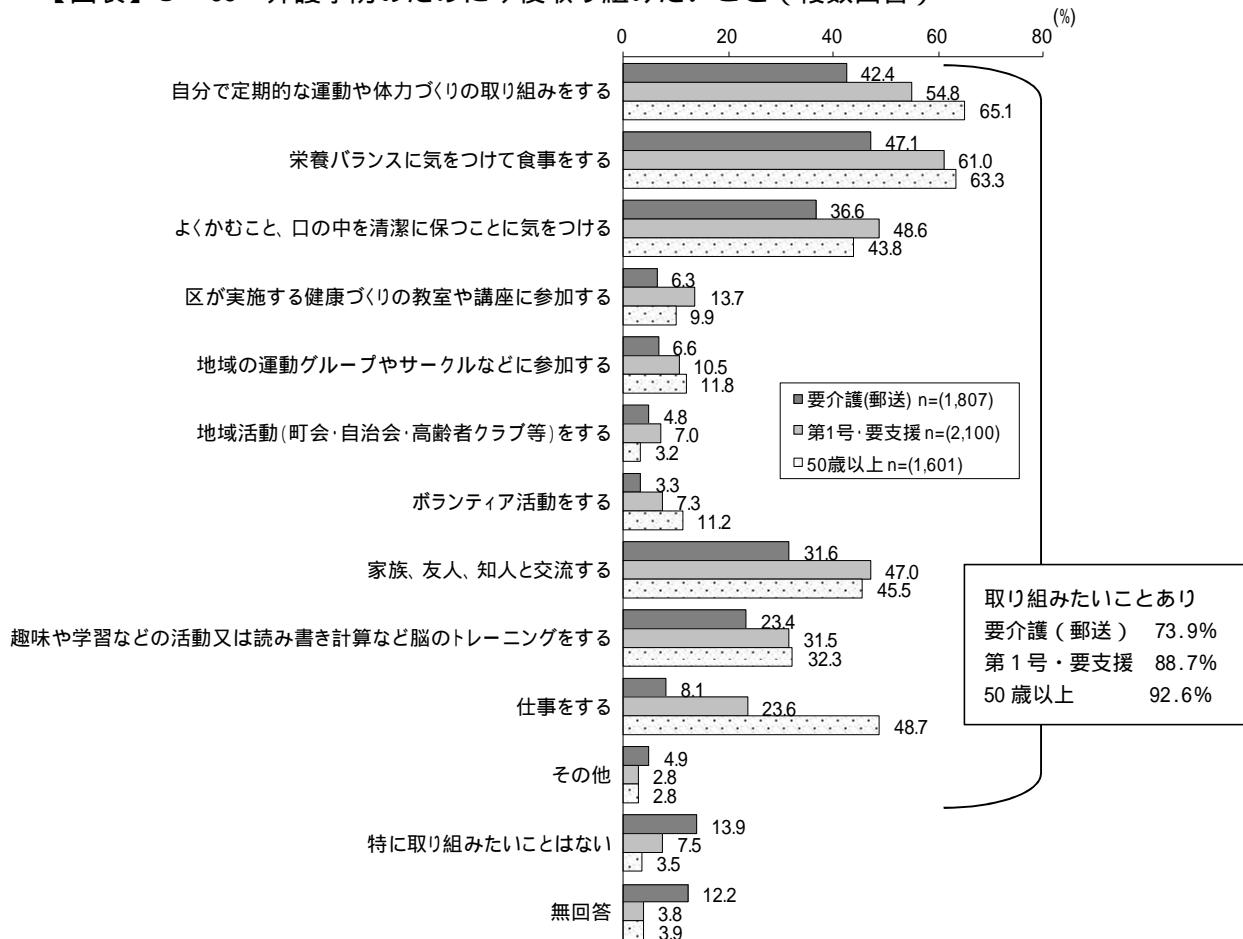
【図表】3-64 取り組んでいない主な理由

(複数回答、特に理由はない・無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送) (n=680)		第1号・要支援 (n=717)		50歳以上 (n=443)	
第1位	面倒で気が進まないから	24.0%	仕事をしているから	25.0%	仕事をしているから	59.4%
第2位	もう少し体の状態に自信がなくなっているからでも遅くないから	16.3%	面倒で気が進まないから	21.1%	面倒で気が進まないから	25.3%
第3位	興味をもてないから	14.9%	もう少し体の状態に自信がなくなつてからでも遅くないから	17.9%	興味はあるが取り組み方がわからないうから	13.8%
第4位	仕事をしているから	9.4%	興味はあるが取り組み方がわからないうから	11.2%	もう少し体の状態に自信がなくなつてからでも遅くないから	13.1%
第5位	興味はあるが取り組み方がわからないうから		興味をもてないから	10.0%	ほかに自分のやりたいことがあるから	8.4%

今後取り組みたいことについて、「ある」と回答した割合（特に取り組みたいことはない、無回答を除いた割合）は、50歳以上と第1号・要支援で約9割となっており、要介護（郵送）の約7割より高くなっています。

【図表】3 - 65 介護予防のために今後取り組みたいこと（複数回答）



[主な課題等]

- ・健康維持・増進及び介護予防に関心を持ち、健康寿命を延ばす取組につなげていくこと
- ・健康維持・増進及び介護予防のため、高齢者の筋力、認知機能、口腔機能の維持やうつ病対策などに対する日常のケアや機能低下時の適切な診療・支援等につなぐこと
- ・高齢者の閉じこもりを防ぎ、現役引退後も健康的で張りのある生活を送ることができるよう、地域の居場所への参加を促し、地域で活躍できる就業など社会参画の場や機会を確保すること

第4章

主要項目及び その方向性

第4章 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの実現～

少子高齢化・人口減少がさらに進展する中、団塊ジュニア世代が高齢者に移行し、日本の高齢者人口がピークに達する、令和22年（2040年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

1 地域とともに支え合うしくみの充実

地域住民を始め各関係機関が、「支え手」、「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者を始めとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等の多様な主体による地域づくりの取組を効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の方を地域で支えるため、看取りまでを見据え、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するとともに、高齢者の尊厳ある暮らししが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で適切な介護サービスを受けながら、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになります。

そのため、看取りまでを意識した在宅医療の提供体制の確保、医療介護連携を推進するとともに、住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、居宅サービスの確保や、地域の支援拠点としての（看護）小規模多機能型居宅介護、増加が見込まれる認知症高齢者と家族等を支援する認知症高齢者グループホーム等のサービス基盤整備を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

3 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るために、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進し、健康寿命の延伸につながる取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組を推進していきます。

また、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

4 いざというときのための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの普及を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めています。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、避難者への対応や備蓄物資の充実等、福祉避難所の環境整備を図っていきます。

さらに、介護サービスを提供する事業者が災害時や感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

第5章

計画の体系と 計画事業

第5章 計画の体系と計画事業

1 計画の体系

【凡例】

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- は、社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。
- 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
地…地域福祉保健の推進計画 子…子育て支援計画 障…障害者・児計画 保…保健医療
計画

大項目	小項目	計画事業
1 地域とともに支え合うしくみの充実	1 高齢者等による支え合いのしくみの充実	1 ハートフルネットワーク事業の充実
		2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営
		3 地域ケア会議の運営
		4 小地域福祉活動の推進
		5 地域づくり事業
		6 参加支援事業
		7 民生委員・児童委員による相談援助活動
		8 話し合い員による訪問活動
		9 みまもり訪問事業
		10 高齢者見守り相談窓口事業
		11 高齢者見守りあんしんＩｏＴ事業
		12 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援
		13 社会参加の促進事業
		14 シルバー人材センターの活動支援
		15 シルバーお助け隊事業への支援
		16 いきいきサポート事業の推進
		17 ボランティア活動への支援
		18 地域活動情報サイト
	2 医療・介護の連携の推進	1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
		2 在宅医療・介護連携推進事業
		3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
	1	認知症に関する講演会

3 認知症 施策の推進	2	認知症サポーター養成講座	
	3	認知症ケアパスの普及啓発	
	4	認知症地域支援推進員の設置	
	5	認知症支援コーディネーターの設置	
	6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携	
	7	認知症相談	
	8	認知症初期集中支援推進事業	
	9	認知症検診事業	
	10	認知症とともにパートナー事業	
	11	認知症とともにフォローアッププログラム	
	12	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ	
	13	認知症の本人と家族を支える地域のネットワー キング	
	14	認知症の症状による行方不明者対策の充実	
	15	若年性認知症への取組	
	16	生活環境維持事業	
	17	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホ ーム）の整備【再掲】	
4 家族介 護者への支 援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発	子 2 - 6 - 2
	2	認知症サポーター養成講座【再掲】	
	3	認知症初期集中支援推進事業【再掲】	
	4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ 【再掲】	
	5	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再 掲】	
	6	緊急ショートステイ	
5 相談体 制・情報提供 の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化	
	2	老人福祉法に基づく相談・措置	
	3	包括的相談支援事業	地 2 - 1 - 1
	4	多機関協働事業	地 2 - 1 - 2
	5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地 2 - 1 - 3
	6	介護保険相談体制の充実	
	7	高齢者向けサービスの情報提供の充実	
	8	文京ユアストーリー	地 2 - 1 - 17
	9	文京区版ひきこもり総合対策	地 2 - 1 - 4
	10	ヤングケアラー支援推進事業	地 2 - 1 - 5
	1	福祉サービス利用援助事業の促進	地 2 - 3 - 1

6 高齢者 の権利擁護 の推進	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	地 2 - 3 - 2
	3	成年後見制度利用支援事業	地 2 - 3 - 4
	4	法人後見の受任	地 2 - 3 - 5
	5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進	地 2 - 3 - 6
	6	高齢者虐待防止への取組強化	
	7	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	

大項目	小項目	計画事業	
2 在宅サ ービス等の 充実と多様 な住まい方 の支援や取 組	1 介護サ ービスの充 実	1	居宅サービス
		2	施設サービス
		3	地域密着型サービス
		4	事業者への運営指導・集団指導
		5	介護サービス情報の提供
		6	公平・公正な要介護認定
		7	主任ケアマネジャーの支援・連携
		8	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
		9	生活保護受給高齢者支援事業
	2 ひとり 暮らし・身体 能力が低下 した高齢者 等への支援	1	高齢者自立生活支援事業
		2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
		3	院内介助サービス
		4	高齢者訪問理美容サービス
		5	高齢者紙おむつ支給等事業
		6	ごみの訪問収集
		7	歯と口腔の健康
	3 介護サ ービス事業 者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営
		2	ケアマネジャーへの支援
		3	ケアプラン点検の実施
		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進 地 2 - 3 - 3
	4 介護人 材の確保・定 着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
		2	介護施設ワークサポート事業
	5 住まい 等の確保と	1	居住支援の推進 地 2 - 1 - 11
		2	高齢者住宅設備等改造事業

生活環境の整備	3	住宅改修支援事業	
	4	高齢者等住宅修築資金助成事業	障 5 - 1 - 8
	5	高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備	
	6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	
	7	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備【再掲】	
	8	公園再整備事業	地 3 - 1 - 5
	9	文京区バリアフリー基本構想の推進	地 3 - 1 - 2
	10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	地 3 - 1 - 3
	11	バリアフリーの道づくり	地 3 - 1 - 1

大項目	小項目	計画事業	
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進	1	一般健康相談（クリニック）
		2	健康診査・保健指導
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者いきいき入浴事業
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	2 フレイル予防・介護予防の推進	1	短期集中予防サービス
		2	介護予防把握事業
		3	介護予防普及啓発事業
		4	介護予防ボランティア指導者等養成事業
		5	文の京フレイル予防プロジェクト
		6	地域リハビリテーション活動支援事業
	3 日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス
		2	介護予防ケアマネジメントの実施
		3	生活支援体制整備事業
		4	地域介護予防支援事業（通いの場）
	4 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
		2	文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）
		3	生涯にわたる学習機会の提供
		4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援
		5	いきがいづくり世代間交流事業
		6	いきがいづくり文化教養事業

		7	いきがいづくり敬老事業	
		8	地域の支え合い体制づくり推進事業	地 1 - 1 - 9
		9	福祉センター事業	
		10	長寿お祝い事業	
		11	シルバーセンター等活動場所の提供	

大項目	小項目	計画事業		
4 いざと いうときの ための体制 づくり	1 避難行 動要支援者 等への支援	1	避難行動要支援者への支援	地 3 - 4 - 2
		2	災害ボランティア体制の整備	地 3 - 4 - 3
		3	高齢者緊急連絡カードの整備	
		4	救急通報システム	
		5	福祉避難所の拡充	地 3 - 4 - 4
		6	被災者支援の仕組みづくり	地 3 - 4 - 5
	2 災害に 備える住環 境対策の推 進	1	耐震改修促進事業	地 3 - 4 - 5
		2	家具転倒防止器具設置費用助成	地 3 - 4 - 6
	3 災害等 に備える介 護サービス 事業者への 支援	1	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に 関する情報提供	

2 計画事業

- の事業は、進行管理対象事業です。

1 地域でともに支え合うしくみの充実

1 - 1 高齢者等による支え合いのしくみの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者を始めとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進めていきます。

1 - 1 - 1 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目 ハートフルネットワーク 協力機関数	単位 団体	4年度実績 680	8年度 700

1 - 1 - 2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要	高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議・検討する委員会を運営します。 また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し、各種施策の実現につなげます。
担当	高齢福祉課

1 - 1 - 3 地域ケア会議の運営

事業概要	各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図ります。 また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていきます。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
担当	高齢福祉課
3年間の 計画事業量	各高齢者あんしん相談センターにおいて、個別課題レベルの地域ケア会議と地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施します。 また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施します。

1 - 1 - 4 小地域福祉活動の推進 (地 1 - 1 - 2)

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」等の運営支援のほか、生活支援コーディネーターを兼務し、「住民主体の通いの場（かよい～の）」の運営支援等に取り組むことで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行います。

1 - 1 - 5 地域づくり事業 新（地1-1-1）

事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。 令和7年度より事業実施予定
担当	事務局：福祉政策課
3年間の 計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。 また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としている方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。

1 - 1 - 6 参加支援事業 新（地1-2-1）

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。 令和7年度より事業実施予定
担当	事務局：福祉政策課
3年間の 計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

1 - 1 - 7 民生委員・児童委員による相談援助活動（地1-2-6）

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。
担当	福祉政策課

1 - 1 - 8 話し合い員による訪問活動

事業概要	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。 また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。
担当	高齢福祉課

1 - 1 - 9 みまもり訪問事業（地1-2-9）

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポート）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。
担当	社会福祉協議会

1 - 1 - 10 高齢者見守り相談窓口事業

事業概要	高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置します。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげます。
担当	高齢福祉課

1 - 1 - 11 高齢者見守りあんしんＩｏＴ事業 新

事業概要	高齢者の自宅に通信機能を備えた電球又は扉センサーを設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知することで、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	見守り電球	人	99	300	400	500
	見守り扉センサー	人		80	120	160

1 - 1 - 12 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

事業概要	クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、交流機会の創出）ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っています。このような、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

1 - 1 - 13 社会参加の促進事業

事業概要	概ね50歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。 また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。
担当	高齢福祉課

1 - 1 - 14 シルバー人材センターの活動支援

事業概要	企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	会員数	人	1,275	1,424
	就業実人員	人	1,031	1,154

1 - 1 - 15 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要	高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目 実施件数	単位 件	4年度実績 239	8年度 300

1 - 1 - 16 いきいきサポート事業の推進（地1 - 2 - 5）

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目 新規登録利用会員数	単位 人	4年度実績 54	6年度 75	7年度 100	8年度 125

1 - 1 - 17 ボランティア活動への支援（地1 - 2 - 2）

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行いながら丁寧に応じます。 また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。 さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。

1 - 1 - 18 地域活動情報サイト（地1 - 2 - 4）

事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。
担当	社会福祉協議会

1 - 2 医療・介護の連携の推進

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し、必要に応じて随時研修を開催します。さらに、地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

1 - 2 - 1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営（保2-1-1）

事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。			
担当	健康推進課、高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	地域医療連携推進協議会	回	1	1
	高齢者・障害者口腔保健医療検討部会	回	1	1
	小児初期救急医療検討部会	回	1	1
	在宅医療検討部会	回	2	2

1 - 2 - 2 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。
担当	高齢福祉課

1 - 2 - 3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要	地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。
担当	高齢福祉課

1 - 3 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、認知症の本人や家族の意向に寄り添い当事者の声を反映させた地域のネットワークづくりを促進し、地域における助け合い・支え合いの輪を広げます。

1 - 3 - 1 認知症に関する講演会

事業概要	講演会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図ります。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	開催回数	回	8	4	4	4

1 - 3 - 2 認知症サポーター養成講座

事業概要	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。 また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	年間サポーター養成数	人	765	1,000	1,000	1,000
	文京区サポーター総数	人	17,330	19,000	20,000	21,000
	実践講座の参加者数	人	23	20	20	20

1 - 3 - 3 認知症ケアパスの普及啓発

事業概要	認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図ります。 また、認知症になっても、日常生活上の工夫があれば、自分らしい生活が続けられることを周知するため、認知症に寄り添う機器展（認PAKU）を実施します。					
担当	高齢福祉課					

1 - 3 - 4 認知症地域支援推進員の設置

事業概要	認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修修了者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進します。
担当	高齢福祉課

1 - 3 - 5 認知症支援コーディネーターの設置

事業概要	認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進します。
担当	高齢福祉課

1 - 3 - 6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要	区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。
担当	高齢福祉課

1 - 3 - 7 認知症相談

事業概要	認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を推進します。
担当	高齢福祉課

1 - 3 - 8 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。
担当	高齢福祉課

1 - 3 - 9 認知症検診事業

事業概要	認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と、本人による認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの節目検診を実施します。検診では、認知機能測定デジタルツールによる脳の健康度測定を行い、結果について医師からアドバイスを行うほか、必要に応じて医療機関や、看護師による最長6か月間の支援等につなげます。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	認知症検診普及啓発対象者	人	12,292	13,000	13,000	13,000

1 - 3 - 10 認知症とともにパートナー事業

事業概要	協力医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながができるよう、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行います。
担当	高齢福祉課

1 - 3 - 11 認知症ともにフォローアッププログラム

事業概要	認知症検診において、生活習慣の改善が必要な方を対象に、脳と体の健康や生活習慣の見直し等を啓発するプログラムを実施します。プログラムとして、脳の健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、歯科衛生士や管理栄養士、健康運動指導士による指導等を行います。
担当	高齢福祉課

1 - 3 - 12 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

事業概要	認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェに係る取組を推進します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	認知症家族交流会	回	8	8	8	8
	介護者教室	回	8	8	8	8
	認知症カフェ	回	22	44	44	44

1 - 3 - 13 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング 新

事業概要	認知症になっても人として尊重され、希望を持って自分らしく生き possibilità ができるまちづくりを推進するため、認知症本人との交流会等本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」センターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワーキングを強化します。
担当	高齢福祉課

1 - 3 - 14 認知症の症状による行方不明者対策の充実

事業概要	認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進します。
担当	高齢福祉課
3年間の計画事業量	区民や事業者に対し、メール配信による行方不明認知症高齢者発見ネットワーク登録への協力をお願いし、協力者を増やしていくとともに、地域住民等による声かけ模擬訓練の実施など、地域における見守り機能の強化を図ります。 また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付や、民間事業者が運営するGPS探索サービスの利用助成を行います。

1 - 3 - 15 若年性認知症への取組

事業概要	東京都若年性認知症総合支援センターや地域の関係機関と連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等により若年性認知症の方へ支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術の向上を図ります。
担当	高齢福祉課

1 - 3 - 16 生活環境維持事業

事業概要	認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行います。
担当	高齢福祉課

1 - 3 - 17 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

事業概要	介護が必要な認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、食事や入浴などの介護や日常生活上の世話、機能訓練等を受けながら共同生活をする「認知症高齢者グループホーム」を整備します。 3年間の事業量については、2-1-3を参照
担当	介護保険課

1 - 4 家族介護者への支援

介護を行っている家族（家族介護者）の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の方を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。

また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

1 - 4 - 1 仕事と生活の調和に向けた啓発（子2-6-2）

事業概要	多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行います。
担当	総務課

1 - 4 - 2 認知症サポーター養成講座

【再掲 1 - 3 - 2 参照】

1 - 4 - 3 認知症初期集中支援推進事業

【再掲 1 - 3 - 8 参照】

1 - 4 - 4 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

【再掲 1 - 3 - 12 参照】

1 - 4 - 5 高齢者あんしん相談センターの機能強化

【再掲 1 - 5 - 1 参照】

1 - 4 - 6 緊急ショートステイ

事業概要	介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供します。
担当	介護保険課

1 - 5 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

1 - 5 - 1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要	在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。
担当	高齢福祉課

1 - 5 - 2 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要	高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行います。 また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行います。
担当	高齢福祉課

1 - 5 - 3 包括的相談支援事業 新（地2-1-1）

事業概要	高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課

1 - 5 - 4 多機関協働事業 新（地2-1-2）

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3年間の 計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握しているながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。

1 - 5 - 5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 新（地2-1-3）

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。
担当	事務局：福祉政策課

1 - 5 - 6 介護保険相談体制の充実

事業概要	区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図ります。
担当	介護保険課

1 - 5 - 7 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要	高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行います。
担当	高齢福祉課

1 - 5 - 8 文京ユアストーリー（地2-1-17）

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。
担当	社会福祉協議会

1 - 5 - 9 文京区版ひきこもり総合対策（地2-1-4）

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所）を行います。					
担当	事務局：生活福祉課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	ひきこもり支援センター相談件数	件	164	220	240	260
	STEP事業相談件数	件	818	920	940	960
	STEP事業支援メニュー利用件数	件	505	540	550	560

1 - 5 - 10 ヤングケアラー支援推進事業 新（地2-1-5）

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	支援関係者やヤングケアラー本人向けのリーフレットを作成し、周知啓発を図るとともに、子ども・教育・福祉・保健医療等の様々な分野の関係者や地域の多様な主体を対象とした研修を行い、ヤングケアラー支援の事例等を通して、対応力向上を図ります。 また、ヤングケアラーの負担の軽減を図り、子どもらしく過ごせる時間と場を確保するため、関係機関と連携して本人の意向を踏まえた支援計画を作成し、本人及び家族全体に対する支援を行います。

1 - 6 高齢者の権利擁護の推進

自分らしく安心して暮らし続けるために、福祉や介護などの支援が必要な高齢者が適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を継続して進めます。

また、虐待防止や消費者トラブル防止に向けた啓発や相談を行うとともに、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

1 - 6 - 1 福祉サービス利用援助事業の促進（地2-3-1）

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	件数	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	福祉サービス利用援助事業 契約件数	件	67	73	80	88
財産保全管理サービス契約 件数	件	14	15	16	17	

1 - 6 - 2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実（地2-3-2）

事業概要	福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。					
担当	社会福祉協議会					

1 - 6 - 3 成年後見制度利用支援事業（地2-3-4）

事業概要	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。					
担当	福祉政策課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	成年後見等申立費用助成	件	0	1	2	2
成年後見等報酬助成	件	24	26	27	28	

1 - 6 - 4 法人後見の受任（地2-3-5）

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	法人後見受任数	人	7	7	8	8

1 - 6 - 5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（地2-3-6）

事業概要	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。 中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。 あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。
担当	福祉政策課
3年間の 計画事業量	権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、文京区社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。 あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を維持します。 さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関との検討・調整を図ります。

1 - 6 - 6 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要	虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じます。 また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進めます。
担当	高齢福祉課

1 - 6 - 7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要	消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施します。 また、消費者トラブルに関する消費者相談を行います。
担当	経済課

2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

2 - 1 介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる支援策の確立に取り組んでいきます。

2 - 1 - 1 居宅サービス

事業概要	要支援・要介護状態になっても可能な限り居宅において、本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供します。
担当	介護保険課

2 - 1 - 2 施設サービス

事業概要	在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え、長期の療養を行うための介護医療院に入所（入院）している要介護者に対し、施設内において介護等のサービスを提供します。
担当	介護保険課

2 - 1 - 3 地域密着型サービス⁸

事業概要	高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進します。			
担当	介護保険課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	小規模多機能型居宅介護 ⁹	か所	5	6
認知症高齢者グループホーム ¹⁰		か所	9	10

2 - 1 - 4 事業者への運営指導・集団指導

事業概要	介護サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図ります。
担当	介護保険課

2 - 1 - 5 介護サービス情報の提供

事業概要	介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行います。
担当	高齢福祉課、介護保険課

2 - 1 - 6 公平・公正な要介護認定

事業概要	介護（介護予防）サービスを必要とする申請者に対して、認定調査票と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行います。
担当	介護保険課

⁸ 地域密着型サービス　急速に進む高齢化を背景に、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための介護サービス。原則、区民のみが利用できる。

⁹ 小規模多機能型居宅介護　通所を中心に訪問や泊りのサービスを組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられる地域密着型サービス。

¹⁰ 認知症高齢者グループホーム　介護保険法上の認知症対応型共同生活介護のこと。認知症の方が少人数での共同生活を送りながら食事、入浴等の介護や支援、機能訓練を受けられる地域密着型サービス。

2 - 1 - 7 主任ケアマネジャーの支援・連携

事業概要	地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施により資質向上を図るとともに、包括的・継続的ケアマネジメントの支援・連携を行います。					
担当	高齢福祉課、介護保険課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	主任ケアマネジャー向け研修	回	1	1	1	1

2 - 1 - 8 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要	利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し、調査します。					
担当	介護保険課					

2 - 1 - 9 生活保護受給高齢者支援事業

事業概要	支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認します。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行います。					
担当	生活福祉課					

2 - 2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じて安否の確認を行うとともに、日常生活を支援する事業等を実施していきます。

また、身体状況が低下した状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るために、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

2 - 2 - 1 高齢者自立生活支援事業

事業概要	65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるよう、一定期間ヘルパーを派遣し、支援します。					
担当	高齢福祉課					

2 - 2 - 2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要	65歳以上で身体状況が低下し、日常生活を営む上で支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図ります。
担当	高齢福祉課

2 - 2 - 3 院内介助サービス

事業概要	介護保険の通院介助サービスを利用し、要支援2以上の認定を受けているひとり暮らし又は日中独居となる高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保します。
担当	介護保険課

2 - 2 - 4 高齢者訪問理美容サービス

事業概要	65歳以上の在宅で座位を保てない状態又は重度の認知症等で理美容店までの外出が困難な方に対し、訪問理美容券を発行し、高齢者の理美容の機会を確保します。
担当	高齢福祉課

2 - 2 - 5 高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要	身体状況の低下により失禁があり、常時おむつを使用している方（要介護3以上程度）に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図ります。（65歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。）
担当	高齢福祉課

2 - 2 - 6 ごみの訪問収集

事業概要	満65歳以上の世帯 / 障害者の世帯 / 日常的に介助又は介護を必要とする方の世帯 / 母子健康手帳の交付を受けてから産後3ヶ月程度までの妊産婦の世帯 / その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。
担当	文京清掃事務所

2 - 2 - 7 歯と口腔の健康

事業概要	全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。 また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。
担当	健康推進課

2 - 3 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

2 - 3 - 1 介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営

事業概要	介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区内に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営します。 また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施します。					
担当	介護保険課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	事業者連絡協議会	回	2	2	2	2
事業者部会 (委託・訪問・通所・施設)	事業者部会 (委託・訪問・通所・施設)	回	8	8	8	8

2 - 3 - 2 ケアマネジャーへの支援

事業概要	在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催します。
担当	高齢福祉課

2 - 3 - 3 ケアプラン点検の実施

事業概要	居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより質の高いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行います。
担当	介護保険課

2 - 3 - 4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。
担当	福祉政策課

2 - 4 介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着等が必要不可欠です。

そのために、区内介護サービス事業者と連携し、介護人材を確保するためのイベントや定着のためのネットワークづくり等、介護人材不足を解消するための施策に取り組みます。

2 - 4 - 1 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要	介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、啓発番組の配信、出張講座、介護の魅力を伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行います。 さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援や介護未経験者を対象とした研修など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携して行います。																																				
担当	介護保険課																																				
3年間の 計画事業量	<table><thead><tr><th>項目</th><th>単位</th><th>4年度 実績</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>介護施設従事職員住宅費補助</td><td>人</td><td>53</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr><tr><td>介護職員初任者研修受講費用補助</td><td>人</td><td>9</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td></tr><tr><td>介護職員実務者研修受講費用補助</td><td>人</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>外国人介護職員採用補助</td><td>人</td><td>4</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td></tr><tr><td>介護支援専門員研修費用補助</td><td>人</td><td>-</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr></tbody></table>	項目	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度	介護施設従事職員住宅費補助	人	53	60	60	60	介護職員初任者研修受講費用補助	人	9	15	15	15	介護職員実務者研修受講費用補助	人	5	10	10	10	外国人介護職員採用補助	人	4	12	12	12	介護支援専門員研修費用補助	人	-	60	60	60
項目	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度																																
介護施設従事職員住宅費補助	人	53	60	60	60																																
介護職員初任者研修受講費用補助	人	9	15	15	15																																
介護職員実務者研修受講費用補助	人	5	10	10	10																																
外国人介護職員採用補助	人	4	12	12	12																																
介護支援専門員研修費用補助	人	-	60	60	60																																

2 - 4 - 2 介護施設ワークサポート事業

事業概要	シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援します。 また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。
担当	高齢福祉課

2 - 5 住まい等の確保と生活環境の整備

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活が送れるよう、バリアフリー化等を推進します。

2 - 5 - 1 居住支援の推進（地2 - 1 - 11）

事業概要	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮をする者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。 また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。 あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。
担当	福祉政策課

2 - 5 - 2 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要	65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営む上で住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図ります。
担当	介護保険課

2 - 5 - 3 住宅改修支援事業

事業概要	ケアマネジャーが付いていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行います。
担当	介護保険課

2 - 5 - 4 高齢者等住宅修築資金助成事業（障5-1-8）

事業概要	高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する者であること / 工事着工前の住宅であること / 区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること / 住民税を滞納していないこと / この助成金の交付を受けたことがない住宅であること / 文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない住宅であること / その他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること 上記の要件を全て満たす場合で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。
担当	住環境課
3年間の計画事業量	項目 単位 4年度実績 6年度 7年度 8年度 高齢者等住宅修築資金助成 件 10 12 12 12

2 - 5 - 5 高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備

事業概要	施設入所が必要な高齢者のニーズに対応するため、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した特別養護老人ホームを整備します。
担当	介護保険課
3年間の計画事業量	小日向二丁目国有地を活用し、民間事業者主体による特別養護老人ホームを整備します。

2 - 5 - 6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要	老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所している高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。
担当	介護保険課
3年間の 計画事業量	文京白山の郷について、経年劣化により低下した建物躯体、建築設備等の機能を回復させるための改修等を実施します。文京千駄木の郷についても、状況を確認しながら、順次、大規模改修を実施していきます。

2 - 5 - 7 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

【再掲 1 - 3 - 17 参照】

2 - 5 - 8 公園再整備事業（地3 - 1 - 5）

事業概要	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	公園再整備	園	4	1	3	4

2 - 5 - 9 文京区バリアフリー基本構想の推進（地3 - 1 - 2）

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。
担当	都市計画課

2 - 5 - 10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導（地3 - 1 - 3）

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。
担当	住環境課

2 - 5 - 11 バリアフリーの道づくり（地3 - 1 - 1）

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	15.0	20.0	22.5	25.0

3 健康で豊かな暮らしの実現

3 - 1 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めています。

3 - 1 - 1 一般健康相談（クリニック）（保1 - 8 - 1）

事業概要	相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。					
担当	保健サービスセンター					

3 - 1 - 2 健康診査・保健指導（保1 - 1 - 3）

事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。					
担当	健康推進課、国保年金課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度		
	特定健康診査受診率	%	43.5	45.4		
	特定保健指導実施率（終了率）	%	14.5	16.8		

3 - 1 - 3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要	60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳+健康体操教室を実施します。					
担当	スポーツ振興課					

3 - 1 - 4 高齢者いきいき入浴事業

事業概要	外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とします。
担当	生活衛生課

3 - 1 - 5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

事業概要	ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行ってます。このような、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

3 - 2 フレイル予防・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

3 - 2 - 1 短期集中予防サービス

事業概要	生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施します。
担当	高齢福祉課

3 - 2 - 2 介護予防把握事業

事業概要	介護認定を受けていない75歳以上85歳以下のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とします。
担当	高齢福祉課

3 - 2 - 3 介護予防普及啓発事業

事業概要	文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。				
担当	高齢福祉課				
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度	
	参加者数	人	3,111	3,140	

3 - 2 - 4 介護予防ボランティア指導者等養成事業

事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。				
担当	高齢福祉課				

3 - 2 - 5 文の京フレイル予防プロジェクト

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポートー」が中心となって主体的に運営します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	フレイルサポートー養成講座受講者	人	16	16	16	16
	フレイルチェック参加者	人	346	350	350	350

3 - 2 - 6 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。					
担当	高齢福祉課					

3 - 3 日常生活支援の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

3 - 3 - 1 訪問型・通所型サービス

事業概要	高齢者の方が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による生活支援のサービスを提供します。
担当	介護保険課

3 - 3 - 2 介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要	要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付します。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行います。
担当	高齢福祉課

3 - 3 - 3 生活支援体制整備事業

事業概要	社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。
担当	社会福祉協議会

3 - 3 - 4 地域介護予防支援事業（通いの場）

事業概要	介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活動を支援します。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	運営団体数	か所	28	38

3 - 4 生涯学習と地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者を中心とした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、交流機会を創出し、外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

3 - 4 - 1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要	アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供します。
担当	アカデミー推進課

3 - 4 - 2 文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）

事業概要	高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施します。
担当	アカデミー推進課

3 - 4 - 3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要	バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。
担当	アカデミー推進課

3 - 4 - 4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

事業概要	専門の講師を招いて行う教養講座や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行います。このような、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

3 - 4 - 5 いきがいづくり世代間交流事業

事業概要	高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るために、高齢者クラブ、区内高校・大学の学生等の作品展示や活動紹介を行う「いきいきシニアの集い」を実施します。
担当	高齢福祉課

3 - 4 - 6 いきがいづくり文化教養事業

事業概要	高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、はつらつ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施します。
担当	高齢福祉課

3 - 4 - 7 いきがいづくり敬老事業

事業概要	高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施します。
担当	高齢福祉課

3 - 4 - 8 地域の支え合い体制づくり推進事業（地1-1-9）

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自動的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	ふれいあいいきいき サロン設置数	か所	146	148	150	152

3 - 4 - 9 福祉センター事業

事業概要	高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施します。					
担当	高齢福祉課（指定管理者）					

3 - 4 - 10 長寿お祝い事業

事業概要	長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員・児童委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈します。新たに100歳となる方には、誕生日前後に区から個別に連絡し、贈呈を行います。					
担当	高齢福祉課					

3 - 4 - 11 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要	高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供します。
担当	高齢福祉課

4 いざというときのための体制づくり

4 - 1 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

4 - 1 - 1 避難行動要支援者への支援（地3 - 4 - 2）

事業概要	災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。
担当	防災課、予防対策課

4 - 1 - 2 災害ボランティア体制の整備（地3 - 4 - 3）

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	発災時に、災害ボランティアセンターの設置・運営に係るスタッフが混乱することなく復興支援に携われるよう、被災地の最新情報等を参考にしながら、隨時、マニュアル等の更新を図ります。

4 - 1 - 3 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要	区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	設置人数	人	7,545	8,716

4 - 1 - 4 救急通報システム

事業概要	おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中において慢性疾患の急変時に、ペンダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行います。
担当	高齢福祉課

4 - 1 - 5 福祉避難所の拡充（地3-4-4）

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。
担当	福祉政策課
3年間の 計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。

4 - 1 - 6 被災者支援の仕組みづくり（地3-4-5）

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。
担当	防災課、福祉政策課

4 - 2 災害に備える住環境対策の推進

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。

そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

4 - 2 - 1 耐震改修促進事業（地3-4-6）

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇します。
担当	地域整備課

4 - 2 - 2 家具転倒防止器具設置費用助成（地3-4-7）

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	家具転倒防止器具 設置助成数	件	114	200	200	200

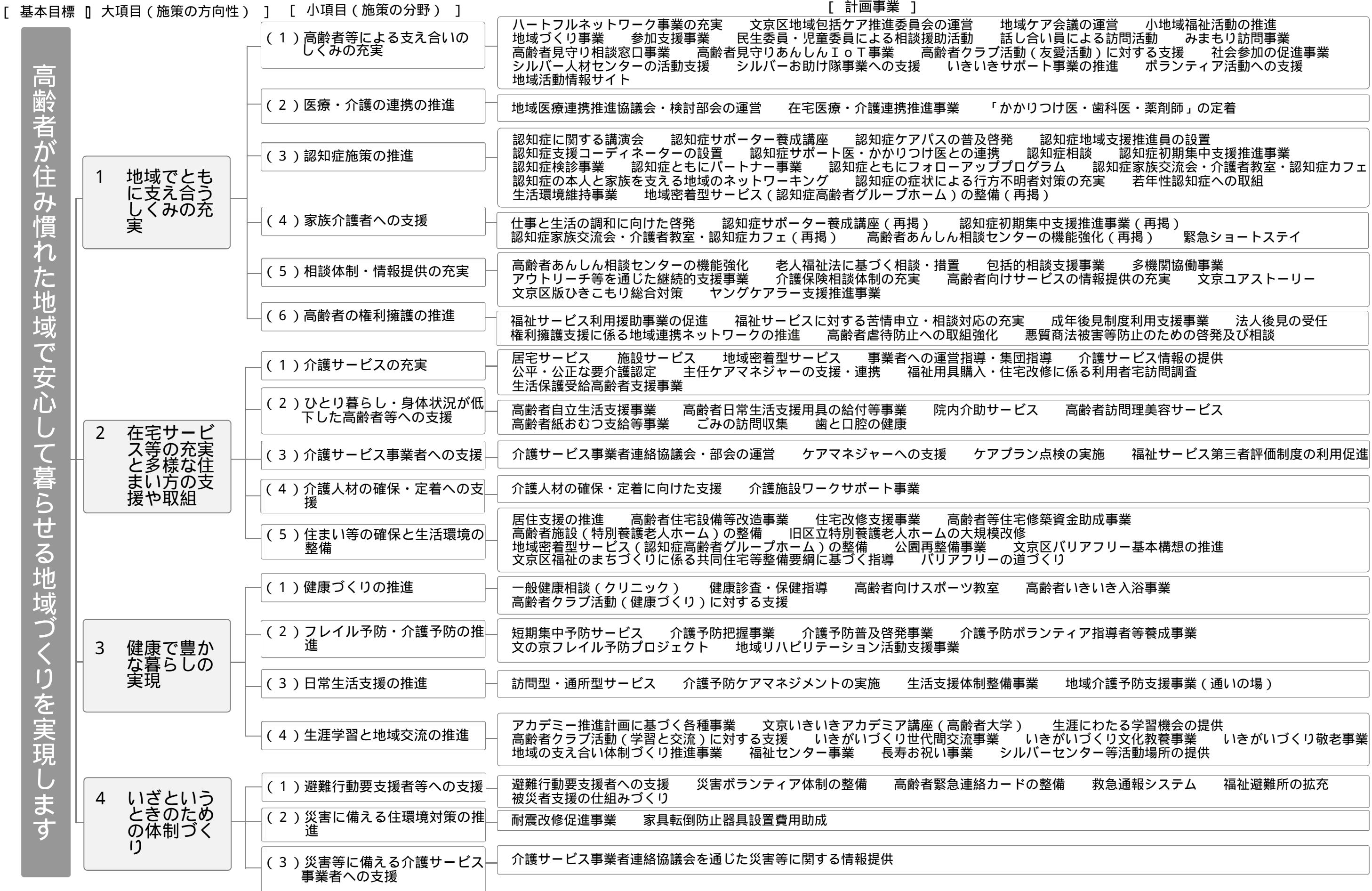
4 - 3 災害等に備える介護サービス事業者への支援

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害等から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

4 - 3 - 1 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

事業概要	介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施します。また、事業者専用WEBサイトによる情報提供を行います。
担当	介護保険課

[資料]計画の体系と計画事業の全体図



第6章

地域包括ケア システムの推進

第6章 地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

そして、区民とともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていくため、本区では3つのメッセージ「(何かを)はじめる」「(誰かと)つながる」「(地域で)みまもる」を発信しながら、次の重点的取組を推進していきます。

1) 重点的取組事項

フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる活動を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

ア) フレイル予防・介護予防の普及啓発等

高齢者の虚弱や要介護状態等を予防するため、フレイル予防・介護予防におけるわかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会やプログラム講座等を実施し、運動や栄養に加え、社会参加等の重要性について普及啓発を行います。

さらに、地域団体と連携し、ＩＣＴを活用した自宅等からも参加できるフレイル予防・介護予防プログラム講座実施の取組を推進するとともに、高齢者の生活機能等を健康質問調査票でチェックし、支援を要する者を介護予防等につなげる取組を強化します。

イ) 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い

高齢者の社会参加を促進するため、フレイル予防・介護予防の取組を地域で担うフ

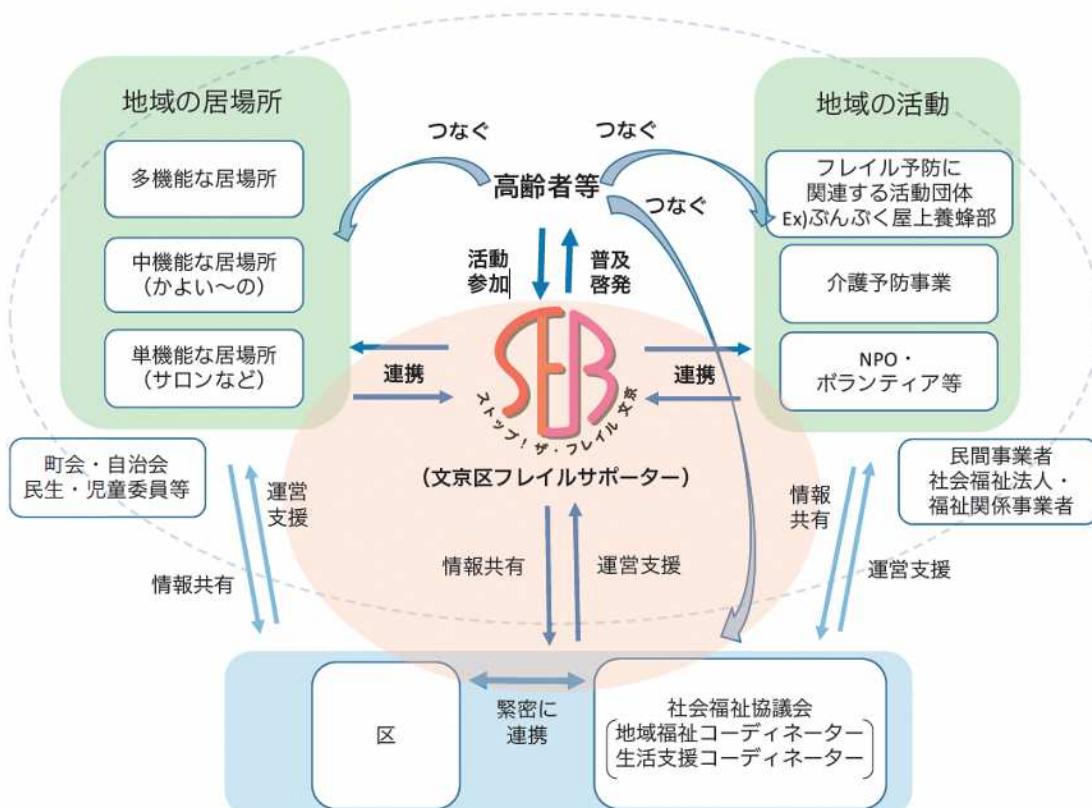
フレイルサポーター・介護予防体操推進リーダーを育成するとともに、人と人とのつながりを通じ、幅広い年代の高齢者が参加するプログラム講座を実施します。

さらに、住民主体の通いの場において、介護予防体操や地域での見守り活動等を行う団体の取組を積極的に支援するとともに、地域の居場所などにおけるフレイルサポーターの自主的な関わりも促しながら、地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる活動を推進します。

ウ) 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

フレイル予防・介護予防の取組をより効果的なものにするため、プログラム講座や住民主体の通いの場等における理学療法士等専門職の関与を促進するとともに、高齢者それぞれの年齢・健康状態等に応じたプログラム講座の取組を推進します。

【図表】6 - 1 フレイル予防の展開イメージ



【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について】

住み慣れた地域で自立した生活ができる期間を延ばし、QOL（生活の質）を維持向上させるためには、高齢者一人ひとりに合わせたきめ細かな支援が必要です。

令和元年5月に、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月に施行されました。

この法改正では、高齢者保健事業について、国民健康保険の保健事業や介護保険の介護予防事業（地域支援事業）と一体的に実施するための規定が整備されました。

高齢者的心身の多様な課題に対応するため、文京区では、令和6年度より、地域全体の事業の企画・調整を行う医療専門職が中心となって、高齢者の医療・健診・介護等のデータを活用し、高齢者が抱える健康課題を整理・分析し、健康課題のある高齢者への個別的な支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等も活用したフレイル予防・介護予防（ポピュレーションアプローチ）の取組を推進します。

地域での支え合い体制づくりの推進

高齢者本人が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、社会とのつながりづくりに向けた支援の充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域において世代や属性を超えて交流できる居場所づくりの取組を推進します。

ア) 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくりのため、ボランティア養成講座や研修会等の機会を拡大するとともに、ボランティア、NPO法人、民間企業等による地域貢献活動の取組を積極的に情報発信し、区民等における地域活動への参加の取組を推進します。

さらに、地域福祉コーディネーター等の活動により、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングを強化し、高齢者に対する生活支援体制のさらなる充実を図ります。

イ) 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体

の通いの場等で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場等に参加する取組を推進します。

さらに、生活支援コーディネーターやNPO法人等の活動を通じて、住民主体の通いの場（かよい～の）等を運営する団体の立ち上げを支援し、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

ウ) 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と地域づくりの取組を推進するため、多職種協働による個別ケースの課題分析を積み重ねるとともに、地域に共通した課題を明確化し、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。さらに、個別課題等の解決に向けたプロセスを通じて、高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャー等における実務能力のさらなる向上を図るとともに、課題解決に必要な関係機関等とのネットワークづくりの取組を推進します。

認知症施策の推進

共生社会の実現の推進を目的とした認知症基本法が成立したことを踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

また、認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

さらに、認知症高齢者グループホームをはじめとする地域密着型サービスの整備を進め、介護が必要になった認知症の方及びその家族の生活を支えます。

ア) 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発

認知症に関する正しい知識と理解の普及を図るため、わかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会や講座等の実施に取り組みます。また、認知症の本人や介護者である家族が自ら語る言葉など、認知症の本人や家族の視点を重視した情報発信の取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族を見守る認知症サポーターの養成をさらに進めるため、区民、事業者等に加え、小・中・高校向け養成講座開催の取組を推進します。

イ) 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり

認知症に備えるため、認知症サポート医、認知症支援コーディネーター（看護師）

等の専門職による個別支援の取組を推進するとともに、適切な医療や必要な介護サービス等につなげる取組を推進します。

さらに、民間のノウハウの活用や医療機関との連携を強化し、認知症における早期の気づきの支援に取り組むとともに、診断後のフォローワー体制の充実を図り、認知症の本人の尊厳に配慮した意思決定支援の取組を推進します。

ウ) 認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくり

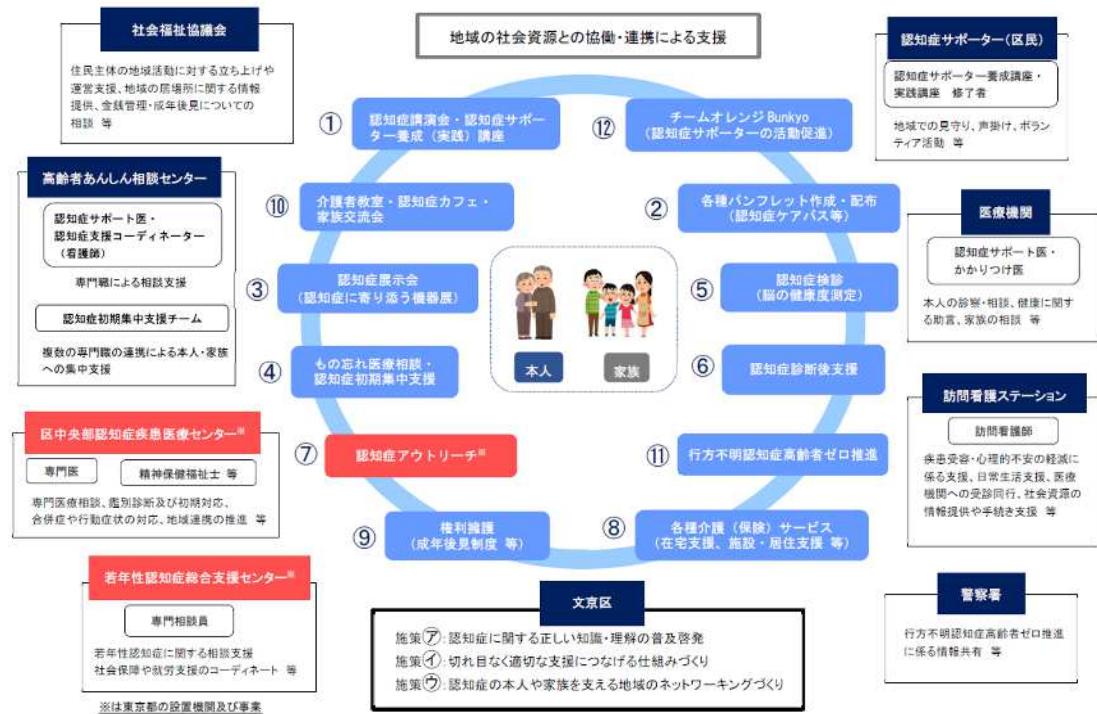
認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、認知症カフェ、認知症家族交流会及び介護者教室などを定期的に開催するとともに、普段から認知症の本人等が身近に通うことができる居場所づくりの取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族のニーズに寄り添った心理面や生活面におけるサポート体制を充実させるとともに、認知症の本人等が生きがいを持って地域で主体的に暮らせるための取組を推進します。

エ) 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

認知症の本人が、家庭的な環境のもと地域住民との交流を通じ自立した日常生活を送ることを目的とした認知症高齢者グループホームを始め、地域密着型サービスの整備を推進します。

【図表】6 - 2 認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージ(上段)



【図表】6 - 2 認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージ(下段)



在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。

さらに、区民の医療・介護・保健情報へのアクセスを向上させるため、在宅ケアに関する地域の拠点となる機能の充実を図るとともに、医療・介護関係者間における情報共有と顔の見える関係づくりの取組を推進します。

ア) 看取りまでを見据えた在宅医療・介護の充実

人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りも含め、在宅医療や介護サービスに関する区民の理解を促進するため、地域の医療機関や介護事業者等と連携した講演会、講座等を開催します。また、身近な地域における日常的な医療の提供を行うかかりつけ医の役割は重要であるため、かかりつけマップの作成等により情報提供の取組を推進します。

さらに、高齢者あんしん相談センターや地区医師会に設置する在宅医療・介護連携を支援する相談窓口により、区民や地域の医療・介護関係者からの相談受付、連携調整、情報提供等を積極的に行うとともに、高齢者の退院や在宅療養の支援の取組を推進します。

イ) 在宅ケアに関する地域の拠点の整備

区民からの医療・介護・保健に関する相談対応や、区民及び医療・介護専門職向けの在宅医療や病気予防に関する講座開催など、在宅ケアに関する地域交流の起点となる機能の整備を行います。

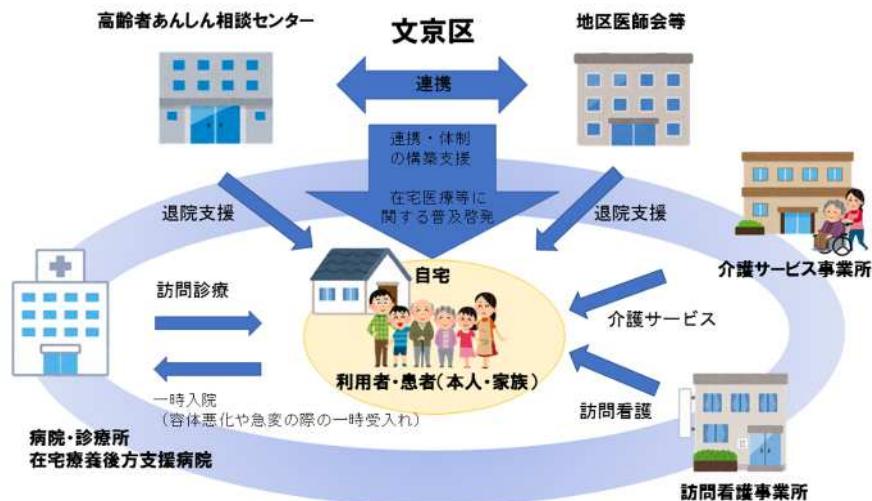
さらに、地域の医療・介護関係者等が参加する多職種の会議を開催し、地域における在宅医療と介護連携の現状と課題の整理を行い、その解決に向けた政策形成につながる取組を推進します。

ウ) 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

高齢者の在宅療養を支える取組を推進するため、ICTを活用した汎用性の高い情報共有システムの利用を促進するとともに、医療・介護関係者間における速やかな情報共有の取組を推進します。

さらに、医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等の多職種が参加する研修会を開催し、お互いの業務の現状、専門性や役割等の意見交換を通じた顔の見える関係づくりを推進します。

【図表】6 - 3 文京区における在宅医療・介護連携のイメージ



高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての重要な役割を担えるよう今後求められる役割等を勘案した適切な人員体制を整備するとともに、職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上を図ります。

さらに、高齢者あんしん相談センターが多様な役割を十分に果たしていくため、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、子ども分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制を構築します。

ア) 適切な人員体制の確保

高齢者あんしん相談センターが、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の機能を十分に発揮できるようにするために、高齢者人口の増加や相談件数等の業務量に応じた適切な人員体制や施設を整備します。

さらに、複雑化・多様化する相談や困難事例に適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターの職員における専門的知識や区民に対する相談対応能力のさらなる向上の取組を推進します。

イ) 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化

高齢者あんしん相談センターにおける必要な機能を強化していくため、地域包括支援センター運営協議会（地域包括ケア推進委員会）を活用し、その業務状況を明らかにするとともに、それに対する評価及び必要な措置を講じる取組を推進します。

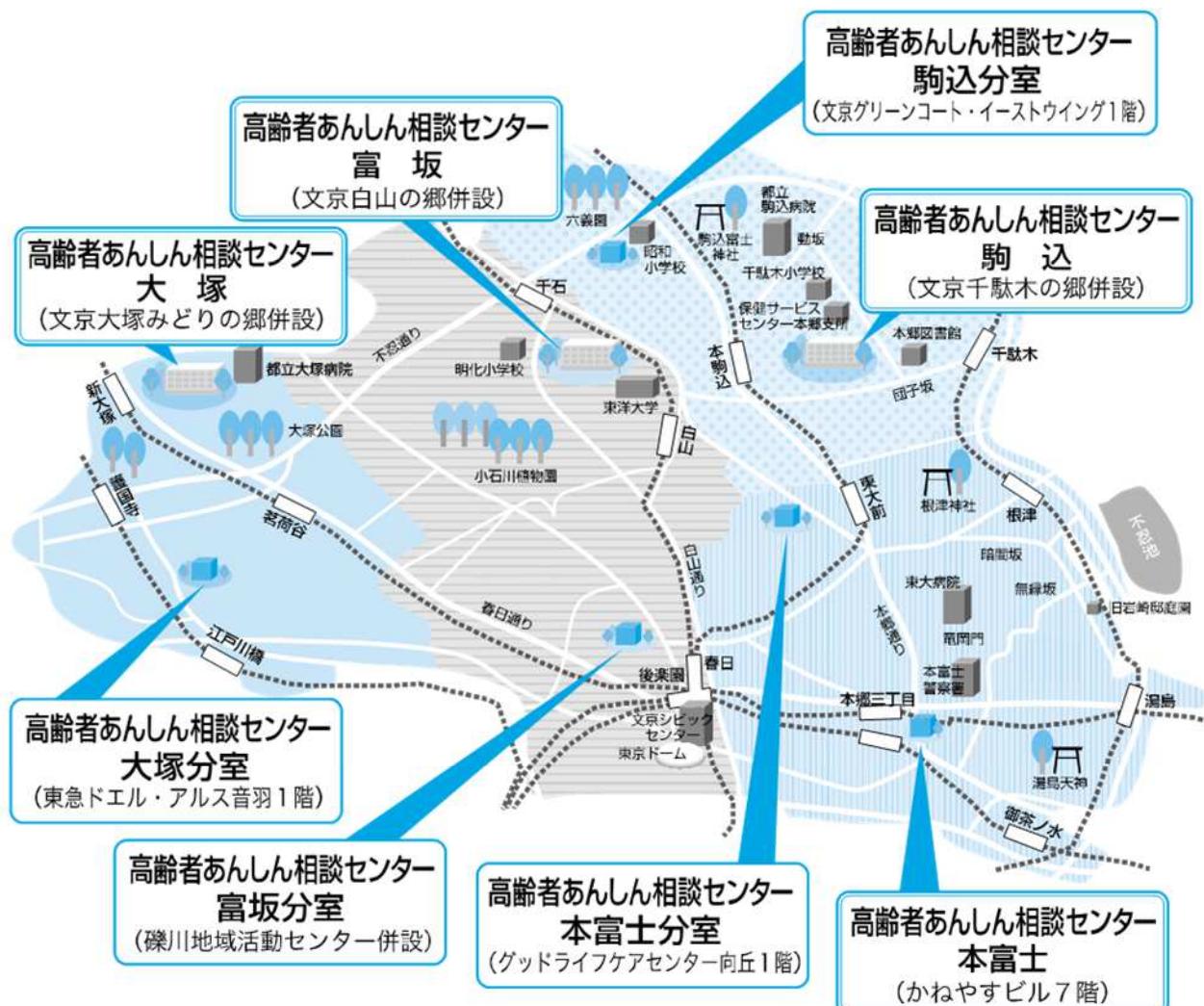
さらに、複雑化・多様化する相談や困難事例、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等、多様な役割を高齢者あんしん相談センターが十分に果たしていくため、区における後方支援及び総合調整を担う体制整備の取組を検討します。

ウ) 他の相談支援機関との連携強化

高齢者を適切に支援するため、高齢者あんしん相談センターの周知活動に取り組むとともに、民生委員・児童委員、介護事業者、社会福祉協議会、医療機関等との密接な連携強化の取組を推進します。

さらに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターと子ども、障害者、生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携体制の構築を図ります。

【図表】6-4 高齢者あんしん相談センターの所在地



日常生活圏域	名 称	所在地
富 坂	高齢者あんしん相談センター富坂	白山五丁目16番3号
	高齢者あんしん相談センター富坂分室	小石川二丁目18番18号
大 塚	高齢者あんしん相談センター大塚	大塚四丁目50番1号
	高齢者あんしん相談センター大塚分室	音羽一丁目15番12号
本富士	高齢者あんしん相談センター本富士	本郷二丁目40番11号
	高齢者あんしん相談センター本富士分室	西片二丁目19番15号
駒 込	高齢者あんしん相談センター駒込	千駄木五丁目19番2号
	高齢者あんしん相談センター駒込分室	本駒込二丁目28番10号

高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「文京区居住支援協議会」を運営し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピアの公営住宅を提供し、管理運営を行います。

ア) 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住まいの確保

高齢者の住まいを確保するため、入居者に対する見守りサービスを提供することで、高齢者の居住に不安を抱く住宅オーナー等の不安解消と住宅提供への理解を促進し、区内不動産店及び住宅オーナーの協力を得ながら、すまいる住宅登録事業における民間賃貸住宅の登録を促進します。

また、住まいの協力店と連携して、高齢者に対して適切な情報提供を行います。

イ) 文京区居住支援協議会の運営

区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する文京区居住支援協議会において、情報共有や支援体制の構築を行うとともに、地域の人口推計、医療・介護ニーズ及び高齢者の住まいに関するニーズを把握及び分析し、多様な関係団体との連携による居住支援を検討します。

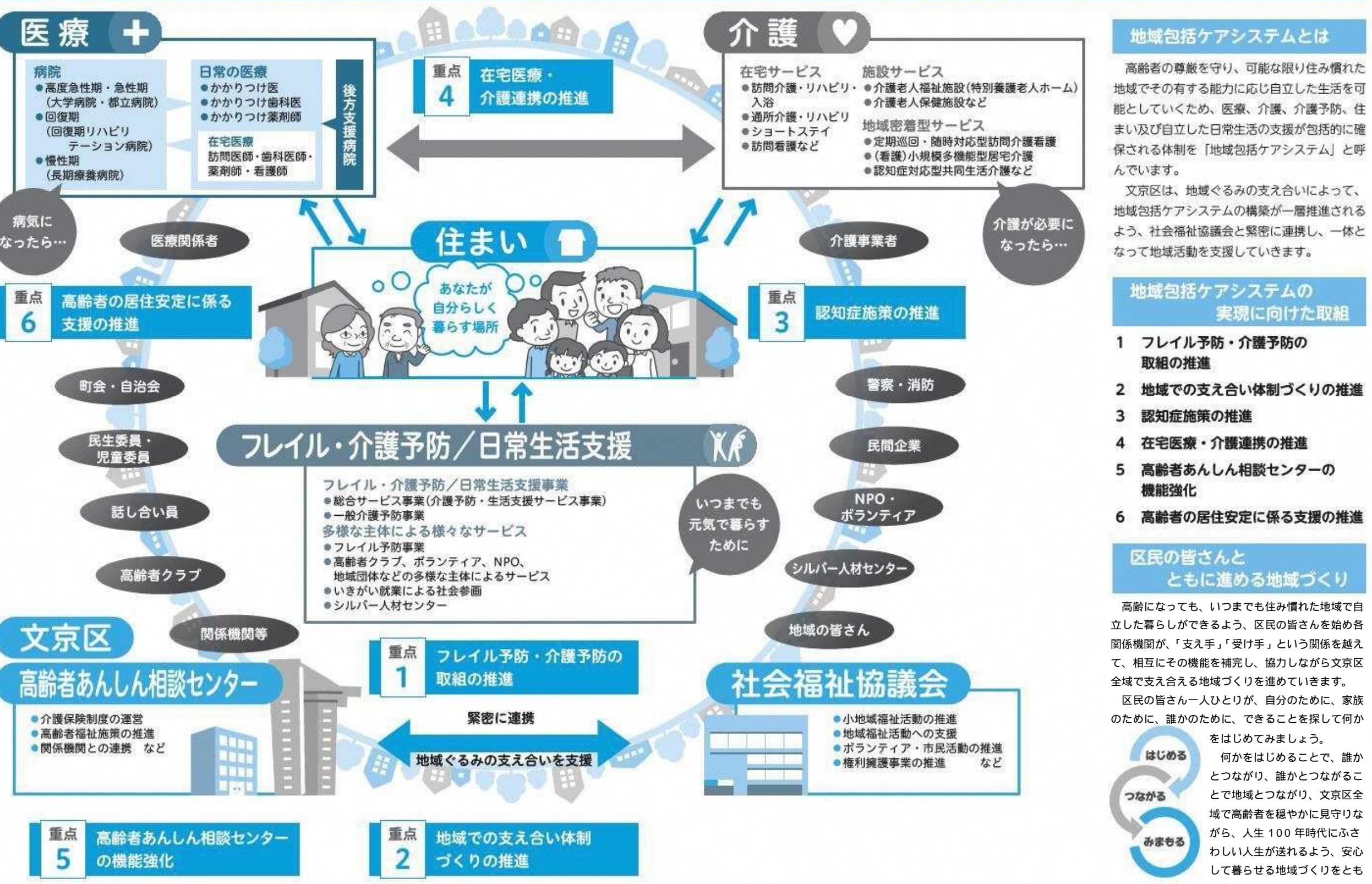
ウ) 公営住宅の管理運営

区営住宅、シルバーピアの適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう生活相談や生活支援を行います。

また、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図るため、都営住宅の募集に関する情報提供を適切に行います。

[資料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図(案)

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ



第7章

地域支援事業の推進

第7章 地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

本区の地域支援事業は、介護保険法に基づく、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されています。

は、社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。

【図表】7-1 地域支援事業の全体像

1 介護予防・日常生活支援総合事業	(1) 総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	訪問型サービス 通所型サービス 短期集中予防サービス 介護予防ケアマネジメント
	(2) 一般介護予防事業	介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 一般介護予防事業評価事業 地域リハビリテーション活動支援事業
2 包括的支援事業	(1) 高齢者あんしん相談センターの運営 (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症施策の推進 (4) 生活支援体制整備事業 (地域での支え合い体制づくりの推進) (5) 地域ケア会議の推進	
3 任意事業	(1) 介護給付等費用適正化事業	給付費通知 介護保険事業者等指導事務
	(2) 家族介護支援事業	認知症家族交流会及び認知症介護者教室 認知症高齢者等見守り事業
	(3) その他の事業	成年後見制度利用支援事業 住宅改修支援事業 認知症サポーター養成講座

2 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本事業は、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援者及び基本チェックリストで判定された対象者に対して必要な支援を行う「総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と、第1号被保険者に対して体操等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成され、本区においては、平成28年10月1日から事業を開始しました。

なお、要介護・要支援状態等になるおそれの高い状態にあると認められる総合サービス事業対象者については、高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効果的に実施していきます。

1) 総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）

訪問型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助のサービスを、個々の利用者の状況に応じて行うことにより、自立した生活を送ることができます。

【図表】7-2 訪問型サービス (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
訪問型サービス	4,546	4,420	4,473	4,798	4,798	4,798

通所型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、デイサービス事業所において食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供し、心身機能の維持向上を図ります。

【図表】7 - 3 通所型サービス (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
通所型サービス	7,448	7,110	7,507	8,058	8,058	8,058

短期集中予防サービス

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護・要支援状態になることを予防するため、以下の事業を行います。

ア 複合型プログラム事業

理学療法士や作業療法士等の指導による、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの体操に加え、管理栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。

一部の会場では、高齢者用マシンを使用した運動も行います。

イ 訪問型プログラム事業

介護予防ケアマネジメントを実施し、事業の必要があるとされた場合に、理学療法士、柔道整復師等が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

【図表】7 - 4 短期集中予防サービス (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	137	136	239	290	290	290
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	17	26	28	60	60	60
訪問型プログラム事業	0	1	0	2	2	2
合計	154	163	267	352	352	352

介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センター等は、総合サービス事業の対象者がホームヘルプサービスやデイサービス又は短期集中予防サービスの利用を希望する場合に、対象者の心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付します。

サービス利用開始後は、対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス提供事業者等との調整や助言を行います。

【図表】7-5 介護予防ケアマネジメント (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
介護予防ケアマネジメント	6,795	6,499	6,971	7,271	7,271	7,271

2)一般介護予防事業

介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の高齢者に、「基本チェックリスト¹¹」を送付し、生活機能に低下が見られるか把握するとともに、自分の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とします。

【図表】7-6 介護予防把握事業 (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
調査票発送者数	11,841	6,959	7,595	8,000	8,000	8,000
調査票有効回答者数	8,162	4,746	4,965	5,000	5,000	5,000
短期集中予防サービス対象者数	2,093	1,212	1,227	1,200	1,200	1,200

対象者（介護認定を受けていない方で、当該年4月1日現在の年齢に基づき決定）

令和3年度：75歳以上84歳以下の方

令和4年度以降：75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方

¹¹ 基本チェックリスト 要介護状態とならず、元気な生活を送るため、運動機能・口腔機能などの生活機能の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

【図表】7 - 7 介護予防普及啓発事業 (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
文の京介護予防体操	632	692	562	585	585	585
介護予防教室	1,206	1,687	2,431	1,715	1,715	1,715
介護予防講演会	95	163	200	200	200	200
出前講座	73	23	10	40	40	40
介護予防展	436	546	600	600	600	600
合 計	2,442	3,111	3,803	3,140	3,140	3,140

地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。

【図表】7 - 8 介護予防ボランティア指導者等の登録者数及び新規養成者数 (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
文の京介護予防体操推進リーダー	81	83	86	10	10	10
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	25	30	33	5	5	5
合 計	106	113	119	15	15	15

イ 通いの場への運営支援

介護予防のための体操とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による住民主体の通いの場（かよい～の）への運営支援を行います。

【図表】7 - 9 通いの場への運営支援 (団体)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
運営団体数	26	28	32	34	36	38

一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業については、高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、評価を行います。

地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者あんしん相談センターと連携しながら、地域ケア会議、住民運営の通いの場等における取組を総合的に支援します。

具体的には、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、高齢者の有する能力を評価し、改善の方向性の助言などを行います。

3 包括的支援事業

高齢者あんしん相談センターでは、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント等を行っています。

また、包括的支援事業では、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者あんしん相談センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行います。

1) 高齢者あんしん相談センターの運営

令和4年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の21.6%に当たる9,414人に対し、延べ39,973件の相談・支援を行っています。

今後もセンターの認知度向上に取り組むとともに、高齢者の地域の身近な総合相談窓口としての機能を強化します。

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を担う文京区地域包括ケア推進委員会に報告します。

なお、個人情報の取扱いについては、介護保険法の規定により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられるとともに、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するようにしています。

【図表】7 - 10 高齢者あんしん相談センター総合相談業務 (人)

区分	第8期実績			第9期見込み
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	8年度
高齢者人口	43,663	43,608	43,638	45,614
相談実人数	9,479	9,414	9,978	11,882
総相談件数	37,183	39,973	42,559	46,809
電話	19,913	21,282	22,346	25,867
訪問	8,491	9,844	10,010	10,652
来所	6,449	7,400	7,429	7,516
その他	2,330	1,447	2,774	2,774

高齢者人口は、令和3年度～令和5年度は1月1日付住民基本台帳人口、令和8年度は推計。

令和5年度の相談実人数及び総相談件数は見込み。

総相談件数及び内訳は、延べ人数。

以下2)～5)については、「第6章 地域包括ケアシステムの推進」の「1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」の中で記載しています。

2) 在宅医療・介護連携の推進

3) 認知症施策の推進

4) 生活支援体制整備事業(地域での支え合い体制づくりの推進)

5) 地域ケア会議の推進

4 任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を実施します。

1) 介護給付等費用適正化事業

給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス（総合サービス事業）利用状況のお知らせ」（介護給付費通知）を年2回送付しています。

介護サービス等の給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見及び適切なサービス利用につなげることを目的に実施します。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

介護保険事業者等指導事務

介護サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを確保するために集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。また、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。

さらに、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を定期的に行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 2) ケアプラン点検の実施」と「2 3) 事業者に対する指導監督」の中で記載しています。

【図表】7 - 11 介護給付等費用適正化事業

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
給付費通知(件)	14,646	14,891	15,554	16,200	16,200	16,200
事業者指導事業(回)	13	16	30	30	30	30

2) 家族介護支援事業

認知症家族交流会及び認知症介護者教室

認知症介護者の情報交換や負担軽減を図る場として、認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護の方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】7-12 認知症家族交流会及び認知症介護者教室 (回)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
認知症家族交流会及び認知症 介護者教室	16	16	16	16	16	16

認知症高齢者等見守り事業

認知症の症状による高齢者等の行方不明発生の防止、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進することにより、認知症高齢者等の外出しやすい環境を整えるとともに、介護を行う家族や支援者の負担軽減を図ります。

ア ただいま！支援登録

本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、区、高齢者あんしん相談センター及び区内4警察署で情報共有を行います。

イ ただいま！支援SOSメール

「ただいま！支援登録」による登録者等が行方不明となった際、あらかじめ登録した地域の協力事業者・協力サポーターへ電子メールを一斉配信し、可能な範囲内で捜索の協力を依頼します。

ウ おでかけ見守りシールの配付

「ただいま！支援登録」の登録者に行方不明発見時に、24時間365日、区や警察を経由せずに発見者と家族が迅速に連絡を取り合えるQRコード付きステッカー・シールを配布します。

工 靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付

行方不明となった認知症高齢者等の発見時、速やかな身元判明に役立つ靴用反射ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付を行います。

才 「うちに帰ろう」模擬訓練

地域での対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生から保護までの流れを地域で模擬的に体験する訓練を実施します。

力 高齢者G P S探索サービス事業

民間事業者が運営するG P S通信網を使用した探索システムの利用に対して、申込みに関わる経費の助成を行います。

3) その他の事業

成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の利用が必要と認められるにもかかわらず、申立てを行う親族がいない等の場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

住宅改修支援事業

要介護や要支援の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど介護に必要な小規模な住宅改修を行う場合、ケアマネジャー・福祉住環境コーディネーター等が住宅改修に関する相談に応じ、「住宅改修が必要な理由書(以下「理由書」という。)」を作成します。

ケアマネジャーがついていない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の補助を行います。

(件)						
区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
住宅改修支援事業(補助)	39	36	40	60	60	60

認知症サポーター養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施します。

詳しくは、「第5章 2 計画事業」の1-3-2 「認知症サポーター養成講座」において記載しています。

【図表】7-14 認知症サポーター養成講座 (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
認知症サポーター養成講座	647	765	700	1,000	1,000	1,000
文京区サポーター総数	16,565	17,330	18,030	19,000	20,000	21,000
実践講座の参加者数	26	23	20	20	20	20

4) 地域支援事業に要する費用の見込み

地域支援事業に必要な費用については、保険料と公費等の交付金で賄われます。その算定については、文京区における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営状況、75歳以上の高齢者人口の伸び等を勘案した金額が上限となります。第9期における地域支援事業に要する費用の見込みは、次のとおりです。

【図表】7-15 地域支援事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

区分	6年度	7年度	8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	452,374	452,564	452,773	1,357,711
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	379,408	379,598	379,807	1,138,813
訪問型サービス	85,094	85,094	85,094	255,282
通所型サービス	208,659	208,659	208,659	625,977
短期集中予防サービス	45,207	45,207	45,207	135,621
介護予防ケアマネジメント	37,763	37,763	37,763	113,289
高額・高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業	1,902	2,092	2,301	6,295
審査支払手数料	783	783	783	2,349
一般介護予防事業	72,966	72,966	72,966	218,898
介護予防把握事業	8,774	8,774	8,774	26,322
介護予防普及啓発事業	54,454	54,454	54,454	163,362
地域介護予防活動支援事業	9,342	9,342	9,342	28,026
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	396	396	396	1,188
包括的支援事業	354,747	354,747	354,747	1,064,241
高齢者あんしん相談センターの運営	286,041	286,041	286,041	858,123
在宅医療・介護連携の推進	18,777	18,777	18,777	56,331
認知症施策の推進	6,863	6,863	6,863	20,589
生活支援体制整備事業	33,936	33,936	33,936	101,808
地域ケア会議の推進	9,130	9,130	9,130	27,390
任意事業	12,748	13,090	13,423	39,261
介護給付等費用適正化事業	2,376	2,376	2,376	7,128
給付費通知	1,648	1,648	1,648	4,944
介護保険事業者等指導事務	728	728	728	2,184
家族介護支援事業	1,805	1,805	1,805	5,415
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	480	480	480	1,440
認知症高齢者等見守り事業	1,325	1,325	1,325	3,975
その他の事業	8,567	8,909	9,242	26,718
成年後見制度利用支援事業	8,023	8,365	8,698	25,086
住宅改修支援事業	120	120	120	360
認知症サポートー養成講座	424	424	424	1,272
合　計	819,869	820,401	820,943	2,461,213

第8章

介護保険事業の現状 と今後の見込み

第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み

1 第1号被保険者数の実績と推計

第1号被保険者数は、令和3年度から令和5年度にかけて横ばい傾向にあるものの、今後は増加すると見込んでいます。

その内訳を見ると、令和5年度以降、令和8年度までの間、前期高齢者（65歳～74歳）の減少を上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の人数が増加すると見込んでいます。

【図表】8-1 第1号被保険者数の実績と推計

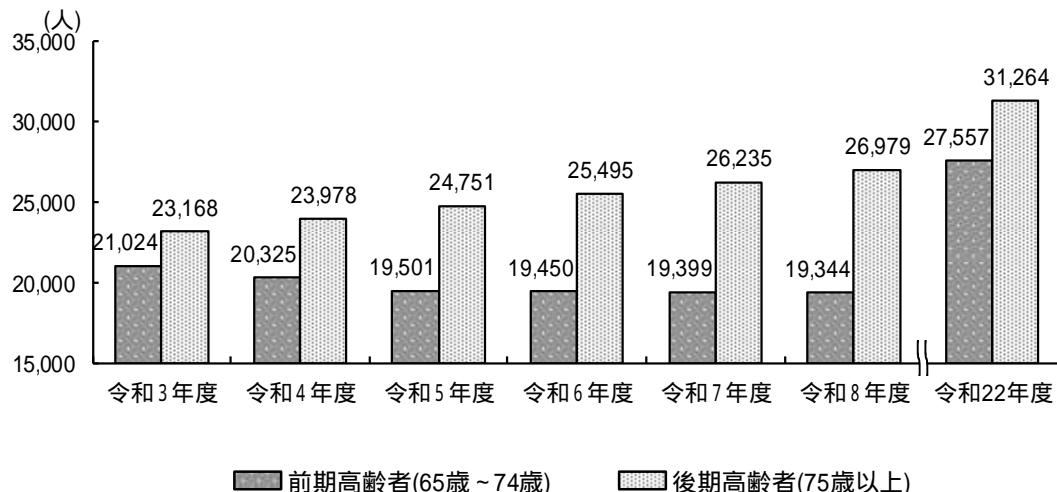
（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者 (65歳以上)	44,192	44,303	44,252	44,945	45,634	46,323	58,821
内訳	前期高齢者 (65歳～74歳)	21,024	20,325	19,501	19,450	19,399	19,344
	後期高齢者 (75歳以上)	23,168	23,978	24,751	25,495	26,235	31,264

住所地特例¹²者を含む。

資料：介護保険事業状況報告月報（令和3年度から令和5年度まで、各年8月末現在）、令和6年度以降は推計。

【図表】8-2 第1号被保険者数の実績と推計



介護保険における被保険者

第1号被保険者：区内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者：区内に住所を有する40歳～64歳の医療保険加入者。

¹² 住所地特例 文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合でも、引き続き文京区の被保険者となる制度のこと。

2 要介護・要支援認定者数の実績と推計

要介護・要支援認定者数は、令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、令和8年度まで増加すると見込んでいます。

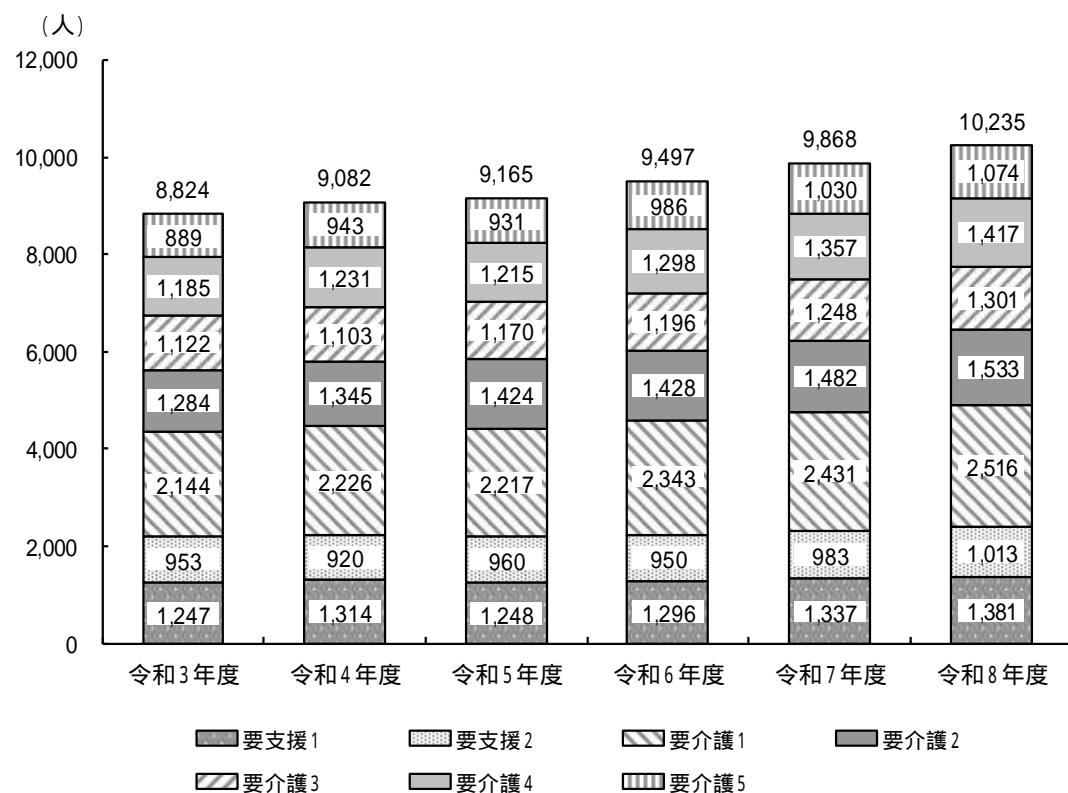
その内訳を見ると、令和6年度以降、前期高齢者（65歳～74歳）における認定者数の減少を大きく上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の認定者数が増加すると見込んでいます。

【図表】8-3 要介護・要支援認定者数の実績と推計

			合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
実績	令和3年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,824	1,247	953	2,144	1,284	1,122	1,185	889
		うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	853	138	122	180	143	103	85
			75歳以上 (後期高齢者)	7,768	1,090	803	1,930	1,101	998	1,077
	令和4年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,082	1,314	920	2,226	1,345	1,103	1,231	943
		うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	811	119	109	185	147	92	77
	令和5年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,165	1,248	960	2,217	1,424	1,170	1,215	931
推計	令和6年度	うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	755	101	96	168	154	87	77
			75歳以上 (後期高齢者)	8,208	1,127	834	2,014	1,228	1,056	1,119
		認定者数 (第1号及び第2号)	9,497	1,296	950	2,343	1,428	1,196	1,298	986
	令和7年度	うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	769	101	103	178	139	87	82
			75歳以上 (後期高齢者)	8,523	1,173	823	2,130	1,244	1,086	1,196
	令和8年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,868	1,337	983	2,431	1,482	1,248	1,357	1,030
		うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	757	99	102	175	137	86	80
			75歳以上 (後期高齢者)	8,902	1,216	856	2,220	1,299	1,139	1,257
	認定者数 (第1号及び第2号)	10,235	1,381	1,013	2,516	1,533	1,301	1,417	1,074	
	うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	741	97	99	171	133	85	79	77
		75歳以上 (後期高齢者)	9,282	1,261	889	2,309	1,354	1,192	1,317	960

令和3年度から令和5年度までは、8月31日時点の実績。

【図表】8 - 4 要介護・要支援認定者数の実績と推計



3 第8期計画（令和3年度～令和5年度）と実績

介護保険が対象とする事業は、要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付及び区が独自に実施する地域支援事業があります。

第8期計画と実績は、それぞれ次のようになっています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス（要介護1から5までの方が対象）・介護予防居宅サービス（要支援1と2の方が対象）は、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の支援を行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い、必要な日常生活の支援や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の支援や機能訓練を受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などの宿泊系サービスがあります。

居宅サービスと介護予防居宅サービスにおける合計の給付費は、第8期計画に対する実績が100.5%となっており、概ね計画に沿ったものとなっています。

居宅サービス給付費におけるサービス別の実績を見ると、短期入所療養介護が148.6%になつてあり、計画を上回っています。

また、介護予防居宅サービスでは、介護予防特定福祉用具販売が131.4%、介護予防居宅管理指導が108.3%となつてあり、計画を上回っています。

図表における給付費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合がある。

【図表】8 - 5 居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
訪問介護	324,668回	330,361回	343,852回	998,881回	988,966回	101.0%
	23,636人	24,573人	24,802人	73,011人	71,454人	102.2%
訪問入浴介護	10,024回	9,892回	10,400回	30,316回	31,125回	97.4%
	2,024人	2,077人	2,080人	6,181人	6,225人	99.3%
訪問看護	115,305回	122,600回	133,864回	371,769回	333,703回	111.4%
	17,446人	19,090人	20,128人	56,664人	50,561人	112.1%
訪問リハビリテーション	8,969回	8,513回	8,822回	26,304回	28,512回	92.3%
	1,648人	1,572人	1,622人	4,842人	5,002人	96.8%
居宅療養管理指導	55,338人	59,171人	61,900人	176,409人	165,877人	106.3%
通所介護	141,697回	142,052回	150,082回	433,831回	471,001回	92.1%
	15,365人	16,348人	17,086人	48,799人	47,666人	102.4%
通所リハビリテーション	25,949回	24,033回	24,544回	74,526回	85,760回	86.9%
	3,568人	3,380人	3,400人	10,348人	11,299人	91.6%
短期入所生活介護	30,362日	32,695日	39,524日	102,581日	88,110日	116.4%
	3,286人	3,480人	4,006人	10,772人	9,790人	110.0%
短期入所療養介護	4,062日	3,781日	4,608日	12,451日	8,307日	149.9%
	438人	450人	554人	1,442人	1,013人	142.3%
特定施設入居者生活介護	11,690人	11,858人	11,872人	35,420人	38,589人	91.8%
福祉用具貸与	30,981人	32,537人	33,416人	96,934人	94,728人	102.3%
特定福祉用具販売	543人	522人	540人	1,605人	1,824人	88.0%
住宅改修	379人	346人	380人	1,105人	1,080人	102.3%
居宅介護支援	43,787人	45,737人	46,698人	136,222人	134,999人	100.9%

【図表】8 - 6 居宅サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
訪問介護	1,618,162	1,741,963	1,877,074	5,237,199	5,124,608	102.2%
訪問入浴介護	132,528	131,983	133,485	397,996	415,907	95.7%
訪問看護	892,655	963,967	1,048,622	2,905,244	2,619,844	110.9%
訪問リハビリテーション	64,390	61,105	63,410	188,906	202,424	93.3%
居宅療養管理指導	389,895	415,021	444,177	1,249,093	1,135,495	110.0%
通所介護	1,127,687	1,120,834	1,199,659	3,448,180	3,572,764	96.5%
通所リハビリテーション	227,509	213,735	227,554	668,798	676,585	98.8%
短期入所生活介護	270,208	296,168	360,302	926,678	798,731	116.0%
短期入所療養介護	46,828	44,598	55,349	146,775	98,753	148.6%
特定施設入居者 生活介護	2,298,140	2,354,187	2,418,071	7,070,398	7,615,052	92.8%
福祉用具貸与	432,461	460,262	480,845	1,373,568	1,308,496	105.0%
特定福祉用具販売	16,016	16,759	18,511	51,286	59,304	86.5%
住宅改修	28,619	26,847	30,958	86,424	92,979	93.0%
居宅介護支援	679,737	721,231	748,137	2,149,105	2,062,323	104.2%
合 計	8,224,836	8,568,660	9,106,153	25,899,648	25,783,265	100.5%

【図表】8 - 7 介護予防居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護予防 訪問入浴介護	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人	
介護予防訪問看護	12,111回 2,631人	11,469回 2,640人	14,076回 2,994人	37,656回 8,265人	35,888回 7,802人	104.9% 105.9%
介護予防訪問 リハビリテーション	1,691回 332人	1,195回 266人	1,192回 268人	4,078回 866人	3,982回 724人	102.4% 119.6%
介護予防居宅療養管理指導	4,821人	4,409人	4,435人	13,665人	13,727人	99.5%
介護予防通所リハビリテーション	764人	691人	699人	2,154人	2,156人	99.9%
介護予防 短期入所生活介護	224日 35人	191日 34人	194日 36人	609日 105人	910日 175人	66.9% 60.0%
介護予防 短期入所療養介護	32日 6人	9日 2人	0日 0人	41日 8人	0日 0人	
介護予防特定施設入居者生活介護	1,513人	1,403人	1,430人	4,346人	4,492人	96.7%
介護予防福祉用具貸与	6,759人	6,898人	6,968人	20,625人	22,524人	91.6%
介護予防特定福祉用具販売	156人	162人	176人	494人	336人	147.0%
介護予防住宅改修	163人	195人	186人	544人	540人	100.7%
介護予防支援	8,976人	8,897人	9,230人	27,103人	29,140人	93.0%

【図表】8 - 8 介護予防居宅サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0.0%
介護予防訪問看護	77,484	73,644	90,725	241,853	256,294	94.4%
介護予防 訪問リハビリテーション	11,274	7,805	8,133	27,213	27,001	100.8%
介護予防居宅療養管理指導	30,291	28,316	30,502	89,109	82,287	108.3%
介護予防 通所リハビリテーション	27,091	23,940	24,625	75,656	73,086	103.5%
介護予防短期入所生活介護	1,457	1,333	1,459	4,249	5,774	73.6%
介護予防 短期入所療養介護	340	92	0	431	0	0.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	104,178	98,345	101,466	303,989	316,964	95.9%
介護予防福祉用具貸与	34,222	36,473	39,307	110,001	104,725	105.0%
介護予防 特定福祉用具販売	3,756	4,188	4,574	12,518	9,526	131.4%
介護予防住宅改修	14,768	16,393	18,416	49,577	47,184	105.1%
介護予防支援	45,553	45,487	49,228	140,268	146,721	95.6%
合 計	350,415	336,015	368,434	1,054,864	1,069,562	98.6%

【図表】8 - 9 居宅サービス給付費と介護予防居宅サービス給付費の合計

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
居宅サービス給付費 + 介護予防居宅サービス給付費	8,575,251	8,904,675	9,474,586	26,954,512	26,852,827	100.4%

2) 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設、在宅復帰へ向けてリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設及び医療的なケアが必要な方が入所する介護医療院があります。

施設サービスにおける給付費は、第8期計画に対する実績が91.8%となっており、計画を下回っています。

施設サービス給付費におけるサービス別の実績を見ると、どのサービスも、計画を下回っています。

【図表】8 - 10 施設サービス利用量

(年間の延べ数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護老人福祉施設	8,078人	7,533人	7,700人	23,311人	23,863人	97.7%
介護老人保健施設	3,506人	3,621人	3,884人	11,011人	12,600人	87.4%
介護療養型医療施設	189人	84人	38人	311人	1,356人	22.9%
介護医療院	236人	299人	352人	887人	-	-

【図表】8 - 11 施設サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護老人福祉施設	2,084,278	2,079,067	2,121,848	6,285,193	6,577,649	95.6%
介護老人保健施設	1,062,338	1,097,380	1,144,320	3,304,038	3,822,995	86.4%
介護療養型医療施設	68,686	30,411	12,666	111,763	530,732	85.0%
介護医療院	91,222	113,104	135,126	339,452	-	-
合 計	3,306,523	3,319,962	3,413,960	10,040,445	10,931,376	91.8%

3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、対象を区民に限定して提供されるサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護など、地域の中での交流や関係機関との連携を密にした介護サービスを提供しています。

【図表】8 - 12 地域密着型サービス利用量

(年間の延べ数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	450人	410人	522人	1,382人	2,412人	57.3%
夜間対応型訪問介護	406人	514人	510人	1,430人	1,440人	99.3%
認知症対応型通所介護	10,637回	11,131回	10,732回	32,500回	37,974回	85.6%
	1,096人	1,159人	1,080人	3,335人	3,960人	84.2%
小規模多機能型居宅介護	1,268人	1,265人	1,370人	3,903人	4,416人	88.4%
看護小規模多機能型居宅介護	259人	244人	340人	843人	1,020人	82.6%
認知症対応型共同生活介護	1,872人	1,844人	1,820人	5,536人	6,060人	91.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	849人	848人	816人	2,513人	2,520人	99.7%
地域密着型通所介護	53,590回	55,028回	55,836回	164,454回	196,068回	83.9%
	7,832人	8,266人	8,128人	24,226人	26,640人	90.9%
介護予防認知症対応型通所介護	34回	17回	0回	51回	0回	
	8人	4人	0人	12人	0人	
介護予防小規模多機能型居宅介護	68人	62人	52人	182人	288人	63.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	

【図表】8 - 13 地域密着型サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	64,283	72,251	102,542	239,077	386,554	61.8%
夜間対応型訪問介護	9,665	12,593	11,356	33,615	47,995	70.0%
認知症対応型通所介護	111,148	115,735	117,313	344,196	399,370	86.2%
小規模多機能型居宅介護	256,200	282,898	313,884	852,983	918,178	92.9%
看護小規模多機能型居宅介護	79,534	74,855	88,148	242,536	309,580	78.3%
認知症対応型共同生活介護	496,491	495,912	512,338	1,504,741	1,630,390	92.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	255,455	259,171	253,746	768,372	703,502	109.2%
地域密着型通所介護	336,063	352,509	366,347	1,054,919	1,237,029	85.3%
介護予防認知症対応型通所介護	312	156	0	469	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,259	5,185	3,954	14,398	25,835	55.7%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	1,614,412	1,671,265	1,769,628	5,055,305	5,658,433	89.3%

4) 地域支援事業

地域支援事業全体の計画比は、3年間で89.2%となっており、概ね順調に推移しています。

○介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成28年10月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域支援事業に移行するとともに、介護予防事業を再編しました。

介護予防・生活支援サービス事業については、実績が計画を下回っていますが定着してきています。

一般介護予防事業については、介護予防把握事業にて75歳以上85歳以下の高齢者に対し健康質問調査票の送付による調査を継続しています。調査結果に応じ高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中予防サービスを始めとする適切な事業に勧奨して、要介護状態となることを未然に防ぐための事業展開を図っています。

介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業については、文の京介護予防体操等を通じて、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供するとともに、住民同士のゆるやかな助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、住民主体の通いの場（かよい～の）へ運営支援を行っています。

○包括的支援事業

在宅医療・介護連携の推進については、在宅療養に関する相談に対応する窓口として在宅療養支援連携相談窓口事業を実施するとともに、地域のかかりつけ医等の情報を掲載した地域資源マップの作成などを行いました。

生活支援サービスの体制整備については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を平成28年度から日常生活圏域ごとに配置しています。

○任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実績が計画を下回っています。今後も事業ごとに利用状況を見極めながら、事業展開を図っていきます。

【図表】8 - 14 地域支援事業費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護予防・日常生活支援総合事業	400,212	400,871	431,687	1,236,267	1,445,167	85.5%
総合サービス事業	353,449	340,215	358,108	1,051,007	1,272,407	82.6%
(介護予防・生活支援サービス事業)						
訪問型サービス	78,758	76,496	78,740	234,413	260,481	90.0%
通所型サービス	194,130	184,309	195,259	572,820	733,038	78.1%
短期集中予防サービス	43,537	43,665	45,082	132,285	135,393	97.7%
介護予防ケアマネジメント	35,154	33,799	36,499	105,170	133,388	78.8%
高額・高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業	1,133	1,242	1,755	4,147	7403	56.0%
審査支払手数料	736	704	773	2,174	2,704	80.4%
一般介護予防事業	46,763	60,656	73,579	185,260	172,760	107.2%
介護予防把握事業	8,349	6,964	7,004	24,017	19,250	124.8%
介護予防普及啓発事業	31,932	46,659	57,665	138,818	127,008	109.3%
地域介護予防活動支援事業	6,394	6,769	8,514	21,677	24,522	88.4%
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0.0%
地域リハビリテーション活動支援事業	88	264	396	748	1,980	37.8%
包括的支援事業	305,159	326,521	338,560	979,849	1,037,505	94.4%
高齢者あんしん相談センターの運営	249,619	269,906	277,035	803,667	851,472	94.4%
在宅医療・介護連携の推進	17,331	17,652	19,453	56,427	53,406	105.7%
認知症施策の推進	5,941	5,836	5,600	17,888	21,624	82.7%
生活支援体制整備事業	23,996	24,821	27,380	76,197	82,023	92.9%
地域ケア会議の推進	8,272	8,305	9,092	25,669	28,980	88.6%
任意事業	9,174	9,213	12,255	29,899	36,379	82.2%
介護給付等費用適正化事業	1,535	1,966	2,167	5,667	6,547	86.6%
給付費通知	1,381	1,496	1,578	4,454	4,642	95.9%
介護保険事業者等指導事務	154	471	589	1,214	1,905	63.7%
家族介護支援事業	2,394	2,135	2,070	6,599	7,398	89.2%
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	579	545	635	1,759	1,737	101.3%
認知症高齢者等見守り事業	1,815	1,590	1,435	4,840	5,661	85.5%
その他の事業	5,245	5,111	8,018	17,633	22,434	78.6%
成年後見制度利用支援事業	5,167	5,039	7,898	17,403	22,074	78.8%
住宅改修支援事業	78	72	120	230	360	63.9%
合　計	714,545	736,605	782,502	2,246,016	2,519,051	89.2%

地域支援事業費については、原則として単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。

4 第9期計画(令和6年度～令和8年度)の介護サービス利用見込み

過去の利用実績(利用人数、利用回数)、給付費、高齢者数・認定者数の将来推計、介護基盤年度別整備計画及び介護サービス利用者の動向等を分析し、第9期計画の介護サービス利用見込みを推計しています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

ア 訪問介護

- ・訪問介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問介護は、利用者の動向等により、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

【実績と計画】

訪問介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	324,668	330,361	343,852	361,761	373,233	385,065	496,603
延べ利用人数	23,636	24,573	24,802	26,094	26,921	27,775	34,918
給付費(千円)	1,618,162	1,741,963	1,877,074	2,046,160	2,143,793	2,225,901	2,744,442

イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・訪問入浴介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問入浴介護は、利用者の動向等により、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

【実績と計画】

訪問入浴介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	10,024	9,892	10,400	10,942	10,950	10,958	14,809
延べ利用人数	2,024	2,077	2,080	2,188	2,190	2,192	3,054
給付費(千円)	132,528	131,983	133,485	145,509	152,452	158,291	193,249

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

- ・訪問看護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問看護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

訪問看護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	115,305	122,600	133,864	140,836	145,298	149,909	192,399
延べ利用人数	17,446	19,090	20,128	21,176	21,847	22,540	28,988
給付費(千円)	892,655	963,967	1,048,622	1,143,082	1,197,624	1,243,493	1,541,592

介護予防 訪問看護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	12,111	11,469	14,076	14,809	15,278	15,763	19,417
延べ利用人数	2,631	2,640	2,994	3,150	3,250	3,353	4,083
給付費(千円)	77,484	73,644	90,725	98,805	102,702	106,639	126,374

エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

訪問リハビリ テーション	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	8,969	8,513	8,822	9,281	9,576	9,879	12,827
延べ利用人数	1,648	1,572	1,622	1,706	1,761	1,816	2,315
給付費(千円)	64,390	61,105	63,410	69,122	72,420	75,194	93,411

介護予防 訪問リハビリ テーション	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	1,691	1,195	1,192	1,198	1,294	1,335	1,614
延べ利用人数	332	266	268	270	275	280	365
給付費(千円)	11,274	7,805	8,133	8,865	9,215	9,568	11,136

才 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・居宅療養管理指導は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防居宅療養管理指導は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

居宅療養 管理指導	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	55,338	59,171	61,900	65,124	67,187	69,319	89,560
給付費(千円)	389,895	415,021	444,177	484,188	507,292	526,721	653,279

介護予防 居宅療養 管理指導	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	4,821	4,409	4,435	4,462	4,603	4,749	6,022
給付費(千円)	30,291	28,316	30,502	33,249	34,560	35,883	42,295

力 通所介護

- ・通所介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

通所介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	141,697	142,052	150,082	157,899	162,902	168,070	215,403
延べ利用人数	15,365	16,348	17,086	17,976	18,545	19,134	26,734
給付費(千円)	1,127,687	1,120,834	1,199,659	1,307,724	1,370,123	1,422,598	1,771,260

キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・通所リハビリテーションは、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

通所リハビリテーション	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	25,949	24,033	24,544	25,822	26,640	27,486	34,543
延べ利用人数	3,568	3,380	3,400	3,430	3,538	3,651	4,684
給付費(千円)	227,509	213,735	227,554	248,052	259,888	269,841	336,555

介護予防 通所リハビリテーション	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	764	691	699	709	732	755	1,202
給付費(千円)	27,091	23,940	24,625	26,843	27,901	28,970	33,742

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・短期入所生活介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所生活介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

短期入所生活介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	30,362	32,695	39,524	41,583	42,900	44,261	57,897
延べ利用人数	3,286	3,480	4,006	4,215	4,348	4,486	5,702
給付費(千円)	270,208	296,168	360,302	392,758	411,498	427,259	534,696

介護予防 短期入所生活介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	224	191	194	200	206	213	257
延べ利用人数	35	34	36	38	39	40	54
給付費(千円)	1,457	1,333	1,459	1,590	1,653	1,716	1,966

ヶ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・短期入所療養介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所療養介護は、利用者の動向等により、令和4年度と同水準の利用を見込んでいます。

【実績と計画】

短期入所 療養介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	4,062	3,781	4,608	4,691	4,691	4,691	6,442
延べ利用人数	438	450	554	564	564	564	881
給付費(千円)	46,828	44,598	55,349	60,335	63,213	65,635	82,758

介護予防 短期入所 療養介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	32	9	0	9	9	9	0
延べ利用人数	6	2	0	2	2	2	0
給付費(千円)	340	92	0	92	92	92	0

□ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)

- ・特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

特定施設 入居者生活 介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	11,690	11,858	11,872	12,366	12,504	12,645	16,575
給付費(千円)	2,298,140	2,354,187	2,418,070	2,635,891	2,761,663	2,867,434	3,426,781

介護予防 特定施設入居 者生活介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	1,513	1,403	1,430	1,460	1,506	1,554	2,004
給付費(千円)	104,178	98,345	101,466	110,606	114,964	119,367	143,064

サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ・福祉用具貸与は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防福祉用具貸与は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

福祉用具貸与	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	30,981	32,537	33,416	35,156	36,270	37,421	47,325
給付費(千円)	432,461	460,262	480,845	524,159	549,170	570,203	696,607

介護予防 福祉用具貸与	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	6,759	6,898	6,968	7,331	7,563	7,803	9,684
給付費(千円)	34,222	36,473	39,307	42,847	44,536	46,241	54,142

シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- ・特定福祉用具販売は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- ・介護予防特定福祉用具販売は、利用者の動向等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

特定福祉用具 販売	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	543	522	540	540	540	540	854
給付費(千円)	16,016	16,759	18,511	18,511	18,511	18,511	29,051

介護予防 特定福祉用具 販売	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	156	162	176	176	176	176	275
給付費(千円)	3,756	4,188	4,574	4,574	4,574	4,574	7,145

ス 住宅改修・介護予防住宅改修

- ・住宅改修は、利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防住宅改修は、利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

住宅改修	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	379	346	380	380	380	380	655
給付費(千円)	28,619	26,847	30,958	30,958	30,958	30,958	53,252

介護予防 住宅改修	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	163	195	186	186	186	186	227
給付費(千円)	14,768	16,393	18,416	18,416	18,416	18,416	25,932

セ 居宅介護支援・介護予防支援

- ・居宅介護支援は、利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防支援は、利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

居宅介護 支援	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	43,787	45,737	46,698	49,130	50,687	52,295	67,622
給付費(千円)	679,737	721,231	748,137	815,530	854,443	887,168	1,102,247

介護予防 支援	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	8,976	8,897	9,230	9,711	10,018	10,336	13,126
給付費(千円)	45,553	45,487	49,228	53,662	55,777	57,913	67,840

2) 施設サービス

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、過去の利用実績及び第9期計画期における入所者の動向等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

介護老人 福祉施設	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	8,078	7,533	7,700	8,100	8,100	8,100	11,736
給付費(千円)	2,084,278	2,079,067	2,121,848	2,185,504	2,185,504	2,185,504	3,300,121

イ 介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

介護老人 保健施設	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	3,506	3,621	3,884	3,884	3,884	3,884	6,281
給付費(千円)	1,062,338	1,097,380	1,144,320	1,178,649	1,178,649	1,178,649	1,867,534

ウ 介護医療院

- ・介護医療院は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

介護医療院	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	425	383	390	433	433	433	686
給付費(千円)	159,907	143,515	147,792	152,225	152,225	152,225	273,326

第8期実績値は介護療養型医療施設分を含みます。

3) 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	450	410	522	530	530	530	680
給付費(千円)	64,283	72,251	102,542	102,543	102,543	102,543	148,787

イ 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

夜間対応型 訪問介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	406	514	510	510	510	510	716
給付費(千円)	9,665	12,593	11,356	11,356	11,356	11,356	16,399

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- ・認知症対応型通所介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- ・介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の動向等により、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

【実績と計画】

認知症対応型 通所介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	10,637	11,131	10,732	10,732	10,732	10,732	15,813
延べ利用人数	1,096	1,159	1,080	1,080	1,080	1,080	1,620
給付費(千円)	111,148	115,735	117,313	117,313	117,313	117,313	173,630

介護予防 認知症対応型 通所介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	34	17	0	0	0	0	0
延べ利用人数	8	4	0	0	0	0	0
給付費(千円)	312	156	0	0	0	0	0

本推計は、例外規定を含む給付費の推移を基に推計をしているため、【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画とは一致しない場合があります。

工 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

小規模多機能 型居宅介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	1,268	1,265	1,370	1,380	1,380	1,380	1,996
給付費(千円)	256,200	282,898	313,884	313,885	313,885	313,885	461,689

介護予防 小規模多機能 型居宅介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	68	62	52	55	55	55	91
給付費(千円)	5,259	5,185	3,954	3,955	3,955	3,955	7,026

本推計は、例外規定を含む給付費の推移を基に推計をしているため、【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画とは一致しない場合があります。

才 看護小規模多機能型居宅介護

- ・看護小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

看護小規模 多機能型 居宅介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	259	244	340	340	340	340	553
給付費(千円)	79,534	74,855	88,148	88,148	88,148	88,148	135,065

本推計は、例外規定を含む給付費の推移を基に推計をしているため、【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画とは一致しない場合があります。

力 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・認知症対応型共同生活介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の動向等により、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

【実績と計画】

認知症対応型 共同生活介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	1,872	1,844	1,820	1,820	1,820	2,000	2,610
給付費(千円)	496,491	495,912	512,338	512,338	512,338	560,000	740,209

ヰ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

地域密着型 介護老人福祉 施設入所者生 活介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用人数	849	848	816	820	820	820	1,356
給付費(千円)	255,455	259,171	253,746	253,750	253,750	253,750	439,929

本推計は、例外規定を含む給付費の推移を基に推計をしているため、【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画とは一致しない場合があります。

ク 地域密着型通所介護

- ・地域密着型通所介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

地域密着型 通所介護	第8期実績			第9期計画			22年度 (第14期) 推計
	3年度	4年度	5年度(見込み)	6年度	7年度	8年度	
延べ利用回数	53,590	55,028	55,836	55,836	55,836	55,836	80,745
延べ利用人数	7,832	8,266	8,128	8,128	8,128	8,128	12,319
給付費(千円)	336,063	352,509	366,347	366,347	366,347	366,347	543,527

4) 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けている事業所が提供するサービスで、共生型訪問介護、共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護のサービス類型に分かれます。

5) 給付費の実績と見込み

【図表】8 - 15 第8期計画（令和3年度～令和5年度）における給付費の実績

(単位：千円)

サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	合計
介護給付	訪問介護	1,618,162	1,741,963	1,877,074	5,237,199
	訪問入浴介護	132,528	131,983	133,485	397,996
	訪問看護	892,655	963,967	1,048,622	2,905,244
	訪問リハビリテーション	64,390	61,105	63,410	188,906
	居宅療養管理指導	389,895	415,021	444,177	1,249,093
	通所介護	1,127,687	1,120,834	1,199,659	3,448,180
	通所リハビリテーション	227,509	213,735	227,554	668,798
	短期入所生活介護	270,208	296,168	360,302	926,678
	短期入所療養介護	46,828	44,598	55,349	146,775
	特定施設入居者生活介護	2,298,140	2,354,187	2,418,071	7,070,398
	福祉用具貸与	432,461	460,262	480,845	1,373,568
	特定福祉用具販売	16,016	16,759	18,511	51,286
	住宅改修	28,619	26,847	30,958	86,424
	居宅介護支援	679,737	721,231	748,137	2,149,105
	小計	8,224,836	8,568,660	9,106,153	25,899,648
予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	77,484	73,644	90,725	241,853
	介護予防訪問リハビリテーション	11,274	7,805	8,133	27,213
	介護予防居宅療養管理指導	30,291	28,316	30,502	89,109
	介護予防通所リハビリテーション	27,091	23,940	24,625	75,656
	介護予防短期入所生活介護	1,457	1,333	1,459	4,249
	介護予防短期入所療養介護	340	92	0	431
	介護予防特定施設入居者生活介護	104,178	98,345	101,466	303,989
	介護予防福祉用具貸与	34,222	36,473	39,307	110,001
	介護予防特定福祉用具販売	3,756	4,188	4,574	12,518
	介護予防住宅改修	14,768	16,393	18,416	49,577
	介護予防支援	45,553	45,487	49,228	140,268
	小計	350,415	336,015	368,434	1,054,864
	居宅サービス計	8,575,251	8,904,675	9,454,329	26,954,513
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,084,278	2,079,067	2,121,848	6,285,193
	介護老人保健施設	1,062,338	1,097,380	1,144,320	3,304,038
	介護療養型医療施設	68,686	30,411	12,666	111,763
	介護医療院	91,222	113,104	135,126	339,452
	施設サービス計	3,306,523	3,319,962	3,413,960	10,040,445
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	64,283	72,251	102,542	239,077
	夜間対応型訪問介護	9,665	12,593	11,356	33,615
	認知症対応型通所介護	111,148	115,735	117,313	344,196
	小規模多機能型居宅介護	256,200	282,898	313,884	852,983
	看護小規模多機能型居宅介護	79,534	74,855	88,148	242,536
	認知症対応型共同生活介護	496,491	495,912	512,338	1,504,741
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	255,455	259,171	253,746	768,372
	地域密着型通所介護	336,063	352,509	366,347	1,054,919
	介護予防認知症対応型通所介護	312	156	0	469
	介護予防小規模多機能型居宅介護	5,259	5,185	3,954	14,398
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型サービス計		1,614,412	1,671,265	1,769,628	5,055,304
給付費計		13,496,186	13,895,902	14,637,917	42,030,005

【図表】8 - 16 第9期計画（令和6年度～令和8年度）における給付費の見込み

(単位：千円)

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護給付	訪問介護	2,046,160	2,143,793	2,225,901	6,415,855
	訪問入浴介護	145,509	152,452	158,291	456,253
	訪問看護	1,143,082	1,197,624	1,243,493	3,584,200
	訪問リハビリテーション	69,122	72,420	75,194	216,737
	居宅療養管理指導	484,188	507,292	526,721	1,518,201
	通所介護	1,307,724	1,370,123	1,422,598	4,100,446
	通所リハビリテーション	248,052	259,888	269,841	777,781
	短期入所生活介護	392,758	411,498	427,259	1,231,514
	短期入所療養介護	60,335	63,213	65,635	189,183
	特定施設入居者生活介護	2,635,890	2,761,663	2,867,434	8,264,987
	福祉用具貸与	524,159	549,170	570,203	1,643,531
	特定福祉用具販売	18,511	18,511	18,511	55,532
	住宅改修	30,958	30,958	30,958	92,875
	居宅介護支援	815,530	854,443	887,168	2,557,141
	小計	9,921,979	10,393,048	10,789,207	31,104,235
予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	98,805	102,702	106,639	308,146
	介護予防訪問リハビリテーション	8,865	9,215	9,568	27,648
	介護予防居宅療養管理指導	33,249	34,560	35,883	103,692
	介護予防通所リハビリテーション	26,843	27,901	28,970	83,714
	介護予防短期入所生活介護	1,590	1,653	1,716	4,960
	介護予防短期入所療養介護	92	92	92	276
	介護予防特定施設入居者生活介護	110,606	114,964	119,367	344,936
	介護予防福祉用具貸与	42,847	44,536	46,241	133,624
	介護予防特定福祉用具販売	4,574	4,574	4,574	13,721
	介護予防住宅改修	18,416	18,416	18,416	55,249
	介護予防支援	53,662	55,777	57,913	167,351
	小計	399,551	414,388	429,378	1,243,317
	居宅サービス計	10,321,531	10,807,436	11,218,586	32,347,552
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,185,504	2,185,504	2,185,504	6,556,511
	介護老人保健施設	1,178,649	1,178,649	1,178,649	3,535,948
	介護医療院	152,225	152,225	152,225	456,676
	施設サービス計	3,516,379	3,516,379	3,516,379	10,549,136
地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	102,543	102,543	102,543	307,628
	夜間対応型訪問介護	11,356	11,356	11,356	34,069
	認知症対応型通所介護	117,313	117,313	117,313	351,938
	小規模多機能型居宅介護	313,885	313,885	363,200	990,970
	看護小規模多機能型居宅介護	88,148	88,148	88,148	264,443
	認知症対応型共同生活介護	512,338	512,338	560,000	1,584,677
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	253,750	253,750	253,750	761,250
	地域密着型通所介護	366,347	366,347	366,347	1,099,042
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	3,955	3,955	3,955	11,865
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
	地域密着型サービス計	1,769,635	1,769,635	1,866,612	5,405,882
給付費計		15,607,544	16,093,449	16,601,576	48,302,569

給付費については、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。

5 介護基盤整備について

第9期計画では、令和22年度までの中・長期的な視点で区における今後の高齢者人口の推移や区民ニーズを踏まえ、施設サービスの整備を進めるとともに、併せて高齢期に医療や介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、東京大学高齢社会総合研究機構¹³の協力を得ながら、24時間在宅ケアが提供できる地域を目指し、その拠点となる地域密着型サービスを整備していきます。

令和22年度（2040年度）までの整備方針

1) 地域密着型サービス

- ・地域包括ケアシステムの拠点となる「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」は、計画目標を定め、在宅生活の継続を希望する区民ニーズに対応できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら公募による整備を進めます。令和8年度末の定員は、小規模多機能型居宅介護166人、看護小規模多機能型居宅介護29人を見込んでいます。
- ・「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」は、計画目標を定め、高齢者人口増に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、公有地の活用も視野に入れながら公募による整備を進めます。令和8年度末の定員は、176人を見込んでいます。
- ・「地域密着型通所介護」は、供給バランスが取れるよう、「（看護）小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のさらなる普及促進を図る影響を考慮し、介護保険事業計画に定める見込量の範囲内で整備します。
- ・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」及び「認知症対応型通所介護」は、在宅生活の継続を支える基盤として、既存事業所の利用率や区民ニーズを踏まえ、新規整備の必要性を検討していきます。
- ・「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）」は、施設入所が必要になっても住み慣れた地域での生活を続けられるよう、既存事業所を活用して入所を進めます。

¹³ 東京大学高齢社会総合研究機構と区は、平成31年4月1日、フレイル予防等の介護予防施策を始め、高齢者の生活支援や在宅医療・介護など地域包括ケアシステムに関する分野について連携協定を締結した。

2) 施設サービス

・「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」は、第9期計画における整備計画はありませんが、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した施設を整備し、第10期計画における定員は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）と合わせて、740人を見込んでいます。

また、老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。

・「介護老人保健施設」は、要介護状態の高齢者が在宅に復帰することを支援するため、既存事業所を活用して入所を進めます。

3) その他のサービス

・「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）」は、東京都が必要定員利用総数を示しており、文京区は区中央部圏域（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）に位置付けられています。当該圏域における整備ニーズに対して本区における整備比率が高いことから、地域偏在が進まないよう、人口の推移を踏まえた区内のニーズを検討し、文京区有料老人ホーム設置基準（2022文福介第2480号令和4年12月28日区長決定）に基づき整備します。令和8年度末の定員は、1,171人を見込んでいます。

【図表】8 - 17 第9期介護基盤年度別整備計画

事業種別	令和 5年度末	第9期				累計	令和22年度末 (第14期) 定員見込み
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計		
小規模多機能型居宅 介護	5 (137)			1 (29)	1 (29)	6 (166)	253人
看護小規模多機能型 居宅介護	1 (29)					1 (29)	58人
認知症対応型共同生 活介護(認知症高齢 者グループホーム)	9 (158)			1 (18)	1 (18)	10 (176)	230人
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホー ム)・地域密着型介護 老人福祉施設入所者 生活介護(地域密着 型特別養護老人ホー ム)	9 (633)					9 (633)	740人
特定施設入居者生活 介護(有料老人ホー ム)	14 (1,059)	1 (56)	1 (56)		2 (112)	16 (1,171)	1,267人

* 上段数字は施設数、下段数字は(定員) 第9期の年度は事業開始年度を示す。

* 令和22年度末の定員見込みについては、次期以降の計画策定時における高齢者人口の推移、利用状況やニーズ等に応じ、適宜見直していく。

6 第1号被保険者の保険料の算出

第9期介護保険事業計画期間の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、以下の考え方を基にして算出しています。

1) 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、区市町村の被保険者が利用する介護サービスの水準を反映した金額となっています。

そのため、介護保険料は、介護保険事業計画期間における介護サービスの利用見込量に応じたものとなり、その利用量が増えれば保険料は上がり、減れば下がる仕組みとなっています。

平成12年度の介護保険制度発足以来、本区の第1号被保険者数は32,479人から44,252人（令和5年8月末）に増加して約1.4倍となり、また、要介護・要支援認定者数は、3,674人から9,165人（令和5年8月末）に増加して約2.5倍、介護給付費は約49億円から約154億円（令和5年度末見込み）に増加して約3.1倍となっています。

こうした状況を踏まえ、本区の介護保険料基準額は、第1期は2,983円でしたが、第8期は6,020円となり、約2.0倍となっています。

また、全国平均基準額（月額）の介護保険料も、第1期（平成12年度～平成14年度）は2,911円でしたが、第8期（令和3年度～令和5年度）は6,014円となり、約2.1倍となっています。

今後も、高齢者人口及び要介護・要支援認定者の増加等の影響により、介護保険事業費は増加し、介護保険料基準額も上昇すると見込んでいます。

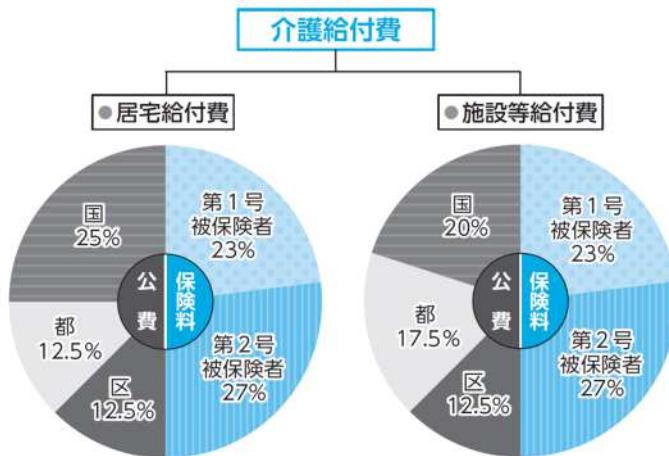
2) 介護給付費等の負担割合（財源構成）

介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費（50%）と、40歳以上の被保険者が負担する保険料（50%）で構成されています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。

【図表】8 - 18 介護給付費の負担割合



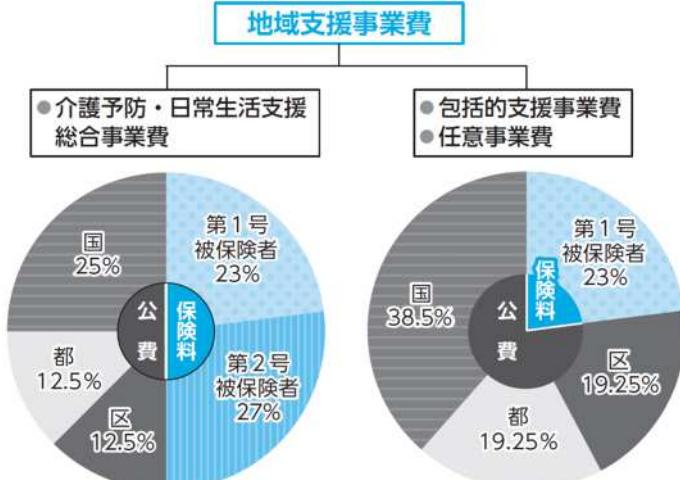
居宅給付費：施設等給付費以外の保険給付費
施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護に係る給付費
国の負担割合には、調整交付金を含む。

地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。

このうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。

【図表】8 - 19 地域支援事業費の負担割合



介護予防・日常生活支援総合事業費に係る
国の負担割合には、調整交付金を含む。

3) 第9期計画期間の介護保険料基準額の算出

介護保険料基準額は、第9期における介護給付費と地域支援事業費の見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定します。

第9期の介護保険料基準額の算定基礎となる介護保険事業費は、3年間で約508億円を見込んでおり、第8期の実績と比較して約1.1倍程度増加する見込みです。

この介護保険事業費から、第9期の介護保険料算定基礎額を算定します（詳しくは、「6）第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定」の中で記載しています。）

介護保険料算定基礎額に、次の要因を勘案し、最終的な介護保険料基準額が算定されます。

介護報酬の改定

国は、「介護職員の処遇改善分として0.98%増、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として0.61%増として、介護職員の処遇改善分が令和6年6月施行となることを踏まえ、介護報酬を全体で1.54%増とする」との考え方を示しました。

これにより、介護保険事業費は、増額となる影響を受けます。

65歳以上の高所得者の保険料引き上げ等

第9期から、国の標準的な所得段階における65歳以上の高所得者の保険料引き上げを行うこととしました。

また、介護老人保健施設及び介護医療院における多床室の室料について、今後、自己負担が導入される予定となっております。

これらにより、介護保険事業費は、減額となる影響を受けます。

介護給付費準備基金の活用

令和5年度末の介護給付費準備基金¹⁴の残高は、約23億3千万円となっています。

保険料上昇抑制のため、この残高から「第9期の基金として必要な額」「国の財政調整交付金の減額への対応として残す額」「令和5年度の給付費の増加による基金取崩」を考慮した上で活用額を決定します。

4) 第9期計画期間の介護保険料の段階及び比率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する比率は、保険者が判断して設定することができます。

¹⁴ **介護給付費準備基金** 介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするもの。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期間において歳入に繰り入れることとなっている。

第9期の保険料段階及び比率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次のとおり設定します。

介護保険料の段階設定

第9期の介護保険料の段階数は、国の所得区分による多段階化により、第8期の15段階から変更し、18段階20区分とします。

住民税非課税者の保険料軽減

ア 区独自の保険料比率の引下げ

第8期に引き続き、第2段階の保険料比率(0.685)と第4段階の保険料比率(0.9)は国基準から引下げ、第2段階の保険料比率(0.63)、第4段階の保険料比率(0.85)とします。

イ 公費の活用による軽減

第9期は、第8期に引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費(国1/2、都道府県1/4、区市町村1/4)を投入し、世帯非課税層における保険料を軽減します。

5) 第9期における介護保険事業費の見込み

第9期介護給付費の見込み

総給付費に特定入所者介護(予防)サービス費などを加えた介護給付費は、第9期(令和6~8年度)で約508億円を見込んでいます。

【図表】8 - 20 第9期介護給付費の見込み

(単位：千円)

介護給付費	第9期計画			合計
	6年度	7年度	8年度	
総給付費（A）	15,607,544	16,093,449	16,601,576	48,302,569
居宅サービス給付費	10,321,531	10,807,436	11,218,586	32,347,552
施設サービス給付費	3,516,379	3,516,379	3,516,379	10,549,136
地域密着型サービス給付費	1,769,635	1,769,635	1,866,612	5,405,882
その他給付額（B）	782,278	813,100	844,241	2,439,619
特定入所者（予防）サービス費等給付額	174,453	181,326	188,271	544,050
高額介護（予防）サービス費等給付額	519,015	539,464	560,126	1,618,605
高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額	88,810	92,309	95,845	276,964
保険給付費計[(A)+(B)]	16,389,822	16,906,549	17,445,817	50,742,188
審査支払手数料（C）	18,848	19,590	20,340	58,778
合計[(A)+(B)+(C)]	16,408,669	16,926,139	17,466,157	50,800,966

第9期地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、第9期（令和6～8年度）で約25億円を見込んでいます。

【図表】8 - 21 第9期地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

地域支援事業費	第9期計画			合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域支援事業費	819,869	820,401	820,943	2,461,213
介護予防・日常生活支援総合事業	452,374	452,564	452,773	1,357,711
包括的支援事業費・任意事業費	367,495	367,837	368,170	1,103,502

第9期地域支援事業費の見込みにおける内訳は、「第7章 地域支援事業費の推進」の

「4 4)地域支援事業に要する費用の見込み」を参照。

第9期介護保険事業費の見込み

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、第9期（令和6～8年度）で約533億円を見込んでいます。

【図表】8-22 第9期介護保険事業費の見込み

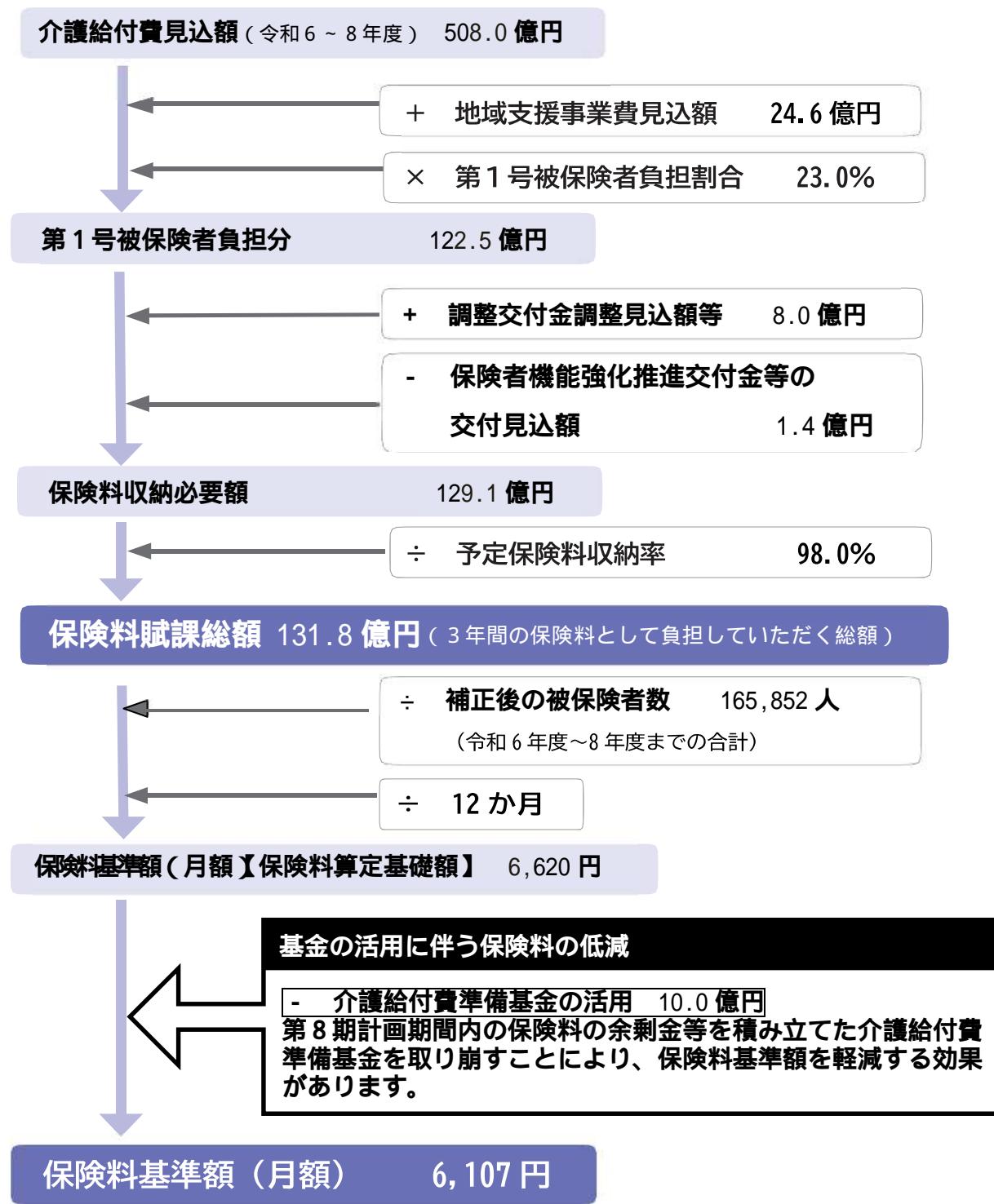
（単位：千円）

介護保険事業費	第8期計画			合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付費	16,408,419	16,929,074	17,466,249	50,803,742
地域支援事業費	819,869	820,401	820,943	2,461,213
合計	17,228,288	17,749,475	18,287,192	53,264,955

6) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定

第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料基準額は、次のとおりです。

【図表】8 - 23 第1号被保険者保険料の算定手順



【図表】8 - 24 第9期保険料基準額

第9期保険料基準額	令和6～8年度	月額 6,107 円
-----------	---------	------------

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のとおりです。

【図表】8-25 所得段階別介護保険料

第9期(令和6~8年度)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)	第8期との差額
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.285	20,900円 (1,700円)	800円 (-100円)
第2段階	住民世税帶非全課員税が	0.43	31,600円 (2,600円)	900円 (-100円)
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.685	50,300円 (4,100円)	300円 (-100円)
第4段階	者で本人が世帯に住む住民税非課税	0.85	62,400円 (5,200円)	1,000円 (-100円)
第5段階 (基準額)	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	73,300円 (6,100円)	1,100円 (-100円)
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	84,300円 (7,000円)	1,200円 (-100円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	91,700円 (7,600円)	1,400円 (-100円)
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	102,700円 (8,500円)	1,600円 (-100円)
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満	124,700円 (10,300円)	5,500円 (-400円)
第10段階		合計所得金額が400万円以上420万円未満	132,000円 (11,000円)	2,000円 (-200円)
第11段階		合計所得金額が420万円以上500万円未満	139,300円 (11,600円)	9,300円 (-800円)
第12段階		合計所得金額が500万円以上620万円未満	154,000円 (12,800円)	2,300円 (-200円)
第13段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満	168,600円 (14,000円)	16,900円 (-1,400円)
第13段階		合計所得金額が720万円以上750万円未満	176,000円 (14,600円)	24,300円 (-2,000円)
第14段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	187,000円 (15,500円)	6,400円 (-500円)
第15段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	209,000円 (17,400円)	6,700円 (-600円)
第16段階		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	227,300円 (18,900円)	25,000円 (-2,100円)
第17段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未溎	241,900円 (20,100円)	10,700円 (-900円)
第18段階		合計所得金額が3,000万円以上4,000万円未溎	263,900円 (21,900円)	11,100円 (-900円)
		合計所得金額が4,000万円以上	285,900円 (23,800円)	33,100円 (-2,800円)

参考(第8期 令和3~5年度)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	21,700円 (1,800円)
第2段階	住民世税帶非全課員税が	0.45	32,500円 (2,700円)
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	50,600円 (4,200円)
第4段階	者で本人が世帯に住む住民税非課税	0.85	61,400円 (5,100円)
第5段階 (基準額)	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円 (6,000円)
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	83,100円 (6,900円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	90,300円 (7,500円)
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	101,100円 (8,400円)
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満	119,200円 (9,900円)
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	130,000円 (10,800円)
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	151,700円 (12,600円)
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	180,600円 (15,000円)
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未溎	202,300円 (16,800円)
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未溎	231,200円 (19,200円)
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上	252,800円 (21,000円)

月額保険料(保険料算定基礎額に基準額に対する割合(保険料率)を乗じたもの)は、目安として百円単位で表示。

第1段階から第3段階までの保険料率については、保険料軽減実施後の割合。

(本来の割合) 第1段階...0.455 第2段階...0.63 第3段階...0.69

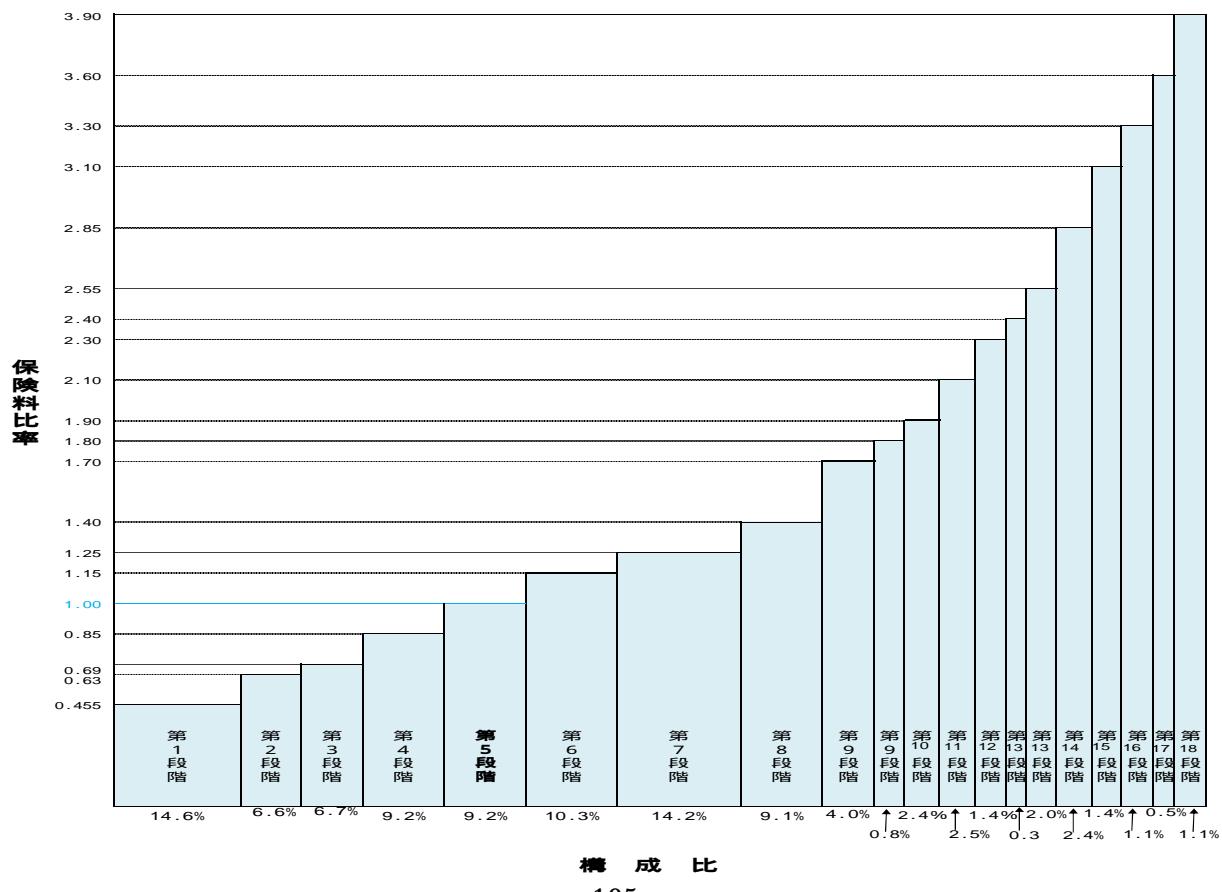
【図表】8-26 保険料所得段階別第1号被保険者数

(単位：人)

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計(A)	構成比	基準額との比率(B)	補正被保険者数(A)×(B)
第1段階	6,489	6,585	6,682	19,756	14.6%	0.455	8,989
第2段階	2,939	2,983	3,026	8,948	6.6%	0.63	5,637
第3段階	2,975	3,019	3,063	9,058	6.7%	0.69	6,250
第4段階	4,076	4,137	4,197	12,410	9.2%	0.85	10,548
第5段階	4,097	4,158	4,219	12,474	9.2%	1.00	12,474
第6段階	4,582	4,650	4,718	13,950	10.3%	1.15	16,043
第7段階	6,274	6,367	6,461	19,102	14.2%	1.25	23,877
第8段階	4,046	4,106	4,166	12,318	9.1%	1.40	17,246
第9段階	1,791	1,818	1,844	5,453	4.0%	1.70	9,270
第10段階	367	372	378	1,117	0.8%	1.80	2,011
第11段階	1,076	1,092	1,108	3,276	2.4%	1.90	6,224
第12段階	1,086	1,102	1,118	3,306	2.5%	2.10	6,943
第13段階	630	639	649	1,918	1.4%	2.30	4,412
第14段階	132	134	136	402	0.3%	2.40	965
第15段階	874	887	900	2,661	2.0%	2.55	6,785
第16段階	1,044	1,060	1,075	3,179	2.4%	2.85	9,059
第17段階	611	620	629	1,860	1.4%	3.10	5,767
第18段階	508	516	523	1,547	1.1%	3.30	5,104
合計	44,309	44,967	45,626	134,903	100.0%		165,852

* 表中の数値は、四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合がある。

【図表】8-27 保険料所得段階別第1号被保険者数構成比



7) 令和 22 年度（ 2040 年度）の介護保険料算定基礎額等

本区の第 1 号被保険者数は、令和 22 年に 58,821 人になると推計しており、令和 5 年の 44,252 人（ 8 月末）と比べ、約 32.9% 増加すると見込んでいます。

また、要介護・要支援認定者も令和 22 年度に 13,376 人になると推計しており、令和 5 年度の 9,165 人（ 8 月末）と比べ、約 45.9% 増加すると見込んでいます。

上記を基に、令和 22 年度（第 14 期）の介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額を算出します。

令和 22 年の第 1 号被保険者数は、令和 5 年 1 月時点の人口推計に基づき算出したもの。

介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額は、介護報酬改定の見込みを考慮せず、介護給付費の伸び率及び被保険者数推計に基づき積算したもの。

第9章

介護保険制度の運営

第9章 介護保険制度の運営

1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とするよう支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることが重要です。

そのため、高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発の取組を積極的に推進するとともに、地域における介護予防等の取組を通じて、高齢者等が地域社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供し、社会的役割を担うことによる生きがいづくりを支援していきます。

1) 高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発の取組を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる活動を推進します。

2) 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場等で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場等に参加する取組を推進します。

3) リハビリテーション専門職との連携

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。

また、リハビリテーションサービス提供の場の拡充等、必要な対策を検討していきます。

4) 口腔機能向上や低栄養防止に係る指導

歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養予防等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態等になることを予防します。

5) ボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進

元気な高齢者が様々なサービスの担い手として活躍できる場や機会を整え、社会参加や社会的役割を持つことにより、生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

2 介護給付の適正化

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な介護や医療のサービスを提供する制度です。

制度上では、老後の生活が誰の責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によってまかぬ、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されています。このため、介護給付を必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要とするサービスを見極め、介護サービス事業者がルールに従って過不足なく提供していくことがとても大切です。

適切な介護サービス提供の確保により、費用の効率化等を通じた介護給付の適正化を図ることができます。

区は保険者として、東京都が策定する東京都介護給付適正化計画に基づいて介護給付適正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。

1) 要介護認定の適正化

要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は、本区職員や居宅介護支援事業者等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異なるように、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図っています。

また、委託した認定調査票の内容について、本区職員による全件点検を継続することで、公平公正性を確保していきます。

要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票における内容の精度を高め、充実させるための取組を実施しています。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有の取組をより一層推進していきます。

2) 適切なケアマネジメント等の推進

介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修・連絡会の実施等

ケアマネジャーの資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会を設置して、研修会を実施しています。

さらに、区内の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）のネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換や研修の場を提供するなど、ケアマネジャー相互や区との連携を一層充実させ、包括的・継続的ケアマネジメントを支援していきます。

ケアマネジメント支援事業の実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、平成18年から高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、区と協働でケアマネジャーを対象に講演会やワークショップなどの研修を実施しています。

今後も、介護保険サービス利用者の自立支援及び自分らしい生活の実現に資することを目的に、ケアマネジメント力の向上のための事業を実施していきます。

ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画等）が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、また、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等を、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャー及び事業者の三者で定期的に点検し、より良いケアプランが作成されるよう支援を行うことで、ケアマネジャーの資質の向上を図っていくとともに、給付実績等の帳票活用等により、効果的な点検を実施していきます。

福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が正しく判断されているか、また、計画どおりに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行い、適正に利用されているか確認しています。

年間15件を目標に、任意に抽出した利用者宅に訪問調査を実施します。

3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し集団指導を行います。

また、事業所を訪問し、運営指導及び監査を実施します。運営指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているかを確認するために、関係書類等を基に事業者に対し説明を求めて指導を行います。

こうした指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

なお、運営指導により重大な指定基準違反及び人格尊重義務違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては、速やかに監査に切り替え、東京都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。

苦情・通報情報の活用

本区では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられる場合については、ケアプラン「居宅（介護予防）サービス計画」等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施しています。

縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行っています。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施しています。

令和3年度介護報酬改定における以下の改定事項について、経過措置期間が終了し、令和6年度から、対象サービス事業者が必要な対応を行うことが義務化されます。

【図表】9-1 経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧

名 称		対象サービス	経過措置の概要
1	感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
2	業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
3	認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス 無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く。	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
4	高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的に実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
5	施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
6	施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
7	事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化	訪問リハビリテーション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる（未実施減算）。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。

全事項の経過措置期間の終了予定日は、令和6年3月31日

4) 区民及び被保険者等への介護保険制度に関する説明の充実 サービス利用に関する情報提供

適切なサービスの利用に資するため、区報、区ホームページ及びパンフレット等により、給付適正化への理解を図っています。

さらに、介護サービス利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるために、介護サービス事業者情報や定期的に更新されるサービスの空き情報等を検索できるシステムを運用するとともに、区ホームページ内に厚生労働省や都福祉局ホームページへのリンクを設け、タイムリーな情報提供を行っています。

< 啓発用パンフレット・チラシ >

○わたしたちの介護保険

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。

○わたしたちの介護保険便利帳

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。(持ち運び用冊子)

○ハートページ(介護サービス事業者ガイドブック)

本区における介護保険の相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種介護サービス事業者をリスト化しています。なお、冊子と同様の事業者情報を掲載したWEBページも開設しています。

○高齢者のための福祉と保健のしおり

本区や社会福祉協議会が行っている高齢者のための福祉サービス・保健サービスを分かりやすくまとめています。

○文京区認知症ケアパス知っておきたい!認知症あんしん生活ガイド

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口、地域のサポート・サービス等を紹介しています。

○ここにちは高齢者あんしん相談センターです

高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の役割やお問い合わせ先を紹介しています。

< 情報サイト等の運用 >

○介護サービス事業者情報検索等システム

介護サービス事業者向けの情報サイトを開設し、最新の介護関係情報や本区主催の研修会情報を提供することで介護サービスの質の向上を図っています。

さらに、所在地やサービスの種類から、簡便に事業者の基本情報や介護サービスの空き情報及び事業所の求人情報を区民が検索できるシステムも運用しています。

< 事業概要 >

○文京の介護保険

本区における介護保険制度のあゆみや認定者、保険料及び介護サービス等の状況や実績等をまとめています。

介護保険相談窓口

本区の介護保険課の相談窓口では、専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの相談や苦情に対応しています。

サービス利用者が介護保険制度を十分に理解し、適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、介護サービス事業者に対して、サービス提供がより適切に行われるよう助言・指導しています。

また、区内4つの日常生活圏域ごとに設置する高齢者あんしん相談センターでは、高齢者等からの様々な相談や、権利擁護に関する相談の支援等を行っています。

なお、これらの対応については、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携し、充実を図っています。

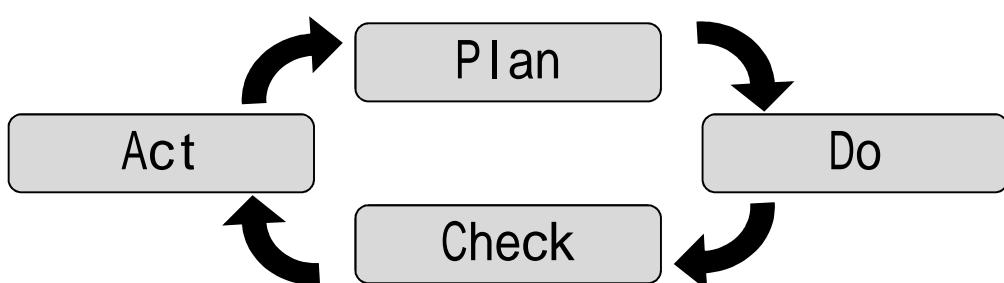
3 P D C A サイクルの推進による保険者機能強化

国の基本指針では、自立支援、介護予防・重度化防止や介護給付の適正化に関する施策の実施状況及び目標の達成状況について、年度ごとに調査及び分析を行うとともに、計画の実績に関する評価を実施し、必要があると認められるときは、次期計画に反映するP D C A サイクルの推進を明記しています。

そのため、国では自治体への財政的奨励策として、保険者機能強化推進交付金、令和2年度には介護保険保険者努力支援交付金を創設しました。

本区においても、地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会等において、P D C A サイクルを確実に実施することで保険者機能の強化を図り、これら交付金を活用し、安定した介護保険制度の運営を図っていきます。

【図表】9 - 2 P D C A サイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

4 介護人材の確保・定着等

高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくためには、介護サービスを提供する事業所に勤務する人材（以下「介護人材」という。）の確保が必要不可欠です。

東京都の試算では、2025年（令和7年）に、約3万1千人の介護人材が不足するとしており、本区においても今後、介護サービス基盤の維持に、2040年（令和22年）には千人規模の介護人材の不足が予測されています。

また、本区の高齢者等実態調査（令和4年度）では、介護サービス事業者の54.1%が従業員の不足を感じており、そのうちの60.9%の事業者は「採用が困難」と回答するなど、現状において大変厳しい状況となっています。

介護人材の不足は、全国共通の課題であり、その背景として賃金など他職種との競合や職場環境、介護に対するイメージなど様々な要因が絡み合っています。

このような状況に対し、国においては、地域と二人三脚で「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・待遇の改善」を進めるための対策に総合的・計画的に取り組むこととしており、介護職員待遇改善加算等を導入しています。

東京都においては、国の動向等も踏まえ、「働きやすい職場環境の醸成」「介護現場のマネジメント改革」「地域の特色を踏まえた支援の拡充」の3つの方向性をまとめ、参入促進や再就職支援、育成、普及啓発など幅広く事業を実施しています。

本区においては、介護の魅力を高めるため、平成21年度から介護サービス事業者と協働で実施しているイベント「アクティブ介護」に加え、介護の仕事啓発番組配信、出張講座等を実施し、幅広い年代への理解促進に取り組んでいます。また、介護サービス事業者連絡協議会における研修や情報提供などにより、介護職員の資質向上と介護サービス事業者間のネットワークづくりを行っています。

平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、平成30年度からは、介護職員初任者・実務者に対する資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また、外国人介護福祉士候補者の受け入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助しています。平成31年度からは、福祉避難所に指定された区内地域密着型サービス事業所の介護職員等の宿舎借上げ費用を補助しています。令和4年度からは、介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施しています。令和6年度からは、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費用を補助することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。

さらに、介護人材確保・定着の取組を効果的、効率的に進めるため、国や東京都による事業者支援等と併せた包括的な事業を、介護サービス事業者と連携して実施します。

また、介護分野の文書に係る負担軽減を図り、事業者の生産性の向上に資するため、介護サービス事業所等の指定申請等について様式の標準化や文書の削減、オンライン申請システムの利用などの取組を進めています。

なお、職場環境の向上や介護職員の負担軽減に効果が期待されているＩＣＴ等の導入については、職員の習熟など様々な課題があることから、先行事業所の取組や国のモデル事業の検証等を踏まえ、支援方法について引き続き検討を進めています。

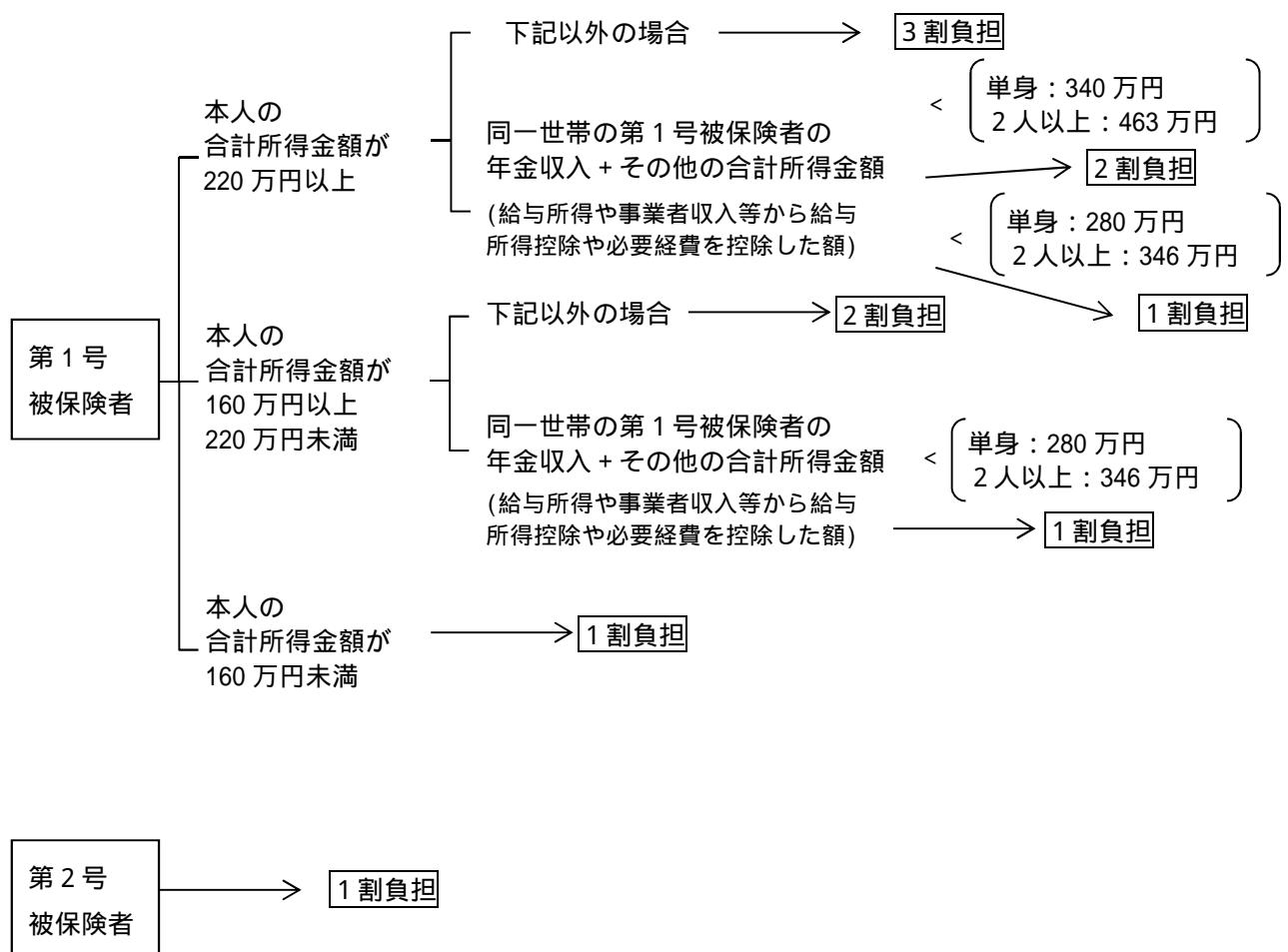
5 利用者の負担割合等の制度

介護保険サービス負担は、原則、1割となっています。

ただし、第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある場合の自己負担は、2割又は3割となります。

要介護・要支援の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

【図表】9-3 利用者負担の割合



1) 保険料個別減額制度

本区では、保険料の所得段階が第2段階、第3段階に該当する方のうち、次の1から5までの要件をすべて満たした場合に、第1段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

【図表】9 - 4 保険料個別減額制度該当要件

		世帯人數			
		1人	2人	3人	4人以上
1	前年の収入額	120万円以下	170万円以下	220万円以下	1人えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等	240万円以下	340万円以下	440万円以下	1人えるごとに100万円を加えた額
3	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
4	住民税課税者と生計をともにしていること又は住民税課税者の扶養を受けていないこと				
5	原則として保険料を滞納していないこと				

預貯金等には、債権等も含まれる。

2) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費（滞在費）・食費が低所得者にとって過重な負担とならないように、利用者負担段階に応じた負担限度額を設けています。

具体的には、限度額と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス費として負担します。

なお、第9期計画中に制度改正することが予定されています。

【図表】9 - 5 特定入所者介護サービス費負担限度額

利用者 負担段階	居住費（日額）				食費（日額）	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期 入所 サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	820 円	490 円	320 円 490 円	0 円	300 円 300 円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+ その他の合計所得金額が80万円以下の方	820 円	490 円	420 円 490 円	370 円	390 円 600 円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+ その他の合計所得金額が80万円超120万以下の方	1,310 円	1,310 円	820 円 1,310 円	370 円	650 円 1,000 円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+ その他の合計所得金額が120万超の方	1,310 円	1,310 円	820 円 1,310 円	370 円	1,360 円 1,300 円
第4段階	住民税世帯課税者 表の額は、基準費用額 (国が定めた平均的な額)	2,006 円	1,668 円	1,171 円 1,668 円	855 円 377 円	1,445 円 1,445 円

上記图表における について

: 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

: 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

特定入所者介護サービス費の支給における預貯金の要件については、単身の場合、第2段階は650万円以下、第3段階は550万円以下、第3段階は500万円以下、夫婦の場合、1,000万円を加えた額以下。なお、別居の配偶者が住民税課税者の場合は当該サービス費の支給対象外。

3) 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階に該当する方は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。

ただし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件（世帯の年間収入から施設での利用者負担（居住費・食費を含む。）の見込額を差し引いた額が80万円以下など）を満たす場合は、利用者負担段階の第3段階 が適用されます。

4) 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費の支給

月々の介護保険サービス（福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。）及び総合サービス事業の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた額を高額介護（介護予防）・高額総合サービス費として支給し、負担を軽減します。

【図表】9 - 6 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費

利用者負担段階	負担上限額（月額）
住民税世帯課税【第4段階】	
課税所得 690万円以上	世帯 140,100円
課税所得 380万円以上 690万円未満	世帯 93,000円
課税所得 380万円未満	世帯 44,400円
住民税世帯非課税等【第3段階】	世帯 24,600円
課税年金収入及びその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方【第2段階】 老齢福祉年金の受給者	世帯 24,600円 個人 15,000円
生活保護の受給者【第1段階】 利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円 個人 15,000円

5) 高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費の支給

世帯内での医療、介護保険サービス及び総合サービス事業のそれぞれの利用者負担額を合算した年額（8月から翌年7月まで）が負担限度額を超えたとき、申請によりそれぞれの制度から支給し、負担を軽減します。

そのうち、介護保険サービスと総合サービス事業では、高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費として支給されます。

【図表】9 - 7 高額医療・高額介護・高額総合合算自己負担限度額「算定基準額」

所得区分 1	後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上の方 がいる世帯)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70~74歳の方 がいる世帯)	所得区分 1 (基礎控除後の 総所得金額等)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の方 がいる世帯)
課税所得 690万円以上	212万円	212万円	901万円超	212万円
課税所得 380万円以上	141万円	141万円	600万円超 901万円以下	141万円
課税所得 145万円以上	67万円	67万円	210万円超 600万円以下	67万円
一般	56万円	56万円	210万円以下	60万円
住民税 非課税	2 31万円	31万円	住民税世帯 非課税	34万円
	3 19万円	19万円		

- 1 毎年7月31日時点の、医療保険の所得区分を適用する。
- 2 世帯員全員が非課税の方
- 3 世帯員全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、の31万円となるので、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となることがある。

6) 生計困難者の利用料軽減制度

要件（収入が単身で150万円以下や預貯金が単身で350万円以下など）をすべて満たし、申請により認定を受けると、該当する介護サービスに係る費用（利用者負担額・食費・居住費）のうち25%（老齢福祉年金受給者は50%）を軽減します。

ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都に減額の申出を行っている場合に対象となります。

中間のまとめからの主な変更点について【高齢者・介護保険事業計画】

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
1	P. 2 第1章 策定の考え方 1 計画の目的	本区では、令和 <u>5</u> 年（2023年）1月1日現在、区民の約5人に1人（19.0%）が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。	本区では、令和 <u>6</u> 年（2024年）1月1日現在、区民の約5人に1人（18.8%）が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。
2	同上	平成27年（2015年）4月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築が目的として掲げられました。また、令和2年（2020年）6月には、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が <u>公布</u> され、認知症に関する施策の総合的な推進などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。さらに、令和5年（2023年）6月には、認知症の方を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共生する社会の実現のため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されました。	平成27年（2015年）4月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築が目的として掲げられました。また、令和2年（2020年）6月には、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が <u>施行</u> され、認知症に関する施策の総合的な推進などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。さらに、令和5年（2023年）6月には、認知症の方を含めた国民 <u>一人一人</u> が、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共生する社会の実現のため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、 <u>令和6年（2024年）1月に施行</u> されました。
3	P. 20 第3章 高齢者を取り巻く現状	○高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合は、令和20年（2038年）まで増加した後、減少傾向に転じ、令和45年（2063年）以降は再び増加する見込みです。一方、	○高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合は、 <u>現在から</u> 令和20年（2038年）まで増加した後、減少傾向に転じ、令和45年（2063年）以降は再び増加する見込みです。

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）		変更後（案）	
	と課題 1 文京区の地域特性 2) 人口の状況 ②高齢者人口及び高齢化率の推移	後期高齢者については、75～84歳は令和35年（2053年）から減少していきますが、85歳以上は増加し続ける見込みです。		一方、人口が増加し続ける後期高齢者（75歳以上）の割合については、団塊の世代の影響を受け、75～84歳は令和10年（2028年）にピークアウトした後、令和20年（2038年）以降増加に転じ令和35年（2053年）から減少、85歳以上は令和20年（2038年）まで増加し続け、減少に転じた後、令和30年（2048年）以降は増加し続ける見込みです。	
4	P. 22 3) 世帯の状況 ②高齢者のいる世帯の推移	○高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、高齢者単独世帯は、令和2年で減少しています。また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合は令和2年で40.4%となり、4割程度で推移しています。		○高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、高齢者単独世帯は、令和2年で減少しています。また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合は令和2年で40.4%となり、平成22年から4割程度で推移しています。	
5	P. 28 7) 介護給付費と利用者数の推移	○地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成28年度に大きく増加した後に緩やかな增加で推移しています。		○地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成28年度に大きく増加した後に概ね横ばいで推移しています。	
6	P. 31 11) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移	特別養護老人ホームの入所希望者の人数は、令和3年以降300人台前半で推移しています。このうち、入所や辞退等をされる方が毎年約300人です。		特別養護老人ホームの入所希望者の人数は、令和3年以降300人台前半で推移しています。このうち、入所や辞退等をされる方が毎年約300人あり入れ替わっています。 また、施設から入所のご案内をした際、予約的な申込みや医療を要する身体状態などの理由により入所に至らない場面があり、一部の施設では一時的に空床が見られる状況となっています。 このため、文京区特別養護老人ホーム入所指針の見直しを行うことで、希望する方が円滑に入所できるよう、改善します。	
7	P. 70 第5章 計画の体系と計画事業 2 計画事業	事業概要	高齢者の自宅に通信機能を備えた電球又は扉センサーを設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知することで、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しま	事業概要	高齢者の自宅に通信機能を備えた電球又は扉センサーを設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知することで、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しま

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）							変更後（案）								
1 1 - 1 - 11 高 齢者見守りあん しん I o T 事業	す。 担当 高齢福祉課								す。 担当 高齢福祉課								
										3年 間の 計画 事業 量	項目		単 位	4年 度 実績	6年 度	7年 度	8年 度
											見守り電球		人	99	300	400	500
											見守り扉センサー		人	二	80	120	160
8	P.73 1 - 3 - 2 認 知症サポーター 養成講座	3年 間の 計画 事業 量	項目	単 位	4年 度 実績	6年 度	7年 度	8年 度	3年 間の 計画 事業 量	項目	単 位	4年 度 実績	6年 度	7年 度	8年 度		
			年間サポー ター養成数	人	765	1,000	1,000	1,000		年間サポー ター養成数	人	765	1,000	1,000	1,000		
			文京区サポ ーター総数	人	17,330	18,300	19,300	20,300		文京区サポ ーター総数	人	17,330	19,000	20,000	21,000		
			実践講座の 参加者数	人	23	20	20	20		実践講座の 参加者数	人	23	20	20	20		
9	P.76 1 - 3 - 13 認 知症の本人と家 族を支える地域 のネットサーキ ング	事業 概要	認知症になつても人として尊重され、希望を持つて自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワーキングを強化します。							事業 概要	認知症になつても人として尊重され、希望を持つて自分らしく生きことができるまちづくりを推進するため、認知症本人との交流会等本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワーキングを強化します。						
10	P.81 1 - 6 - 3 成 年後見制度利用 支援事業	3年 間の 計画 事業 量	項目	単 位	4年 度 実績	6年 度	7年 度	8年 度	3年 間の 計画 事業 量	項目	単 位	4年 度 実績	6年 度	7年 度	8年 度		
			成年後見等申 立費用助成	件	0	1	2	3		成年後見等申 立費用助成	件	0	1	2	2		
			成年後見等報 酬助成	件	24	26	27	28		成年後見等報 酬助成	件	24	26	27	28		
11	P.82 1 - 6 - 5 権 利擁護支援に係	事業 概要	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福 祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能							事業 概要	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福 祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能						

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）								変更後（案）							
	る地域連携ネットワークの推進	<p>を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、市民後見人<u>を含む権利擁護支援の担い手の育成・活躍</u>の場の仕組みづくりに取り組みます。</p>								<p>を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。</p> <p><u>あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一貫的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。</u></p>							
12	P.86 2－2－5 高齢者紙おむつ支給等事業	事業概要	要介護 3 以上に認定され、身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図ります。（65 歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。）	事業概要	身体状況の低下により失禁があり、 <u>常時</u> おむつを使用している方（要介護 3 以上程度）に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図ります。（65 歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。）												
13	P.88 2－4－1 介護人材の確保・定着に向けた支援	3 年間の計画事	項目	単位	4 年度 実績	6 年度	7 年度	8 年度	3 年間の計画事	項目	単位	4 年度 実績	6 年度	7 年度	8 年度		
			介護施設従事職員住宅費補助	人	53	60	60	60		介護施設従事職員住宅費補助	人	53	60	60	60		
			介護職員初任者研修受講費用補助	人	9	15	15	15		介護職員初任者研修受講費用補助	人	9	15	15	15		

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）								変更後（案）								
		業量	介護職員実務者研修受講費用補助	人	5	10	10	10		業量	介護職員実務者研修受講費用補助	人	5	10	10	10		
			外国人介護職員採用補助	人	4	12	12	12			外国人介護職員採用補助	人	4	12	12	12		
			<u>介護支援専門員研修費用補助</u>		人	ニ	60	60	60		人	ニ	60	60	60			
14	P.90 2－5－4 高齢者等住宅修築資金助成事業	事業概要	高齢者・障害者を構成員に含む世帯に属する方で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。								<p>①高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する者であること／②工事着工前の住宅であること／③区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること／④住民税を滞納していないこと／⑤この助成金の交付を受けたことがない住宅であること／⑥文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない住宅であること／⑦その他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること</p> <p>上記の要件を全て満たす場合で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。</p>							
15	P.92 3－1－2 健康診査・保健指導	3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度		3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度						
			特定健康診査受診率	%	43.3（暫定値）	45.4			特定健康診査受診率	%	43.5	45.4						
			特定保健指導実施率（終了率）	%	10.7（暫定値）	12.7			特定保健指導実施率（終了率）	%	14.5	16.8						
16	P.95 3－3－4 地域介護予防支援	事業概要	介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活								介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活							

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）				変更後（案）				
	事業（通いの場）		動を支援します。			動を支援します。				
		担当	社会福祉協議会		担当	社会福祉協議会				
					3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度	
					運営団体数	か所		28	38	
17	P. 99 4－1－6 被災者支援の仕組みづくり					事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。			
18	P. 116～125 第7章 地域支援事業の推進	各図表の令和3年度から令和5年度までの実績の表と、令和6年度から令和8年度までの見込みの表を、統合しました。数値を直近のデータに差し替えました。								
19	P. 126 4) 地域支援事業に要する費用の見込み	数値を直近のデータに差し替えました。								
20	P. 131～139 第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み 3 第8期計画（令和3年度～令和5年度）と実績	数値を直近のデータに差し替えました。								
21	P. 131 1) 居宅サービ	居宅サービス（要介護1から5までの方が対象）・介護予防居宅サービス（要支援1と2の方が対象）は、ホームヘルパ	居宅サービス（要介護1から5までの方が対象）・介護予防居宅サービス（要支援1と2の方が対象）は、ホームヘルパ							

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
	ス・介護予防居宅サービス	一が食事や入浴、日常生活等の <u>手助け</u> を行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い、必要な日常生活の <u>世話</u> や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の <u>世話</u> や機能訓練を受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などの宿泊系サービスがあります。	一が食事や入浴、日常生活等の <u>支援</u> を行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い、必要な日常生活の <u>支援</u> や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の <u>支援</u> や機能訓練を受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などの宿泊系サービスがあります。
22	P. 140～153 4 第9期計画 (令和6年度～令和8 年度)の介護サー ビス利用見込み	数値を直近のデータに差し替えました。 ※数値については、国のシステムの影響により、端数調整を行う可能性があります。	
23	P. 154～155 5 介護基盤整備について	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>新たな複合型サービス</u>¹⁴は、<u>区民ニーズ及び事業者の参入意向を踏まえ、新規整備の必要性を検討</u>していきます。 <p>¹⁴ <u>新たな複合型サービス</u> 令和6年度報酬改定に伴い、<u>居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせて提供する新たな複合型サービスの創設が社会保障審議会にて検討されている。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）</u>」は、<u>施設入所が必要になっても住み慣れた地域での生活を続けられるよう、既存事業所を活用して入所を進めます。</u>
24	P. 158 6 第1号被保 険者の保険料の 算出 2) 介護給付費等 の負担割合（財源 構成）	<p>地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。</p> <p>このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。</p>	<p>地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。</p> <p>このうち、<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u>については、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。</p>

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
	②地域支援事業費の負担割合		
25	P.159～160 3) 第9期計画期間の介護保険料基準額の算出 4) 第9期計画期間の介護保険料の段階及び比率の設定	数値を直近のデータに差し替えました。	
26	P.159 ①介護報酬の改定	<p><u>令和5年度中に、第9期の介護報酬の改定案が示される予定となっています。</u></p> <p><u>介護報酬の改定により介護給付費見込みが増加又は減少することで、介護保険料算定基礎額も増減します。現在のところ、その内容については未定です。</u></p>	<p><u>国は、「介護職員の処遇改善分として0.98%増、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として0.61%増として、介護職員の処遇改善分が令和6年6月施行となることを踏まえ、介護報酬を全体で1.54%増とする」との考え方を示しました。</u></p> <p><u>これにより、介護保険事業費は、増額となる影響を受けます。</u></p>
27	P.159 ②65歳以上の高所得者の保険料引き上げ等	<p><u>利用料が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し、65歳以上の高所得者の保険料引き上げ並びに介護老人保健施設及び介護医療院における多床室の室料の自己負担の導入について、本年末までに国の判断が示される予定となっております。</u></p>	<p><u>第9期から、国の標準的な所得段階における65歳以上の高所得者の保険料引き上げを行うこととしました。</u></p> <p><u>また、介護老人保健施設及び介護医療院における多床室の室料について、今後、自己負担が導入される予定となっております。</u></p>
28	P.160 4) 第9期計画期間の介護保険料の段階及び比率	<p><u>第8期に引き続き、第9期の介護保険料の段階数は15段階とします。</u></p> <p><u>各段階を区分する基準所得金額は、第8期と同様とします。</u></p>	<p><u>第9期の介護保険料の段階数は、国の所得区分による多段階化により、第8期の15段階から変更し、18段階20区分とします。</u></p>

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
	の設定 ①介護保険料の段階設定		
29	P. 160 ②住民税非課税者の保険料軽減	<p>第8期に引き続き、第2段階の保険料比率（0.75）と第4段階の保険料比率（0.90）は国基準から0.05引下げ、第2段階の保険料比率（0.70）、第4段階の保険料比率（0.85）とします。</p> <p><u>③保険料比率について</u></p> <p>第9期は、<u>保険料比率を据え置きます。なお、第8期に引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費（国1/2、都道府県1/4、区市町村1/4）を投入し、世帯非課税層における保険料の負担割合を軽減（第1段階0.50→0.30）、第2段階0.70→0.45、第3段階0.75→0.70）します。</u></p>	<p><u>ア 区独自の保険料比率の引下げ</u></p> <p>第8期に引き続き、第2段階の保険料比率（0.685）と第4段階の保険料比率（0.9）は国基準から引下げ、第2段階の保険料比率（0.63）、第4段階の保険料比率（0.85）とします。</p> <p><u>イ 公費の活用による軽減</u></p> <p>第9期は、第8期に引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費（国1/2、都道府県1/4、区市町村1/4）を投入し、世帯非課税層における保険料を軽減します。</p>
30	P. 160～165 5) 第9期における介護保険事業費の見込み 6) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定	数値を直近のデータに差し替えました。	
31	P. 177 第9章 介護保険制度の運営 4 介護人材の確保・定着等	<p>平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、<u>職員の確保・定着を図るとともに、施設における災害時・緊急時対応の体制整備を図っています。</u>平成30年度からは、<u>質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者・実務者に対する資格</u></p>	<p>平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、平成30年度からは、<u>介護職員初任者・実務者に対する資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また、外国人介護福祉士候補者の受け入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助してい</u></p>

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
		<p>取得支援として、研修受講費を補助しています。また、<u>同時に</u>、外国人介護福祉士候補者の受入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助しています。平成31年度からは、福祉避難所に指定された区内地域密着型サービス事業所の介護職員等の宿舎借上げ費用を補助しています。令和4年度からは、介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施しています。令和6年度からは、<u>介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費用を補助</u>することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。</p>	<p>ます。平成31年度からは、福祉避難所に指定された区内地域密着型サービス事業所の介護職員等の宿舎借上げ費用を補助しています。令和4年度からは、介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施しています。令和6年度からは、<u>介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費用を補助</u>することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。</p>

「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

障害者・児計画
令和6年度～令和8年度
(最終案)

文 京 区

もくじ

第1章 計画の策定の考え方	1
1 計画の目的	3
2 計画の性格・位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の推進に向けて	7
第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標	15
1 基本理念	17
2 基本目標	18
第3章 障害者・障害児を取り巻く現状	19
1 障害者・障害児の人数	21
2 地域生活の現状と課題	28
第4章 主要項目及びその方向性	75
第5章 計画の体系	81
第6章 計画事業	91
1 自立に向けた地域生活支援の充実	93
2 相談支援の充実と権利擁護の推進	113
3 安心して働き続けられる就労支援	123
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援	131
5 ひとにやさしいまちづくりの推進	143
第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について	157
1 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における成果目標	159
2 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量	163
3 障害福祉サービス等の見込み量確保の方策について	167
4 障害福祉計画等の進行管理について	168

第1章 計画の策定の考え方

第1章 計画の策定の考え方

1 計画の目的

我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

これらを受け、ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けた取組をより一層進めしていくことが重要です。

障害者権利条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「東京都障害者差別解消条例」という。）で掲げられている障害者に対する合理的配慮³については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組を進めていくこととしています。

また、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。さらに、こども基本法の施行により、全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが明確化されました。障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等の提供、各種分野との必要に応じた連携体制の構築が求められています。

¹ ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

² ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

³ 合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

こうした状況に着実に対応していくとともに、本区の基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、本区は、令和6年度から令和8年度までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

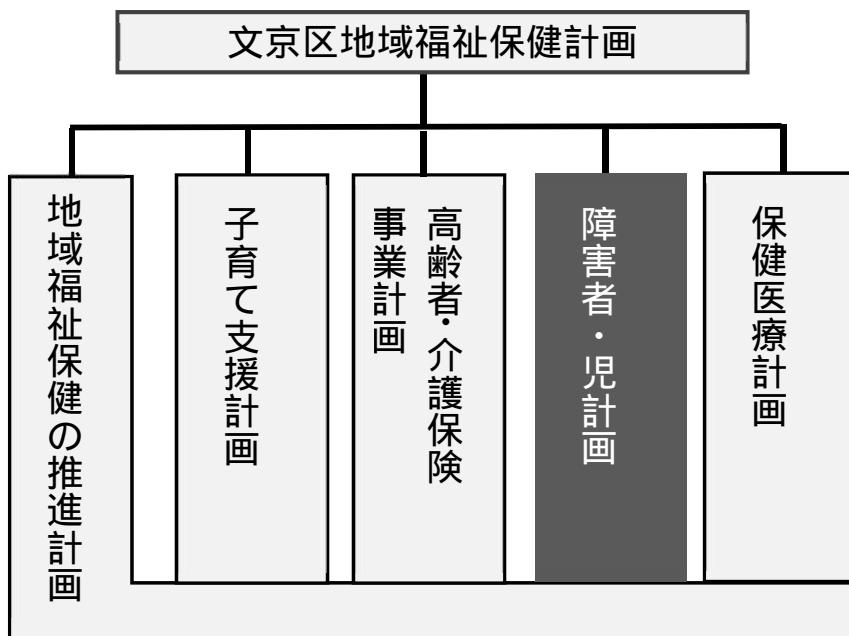
2 計画の性格・位置づけ

本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、本区の福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。

また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。

そして、「文京区都市マスタートップラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【図：文京区地域福祉保健計画における障害者・児計画の位置づけ】



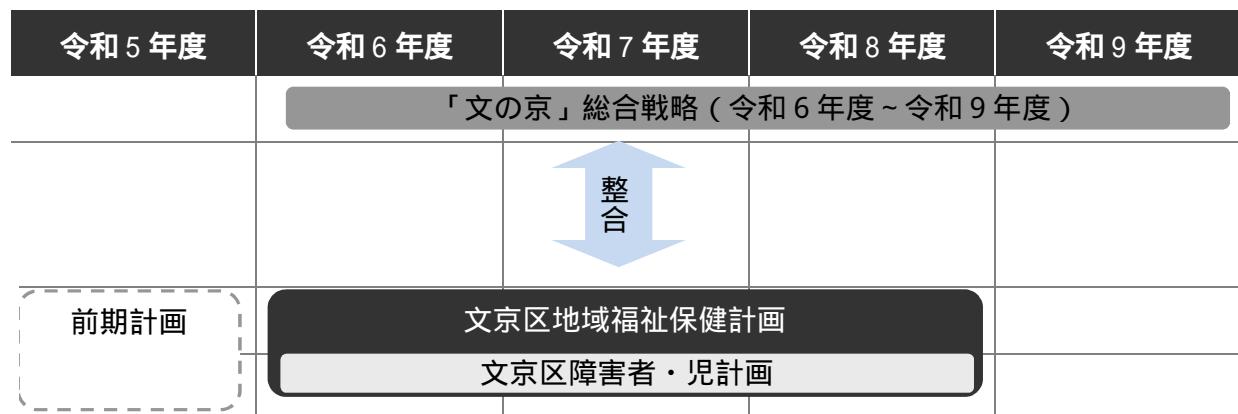
【表：障害者・児計画の法的な位置づけ・性格】

	法的な位置づけ	策定の内容
文京区 障害者・ 児計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	・障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・障害者総合支援法の各種サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の事業量の見込み等を示す。
	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画。 ・児童福祉法の各種サービス（障害児通所支援、障害児相談支援等）の事業量の見込み等を示す。

3 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とします。

行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」とし、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付けられる「文の京」総合戦略との整合を図ります。



4 計画の推進に向けて

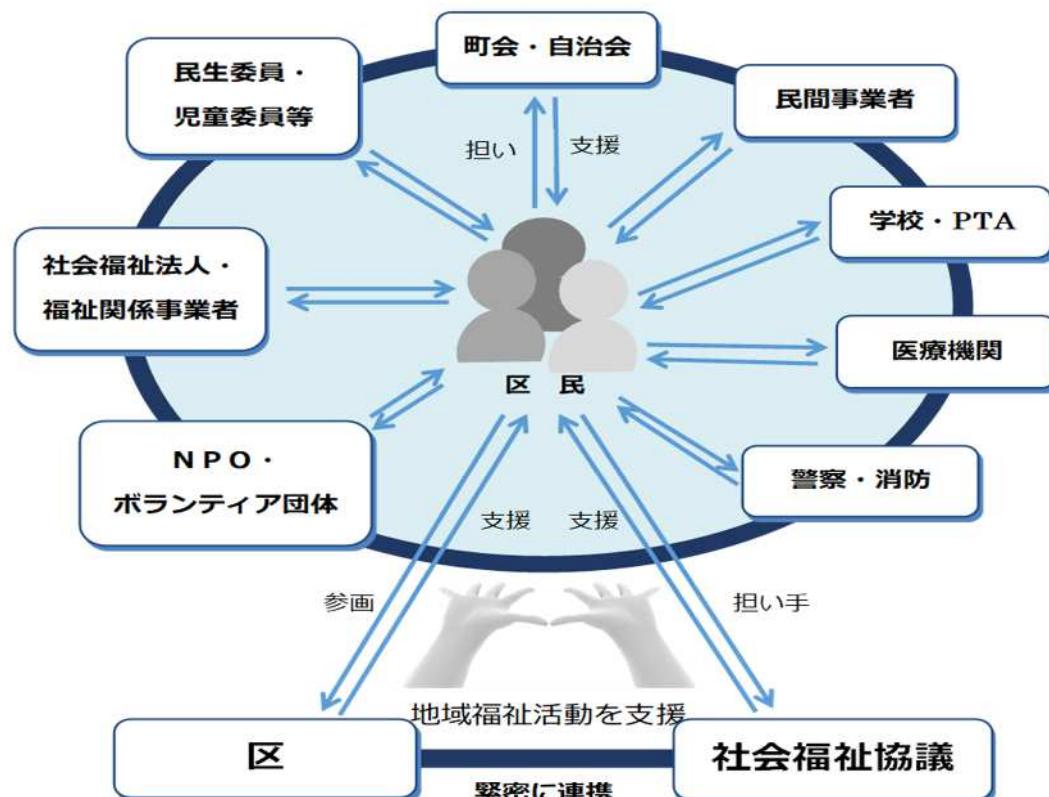
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



- ・高齢者あんしん相談センター
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・児童発達支援センター
- ・保健所
- ・教育センター
- ・権利擁護センター（あんしんサポート文京）
- ・ボランティアセンター
- ・フミコム（地域連携ステーション）

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 地域の子どもを対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 N P O等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寬（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会⁴の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題⁵」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

⁴ 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

⁵ 2040年問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる
2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく



最終目標

令和6年度～令和8年度

文京区における地域包括ケアシステムの
重層的支援体制整備事業を活用
更なる進化・発展のために

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

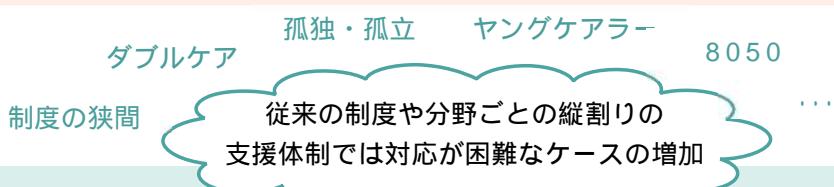
参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備する

現状



区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み



文京区における地域包括ケアシステム

重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	
地域づくりに向けた支援		地域づくり事業

実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

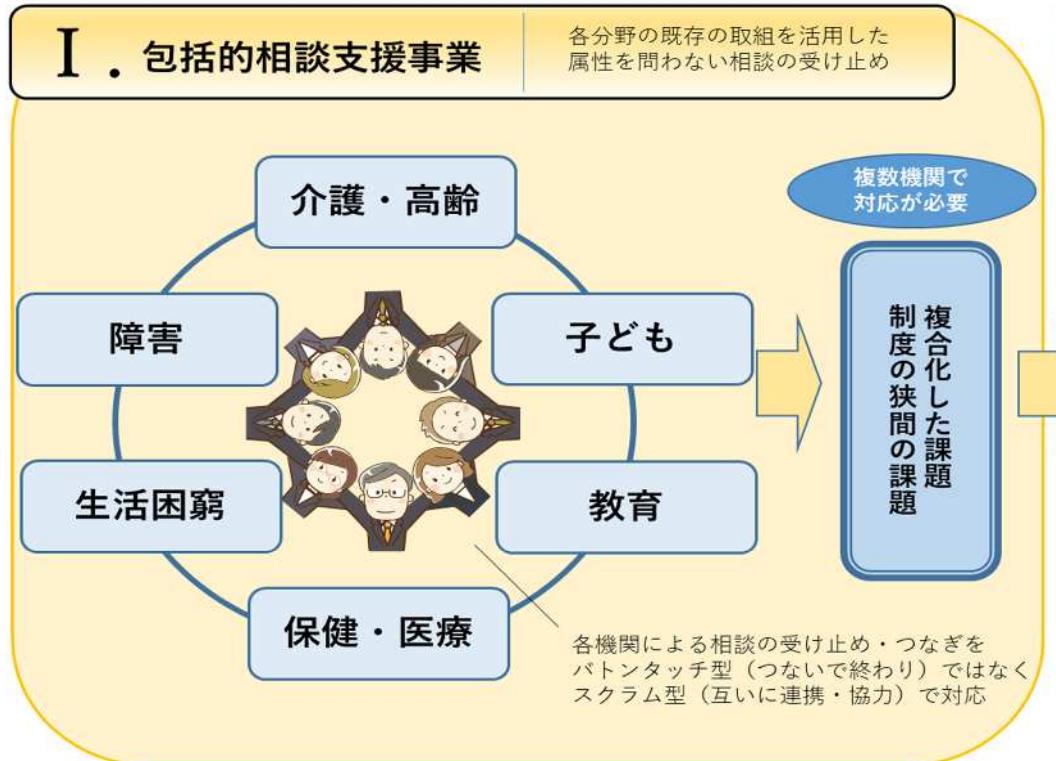
文京区重層的支援体制整備事業

I ~ Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】
制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

I. 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した属性を問わない相談の受け止め



II. 多機関協働事業

複合課題等に対応するため、分野間の協働をコーディネート

支援会議

- 関係機関等による情報共有（※1）
- 支援方針の決定

【構成員】（※2）
区関係機関、社会福祉協議会のほか、民間事業者、医療機関、地域団体、地域住民等、当事者に関わる機関・関係者で構成

重層的支援会議

- 支援プラン作成
- プランの進捗管理

【構成員】（※2）
区関係機関、社会福祉協議会等、支援プランに関わる機関で構成

※ 1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関係機関による情報共有が可能

※ 2 事業ごとに関係する機関等で構成。

III. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、必要な支援が届いていない人に支援を届ける

IV. 参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

V. 地域づくり事業

住民同士が支え合い、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実



既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点等

新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続するためのサポート

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援（社会資源とのマッチング）
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

(3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「地域福祉推進協議会障害者部会」等において、進行管理を行っていきます。

第2章

地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標

第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、障害者・児施策を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁶を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

⁶ ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別（性自認及び性的指向を含む）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。



第3章

障害者・障害児を 取り巻く現状

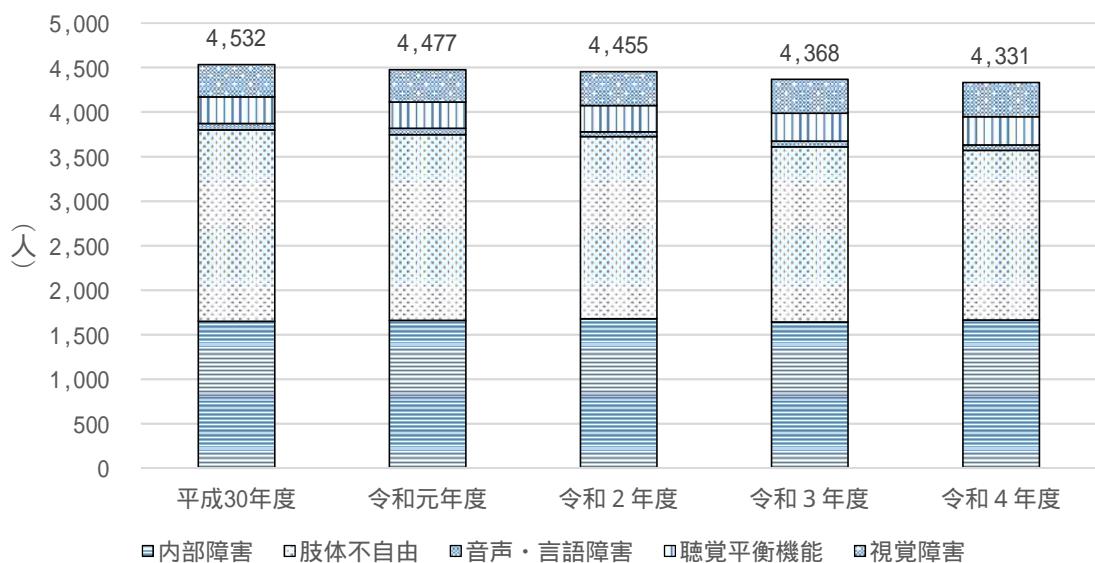
第3章 障害者・障害児を取り巻く現状

1 障害者・障害児の人数

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、令和4年度末現在4,331人です。4年前の平成30年度と比較すると、4.4%の減少となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く1,906人(44.0%)、次いで内部障害が1,665人(38.4%)、視覚障害が385人(8.9%)、聴覚平衡機能が315人(7.3%)、音声・言語機能が60人(1.4%)となります。肢体不自由と内部障害の両者を合わせると3,571人で、全体の82.5%を占めています。

【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】

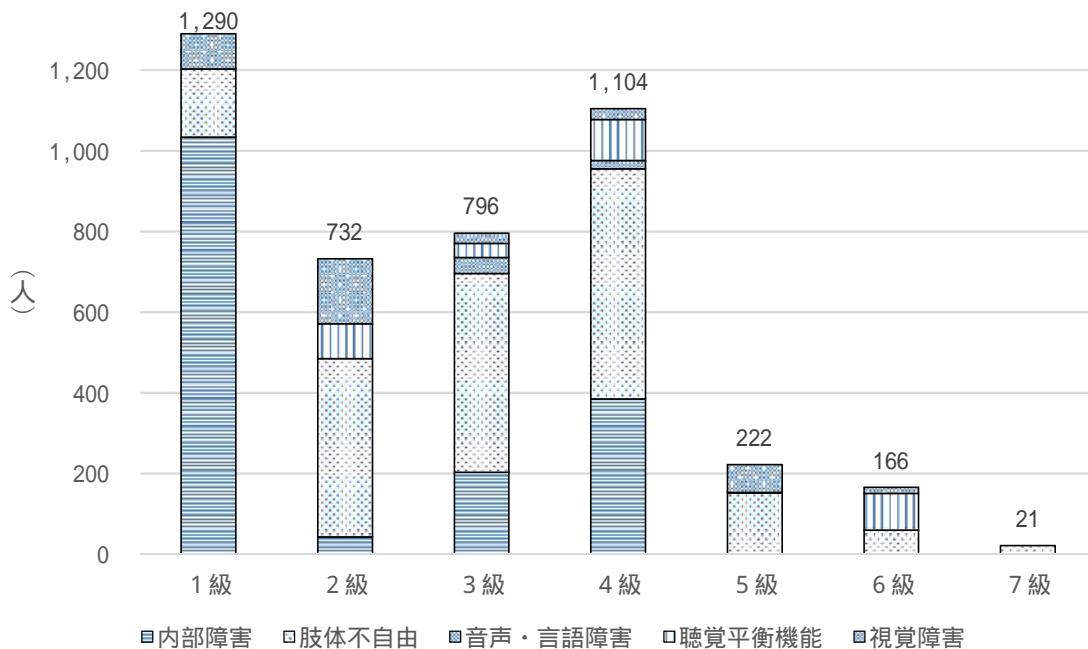


	単位：人				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	360	365	380	381	385
聴覚平衡機能	299	294	296	314	315
音声・言語機能	72	70	53	62	60
肢体不自由	2,150	2,085	2,046	1,967	1,906
内部障害	1,651	1,663	1,680	1,644	1,665
合計	4,532	4,477	4,455	4,368	4,331

(各年度末現在)

令和4年度における等級別の身体障害者数は、1級が1,290人、次いで4級が1,104人、3級が796人、2級が732人、5級が222人、6級が166人、7級が21人となっています。

【図表：令和4年度等級別身体障害者数】



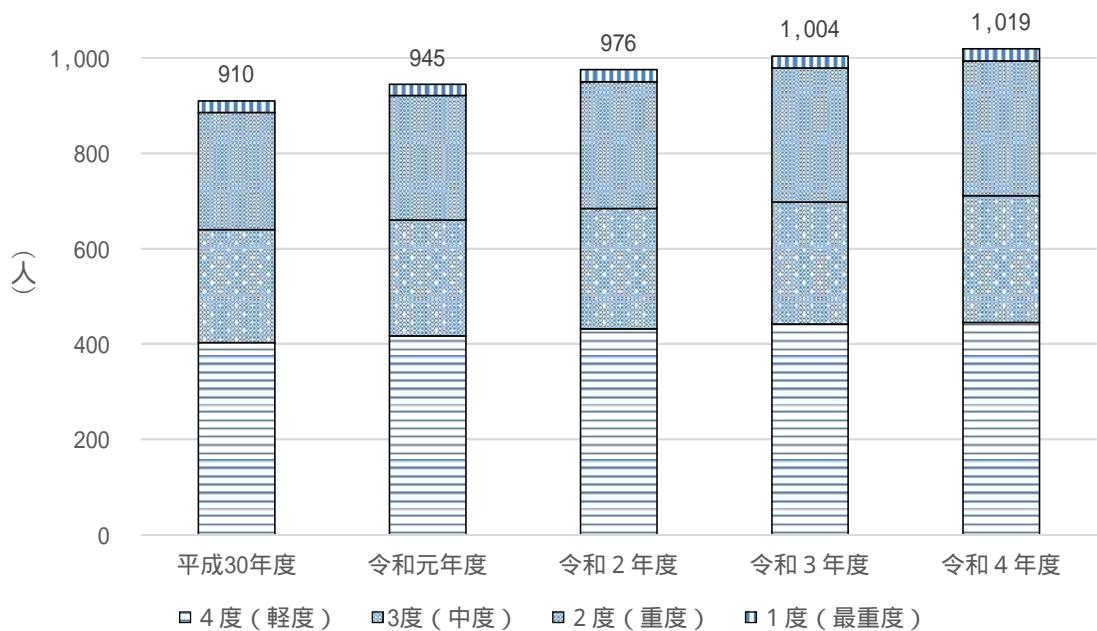
	単位：人							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	小計
視覚障害	87	161	26	27	69	15	0	385
聴覚平衡機能	0	86	35	101	1	92	0	315
音声・言語機能	0	0	39	21	0	0	0	60
肢体不自由	169	442	493	570	152	59	21	1,906
内部障害	1,034	43	203	385	0	0	0	1,665
合計	1,290	732	796	1,104	222	166	21	4,331

(令和4年度末現在)

(2) 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者は、令和4年度末現在1,019人です。4年前の平成30年度と比較すると、12.0%の増加となっています。4度(軽度)が最も多く、445人で43.7%を占め、次いで2度(重度)が283人(27.8%)、3度(中度)が266人(26.1%)、1度(最重度)が25人(2.5%)となります。4度(軽度)と3度(中度)を合わせると711人で、全体の69.8%を占めています。

【図表：愛の手帳所持者数の推移】



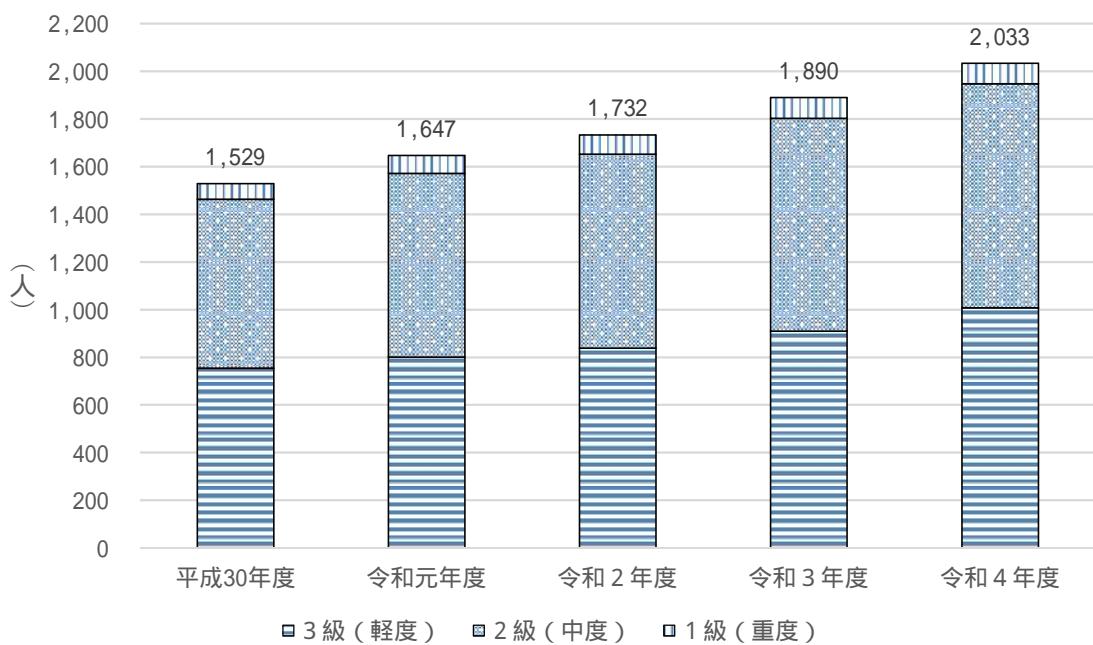
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1度 (最重度)	24	24	26	25	25
2度 (重 度)	246	261	266	281	283
3度 (中 度)	237	243	252	256	266
4度 (軽 度)	403	417	432	442	445
合 計	910	945	976	1,004	1,019

(各年度末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和4年度末現在2,033人です。4年前の平成30年度と比較すると、33.0%の増加となっています。3級(軽度)の人が最も多く1,007人(49.5%)、次いで2級(中度)が940人(46.2%)、1級(重度)が86人(4.2%)となっています。

【図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



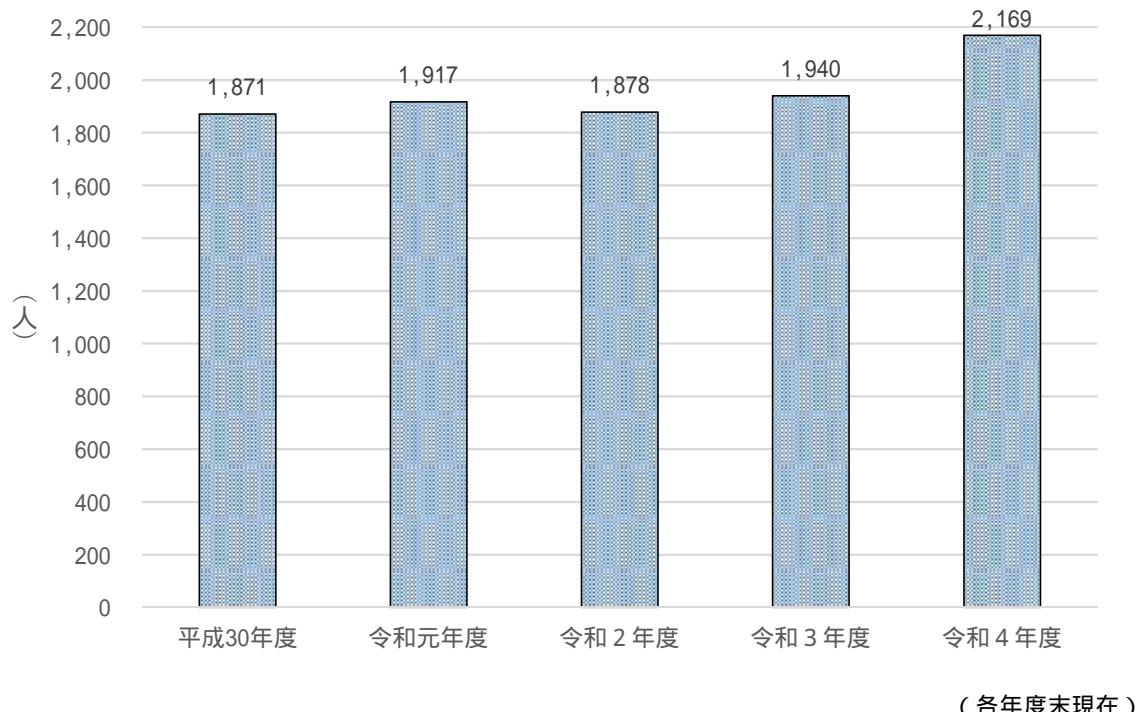
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級 (重度)	66	75	80	88	86
2級 (中度)	709	771	813	892	940
3級 (軽度)	754	801	839	910	1,007
合計	1,529	1,647	1,732	1,890	2,033

(各年度末現在)

(4) 難病医療券所持者数の推移

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。難病医療券所持者は、令和 4 年度末現在 2,169 人です。4 年前の平成 30 年度と比較すると、15.9% の増加となっています。

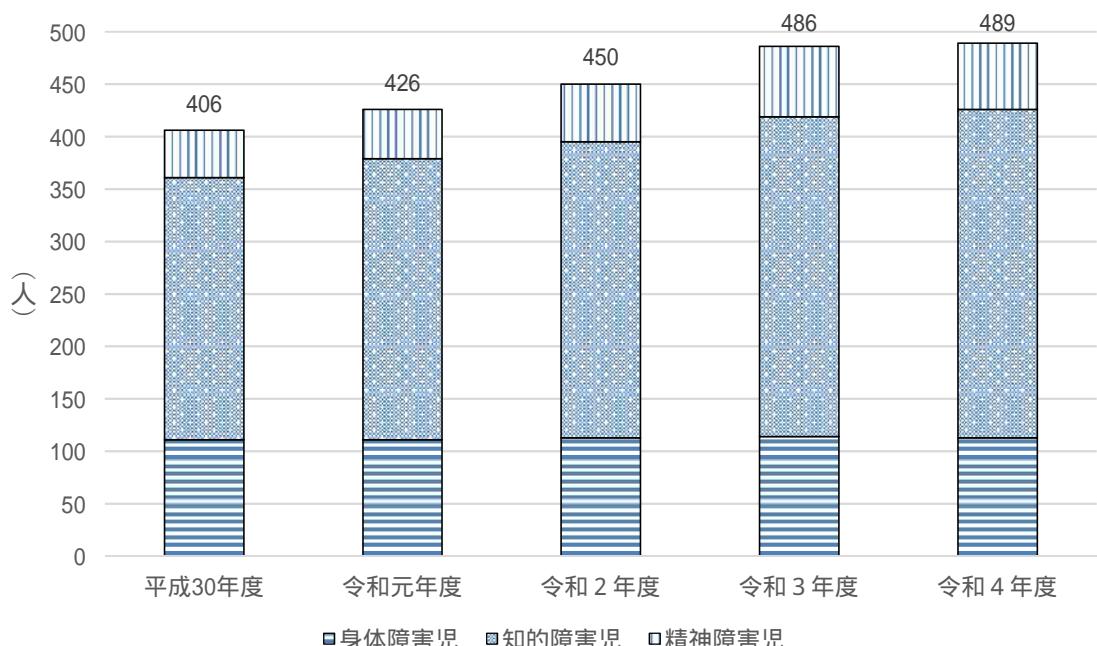
【図表：難病医療券所持者数の推移】



(5) 障害児の手帳所持者数

障害児の手帳所持者は、令和4年度末現在489人です。令和4年度における障害児の手帳所持者数を障害種別で見ると、知的障害が最も多く313人(64.0%)、次いで身体障害が113人(23.1%)、精神障害が63人(12.9%)となっています。また、4年前の平成30年度と比較すると20.4%の増加となっています。

【図表：障害児の手帳所持者数】

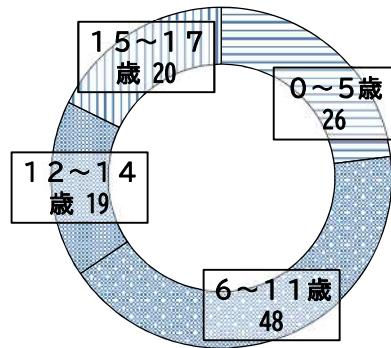


	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害児	111	111	113	114	113
知的障害児	250	268	282	305	313
精神障害児	45	47	55	67	63
合計	406	426	450	486	489

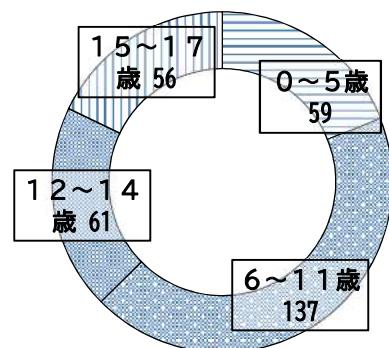
(各年度末現在)

【図：障害児の年齢別手帳所持者数】

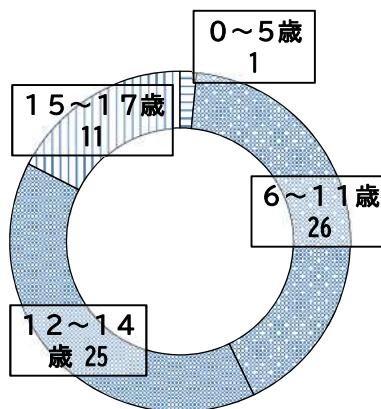
身体障害児 合計：113人
(人)



知的障害児 合計：313人
(人)



精神障害児 合計：63人
(人)



(令和4年度末現在)

2 地域生活の現状と課題

(1) 区内障害者・児施設数一覧

(令和6年1月現在)

区分	サービス名	施設数	定員
障害者総合支援法に基づくサービス	施設入所支援	1	40
	生活介護	7	197
	就労移行支援（一般型）	7	106
	就労継続支援（A型）	1	10
	就労継続支援（B型）	11	304
	就労定着支援	4	
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	1	20
	共同生活援助	12	84
	短期入所	3	13
	居宅介護（ ）	32	
	重度訪問介護（ ）	23	
	同行援護（ ）	9	
	行動援護	2	
児童福祉法に基づくサービス	計画相談支援	18	
	地域相談支援 （地域移行支援・地域定着支援）	3	
	地域活動支援センター	6	120
	移動支援事業（ ）	20	
	児童発達支援	12	140
	放課後等デイサービス	13	140
	障害児相談支援	8	

区内障害者・児施設一覧及び区内障害者・児施設マップには掲載していない事業所です。

(2) 区内障害者・児施設一覧

(令和6年1月現在)

No.	施設名	住所	障害者基幹相談支援センター	グループホーム	計画相談支援	地域相談支援	地域活動支援センター	一般相談支援	障害児相談支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(機能訓練)	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	短期入所・日中短期入所	障害者就労支援センター	就労定着支援	地域生活支援拠点
1	障害者基幹相談支援センター	小日向 2-16-15																			
2	リアン文京																				
3	地域プラザふらっと																				
4	マイポジション																				
5	こぱん																				
6	ワークプレイスぶんぶん																				
7	放課後等 デイサービスびおら																				
8	大塚福祉作業所	大塚 4-50-1																			
9	小石川福祉作業所	小石川 3-30-6													○						
10	本郷福祉センター (若駒の里)	本駒込 4-35-15 勤労福祉会館 2階																			
11	放課後等 デイサービス JOY	本駒込 4-35-15 勤労福祉会館 2階																			
12	障害者就労支援 センター	本郷 4-15-14 区民センター1階																			
13	本富士生活あんしん拠点	本郷 2-21-3 青木ビル 1階																			
14	駒込生活 あんしん拠点	千駄木 5-37-16 コア・ティー・ケー101																			
15	富坂生活 あんしん拠点	千石 1-15-5 千石文化苑ビル 101																			
16	大塚生活 あんしん拠点	水道 2-3-17 グランゲスト文京 101																			
17	ワークショップやまどり	弥生 2-9-6																			
18	は～と・ピア	大塚 4-21-8																			
19	は～と・ピア 2	小石川 4-4-5																			
20	生活介護 みらいコンパス根津	根津 2-14-11 Tツウインズビル 3階																			
21	銀杏企画	本郷 5-25-8 香川ビル																			

1 []内は本計画における計画事業掲載ページです。

No.	施設名	住所	障害者基幹相談支援センター[115]	障害者基幹相談支援センター[104]	グループホーム[114]	計画相談支援[114]	地域相談支援(地域移行・地域定着)[135]	一般相談支援[114]	障害児相談支援[135]	地域活動支援センター[109]	生活介護[96]	就労移行支援[127]	就労継続支援A型[128]	就労継続支援B型[128]	自立訓練(生活訓練)[109]	自立訓練(機能訓練)[109]	施設入所支援[105]	短期入所・日中短期入所[136]	放課後等デイサービス[140]	児童発達支援[140]	就労定着支援センター[123]	障害者就労支援センター[128]	就労定着支援拠点[101]	地域生活支援拠点[101]	
22	銀杏企画	本郷 3-16-4 本郷天理ビル 3 階																							
23	銀杏企画三丁目	本郷 3-29-6 カリテス佐々木ビル 2 階																							
24	銀杏企画三丁目移行分室	本郷 3-37-1 中村ビル 2 階																							
25	atGP ジョブトレ お茶の水	湯島 2-31-15 和光湯島ビル 7 階																							
26	abeam(アビーム)	千石 4-37-4 ウイスタリア千石 1 階																							
27	工房わかぎり	春日 2-19-3 北原ビル 3 階																							
28	だんござかハウス 相談支援係	千駄木 2-33-8 津知弥ビル 2 階																							
29	ケアサポート文京	白山 5-21-9-101 スカイコート文京白山第二																							
30	相談支援事業所やえ	向丘 2-33-14																							
31	リヴァトレ御茶ノ水	本郷 2-3-7 お茶の水元町ビル 1 階																							
32	ベルーフ	小石川 5-4-1 瑞穂第一ビル 9 階																							
33	ジョブリッジ飯田橋	後楽 2-2-10 松屋ビル 8 階																							
34	ティ・リーフ	本駒込 2-27-10 本駒込 SI ビル 3 階																							
35	ふる里学舎本郷	本郷 2-21-7														○									
36	エナジーハウス	千駄木 5-10-8														○									
37	文京地域生活支援 センターあかり	千石 4-27-12 水間ビル 1 階														○									
38	地域活動支援センタ ーみんなの部屋	関口 3-16-15 カトリック センター地下 1 階														○									
39	児童発達支援センター	湯島 4-7-10 教育センター内																		○	○				
40	指定障害児相談支援 事業所ばすてる	本郷 3-24-17 ネクストビル 103																							
41	指定障害児相談支援 事業ふくろう	弥生 2-9-6																							
42	富坂子どもの家	小石川 2-17-41																							

No.	施設名	住所	障害者基幹相談支援センター[115]	障害者相談支援[104]	計画相談支援[114]	地域相談支援[114]	一般相談支援[135]	障害児相談支援[135]	地域活動支援センター[109]	生活介護[96]	就労移行支援[127]	就労継続支援A型[128]	就労継続支援B型[128]	自立訓練(生活訓練)[109]	自立訓練(機能訓練)[109]	施設入所支援[105]	短期入所・日中短期入所[136]	放課後等デイサービス[140]	児童発達支援[140]	就労定着支援センターセンター[123]	障害者就労支援センター[128]	就労定着支援拠点[101]
43	放課後等デイサービス カリタス翼	本駒込 5-4-4 カトリック 本郷教会信徒会館 4 階																				
44	未来教室	小石川 2-6-5-201																				
45	スマイルスイッチ ON 本郷	本郷 3-40-10																				
46	ハッピーテラス 千駄木第三教室	根津 1-27-2 サンクレスト・ サンセイ 201																				
47	てらびあぽけっと 駒込教室	本駒込 5-60-17 鎌田ビル 2 階																				
48	クオリスキッズ ぶらす本駒込	千駄木 5-42-3 モンテ駒込 1 階																				
49	エデュリー発達支援 本郷三丁目教室	本郷 3-19-7 本郷三宝ビル 2 階															○					
50	放課後等デイサービス あんプラス江戸川橋	関口 1-48-6 日火江戸川橋ビル第 2201																				
51	ドリームハウス	白山 2-25-5																				
52	エルムンド小石川	小石川 5-7-5																				
53	わかぎりの家	春日 2-19-3 北原ビル 4、5 階																				
54	陽だまりの郷	小石川 4-4-5																				
55	エルムンド千石	千石 2-33-17																				
56	発達支援ルーム ぽけっと	小石川 5-38-2 クレストヒルズ小石川 2 階																				
57	TASUC 文京教室	本郷 2-16-13NPM ビル 1 階																				
58	ハッピーテラス 千駄木教室	根津 2-37-8 東急ドエル・ アルス根津 102																				
59	ONE 文京湯島	湯島 3-3-4 高柳ビル 2 階																				
60	重度心身障害児放課後等 デイサービスいちご	本駒込 4-43-1 メゾン YM1 階																				
61	放課後等デイサービス こころ音	白山 1-19-6 シンク白山ビル 201																○				

No.	施設名	住所	障害者基幹相談支援センター [115]	障害者相談支援 [104]	計画相談支援 [114]	地域相談支援 [114]	一般相談支援 [135]	障害児相談支援 [109]	地域活動支援センター [109]	生活介護 [96]	就労移行支援 [127]	就労継続支援A型 [128]	就労継続支援B型 [128]	施設入所支援 [105]	短期入所・日中短期入所 [97]	放課後等デイサービス [140]	児童発達支援 [136]	就労定着支援センタ [128]	障害者就労支援センター [123]	地域生活支援拠点 [101]
62	あくせす	大塚 4-21-8																		
63	サポートセンター いちょう	本郷 3-37-1 中村ビル 2 階																		
64	ふる里学舎小石川	小石川 3-30-6																		
65	指定特定相談支援 事業ふくろう	弥生 2-9-6																		
66	指定特定相談支援 事業所とみさか	千石 1-15-5 千石文化苑ビル 101																		
67	指定特定相談支援 事業所もとふじ	本郷 2-21-3 青木ビル 1 階																		
68	NTT サポート	本駒込 5-1-6 文京ツインタワー 903																		
69	ケアワーク弥生 介護支援部	千駄木 3-31-12-3F																		
70	相談支援事業所リリーフ	湯島 3-20-9-401																		
71	ホームいちょう	区内(2)																		
72	第2ホームいちょう	区内(2)																		
73	文京ホームアンドダンテ	区内(2)																		
74	BOF 湯島/BOF 光	湯島 2-7-7 光ビル																		
75	アンビシオン文京	小石川 2-6-5 小石川 2 丁目ビル地下 1 階																		
76	地域活動支援センター ぱれっと	大塚 4-21-8																		
77	コペルプラス千駄木	千駄木 2-21-1 ANNEX-A 1 階																		
78	こみゅ動坂	千駄木 4-8-14																		
79	だんござかホーム	千駄木 2-33-8 津知弥ビル 6 階																		
80	サンヴィレッジ 文京センター	本駒込 3-20-3 講談社 FS ビル 7 階																		
81	のんのハウス千駄木	千駄木 4-23-4																		
82	ハッピーテラス 千駄木第二教室	千駄木 2-7-12 千駄木今晚軒 1-2 階																		

2 区内障害者・児施設マップには掲載していない事業所です。

【区内障害者・児施設マップ】

(令和6年1月現在)



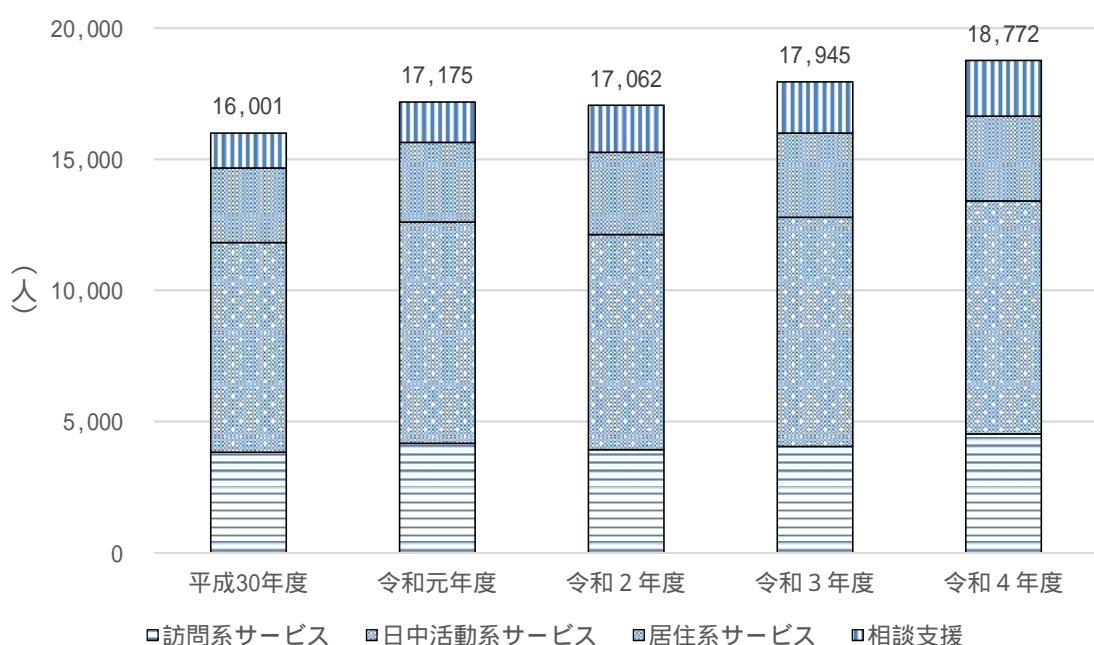
(3) 障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援について

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の延利用者数

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、令和4年度末現在、18,772人で、4年前の平成30年度と比較すると、17.3%の増加となっています。利用サービスの中で最も多いのが、日中活動系サービスの8,885人で全利用者の47.3%、次いで訪問系サービスの4,523人（同24.1%）で、この両者で全体の71.4%を占めています。

4年前に比べ、特に利用者の伸びが大きいのは相談支援（指定特定相談支援など）となっており、平成30年度と比較すると、1.6倍に増えています。日中活動系サービス、訪問系サービスの利用者は、令和元年度から令和2年度にかけて減少したものの、その後は増加しています。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの延利用者数】



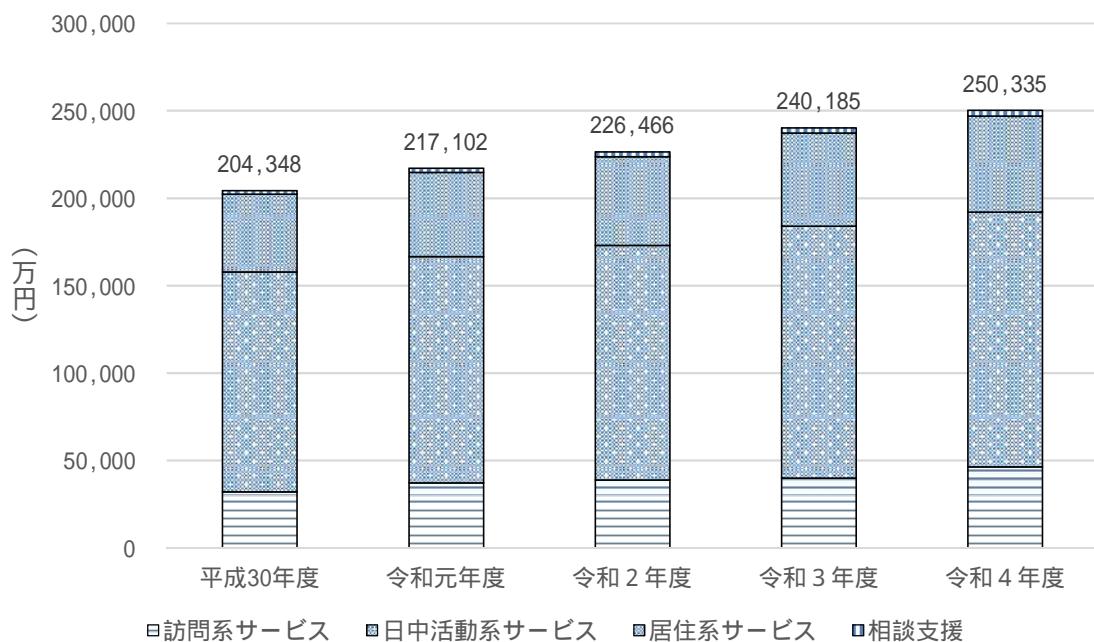
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援	1,335	1,532	1,793	1,949	2,134
居住系サービス	2,850	3,035	3,143	3,206	3,230
日中活動系サービス	7,988	8,437	8,207	8,745	8,885
訪問系サービス	3,828	4,171	3,919	4,045	4,523
合計	16,001	17,175	17,062	17,945	18,772

（各年度末現在）

○障害者総合支援法に基づく給付額

令和4年度における障害者総合支援法に基づくサービスの給付額は、4年前の平成30年度と比較して22.5%の増加となり、給付額は25億円を超えていました。サービス別では、給付額が最も大きいのは日中活動系サービスで14億5,645万円、次いで居住系サービスの5億5,051万円、訪問系サービスの4億6,355万円、相談支援（指定特定相談支援など）の3,284万円となっています。この4年間の給付額の増加では、相談支援（指定特定相談支援など）が1.57倍に伸びています。次いで訪問系サービスが45.2%の増加、居住系サービスが24.0%の増加、日中活動系サービスは15.6%の増加となっています。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付額】



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援	2,089	2,293	2,682	2,987	3,284
居住系サービス	44,391	48,223	50,777	53,125	55,051
日中活動系サービス	125,941	129,477	134,131	144,200	145,645
訪問系サービス	31,927	37,110	38,876	39,872	46,355
合 計	204,348	217,102	226,466	240,185	250,335

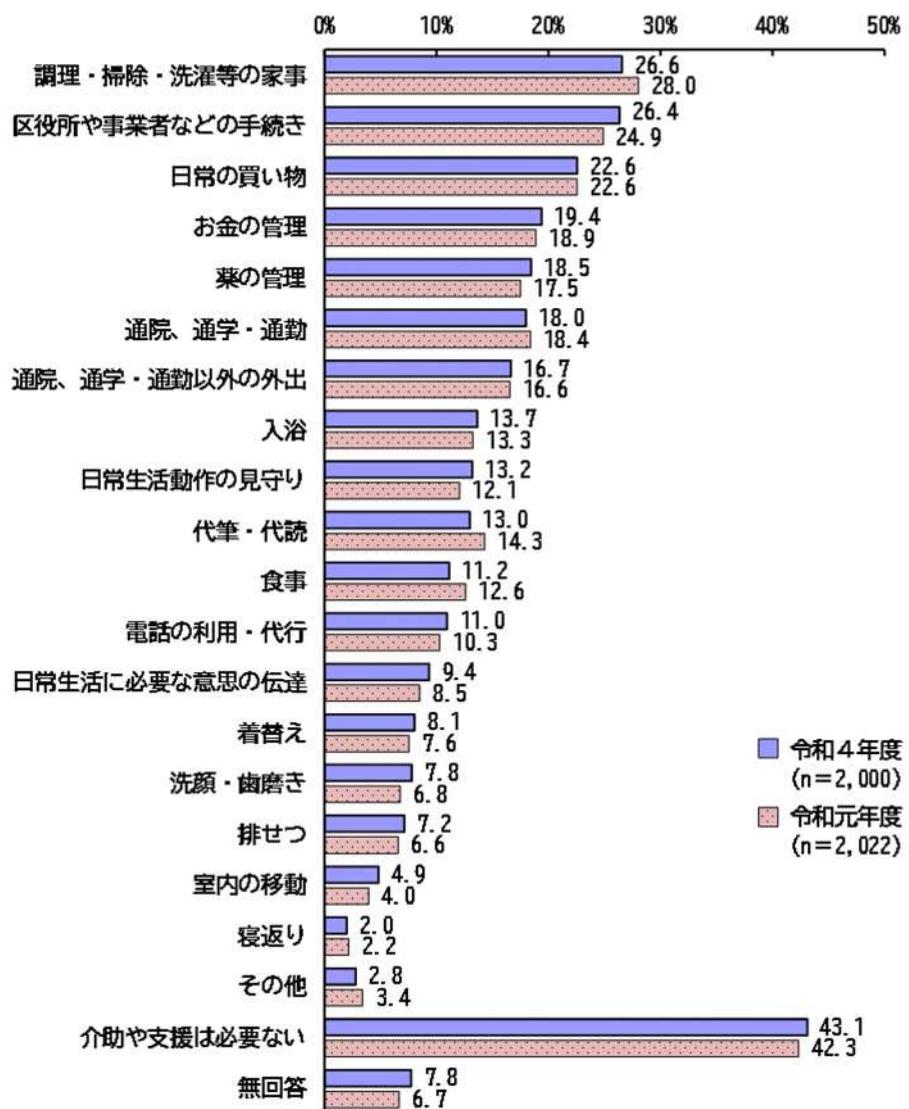
(各年度末現在)

○日常生活で必要な介助・支援（在宅の方）（実態・意向調査より）

令和4年度に実施した文京区障害者（児）実態・意向調査（以下「意向調査」という。）で、在宅の方に日常生活で必要な介助・支援をお聞きしたところ、全体としては「調理・掃除・洗濯等の家事」が26.6%と最も多く、次いで「区役所や事業者などの手続き」が26.4%、「日常の買い物」が22.6%と2割台で続きます。一方、「介助や支援は必要ない」は43.1%と4割を超えています。

項目別にみると、「調理・掃除・洗濯等の家事」と答えた方では、知的障害が60.2%と最も多く、次いで高次脳機能障害が54.5%と続きます。「区役所や事業者などの手続き」と答えた方では、知的障害が74.9%と最も多く、次いで高次脳機能障害が61.4%、音声・言語・そしゃく機能障害が54.5%と続きます。「日常の買い物」と答えた方では、知的障害が51.9%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が44.2%、高次脳機能障害が43.2%と続きます。

【図表：日常生活で必要な介助・支援（在宅の方）】



n (Number of case) は、意向調査における各設問の回答者の総数です。

障害別

		n	食事	排せつ	入浴	寝返り	着替え	調理・掃除・洗濯等の家事	室内の移動
(単位: %)									
障 害 別	全体	2,000	11.2	7.2	13.7	2.0	8.1	26.6	4.9
	肢体不自由	283	21.6	21.2	32.5	7.8	20.8	44.2	14.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	31.2	36.4	46.8	15.6	33.8	45.5	26.0
	視覚障害	144	13.9	9.0	14.6	3.5	11.8	25.7	7.6
	聴覚・平衡機能障害	146	11.0	8.2	17.8	2.7	8.9	27.4	8.9
	内部障害	278	11.2	7.9	15.1	2.2	7.9	25.2	6.8
	知的障害	231	28.1	21.6	31.2	2.6	20.8	60.2	6.1
	発達障害	187	12.8	7.0	15.5	0.5	6.4	40.6	1.6
	精神障害	464	9.9	3.7	8.4	0.4	3.7	29.1	1.7
	高次脳機能障害	44	25.0	18.2	34.1	4.5	20.5	54.5	15.9
	難病(特定疾病)	632	7.8	6.2	11.1	2.8	6.6	16.9	6.3
	その他	35	17.1	11.4	20.0	2.9	11.4	31.4	14.3

		n	洗顔・歯磨き	代筆・代読	電話の利用・代行	お金の管理	日常の買い物	通院、通学・通勤	通院、通学・通勤以外の外出
(単位: %)									
障 害 別	全体	2,000	7.8	13.0	11.0	19.4	22.6	18.0	16.7
	肢体不自由	283	13.8	18.0	14.5	22.3	38.9	30.4	29.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	33.8	41.6	45.5	42.9	44.2	40.3	37.7
	視覚障害	144	7.6	42.4	13.9	22.2	38.2	29.2	29.9
	聴覚・平衡機能障害	146	6.8	14.4	32.2	17.1	25.3	18.5	11.6
	内部障害	278	4.0	8.6	5.8	11.2	22.3	15.1	10.8
	知的障害	231	31.2	43.3	38.1	71.0	51.9	48.1	51.1
	発達障害	187	14.4	19.3	18.2	44.4	29.4	22.5	28.9
	精神障害	464	6.5	5.4	5.4	19.0	19.2	14.4	14.4
	高次脳機能障害	44	18.2	31.8	27.3	45.5	43.2	34.1	38.6
	難病(特定疾病)	632	4.9	7.8	4.6	8.9	16.3	13.1	10.4
	その他	35	11.4	20.0	11.4	25.7	31.4	25.7	20.0

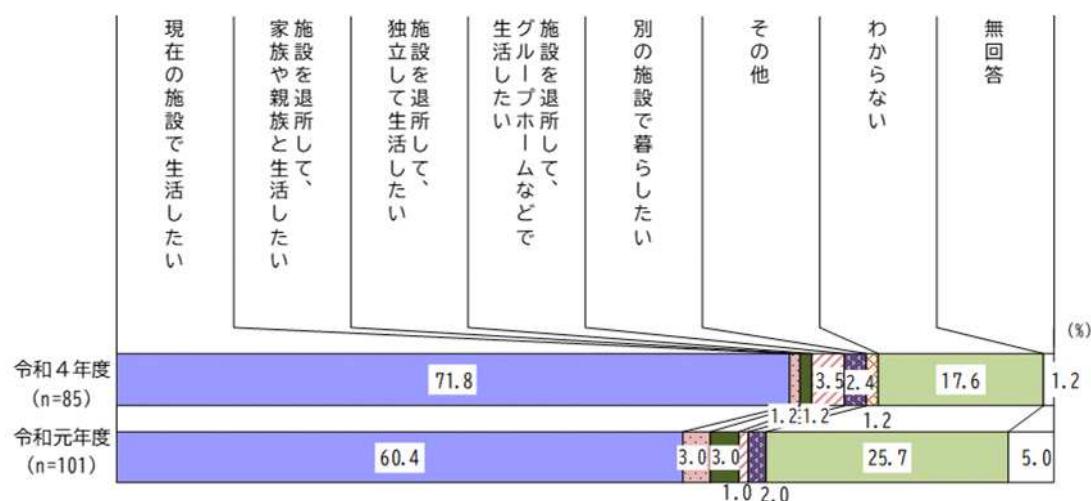
		n	日常生活に必要な意思の伝達	日常生活動作の見守り	薬の管理	区役所や事業者などの手続き	その他	介助や支援は必要ない	不明
(単位: %)									
障 害 別	全体	2,000	9.4	13.2	18.5	26.4	2.8	43.1	7.8
	肢体不自由	283	9.9	18.7	25.1	36.0	1.4	25.1	8.5
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	31.2	40.3	39.0	54.5	1.3	13.0	5.2
	視覚障害	144	7.6	13.2	17.4	41.7	4.9	25.7	10.4
	聴覚・平衡機能障害	146	13.0	14.4	18.5	33.6	4.1	28.8	8.9
	内部障害	278	4.3	12.9	14.4	20.1	2.9	47.5	9.0
	知的障害	231	39.8	42.0	56.3	74.9	1.7	10.8	5.2
	発達障害	187	23.5	27.3	28.9	46.5	4.3	28.9	4.3
	精神障害	464	8.0	10.6	19.4	22.8	5.0	37.1	6.9
	高次脳機能障害	44	27.3	36.4	34.1	61.4	2.3	13.6	2.3
	難病(特定疾病)	632	2.8	8.5	11.1	15.3	1.7	62.3	7.6
	その他	35	25.7	22.9	25.7	34.3	8.6	28.6	5.7

○今後希望する生活（施設入所の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、施設入所の方に今後希望する生活をお聞きしたところ、全体としては「現在の施設で生活したい」が71.8%と約7割を占め最も多く、次いで「施設を退所して、グループホームなどで生活したい」が3.5%、「別の施設で暮らしたい」が2.4%と続きます。一方、「わからない」は17.6%となっています。

地域別にみると、文京区内、23区内（文京区を除く）東京都（23区内を除く）関東（東京都を除く）関東以外のすべてで、「現在の施設で生活したい」が最も多くなっています。入所年数別にみると、1年未満、5年以上～10年未満、10年以上～20年未満、20年以上～30年未満、30年以上では「現在の施設で生活したい」が最も高くなっていますが、1年以上～3年未満は「わからない」、3年以上～5年未満は「別の施設で暮らしたい」が「現在の施設で生活したい」と同じ割合となっています。

【図表：今後希望する生活（施設入所の方）】



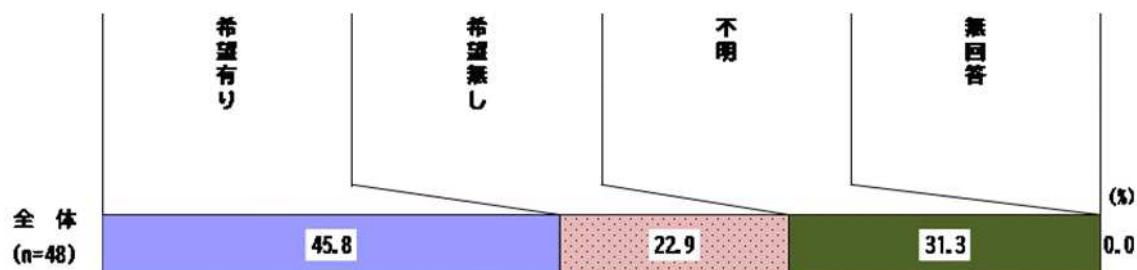
地域別・入所年数別

		n	現在の施設で生活したい	施設を退所して、家族や親族と生活したい	施設を退所して、独立して生活したい	施設を退所して、グループホームなどで生活したい	別の施設で暮らしたい	その他	わからない	無回答
(単位：%)										
地域別	全体	85	71.8	1.2	1.2	3.5	2.4	1.2	17.6	1.2
	文京区内	26	88.5	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0
	23区内（文京区を除く）	10	70.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	0.0
	東京都（23区内を除く）	15	53.3	0.0	0.0	13.3	6.7	6.7	20.0	0.0
	関東（東京都を除く）	16	56.3	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0
入所年数別	関東以外	17	76.5	0.0	0.0	5.9	5.9	0.0	5.9	5.9
	1年未満	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1年以上～3年未満	2	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	3年以上～5年未満	4	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	5年以上～10年未満	23	78.3	0.0	4.3	4.3	0.0	0.0	8.7	4.3
	10年以上～20年未満	10	60.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	30.0	0.0
	20年以上～30年未満	18	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	11.1	0.0
	30年以上	20	70.0	5.0	0.0	5.0	0.0	0.0	20.0	0.0

○退院に向けた本人の意思（長期入院施設）（実態・意向調査より）

意向調査で、長期入院施設入所の方に退院に向けた本人の意思をお聞きしたところ、希望有りが45.8%と最も多く、次いで不明が31.3%、希望無しが22.9%と続きます。

【図：退院に向けた本人の意思（長期入院施設）】

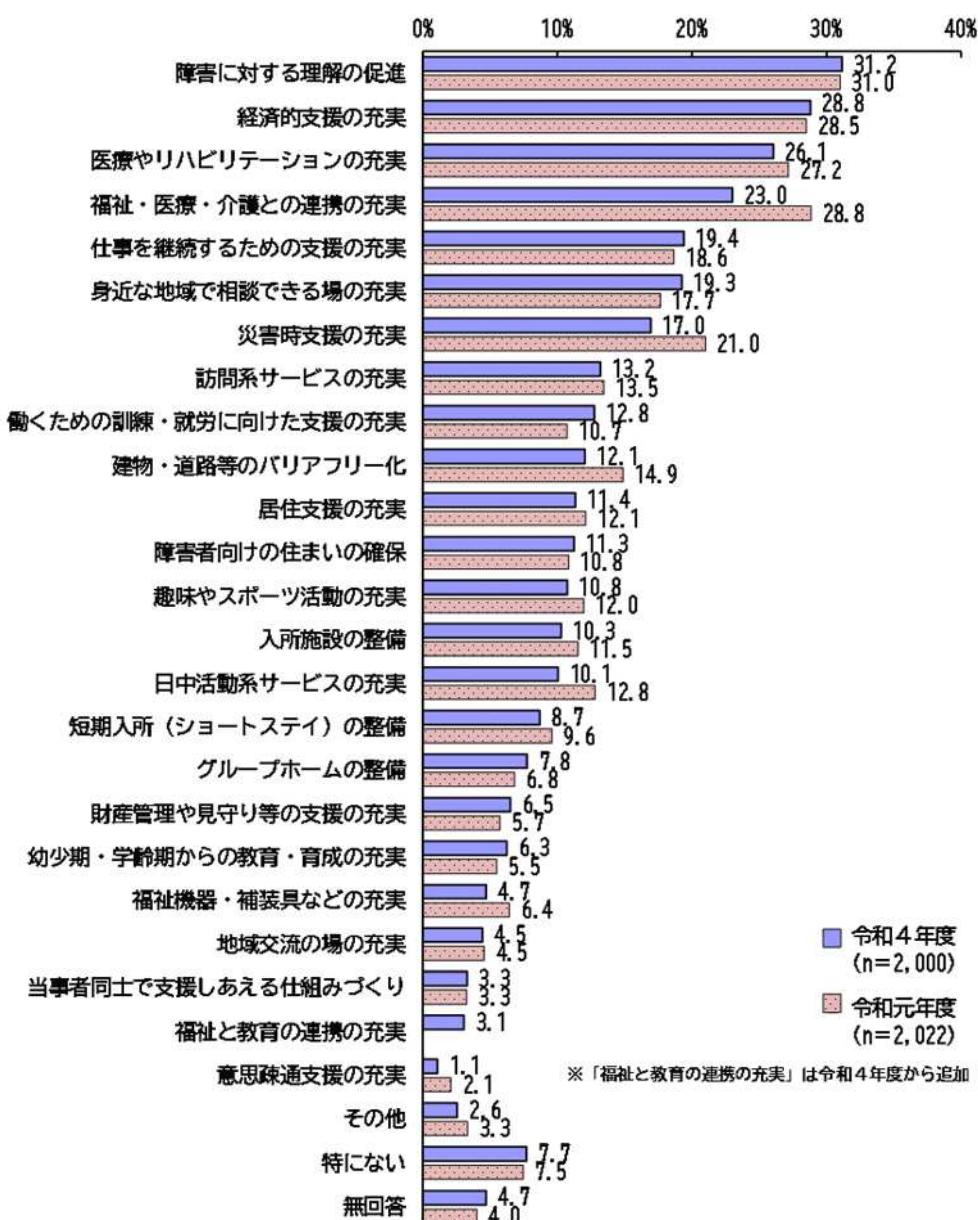


○地域で安心して暮らすために必要な施策（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「障害に対する理解の促進」が31.2%と3割を超えて最も多く、次いで「経済的支援の充実」が28.8%、「医療やリハビリテーションの充実」が26.1%と続きます。

項目別にみると、「障害に対する理解の促進」と答えた方では、発達障害が48.7%と最も多く、次いで精神障害が44.0%、聴覚・平衡機能障害が37.0%と続きます。「経済的支援の充実」と答えた方では、その他を除くと精神障害が42.5%と最も多く、発達障害が33.7%と続きます。「医療やリハビリテーションの充実」と答えた方では、高次脳機能障害が45.5%と最も多く、次いで肢体不自由が42.4%、難病が34.3%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策（在宅の方）】



障害別

		n	障害に対する理解の促進	医療やリハビリテーションの充実	幼少期・学齢期からの教育・育成の充実	働くための訓練・就労に向けた支援の充実	仕事を継続するための支援の充実	身近な地域で相談できる場の充実	訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護等）の充実	日中活動系サービス（生活介護・自立訓練等・就労移行支援・就労継続支援等）の充実	短期入所（シヨートステイ）の整備
(単位：%)											
全体		2,000	31.2	26.1	6.3	12.8	19.4	19.3	13.2	10.1	8.7
	肢体不自由	283	29.3	42.4	6.0	9.2	9.2	18.0	18.0	9.9	15.2
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	24.7	33.8	6.5	7.8	5.2	7.8	20.8	11.7	20.8
	視覚障害	144	36.1	19.4	6.3	7.6	12.5	13.2	18.1	9.7	6.9
	聴覚・平衡機能障害	146	37.0	29.5	5.5	6.8	11.0	14.4	16.4	6.2	12.3
	内部障害	278	24.1	30.9	2.9	6.1	10.8	15.8	16.9	4.3	10.4
	知的障害	231	33.8	9.1	5.6	14.7	20.3	16.5	6.9	30.3	22.9
	発達障害	187	48.7	11.8	11.8	27.3	35.8	23.5	8.6	18.7	10.7
	精神障害	464	44.0	17.2	7.3	23.9	33.8	27.6	12.1	14.4	4.3
	高次脳機能障害	44	34.1	45.5	2.3	18.2	13.6	18.2	25.0	15.9	22.7
	難病（特定疾病）	632	20.6	34.3	5.7	8.4	17.4	18.0	14.1	6.3	7.9
	その他	35	31.4	22.9	11.4	11.4	22.9	22.9	17.1	0.0	8.6

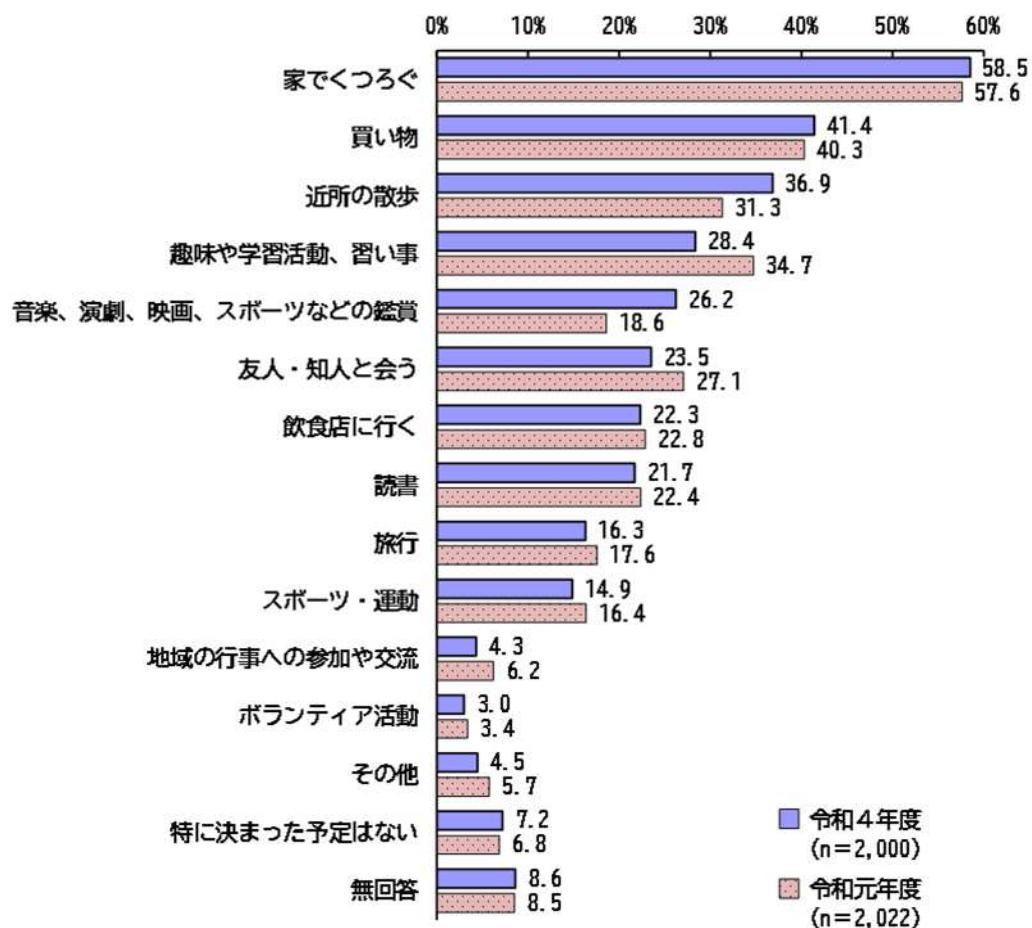
		n	意思疎通支援（手話通訳者・要約筆記者派遣）の充実	福祉機器・補装具などの充実	グループホームの整備	入所施設の整備	障害者向けの住まいの確保	居住支援の充実	建物・道路等のバリアフリー化	当事者同士で支援しあえる仕組みづくり	趣味やスポーツ活動の充実
(単位：%)											
全体		2,000	1.1	4.7	7.8	10.3	11.3	11.4	12.1	3.3	10.8
	肢体不自由	283	0.4	11.0	6.7	15.2	13.1	11.7	25.4	1.8	5.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	3.9	1.3	14.3	28.6	18.2	15.6	14.3	1.3	3.9
	視覚障害	144	2.1	6.9	4.9	11.1	11.1	11.1	25.7	3.5	7.6
	聴覚・平衡機能障害	146	8.9	17.1	6.2	15.1	11.6	11.6	11.6	2.1	6.8
	内部障害	278	0.4	5.4	2.2	11.5	6.8	10.8	15.1	0.4	8.6
	知的障害	231	0.9	0.9	39.8	28.1	24.7	12.6	5.2	3.0	15.6
	発達障害	187	1.1	2.1	19.3	8.6	23.0	13.4	2.1	7.0	13.4
	精神障害	464	0.2	0.6	6.0	4.3	14.2	12.5	3.9	5.2	13.1
	高次脳機能障害	44	0.0	4.5	4.5	13.6	13.6	15.9	20.5	4.5	2.3
	難病（特定疾病）	632	0.3	4.6	1.7	9.7	4.7	11.4	14.9	2.5	10.0
	その他	35	0.0	0.0	8.6	11.4	22.9	11.4	8.6	0.0	14.3

		n	財産管理や見守り等の支援の充実	経済的支援の充実	災害時支援の充実	地域交流の場の充実	福祉・医療・介護との連携の充実	福祉と教育の連携の充実	その他	特にない	不明
(単位：%)											
全体		2,000	6.5	28.8	17.0	4.5	23.0	3.1	2.6	7.7	4.7
	肢体不自由	283	3.2	22.6	18.0	4.6	27.6	3.9	1.8	4.9	5.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	6.5	24.7	22.1	2.6	29.9	2.6	2.6	6.5	5.2
	視覚障害	144	7.6	22.2	21.5	5.6	20.1	3.5	0.0	9.0	5.6
	聴覚・平衡機能障害	146	2.7	22.6	24.0	2.1	33.6	2.7	2.1	6.8	6.8
	内部障害	278	4.3	25.2	21.6	3.6	28.1	3.2	5.0	11.2	6.1
	知的障害	231	17.7	19.0	14.3	4.8	16.5	3.5	0.9	6.1	3.5
	発達障害	187	15.0	33.7	11.8	5.9	17.1	5.9	4.8	4.3	1.1
	精神障害	464	7.1	42.5	12.3	5.2	16.6	4.1	2.6	4.3	3.2
	高次脳機能障害	44	4.5	29.5	20.5	2.3	27.3	2.3	4.5	2.3	2.3
	難病（特定疾病）	632	4.4	32.1	19.0	4.3	27.2	2.5	2.4	9.5	4.6
	その他	35	5.7	34.3	8.6	5.7	25.7	20.0	2.9	8.6	5.7

○休日の過ごし方（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に休日の過ごし方をお聞きしたところ、全体としては「家でくつろぐ」が58.5%と最も多く、次いで「買い物」が41.4%、「近所の散歩」が36.9%と続きます。項目別にみると、「家でくつろぐ」と答えた方では、知的障害が72.3%と最も多く、次いで発達障害が69.5%、高次脳機能障害が63.6%と続きます。「買い物」と答えた方では、発達障害が46.0%と最も多く、難病（特定疾病）が45.3%と続きます。「近所の散歩」と答えた方では、発達障害が39.0%と最も多く、次いで難病（特定疾病）が38.9%、知的障害が36.4%と続きます。

【図表：休日の過ごし方（在宅の方）】



障害別

		n	趣味や学習活動、習い事	スポーツ・運動	ボランティア活動	友人・知人と会う	音楽、演劇、映画、スポーツなどの鑑賞	買い物	飲食店に行く	読書
(単位：%)										
全体	2,000	28.4	14.9	3.0	23.5	26.2	41.4	22.3	21.7	
障 害 別	肢体不自由	283	17.3	7.4	3.2	18.7	18.7	28.3	15.5	19.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	11.7	6.5	1.3	10.4	13.0	24.7	18.2	14.3
	視覚障害	144	32.6	16.7	4.2	24.3	19.4	29.9	20.8	13.9
	聴覚・平衡機能障害	146	19.9	13.7	2.1	23.3	17.1	37.0	16.4	26.0
	内部障害	278	24.5	13.7	3.2	23.4	24.1	38.8	19.4	24.1
	知的障害	231	22.1	15.6	1.7	13.4	23.4	41.6	21.2	8.2
	発達障害	187	36.9	13.4	1.6	22.5	35.3	46.0	24.1	23.0
	精神障害	464	33.6	14.7	3.2	22.6	33.6	42.0	23.7	26.1
	高次脳機能障害	44	13.6	2.3	0.0	18.2	20.5	38.6	25.0	13.6
	難病（特定疾病）	632	31.5	17.6	2.8	29.3	26.3	45.3	28.0	24.7
その他		35	31.4	5.7	0.0	17.1	22.9	37.1	20.0	11.4

		n	旅行	家でくつろぐ	地域の行事への参加や交流	近所の散歩	その他	特に決まつた予定はない	不明
(単位：%)									
全体	2,000	16.3	58.5	4.3	36.9	4.5	7.2	8.6	
障 害 別	肢体不自由	283	10.6	50.9	3.9	33.2	3.2	11.3	15.5
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	6.5	48.1	3.9	33.8	9.1	10.4	19.5
	視覚障害	144	15.3	47.9	6.3	29.2	4.2	7.6	14.6
	聴覚・平衡機能障害	146	15.1	53.4	6.2	28.8	4.1	10.3	13.7
	内部障害	278	13.3	53.2	4.0	36.0	3.6	11.9	10.8
	知的障害	231	13.0	72.3	6.9	36.4	7.4	1.3	5.6
	発達障害	187	16.6	69.5	5.3	39.0	6.4	5.3	2.7
	精神障害	464	13.4	61.9	3.2	36.2	6.7	5.6	5.6
	高次脳機能障害	44	13.6	63.6	2.3	31.8	4.5	4.5	15.9
	難病（特定疾病）	632	20.6	59.2	3.6	38.9	4.0	7.6	8.2
その他		35	11.4	51.4	5.7	31.4	8.6	11.4	11.4

障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

- ・障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等が提供されること
- ・支え手・受け手の垣根を越えた、地域共生社会の構築に向けた支援体制を整備すること
- ・障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤が整備されること
- ・障害者が安心して地域生活に移行し、定着できる福祉サービスが提供されること
- ・障害福祉サービス等の安定的な質・量が確保されること

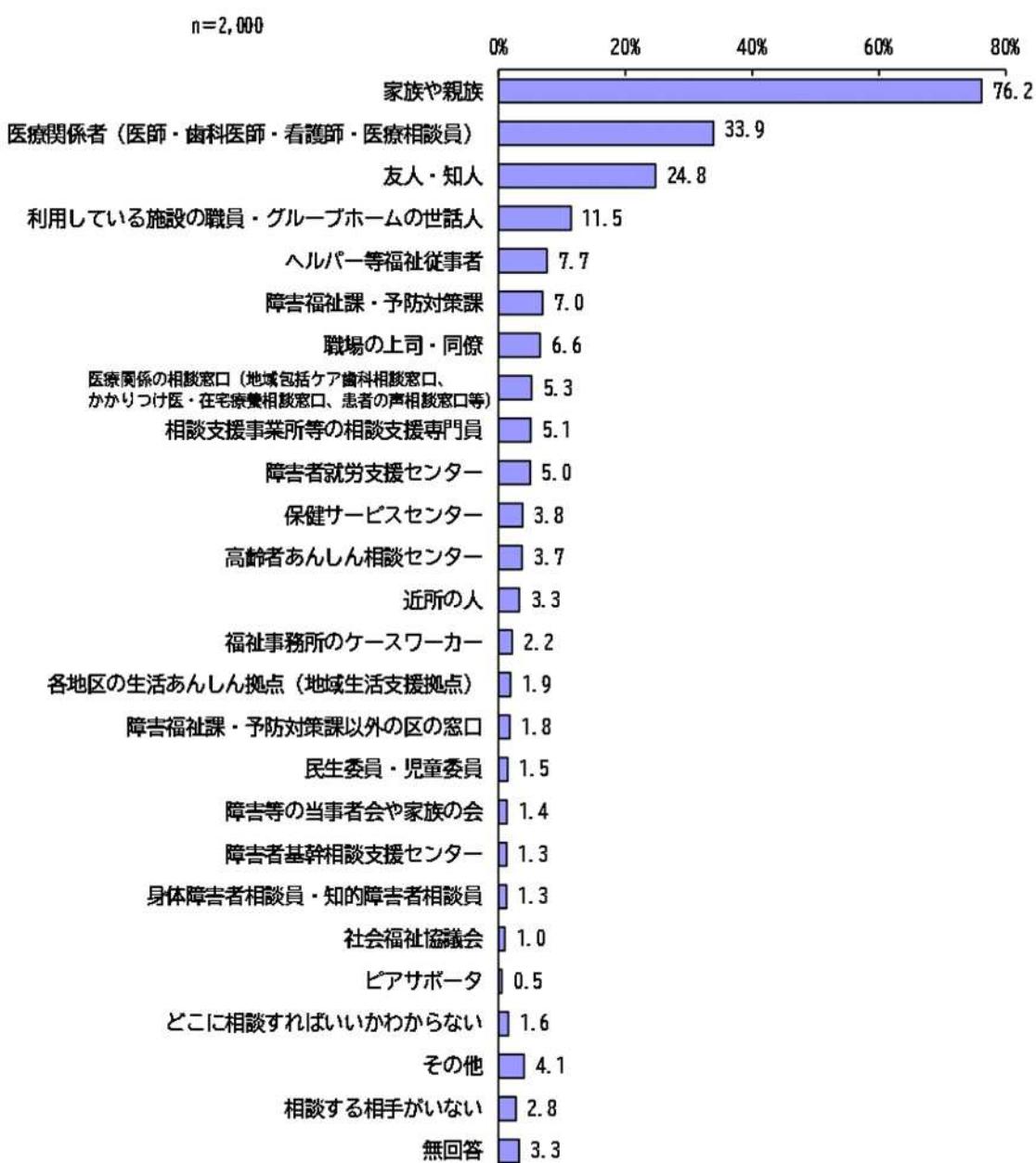
(4) 相談支援と権利擁護について

○困った時の相談相手（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、全体としては「家族や親族」が76.2%と7割半ばを超え突出して多く、次いで「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」が33.9%、「友人・知人」が24.8%と続いており、それ以外の項目は概ね1割以下となっています。一方、「相談する相手がない」は2.8%となっています。

項目別にみると、精神障害を除く障害で7割以上の方が「家族や親族」と答えています。「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」と答えた方では、精神障害が46.3%と最も多く、次いで難病が40.7%、発達障害が39.0%と続きます。「友人・知人」と答えた方では、視覚障害が28.5%と最も多く、次いで内部障害が27.3%、難病が26.9%と続きます。

【図表：困ったときの相談相手（在宅の方）】



障害別

	n	家族や親族	近所の人	友人・知人	ピアサポート	職場の上司・同僚	民生委員・児童委員	障害等の当事者会や家族の会	身体障害者相談員・知的障害者相談員	ヘルパー等福祉従事者
(単位：%)										
全体	2,000	76.2	3.3	24.8	0.5	6.6	1.5	1.4	1.3	7.7
障害別	肢体不自由	283	76.3	5.3	22.3	0.4	3.9	2.8	0.4	2.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	79.2	3.9	14.3	1.3	3.9	2.6	0.0	2.6
	視覚障害	144	75.0	4.2	28.5	1.4	6.3	2.8	2.1	11.8
	聴覚・平衡機能障害	146	80.8	6.2	22.6	0.0	3.4	5.5	2.7	2.1
	内部障害	278	77.7	4.3	27.3	0.7	1.8	3.2	0.7	8.3
	知的障害	231	83.5	1.3	10.8	0.0	13.9	0.4	2.6	3.9
	発達障害	187	76.5	2.7	19.3	1.1	17.6	1.6	3.2	2.7
	精神障害	464	65.1	1.1	26.7	0.9	6.7	0.9	1.9	0.2
	高次脳機能障害	44	84.1	0.0	20.5	2.3	6.8	2.3	0.0	4.5
	難病（特定疾病）	632	80.1	3.5	26.9	0.6	6.0	0.3	0.5	0.8
その他		35	57.1	5.7	17.1	0.0	5.7	8.6	0.0	8.6

	n	利用している施設の職員・グループホームの世話人	相談支援事業所等の相談支援専門員	医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）	医療関係の相談窓口	障害福祉課・予防対策課	障害福祉課・予防対策課以外の区の窓口	保健サービスセンター	障害者基幹相談支援センター	各地区的生活あんしん拠点（地域生活支援拠点）
(単位：%)										
全体	2,000	11.5	5.1	33.9	5.3	7.0	1.8	3.8	1.3	1.9
障害別	肢体不自由	283	12.7	3.9	31.4	4.6	4.9	1.1	1.4	0.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	27.3	10.4	33.8	5.2	5.2	2.6	2.6	3.9
	視覚障害	144	6.9	2.8	19.4	2.8	9.7	2.1	1.4	2.8
	聴覚・平衡機能障害	146	8.9	4.8	26.7	8.9	8.9	2.7	2.1	1.4
	内部障害	278	4.0	2.9	34.5	7.6	6.1	0.7	0.7	3.2
	知的障害	231	48.9	14.3	16.5	4.3	12.6	4.8	1.7	6.1
	発達障害	187	22.5	13.4	39.0	5.3	12.8	3.7	3.2	4.8
	精神障害	464	12.3	9.3	46.3	5.6	10.1	3.2	9.9	2.4
	高次脳機能障害	44	20.5	9.1	29.5	6.8	11.4	2.3	2.3	4.5
	難病（特定疾病）	632	4.1	2.1	40.7	5.9	3.2	0.5	4.0	0.6
その他		35	11.4	17.1	31.4	5.7	11.4	2.9	5.7	5.7

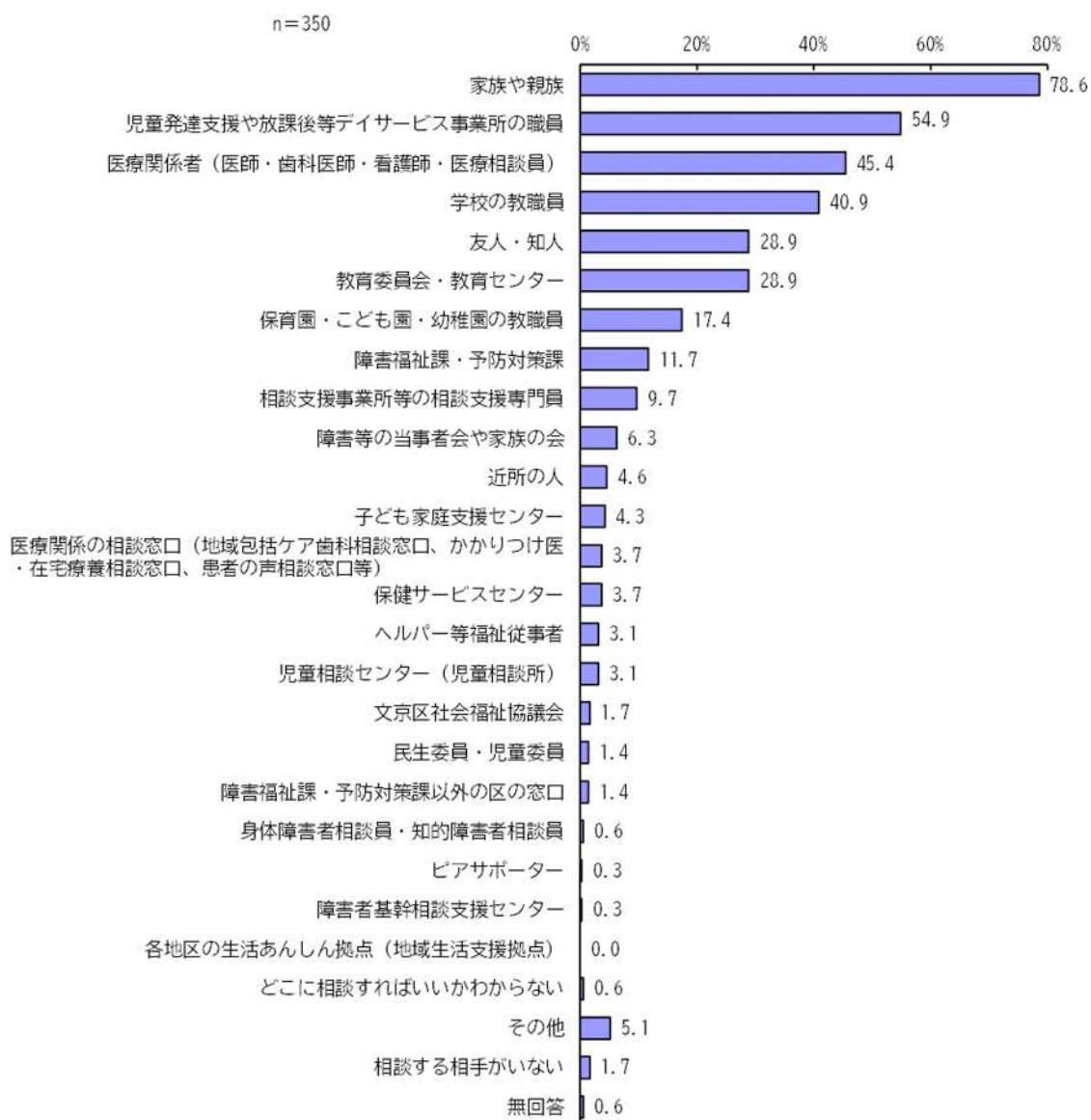
	n	福祉事務所のケースワーカー	障害者就労支援センター	社会福祉協議会	高齢者あんしん相談センター	どこに相談すればいいかわからない	その他	相談する相手がない	不明
(単位：%)									
全体	2,000	2.2	5.0	1.0	3.7	1.6	4.1	2.8	3.3
障害別	肢体不自由	283	1.8	1.4	0.7	6.4	2.5	5.7	1.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	0.0	1.3	1.3	3.9	2.6	7.8	2.6
	視覚障害	144	0.7	2.8	1.4	4.9	0.7	4.9	4.2
	聴覚・平衡機能障害	146	2.1	4.8	3.4	4.8	2.7	5.5	2.7
	内部障害	278	2.5	1.4	0.7	6.1	0.7	2.9	2.2
	知的障害	231	0.4	10.4	1.7	0.0	1.3	3.5	0.4
	発達障害	187	2.7	21.9	1.6	0.0	1.6	7.0	4.3
	精神障害	464	5.2	10.6	1.7	0.9	1.9	6.3	5.2
	高次脳機能障害	44	0.0	4.5	0.0	4.5	0.0	4.5	0.0
	難病（特定疾病）	632	0.8	0.9	0.6	3.6	1.1	3.0	2.1
その他		35	5.7	8.6	2.9	14.3	0.0	11.4	5.7

○困った時の相談相手（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、全体としては「家族や親族」が78.6%と7割半ばを超え突出して多く、次いで「児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員」が54.9%、「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」が45.4%と続いている。一方、「相談する相手がない」は1.7%となっています。

項目別にみると、精神障害を除く障害で7割以上の方が「家族や親族」と答えています。「児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員」と答えた方では、発達障害が63.8%と最も多く、次いで知的障害が61.4%、音声・言語・そしゃく機能障害が46.2%と続きます。「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」と答えた方では、難病が76.2%と最も多く、次いで内部障害が64.7%、肢体不自由が60.0%と続きます。

【図表：困ったときの相談相手（18歳未満の方）】



障害別

	n	家族や親族	近所の人	友人・知人	ピアサポート	学校の教職員	保育園・こども園・幼稚園の教職員	民生委員・児童委員	障害等の当事者会や家族の会	身体障害者相談員・知的障害者相談員	
(単位：%)											
全体	350	78.6	4.6	28.9	0.3	40.9	17.4	1.4	6.3	0.6	
障害別	肢体不自由	30	86.7	3.3	26.7	0.0	46.7	6.7	0.0	13.3	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	92.3	3.8	26.9	0.0	46.2	7.7	0.0	19.2	0.0
	視覚障害	12	83.3	16.7	33.3	0.0	41.7	8.3	0.0	8.3	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	85.7	7.1	7.1	0.0	50.0	14.3	0.0	21.4	0.0
	内部障害	17	70.6	0.0	17.6	0.0	23.5	5.9	0.0	17.6	0.0
	知的障害	140	77.9	5.0	32.1	0.0	53.6	10.7	0.7	12.1	1.4
	発達障害	213	75.6	4.2	25.8	0.5	45.1	15.0	2.3	2.8	0.9
	精神障害	3	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	90.5	0.0	19.0	0.0	52.4	0.0	0.0	19.0	0.0
その他											
	19	94.7	10.5	47.4	0.0	21.1	47.4	0.0	5.3	0.0	

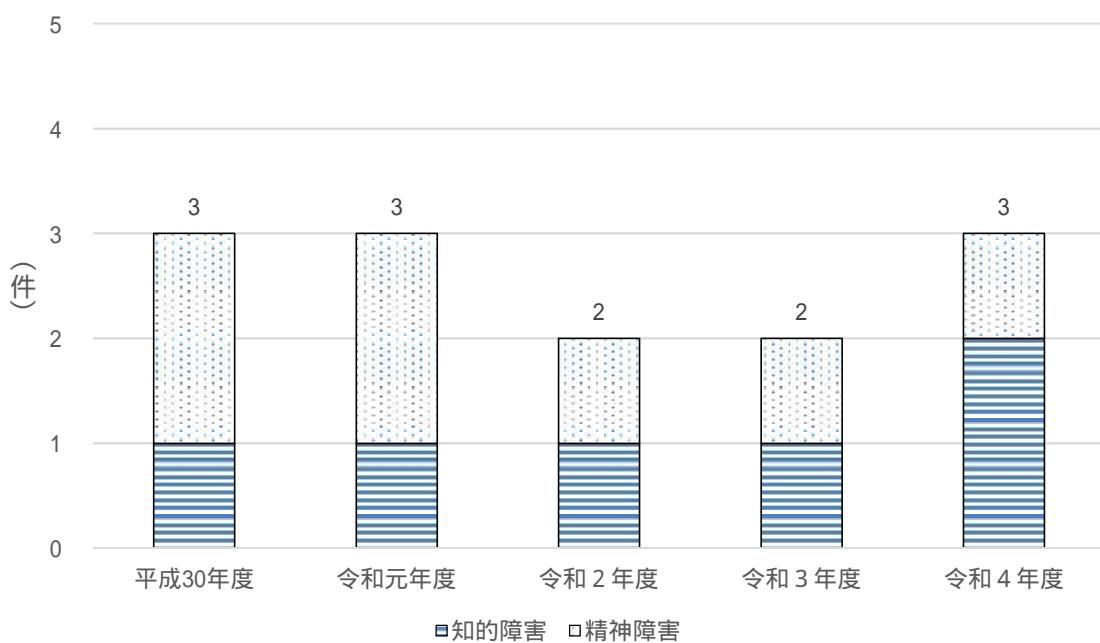
	n	ヘルパー等福祉従事者	児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員	相談支援事業所等の相談支援専門員	医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）	医療関係の相談窓口（地域包括ケア歯科相談窓口、かかりつけ医・在宅医療相談窓口、患者の声相談窓口等）	障害福祉課・予防対策課以外の区の窓口	障害福祉課・予防対策課以外の区の窓口	保健サービスセンター	障害者基幹相談支援センター	
(単位：%)											
全体	350	3.1	54.9	9.7	45.4	3.7	11.7	1.4	3.7	0.3	
障害別	肢体不自由	30	16.7	33.3	10.0	60.0	6.7	26.7	3.3	3.3	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	7.7	46.2	7.7	46.2	0.0	15.4	3.8	3.8	0.0
	視覚障害	12	16.7	16.7	8.3	50.0	8.3	25.0	0.0	8.3	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	14.3	7.1	57.1	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0
	内部障害	17	5.9	5.9	5.9	64.7	17.6	11.8	5.9	5.9	0.0
	知的障害	140	5.0	61.4	12.1	50.7	3.6	12.9	2.1	2.9	0.7
	発達障害	213	1.4	63.8	11.7	42.7	2.8	10.8	1.9	3.3	0.5
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	4.8	42.9	9.5	76.2	0.0	23.8	0.0	0.0	0.0
その他											
	19	5.3	57.9	10.5	52.6	5.3	10.5	0.0	5.3	0.0	

	n	各地区的生活あんしん拠点（地域生活支援拠点）	子ども家庭支援センター	教育委員会・教育センター	児童相談センター（児童相談所）	文京区社会福祉協議会	どこに相談すればいいかわからない	その他	相談する相手がない	不明	
(単位：%)											
全体	350	0.0	4.3	28.9	3.1	1.7	0.6	5.1	1.7	0.6	
障害別	肢体不自由	30	0.0	0.0	6.7	3.3	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	0.0	7.7	15.4	0.0	0.0	0.0	11.5	0.0	0.0
	視覚障害	12	0.0	8.3	33.3	8.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0
	内部障害	17	0.0	0.0	17.6	5.9	0.0	0.0	0.0	11.8	0.0
	知的障害	140	0.0	2.1	18.6	2.1	2.1	0.7	5.7	4.3	0.7
	発達障害	213	0.0	5.6	34.3	3.8	2.3	0.9	5.6	0.5	0.5
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	0.0	0.0	19.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0
その他											
	19	0.0	0.0	36.8	5.3	5.3	0.0	5.3	0.0	0.0	

○法人後見受任件数の推移

社会福祉協議会が受任している法人後見受任件数は、令和4年度が3件となっており、4年前の平成30年度と同じ件数となっています。受任件数は平成30年から令和4年度にかけて、2~3件で推移しています。

【図表：法人後見受任件数の推移】



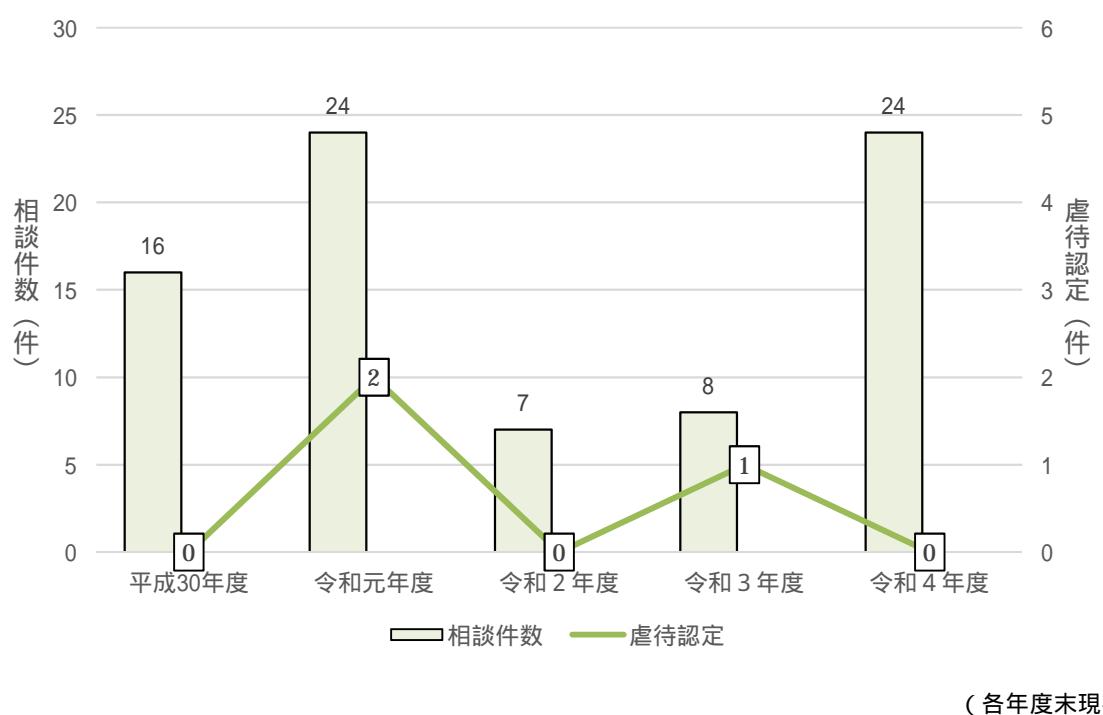
(各年度末現在に社会福祉協議会が受任している件数)

○障害者虐待防止センター相談件数の推移

障害者虐待防止センター相談件数は、令和2年度には7件まで減少しましたが、その後は増加が続き、令和4年度は24件となっています。虐待認定件数は、0~2件程度で推移しています。

なお、障害者虐待防止センターでは、虐待の通報や届出、相談を受けて事実確認を行い、虐待に該当する場合、虐待認定を行っています。

【図：障害者虐待防止センター相談件数の推移】



相談支援と権利擁護における課題

- ・各相談機関の連携など、総合的、専門的、長期的な相談・支援体制が構築されること
- ・障害者や家族同士の情報交換・交流の場づくりが進められること
- ・虐待を地域で防止するためのネットワークづくりが進められること
- ・障害者が安心して暮らしていくための、権利擁護や成年後見制度等のさらなる普及啓発を行うこと
- ・障害者差別解消に向けた取組が推進されること

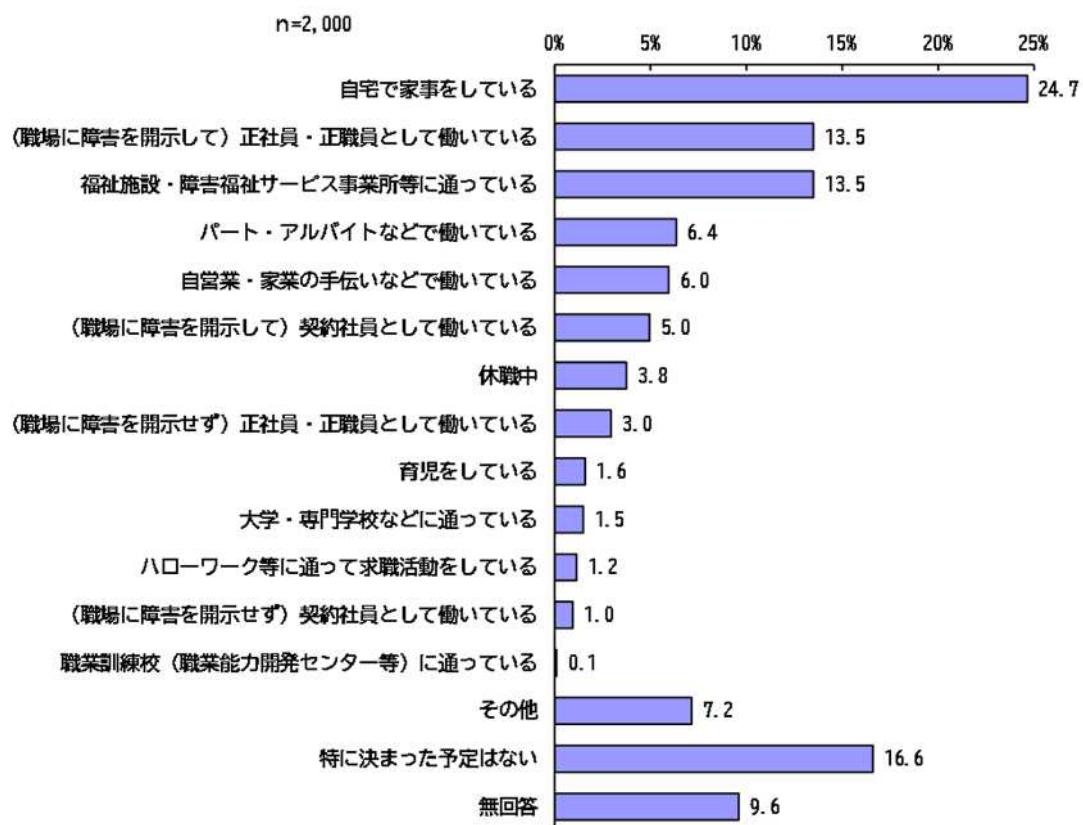
(5) 障害者の就労について

○平日の日中の過ごし方（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に平日の日中の過ごし方をお聞きしたところ、全体としては「自宅で家事をしている」が24.7%と最も多く、次いで「（職場に障害を開示して）正社員・正職員として働いている」が13.5%、「福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている」が13.5%と続きます。

項目別にみると、「自宅で家事をしている」と答えた方では、難病（特定疾病）が31.0%と最も多く、次いで精神障害が27.6%、内部障害が24.8%と続きます。「（職場に障害を開示して）正社員・正職員として働いている」と答えた方では、難病（特定疾病）が18.7%と最も多く、発達障害が16.0%と続きます。「福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている」と答えた方では、知的障害が55.8%と最も多く、次いで発達障害が28.9%、高次脳機能障害が22.7%と続きます。

【図表：平日の日中の過ごし方（在宅の方）】



障害別

(単位：%)	n	(職場に障害を開示して)正社員・正職員として働いている	(職場に障害を開示せず)正社員・正職員として働いている	(職場に障害を開示して)契約社員として働いている	(職場に障害を開示せず)契約社員として働いている	パート・アルバイトなどで働いている	自営業・家の手伝いなどで働いている	福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている	大学・専門学校などに通っている
全体	2,000	13.5	3.0	5.0	1.0	6.4	6.0	13.5	1.5
年代別	18歳以上40歳未満	393	23.9	5.9	10.7	1.5	7.9	3.8	26.5
	40歳以上65歳未満	752	20.6	4.1	6.3	1.3	9.6	6.5	13.7
	65歳以上75歳未満	297	4.0	0.7	2.0	0.7	6.1	9.8	7.4
	75歳以上	499	0.8	0.4	0.0	0.0	0.8	4.8	5.6
障害別	肢体不自由	283	10.6	0.0	2.8	0.4	1.4	4.9	12.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	3.9	0.0	2.6	0.0	1.3	0.0	20.8
	視覚障害	144	15.3	1.4	2.1	0.7	3.5	6.9	9.0
	聴覚・平衡機能障害	146	13.0	0.7	4.8	0.7	4.1	5.5	6.8
	内部障害	278	10.8	2.2	2.5	0.7	5.4	8.3	5.0
	知的障害	231	8.2	0.4	11.7	0.4	3.5	0.9	55.8
	発達障害	187	16.0	4.3	15.0	1.1	8.6	1.6	28.9
	精神障害	464	9.3	3.4	6.9	1.7	9.5	5.8	16.6
	高次脳機能障害	44	11.4	0.0	4.5	0.0	0.0	4.5	22.7
	難病(特定疾病)	632	18.7	4.3	2.5	0.9	7.3	8.4	4.1
	その他	35	8.6	5.7	8.6	0.0	2.9	5.7	20.0
									0.0

(単位：%)	n	職業訓練校(職業能力開発センター等)に通っている	ハローワーク等に通って求職活動をしている	自宅で家事をしている	育児をしている	休職中	その他	特に決まった予定はない	不明
全体	2,000	0.1	1.2	24.7	1.6	3.8	7.2	16.6	9.6
年代別	18歳以上40歳未満	393	0.5	1.5	9.9	2.8	3.6	6.6	5.6
	40歳以上65歳未満	752	0.0	1.7	26.1	2.5	5.9	6.1	9.6
	65歳以上75歳未満	297	0.0	1.0	37.7	0.7	3.7	7.4	21.2
	75歳以上	499	0.0	0.2	26.3	0.0	1.0	9.4	32.9
障害別	肢体不自由	283	0.0	0.4	23.7	0.4	3.2	8.5	26.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	0.0	0.0	18.2	0.0	2.6	16.9	23.4
	視覚障害	144	0.7	0.0	18.8	2.1	1.4	11.8	25.7
	聴覚・平衡機能障害	146	0.0	1.4	24.0	0.7	0.0	10.3	26.0
	内部障害	278	0.0	0.7	24.8	0.4	4.0	9.0	24.5
	知的障害	231	0.4	0.4	5.6	0.4	0.4	4.3	8.7
	発達障害	187	0.0	3.7	10.7	0.5	4.3	6.4	8.0
	精神障害	464	0.0	2.4	27.6	1.1	8.6	8.6	15.1
	高次脳機能障害	44	0.0	2.3	11.4	2.3	2.3	11.4	31.8
	難病(特定疾病)	632	0.0	0.6	31.0	3.5	3.0	6.2	14.6
	その他	35	0.0	0.0	11.4	0.0	8.6	22.9	20.0
									11.4

○仕事での困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に仕事での困りごとをお聞きしたところ、全体としては「仕事中の体調の変化に不安がある」が27.8%と3割近くで最も多く、次いで「賃金や待遇面で不満がある」が18.1%、「調子が悪いときに休みが取りにくい」が16.4%と続きます。一方、「特にない」は33.3%と3割近くとなっています。

項目別にみると、「仕事中の体調の変化に不安がある」と答えた方では、その他を除くと音声・言語・そしゃく機能障害が50.0%と最も多く、次いで精神障害が40.1%、難病が36.3%と続きます。「賃金や待遇面で不満がある」と答えた方では、高次脳機能障害が44.4%と最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害が32.5%と続きます。「調子が悪いときに休みがとりにくい」と答えた方では、その他を除くと難病が23.8%と最も多く、内部障害が18.8%と続きます。

【図表：仕事で困っていること（在宅の方）】



障害別

		n	賃金や待遇面で不満がある	仕事中の体調の変化に不安がある	調子が悪いときに休みを取りにくい	労働時間や日数に不満がある	通勤が大変である	職場の人間関係がうまくいかない	職場に相談できる人や援助者がいない	職場の障害理解が不足している	トイレなど職場の設備が不十分
(単位：%)											
全体		670	18.1	27.8	16.4	6.6	12.1	10.3	10.6	9.0	2.2
障害別	肢体不自由	57	12.3	28.1	14.0	10.5	26.3	7.0	8.8	5.3	3.5
	音声・言語・そしゃく機能障害	6	16.7	50.0	0.0	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
	視覚障害	42	11.9	11.9	7.1	4.8	23.8	2.4	9.5	9.5	7.1
	聴覚・平衡機能障害	40	32.5	7.5	10.0	5.0	5.0	5.0	10.0	22.5	2.5
	内部障害	80	18.8	33.8	18.8	5.0	8.8	6.3	13.8	5.0	2.5
	知的障害	57	8.8	8.8	0.0	0.0	12.3	14.0	5.3	3.5	1.8
	発達障害	83	22.9	25.3	14.5	8.4	13.3	27.7	18.1	19.3	1.2
	精神障害	162	32.1	40.1	18.5	11.1	13.6	19.8	19.1	16.7	2.5
	高次脳機能障害	9	44.4	22.2	11.1	0.0	44.4	0.0	0.0	22.2	0.0
	難病（特定疾病）	256	14.1	36.3	23.8	5.1	12.1	2.7	8.6	4.7	3.1
その他		11	27.3	36.4	36.4	9.1	9.1	27.3	18.2	36.4	9.1

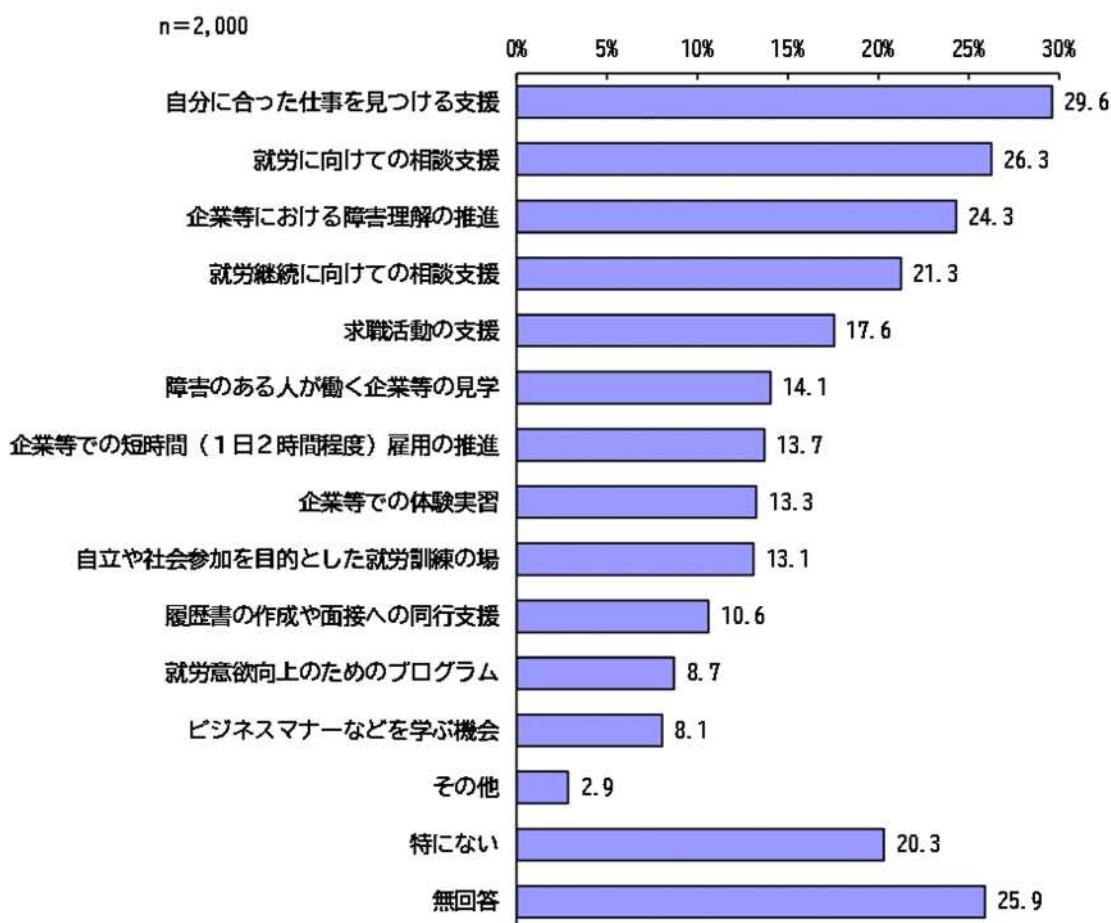
		n	周囲の目が気になる	自分の考えや思ったことを伝えられない	能力に応じた評価、昇進の仕組みがない	仕事の内容が合っていない	在宅勤務やオンライン化への対応が難しい	その他	特にない	不明
(単位：%)										
全体		670	7.5	11.0	7.6	5.4	7.5	4.5	33.3	5.5
障害別	肢体不自由	57	3.5	5.3	3.5	5.3	10.5	1.8	33.3	7.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	6	0.0	33.3	0.0	16.7	16.7	0.0	33.3	16.7
	視覚障害	42	11.9	9.5	2.4	2.4	7.1	2.4	42.9	7.1
	聴覚・平衡機能障害	40	2.5	7.5	10.0	2.5	12.5	2.5	35.0	7.5
	内部障害	80	2.5	5.0	5.0	3.8	3.8	2.5	41.3	7.5
	知的障害	57	12.3	22.8	3.5	3.5	8.8	1.8	45.6	5.3
	発達障害	83	18.1	39.8	7.2	15.7	18.1	7.2	25.3	1.2
	精神障害	162	10.5	17.3	16.7	9.9	9.3	6.2	21.6	6.8
	高次脳機能障害	9	0.0	11.1	22.2	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0
	難病（特定疾病）	256	4.3	3.1	3.5	3.1	6.6	3.9	32.0	3.9
その他		11	27.3	18.2	0.0	9.1	18.2	9.1	36.4	9.1

○就労のために希望する支援（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に就労のために希望する支援をお聞きしたところ、全体としては「自分に合った仕事を見つける支援」が 29.6%と最も多く、次いで「就労に向けての相談支援」が 26.3%、「企業等における障害理解の推進」が 24.3%と続きます。一方、「特にない」は 20.3%と 2 割を超えています。

項目別にみると、「自分に合った仕事を見つける支援」と答えた方では、発達障害が 51.3%と最も多く、次いで精神障害が 42.7%、知的障害が 41.1%と続きます。「就労に向けての相談支援」と答えた方では、発達障害が 49.2%と最も多く、次いで精神障害が 37.9%、知的障害が 32.5%と続きます。「企業等における障害理解の推進」と答えた方では、発達障害が 49.2%と最も多く、次いで知的障害が 36.8%、精神障害が 34.3%と続きます。

【図表：就労のために希望する支援（在宅の方）】



障害別

		n	就労に向けての相談支援	就労継続に向けての相談支援	障害のある人が働く企業等の見学	企業等での体験実習	自立や社会参加を目的とした就労訓練の場	就労意欲向上のためのプログラム	求職活動の支援	自分に合った仕事を見つける支援
(単位：%)										
全体		2,000	26.3	21.3	14.1	13.3	13.1	8.7	17.6	29.6
障 害 別	肢體不自由	283	21.6	15.9	9.5	7.4	11.0	3.9	12.0	20.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	14.3	9.1	7.8	9.1	10.4	6.5	11.7	23.4
	視覚障害	144	22.9	19.4	13.9	11.1	12.5	9.7	16.7	23.6
	聴覚・平衡機能障害	146	17.8	13.7	13.7	11.6	10.3	6.8	11.0	19.9
	内部障害	278	18.7	12.2	10.1	8.3	7.6	5.8	13.7	22.7
	知的障害	231	32.5	33.3	22.9	26.4	20.3	13.9	19.5	41.1
	発達障害	187	49.2	50.3	32.6	35.8	29.9	20.3	34.2	51.3
	精神障害	464	37.9	34.1	20.3	18.1	14.9	14.2	25.4	42.7
	高次脳機能障害	44	18.2	18.2	20.5	20.5	15.9	9.1	27.3	29.5
	難病（特定疾病）	632	23.1	15.3	9.2	9.7	12.2	5.5	16.5	24.8
その他		35	14.3	20.0	17.1	22.9	14.3	11.4	11.4	22.9

		n	ビジネスマナーなどを学ぶ機会	履歴書の作成や面接への同行支援	企業等での短時間（1日2時間程度）雇用の推進	企業等における障害理解の推進	その他	特になし	不明
(単位：%)									
全体		2,000	8.1	10.6	13.7	24.3	2.9	20.3	25.9
障 害 別	肢體不自由	283	3.9	4.9	8.8	16.6	3.5	23.3	37.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	3.9	5.2	10.4	20.8	2.6	23.4	40.3
	視覚障害	144	11.1	11.1	8.3	25.7	0.7	22.2	32.6
	聴覚・平衡機能障害	146	2.7	4.8	11.6	19.2	1.4	20.5	38.4
	内部障害	278	5.4	5.0	11.5	15.1	2.5	28.4	31.3
	知的障害	231	10.0	16.0	16.5	36.8	0.9	13.9	19.0
	発達障害	187	22.5	27.8	24.6	49.2	4.3	6.4	10.2
	精神障害	464	12.3	19.4	21.6	34.3	6.9	14.0	13.1
	高次脳機能障害	44	2.3	11.4	18.2	34.1	4.5	29.5	22.7
	難病（特定疾病）	632	6.2	6.2	11.6	18.7	1.7	22.0	29.4
その他		35	17.1	11.4	11.4	28.6	2.9	37.1	20.0

障害者の就労における課題

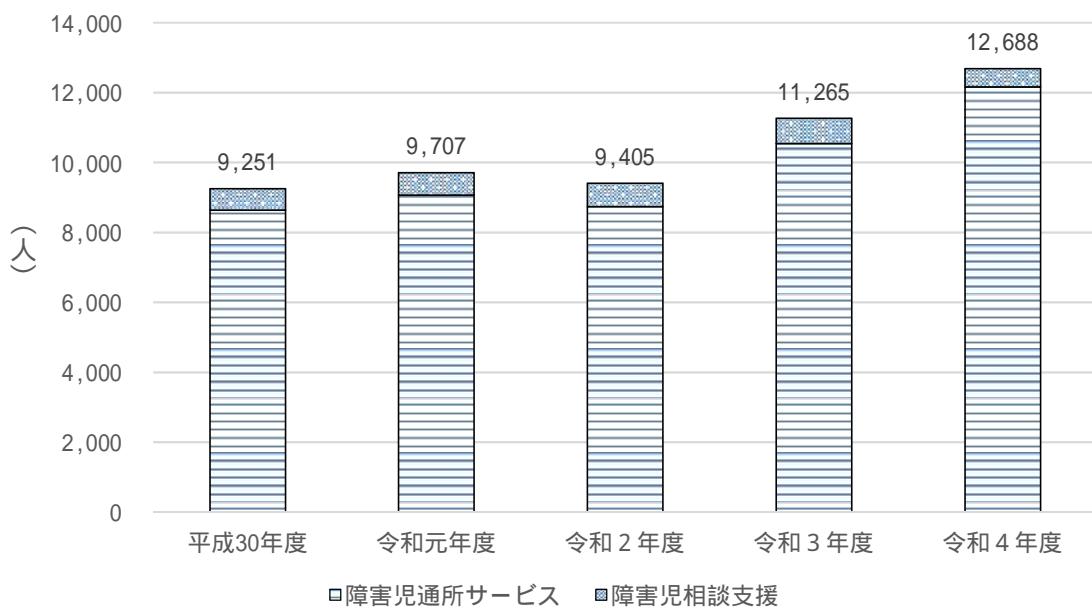
- ・本人や家族、職場に対する専門性の高い相談・支援が行われること
- ・多様な障害の特性や個性に合わせた就業形態・就労機会が拡大されること
- ・障害者雇用に対する企業（働く現場の人）の理解と体制の整備が進むこと
- ・就労の促進及び継続・定着を支援するための方策を打ち出すこと
- ・福祉的就労における作業内容の充実と工賃をアップさせる取組が推進されること

(6) 子どもの育ち及び家庭への支援について

○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数

児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の利用者は、令和4年度末現在12,688人で、4年前の平成30年度と比較すると、1.37倍に増加しています。サービス別では、障害児通所サービスが12,161人で全利用者の95.8%、残りの527人(同4.2%)が障害児相談支援となっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数】



	単位：人				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児 相談支援	616	636	667	721	527
障害児 通所サービス	8,635	9,071	8,738	10,544	12,161
合 計	9,251	9,707	9,405	11,265	12,688

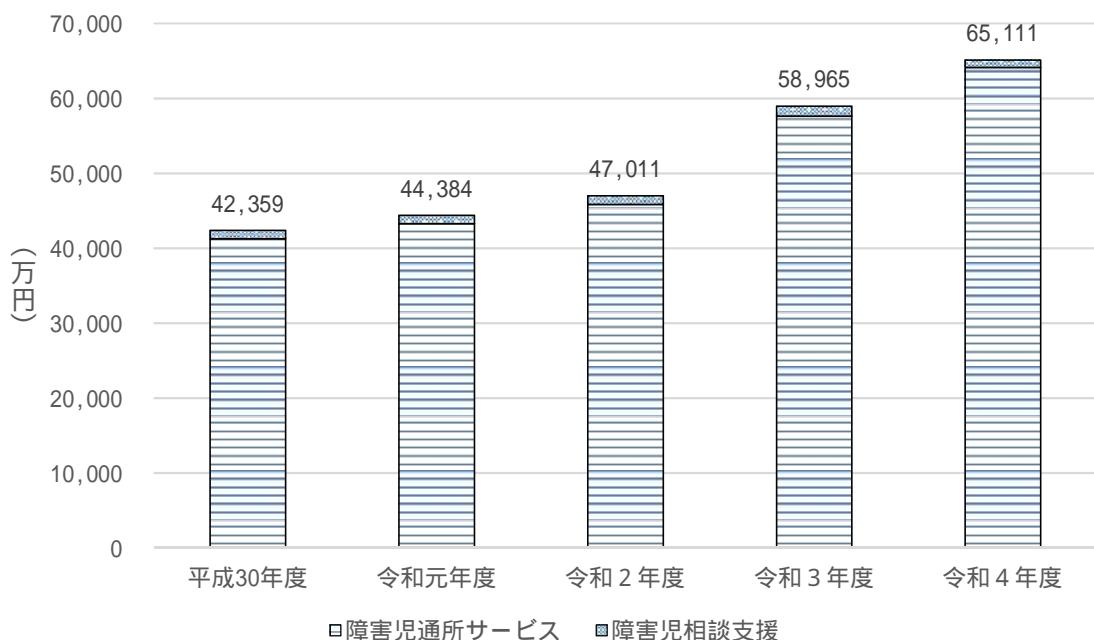
(各年度末現在)

○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額

令和 4 年度における児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額は、4 年前の平成 30 年度と比較すると 1.54 倍に増加しており、給付額は 6 億 5 千万円を超えていきます。サービス別では、障害児通所サービスが 6 億 4,122 万円、障害児相談支援が 989 万円となっています。

平成 30 年度と令和 4 年度とを比較すると、障害児通所サービスが 55.4% の増加、障害児相談支援が 9.8% の減少となっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額】



単位：万円

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障害児 相談支援	1,097	1,109	1,151	1,325	989
障害児 通所サービス	41,263	43,275	45,860	57,640	64,122
合 計	42,359	44,384	47,011	58,965	65,111

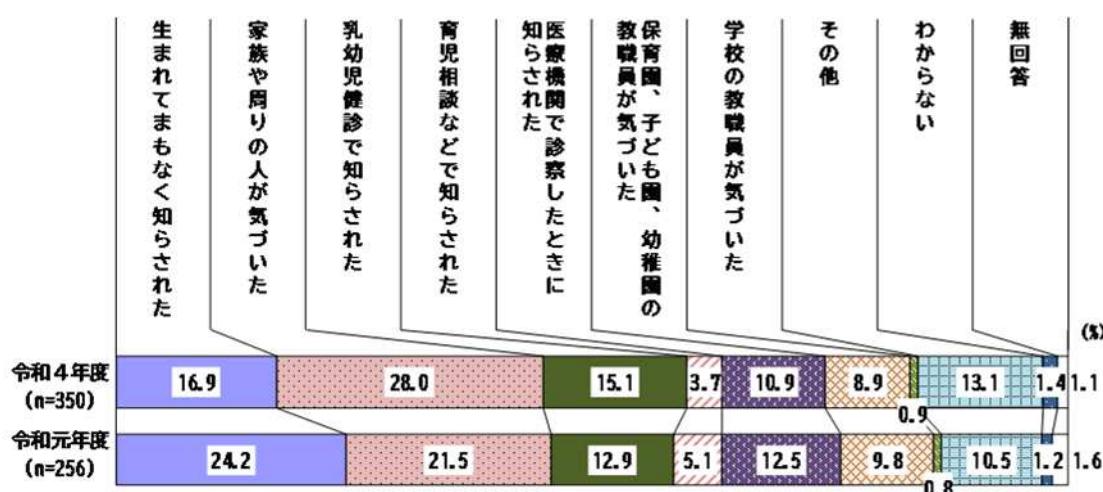
(各年度末現在)

○障害に気づいた状況（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方の保護者の方に障害に気づいた状況をお聞きしたところ、全体としては「家族や周りの人が気づいた」が28.0%と最も多く、次いで「生まれてまもなく知らされた」が16.9%、「乳幼児健診で知らされた」が15.1%と続きます。

項目別にみると、「家族や周りの人が気づいた」と答えた方では、発達障害が33.8%と最も多く、次いで精神障害が33.3%と続きます。「生まれてまもなく知らされた」と答えた方では、聴覚・平衡機能障害が71.4%と最も多く、次いで視覚障害が50.0%、内部障害が41.2%と続きます。「乳幼児健診で知らされた」と答えた方では、難病（特定疾病）が23.8%と最も多く、次いで知的障害が17.9%、発達障害が17.4%と続きます。

【図表：障害に気づいた状況（18歳未満の方）】



障害別

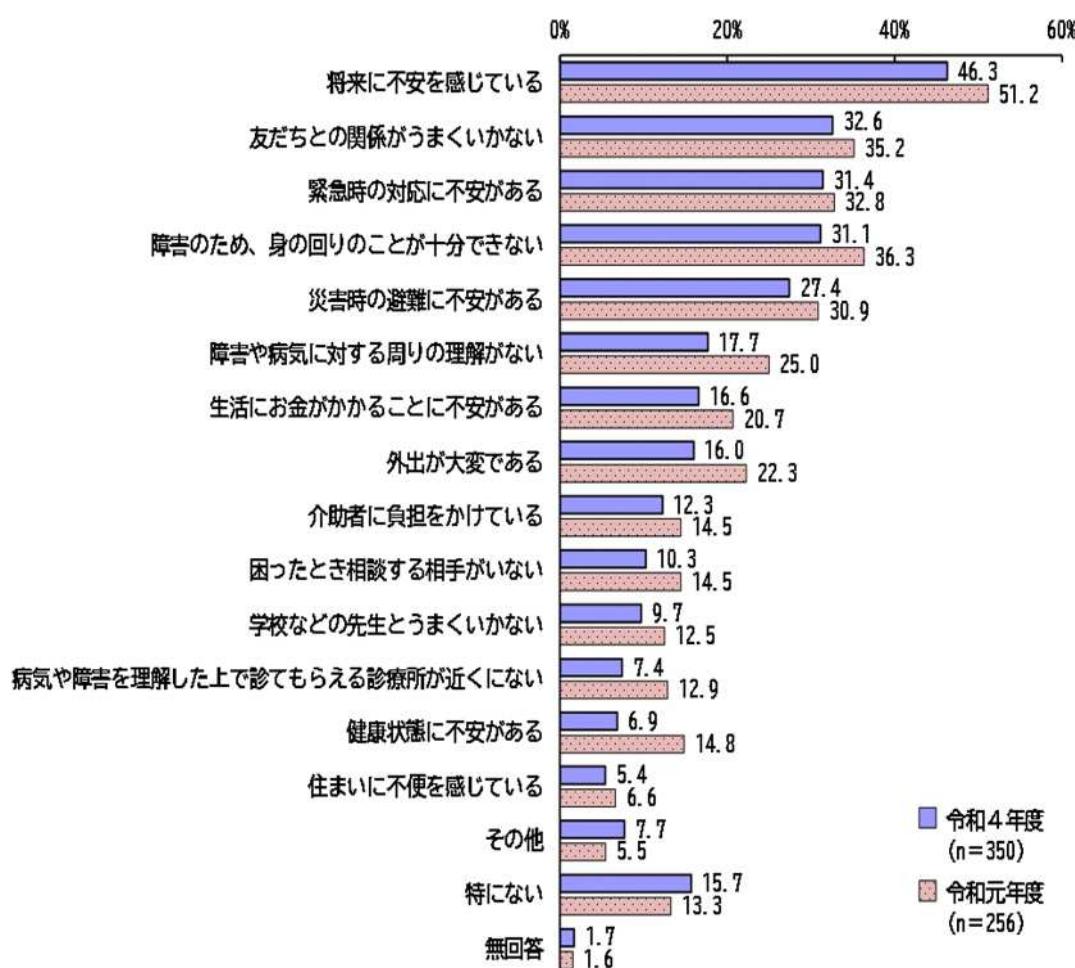
		n	生まられてまもなく知らされた	家族や周りの人が気づいた	乳幼児健診で知らされた	育児相談などで知らされた	医療機関で診察したときに知らされた	保育園・子ども園・幼稚園の教職員が気づいた	学校の教職員が気づいた	その他	わからない	不明
(単位：%)		350	16.9	28.0	15.1	3.7	10.9	8.9	0.9	13.1	1.4	1.1
障害別	肢体不自由	30	10.0	5.0	5.0	0.0	5.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	10.0	7.0	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0
	視覚障害	12	6.0	3.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	10.0	0.0	1.0	0.0	2.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
	内部障害	17	7.0	0.0	1.0	0.0	4.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0
	知的障害	140	38.0	27.0	25.0	4.0	16.0	6.0	1.0	19.0	1.0	3.0
	発達障害	213	10.0	72.0	37.0	10.0	24.0	26.0	3.0	27.0	3.0	1.0
	精神障害	3	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	7.0	2.0	5.0	0.0	4.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0
	その他	19	2.0	5.0	2.0	0.0	2.0	2.0	0.0	6.0	0.0	0.0

○日常生活で困っていること（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に日常生活で困っていることをお聞きしたところ、全体としては「将来に不安を感じている」が46.3%と最も多く、次いで「友だちとの関係がうまくいかない」が32.6%、「緊急時の対応に不安がある」が31.4%と続きます。一方、「特になし」は15.7%となっています。

項目別にみると、「将来に不安を感じている」と答えた方では、精神障害が100%と最も多く、次いで肢体不自由が63.3%、難病が61.9%と続きます。「友だちとの関係がうまくいかない」と答えた方では、精神障害が66.7%と最も多く、次いで発達障害が44.1%、知的障害が27.1%と続きます。「緊急時の対応に不安がある」と答えた方では、音声・言語・そしゃく機能障害が61.5%と最も多く、次いで肢体不自由が53.3%、知的障害と高次脳機能障害が50.0%と続きます。

【図表：日常生活で困っていること（18歳未満の方）】



障害別

		n	健康状態に不安がある	障害のため、身の回りのことが十分できない	介助者に負担をかけている	外出が大変である	住まいに不便を感じている	災害時の避難に不安がある	緊急時の対応に不安がある	学校などの先生とうまくいかない	友だとの関係がうまくいかない
(単位：%)											
全体		350	6.9	31.1	12.3	16.0	5.4	27.4	31.4	9.7	32.6
障害別	肢体不自由	30	23.3	70.0	40.0	50.0	20.0	56.7	53.3	10.0	6.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	23.1	57.7	30.8	34.6	11.5	61.5	61.5	7.7	15.4
	視覚障害	12	25.0	33.3	41.7	41.7	25.0	66.7	33.3	8.3	16.7
	聴覚・平衡機能障害	14	0.0	35.7	7.1	7.1	7.1	42.9	35.7	0.0	0.0
	内部障害	17	29.4	17.6	5.9	17.6	5.9	23.5	17.6	0.0	5.9
	知的障害	140	7.9	48.6	20.0	24.3	7.1	43.6	50.0	9.3	27.1
	発達障害	213	3.8	28.6	11.7	14.1	4.2	24.9	30.0	13.1	44.1
	精神障害	3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	66.7
	高次脳機能障害	2	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	14.3	52.4	28.6	33.3	14.3	52.4	42.9	9.5	4.8
その他		19	0.0	42.1	5.3	10.5	5.3	10.5	21.1	10.5	47.4

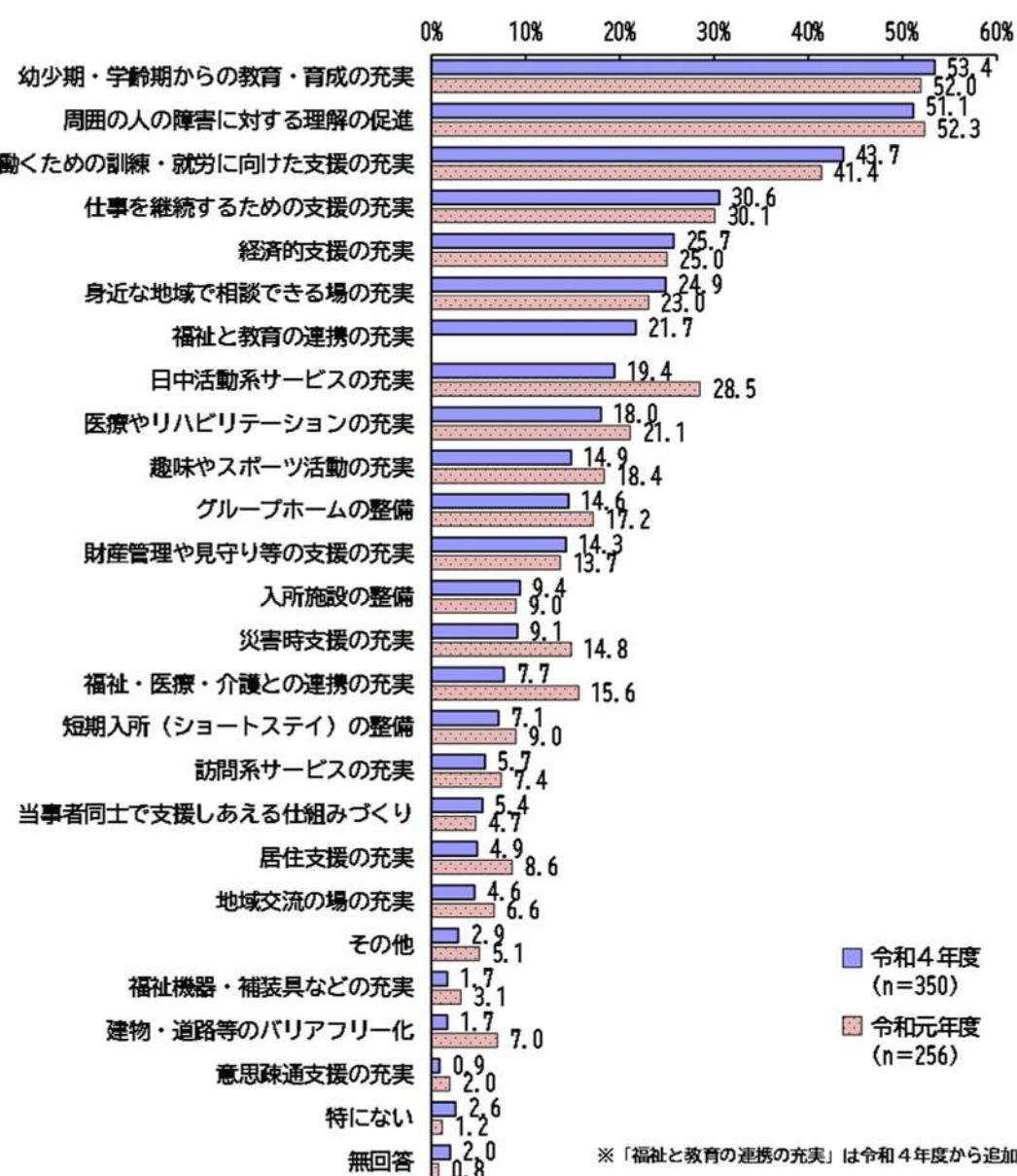
		n	障害や病気に対する周りの理解がない	困ったとき相談する相手がない	病気や障害を理解した上で診てもらえる診療所が近くにない	生活にお金がかかることに不安がある	将来に不安を感じている	その他	特にない	不明
(単位：%)										
全体		350	17.7	10.3	7.4	16.6	46.3	7.7	15.7	1.7
障害別	肢体不自由	30	16.7	10.0	13.3	36.7	63.3	3.3	6.7	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	11.5	7.7	19.2	15.4	57.7	0.0	3.8	0.0
	視覚障害	12	16.7	16.7	16.7	33.3	58.3	16.7	8.3	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	21.4	0.0	0.0	14.3	57.1	0.0	14.3	0.0
	内部障害	17	23.5	0.0	5.9	17.6	35.3	17.6	17.6	5.9
	知的障害	140	18.6	16.4	12.9	19.3	51.4	7.9	10.0	1.4
	発達障害	213	21.1	12.2	8.9	15.5	49.3	8.5	14.6	1.4
	精神障害	3	33.3	33.3	0.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	14.3	9.5	9.5	23.8	61.9	4.8	9.5	0.0
その他		19	21.1	10.5	5.3	26.3	47.4	10.5	10.5	5.3

○地域で安心して暮らすために必要な施策（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」が53.4%と最も多く、次いで「周囲の人の障害に対する理解の促進」が51.1%、「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」が43.7%と続きます。

項目別にみると、「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」と答えた方では、その他を除くと、発達障害が60.6%と最も多く、知的障害が45.0%と続きます。「周囲の人の障害に対する理解の促進」と答えた方では、高次脳機能障害が100%と最も多く、次いで精神障害が66.7%、聴覚・平衡機能障害が64.3%と続きます。「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」と答えた方では、精神障害が66.7%と最も多く、次いで発達障害が47.9%、知的障害が47.1%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策（18歳未満の方）】



障害別

		n	周囲の人の障害に対する理解の促進	医療やリハビリテーションの充実	幼少期・学齢期からの教育・育成の充実	働くための訓練・就労に向けた支援の充実	仕事を継続するための支援の充実	身近な地域で相談できる場の充実	訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護等)の充実	日中活動系サービス(生活介護・自立訓練等・就労移行支援・就労継続支援等)の充実	短期入所(ショートステイ)の整備
(単位: %)											
全体		350	51.1	18.0	53.4	43.7	30.6	24.9	5.7	19.4	7.1
障害別	肢体不自由	30	36.7	46.7	26.7	30.0	16.7	13.3	23.3	43.3	23.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	42.3	30.8	30.8	38.5	26.9	26.9	23.1	30.8	23.1
	視覚障害	12	33.3	16.7	25.0	33.3	33.3	8.3	8.3	16.7	16.7
	聴覚・平衡機能障害	14	64.3	28.6	42.9	21.4	35.7	14.3	0.0	14.3	21.4
	内部障害	17	47.1	35.3	23.5	29.4	29.4	5.9	11.8	5.9	5.9
	知的障害	140	47.9	17.1	45.0	47.1	30.7	17.9	11.4	33.6	12.1
	発達障害	213	51.2	14.1	60.6	47.9	33.3	26.8	2.8	16.9	5.2
	精神障害	3	66.7	33.3	33.3	66.7	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
	難病(特定疾病)	21	38.1	23.8	38.1	42.9	23.8	4.8	23.8	57.1	9.5
その他		19	36.8	10.5	68.4	47.4	15.8	47.4	0.0	10.5	10.5

		n	意思疎通支援(手話通訳者・要約筆記者派遣)の充実	福祉機器・補装具などの充実	グループホームの整備	入所施設の整備	居住支援の充実	建物・道路等のバリアフリー化	当事者同士で支援しあえる仕組みづくり	趣味やスポーツ活動の充実	財産管理や見守り等の支援の充実
(単位: %)											
全体		350	0.9	1.7	14.6	9.4	4.9	1.7	5.4	14.9	14.3
障害別	肢体不自由	30	0.0	10.0	30.0	30.0	10.0	6.7	6.7	6.7	20.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	3.8	7.7	30.8	23.1	7.7	0.0	3.8	11.5	19.2
	視覚障害	12	0.0	8.3	16.7	16.7	8.3	8.3	8.3	25.0	25.0
	聴覚・平衡機能障害	14	14.3	0.0	7.1	7.1	7.1	0.0	0.0	21.4	7.1
	内部障害	17	0.0	0.0	11.8	0.0	0.0	5.9	5.9	11.8	11.8
	知的障害	140	0.7	1.4	33.6	18.6	7.9	1.4	6.4	20.7	23.6
	発達障害	213	0.9	0.9	13.1	8.0	5.2	0.0	5.6	13.6	15.0
	精神障害	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病(特定疾病)	21	0.0	4.8	33.3	19.0	9.5	4.8	0.0	0.0	23.8
その他		19	0.0	0.0	5.3	0.0	5.3	5.3	10.5	21.1	10.5

		n	経済的支援の充実	災害時支援の充実	地域交流の場の充実	福祉・医療・介護との連携の充実	福祉と教育の連携の充実	その他	特になし	不明
(単位: %)										
全体		350	25.7	9.1	4.6	7.7	21.7	2.9	2.6	2.0
障害別	肢体不自由	30	30.0	10.0	6.7	23.3	3.3	0.0	0.0	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	15.4	7.7	15.4	15.4	15.4	0.0	0.0	0.0
	視覚障害	12	41.7	25.0	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	14.3	21.4	7.1	28.6	35.7	7.1	0.0	0.0
	内部障害	17	29.4	11.8	0.0	11.8	23.5	0.0	11.8	0.0
	知的障害	140	25.7	12.1	7.1	10.7	17.9	1.4	0.0	1.4
	発達障害	213	23.0	8.0	4.2	6.1	23.9	3.8	1.9	3.3
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病(特定疾病)	21	33.3	14.3	4.8	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0
その他		19	26.3	5.3	10.5	5.3	31.6	5.3	0.0	0.0

子どもの育ち及び家庭への支援における課題

- ・子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図ること
- ・子どもの成長段階に応じた適切な支援・情報が提供されること
- ・関係機関との連携を強化した、切れ目のない継続した支援が受けられること
- ・障害のあるなしにかかわらず、ともに地域で育ちあう環境づくりが進むこと
- ・障害のある子どもの居場所対策が推進されること
- ・医療的ケア児への支援体制を強化すること

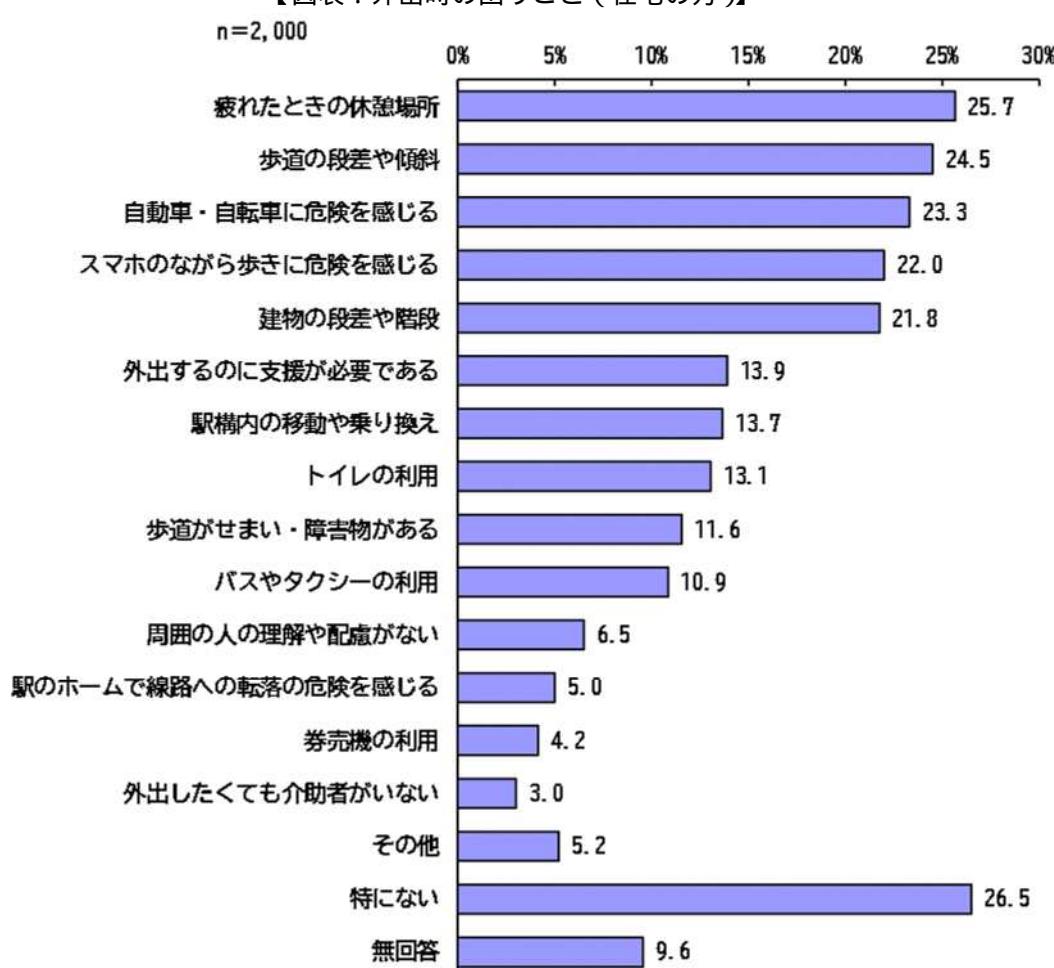
(7) バリアフリー（ソフト・ハード）の推進について

○外出時の困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「疲れたときの休憩所」が25.7%と2割半ばを超えて最も多く、次いで「歩道の段差や傾斜」が24.5%、「自動車・自転車に危険を感じる」が23.3%となっています。

項目別にみると、「疲れたときの休憩所」と答えた方では、高次脳機能障害が43.2%と最も多く、次いで内部障害が33.1%、肢体不自由が31.4%と続きます。「歩道の段差や傾斜」と答えた方では、視覚障害が54.9%と最も多く、次いで肢体不自由が50.5%、高次脳機能障害が43.2%と続きます。「自動車・自転車に危険を感じる」と答えた方では、その他を除くと視覚障害が50.7%と最も多く、次いで高次脳機能障害が45.5%、肢体不自由が29.0%と続きます。

【図表：外出時の困りごと（在宅の方）】



障害別

		n	歩道の段差や傾斜	建物の段差や階段	バスやタクシーの利用	駅構内の移動や乗り換え	券売機の利用	トイレの利用	歩道がせまい・障害物がある	疲れたときの休憩場所	自動車・自転車に危険を感じる
(単位：%)											
全体		2,000	24.5	21.8	10.9	13.7	4.2	13.1	11.6	25.7	23.3
障害別	肢体不自由	283	50.5	45.9	23.0	23.7	6.4	25.8	22.3	31.4	29.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	35.1	26.0	19.5	11.7	5.2	26.0	18.2	28.6	26.0
	視覚障害	144	54.9	47.2	14.6	32.6	17.4	20.8	42.4	19.4	50.7
	聴覚・平衡機能障害	146	24.7	15.8	15.1	11.6	4.8	14.4	11.6	24.0	28.8
	内部障害	278	29.1	29.1	11.9	14.7	2.9	17.6	11.2	33.1	19.8
	知的障害	231	20.8	15.2	16.9	19.5	12.6	15.6	11.3	13.9	22.9
	発達障害	187	7.5	8.6	10.7	12.8	7.0	7.5	7.0	20.3	23.0
	精神障害	464	13.8	11.4	9.1	9.7	2.4	6.7	7.3	31.0	22.0
	高次脳機能障害	44	43.2	40.9	13.6	25.0	9.1	20.5	22.7	43.2	45.5
	難病（特定疾病）	632	25.5	22.2	8.9	11.7	1.7	15.3	10.3	26.9	20.3
その他		35	34.3	34.3	17.1	22.9	8.6	17.1	20.0	28.6	34.3

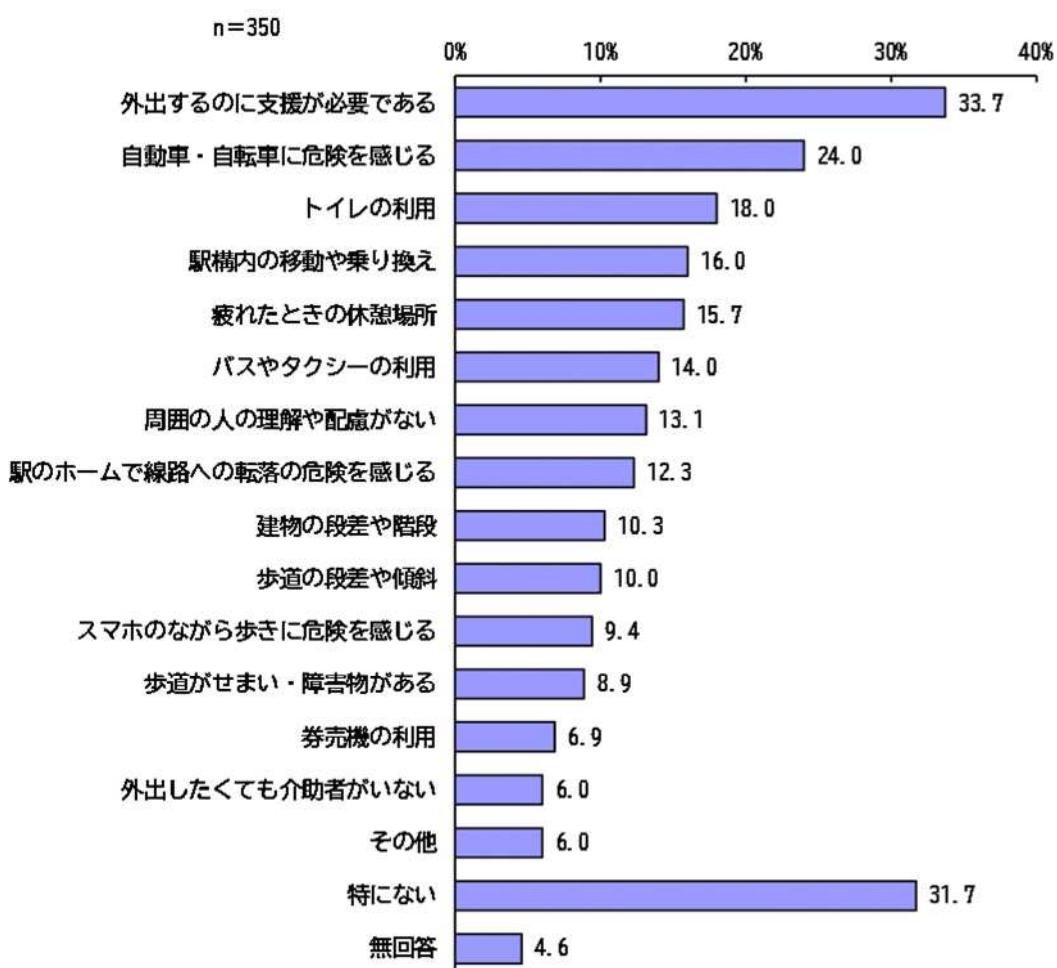
		n	スマホのながら歩きに危険を感じる	駅のホームで線路への転落の危険を感じる	外出するのに支援が必要である	外出したくても介助者がいない	周囲の人の理解や配慮がない	その他	特にない	不明
(単位：%)										
障害別	全体	2,000	22.0	5.0	13.9	3.0	6.5	5.2	26.5	9.6
	肢体不自由	283	33.9	7.4	25.4	7.1	7.4	6.7	6.0	10.2
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	24.7	9.1	35.1	7.8	14.3	2.6	13.0	18.2
	視覚障害	144	36.1	15.3	25.7	4.2	9.0	6.9	10.4	9.7
	聴覚・平衡機能障害	146	24.0	4.8	11.6	2.1	7.5	7.5	19.2	12.3
	内部障害	278	23.7	3.2	14.0	2.5	2.9	4.0	23.7	10.8
	知的障害	231	20.3	8.2	39.0	8.2	16.9	4.3	23.4	10.0
	発達障害	187	20.3	6.4	18.2	4.8	15.5	7.5	32.1	7.5
	精神障害	464	18.3	5.4	8.4	1.9	10.1	9.3	29.5	9.5
	高次脳機能障害	44	34.1	15.9	31.8	9.1	15.9	4.5	4.5	6.8
	難病（特定疾病）	632	21.4	3.6	9.2	1.7	2.8	3.5	29.7	10.0
その他		35	40.0	5.7	22.9	11.4	25.7	5.7	17.1	8.6

○外出時の困りごと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「外出するのに支援が必要である」が33.7%と3割を超えて最も多く、次いで「自動車・自転車に危険を感じる」が24.0%、「トイレの利用」が18.0%と続きます。

項目別にみると、「外出するのに支援が必要である」と答えた方では、音声・言語・そしゃく機能障害が73.1%と最も多く、次いで視覚障害が66.7%、肢体不自由が63.3%と続きます。「自動車・自転車に危険を感じる」と答えた方では、高次脳機能障害が100%と最も多く、次いで視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害がともに50.0%と続きます。「トイレの利用」と答えた方では、肢体不自由が56.7%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害、高次脳機能障害がともに50.0%と続きます。

【図表：外出時の困りごと（18歳未満の方）】



障害別

		n	歩道の段差や傾斜	建物の段差や階段	バスやタクシーの利用	駅構内の移動や乗り換え	券売機の利用	トイレの利用	歩道がせまい・障害物がある	疲れたときの休憩場所	自動車・自転車に危険を感じる
(単位：%)											
全体		350	10.0	10.3	14.0	16.0	6.9	18.0	8.9	15.7	24.0
障害別	肢体不自由	30	56.7	60.0	56.7	56.7	20.0	56.7	40.0	36.7	43.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	26.9	26.9	34.6	38.5	19.2	50.0	23.1	15.4	50.0
	視覚障害	12	33.3	33.3	33.3	16.7	16.7	25.0	25.0	8.3	50.0
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	28.6	7.1	0.0	0.0	7.1	7.1	7.1	35.7
	内部障害	17	11.8	11.8	11.8	11.8	5.9	5.9	5.9	23.5	11.8
	知的障害	140	13.6	15.0	22.1	26.4	16.4	30.0	12.9	18.6	30.7
	発達障害	213	2.3	2.8	7.5	12.2	5.2	15.0	4.7	13.1	22.1
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	高次脳機能障害	2	50.0	50.0	50.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0
	難病（特定疾病）	21	42.9	42.9	33.3	42.9	23.8	28.6	28.6	28.6	47.6
その他		19	15.8	10.5	10.5	10.5	0.0	26.3	10.5	15.8	26.3

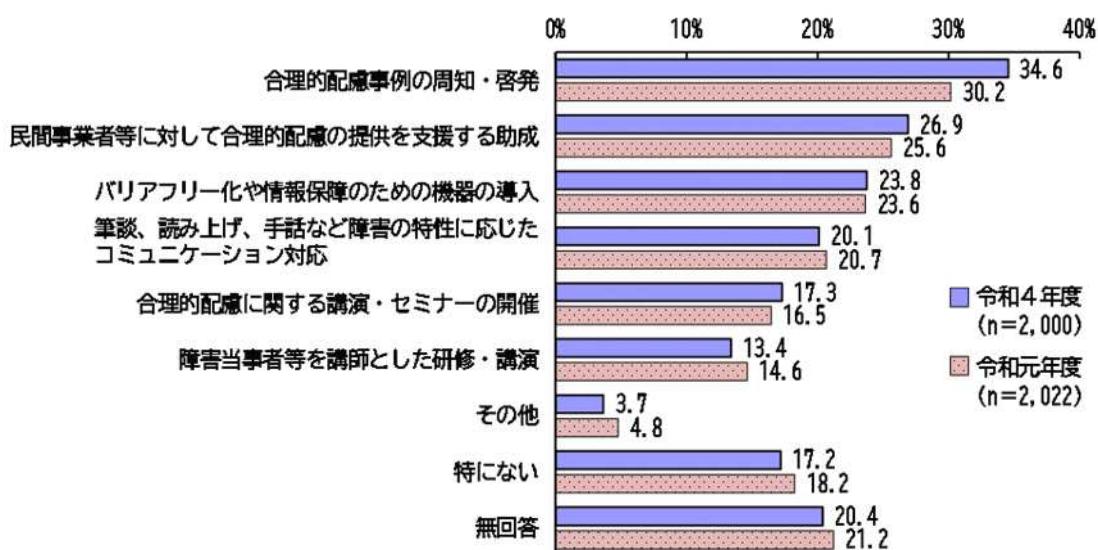
		n	スマホのながら歩きに危険を感じる	駅のホームで線路への転落の危険を感じる	外出するのに支援が必要である	外出したくても介助者がない	周囲の人の理解や配慮がない	その他	特にない	不明
(単位：%)										
全体		350	9.4	12.3	33.7	6.0	13.1	6.0	31.7	4.6
障害別	肢体不自由	30	30.0	30.0	63.3	3.3	23.3	6.7	3.3	6.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	19.2	19.2	73.1	15.4	15.4	0.0	3.8	3.8
	視覚障害	12	25.0	33.3	66.7	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	14.3	35.7	7.1	0.0	14.3	14.3	0.0
	内部障害	17	5.9	0.0	11.8	11.8	0.0	0.0	47.1	5.9
	知的障害	140	12.9	17.1	62.9	14.3	21.4	4.3	11.4	3.6
	発達障害	213	7.0	9.9	28.6	6.1	16.9	7.5	34.3	5.2
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0
	高次脳機能障害	2	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	33.3	19.0	57.1	0.0	28.6	4.8	14.3	4.8
その他		19	10.5	15.8	15.8	5.3	15.8	10.5	47.4	0.0

○合理的配慮に必要なこと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が34.6%と最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」が26.9%、「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」が23.8%で続きます。

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、その他を除くと発達障害が48.1%と最も多く、次いで難病が38.8%、精神障害が38.6%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、発達障害が42.8%と最も多く、次いで難病が30.9%、知的障害が30.3%と続きます。「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」と答えた方では、視覚障害が36.1%と最も多く、次いで肢体不自由が31.4%、高次脳機能障害が29.5%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと（在宅の方）】



障害別

(単位：%)		n	合理的配慮に関する講演・セミナーの開催	合理的配慮事例の周知・啓発	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	障害当事者等を講師とした研修・講演
全体		2,000	17.3	34.6	20.1	23.8	13.4
障 害 別	肢体不自由	283	14.5	25.4	16.3	31.4	10.2
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	13.0	27.3	27.3	22.1	15.6
	視覚障害	144	18.1	34.0	26.4	36.1	16.7
	聴覚・平衡機能障害	146	17.1	29.5	36.3	28.8	9.6
	内部障害	278	13.3	32.7	17.3	26.3	8.3
	知的障害	231	19.5	36.4	20.8	16.5	13.0
	発達障害	187	29.4	48.1	30.5	21.9	23.0
	精神障害	464	21.6	38.6	14.2	15.7	19.0
	高次脳機能障害	44	13.6	18.2	18.2	29.5	9.1
	難病（特定疾病）	632	14.7	38.8	22.5	28.2	10.9
	その他	35	31.4	42.9	14.3	25.7	25.7

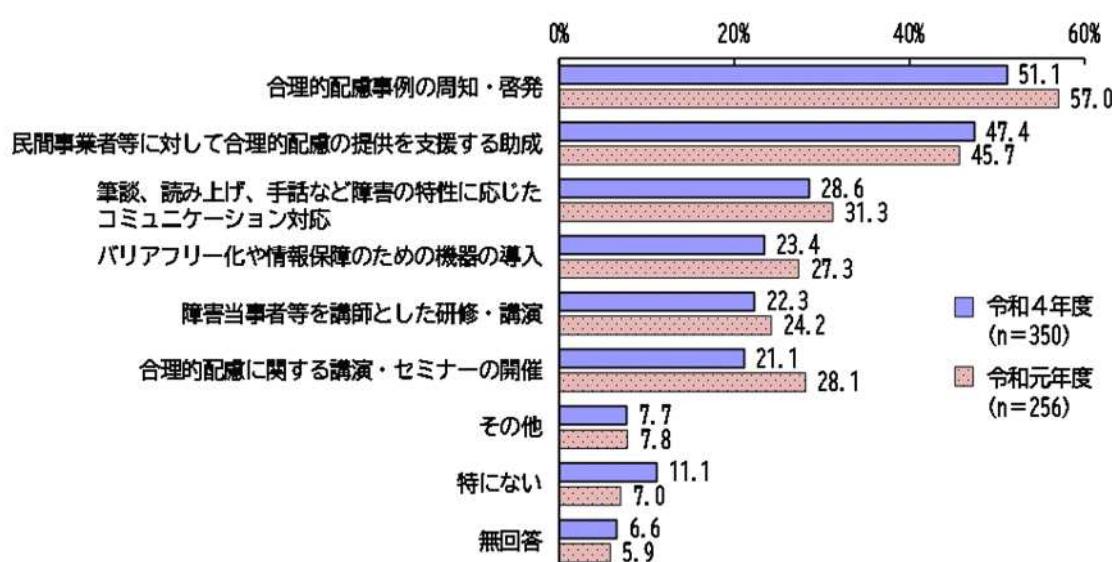
(単位：%)		n	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	その他	特にない	不明
全体		2,000	26.9	3.7	17.2	20.4
障 害 別	肢体不自由	283	20.5	3.2	12.7	30.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	18.2	3.9	11.7	33.8
	視覚障害	144	25.0	4.2	16.7	20.8
	聴覚・平衡機能障害	146	24.7	1.4	14.4	24.7
	内部障害	278	23.7	1.8	18.7	24.5
	知的障害	231	30.3	1.3	19.5	20.3
	発達障害	187	42.8	5.3	13.9	12.3
	精神障害	464	30.2	7.5	19.4	15.9
	高次脳機能障害	44	11.4	2.3	11.4	36.4
	難病（特定疾病）	632	30.9	3.6	13.3	18.2
	その他	35	25.7	14.3	25.7	22.9

○合理的配慮に必要なこと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が51.1%と5割を超えて最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」が47.4%、次いで「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」が28.6%で続きます。

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、精神障害、難病とともに66.7%と最も多く、次いで肢体不自由が56.7%、発達障害が54.5%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、精神障害が66.7%と最も多く、次いで肢体不自由が53.3%、知的障害が52.9%と続きます。「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」と答えた方では、精神障害が66.7%と最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害が57.1%、音声・言語・そしゃく機能障害が34.6%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと（18歳未満の方）】



障害別

(単位：%)		n	合理的配慮に関する講演・セミナーの開催	合理的配慮事例の周知・啓発	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	障害当事者等を講師とした研修・講演
全体		350	21.1	51.1	28.6	23.4	22.3
障 害 別	肢体不自由	30	30.0	56.7	26.7	46.7	23.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	19.2	50.0	34.6	23.1	19.2
	視覚障害	12	41.7	41.7	16.7	16.7	33.3
	聴覚・平衡機能障害	14	35.7	42.9	57.1	57.1	21.4
	内部障害	17	17.6	47.1	23.5	23.5	17.6
	知的障害	140	17.1	52.1	24.3	20.0	23.6
	発達障害	213	21.6	54.5	29.1	19.2	23.5
	精神障害	3	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	28.6	66.7	28.6	38.1	38.1
	その他	19	5.3	42.1	31.6	31.6	10.5

(単位：%)		n	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	その他	特になし	不明
全体		350	47.4	7.7	11.1	6.6
障 害 別	肢体不自由	30	53.3	10.0	13.3	3.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	38.5	11.5	7.7	15.4
	視覚障害	12	50.0	0.0	8.3	8.3
	聴覚・平衡機能障害	14	50.0	14.3	7.1	7.1
	内部障害	17	41.2	0.0	17.6	11.8
	知的障害	140	52.9	7.1	4.3	7.1
	発達障害	213	47.4	8.5	11.3	4.7
	精神障害	3	66.7	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	50.0	50.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	52.4	0.0	4.8	4.8
	その他	19	42.1	26.3	21.1	0.0

バリアフリー（ソフト・ハード）の推進における課題

- ・道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化を進め、使いやすさ向上させること
- ・障害に応じた、適切な媒体による分かりやすい情報提供が行われること
- ・学校や職場、地域等での障害者に対する理解が進むこと
- ・障害者の地域社会等への参加の支援を推進すること

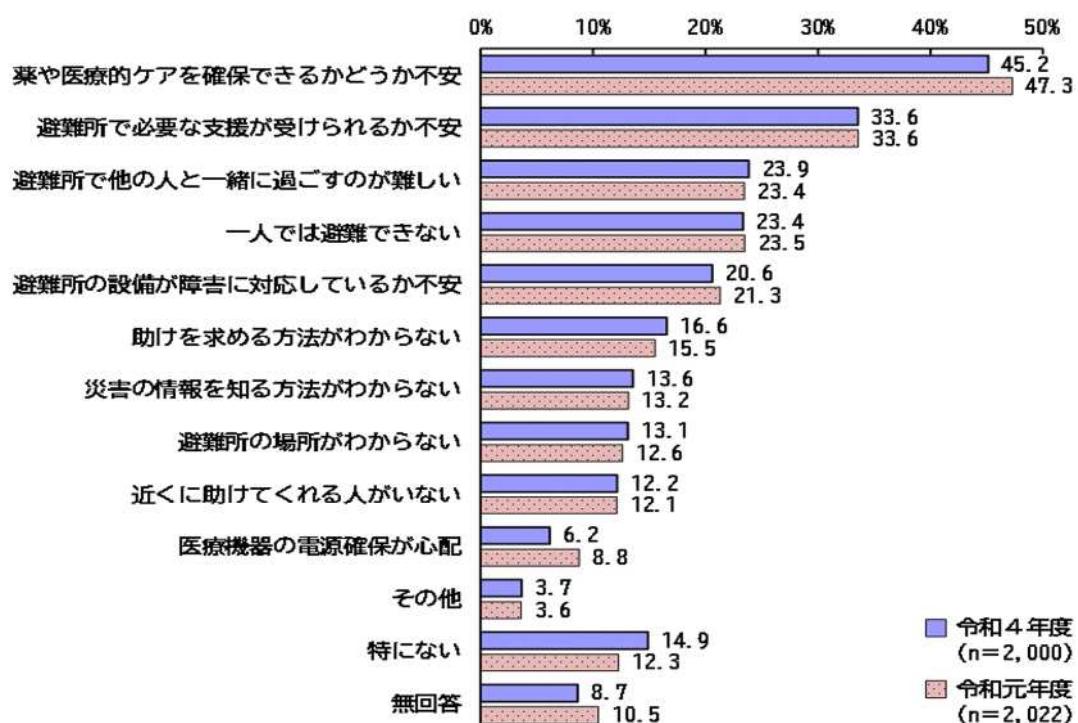
(8) 防災・災害対策について

○災害発生時の困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が45.2%と4割半ばを超えて最も多く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が33.6%、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が23.9%と続きます。

項目別にみると、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」と答えた方では、難病が56.5%と最も多く、次いで内部障害が54.3%、精神障害が52.2%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、音声・言語・そしゃく機能障害が45.5%と最も多く、知的障害が41.6%と続きます。「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」と答えた方では、発達障害が42.8%と最も多く、次いで精神障害が37.1%、知的障害が36.4%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと（在宅の方）】



障害別

(単位：%)		n	災害の情報を見る方法がわからない	助けを求める方法がわからぬ	避難所の場所がわからぬ	近くに助けてくれる人がいな	一人では避難できな	避難所の設備が障害に対応しているか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安
全体		2,000	13.6	16.6	13.1	12.2	23.4	20.6	33.6
障 害 別	肢体不自由	283	11.7	14.8	12.0	13.8	45.6	33.6	39.9
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	22.1	32.5	11.7	14.3	48.1	39.0	45.5
	視覚障害	144	14.6	20.8	18.1	11.8	36.1	29.9	34.0
	聴覚・平衡機能障害	146	28.1	23.3	12.3	11.0	26.7	24.7	39.0
	内部障害	278	12.2	14.4	12.6	10.4	19.8	23.0	37.1
	知的障害	231	29.9	35.1	21.6	12.6	56.7	31.6	41.6
	発達障害	187	20.3	27.3	18.7	17.1	25.7	26.2	38.0
	精神障害	464	11.9	17.5	14.2	22.0	16.6	17.9	33.8
	高次脳機能障害	44	11.4	22.7	11.4	6.8	43.2	29.5	36.4
	難病（特定疾病）	632	8.4	10.3	10.9	7.3	15.2	15.0	31.0
	その他	35	14.3	17.1	11.4	11.4	20.0	22.9	31.4

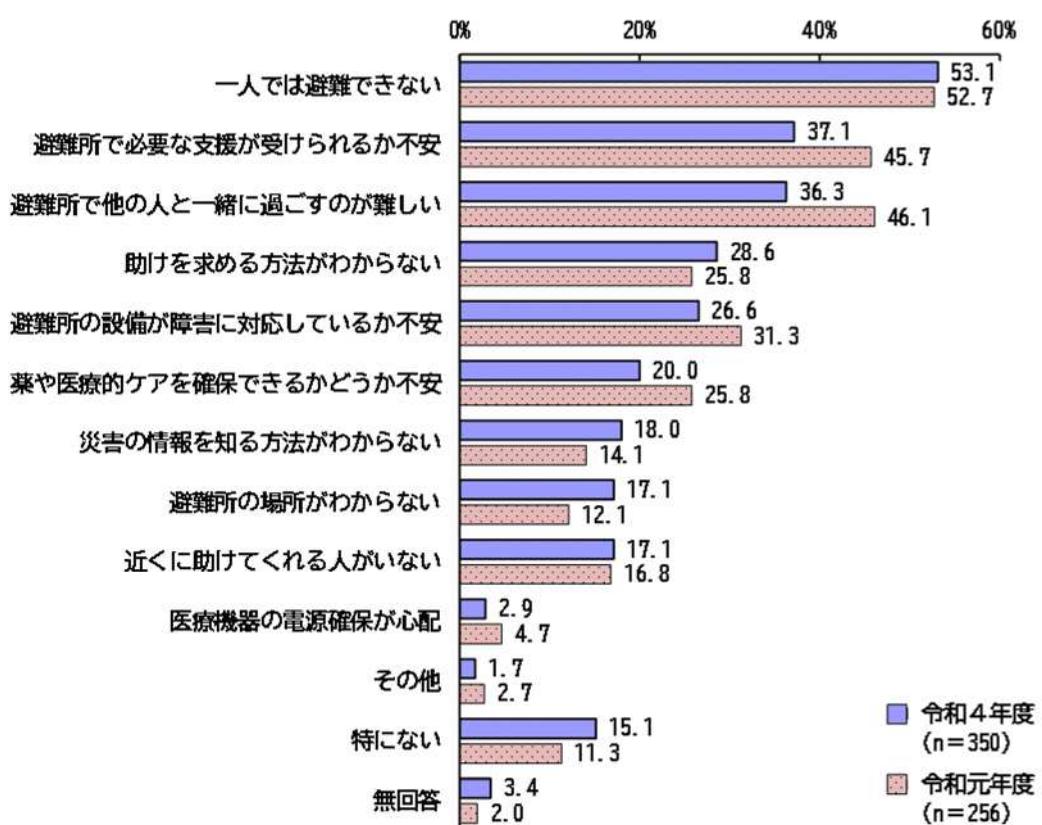
(単位：%)		n	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	医療機器の電源確保が心配	その他	特にな	不明
全体		2,000	23.9	45.2	6.2	3.7	14.9	8.7
障 害 別	肢体不自由	283	23.7	41.3	9.5	4.6	11.3	12.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	32.5	44.2	9.1	2.6	7.8	13.0
	視覚障害	144	21.5	26.4	4.9	4.9	18.8	10.4
	聴覚・平衡機能障害	146	17.1	32.9	10.3	3.4	15.8	11.0
	内部障害	278	18.7	54.3	10.8	3.6	12.6	9.7
	知的障害	231	36.4	32.0	5.2	2.2	10.0	9.5
	発達障害	187	42.8	38.5	4.3	3.7	17.6	5.3
	精神障害	464	37.1	52.2	3.0	4.1	14.0	5.8
	高次脳機能障害	44	22.7	36.4	2.3	0.0	6.8	15.9
	難病（特定疾病）	632	15.0	56.5	6.8	3.3	13.9	9.0
	その他	35	11.4	40.0	8.6	11.4	14.3	17.1

○災害発生時の困りごと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「一人では避難できない」が53.1%と5割を超えて最も多く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が37.1%、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が36.3%と続きます。

項目別にみると、「一人では避難できない」と答えた方では、視覚障害が83.3%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が80.8%、知的障害が71.4%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、肢体不自由が73.3%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が65.4%、視覚障害が58.3%と続きます。「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」と答えた方では、肢体不自由が46.7%と最も多く、次いで発達障害が45.1%、知的障害が40.7%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと（18歳未満の方）】



障害別

(単位：%)	n	災害の情報を見る方法がわからない	助けを求める方法がわからぬ	避難所の場所がわからぬ	近くに助けてくれる人がいな	一人では避難できな	避難所の設備が障害に対応しているか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安
全体	350	18.0	28.6	17.1	17.1	53.1	26.6	37.1
障 害 別	肢体不自由	30	16.7	30.0	13.3	30.0	70.0	60.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	26.9	30.8	23.1	26.9	80.8	53.8
	視覚障害	12	8.3	25.0	16.7	8.3	83.3	41.7
	聴覚・平衡機能障害	14	35.7	28.6	21.4	7.1	42.9	57.1
	内部障害	17	0.0	11.8	0.0	17.6	23.5	29.4
	知的障害	140	25.7	36.4	22.9	25.0	71.4	39.3
	発達障害	213	16.4	30.0	17.4	16.4	50.2	25.4
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3
	高次脳機能障害	2	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	19.0	38.1	14.3	33.3	61.9	42.9
	その他	19	10.5	21.1	0.0	31.6	36.8	15.8

(単位：%)	n	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	医療機器の電源確保が心配	その他	特にな	不明
全体	350	36.3	20.0	2.9	1.7	15.1	3.4
障 害 別	肢体不自由	30	46.7	50.0	10.0	6.7	3.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	34.6	23.1	3.8	3.8	0.0
	視覚障害	12	25.0	25.0	8.3	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	28.6	28.6	14.3	7.1	7.1
	内部障害	17	11.8	58.8	17.6	0.0	0.0
	知的障害	140	40.7	23.6	2.9	2.1	7.9
	発達障害	213	45.1	16.4	1.9	0.9	16.4
	精神障害	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	38.1	38.1	9.5	0.0	4.8
	その他	19	31.6	26.3	5.3	5.3	15.8

防災・災害における課題

- ・発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障害者に対する地域での支援体制が強化されること
- ・障害の特性に配慮した、避難所への避難者及び自宅避難者に対する支援体制の整備が進むこと
- ・要援護者情報の充実を図ること

第4章

主要項目及び その方向性

第4章 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目についてそれぞれ方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのために、障害者の声に耳を傾け、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを捉えて、グループホームや通所施設等の整備を進めるなど地域での生活の場を確保するとともに、障害の特性や状況に応じたサービスを的確に提供し、地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域生活支援拠点を運営し、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためにには、障害者とその家族が障害福祉サービス等の必要な情報を適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害の特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

(3) 安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)が定める雇用率(法定雇用率)の引上げ等により、企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、就業先である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

そのため、障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育などの子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、すべての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、障害のある子どもの家庭の支援をより一層図るため、仕事と子育ての両立のための施策にも取り組んでいくとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の趣旨を踏まえて進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害の特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させていきます。

第5章

計画の体系

第5章 計画の体系

小項目	計画事業[掲載ページ]	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
1 まちのバリア フリーの推進	1 文京区バリアフリー基本構想の推進[143]				
【計画事業について】					
<ul style="list-style-type: none"> ■は、計画事業を掲げ、進行管理の対象とする事業です。 []内は、本計画における計画事業掲載ページです。 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。 					
<p>地：地域福祉保健の推進計画 子：子育て支援計画 高：高齢者・介護保険事業計画 保：保健医療計画 社：社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～8年度）において、年度ごとの利用者数、量等の見込みを定めたこととされたものです。</p>					
<p>その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。</p> <p>高齢期については、65歳以上と40歳以上65歳未満の方で介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスが優先されます。</p>					
1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
1 個に応じた 日常生活への 支援	1 居宅介護（ホームヘルプ） [94]				
	2 重度訪問介護 [95]				
	3 同行援護 [95]				
	4 行動援護 [96]				
	5 重度障害者等包括支援 [96]				
	6 生活介護 [96]				
	7 療養介護 [97]				
	8 短期入所（ショートステイ） [97]				
	9 補装具費の支給[97]				
	10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 [98]				
	11 手話通訳者設置事業 [98]				
	12 日常生活用具給付 [98]				
	13 移動支援 [99]				
	14 日中短期入所事業 [99]				
	15 緊急一時介護委託費助成[99]				
	16 心身障害者（児）短期保護事業[100]				
	17 福祉タクシー[100]				
	18 地域生活安定化支援事業[100]				
	19 日中活動系サービス施設の整備[101]				
	20 地域生活支援拠点の運営 [101]				
	21 共生型サービス[101]				
	22 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実[102]				

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
2 事業者への 支援・指導	1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進 地 2-3-3[102]				→
	2 障害福祉サービス等の質の向上 [102]				→
	3 障害者施設職員等の育成・確保[103]				→
	4 障害福祉サービス等事業者との連携[103]				→
3 生活の場の確保	1 グループホームの拡充[104]				→
	2 共同生活援助（グループホーム） [104]				→
	3 施設入所支援 [105]				→
	4 自立生活援助 [105]				→
	5 居住支援の推進 地 2-1-11[105]				→
4 地域生活への 移行及び 地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行 [106]				→
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 [106]				→
	3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [106]				→
	4 精神障害者の地域定着支援体制の強化 [107]				→
	5 地域移行支援 [107]				→
	6 地域定着支援 [107]				→
	7 退院後支援事業[108]				→
5 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業[108]				→
	2 地域活動支援センター事業 [109]				→
	3 自立訓練（機能訓練・生活訓練） [109]				→
	4 木よう体操教室（旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室）[110]				→
6 保健・医療 サービスの充実	1 自立支援医療[110]				→
	2 難病医療費助成[110]				→
	3 障害者歯科診療事業 保 1-5-6[111]				→
	4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導 事業 保 1-5-7[111]				→
	5 精神保健・難病相談[111]				→
7 経済的支援	1 福祉手当の支給[112]				→
	2 児童育成手当(障害手当)の支給[112]				→
	3 利用者負担の軽減[112]				→

2 相談支援の充実と権利擁護の推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
1 相談支援体制 の整備と充実	1 総合的な相談支援体制の構築[113]				
	2 計画相談支援 [114]				
	3 地域移行支援 【1-4-5 再掲】				
	4 地域定着支援 【1-4-6 再掲】				
	5 相談支援事業 [114]				
	6 地域自立支援協議会の運営 [115]				
	7 障害者基幹相談支援センターの運営 [115]				
	8 身体障害者相談員・知的障害者相談員 [115]				
	9 障害福祉サービス等の情報提供の充実 [116]				
	10 地域安心生活支援事業[116]				
	11 意思決定支援の在り方の検討[116]				
	12 小地域福祉活動の推進 地 1-1-2[117]				
	13 民生委員・児童委員による相談援助活動 【5-6-5 再掲】				
	14 地域生活支援拠点の整備 【1-1-20 再掲】				
	15 文京区版ひきこもり総合対策 地 2-1-4[117]				
	16 包括的相談支援事業 地 2-1-1[118]				
	17 多機関協働事業 地 2-1-2[118]				
	18 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 地 2-1-3[118]				
	19 ヤングケアラー支援推進事業 地 2-1-5[119]				
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 福祉サービス利用援助事業の促進 地 2-3-1[119]				
	2 法人後見の受任 地 2-3-5[120]				
	3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワー クの推進 地 2-3-6[120]				
	4 成年後見制度利用支援事業 地 2-3-4[121]				
	5 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応 の充実 地 2-3-2[121]				
	6 障害者・児虐待防止対策支援事業[121]				
	7 障害者差別解消支援地域協議会の運営 [122]				

3 安心して働き続けられる就労支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
1 就労支援体制 の確立	1 障害者就労支援の充実[123]				
	2 就労支援ネットワークの構築・充実[124]				
	3 就労促進助成事業[124]				
	4 重度障害者等就労支援事業[124]				
2 職場定着支援の 推進	1 就業先企業への支援[125]				
	2 安定した就業継続への支援[125]				
	3 就労者への余暇支援[126]				
	4 就労定着支援 【3-3-5 再掲】				
3 福祉施設等 での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行 [126]			➡	
	2 就労選択支援 [127]			➡	
	3 就労移行支援 [127]			➡	
	4 就労継続支援（A型・B型） [128]			➡	
	5 就労定着支援 [128]			➡	
	6 福祉的就労の充実[128]			➡	
	7 障害者優先調達推進法に基づく物品調達 の推進[129]			➡	
	8 日中活動系サービス施設の整備 【1-1-19 再掲】			➡	
4 就労機会の拡大	1 区の業務における就労機会の拡大[129]				
	2 障害者雇用の普及・啓発[129]			➡	
	3 地域雇用開拓の促進[130]			➡	
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
1 障害のある 子どもの 健やかな成長	1 乳幼児健康診査 保1-7-10[131]	➡			
	2 発達健康診査[132]	➡			
	3 総合相談室の充実[132]	➡			
	4 発達に関する情報の普及啓発[132]	➡			
	5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導 事業【1-6-4 再掲】	➡			
2 相談支援の 充実と関係機関 の連携の強化	1 児童発達支援センターの運営[133]	➡			
	2 多様な機関の連携による切れ目のない支 援[133]	➡			
	3 医療的ケア児支援体制の構築 [134]	➡			
	4 医療的ケア児支援コーディネーターの配 置 [134]	➡			
	5 個別の教育支援計画の作成[134]	➡			
	6 専門家アウトリーチ型支援[134]	➡			
	7 障害児相談支援 [135]	➡			
	8 医療的ケア児在宅レスパイト事業[135]	➡			
	9 障害児通所支援事業所における重症心身 障害児等の支援充実に向けた検討 [135]	➡			

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
3 子どもの成長 段階に応じた 適切な支援	1 児童発達支援 [136]				
	2 医療型児童発達支援 [136]				
	3 居宅訪問型児童発達支援 [137]				
	4 保育所等訪問支援 [137]				
	5 文京版スターディング・ストロング・プロジェクト【4-4-9 再掲】				
	6 保育園要配慮児保育[137]				
	7 幼稚園特別保育[138]				
	8 就学前相談体制の充実[138]				
	9 総合相談室の充実【4-1-3 再掲】				
	10 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6 再掲】				
	11 障害児通所支援事業所の整備[139]				
	12 特別支援教育の充実[139]				
	13 育成室の障害児保育[139]				
	14 個に応じた指導の充実[140]				
	15 放課後等デイサービス [140]				
4 障害の有無に 関わらず、 地域で過ごし 育つ環境づくり	1 保育園要配慮児保育【4-3-6 再掲】				
	2 幼稚園特別保育【4-3-7 再掲】				
	3 育成室の障害児保育【4-3-13 再掲】				
	4 びよびよひろば（親子ひろば事業）[141]				
	5 子育てひろば事業 子5-2-4[141]				
	6 地域団体による地域子育て支援拠点事業 子5-2-3[142]				
	7 児童館[142]				
	8 b-lab (文京区青少年プラザ) [142]				
	9 文京版スターディング・ストロング・プロジェクト[142]				

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
1 まちのバリア フリーの推進	文京区バリアフリー基本構想の推進 1 地 3-1-2[143]				↗
	2 バリアフリーの道づくり 地 3-1-1[143]				↗
	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅 3 等整備要綱に基づく指導 地 3-1-3[144]				↗
	4 総合的自転車対策の推進 地 3-1-4[144]				↗
	5 公園再整備事業 地 3-1-5[144]				↗
	6 コミュニティバス運行 地 3-1-6[144]				↗
	7 ごみの訪問収集 高 2-2-6[145]				↗
	8 高齢者等住宅修築資金助成事業[145]				↗
2 心のバリア フリーの推進	障害及び障害者・児に対する理解の促進 1 (理解促進研修・啓発事業) [146]				↗
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実[146]				↗
	3 障害者事業を通じた地域参加[146]				↗
	4 障害者差別解消に向けた取組の推進[147]				↗
3 情報のバリア フリーの推進	情報提供ガイドラインに即した情報発信 1 の推進[147]				↗
	2 情報バリアフリーの推進[147]				↗
	3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供[148]				↗
4 防災・安全対策 の充実	1 ヘルプカードの普及・啓発[148]				↗
	2 避難行動要支援者への支援 地 3-4-2[148]				↗
	3 福祉避難所の拡充 地 3-4-4[149]				↗
	4 避難所運営協議会の運営支援 地 3-4-1[149]				↗
	5 災害ボランティア体制の整備 地 3-4-3[149]				↗
	6 耐震改修促進事業 地 3-4-6[149]				↗
	7 家具転倒防止器具設置助成 地 3-4-7[150]				↗
	8 救急代理通報システムの設置[150]				↗
	9 被災者支援の仕組みづくり地 3-4-5[150]				↗
5 地域との交流 及び文化活動・ スポーツ等への 参加支援	1 障害者事業を通じた地域参加【5-2-3 再掲】				↗
	2 地域に開かれた施設運営[151]				↗
	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【5-2-2 再掲】				↗
	4 心身障害者・児レクリエーション[151]				↗
	5 障害者スポーツ等の推進[151]				↗
	6 文化芸術作品等の発表機会の確保[152]				↗

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期 / 就職期	高齢期
6 地域福祉の 担い手への支援	1 ボランティア活動への支援 地 1-2-2[152]				↗
	2 手話奉仕員養成研修事業 [153]				↗
	3 地域の支え合い体制づくり推進事業 地 1-1-9[153]				↗
	4 ファミリー・サポート・センター事業 子 5-1-2[153]				↗
	5 民生委員・児童委員による相談援助活動 地 1-2-6[154]				↗
	6 話し合い員による訪問活動 高 1-1-8[154]				↗
	7 自発的活動支援事業 [154]				↗
	8 地域活動情報サイト 地 1-2-4[154]				↗
	9 いきいきサポート事業の推進 地 1-2-5[155]				↗
	10 参加支援事業 地 1-2-1[155]				↗
	11 地域づくり事業 地 1-1-1[155]				↗

第 6 章

計画事業

第6章 計画事業

1 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組を進め、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めています。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域移行及び地域定着促進に向けた支援体制整備の推進や地域生活支援拠点の整備を進め、障害者が住み慣れた地域で継続して生活するための支援をしていきます。

また、障害者が安心してサービスを利用できるよう、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。

計画事業の表記について

○ [] の事業は、進行管理対象事業です。

事業概要欄には事業趣旨・目的を表記し、可能なものは年度ごとの計画事業量の見込みを表記しています。

実績及び計画事業量は、年間の数値を表しています（一部の事業において、計画期間の累計値で表しているものがあります）。

[] は、用語の説明です。

1・1 個に応じた日常生活への支援

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスをはじめとする障害福祉サービスを個別のニーズやライフステージの変化に応じて適切に提供し、日常生活への支援を行っていきます。

1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ） ◆

事業概要	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院等の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	居宅における 身体介護 実利用者数	人	203	211	219	227
	居宅における 身体介護 延利用時間	時間	14,821	15,403	15,987	16,571
	家事援助 実利用者数	人	143	145	147	149
	家事援助 延利用時間	時間	7,956	7,975	8,085	8,195
	通院等介助 実利用者数	人	75	76	77	78
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

1-1-2 重度訪問介護 ◆

事業概要	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	20	22	22	22
	延利用時間	時間	80,230	88,242	88,242	88,242
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

15歳以上で、児童相談所長が利用することを認めた場合、障害者とみなし、支給の要否を決定します。

1-1-3 同行援護 ◆

事業概要	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	85	87	89	91
	延利用時間	時間	23,533	24,012	24,564	25,116
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

1-1-4 行動援護 ◆

事業概要	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	3	4	5	6
	延利用時間	時間	431	436	536	636
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

1-1-5 重度障害者等包括支援 ◆

事業概要	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	0	1	1	1
	延利用時間	時間	0	4,968	4,968	4,968
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

1-1-6 生活介護 ◆

事業概要	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	291	301	306	311
	延利用日数	日	66,273	68,628	69,768	70,908
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

1-1-7 療養介護 ◆

事業概要	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	14	14	14	14
	延利用日数	日	4,927	4,927	4,927	4,927
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

1-1-8 短期入所(ショートステイ) ◆

事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	【福祉型】 実利用者数	人	100	120	130	140
	【福祉型】 延利用日数	日	4,740	4,800	5,200	5,600
	【医療型】 実利用者数	人	3	4	4	4
	【医療型】 延利用日数	日	142	152	152	152
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

1-1-9 補装具費の支給

事業概要	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理等にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図ります。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

1-1-10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆

事業概要	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	派遣件数	件	831	831	831	831
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

1-1-11 手話通訳者設置事業 ◆

事業概要	聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	通訳者数	人	2	2	2	2
	対応件数	件	252	252	252	252
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

1-1-12 日常生活用具給付 ◆

事業概要	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	342	350	350	350
	実施件数	件	1,640	1,680	1,680	1,680
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

1-1-13 移動支援 ◆

事業概要	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	345	358	365	372
	延利用時間	時間	49,914	53,700	54,750	55,800
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期		

1-1-14 日中短期入所事業 ◆

事業概要	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	25	31	34	37
	延利用回数	回	571	775	850	925
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期		

1-1-15 緊急一時介護委託費助成

事業概要	障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成します。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となります。					
担当	障害福祉課					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期		

1-1-16 心身障害者（児）短期保護事業

事業概要	常時介護を必要とする心身障害者・児の家族が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	48	75	75	75
	延利用時間	時間	4,503	6,310	6,310	6,310
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

1-1-17 福祉タクシー

事業概要	身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行います。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	延利用者数	人	1,704	1,587	1,587	1,587
	対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	

1-1-18 地域生活安定化支援事業

事業概要	文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所において、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。					
担当	予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	20	22	22	22
	対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	

1-1-19 日中活動系サービス施設の整備

事業概要	障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による日中活動系サービスの施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	整備数(累計)	箇所	0		2	
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

1-1-20 地域生活支援拠点の運営 ◆

事業概要	富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に地域生活支援拠点を開設しました。拠点では地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図るほか、拠点の残りの機能(緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保)を区内の支援機関と連携する面的整備で実施します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	地域生活支援拠点の5つの機能のうち、まだ未整備である「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」について、4地区の拠点を中心とした面的整備で実施します。 また、地域自立支援協議会において、その機能や地域課題について協議します。					
	就学前		就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	

1-1-21 共生型サービス

事業概要	共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定されます。					
担当	障害福祉課					
対象 ライフ ステージ	就学前		就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	

1-1-22 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実 新

事業概要	強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	既存の連絡会や実践報告会等を活用し、強度行動障害の支援課題や必要な支援のニーズを捉え支援体制の強化を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

1・2 事業者への支援・指導

事業者に対する第三者評価制度の利用促進や、指導・監査を導入することで、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けられるよう支援・指導を行っていきます。

また、障害福祉サービス等事業者を対象にした研修会等の場において、法改正などの必要な情報提供や研修等を実施することでスキルアップを促し、職員等の育成を図ります。

1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進（地2-3-3）

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。			
担当	福祉政策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

1-2-2 障害福祉サービス等の質の向上 ◆

事業概要	障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高めます。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため、実地指導を行い障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年18回） 請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、事業所に対し適正な請求を促します。（年12回）			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保

事業概要	<p>障害者基幹相談支援センター及び障害者就労支援センター等が行う障害者施設従事者向けの研修会により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行います。また、移動支援従事者養成研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図ります。</p> <p>なお、区で指定している移動支援従事者養成研修を修了した者に対して区が受講料を助成することにより、研修参加者の増加を促し、人材確保に繋げます。</p>			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

1-2-4 障害福祉サービス等事業者との連携

事業概要	<p>既存の連絡会等を活用し、制度改正や事業所運営に係る留意事項等について、情報提供及び指導を行い、区内の障害福祉サービス等事業者と区との連携を確保し、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高めます。</p>			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

1・3 生活の場の確保

障害者が安心した地域生活を送ることができるように、グループホーム等の整備を推進するなど生活基盤施設等の充実を図るとともに、障害者自ら望む生活の場が確保できるよう、施設入所支援、自立生活援助等のサービスも着実に行っていきます。

1-3-1 グループホームの拡充

事業概要	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。 また、既存事業者が居室を増やす場合も補助を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	整備数(累計)	箇所	1	3		
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

1-3-2 共同生活援助（グループホーム）◆

事業概要	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	164	172	180	188
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

1-3-3 施設入所支援 ◆

事業概要	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	131	131	131	131
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期		

1-3-4 自立生活援助 ◆

事業概要	施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	0	2	2	2
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期		

1-3-5 居住支援の推進（地2-1-11）

事業概要	<p>住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。</p> <p>また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。</p> <p>あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。</p>					
担当	福祉政策課					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期		

1・4 地域生活への移行及び地域定着支援

相談支援の充実や関係機関との連携を図ることによって、福祉施設入所者や退院可能な入院中の障害者の地域生活への移行や定着を促し、障害者が自ら選んだ地域で安心して住み続けられるように支援していきます。

1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆

事業概要	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進めます。 令和4年度の施設入所者数のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を行うため、計画事業量は累計として記載します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
移行者数 (累計)	人	0	5			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

事業概要	退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援します。				
担当	予防対策課				
3年間の 計画事業量	<ul style="list-style-type: none"> 長期入院者が見込まれる病院に対し、退院可能な入院中の精神障害者の有無について調査を行います。 把握された対象者に対し、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師や地域活動支援センターが地域生活移行のための支援を行います。 				
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	

1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◆

事業概要	保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行います。				
担当	予防対策課				
3年間の 計画事業量	文京区地域精神保健福祉連絡協議会の実施(年2回)				
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	

1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化

事業概要	在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行います。			
担当	予防対策課			
3年間の計画事業量	文京区精神障害者支援機関実務者連絡会（年3回程度）			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

1-4-5 地域移行支援 ◆

事業概要	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図ります。				
担当	障害福祉課、予防対策課				
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度
	実利用者数	人	0	3	3
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期

1-4-6 地域定着支援 ◆

事業概要	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図ります。				
担当	障害福祉課、予防対策課				
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度
	実利用者数	人	8	10	10
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期

1-4-7 退院後支援事業

事業概要	保健所設置自治体が中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画を作成し、関係者会議を開催します。					
担当	予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	対象者数	人	19	19	19	19
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期		高齢期	

1・5 生活訓練の機会の確保

障害者が自立した生活を送るために、一人ひとりの希望や障害程度等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

また、在宅の難病患者については、リハビリ教室等を実施することで生活の質の維持・向上を図ります。

1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業

事業概要	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実施回数	回	140	140	140	140
対象 ライフ ステージ	延参加人数	人	716	1,200	1,200	1,200
	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期		高齢期	

1-5-2 地域活動支援センター事業 ◆

事業概要	障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内 6 か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3 年間の 計画事業量	項目名	単位	4 年度 実績	6 年度	7 年度	8 年度
	登録者数	人	312	320	324	328
	実施箇所数	箇所	6	6	6	6
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期		高齢期	

1-5-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆

事業概要	障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3 年間の 計画事業量	項目名	単位	4 年度 実績	6 年度	7 年度	8 年度
	機能訓練 実利用者数	人	6	7	7	8
	機能訓練 延利用日数	日	356	329	329	376
	生活訓練 実利用者数	人	39	40	44	46
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期		高齢期	

1-5-4 木よう体操教室（旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室）

事業概要	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解や生活の質（QOL）の維持・向上を目指します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	木よう体操教室 A 参加人数	人	46	72	72	72
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

1・6 保健・医療サービスの充実

障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、医療費の負担軽減や歯科診療の機会を提供するとともに、精神障害者等に対し専門相談などを行うことで、障害者に必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

1-6-1 自立支援医療

事業概要	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進します。			
担当	障害福祉課、予防対策課、健康推進課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

1-6-2 難病医療費助成

事業概要	認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。 また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施します。			
担当	予防対策課、保健サービスセンター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

1-6-3 障害者歯科診療事業（保1-5-6）

事業概要	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。			
担当	健康推進課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業（保1-5-7）

事業概要	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。			
担当	健康推進課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

1-6-5 精神保健・難病相談

事業概要	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	精神保健相談 実施回数	回	48	48	48	48
	精神保健相談 延人数	人	95	96	106	106
	訪問指導等 実人数	人	1,368	1,500	1,500	1,500
対象 ライフ ステージ	訪問指導等 延人数	人	3,919	4,300	4,300	4,300
	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

1・7 経済的支援

障害者への経済的支援については、支給対象者への周知徹底を図り福祉手当等の支給を確実に行うとともに、国の動向を踏まえて障害福祉サービス等利用者負担の軽減を行うことで、適切に進めています。

1-7-1 福祉手当の支給

事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるよう、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給します。(ただし、所得制限あり。)			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

1-7-2 児童育成手当(障害手当)の支給

事業概要	障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当(障害手当)を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。(ただし、所得制限あり。)			
担当	子育て支援課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

1-7-3 利用者負担の軽減

事業概要	障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図ります。 また、国が実施している無償化や多子軽減措置に該当しない利用者に対して、区独自の助成制度を実施することで利用者負担の軽減を図ります。 その他、就学前の障害児通所施設利用時の給食及びおやつ代、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を実施しており、適切な対応によって障害福祉サービス等の利用を支援します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者の相談内容に応じた的確な支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所、保健所、地域生活支援拠点や相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。あわせて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組や障害者差別解消への取組について、一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における事例共有等により、障害者の権利擁護についての取組を推進していきます。

2・1 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、障害者基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、自己決定が困難な障害者に対する意思決定支援の方法等についても検討を行っていきます。

2-1-1 総合的な相談支援体制の構築

事業概要	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

2-1-2 計画相談支援 ◆

事業概要	障害者のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行います。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	計画作成者数	人	825	895	939	985
	計画作成割合	%	76	77	78	79
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期 / 就職期	高齢期	

計画作成者数とは、サービス等利用計画案が作成された人数（セルフプランを除く）のこと。

就学前、就学後（小・中・高）の計画相談支援については、4-2-7 障害児相談支援に掲載されています。

2-1-3 地域移行支援 【1-4-5 再掲】

2-1-4 地域定着支援 【1-4-6 再掲】

2-1-5 相談支援事業 ◆

事業概要	区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行います。 また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	障害者相談支援 事業実施箇所数	箇所	4	4	4	4
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期 / 就職期	高齢期	

2-1-6 地域自立支援協議会の運営 ◆

事業概要	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進します。 また、この協議会の下に設置される、相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、子ども支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねます。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	地域自立支援協議会（年2回） 相談・地域生活支援専門部会（年3回） 権利擁護専門部会（年3回） 就労支援専門部会（年3回） 障害当事者部会（年3回） 子ども支援専門部会（年3回）			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営 ◆

事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。 また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を年400件行い、地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取組を年12回実施します。 また、個別事例の支援内容の検証を年12回実施し、主任相談支援専門員を2人配置します。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員

事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行います。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実

事業概要	障害者福祉制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供します。 また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行います。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-1-10 地域安心生活支援事業

事業概要	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進めます。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	緊急時相談件数	件	9,035	9,500	9,500	9,500
	短期宿泊利用日数	日	151	200	250	300
	生活体験日数	日	26	50	70	100
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

2-1-11 意思決定支援の在り方の検討

事業概要	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-1-12 小地域福祉活動の推進 (地 1-1-2)

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の 計画事業 量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」等の運営支援のほか、生活支援コーディネーターを兼務し、「住民主体の通いの場（かよい～の）」の運営支援等に取り組むことで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動 【5-6-5 再掲】

2-1-14 地域生活支援拠点の整備 【1-1-20 再掲】

2-1-15 文京区版ひきこもり総合対策 (地 2-1-4)

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業(STEP事業)」(Support支援 / Talk相談 / Experience経験 / Place居場所)を行います。					
担当	事務局：生活福祉課					
3年間の 計画事業 量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	ひきこもり支援 センター相談件数	件	164	220	240	260
	STEP事業 相談件数	件	818	920	940	960
	STEP事業支援 メニュー利用件数	件	505	540	550	560
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期		

2-1-16 包括的相談支援事業 新（地2-1-1）

事業概要	高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-1-17 多機関協働事業 新（地2-1-2）

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
3年間の 計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握しているながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-1-18 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 新（地2-1-3）

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けます。			
担当	事務局：福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-1-19 ヤングケアラー支援推進事業 新（地2-1-5）

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
3年間の計画事業量	支援関係者やヤングケアラー本人向けのリーフレットを作成し、周知啓発を図るとともに、子ども・教育・福祉・保健医療等の様々な分野の関係者や地域の多様な主体を対象とした研修を行い、ヤングケアラー支援の事例等を通して、対応力向上を図ります。 また、ヤングケアラーの負担の軽減を図り、子どもらしく過ごせる時間と場を確保するため、関係機関と連携して本人の意向を踏まえた支援計画を作成し、本人及び家族全体に対する支援を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者的人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送ることができるようするため、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組を推進していきます。また、障害者の差別解消のための取組に関する協議会の運営を行っていきます。

2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進（地2-3-1）

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
3年間の計画事業量	福祉サービス利用援助事業契約件数	件	67	73	80	88
	財産保全管理サービス契約件数	件	14	15	16	17
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

2-2-2 法人後見の受任（地 2-3-5）

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	法人後見受任数	人	7	7	8	8
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

2-2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（地 2-3-6）

事業概要	<p>成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。</p> <p>あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一貫的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。</p>					
担当	福祉政策課					
3年間の 計画事業量	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、文京区社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。</p> <p>あわせて、権利擁護支援を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を維持します。</p> <p>さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関との検討・調整を図ります。</p>					
	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

2-2-4 成年後見制度利用支援事業（地2-3-4）

事業概要	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。					
担当	福祉政策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	成年後見等 申立費用助成	件	0	1	2	2
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

2-2-5 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実（地2-3-2）

事業概要	福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。			
担当	社会福祉協議会			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-2-6 障害者・児虐待防止対策支援事業

事業概要	区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図ります。 障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行います。 また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センター・高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていきます。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

2-2-7 障害者差別解消支援地域協議会の運営

事業概要	地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行います。			
担当	障害福祉課			
3年間の 計画事業量	障害を理由とする差別の解消に向けて、必要な情報交換や取組に関する協議を行うために障害者差別解消支援地域協議会を開催します。（年2回）			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

3 安心して働き続けられる就労支援

障害者雇用納付金制度の改正（平成27年4月）、就労者に対する合理的配慮の提供（平成28年4月）、精神障害者の雇用義務の追加（平成30年4月）、障害者雇用促進法が定める雇用率（法定雇用率）の引上げ（令和6年4月以降）などの政策が打ち出されたことなどを背景に、障害者雇用のすそ野は年々広がってきています。

一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害の特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出や、障害者、家族、職場に対する支援体制が必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害の特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められています。

そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るために、障害者就労支援センターの専門性を高め、地域全体で支える就労支援ネットワークの構築を関係機関等との連携強化を図りながら進めています。また、就労の機会の拡大を図るとともに、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めています。

3・1 就労支援体制の確立

障害者が地域で自立した生活を送り、安心して働き続けられるように、障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、多様化する様々な障害に適切に対応できるよう、就労支援体制の充実を図ります。また、就労支援ネットワークの構築・充実や助成制度の活用を促すことで、地域全体で障害者就労を支える体制を確立していきます。

3-1-1 障害者就労支援の充実

事業概要	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害の特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	就労継続者数	人	305	320	336	352
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実

事業概要	<p>地域自立支援協議会就労支援専門部会や事業所ネットワーク(就労支援者研修会)等を活用し、障害者就労に関する情報の整理を通じて共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会提供や、地域の就労支援を担う人材育成を行います。</p> <p>また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労している障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行います。</p>			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

3-1-3 就労促進助成事業

事業概要	<p>一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、実習を行う障害者就労支援センター登録者等に体験手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していきます。</p> <p>また、区内中小企業等に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業等の障害者雇用促進の取組をサポートします。</p>					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	企業実習日数 (障害者職業体験助成)	日	112	190	200	210
対象 ライフ ステージ	職業体験受入れ日数 (中小企業等障害者職業体験受入れ助成)	日	40	85	90	95
	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

3-1-4 重度障害者等就労支援事業 新

事業概要	<p>民間企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合において、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことで、重度障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保します。 令和5年度より事業実施</p>					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人		1	1	2
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

3・2 職場定着支援の推進

就労している障害者が安心して働き続けられるように、就業先である企業に対する支援についても行っています。

また、就労を続ける障害者に対しては、施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めています。職場訪問による支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、余暇活動への支援の充実を図り、意欲をもって、働き続けられるよう継続的な支援を行っています。

3-2-1 就業先企業への支援

事業概要	法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図ります。 また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	企業への支援件数	件	1,353	1,366	1,379	1,392
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

3-2-2 安定した就業継続への支援

事業概要	就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行います。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施します。 また、生活の中で生じた課題等については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送ることができるように支援します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	職場定着支援数	件	3,782	3,819	3,857	3,895
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

3-2-3 就労者への余暇支援

事業概要	就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就労継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就労継続者への表彰についても継続して実施します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

3-2-4 就労定着支援 ◆ 【3-3-5 再掲】

3・3 福祉施設等での就労支援

福祉施設で積み重ねた仕事の経験や、一般就労に向けた必要な訓練等を行うことで、就労を希望するだれもが障害の状態と能力に適した仕事に就くことができるよう取り組んでいきます。

また、一般企業への就労が困難な福祉施設利用者に対しては、区による物品・使役調達の促進及び福祉施設共同受注の取組の構築などにより、工賃の増加を図るなど福祉的就労の充実を推進します。

3-3-1 福祉施設から一般就労への移行 ◆

事業概要	就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進します。 また、福祉施設との連携を深めるとともに、様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援の利用につながる環境づくりを進めます。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	移行人数	人	6	8	10	12
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

3-3-2 就労選択支援 ◆ 新

事業概要	就労アセスメントの手法を活用して整理した情報に係る書面の作成・提供、関係機関との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができるることを目指して、必要な支援を行います。 令和7年10月より実施予定					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人			138	144
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

3-3-3 就労移行支援 ◆

事業概要	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために訓練等を行い、障害者の一般就労を促進します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	106	110	112	114
	延利用日数	日	13,638	13,530	13,776	14,022
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

3-3-4 就労継続支援（A型・B型） ◆

事業概要	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	【A型】 実利用者数	人	17	23	26	30
	【A型】 延利用日数	日	2,318	3,450	3,900	4,500
	【B型】 実利用者数	人	288	299	304	310
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

3-3-5 就労定着支援 ◆

事業概要	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、生活リズム・家計・体調管理等の指導・助言や、事業所・家族との連絡調整等支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	45	49	53	57
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

3-3-6 福祉的就労の充実

事業概要	福祉施設における福祉的就労のやりがいや達成感を大切にし、働くことを通した社会参加の促進を行います。 また、区や民間企業等からの受注を促進するとともに、工賃の増加を図るために、区内事業所のネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売会を充実させることで、受注作業や商品販路の拡大を推進します。					
担当	障害福祉課					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

3-3-7 障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進

事業概要	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定めます。推進に当たっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

3-3-8 日中活動系サービス施設の整備 【1-1-19 再掲】

3・4 就労機会の拡大

障害者を区の会計年度任用職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、就労の機会の直接的な確保を行います。

また、地域や企業に対しても、障害者雇用への理解を促進するための普及・啓発活動を行い、更なる就労の機会の拡大を図ります。

3-4-1 区の業務における就労機会の拡大

事業概要	平成26年6月から庁内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきました。今後は、庁内インターンシップとの連携や、福祉施設における就労体験の場としての実習受入れなどを実施し相乗効果を上げていきます。 また、庁内におけるインターンシップ事業や委託業務の拡大等の検討を行い、障害者就労の機会の拡大を図ります。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

3-4-2 障害者雇用の普及・啓発

事業概要	障害者が地域で当たり前に働き暮らすことができるよう、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行います。 また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や理解促進を図り、企業の障害者雇用の取組をサポートします。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

3-4-3 地域雇用開拓の促進

事業概要	事業者に対して、障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会において検討する様々な障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を積極的に行うとともに、区内中小企業等に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて障害者雇用先の開拓に取り組みます。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいては、地域の障害児及びその家族への相談支援や他の障害児支援事業所への援助・助言などを実施し、引き続き地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。

また、すべての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

4・1 障害のある子どもの健やかな成長

乳幼児健康診査をはじめとした各種健診を通じて障害の早期発見に努めるとともに、児童発達支援センターや関係機関が連携を図り、発達に支援が必要な子どもに対し、障害の特性及び個に応じた適切な早期療育が受けられるよう支援していきます。

4-1-1 乳幼児健康診査（保1-7-10）

事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	4か月児 健康診査受診率	%	94.7	98	98	98
	1歳6か月児 健康診査受診率	%	95.6	96	96	96
	3歳児 健康診査受診率	%	96.5	98	98	98
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

4-1-2 発達健康診査

事業概要	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	乳幼児発達健康 診査実施回数	回	24	24	24	24
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

4-1-3 総合相談室の充実

事業概要	教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがある子どもについて、保護者からの相談に応じ、助言、療育を行います。また、必要に応じて個別療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）、グループ療育等の子どもへの発達援助、療育に関わる情報提供及び紹介を行います。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行います。			
担当	教育センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-1-4 発達に関する情報の普及啓発

事業概要	子どもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知します。また、区民との関わりを通じ、子どもの発達に関する理解を深め、より良い子どもとの関わり方を学べるよう啓発を行います。			
担当	保健サービスセンター、教育センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-1-5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業 【1-6-4 再掲】

4・2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化

児童発達支援センターを中心として、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。福祉や教育、保健、子育て等の各分野の連携をこれまで以上に強化し、個及び家庭の状況に応じた適切な支援の検討を行いながら、障害のある子どもの発達や成長を促します。

また、医療的ケア児について、関係機関と連携し支援体制の構築を行っていきます。

4-2-1 児童発達支援センターの運営

事業概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、各種事業を実施し、地域の障害児支援に取り組みます。 また、国の基本指針を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け検討等を行います。			
担当	教育センター			
3年間の計画事業量	発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、生活指導、集団生活適応指導、機能訓練等を行うとともに、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言などの地域支援を行います。 あわせて、国の基本指針を踏まえ、地域の中核的な役割を果たすセンターとしての機能強化について検討します。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-2-2 多様な機関の連携による切れ目のない支援

事業概要	教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携のもと、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援します。 また、発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」や就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの療育で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」等を活用し、切れ目のない一貫した支援を行います。			
担当	教育指導課、教育センター			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-2-3 医療的ケア児支援体制の構築 ◆

事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。			
担当	事務局：障害福祉課			
3年間の計画事業量	保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者による連絡会を開催し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図ります。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-2-4 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置 ◆

事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。				
担当	障害福祉課				
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度
	配置人数	人	8	9	10
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期

4-2-5 個別の教育支援計画の作成

事業概要	学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の教育支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施します。			
担当	教育指導課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-2-6 専門家アウトリーチ型支援

事業概要	専門家（心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による保育園、幼稚園への巡回・訪問、学校への派遣等により、子どもへの対応力の向上を図ります。			
担当	教育センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-2-7 障害児相談支援 ◆

事業概要	<p>児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。</p> <p>障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指します。</p>					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	計画作成者数	人	376	489	542	574
	計画作成割合	%	49	56	59	61
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

計画作成者数とは、障害児支援利用計画案が作成された人数(セルフプランは除く)のこと。

4-2-8 医療的ケア児在宅レスパイト事業

事業概要	保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用申請者数	人	19	19	19	19
	実施利用回数	回	81	81	81	81
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

4-2-9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討 ◆

事業概要	主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行います。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	障害福祉サービス等事業者連絡会や関係機関において、重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保できるよう、検討を進めていきます。					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

4・3 子どもの成長段階に応じた適切な支援

子どもの発育や発達に不安があるなど、特別な配慮の必要がある児童に対し適切な療育を行うとともに、個に応じた支援の充実を図るなど、子どもの健やかな成長のための取組を行っていきます。

また、生活能力向上のために必要な訓練の提供とともに社会参加の促進を図るため、学齢期の放課後の居場所づくりを行っていきます。

4-3-1 児童発達支援 ◆

事業概要	児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個々に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	275	285	287	289
	延利用日数	日	21,847	25,650	25,830	26,010
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

15歳以上の児童で学校教育法上の学校に在籍していない場合でも、児童発達支援の利用は可能。

4-3-2 医療型児童発達支援 ◆

事業概要	児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	1	2	3	4
	延利用日数	日	66	132	198	264
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

4-3-3 居宅訪問型児童発達支援 ◆

事業概要	重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	8	10	11	12
	延利用日数	日	184	230	253	276
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

4-3-4 保育所等訪問支援 ◆

事業概要	集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、専門的な支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	21	24	27	30
	延利用日数	日	188	216	243	270
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

4-3-5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト 【4-4-9 再掲】

4-3-6 保育園要配慮児保育

事業概要	区立・私立保育園において、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施します。					
担当	幼児保育課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	要配慮児数	人	120	176	176	176
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

4-3-7 幼稚園特別保育

事業概要	区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進するため、専門家による指導助言や特別保育を補助する支援員の配置等を行います。			
担当	教育指導課、教育センター			
3年間の計画事業量	<p>特別な支援が必要な幼児の入園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の発達を促します。</p> <p>具体的には、文京版スタートティング・ストロング・プロジェクトによる幼稚園教諭等への支援の充実を図ります。</p> <p>また、就学支援シートの周知及び活用推進、特別保育を補助する会計年度任用職員の配置、バリアフリーパートナー制度の適切な運用等を行います。</p>			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

4-3-8 就学前相談体制の充実

事業概要	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにします。			
担当	教育指導課			
3年間の計画事業量	<p>保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、保護者に対して必要な情報提供を行います。就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、個々の特性を把握して健やかな成長のための適切な就学先を判断します。</p> <p>教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図ります。</p>			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

4-3-9 総合相談室の充実 【4-1-3 再掲】

4-3-10 専門家アウトリーチ型支援 【4-2-6 再掲】

4-3-11 障害児通所支援事業所の整備

事業概要	重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	整備数(累計)	箇所	5	4		
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

4-3-12 特別支援教育の充実

事業概要	<p>区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるよう、指導員等を配置し充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育担当指導員：通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行います。 ・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行います。 ・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行います。 				
担当	教育指導課				
3年間の 計画事業量	特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進めます。				
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	

4-3-13 育成室の障害児保育

事業概要	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行います。保育補助の会計年度任用職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的に実施し、保育の質の向上を図ります。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図ります。				
担当	児童青少年課				
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	

4-3-14 個に応じた指導の充実

事業概要	区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、個への対応の充実を図ります。			
担当	教育指導課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

4-3-15 放課後等デイサービス

事業概要	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	456	486	496	506
	延利用日数	日	33,174	37,369	38,839	40,309
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期		高齢期	

4・4 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり

すべての子どもが地域で安心して過ごし、育つことのできる社会を目指していきます。そのため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあえる環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

4-4-1 保育園要配慮児保育 【4-3-6 再掲】

4-4-2 幼稚園特別保育 【4-3-7 再掲】

4-4-3 育成室の障害児保育 【4-3-13 再掲】

4-4-4 ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）

事業概要	子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していきます。 また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受けます。			
担当	子ども家庭支援センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-4-5 子育てひろば事業 (子5-2-4)

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。			
担当	子育て支援課、児童青少年課			
3年間の 計画事業量	区内5か所の子育てひろば（西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-4-6 地域団体による地域子育て支援拠点事業 (子5-2-3)

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。			
担当	子育て支援課			
3年間の計画事業量	富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区の4地区に各1か所、地域団体が拠点事業を安定的に運営するための支援を行います。 また、令和5年度実施の子ども・子育て支援に関する実態調査の結果等を踏まえ、事業量の検討・確保に取り組みます。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-4-7 児童館

事業概要	館内の遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等において、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的かつ個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図ります。			
担当	児童青少年課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-4-8 b-lab(文京区青少年プラザ)

事業概要	中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支えます。			
担当	児童青少年課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

4-4-9 文京版スタートティング・ストロング・プロジェクト

事業概要	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行い、より質の高い育児環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支えます。				
担当	教育センター				
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度
	施設訪問回数	回	214	230	240
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

ひとにやさしいまちづくりの実現に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、だれもが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組を進めています。

さらに、災害時や新たな感染症の拡大時等緊急時における支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要支援者情報の把握や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いを基本とした地域づくりを進めます。

5・1 まちのバリアフリーの推進

障害者、高齢者や子育て中の方などすべての人が安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から総合的な自転車対策なども含めた生活環境の整備を進めます。

5-1-1 文京区バリアフリー基本構想の推進（地3-1-2）

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。			
担当	都市計画課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-1-2 バリアフリーの道づくり（地3-1-1）

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	生活関連経路 に指定された 区道の整備率	%	15.0	20.0	22.5	25.0
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導（地 3-1-3）

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。			
担当	住環境課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-1-4 総合的自転車対策の推進（地 3-1-4）

事業概要	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進します。 また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施します。			
担当	管理課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-1-5 公園再整備事業（地 3-1-5）

事業概要	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	公園再整備	園	4	1	3	4
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期		高齢期	

5-1-6 コミュニティバス運行（地 3-1-6）

事業概要	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。			
担当	区民課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-1-7 ごみの訪問収集（高2-2-6）

事業概要	満65歳以上の世帯 / 障害者の世帯 / 日常的に介助又は介護を必要とする方の世帯 / 母子健康手帳の交付を受けてから産後3ヶ月程度までの妊産婦の世帯 / その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。			
	文京清掃事務所			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-1-8 高齢者等住宅修築資金助成事業

事業概要	高齢者(65歳以上)の方又は心身障害者世帯に属する者であること / 工事着工前の住宅であること / 区内の自己又は親族(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること / 住民税を滞納していないこと / この助成金の交付を受けたことがない住宅であること / 文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない住宅であること / その他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること 上記の要件を全て満たす場合で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施するものに対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。					
	住環境課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	高齢者等住宅 修築資金助成	件	10	12	12	12
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

5・2 心のバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、ともに育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、子どもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広めるとともに、施設を開放した事業等による地域との交流を通じて、理解の促進を図ります。

5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）◆

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	地域支援フォーラム（年1回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

事業概要	「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての关心や理解を促進するための催しを開催します。				
担当	障害福祉課				
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度
	入場者数	人	2,318	2,364	2,387
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期

5-2-3 障害者事業を通じた地域参加

事業概要	各種の障害者事業(心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房参加など)を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進

事業概要	障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-3 情報のバリアフリーの推進

障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、障害の特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進めるとともに、適切な媒体を用いた行政情報提供を行います。

また、障害者パソコン講座の開催、窓口におけるコミュニケーション機器の設置等により、情報を取得するための支援を行っていきます。

5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害の特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-3-2 情報バリアフリーの推進

事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置やまちのバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-3-3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供

事業概要	<p>印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行います。</p> <p>また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施します。</p> <p>各サービスの広報にも努め利用の促進を図ります。</p>			
担当	真砂中央図書館			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5・4 防災・安全対策の充実

災害への備えや障害者の避難対応など、障害者を的確に支援できるよう避難行動要支援者への支援体制を構築するとともに、地域住民等の助け合いの体制を進めるなど、地域の災害対応力を高めていきます。

5-4-1 ヘルプカードの普及・啓発

事業概要	<p>障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人々に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行います。</p> <p>当事者には、ヘルプカードを綴じ込んだ「障害者福祉のてびき」を配布します。一般区民には、啓発物を関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えます。</p>			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-4-2 避難行動要支援者への支援（地 3-4-2）

事業概要	<p>災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。</p>			
担当	防災課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-4-3 福祉避難所の拡充（地 3-4-4）

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。			
担当	福祉政策課			
3年間の計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-4-4 避難所運営協議会の運営支援（地 3-4-1）

事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域防災力の向上、防災意識の啓発を図ります。			
担当	防災課			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-4-5 災害ボランティア体制の整備（地 3-4-3）

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の計画事業量	発災時に、災害ボランティアセンターの設置・運営に係るスタッフが混乱することなく復興支援に携われるよう、被災地の最新情報等を参考にしながら、隨時、マニュアル等の更新を図ります。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-4-6 耐震改修促進事業（地 3-4-6）

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇します。			
担当	地域整備課			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-4-7 家具転倒防止器具設置助成（地 3-4-7）

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	家具転倒防止 器具設置助成	件	114	200	200	200
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

5-4-8 救急代理通報システムの設置

事業概要	救急代理通報システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行います。 【救急代理通報システム】 重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故及び火災にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、区が委託する民間の警備会社を通じて東京消防庁に救急要請するとともに駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。				
担当	障害福祉課				
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期

5-4-9 被災者支援の仕組みづくり（地 3-4-5）

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。				
担当	防災課、福祉政策課				
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期
	○	○			

5・5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

障害者週間記念事業や施設のお祭り、その他各種の地域交流事業を通じて障害者と地域住民が自然に交流できる機会を設け、相互理解を図るとともに、障害者が豊かで充実した生活を地域で送ることができるよう、障害者の文化活動・スポーツ等への参加の支援を行います。

5-5-1 障害者事業を通じた地域参加 【5-2-3 再掲】

5-5-2 地域に開かれた施設運営

事業概要	障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【5-2-2 再掲】

5-5-4 心身障害者・児レクリエーション

事業概要	心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年1回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとします。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-5-5 障害者スポーツ等の推進

事業概要	障害者・児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えます。			
担当	スポーツ振興課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○			

5-5-6 文化芸術作品等の発表機会の確保 新

事業概要	市民団体や障害者施設と協働して、障害者の作成した文化芸術作品等を発表する場を創出します。			
担当	アカデミー推進課、障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5・6 地域福祉の担い手への支援

ボランティアや民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような地域福祉の担い手に対して、支援、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながりづくりを行うことで、ともに支え合い暮らしやすい地域づくりを目指します。

5-6-1 ボランティア活動への支援 (地 1-2-2)

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の 計画事業量	個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行いながら丁寧に応じます。 また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。 さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期

5-6-2 手話奉仕員養成研修事業 ◆

事業概要	聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行います。 【区と社会福祉協議会による共催事業】					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	修了者数	人	75	75	75	75
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

5-6-3 地域の支え合い体制づくり推進事業(地1-1-9)

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に對して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	ふれあいいきいき サロン設置数	箇所	146	148	150	152
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

5-6-4 ファミリー・サポート・センター事業(子5-1-2)

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てる相互援助活動を行います。					
担当	子育て支援課					
3年間の 計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	

5-6-5 民生委員・児童委員による相談援助活動（地1-2-6）

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。			
	担当 福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-6-6 話し合い員による訪問活動（高1-1-8）

事業概要	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。 また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。			
	担当 高齢福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-6-7 自発的活動支援事業 ◆

事業概要	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援します。			
	担当 障害福祉課			
3年間の 計画事業量	障害者自身の社会参加を促すとともに区民の障害者理解を深めるために、障害者の自発的活動や区民の障害理解を促す啓発活動の充実を図ります。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-6-8 地域活動情報サイト（地1-2-4）

事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。			
	担当 社会福祉協議会			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

5-6-9 いきいきサポート事業の推進 (地 1-2-5)

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	新規登録利用 会員数	人	54	75	100	125
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期		高齢期	

5-6-10 参加支援事業 新 (地 1-2-1)

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。 令和7年度より事業実施予定					
担当	事務局：福祉政策課					
3年間の 計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。					
	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期		
対象 ライフ ステージ						

5-6-11 地域づくり事業 新 (地 1-1-1)

事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。 令和7年度より事業実施予定					
担当	事務局：福祉政策課					
3年間の 計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。 また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。					
	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期 / 就職期	高齢期		
対象 ライフ ステージ						

第7章

障害福祉計画及び 障害児福祉計画に おける成果目標に ついて

第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第7期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第3期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針⁷を示しています。

国の基本指針では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の7点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも定めています。

この基本指針に基づき、本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、都の基本的な考え方との整合性を図りながら、令和8年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

1 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること

令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること

本区における施設入所支援利用者は、令和4年度末時点で131人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、地域生活移行者数5人と施設入所支援利用者数131人を目標として地域生活への移行の取組を進めています。

⁷ 基本指針 障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進し、精神障害者の地域移行や定着が可能となるように、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むこととしています。

本区では、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を進めています。

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することとしています。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとしています。

本区では、富坂地区、大塚地区、本富士地区及び駒込地区に地域生活支援拠点を各1か所開設したことを踏まえ、地域生活支援拠点にコーディネーターを各3人配置し、「障害者地域自立支援協議会相談・地域生活支援専門部会（年3回程度実施）」において、運用状況の検証及び検討を行っていきます。

また、強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和8年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値について以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業	一般就労移行者数を令和3年度の1.31倍以上とすること・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
就労継続支援A型事業	一般就労移行者数を令和3年度の概ね1.29倍以上とすること
就労継続支援B型事業	一般就労移行者数を令和3年度の概ね1.28倍以上とすること
就労定着支援事業	利用者数を令和3年度の1.41倍以上とすること 就労定着率（ ）が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること

過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

本区においては、令和3年度は9人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受け、令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、令和3年度実績の約1.28倍の12人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

また、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標については、以下のとおり設定します。

・就労移行支援事業の一般就労への移行者数…3人の増加

	令和3年度	令和8年度
移行者数	7人	10人

・就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数…1人の増加

	令和3年度	令和8年度
移行者数	0人	1人

・就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数…1人の増加

	令和3年度	令和8年度
移行者数	1人	2人

・就労定着支援事業の利用者数…17人の増加

	令和3年度	令和8年度
利用者数	40人	57人

- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数を全体の5割以上
- ・就労定着率を7割以上とする就労定着支援事業所数を全体の2割5分以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することとしています。

また、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することとしています。

加えて、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

本区では、児童発達支援センターにおいて、各種事業を実施し、地域の障害児支援に取り組むとともに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け検討等を行っていきます。

また、令和4年度に医療的ケア児を支援する放課後等デイサービス事業所1か所が開設されましたが、引き続き、主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行っています。

加えて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者による連絡会を開催し、地域の課題や対策について継続的に意見交換や情報共有を図るとともに、医療的ケア児の生活設計等の手助けを行う医療的ケア児支援コーディネーターを11人配置し、継続的な支援を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターが、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

本区では、障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に係る目標値について、以下のとおり設定します。

- ・地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数（年 400 件）
- ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（年 12 回）
- ・個別事例の支援内容の検証の実施回数（年 12 回）
- ・主任相談支援専門員の配置数（2 人）

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいこととしています。

また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となるとしています。

本区では、区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため実地指導を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年 18 回）

また、請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。（年 12 回）

2 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量

（1）各事業の1月当たりの利用者数及び利用量について

国の基本指針では、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を活動指標として設定し、1月当たりの必要量の見込みを定めることとしています。

表1に示す1月当たりの見込み量は、第6章の年間の見込み量と整合性を図り算出したものです。

【表1：各事業の1月当たりの利用者数及び利用量一覧】

			4年度実績	6年度	7年度	8年度
訪問系	居宅介護 (居宅における身体介護)	実利用者数	203	211	219	227
		延利用時間	1,235	1,284	1,332	1,381
	居宅介護 (家事援助)	実利用者数	143	145	147	149
		延利用時間	663	665	674	683
	居宅介護 (通院等介助)	実利用者数	75	76	77	78
		延利用時間	273	285	289	293
	重度訪問介護	実利用者数	20	22	22	22
		延利用時間	6,686	7,354	7,354	7,354
	同行援護	実利用者数	85	87	89	91
		延利用時間	1,961	2,001	2,047	2,093
	行動援護	実利用者数	3	4	5	6
		延利用時間	36	36	45	53
日中活動系	重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1
		延利用時間	0	414	414	414
	生活介護	実利用者数	291	301	306	311
		延利用日数	5,523	5,719	5,814	5,909
	自立訓練（機能訓練）	実利用者数	6	7	7	8
		延利用日数	30	27	27	31
	自立訓練（生活訓練）	実利用者数	39	40	44	46
		延利用日数	265	272	309	321
	就労移行支援	実利用者数	106	110	112	114
		延利用日数	1,137	1,128	1,148	1,169
	就労選択支援	実利用者数	-	-	12	12
	就労継続支援 A型	実利用者数	17	23	26	30
		延利用日数	193	288	325	375
	就労継続支援 B型	実利用者数	288	299	304	310
		延利用日数	3,676	3,750	3,788	3,825
	就労定着支援	実利用者数	45	49	53	57
	療養介護	実利用者数	14	14	14	14
	短期入所（福祉型）	実利用者数	100	120	130	140
		延利用日数	395	400	433	467
	短期入所（医療型）	実利用者数	3	4	4	4
		延利用日数	12	13	13	13

			4年度実績	6年度	7年度	8年度
居住系	共同生活援助	実利用者数	164	172	180	188
	施設入所支援	実利用者数	131	131	131	131
	自立生活援助	実利用者数	0	2	2	2
相談支援	計画相談支援	計画作成者数	69	75	78	82
	地域移行支援	実利用者数	0	3	3	3
	地域定着支援	実利用者数	8	10	10	10
	障害児相談支援	計画作成者数	31	41	45	48
障害児通所支援	児童発達支援	実利用者数	275	285	287	289
		延利用日数	1,821	2,138	2,153	2,168
	医療型児童発達支援	実利用者数	1	2	3	4
		延利用日数	6	11	17	22
	居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	8	10	11	12
		延利用日数	15	19	21	23
	保育所等訪問支援	実利用者数	21	24	27	30
		延利用日数	16	18	20	23
	放課後等デイサービス	実利用者数	456	486	496	506
		延利用日数	2,765	3,114	3,237	3,359

地域生活支援事業の見込み量等については、第6章をご参照ください。

(2) 各事業の見込み量の推移について

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）については、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の見込み量を踏まえつつ、これまでの利用実績や実態・意向調査結果等を分析し、表2のとおり障害福祉サービス等の見込み量を定めています。

【表2：各事業の見込み量の推移一覧】

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
訪問系	居宅介護 (居宅における身体介護)	実利用者数	183(187)	191(203)	199	211	219	227
		延利用時間	15,189 (13,532)	15,853 (14,821)	16,517	15,403	15,987	16,571
	居宅介護 (家事援助)	実利用者数	145(130)	147(143)	149	145	147	149
		延利用時間	8,700 (7,702)	8,820 (7,956)	8,940	7,975	8,085	8,195
	居宅介護 (通院等介助)	実利用者数	77(71)	78(75)	79	76	77	78
		延利用時間	4,004 (3,472)	4,056 (3,272)	4,108	3,420	3,465	3,510
	重度訪問介護	実利用者数	23(19)	23(20)	23	22	22	22
		延利用時間	63,572 (69,726)	63,572 (80,230)	63,572	88,242	88,242	88,242
	同行援護	実利用者数	82(75)	84(85)	86	87	89	91
		延利用時間	27,224 (21,865)	27,888 (23,533)	28,552	24,012	24,564	25,116
日中活動系	行動援護	実利用者数	4(3)	5(3)	6	4	5	6
		延利用時間	436(401)	536(431)	636	436	536	636
	重度障害者等 包括支援	実利用者数	1(0)	1(0)	1	1	1	1
		延利用時間	4,968(0)	4,968(0)	4,968	4,968	4,968	4,968
	生活介護	実利用者数	298(294)	308(291)	318	301	306	311
		延利用日数	65,781 (66,265)	68,421 (66,273)	71,061	68,628	69,768	70,908
	自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	7(7)	8(6)	8	7	7	8
		延利用日数	329(268)	376(356)	376	329	329	376
	自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	37(41)	44(39)	53	40	44	46
		延利用日数	3,278 (3,804)	3,704 (3,181)	4,186	3,260	3,704	3,852
	就労移行支援	実利用者数	105(107)	110(106)	115	110	112	114
		延利用日数	11,286 (13,071)	11,823 (13,638)	12,361	13,530	13,776	14,022
	就労継続 支援A型	実利用者数	23(16)	26(17)	30	23	26	30
		延利用日数	3,550 (2,986)	4,083 (2,318)	4,695	3,450	3,900	4,500
	就労継続 支援B型	実利用者数	294(283)	302(288)	311	299	304	310
		延利用日数	47,390 (43,609)	48,810 (44,114)	50,270	45,000	45,450	45,904

()内の数値は、実績値です。

			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
日中活動系	就労定着支援	実利用者数	51(40)	55(45)	60	49	53	57
	療養介護	実利用者数	11(12)	11(14)	11	14	14	14
	短期入所 (福祉型)	実利用者数	153(80)	165(100)	178	120	130	140
		延利用日数	5,010 (4,400)	5,310 (4,740)	5,629	4,800	5,200	5,600
居住系	短期入所 (医療型)	実利用者数	4(3)	5(3)	6	4	4	4
		延利用日数	353(203)	419(142)	463	152	152	152
	共同生活援助	実利用者数	147(154)	152(164)	157	172	180	188
相談支援	施設入所支援	実利用者数	134(134)	134(131)	134	131	131	131
	自立生活援助	実利用者数	2(0)	3(0)	4	2	2	2
	計画相談支援	計画作成者数	753(777)	802(825)	853	895	939	985
障害児通所支援	地域移行支援	実利用者数	3(1)	3(0)	3	3	3	3
	地域定着支援	実利用者数	10(8)	10(8)	10	10	10	10
	障害児 相談支援	実利用者数	377(324)	418(376)	462	489	542	574
		延利用日数	16,571 (19,313)	17,171 (21,847)	17,771	25,650	25,830	26,010
	児童発達支援	実利用者数	223(247)	233(275)	243	285	287	289
		延利用日数						
	医療型 児童発達支援	実利用者数	5(0)	6(1)	7	2	3	4
		延利用日数	346(0)	415(66)	484	132	198	264
	居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	4(7)	5(8)	5	10	11	12
		延利用日数	224(421)	280(184)	280	230	253	276
	保育所等 訪問支援	実利用者数	2(9)	3(21)	4	24	27	30
		延利用日数	14(85)	21(188)	28	216	243	270
	放課後等 デイサービス	実利用者数	405(415)	425(456)	445	486	496	506
		延利用日数	32,911 (31,315)	35,311 (33,174)	37,711	37,369	38,839	40,309

第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画から見込み量を定めることとしているサービスについては、第 6 章をご参照ください。

3 障害福祉サービス等の見込み量確保の方策について

(1) 訪問系

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を踏まえ、見込み量を設定します。訪問系サービスは、障害者が住み慣れた地域で生活を続けるうえで必要不可欠なサービスであり、引き続き需要が多いと見込んでいます。サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。

(2) 日中活動系

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、生活介護、就労継続支援(A型、B型)、短期入所(福祉型・医療型)の一層の利用増や、特別支援学校の卒業等に伴う新たなサービス利用者等を勘案して、見込み量を設定します。民間事業者の誘致等による施設整備を促進し、見込み量の確保を図ります。

(3) 居住系

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行うことにより、施設整備を促進することで、見込み量の確保を図ります。

(4) 相談支援

サービスの利用状況、地域生活への移行及び定着の動向等を勘案して見込み量を設定します。相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指して、積極的に取り組み、見込み量の確保を図ります。

(5) 障害児通所支援

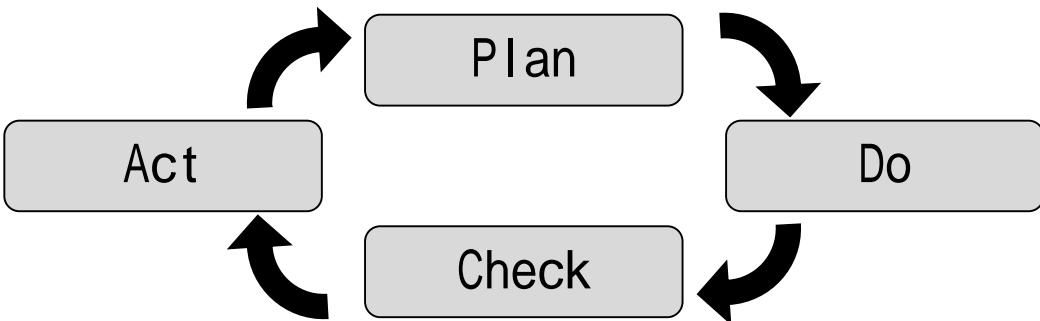
サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、見込み量を設定します。事業所整備費の補助制度の創設等により、施設整備を促進することで、身近な地域で支援が受けられるよう見込み量の確保を図ります。

4 障害福祉計画等の進行管理について

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において行うとともに、PDCAを確實に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、評価を行う
改善 (Act)	評価に基づき、計画の目標、活動などを見直す

中間のまとめからの主な変更点について【障害者・児計画】

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
1	P.3 第1章 計画の策定の考え方 1 計画の目的	<p>我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約 (<i>Convention on the Rights of Persons with Disabilities</i>)」(以下「障害者権利条約」という。)では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。</p> <p>障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。</p> <p>これらを受け、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。</p> <p>また、「児童の権利に関する条約 (<i>Convention on the Rights of the Child</i>)」(以下「子どもの権利条約」という。)の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。<u>なお、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児につ</u></p>	<p>我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約 (以下「障害者権利条約」という。)」では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。</p> <p>障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。</p> <p>これらを受け、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。</p> <p>また、「児童の権利に関する条約 (以下「子どもの権利条約」という。)」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。<u>さらに、こども基本法の施行により、全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利</u></p>

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）																																								
		<p>いても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等を提供し、その人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。</p>	<p>の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができます社会の実現を目指すことが明確化されました。障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等の提供、各種分野との必要に応じた連携体制の構築が求められています。</p>																																								
2	P. 28 第 3 章 障害者・障害児を取り巻く現状 2 地域生活の現状と課題 (1) 区内障害者・児施設数一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サービス名</th> <th>施設数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">障害者総合支援法に基づくサービス</td> <td>就労継続支援（A型）</td> <td>2</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>居宅介護</td> <td>33</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重度訪問介護</td> <td>24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同行援護</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動支援事業</td> <td>20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	サービス名	施設数	定員	障害者総合支援法に基づくサービス	就労継続支援（A型）	2	30	居宅介護	33		重度訪問介護	24		同行援護	8		移動支援事業	20		<p>施設数及び定員の修正、（※）の追記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サービス名</th> <th>施設数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">障害者総合支援法に基づくサービス</td> <td>就労継続支援（A型）</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>居宅介護（※）</td> <td>32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重度訪問介護（※）</td> <td>23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同行援護（※）</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動支援事業（※）</td> <td>20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 区内障害者・児施設一覧及び区内障害者・児施設マップには掲載していない事業所です。</p>	区分	サービス名	施設数	定員	障害者総合支援法に基づくサービス	就労継続支援（A型）	1	10	居宅介護（※）	32		重度訪問介護（※）	23		同行援護（※）	9		移動支援事業（※）	20	
区分	サービス名	施設数	定員																																								
障害者総合支援法に基づくサービス	就労継続支援（A型）	2	30																																								
	居宅介護	33																																									
	重度訪問介護	24																																									
	同行援護	8																																									
	移動支援事業	20																																									
区分	サービス名	施設数	定員																																								
障害者総合支援法に基づくサービス	就労継続支援（A型）	1	10																																								
	居宅介護（※）	32																																									
	重度訪問介護（※）	23																																									
	同行援護（※）	9																																									
	移動支援事業（※）	20																																									
3	P. 29-32 (2) 区内障害者・児施設一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>計画相談支援〔 〕</th> <th>障害児相談支援〔 〕</th> <th>就労継続支援△型〔 〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>ベジティア</td> <td>本郷 1-10-14 加奈利屋館ビル1階</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>83</td> <td>相談支援事業所やえ</td> <td>向丘 2-33-14</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	住所	計画相談支援〔 〕	障害児相談支援〔 〕	就労継続支援△型〔 〕	30	ベジティア	本郷 1-10-14 加奈利屋館ビル1階		○		83	相談支援事業所やえ	向丘 2-33-14	○	○		<p>施設の掲載削除、No.の変更、計画事業の掲載ページを記載</p> <p>※区内障害者・児施設マップについても変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>計画相談支援〔 114 〕</th> <th>障害児相談支援〔 135 〕</th> <th>就労継続支援△型〔 128 〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>相談支援事業所やえ</td> <td>向丘 2-33-14</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	住所	計画相談支援〔 114 〕	障害児相談支援〔 135 〕	就労継続支援△型〔 128 〕	30	相談支援事業所やえ	向丘 2-33-14	○	○											
No.	施設名	住所	計画相談支援〔 〕	障害児相談支援〔 〕	就労継続支援△型〔 〕																																						
30	ベジティア	本郷 1-10-14 加奈利屋館ビル1階		○																																							
83	相談支援事業所やえ	向丘 2-33-14	○	○																																							
No.	施設名	住所	計画相談支援〔 114 〕	障害児相談支援〔 135 〕	就労継続支援△型〔 128 〕																																						
30	相談支援事業所やえ	向丘 2-33-14	○	○																																							

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）																												
4	P. 33 区内障害者・児施設マップ		障害者・児施設のうち福祉避難所を兼ねている施設に（福祉避難所）を追記																												
5	P. 79 第4章 主要項目及びその方向性 (5) ひとにやさしいまちづくりの推進	このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。	このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の趣旨を踏まえて進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。																												
6	P. 101 第6章 計画事業 1 自立に向けた地域生活支援の充実 1-1-19 日中活動系サービス施設の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>3年間の事業量</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>4年度実績</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数(累計)</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	3年間の事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	整備数(累計)	箇所		0	0	1	2	<p>計画事業量の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>3年間の計画事業量</th> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>4年度実績</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数(累計)</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	整備数(累計)	箇所		0		2	
3年間の事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度																									
整備数(累計)	箇所		0	0	1	2																									
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度																									
整備数(累計)	箇所		0		2																										
7	P. 104 1-3-1 グループホームの拡充	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の <u>拡充</u> により活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。	<p>事業概要、計画事業量の変更</p> <p>障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>3年間の計画事業量</th> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>4年度実績</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数(累計)</td> <td>箇所</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	整備数(累計)	箇所		1	1	2	3														
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度																									
整備数(累計)	箇所		1	1	2	3																									

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）							変更後（案）						
		定員数 (累計)	人	4	4	12	20	定員数 (累計)	人	4	20				
8	P. 106 1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行	3年間の事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
		移行者数 (累計)	人	0	3	4	5	移行者数 (累計)	人	0	5				
9	p. 114 2-1-2 計画相談支援								備考として、以下を追記 ※ 就学前、就学後（小・中・高）の計画相談支援については、 4-2-7 障害児相談支援に掲載されています。						
10	p. 115 2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施するとともに、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築・人材育成等、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行います。							事業概要の変更 障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。 また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、 <u>障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。</u>						
11	P. 120 2-2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進	中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、市民後見人 <u>を含む権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。</u>							事業概要の変更 中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。 <u>あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人</u>						

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）							変更後（案）																				
									及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。																				
12	P. 121 2-2-4 成年後見制度利用支援事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>3年間の事業量</th><th>項目</th><th>単位</th><th>4年度実績</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見等申立費用助成</td><td>件</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td></td></tr> </tbody> </table>							3年間の事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	成年後見等申立費用助成	件	0	1	2	3		計画事業量の変更						
3年間の事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度																							
成年後見等申立費用助成	件	0	1	2	3																								
13	P. 134 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援 4-2-6 専門家アウトリーチ型支援	<p>専門家（医師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援学校教員、社会福祉士等）によるコンサルテーションを通して、保育園、幼稚園、学校等の対応力の向上を図ります。「発達支援」「特別支援」「適応支援」の3分野にわたり対応します。</p>							事業概要の変更																				
14	P. 137 4-3-6 保育園要配慮児保育	<table border="1"> <thead> <tr> <th>3年間の事業量</th><th>項目</th><th>単位</th><th>4年度実績</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮児数</td><td>人</td><td>107</td><td>134</td><td>134</td><td>134</td><td></td></tr> </tbody> </table>							3年間の事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	要配慮児数	人	107	134	134	134		計画事業量の変更						
3年間の事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度																							
要配慮児数	人	107	134	134	134																								
15	P. 138 4-3-7 幼稚園特別保育	<p>具体的には、特別支援連携協議会の専門家チーム活用による幼稚園教諭等への指導助言、文京版スターディング・ストロング・プロジェクトによる保護者等への支援の充実を図ります。</p>							担当に教育センターを追加、計画事業量の変更																				
									具体的には、文京版スターディング・ストロング・プロジェクトによる幼稚園教諭等への支援の充実を図ります。																				

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）																										
16	P. 139 4-3-11 障害児通所支援事業所の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">3年間の事業量</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>4年度実績</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> </tr> <tr> <th>整備数（累計）</th> <th>箇所</th> <th>5</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> </table>	3年間の事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	整備数（累計）	箇所	5	2	3	4	<p>計画事業量の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">3年間の計画事業量</th> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>4年度実績</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> </tr> <tr> <th>整備数（累計）</th> <th>箇所</th> <th>5</th> <th>4</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>	3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	整備数（累計）	箇所	5	4		
3年間の事業量	項目	単位		4年度実績	6年度	7年度	8年度																						
	整備数（累計）	箇所	5	2	3	4																							
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度																							
	整備数（累計）	箇所	5	4																									
17	P. 139 4-3-12 特別支援教育の充実	<p><u>特別支援教育に係る研修により教員の指導力向上を図るとともに、特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進めます。</u></p>	<p>計画事業量の変更</p> <p>特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進めます。</p>																										
18	P. 145 5-1-8 高齢者等住宅修築資金助成事業	<p><u>高齢者・障害者を構成員に含む世帯に属する方</u>で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施するものに対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。</p>	<p>事業概要の変更</p> <p><u>①高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する者であること／②工事着工前の住宅であること／③区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること／④住民税を滞納していないこと／⑤この助成金の交付を受けたことがない住宅であること／⑥文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない住宅であること／⑦その他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること</u></p> <p><u>上記の要件を全て満たす場合</u>で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施するものに対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。</p>																										
19	P. 149 5-4-3 福祉避難所の拡充	<p>避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための<u>二次避難所である福祉避難所</u>について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討</p>	<p>事業概要の変更</p> <p>避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。</p>																										

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）																			
		を進めます。																				
20	P.150 5-4-9 被災者支援の仕組みづくり		<p>事業の追加</p> <table border="1"> <tr> <td>事業概要</td><td colspan="4">一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。</td></tr> <tr> <td>担当</td><td colspan="4">防災課、福祉政策課</td></tr> <tr> <td rowspan="2">対象ライフステージ</td><td>就学前</td><td>就学後(小・中・高)</td><td>卒業期／就職期</td><td>高齢期</td></tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。				担当	防災課、福祉政策課				対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	○	○	○	○
事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。																					
担当	防災課、福祉政策課																					
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期																		
	○	○	○	○																		
21	P.151 5-5-5 障害者スポーツ等の推進		対象ライフステージに就学前を追加																			

「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画
保健医療計画

令和6年度～令和11年度

最終案

文 京 区

目 次

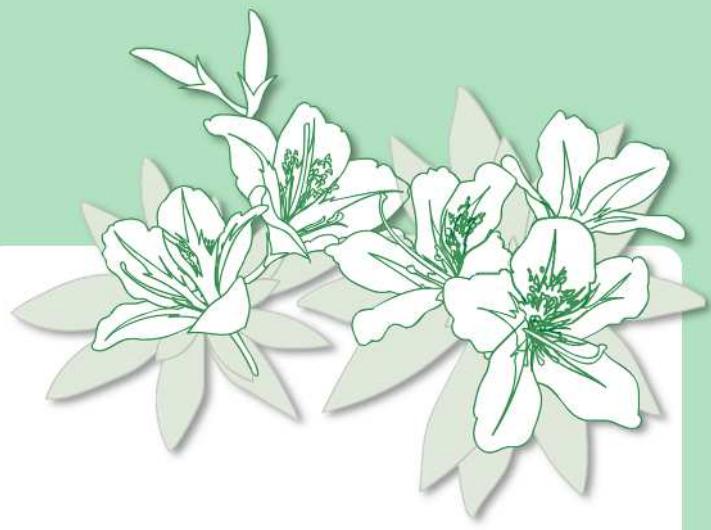
第1章 策定の考え方	3
1 計画の目的	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画改定の検討体制	5
4 計画の期間	6
5 計画の推進に向けて	7
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進	7
(2) 地域共生社会の実現に向けた方向性	8
(3) 推進体制	10
(4) 計画の周知	10
(5) 計画の評価	11
第2章 計画の基本理念・基本目標	15
1 基本理念	15
2 計画の基本目標	16
第3章 保健医療を取り巻く現状と課題	19
1 区民の健康動向等	19
(1) 人口の状況	19
(2) 出生及び死亡の状況	23
(3) 寿命	26
(4) 健診等の状況	28
(5) こころの病気と自殺に関する統計	30
(6) 健康安全に関する統計	31
(7) 地域保健医療施設	33
(8) 健康に関するニーズ調査	34
(9) 高齢者等実態調査結果	65
2 保健医療の現状	70
(1) 健康づくりの推進	70
(2) 地域医療の連携と療養支援	72
(3) 健康安全の確保	73
3 保健医療の課題	75
(1) 健康づくりの推進	75
(2) 地域医療の連携と療養支援	77
(3) 健康安全の確保	78

第4章 目標と計画事業 83

1 主要項目及びその方向性.....	83
(1) 健康づくりの推進.....	83
(2) 地域医療の連携と療養支援.....	85
(3) 健康安全の確保.....	86
2 計画の体系.....	87
3 計画事業.....	92
(1) 健康づくりの推進.....	92
1 - 1 健康的な生活習慣の確立	92
1 - 2 健康的な栄養・食生活の推進	95
1 - 3 こころの健康づくりの推進	97
1 - 4 女性の健康づくりの推進	98
1 - 5 齒と口腔の健康づくりの推進	100
1 - 6 がん対策の推進	103
1 - 7 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	105
1 - 8 高齢者の健康づくり	109
1 - 9 食育の推進（文京区食育推進計画）	112
(2) 地域医療の連携と療養支援.....	115
2 - 1 地域医療連携の推進	115
2 - 2 災害時医療の確保	118
2 - 3 精神保健医療対策	120
2 - 4 在宅療養患者等の支援	123
(3) 健康安全の確保.....	125
3 - 1 健康危機管理体制の強化	125
3 - 2 感染症対策	126
3 - 3 医療安全の推進と医務薬事	128
3 - 4 食品衛生の推進	129
3 - 5 環境衛生の推進	130
3 - 6 動物衛生の推進	131

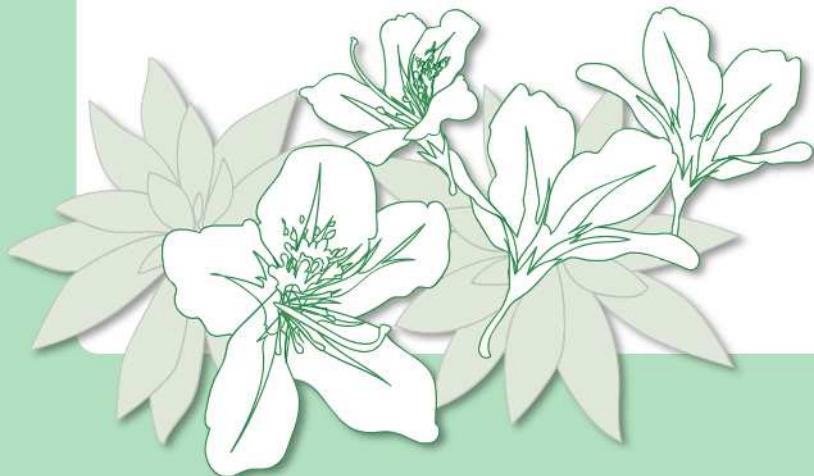
資料編 135

1 行動目標の把握方法 135



第 1 章

策定の考え方



第1章 策定の考え方

1 計画の目的

健康をめぐる社会環境をみると、我が国においては、世界有数の長寿国であり、文京区（以下「本区」という。）の高齢化率は今後も上昇することが見込まれており、高齢者が自分らしくいきいきと生活し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援として、在宅療養体制の構築や認知症の対策が重要となります。

また、疾病全体に占める悪性新生物（がん）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を抱える人が20世紀後半から増加しています。本区の区民の主要死因も生活習慣に起因する疾患が半数以上となっています。このため今後、さらに高齢化が進み、生活習慣病患者の増加により、医療や介護にかかる負担が年々増加していくことが予測されており、国の「健康日本21」において、平均寿命だけでなく、健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸が求められています。

一方で、世帯の小規模化、核家族化に伴い、子育てに戸惑いや不安を感じる保護者は少なくない状況です。このような中、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりが引き続き重要となります。

さらに、感染症や食中毒の予防など、日々の生活を送る上での安全・安心の確保を図ることも重要です。

このような課題に的確に対応するため、「健康づくりの推進」、「地域医療の連携と療養支援」、「健康安全の確保」を柱とした保健医療施策全般にわたる総合的な計画として「保健医療計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

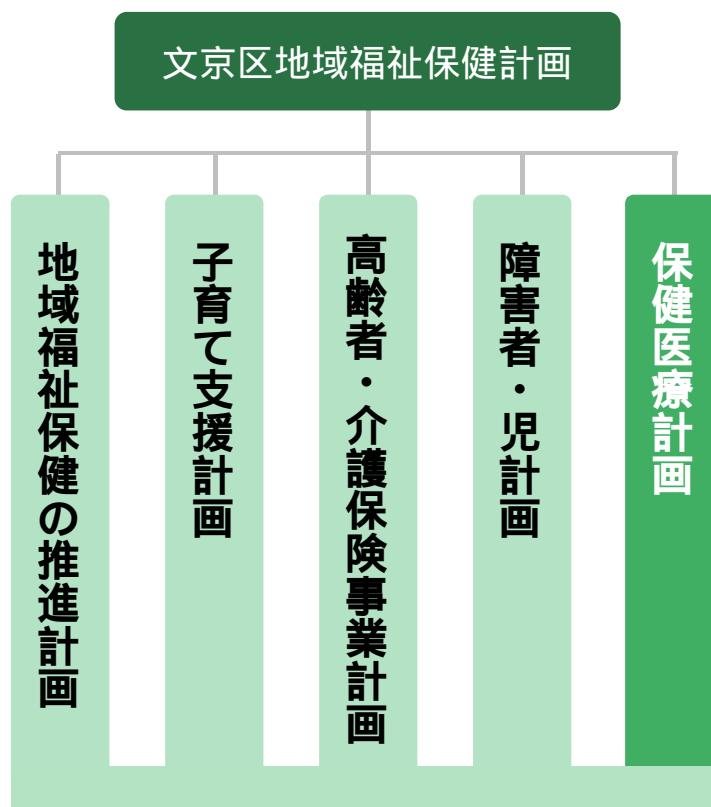
保健医療計画は、全ての区民等を対象とする計画として、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」及び食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」を一体的に策定するものです。

計画名と根拠法令

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第18条第1項	

また、区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。

さらに、国の「健康日本21(第三次)」の地方計画の性格を有するものとして、都の「東京都健康増進プラン21(第三次)」を、国の「第4次食育推進基本計画」の地方計画の性格を有するものとして、都の「東京都食育推進計画」を踏まえるとともに、医療法に基づく都の「東京都保健医療計画」とも調和・整合を図って策定したものです。



3 計画改定の検討体制

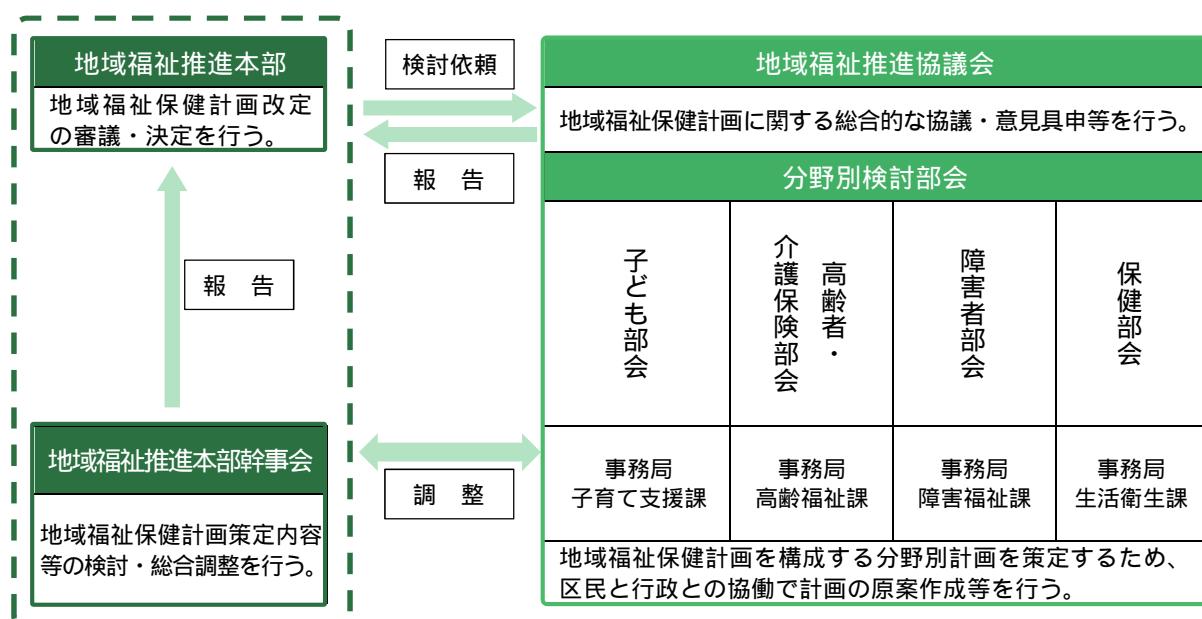
本計画の改定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会及びその検討部会である地域福祉推進協議会保健部会における検討を踏まえて、改定を行いました。

なお、これらの会議は全て公開とし、広く区民に開かれた審議を行いました。

計画の検討経過については、ホームページで公表するとともに、パブリックコメント（区民意見公募）の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要望を十分に把握し、計画への反映を図りました。

また、区の庁内組織である地域福祉推進本部及び地域福祉推進本部幹事会において、福祉保健に関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行いました。

計画改定の検討体制



4 計画の期間

本計画は令和6年度から令和11年度までの6年を計画期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総合戦略「文の京」									
福祉保健計画文京区地域									
医療計画文京区保健									

The diagram illustrates the planning period from Heisei 6 to Reiwa 11. It highlights three main plans: the 'Meiji' integrated strategy plan (covering Heisei 6-11), the Meiji area welfare and health plan (covering Heisei 6-11), and the Meiji area medical and health plan (covering Heisei 6-11). The 'Meiji' integrated strategy plan is shown as a horizontal arrow spanning the years, with a dashed box indicating the continuation to the next period. The other two plans are also shown as horizontal arrows spanning the years.

5 計画の推進に向けて

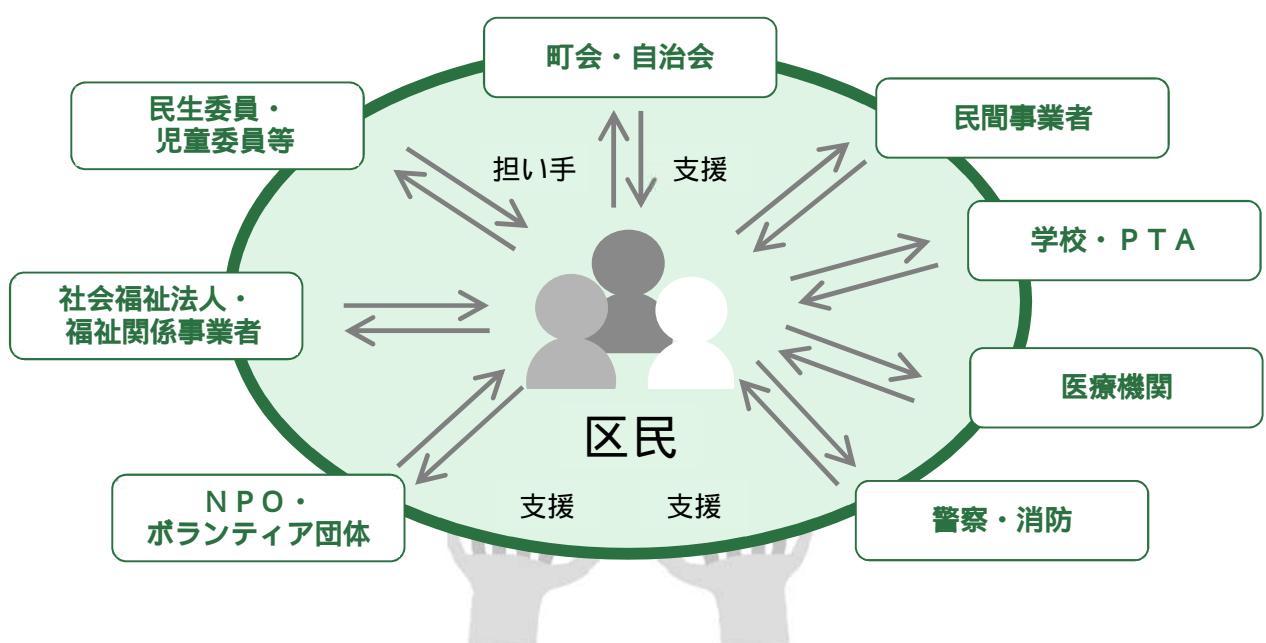
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



地域福祉活動を支援

区

- ・高齢者あんしん相談センター
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・こども家庭支援センター
- ・児童発達支援センター
- ・保健所
- ・教育センター

社会福祉協議会

緊密に連携

- ・権利擁護センター（あんしんサポート文京）
- ・ボランティアセンター
- ・フミコム（地域連携ステーション）
- ・ファミリーサポートセンター

等

(2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会¹の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題」²も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

1 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

2 2040年問題：少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる

2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく



最終目標

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

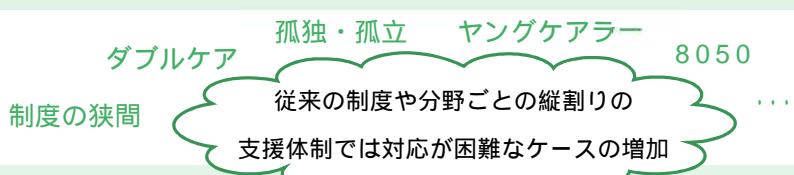
地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする

文京区における地域包括ケアシステムの
更なる進化・発展のために
重層的支援体制整備事業を活用

令和6年度～令和8年度

現状



区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み

「必要な支援を包括的に提供する」
という考え方を普遍化してきた

高齢福祉

障害福祉

児童福祉

生活困窮

文京区における地域包括ケアシステム

(3) 推進体制

本計画は、「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体的に策定しており、保健、福祉、介護、教育など多岐にわたる関係各部署が、情報の共有と連携を深めて、ともに実施することによって推進していきます。

また、「計画事業」を着実に推進するため、区民主体による健康づくりの実践と併せ、区民、関係団体、行政が一体となって取り組みます。

(4) 計画の周知

本計画は、だれもが気軽に閲覧できるよう、区のホームページに掲載し、区内の公共施設等に設置します。

また、計画事業等についての具体的な情報は、区報、インターネット、ソーシャルメディアの活用や、対象者への個別通知等を行うほか、関係団体等の多様な経路を用いて幅広く周知を進めています。

(5) 計画の評価

本計画を着実かつ効果的に実施し、総合的な事業の点検・評価を行うため、進行管理対象事業及び行動目標を掲げています。

また、区民、学識経験者等で構成する地域福祉推進協議会において、区民等の意見を検討・反映させながら、進行管理を行っていきます。

進行管理対象事業

本計画において、区が取り組むべき特に重要な事業については、計画目標を掲げ進行管理を行っていきます。

また、計画期間が令和6年度から令和11年度であるため、進行管理対象事業の計画内容は令和11年度末に設定しています。

行動目標

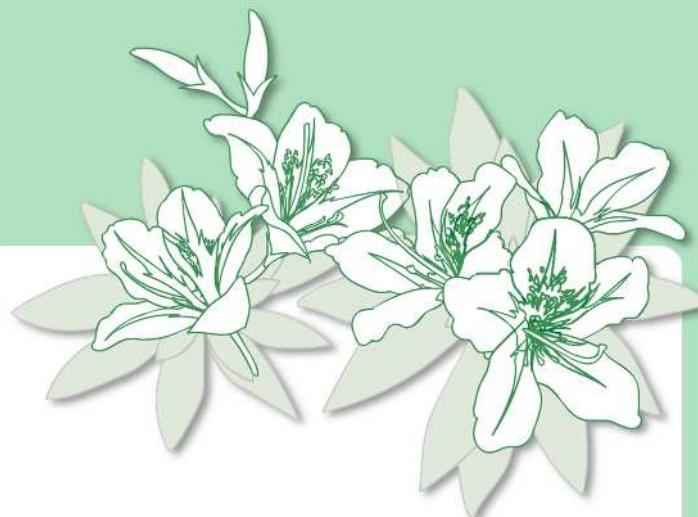
本計画では、進行管理対象事業のほかに、健康づくりの分野において行動目標を掲げています。

健康づくりの推進は、区民の意識と行動の変容が必要であることから、望ましい状態を行動目標として設定し、区民に周知するとともに、区民の主体的な健康づくりの取組を支援していくものです。

また、行動目標の評価及び次期計画の策定資料とするため、健康に関するニーズ調査を令和10年度に実施します。そのため、行動目標は令和10年度に設定しています。

府内体制

本計画の推進に当たっては、区の府内組織である地域福祉推進本部において計画の進捗状況を集約し、総合的及び体系的に推進していきます。



第 2 章 計画の基本理念・ 基本目標

第2章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション³やソーシャルインクルージョン⁴の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁵を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識をもって、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

³ ノーマライゼーション：障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支えあって普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

⁴ ソーシャルインクルージョン：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

⁵ ダイバーシティ：性別（性自認及び性的指向を含む。）、人種、国籍、宗教、経験、障害の有無など人々の「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 計画の基本目標

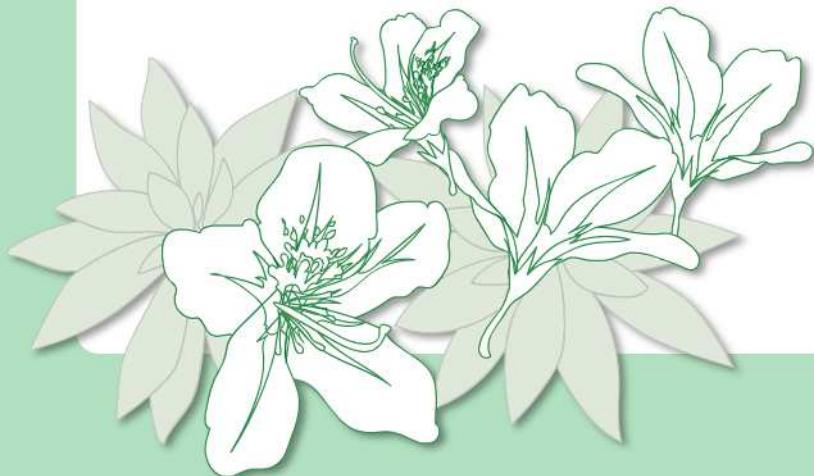
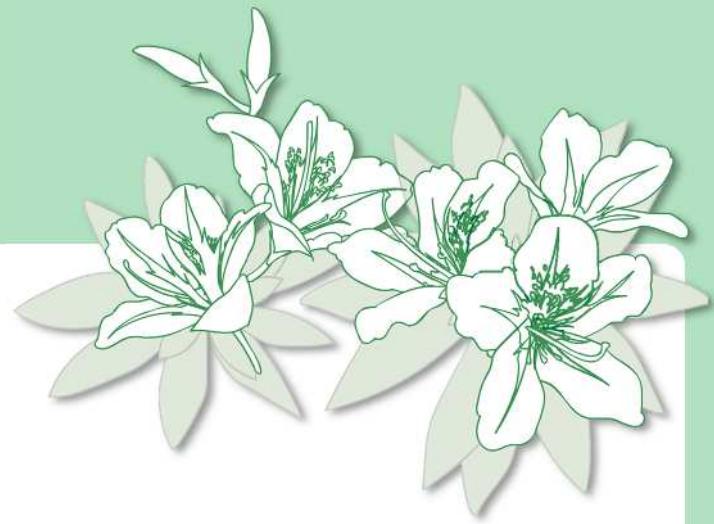
だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

第 3 章

保健医療を 取り巻く現状と 課題



第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

1 区民の健康動向等

統計数値を記述するにあたり、割での表記を用いている場合があります。その際の目安は、おおむね以下のとおりとしています。また、状況に応じて、割台、 割以上、 割前後などとまとめている場合もあります。

例	表現	例	表現
17.0 ~ 19.9%	約2割	23.0 ~ 26.9%	2割台半ば
20.0 ~ 20.9%	2割	27.0 ~ 29.9%	約3割
21.0 ~ 22.9%	2割を超える		

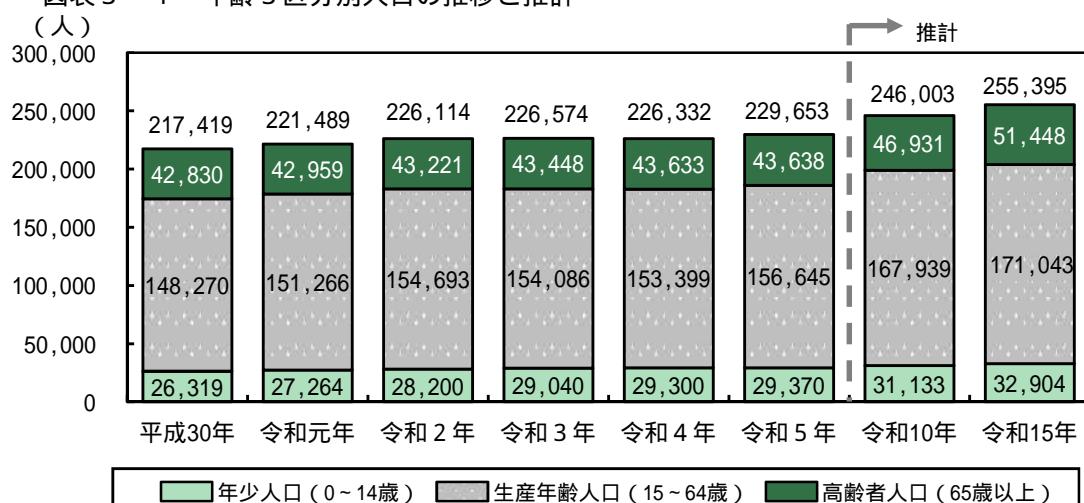
(1) 人口の状況

人口の推移と推計

区の人口は年々増加しており、令和5年1月1日現在で22万9,653人となっています。年齢3区分別の人口は、年少人口(0~14歳) 生産年齢人口(15~64歳) 高齢者人口(65歳以上) のいずれも横ばいで推移しています。

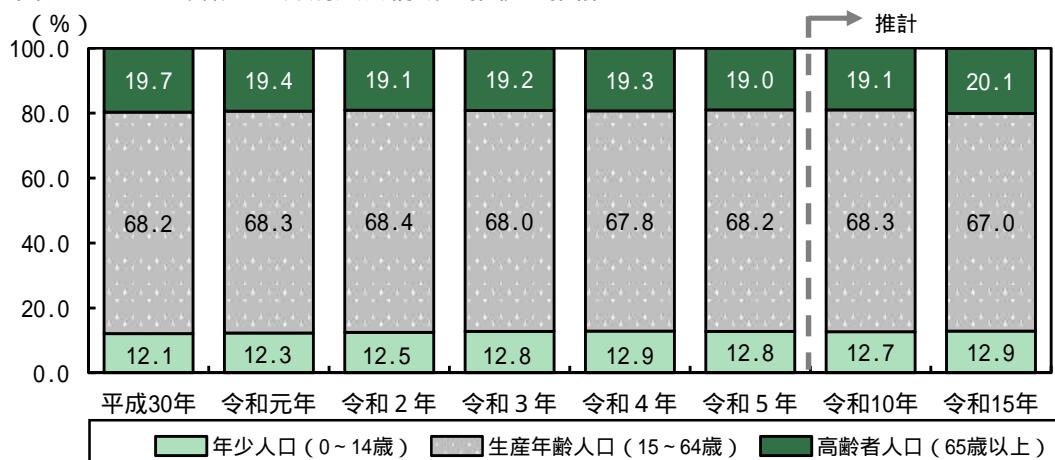
今後も人口は増加するとともに、高齢化率が上昇し、令和15年には高齢者人口の割合が2割に達すると推計されています。

図表3-1 年齢3区分別人口の推移と推計



第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

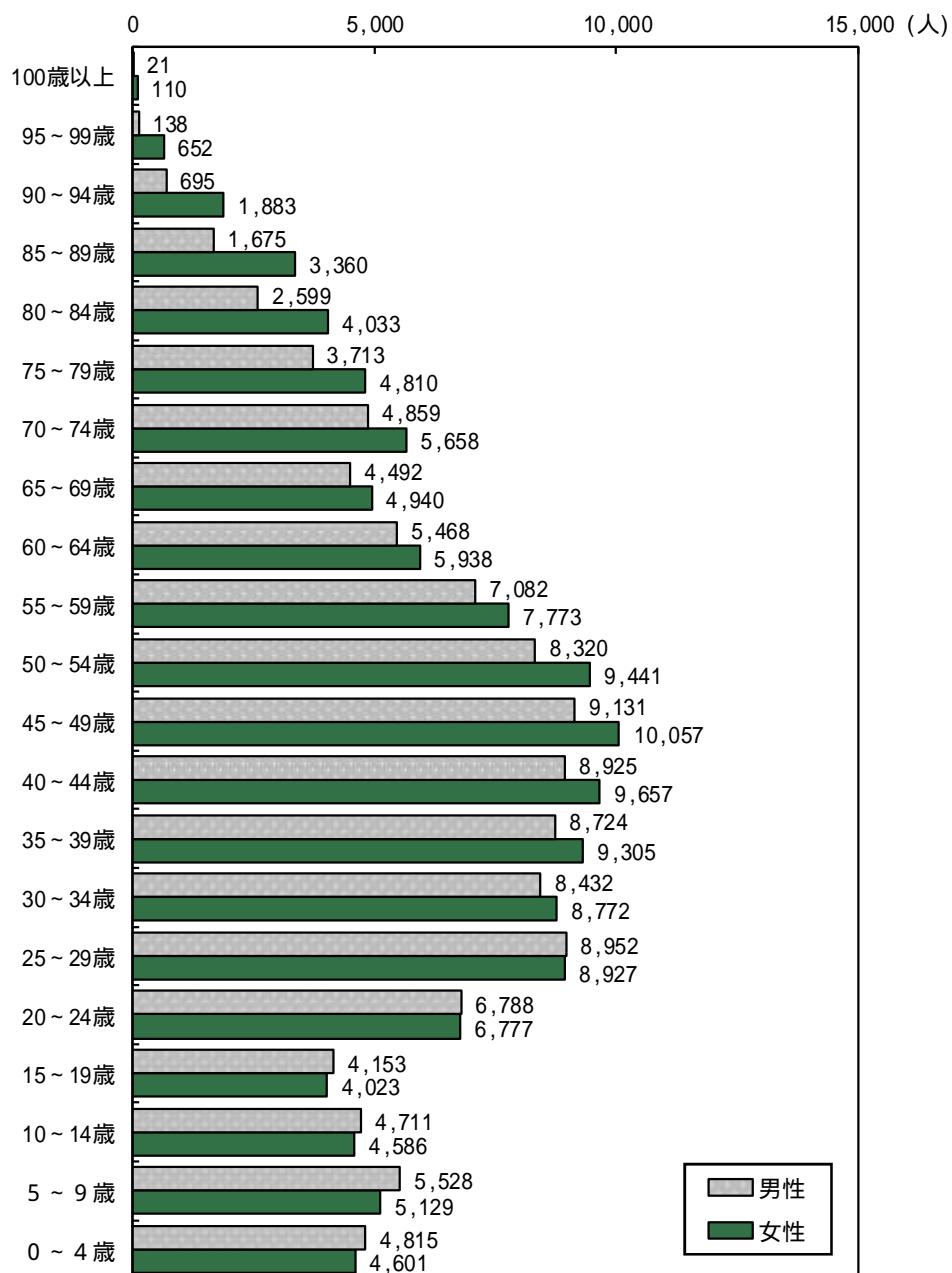
図表3-2 年齢3区分別人口構成の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在、令和10年及び令和15年は文京区まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）

5歳階級別の人団構成では、30歳代後半から40歳代後半にかけての人口が多く、また65歳以上の高齢者では、女性人口が男性を大きく上回っています。

図表3-3 5歳階級別の人団構成

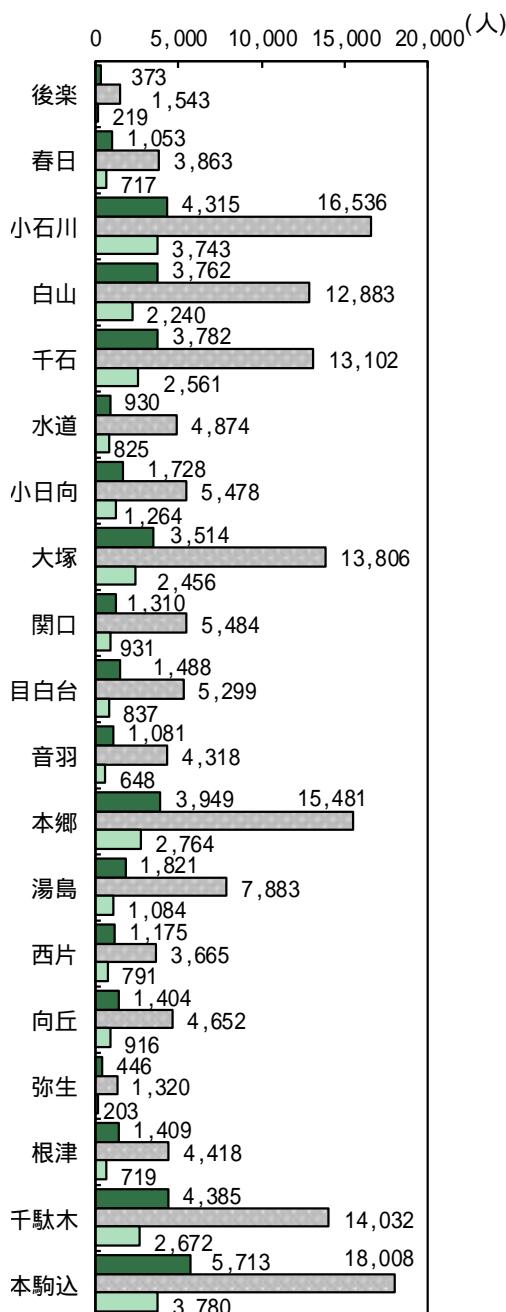


資料：住民基本台帳（令和5年1月1日現在）

年齢3区分別人口を町名別にみると、高齢者人口の割合が、水道、湯島では1割半程度であるのに対し、根津、弥生では2割を超えています。

また、小石川、千石、小日向、西片、向丘、本駒込では年少人口の割合が1割半ばとなっています。

図表3-4 町別年齢3区分人口



図表3-5 町別年齢3区分人口比



(年少人口(0~14歳) 生産年齢人口(15~64歳) 高齢者人口(65歳以上))

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため各数値の合計が100%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳（令和5年1月1日現在）

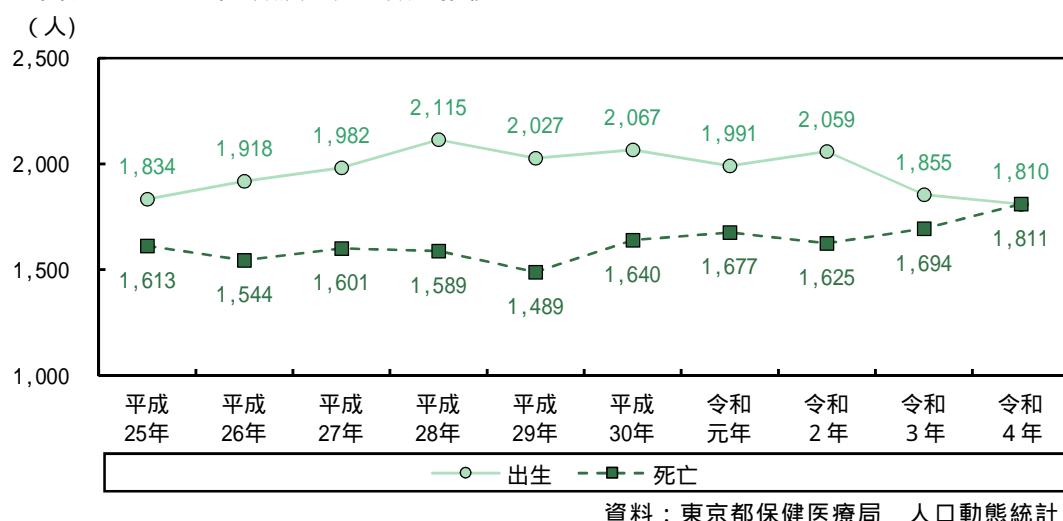
(2) 出生及び死亡の状況

出生数及び死亡数の推移

出生数は、平成28年の2,115人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和3年以降は減少に転じ、令和4年は1,810人となっています。

また、死亡数は平成22年以降おおむね横ばいで推移していますが、平成30年以降は、1,600人を超える状況が続いている。

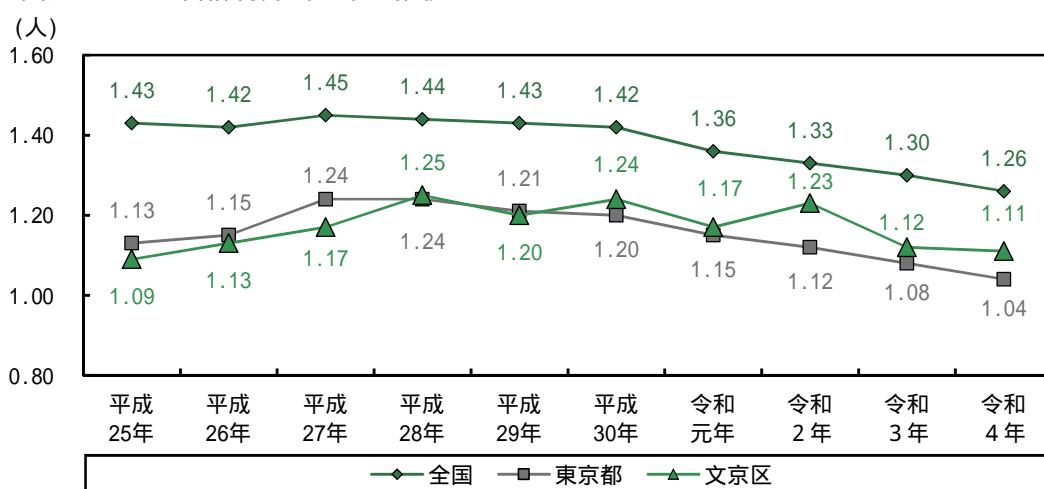
図表3-6 出生数及び死亡数の推移



合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率⁶は、平成28年に1.25人と東京都を上回って以降、おおむね東京都を上回る水準で推移しています。

図表3-7 合計特殊出生率の推移



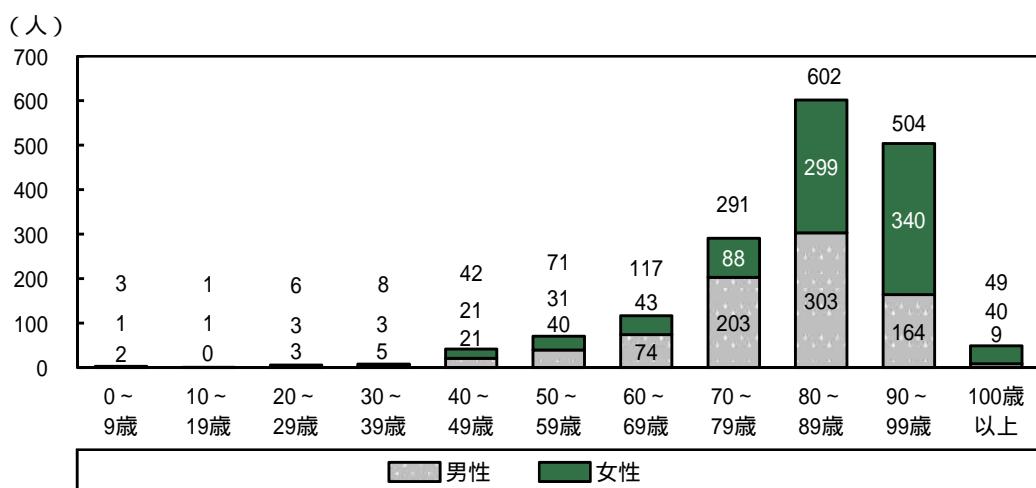
6 合計特殊出生率：出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

死亡の状況

令和3年の区の死亡数を10歳階級別にみると、80～89歳での死亡が最も多くなっています。また、60歳代から70歳代にかけては、男性の死亡が女性の死亡を大きく上回っています。

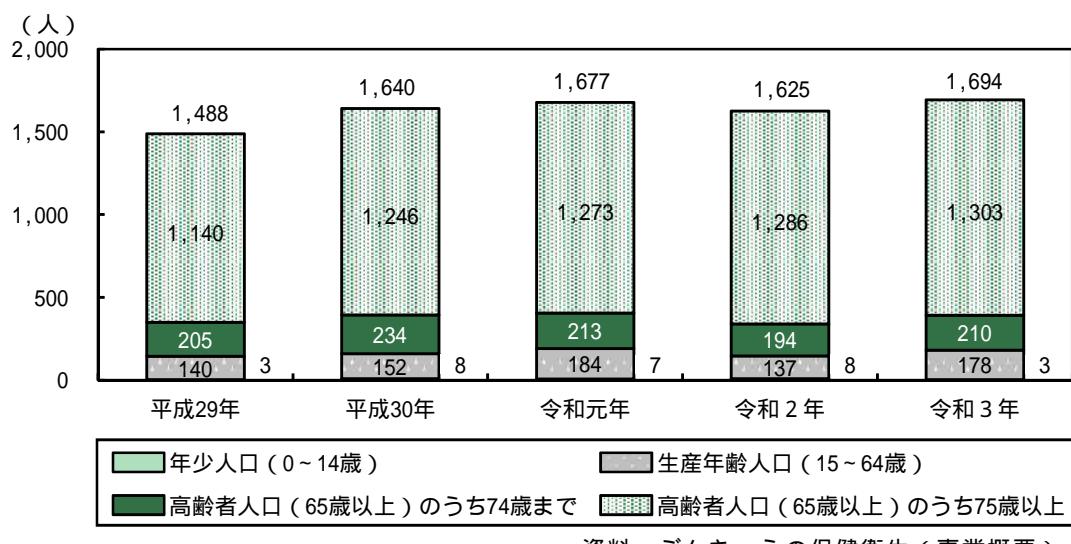
年齢区分別の死者数の推移では、いずれの区分もおおむね横ばいで推移しており、令和2年では、高齢者人口（65歳以上）のうち75歳以上が約8割を占めています。

図表3-8 10歳階級別の死亡の状況（令和3年）



資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

図表3-9 年齢区分別の死者数の推移



資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

主要死因別死亡の状況

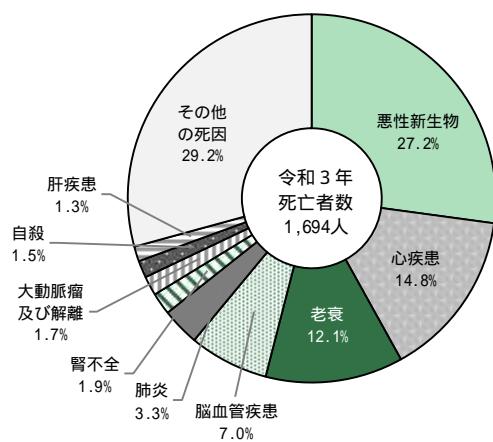
令和3年の区の死亡者総数は1,694人でした。

主要死因では、第1位が悪性新生物で27.2%、第2位が心疾患で14.8%となっています。その後には、高齢化の進展に伴う特徴と考えられる老衰が12.1%で第3位と続いています。

悪性新生物、心疾患、脳血管疾患を合わせた、いわゆる三大生活習慣病の割合は、49.0%です。

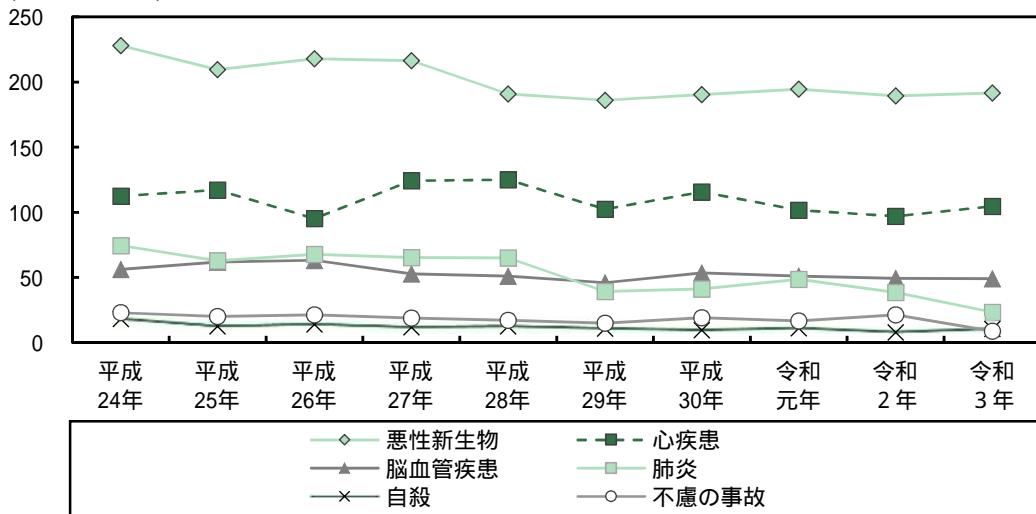
人口10万人対の主要死因別死亡率をみると、第1位の悪性新生物は平成28年以降は横ばいとなっています。

図表3-10 年齢区分別の死者数の推移



図表3-11 主要死因別死亡率の推移

(人口10万人対)



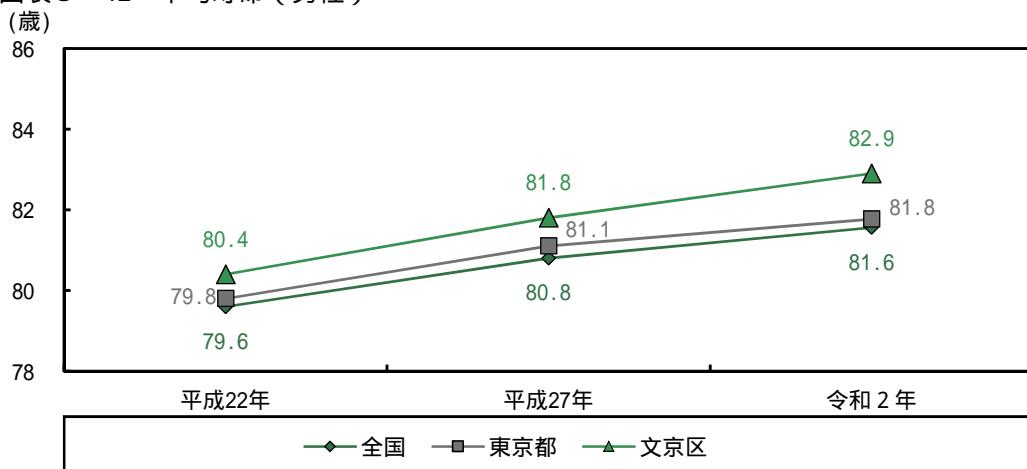
資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

(3) 寿命

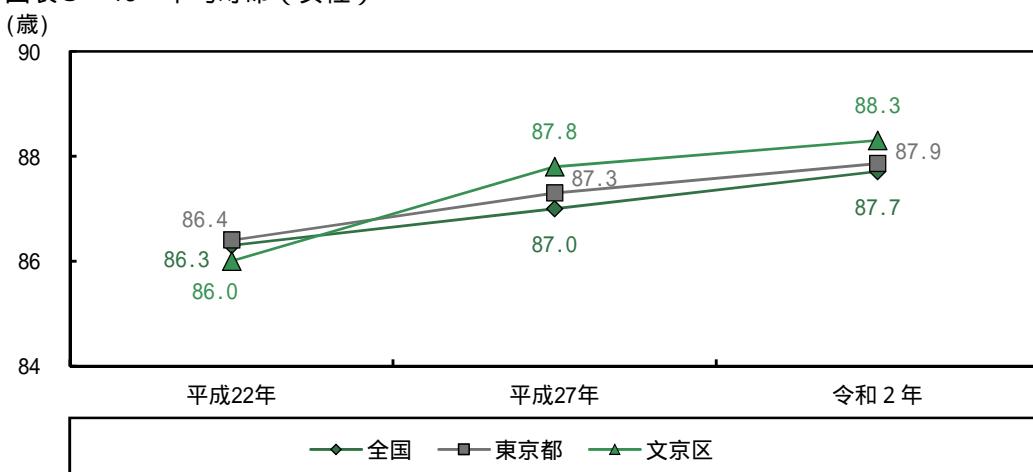
平均寿命

令和2年の生命表が全国・東京都と比較できる平均寿命⁷の最新データです。区の平均寿命を全国・東京都と比較してみると、平成22年の女性を除き、全国・東京都よりも高くなっています。また、男女とも平均寿命は伸びていく傾向がみられます。

図表3-12 平均寿命(男性)



図表3-13 平均寿命(女性)



資料：全国／厚生労働省「第23回 生命表」

東京都／厚生労働省「令和2年都道府県別生命表の概況」

文京区／厚生労働省「令和2年市区町村別生命表の概況」

⁷ 平均寿命：その人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を表したもの。

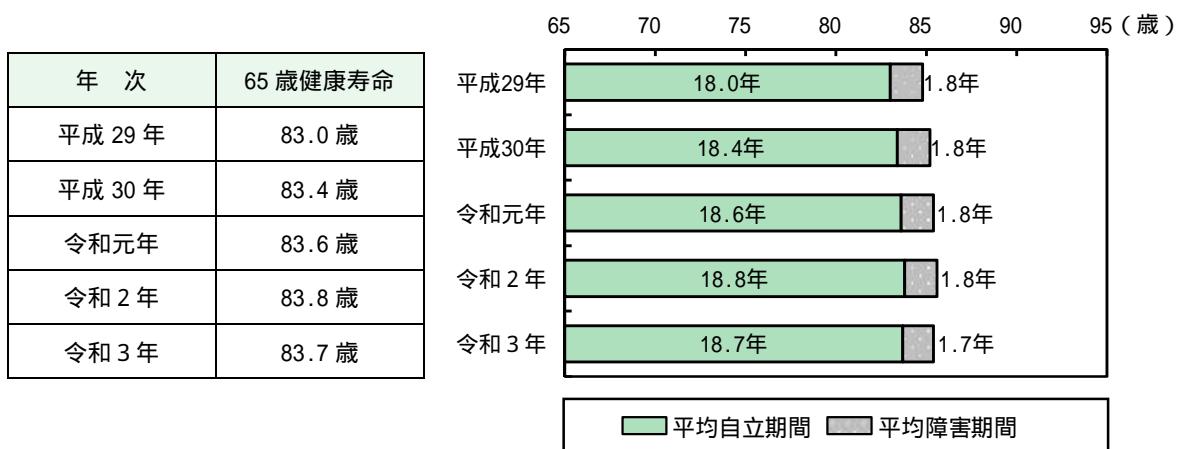
65歳健康寿命

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

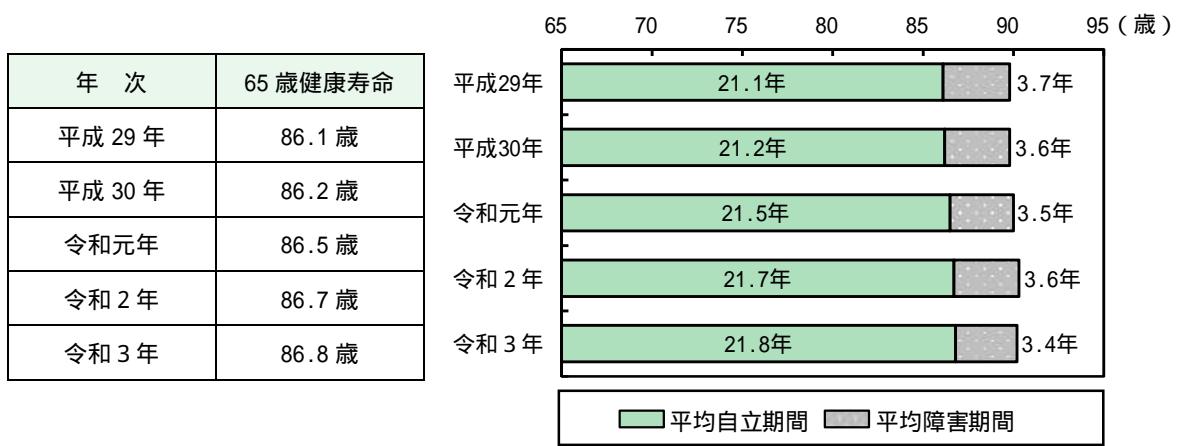
東京保健所長会方式では、65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定(ここでは要介護2以上の認定)を受けるまでを健康な状態と考え、要介護認定を受けるまでの平均期間(平均自立期間)を加えたものを65歳健康寿命としています。

令和3年の区民の65歳健康寿命は男性が83.7歳、女性が86.8歳とゆるやかに延伸しています。

図表3-14 65歳健康寿命(男性)



図表3-15 65歳健康寿命(女性)



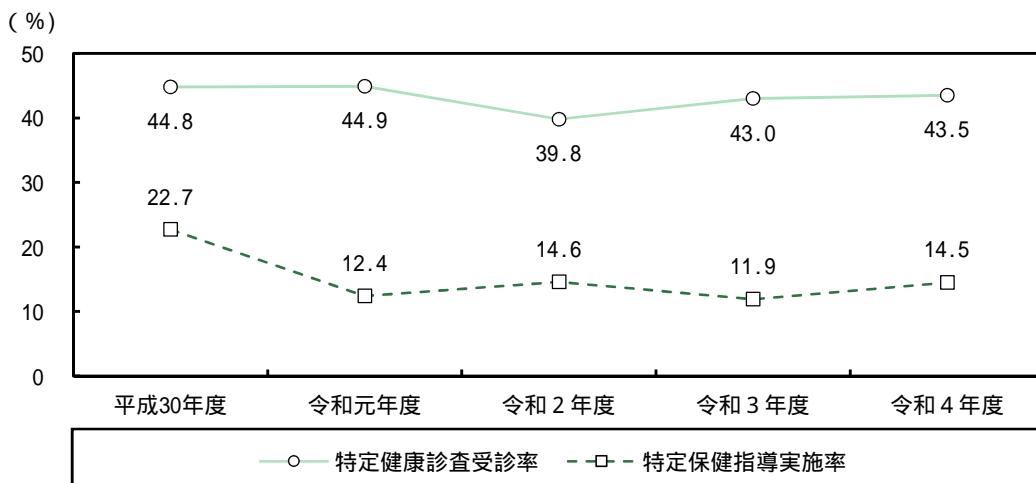
資料：ぶんきょうの保健衛生(事業概要)

(4) 健診等の状況

特定健康診査

令和4年度の特定健康診査⁸受診率は43.5%で、令和3年度から増加しています。特定保健指導⁹実施率は令和元年度以降は横ばい傾向にあります。

図表3-16 特定健康診査・特定保健指導の推移

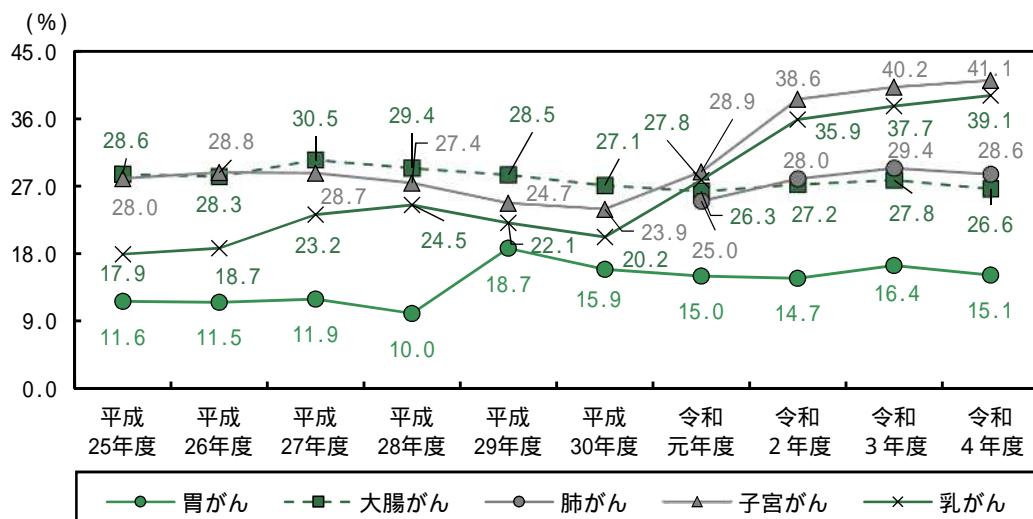


資料：保健衛生部・文京保健所健康推進課

がん検診の受診状況

各種がん検診の受診状況は、子宮がん検診、乳がん検診で増加傾向がみられます。また、胃がん検診は平成29年度に上昇したものの、以降は減少したのち横ばいで推移しています。

図表3-17 各種がん検診の受診状況



肺がん検診は、令和元年度から実施。

受診率については、平成28年度より国報告においては、住民全体を対象とすることに変更されたが、本計画においては、都において採用されている対象人口率を用いて算出している。

資料：保健衛生部・文京保健所健康推進課

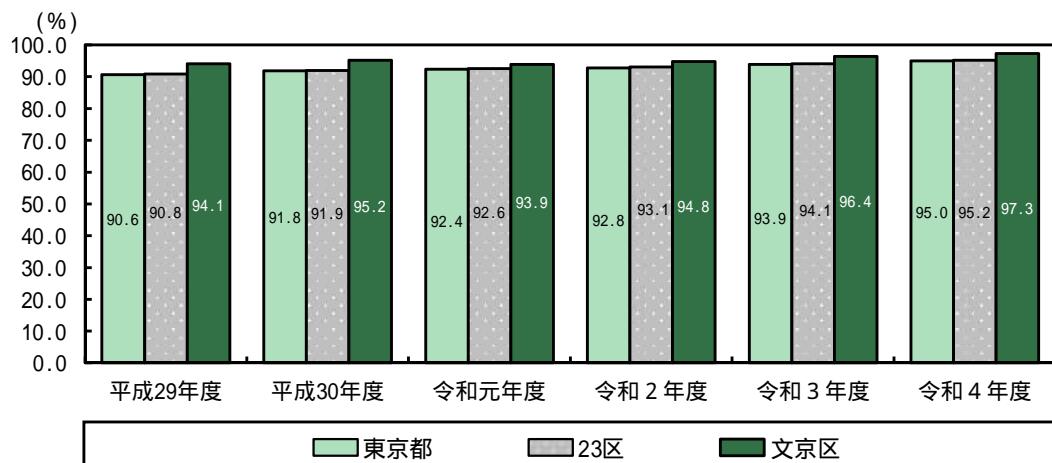
⁸ 特定健康診査：2008年4月より開始された、40～74歳の医療保険加入者を対象に実施するメタボリックシンドロームに着目した健康診査のこと。

⁹ 特定保健指導：特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクの高い人を対象に実施する保健指導のこと。

3歳児でむし歯のない児の割合

3歳児でむし歯のない児の割合の推移は、東京都・23区・区のいずれも緩やかな増加傾向にあります。その中でも、区は東京都・23区よりも高く推移し、令和4年度で97.3%となっています。

図表3-18 3歳児でむし歯のない児の割合の推移

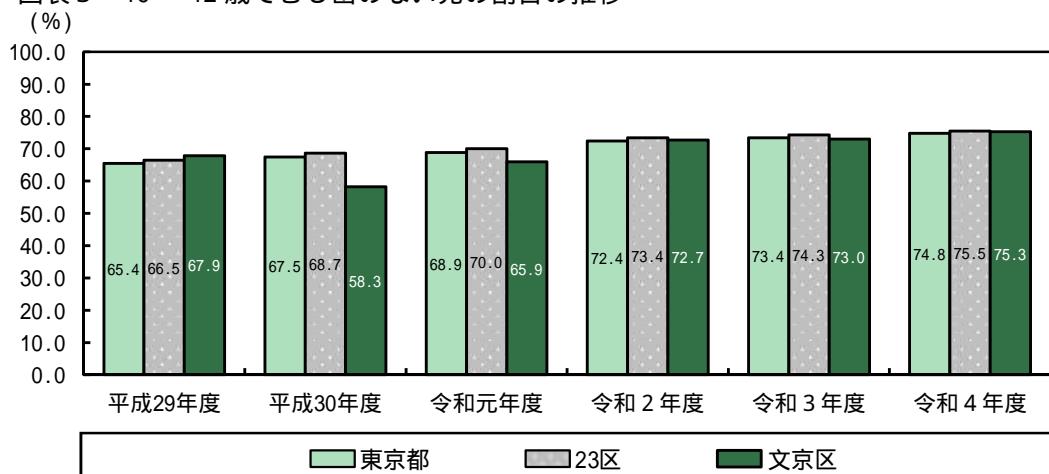


資料：東京都保健医療局 福祉・衛生行政統計年報

12歳児でむし歯のない児の割合

12歳児でむし歯のない児の割合の推移は、東京都と23区は増加傾向にあります。区も平成30年度以降は増加傾向にあり、令和4年度は東京都よりも高くなっています。

図表3-19 12歳でむし歯のない児の割合の推移



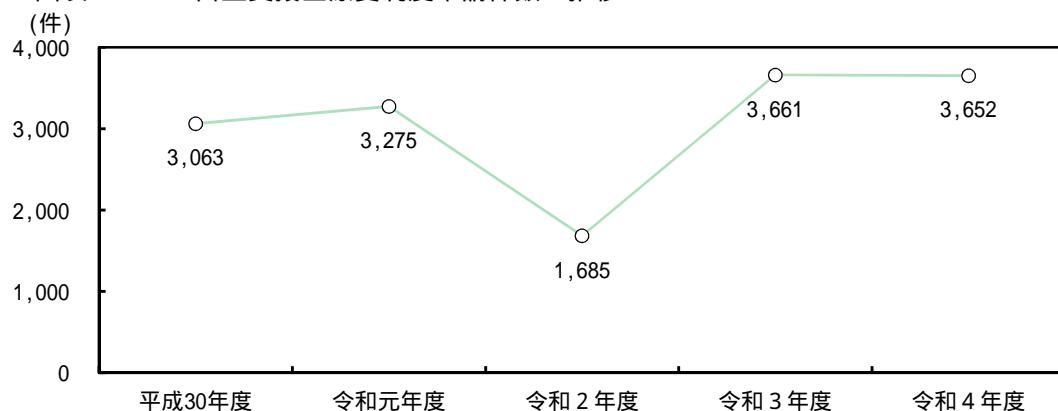
資料：東京都の学校保健統計書

(5) こころの病気と自殺に関する統計

自立支援医療費制度（精神通院医療）

こころの病気で医療機関へ通院する場合に支給される自立支援医療（精神通院医療）の申請件数は、令和2年度は新型コロナウィルス感染症の発生の状況等により、支給認定の有効期間を1年延長する改正省令の公布があり1,685件と減少したものの、令和3年度には3,661件と再び増加傾向となっています。

図表3-20 自立支援医療費制度申請件数の推移

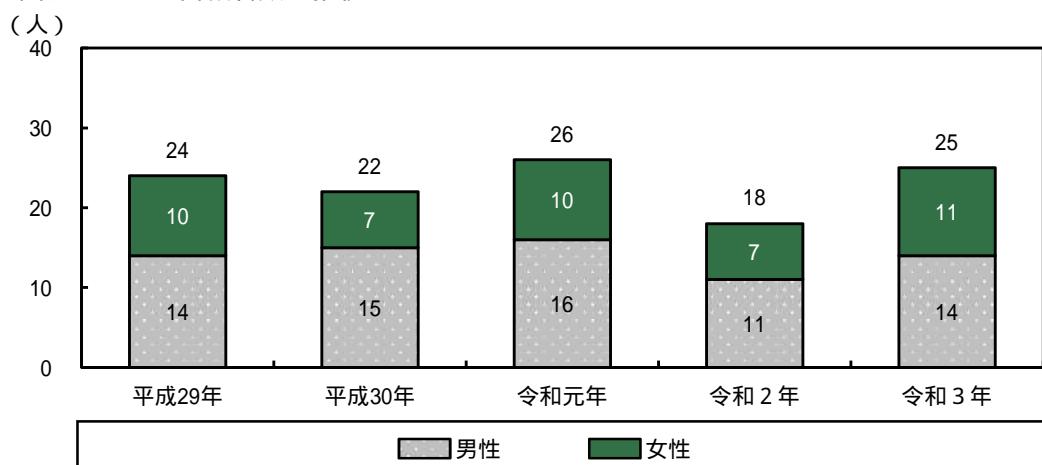


資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

自殺者数

区の自殺者数は、平成29年以降おむね20人前後で推移しており、男性の方が女性よりも多い傾向が続いている。

図表3-21 自殺者数の推移



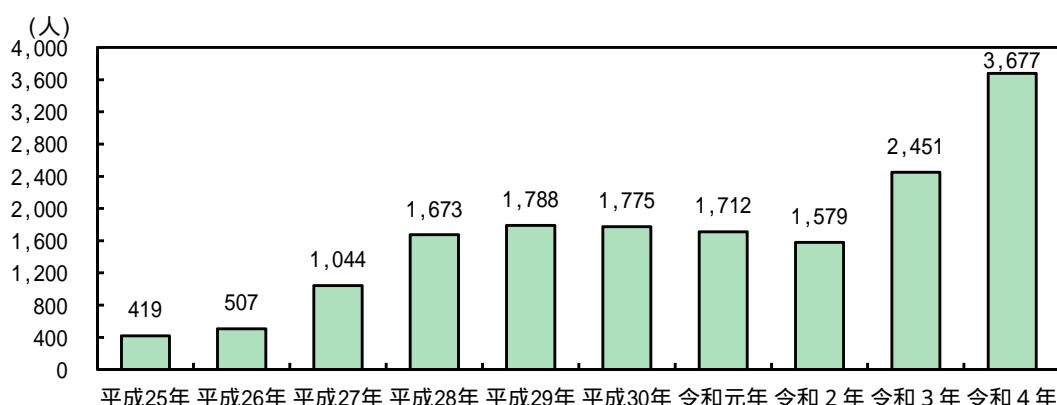
資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

(6) 健康安全に関する統計

梅毒報告数の推移

都内の梅毒報告数は年々増加傾向にありましたが、令和3年から急激に増加し、令和4年には3,677人となっています。

図表3-22 東京都内における梅毒報告数の推移



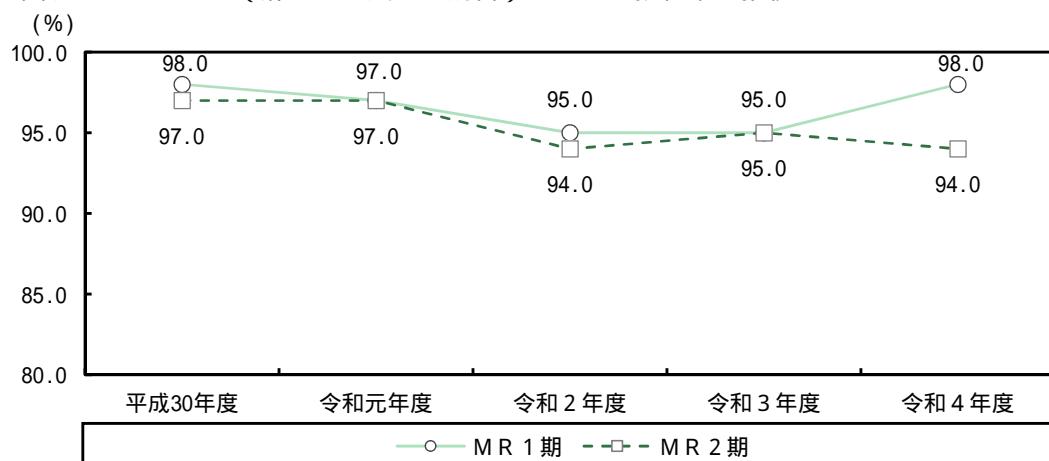
資料：東京都感染症情報センターホームページ

MR（麻しん・風しん混合）ワクチン接種率

集団の中に感染者が出ても流行が阻止されるために必要な集団免疫率は、麻しんでは95%といわれてあり、厚生労働省は麻しんの予防接種率が、MR1期（生後12月から生後24月に至るまで）及びMR2期（5歳から7歳未満で小学校就学前1年間）の目標を95%以上と定めています。

区の接種率は、MR1期は95%以上で推移していますが、MR2期では95%に至らない年度があります。

図表3-23 MR（麻しん・風しん混合）ワクチン接種率の推移

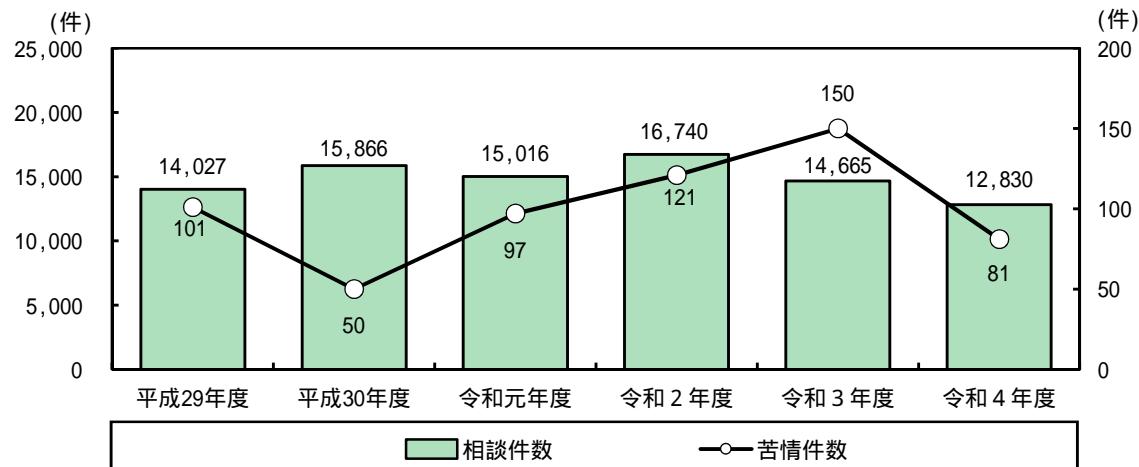


資料：保健衛生部・文京保健所予防対策課

食品の安全に関する相談・苦情件数

食品の安全に関する相談件数は、令和3年度には14,665件ありましたが、令和4年度は12,830件に減少しています。一方、苦情件数は、平成30年度以降増加を続けていましたが、令和4年度には81件に減少しています。

図表3-24 食品の安全に関する相談・苦情件数の推移



資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

(7) 地域保健医療施設

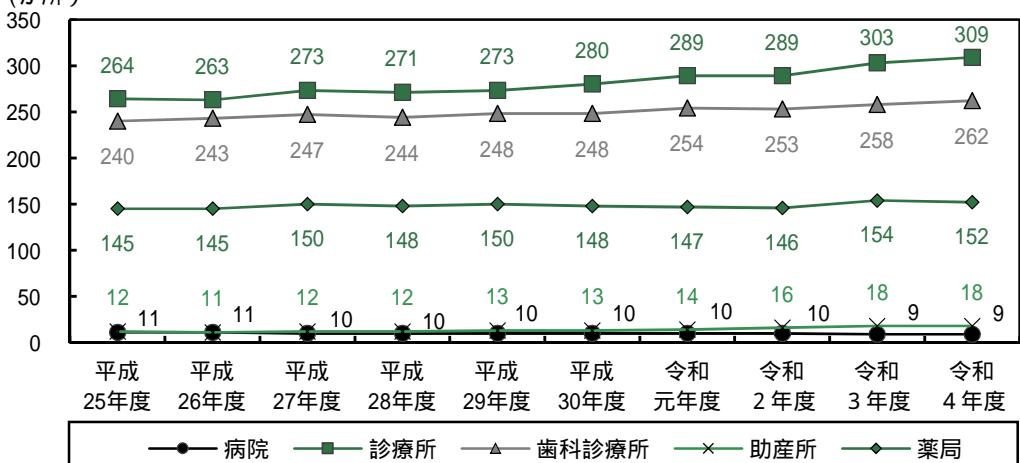
医療施設の概況

ア 医療施設数の推移

区内の医療施設数は、令和3年度以降、病院は9か所となっています。また、診療所は増加傾向で令和3年度以降300か所を超えていました。歯科診療所は令和4年度には262か所で微増、薬局は152か所で横ばいとなっています。

図表3-25 文京区内における医療施設数の推移

(か所)



資料：ぶんきょうの保健衛生（事業概要）

イ 病院

図表3-26 病院数

病院施設数	9
救急医療機関：入院治療を必要とする救急患者の医療を担当する医療機関	7
東京都指定二次救急医療機関： 救急医療機関のうち、入院・手術等の専門的な診療を行う医療機関	5
救急救命センター（三次救急医療機関）： 二次救急医療機関のうち、生命の危険を伴う重症、重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する医療機関	3
災害拠点病院：災害時に重症者の収容・治療を行う医療機関	5

資料：東京都保健医療局（令和5年4月1日現在）

図表3-27 病床数と種類

一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床
4,913	118	131	30	0

資料：東京都保健医療局（令和4年10月1日現在）

(8) 健康に関するニーズ調査

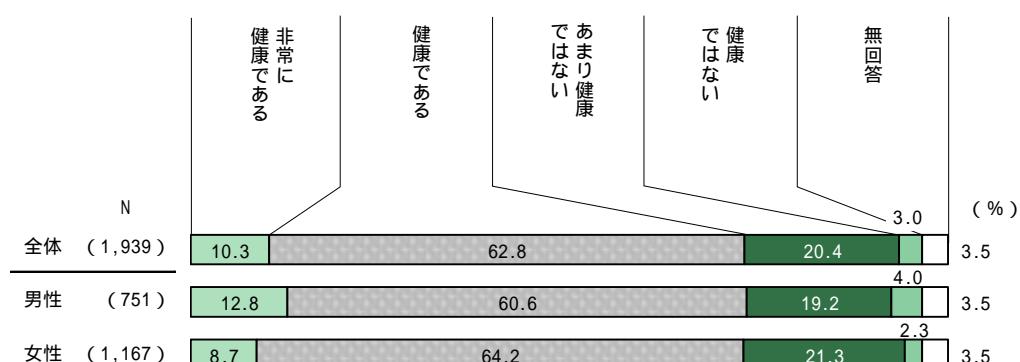
本計画の改定に先立ち、令和4年度に、区民の健康状態や健康管理の方法、健康づくりに関する要望等を把握するための調査を実施しました。調査の対象は、18歳以上89歳以下の文京区在住者4,800人で、有効回答数は1,939、有効回答率は40.4%となっています。以下に主な調査結果について示します。

前回調査（平成28年度）との比較については、前回調査の対象が20歳以上89歳以下であったため、今回調査（令和4年度）の結果も同じ年齢層に絞った値で比較しています。

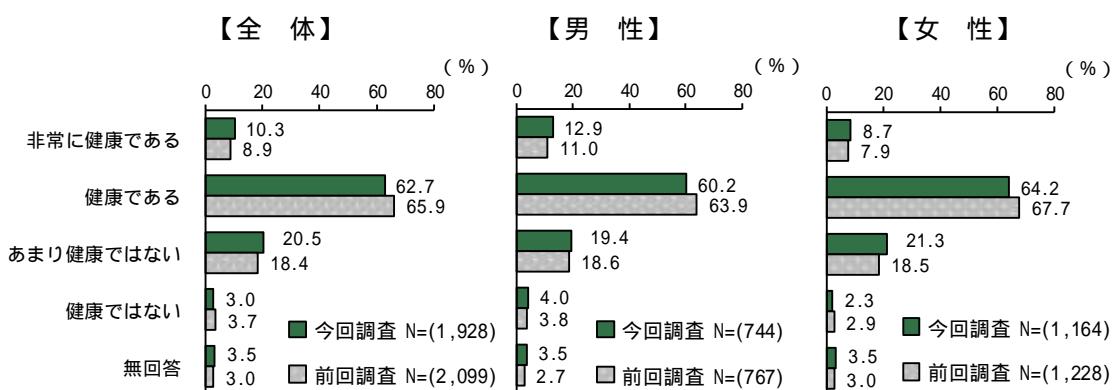
健康意識について

健康感について、全体では、「非常に健康である」(10.3%)と「健康である」(62.8%)を合わせて、《健康である》は73.1%となっています。健康に気をつけている状況についても、全体では、「気をつけている」が83.2%となっています。どちらの項目も高い水準となっています。健康に「気をつけている」と回答した人に、その具体的な内容をたずねたところ、全体では、「食事・栄養に気を配る」が76.0%で最も高くなっています。

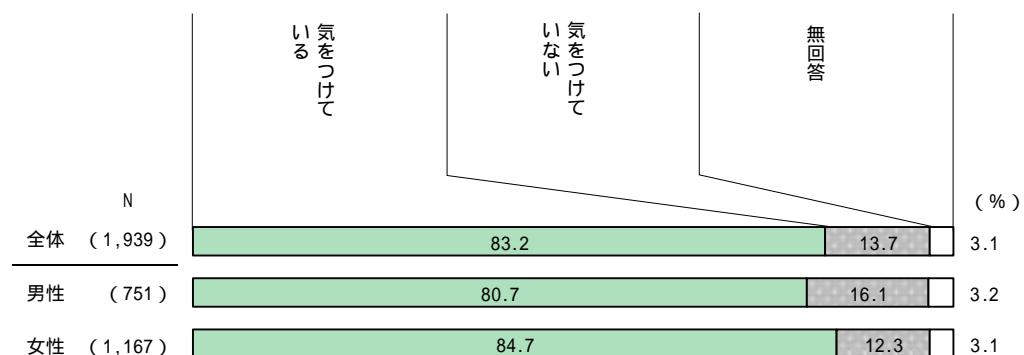
図表3-28 健康感



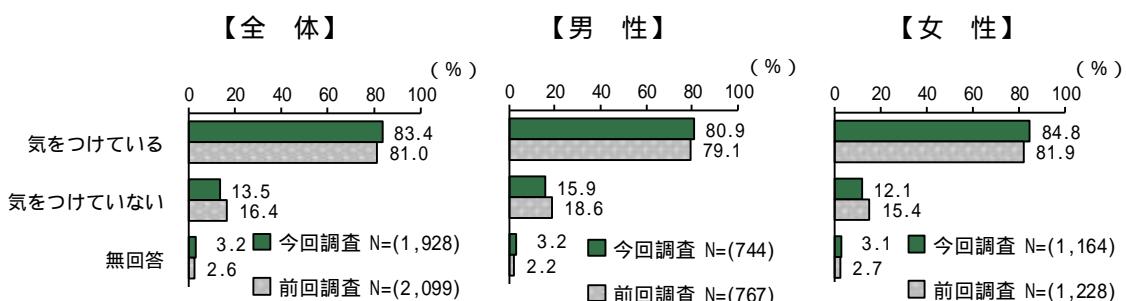
図表3-29 健康感 前回調査（平成28年度）との比較



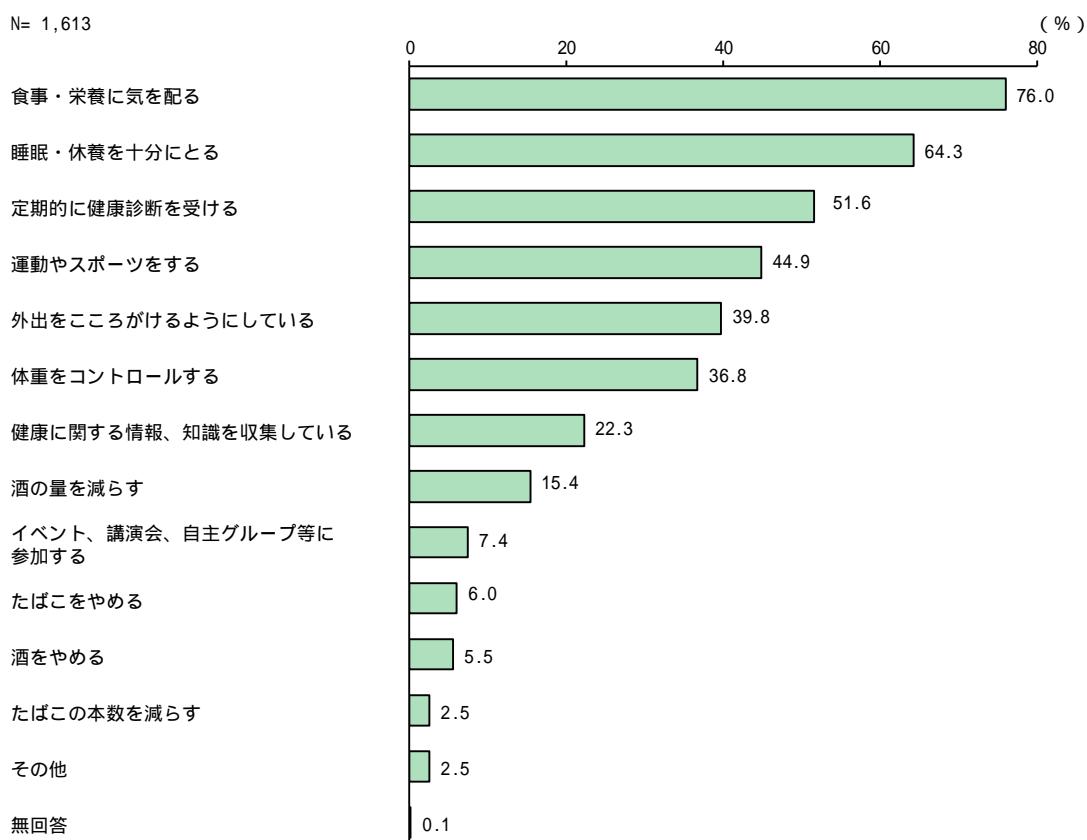
図表3-30 健康に気をつけている状況



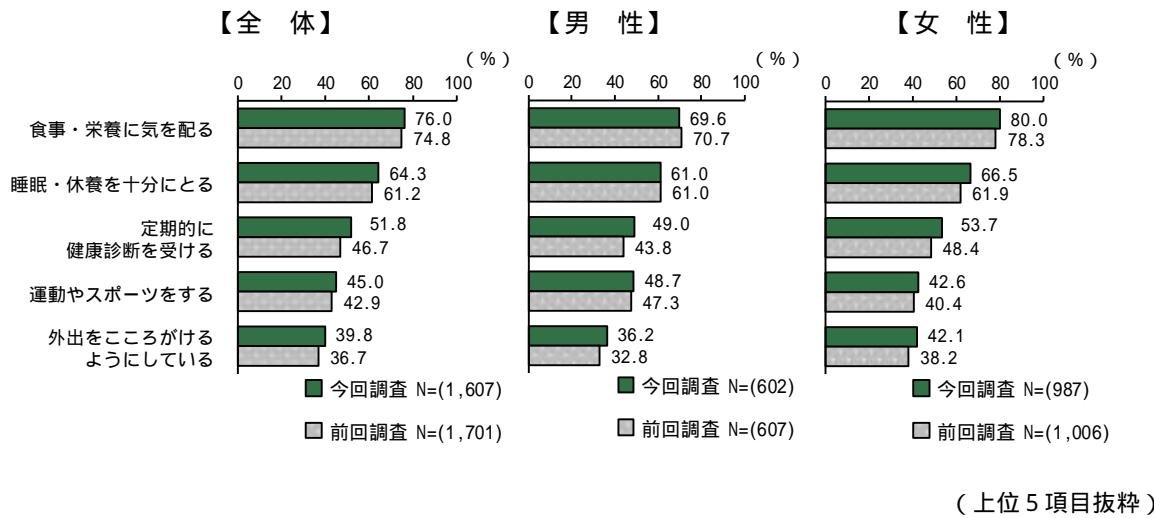
図表3-31 健康に気をつけている状況 前回調査(平成28年度)との比較



図表3-32 健康に気をつけている具体的な内容



図表3-33 健康に気をつけている具体的な内容 前回調査(平成28年度)との比較

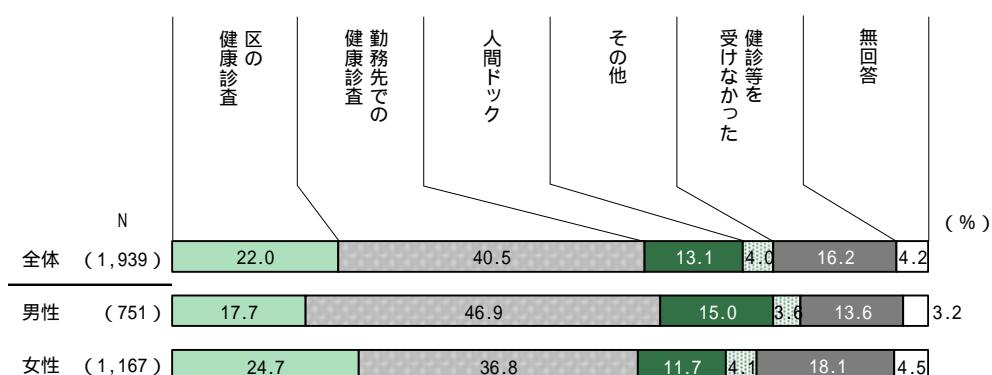


健康管理について

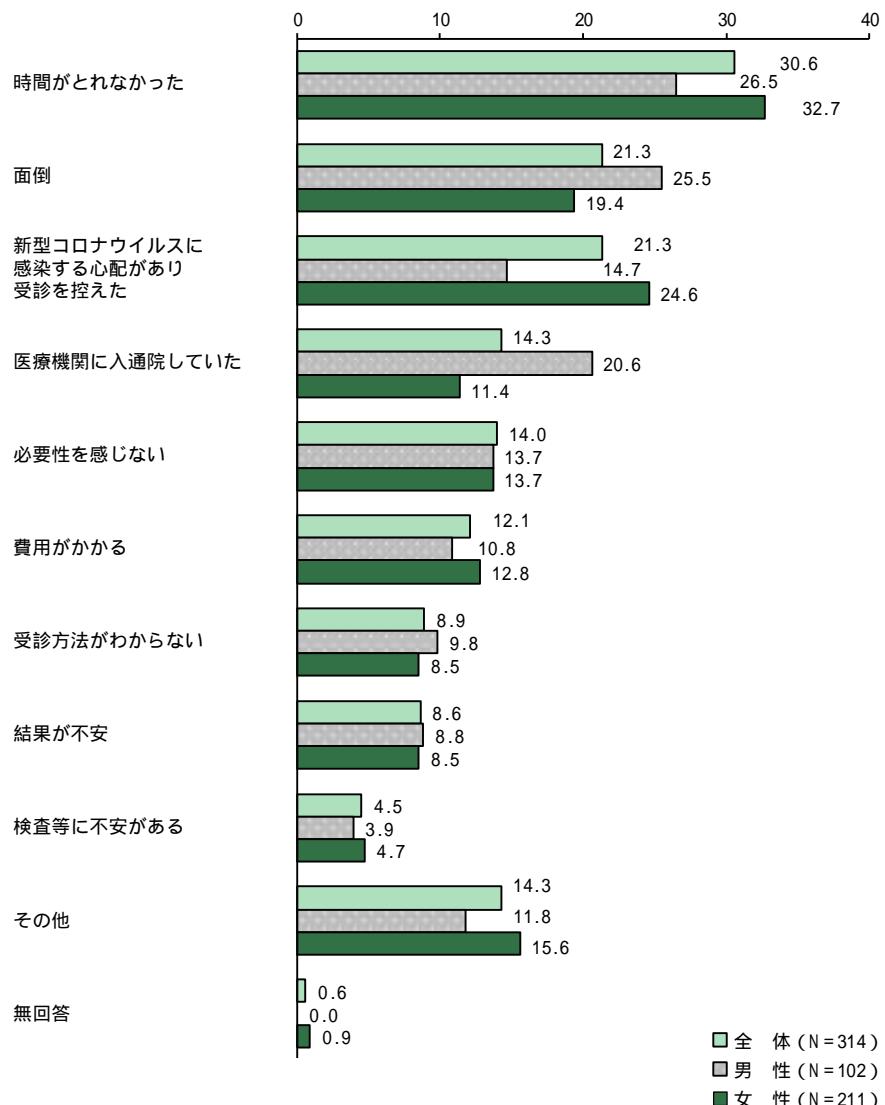
生活習慣病の健診等の受診状況については、全体では、「区の健康診査」(22.0%)、「勤務先での健康診査」(40.5%)、「人間ドック」(13.1%)、「その他」(4.0%)を合わせて、健診等を受けた人は79.6%となっています。

「健診等を受けなかった」と回答した人に、その理由をたずねたところ、全体では、「時間がとれなかった」が30.6%で最も高くなっています。

図表3-34 生活習慣病の健診等の受診状況



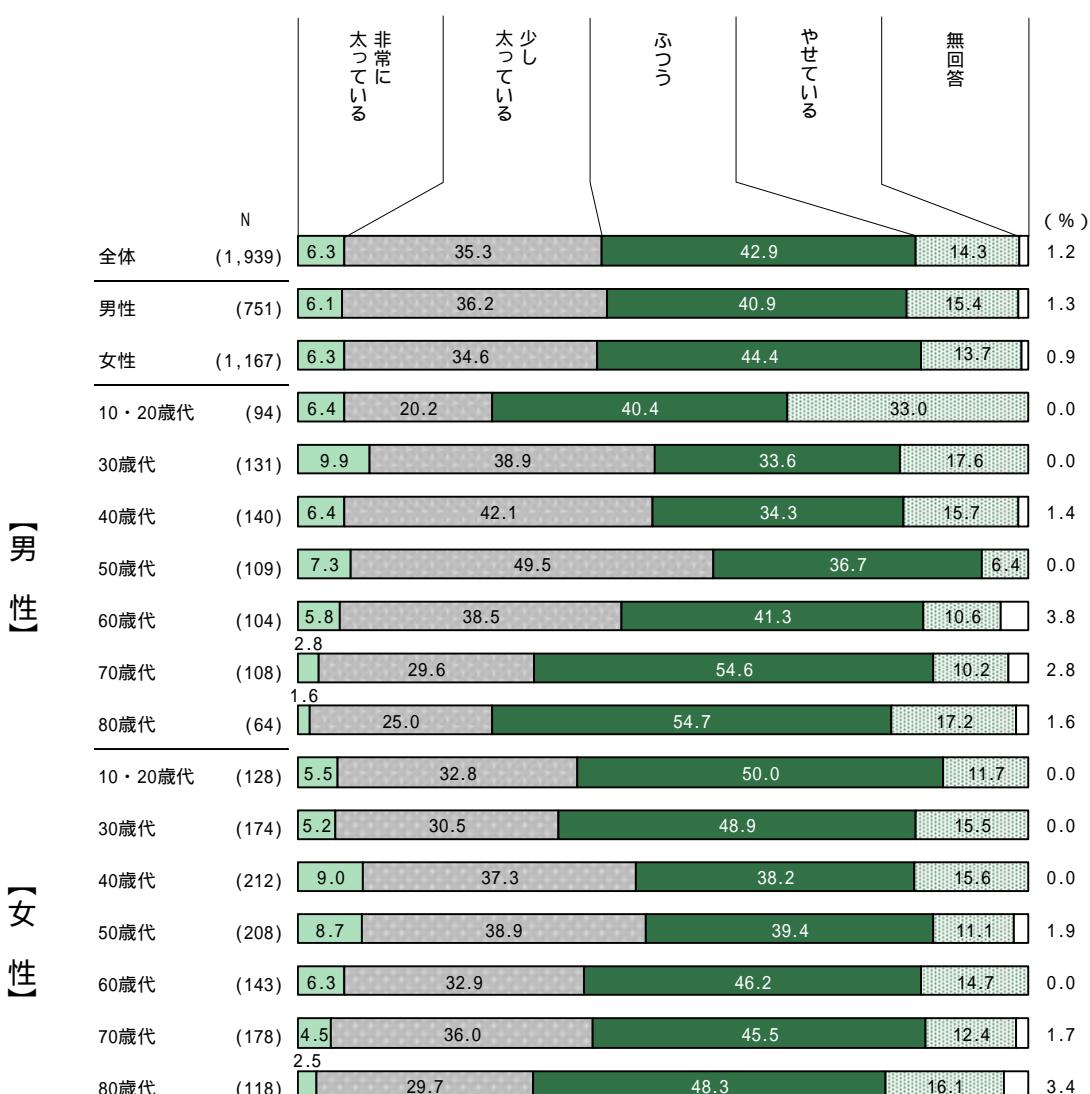
図表3-35 健診等を受けなかった理由 (%)



体重管理について

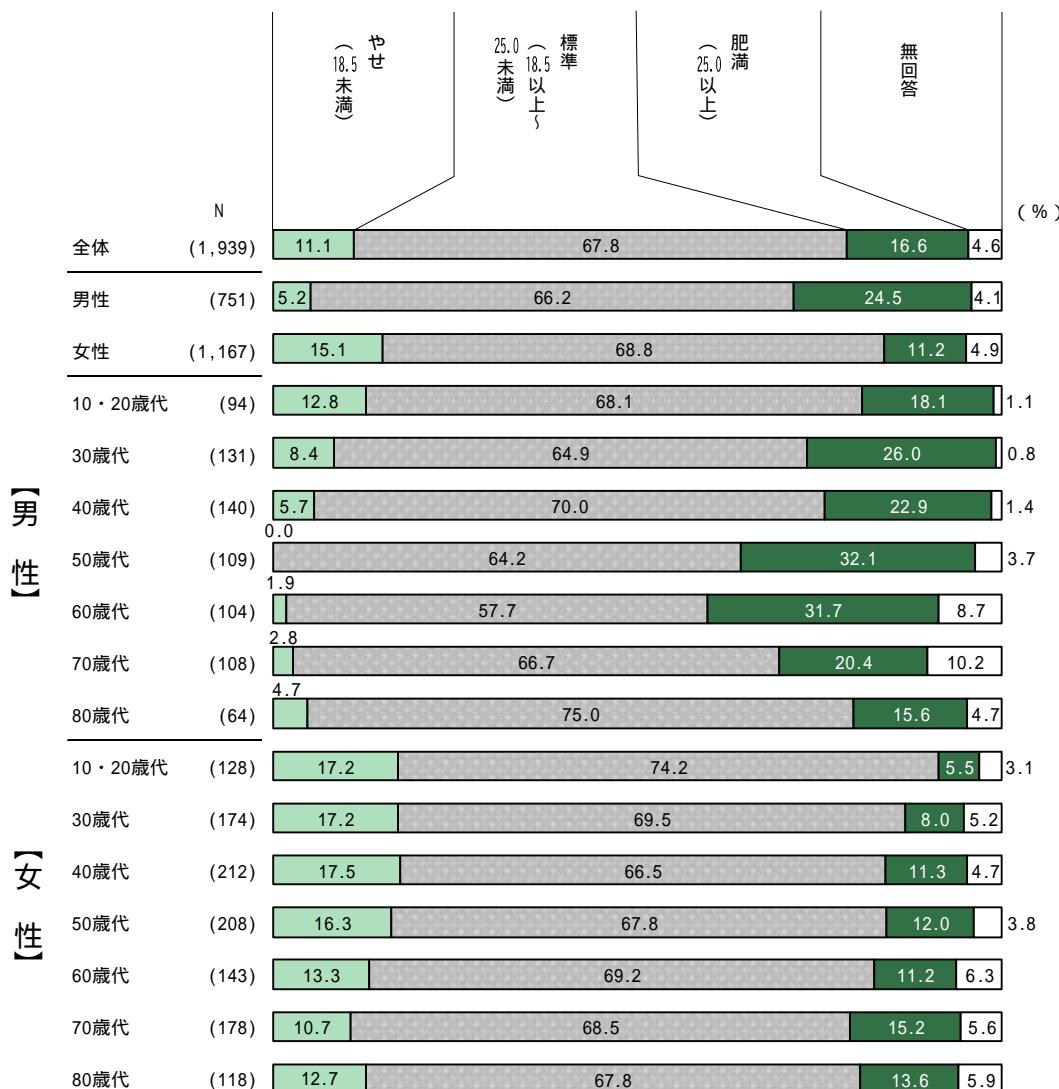
自分の体重に対する認識では、全体では、「非常に太っている」(6.3%)と「少し太っている」(35.3%)を合わせて、《太っている》が41.6%となっており、「ふつう」が42.9%と、おおむね並んでいます。

図表3-36 自分の体重に対する認識



身長と体重の関係から算出するBMIについては、全体では、「標準(18.5以上～25.0未満)」が67.8%で最も高くなっています。

図表3-37 BMI



【BMI（ボディ・マス・インデックス）】

肥満度を表す国際的な指標。次の式で導くことができ、「22」が基準とされています。

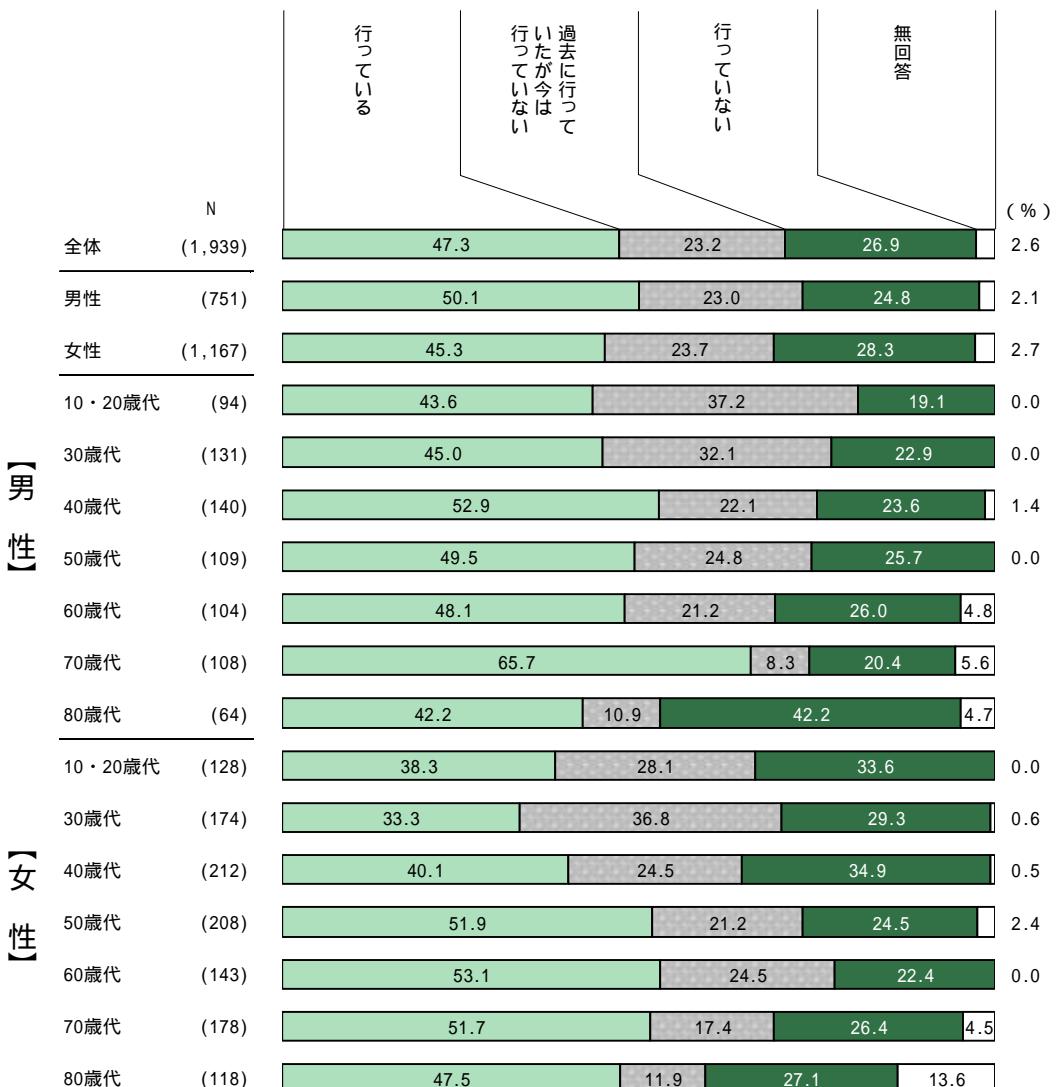
$$\text{BMI} = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$$

判定基準は、18.5未満は「やせ」、18.5～25.0未満は「標準」、25.0以上は「肥満」と定められています。

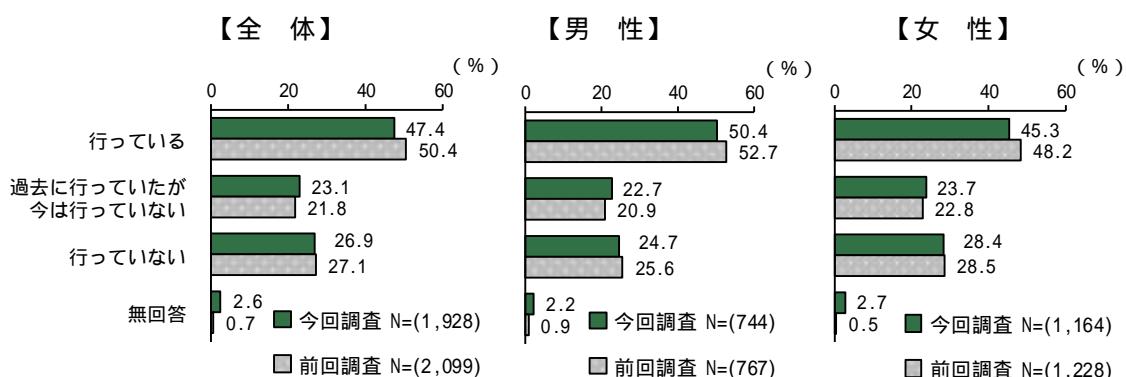
運動について

運動の実施状況については、全体では、「行っている」が47.3%となっています。一方、「過去に行っていたが今は行っていない」(23.2%)と「行っていない」(26.9%)を合わせて、《現在は行っていない》は50.1%です。

図表3-38 運動の実施状況



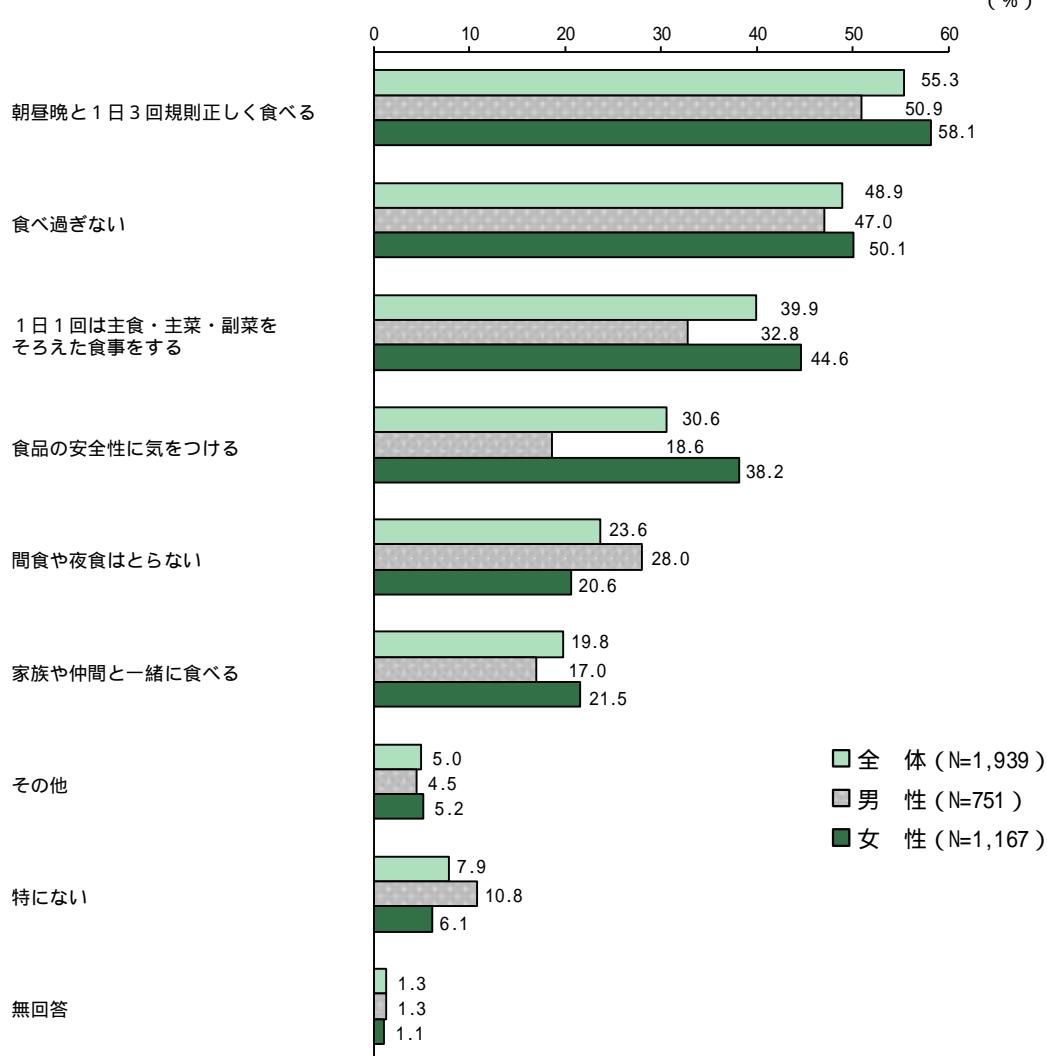
図表3-39 運動の実施状況 前回調査(平成28年度)との比較



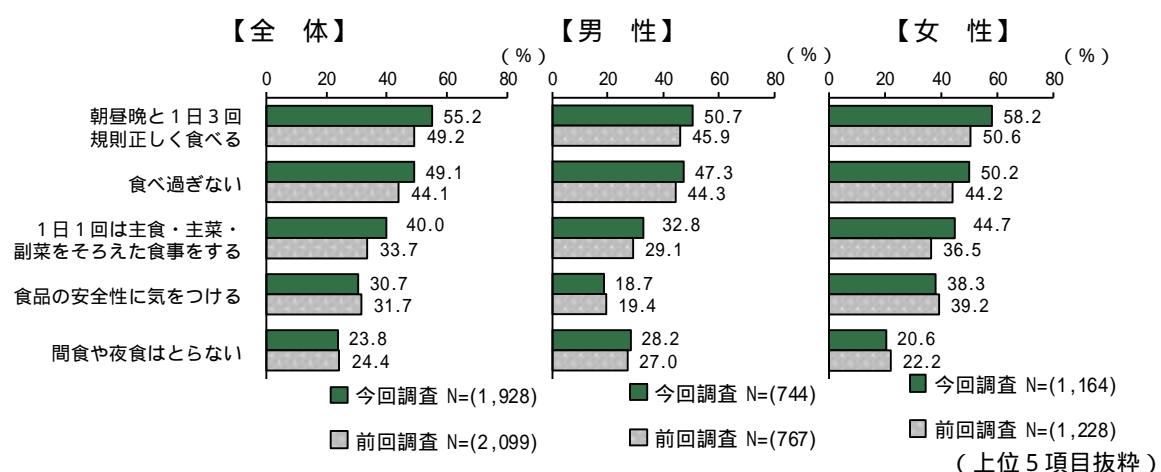
食生活・食育について

健康のために食生活で実践していることについては、全体では、「朝日晚と1日3回規則正しく食べる」が55.3%で最も高くなっています。

図表3-40 健康のために食生活で実践していること

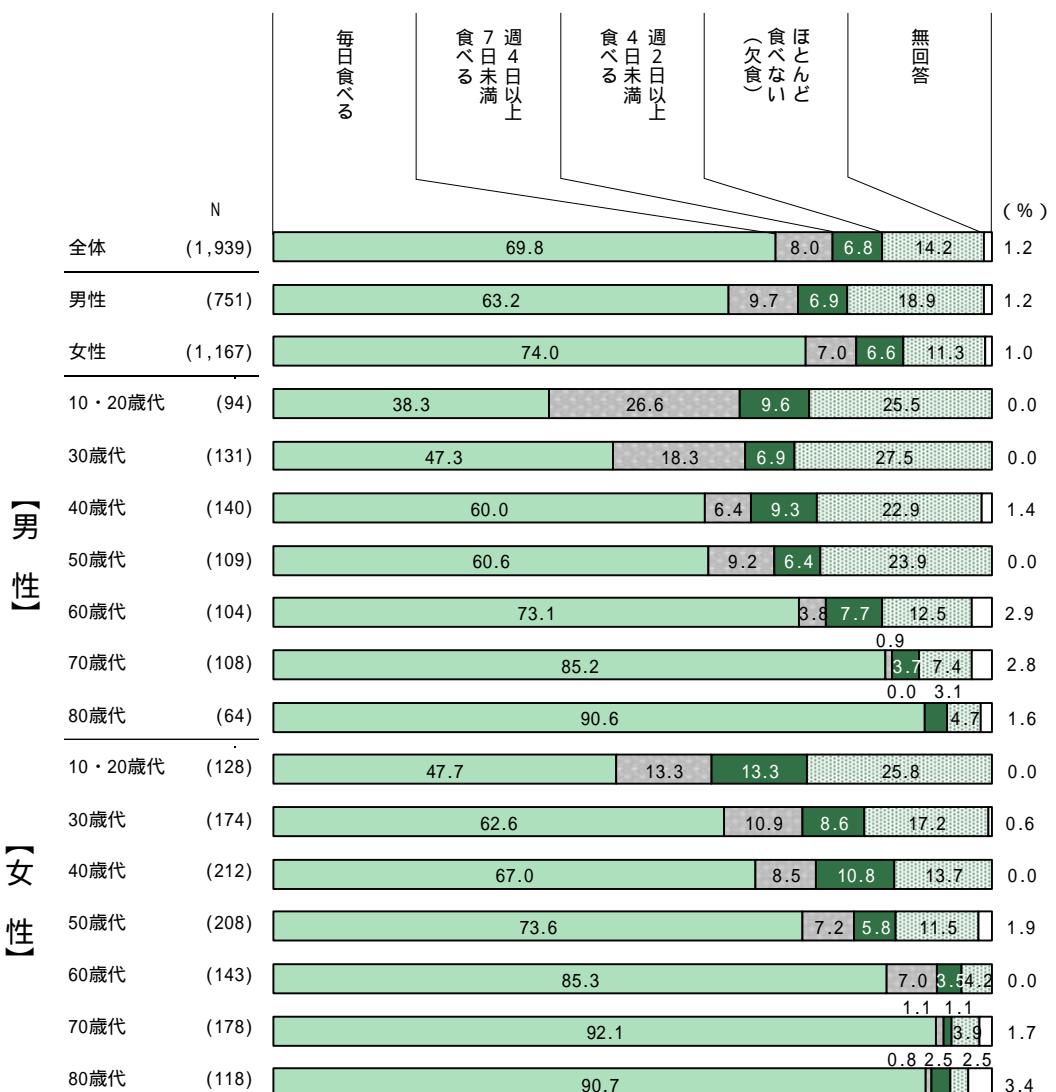


図表3-41 健康のために食生活で実践していること 前回調査(平成28年度)との比較

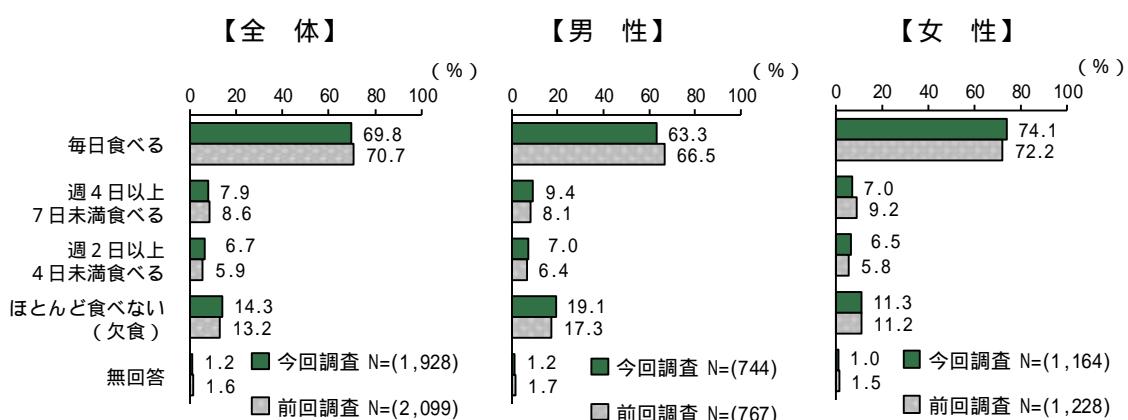


朝食の摂取頻度については、全体では、「毎日食べる」が69.8%となっています。一方、「ほとんど食べない(欠食)」は14.2%です。

図表3-42 朝食の摂取頻度



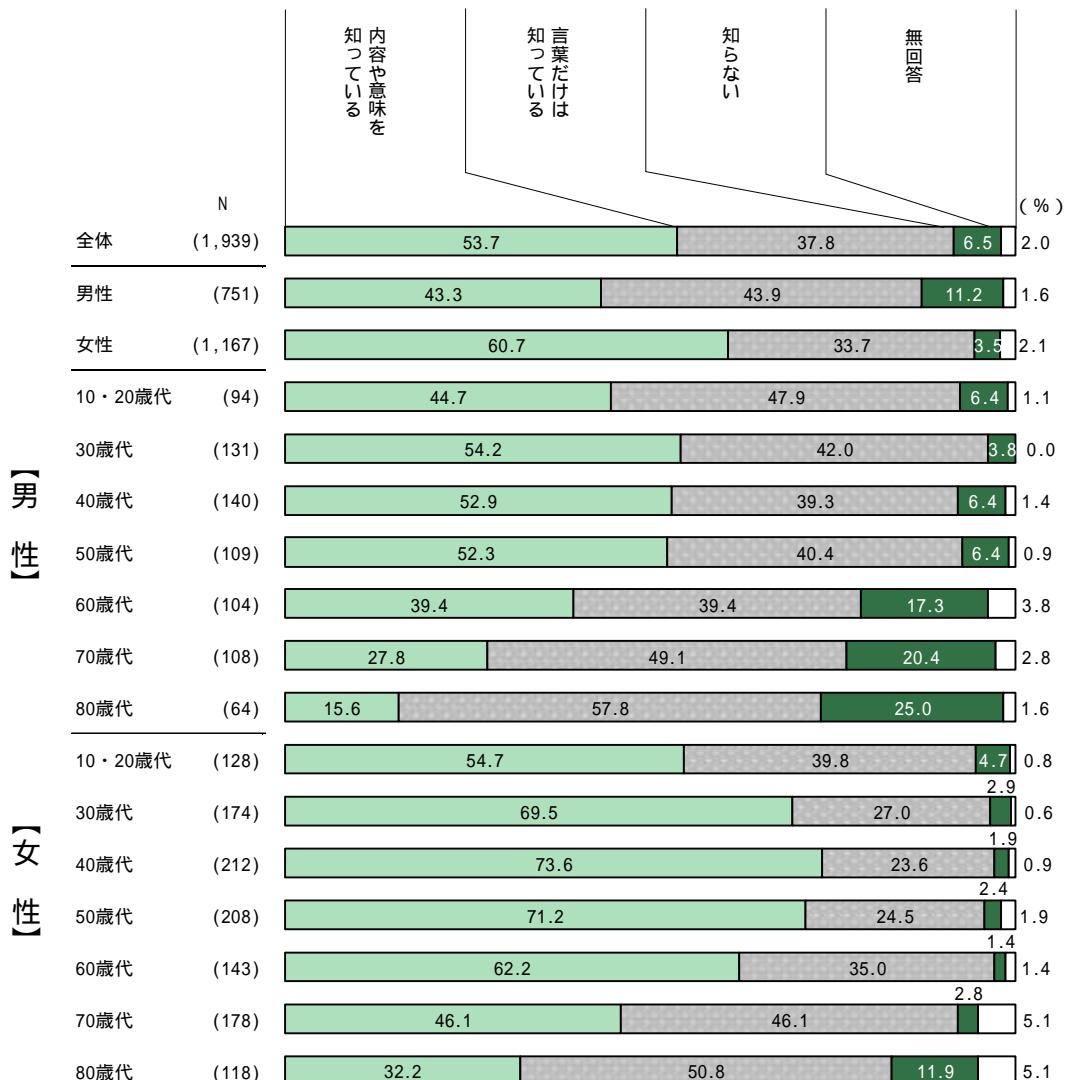
図表3-43 朝食の摂取頻度 前回調査(平成28年度)との比較



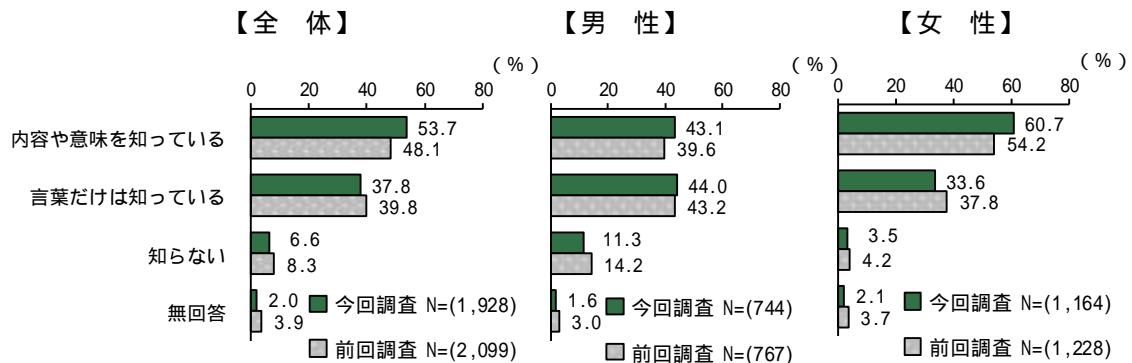
第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

食育の認知度については、全体では、「内容や意味を知っている」が53.7%で最も高くなっています。

図表3-44 食育の認知度

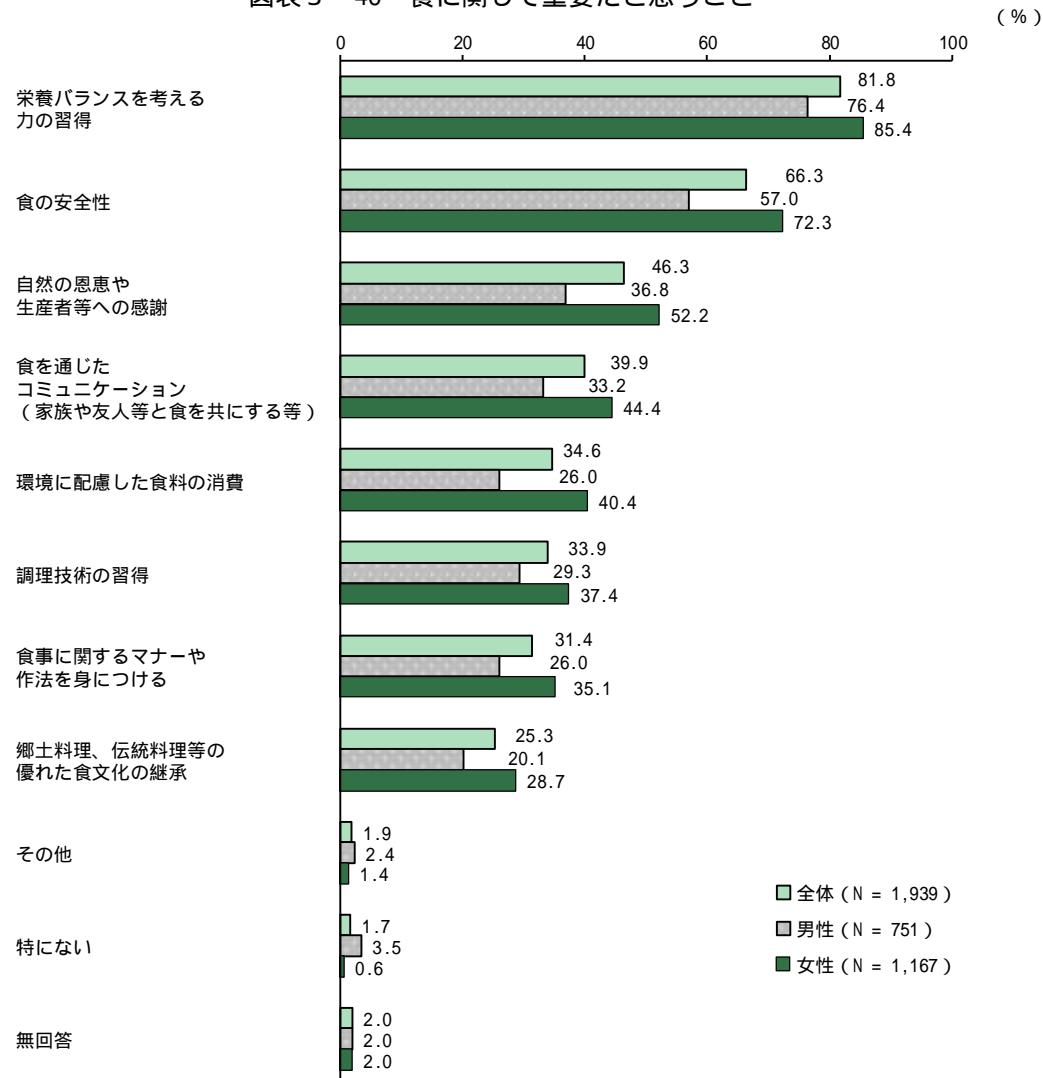


図表3-45 食育の認知度 前回調査(平成28年度)との比較

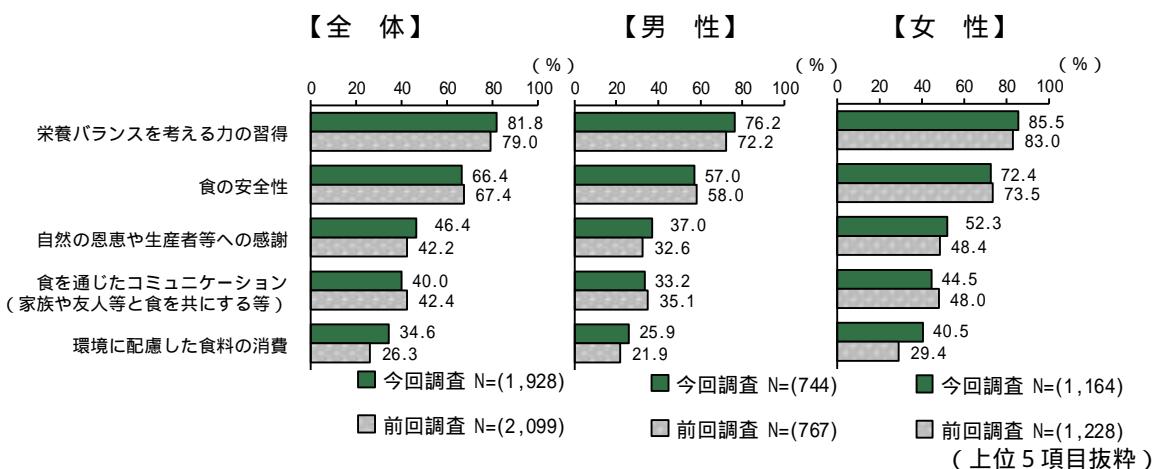


食に関して重要なことでは、全体では、「栄養バランスを考える力の習得」が81.8%で最も高くなっています。

図表3-46 食に関して重要なこと



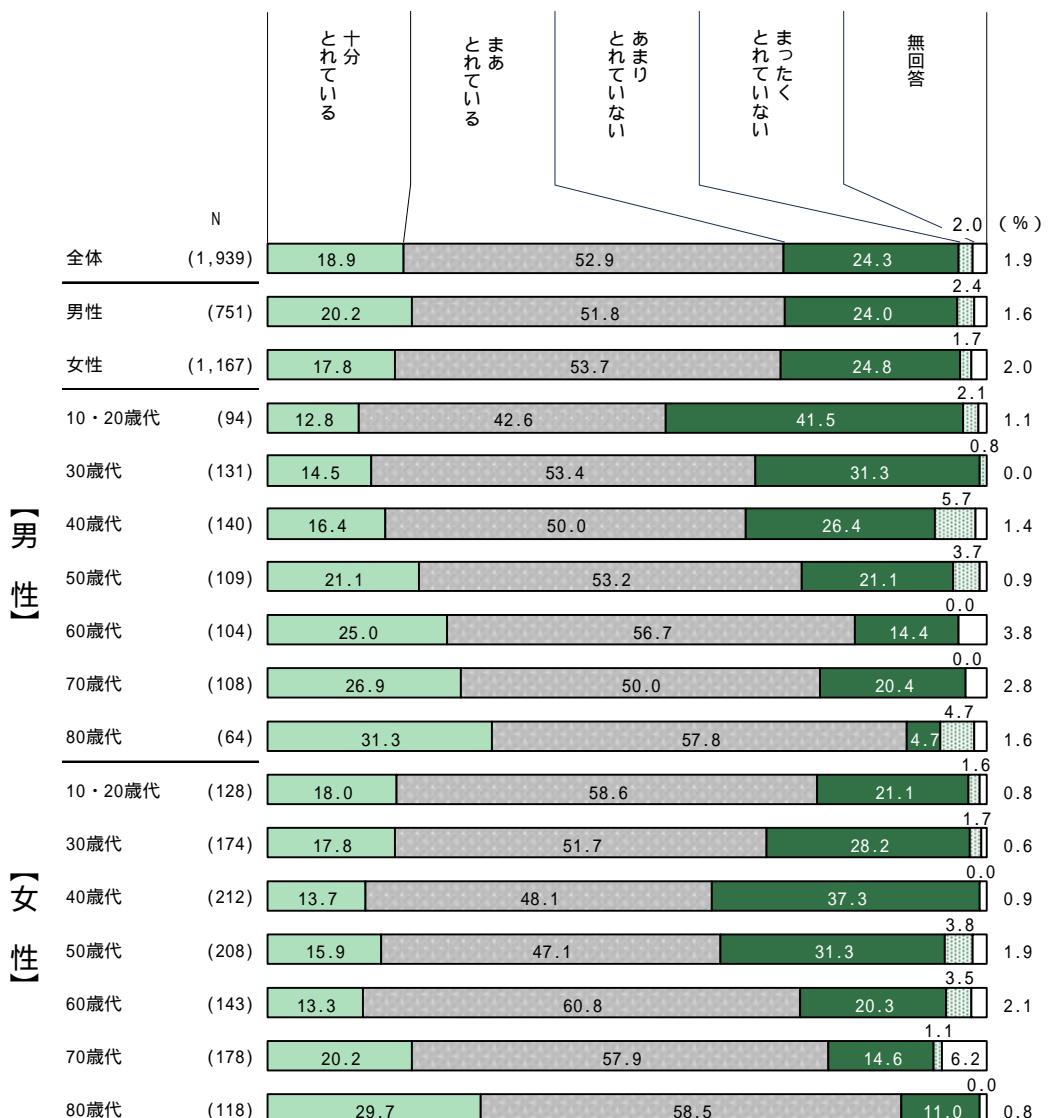
図表3-47 食に関して重要なこと 前回調査（平成28年度）との比較



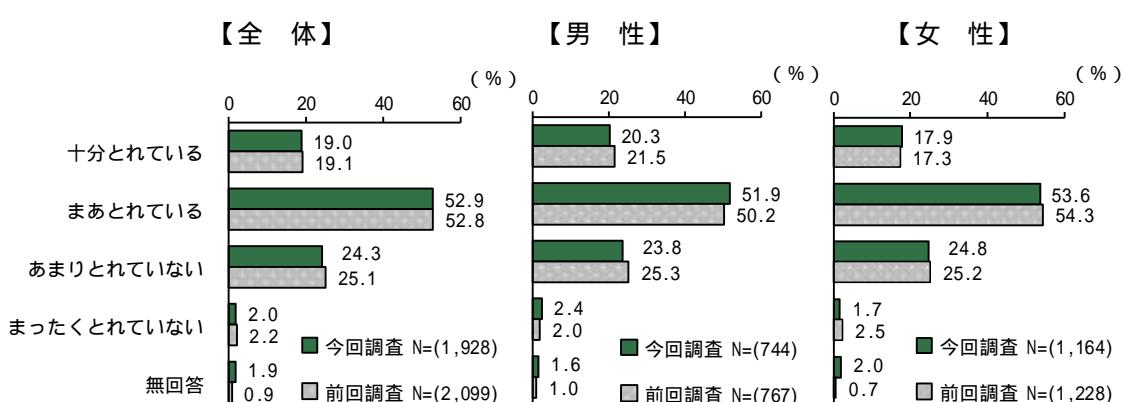
睡眠・ストレスについて

睡眠による休養の充足感については、全体では、「十分とれている」(18.9%)と「まあとれている」(52.9%)を合わせて、《とれている》が71.8%となって います。

図表3-48 睡眠による休養の充足感

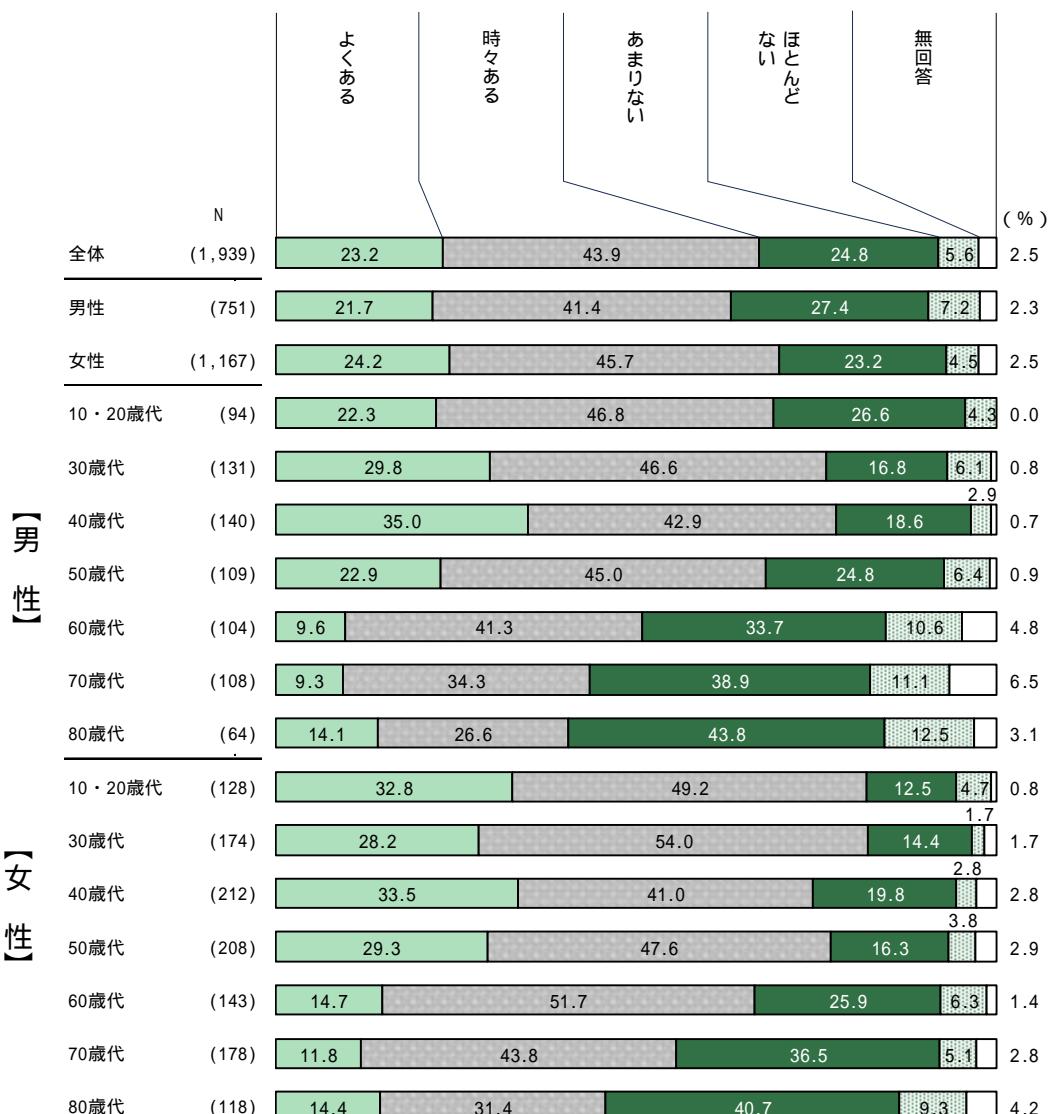


図表3-49 睡眠による休養の充足感 前回調査（平成28年度）との比較

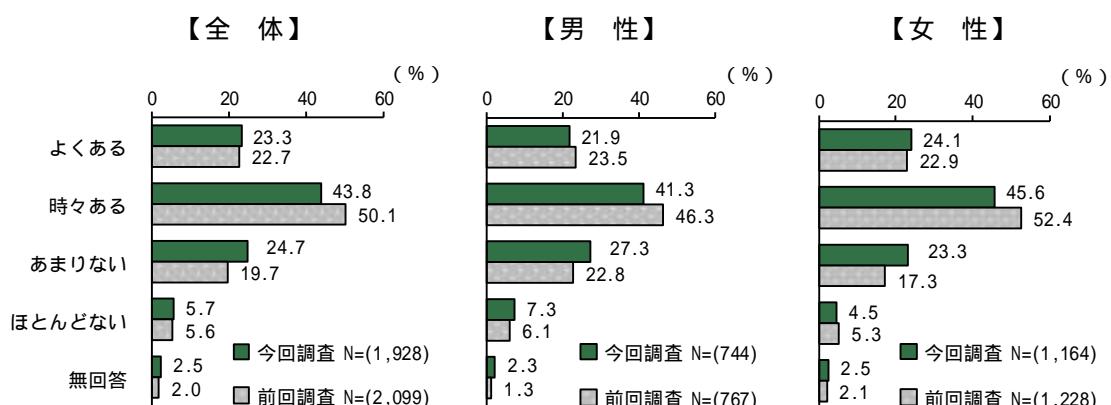


悩みやストレスの状況については、全体では、「よくある」(23.2%)と「時々ある」(43.9%)を合わせて、《ある》が67.1%となっています。

図表3-50 悩みやストレスの状況

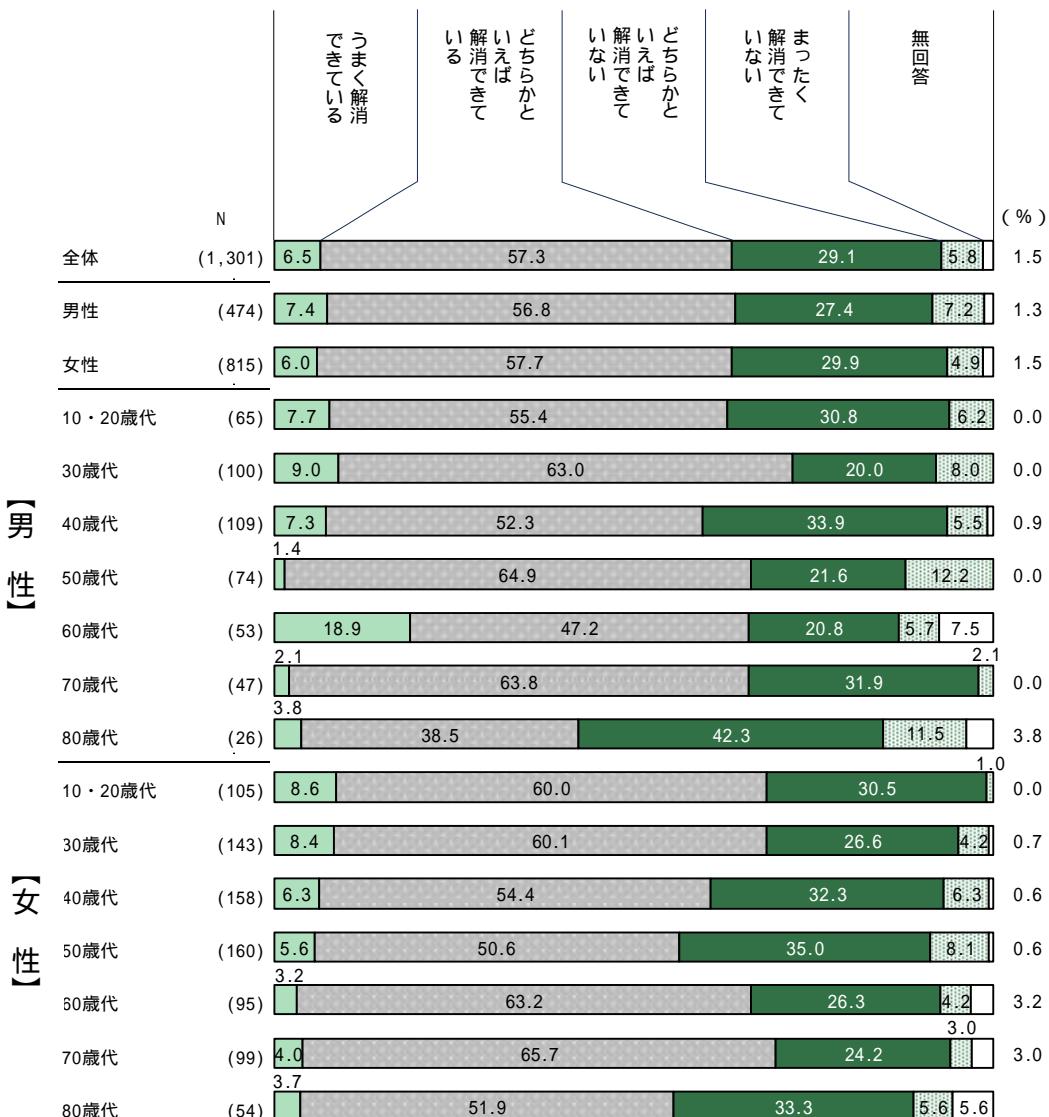


図表3-51 悩みやストレスの状況 前回調査（平成28年度）との比較



悩みやストレスが「ある」と回答した人に、その解消状況をたずねたところ、全体では、「どちらかといえば解消できている」が57.3%で最も高くなっています。

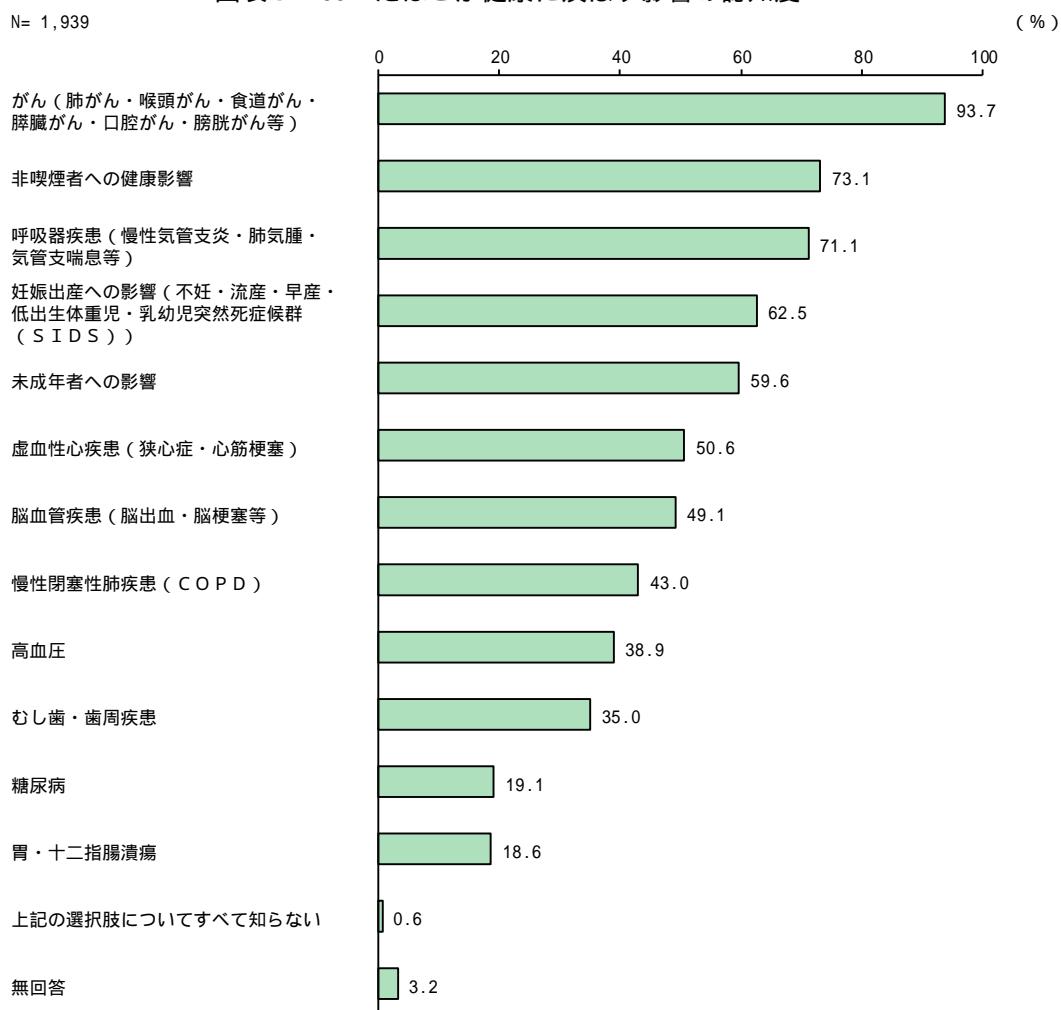
図表3-52 悩みやストレスの解消状況



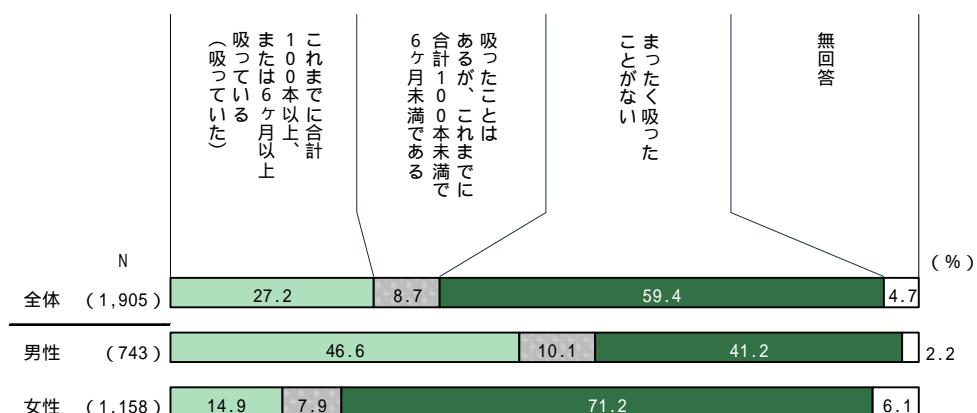
たばこについて

たばこが健康に及ぼす影響の認知度について、全体では、「がん(肺がん・喉頭がん・食道がん・膵臓がん・口腔がん・膀胱がん等)」が93.7%で最も高くなっています。喫煙経験について、全体では、「まったく吸ったことがない」が59.4%で最も高くなっています。

図表3-53 たばこが健康に及ぼす影響の認知度

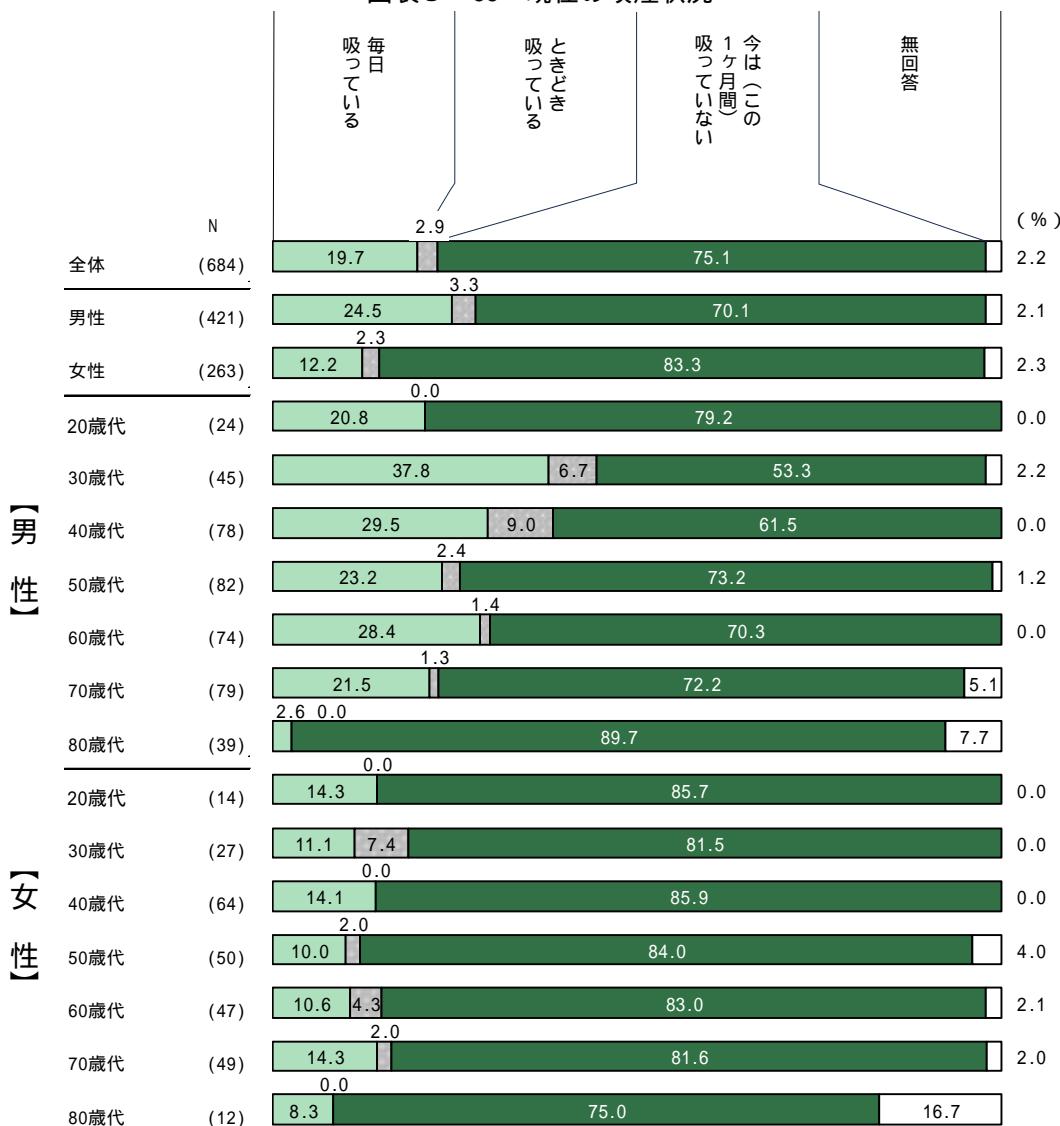


図表3-54 喫煙経験

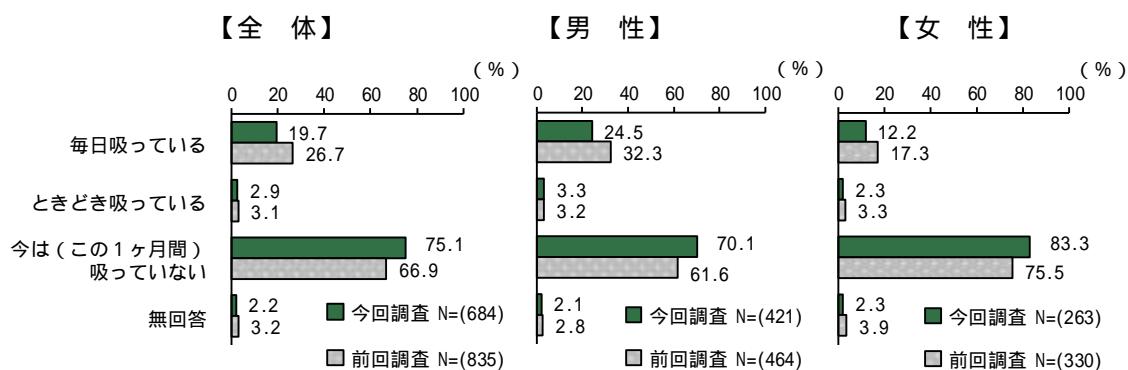


現在の喫煙状況について、たばこを吸った経験のある人にたずねたところ、全体では、「今は(この1ヶ月間)吸っていない」が75.1%で最も高くなっています。

図表3-55 現在の喫煙状況



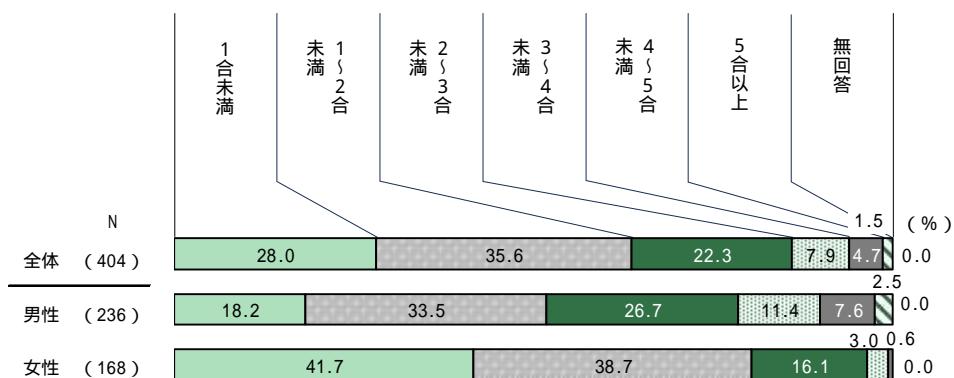
図表3-56 現在の喫煙状況 前回調査(平成28年度)との比較



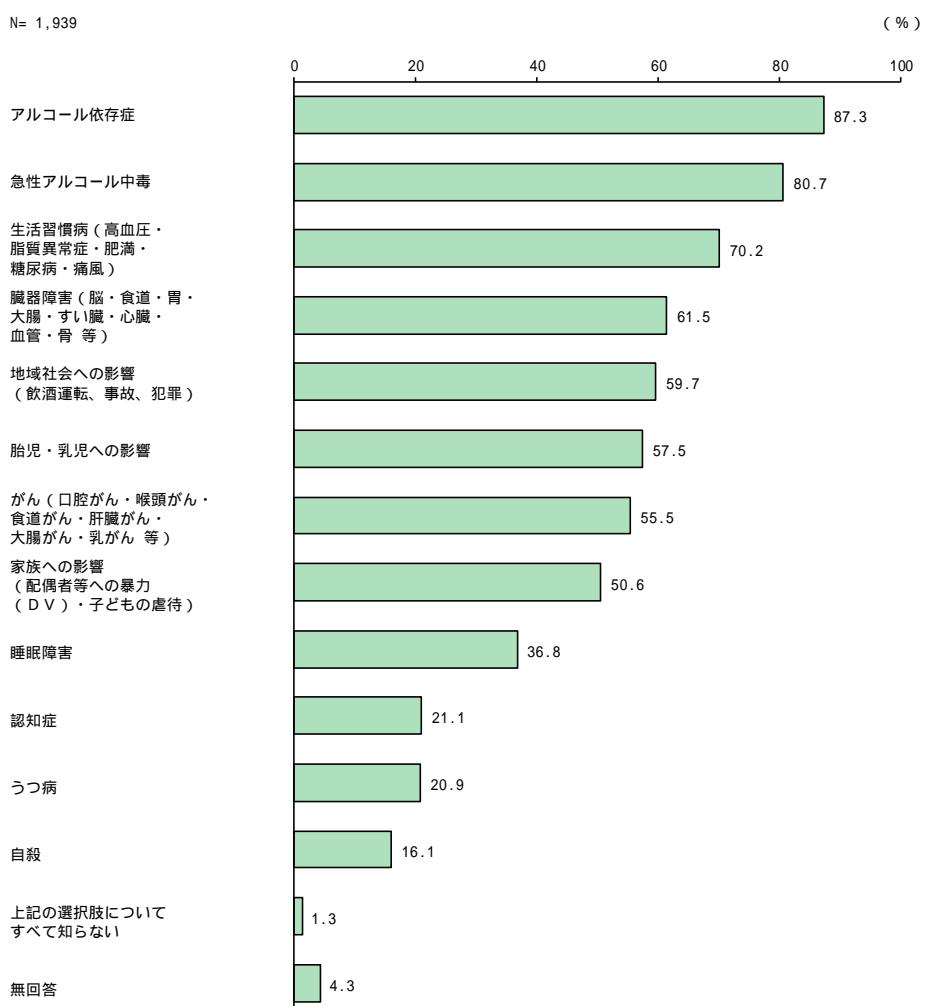
アルコールについて

週5日以上飲酒する人の1日あたりの飲酒量については、全体では、「1～2合未満」が35.6%で最も高くなっています。アルコールの過剰摂取による健康障害、社会問題の認知度について、全体では、「アルコール依存症」が87.3%で最も高くなっています。

図表3-57 週5日以上飲酒する人の1日あたりの飲酒量



図表3-58 アルコールの過剰摂取による健康被害、社会問題の認知度

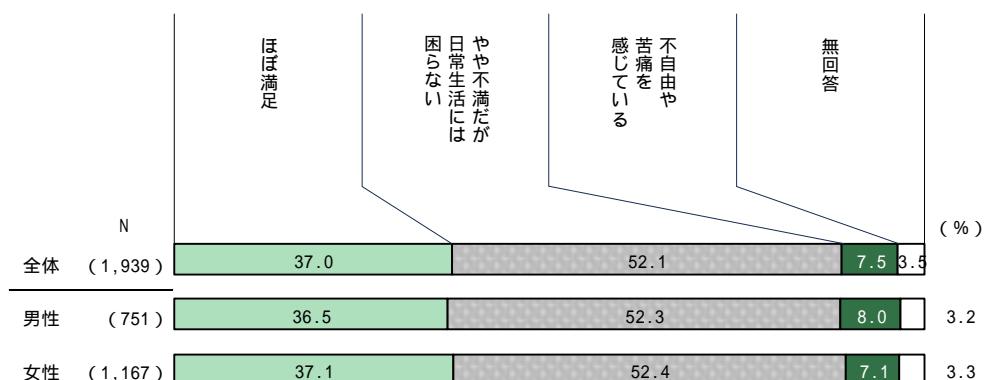


歯と口腔について

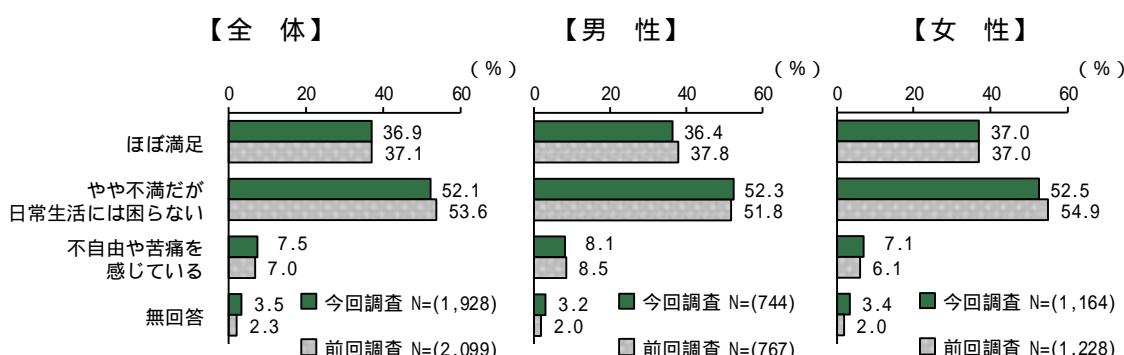
歯や歯肉、口腔状態の満足度について、全体では、「やや不満だが日常生活には困らない」が52.1%で最も高くなっています。

歯や歯肉、口腔の健康のために実践していることでは、全体では、「1日2回以上歯をみがく」が72.6%で最も高くなっています。

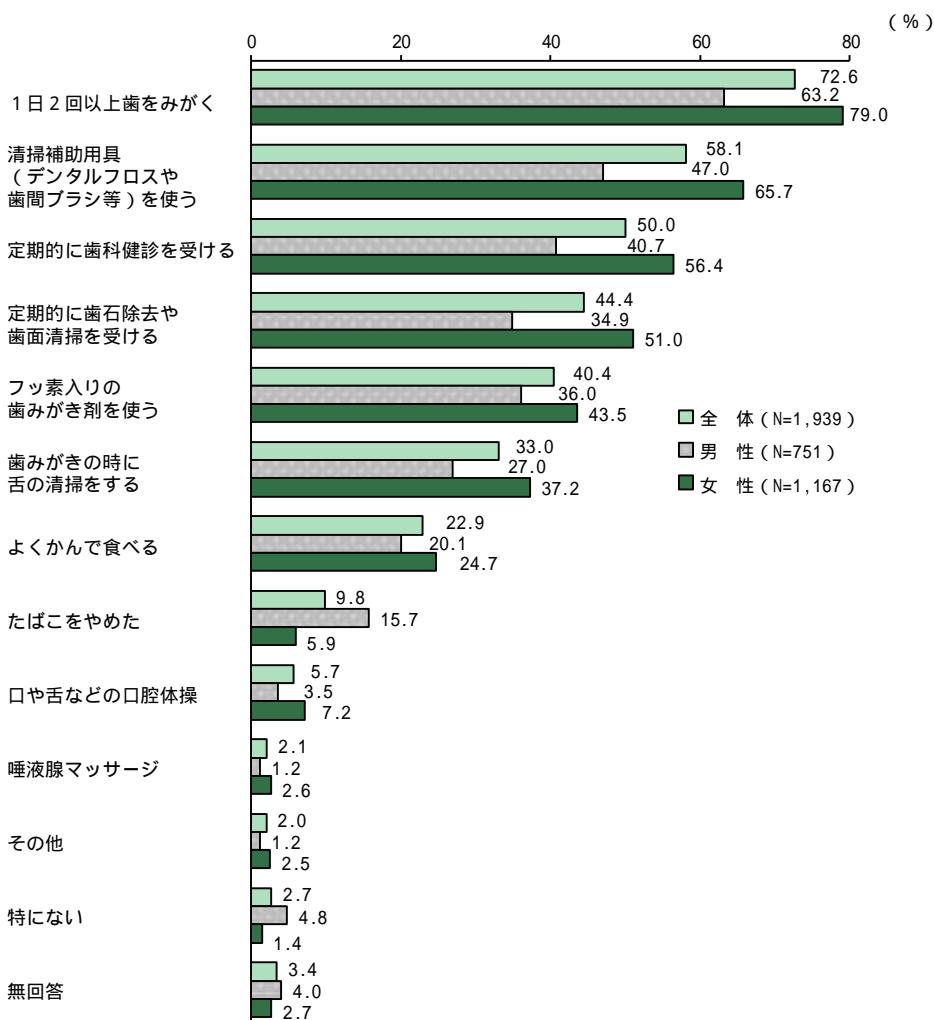
図表3-59 歯や歯肉、口腔状態の満足度



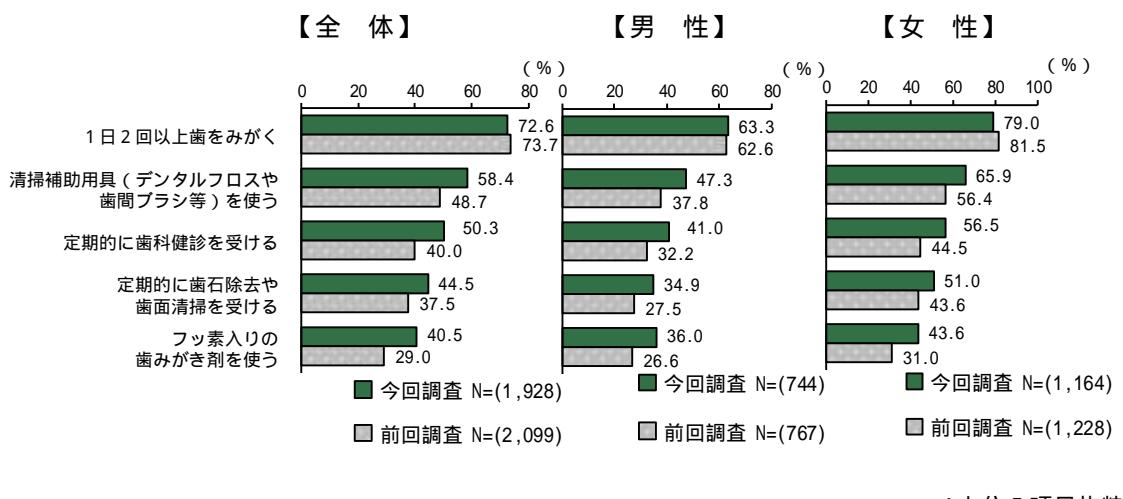
図表3-60 歯や歯肉、口腔状態の満足度 前回調査(平成28年度)との比較



図表3-61 歯や歯肉、口腔の健康のために実践していること



図表3-62 歯や歯肉、口腔の健康のために実践していること前回調査(平成28年度)との比較

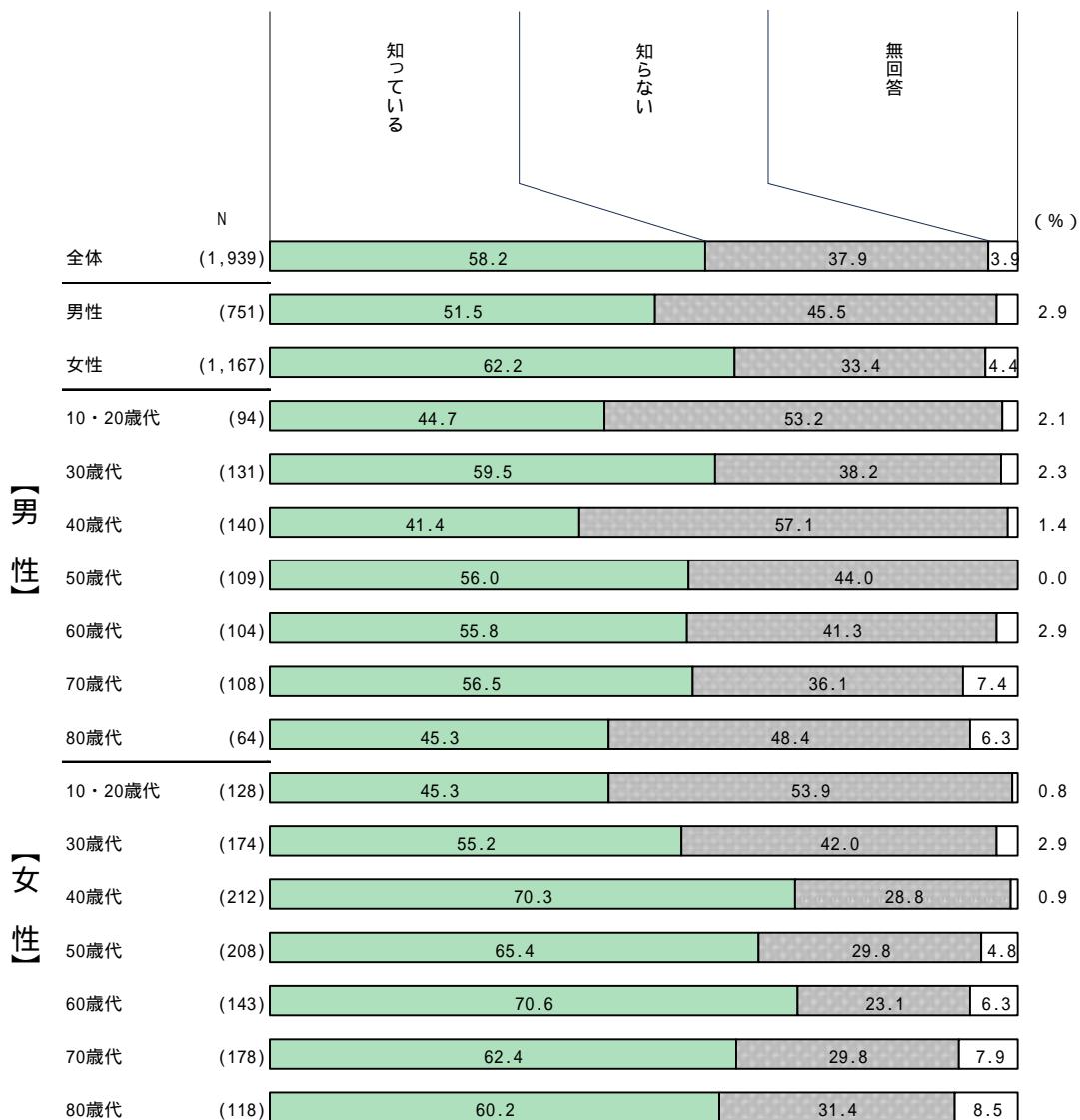


第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

「むし歯や歯周病は糖尿病や心臓病と関連がある」ことについては、全体では、「知っている」が58.2%で最も高くなっています。

図表3-63 口腔の健康に関する認知度

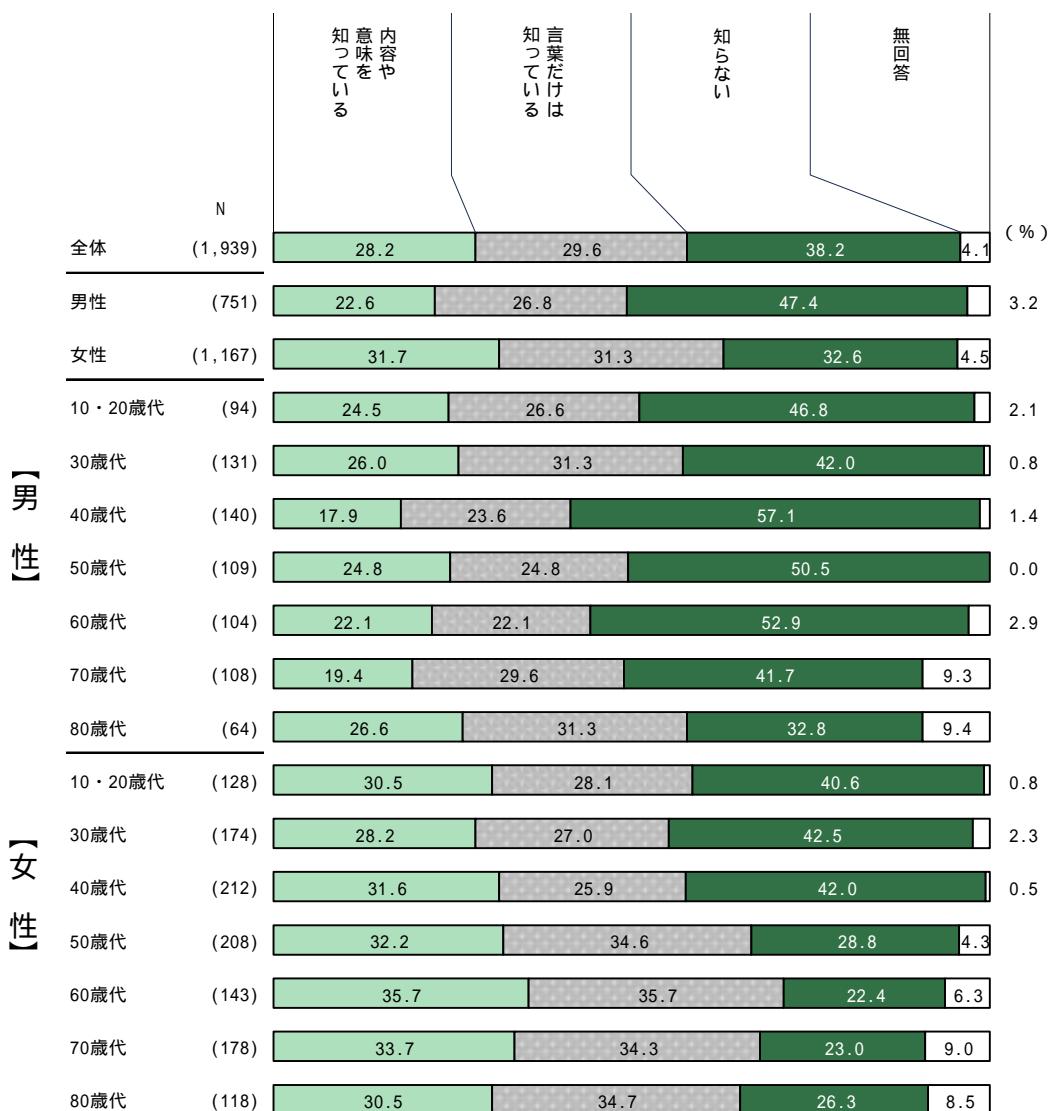
「むし歯や歯周病は糖尿病や心臓病と関連がある」



「口腔機能低下」については、全体では、「知らない」が38.2%で最も高くなっています。

図表3-64 口腔の健康に関する認知度

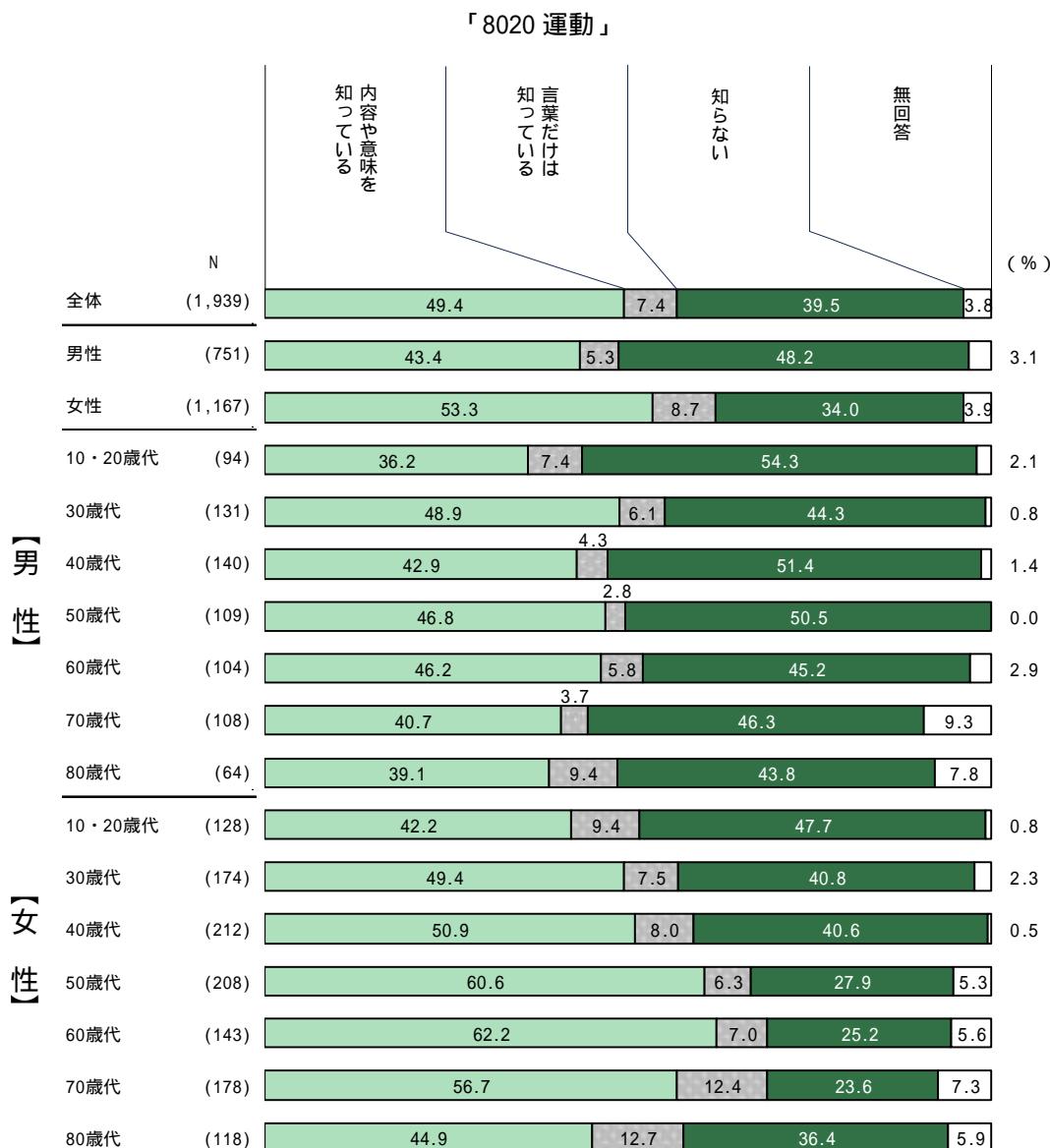
「口腔機能低下」



第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

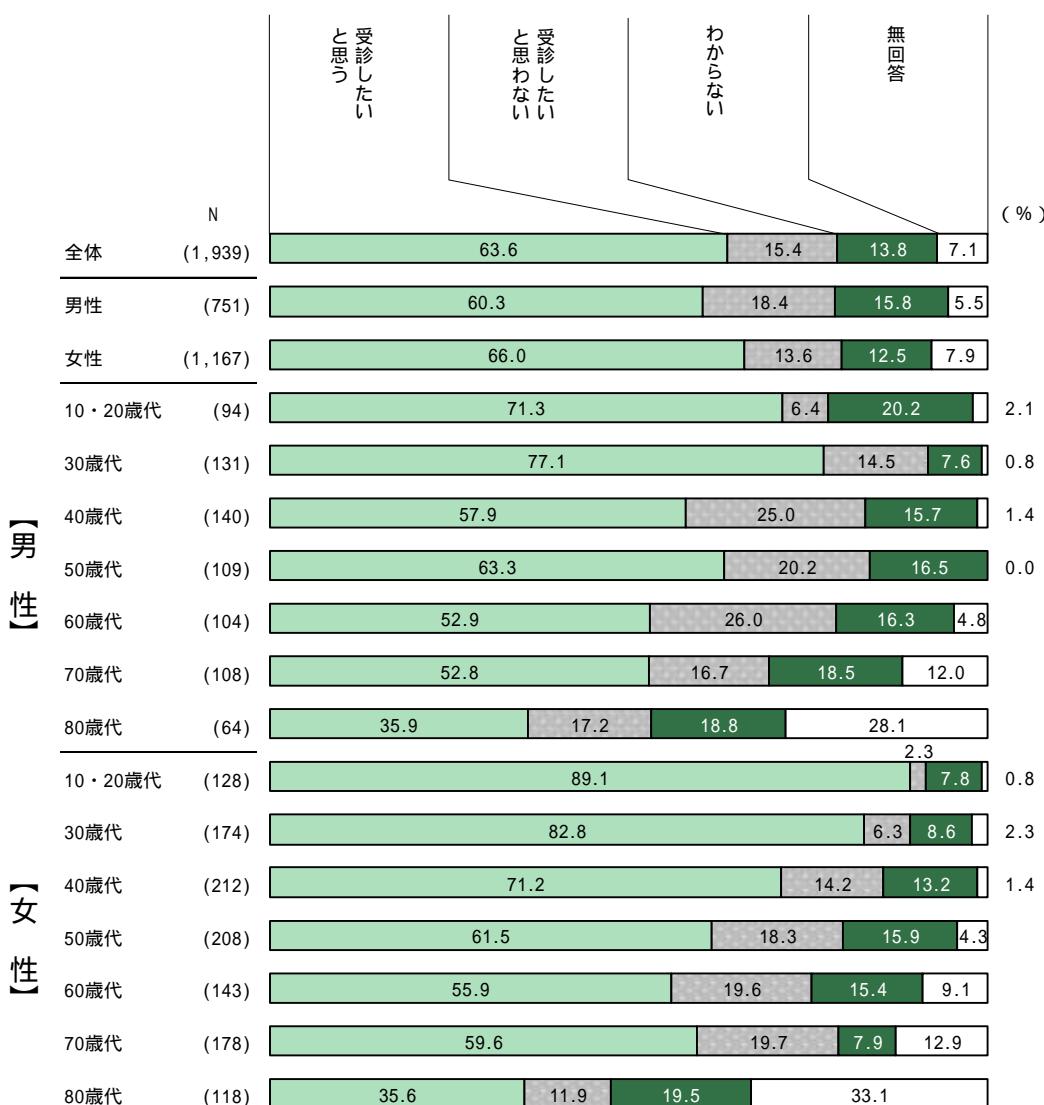
「8020運動」については、全体では、「内容や意味を知っている」が49.4%で最も高くなっています。

図表3-65 口腔の健康に関する認知度



区の歯科健診の受診意向については、全体では、「受診したいと思う」が63.6%で最も高くなっています。

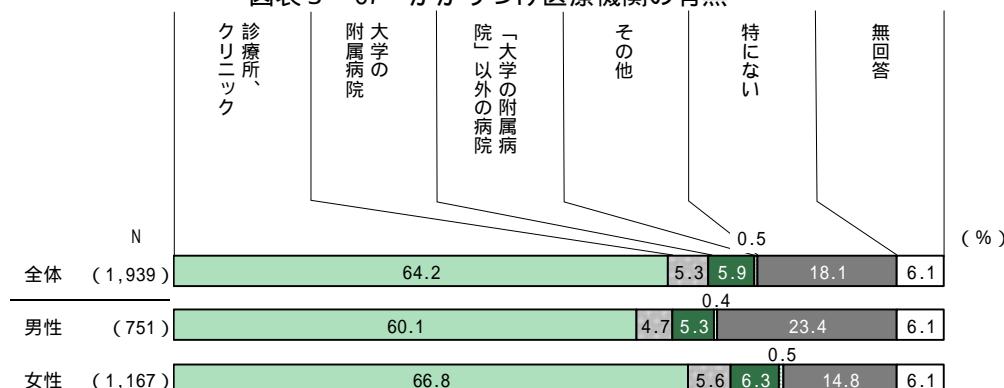
図表3-66 区の歯科健診の受診意向



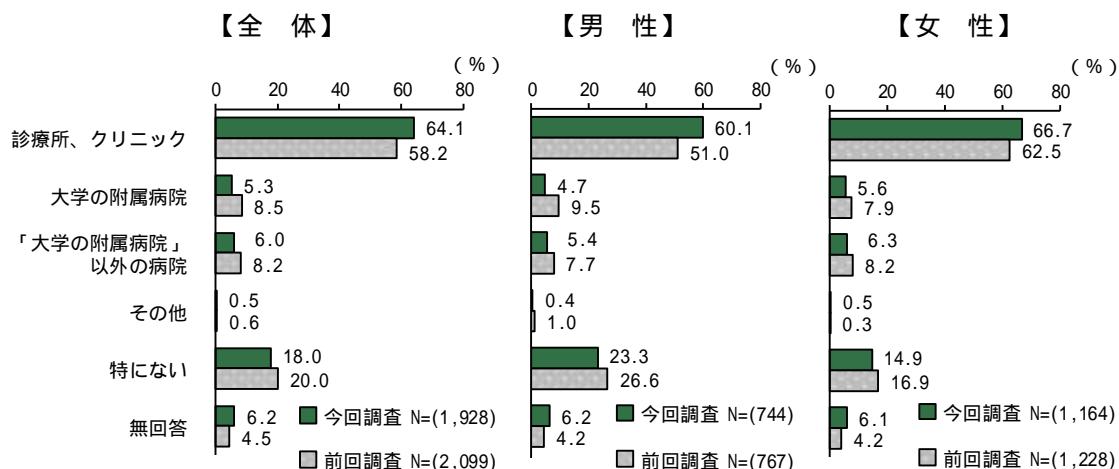
受療行動について

かかりつけ医療機関の有無では、全体では、「診療所、クリニック」が64.2%で最も高くなっています。かかりつけ歯科医療機関の有無では、全体では、「歯科診療所、歯科クリニック」が75.0%で最も高くなっています。かかりつけ薬局の有無では、全体では、「ある」が48.4%、「ない」が48.2%と、ほぼ同率となっています。

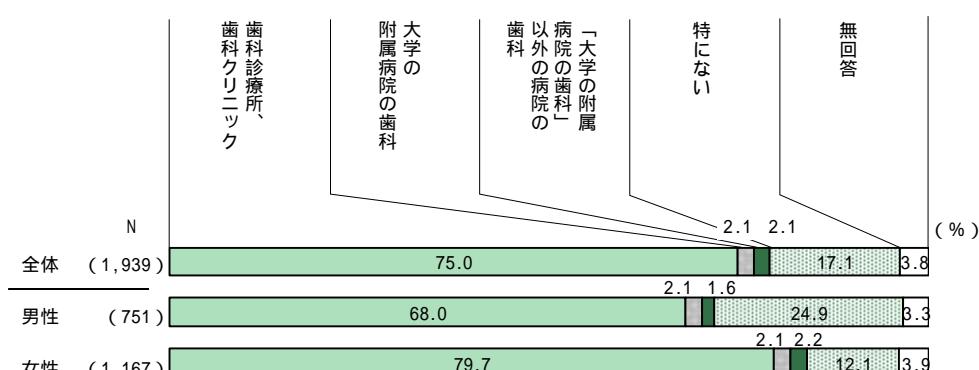
図表3-67 かかりつけ医療機関の有無



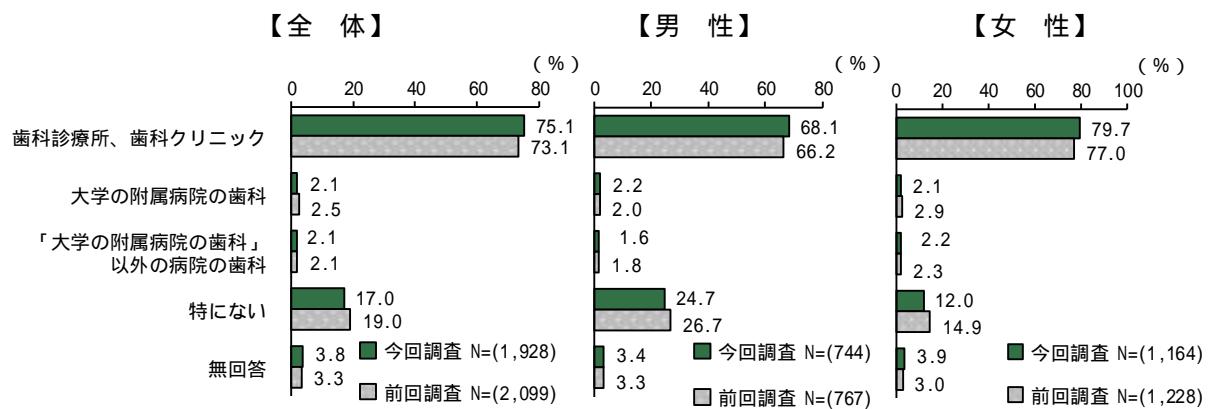
図表3-68 かかりつけ医療機関の有無 前回調査(平成28年度)との比較



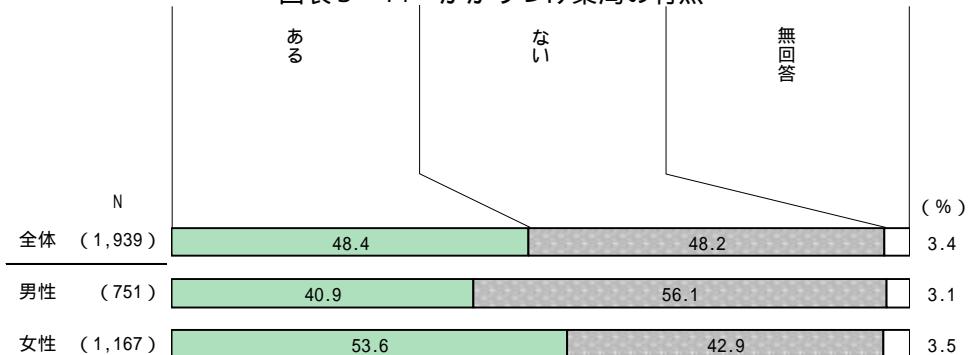
図表3-69 かかりつけ歯科医療機関の有無



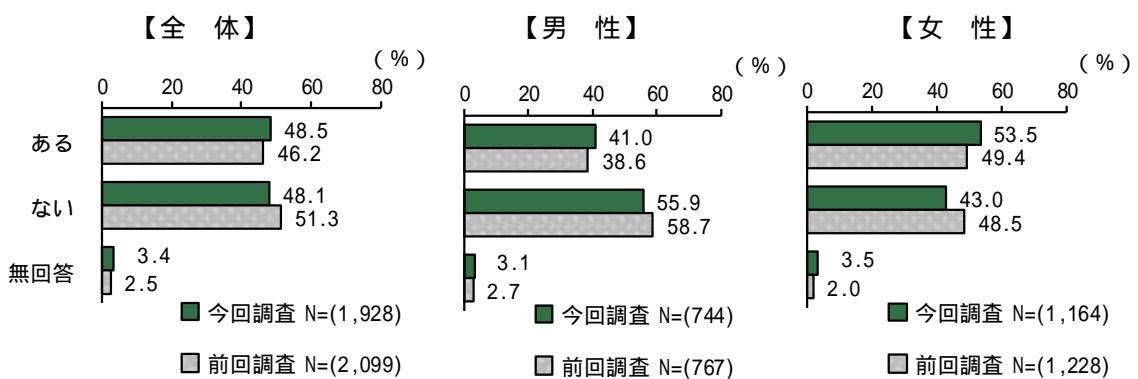
図表3-70 かかりつけ歯科機関の有無 前回調査(平成28年度)との比較



図表3-71 かかりつけ薬局の有無



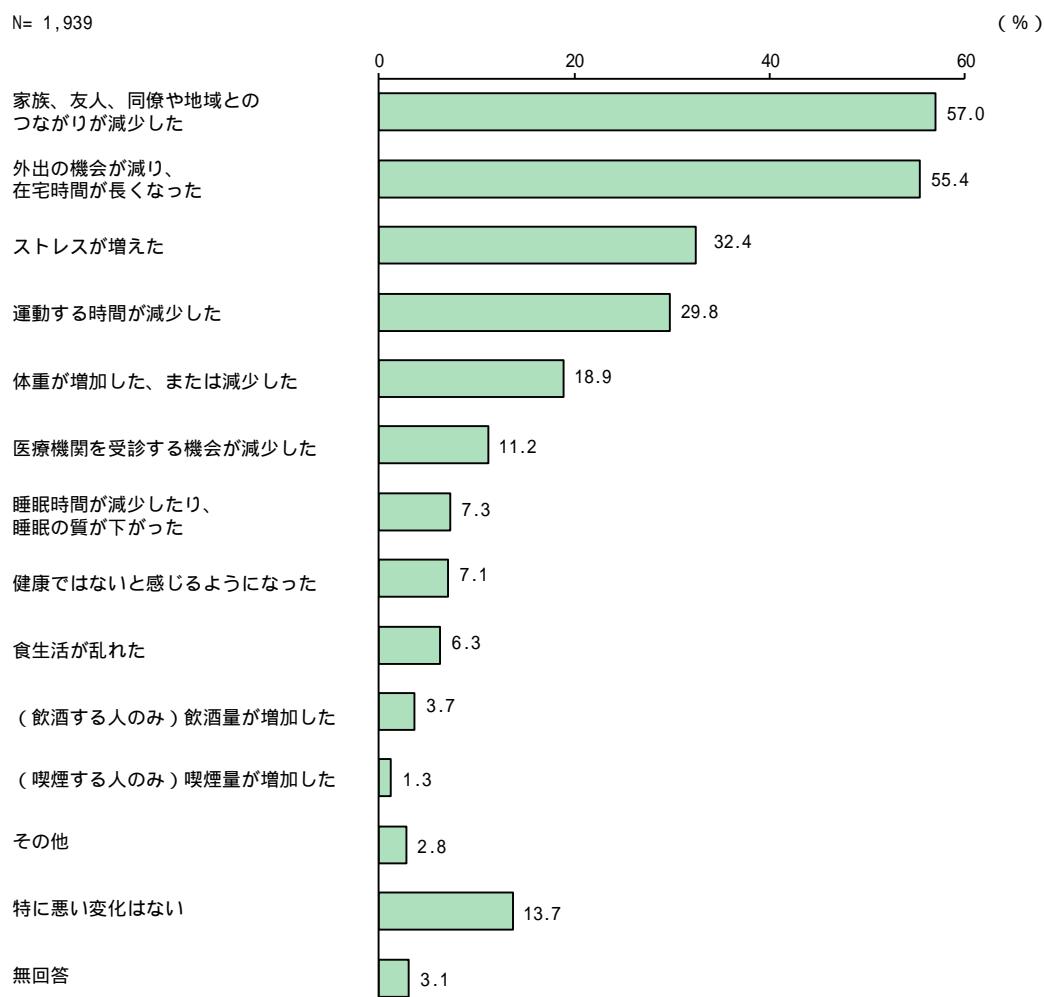
図表3-72 かかりつけ薬局の有無 前回調査(平成28年度)との比較



新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染拡大による健康や生活への悪影響については、「家族、友人、同僚や地域とのつながりが減少した」が57.0%で最も高くなっています。

図表3-73 新型コロナウイルス感染拡大による健康や生活への悪影響



新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出を避ける傾向が見受けられますが、各回答項目のうち「食生活に気を配る」が46人、「家の中でできる運動をする」が78人、「自宅でできる趣味をはじめた、楽しみを見つける」が19人となっており、自宅でも行える工夫を実施していることがわかります。

図表3-74 新型コロナウイルス感染拡大の中で健康や生活を改善するために工夫したこと

【記入人数】469人 【延べ件数】878件

情報の入手について	11
感染症に関する正しい情報を入手する	6
情報を見過ぎない、惑わされないようにした（不安を高めない）	5
三密の回避について	190
外出を控える、人混みを避ける、混雑時間を作る	71
外食を控える、なるべく自炊・テイクアウトする	33
公共交通機関をなるべく使わない（自転車・歩行・車等を使う）	22
人との交流・接触・会話を控える、距離を空ける	15
三密（密閉・密集・密接）回避全般	14
大人数での会食を控える、食事は少人数にする	10
買い物はインターネットショッピング・宅配を利用する	6
テレワークをする	6
会議・診療・用事等はオンライン・電話を活用する	4
外食の場所を選ぶ（感染対策店・テラス席等）	2
買い物は短時間で済ませる	2
その他	5
マスクの着用について	46
マスクを着用する	44
家の中でもマスクを着用する	2
衛生面について	170
手洗いをする	57
消毒をする（手指・洋服・ドアノブ等）	43
うがいをする	33
手指以外を洗う（目・鼻・顔等）	7
帰宅後すぐに入浴する	6
喉のケア、乾燥対策・加湿	4
家族間でも共有を避ける（タオル・食事の配膳等）	4
手に触れるものに気を付ける（エレベーターボタン・ドアノブ等）	4
口腔ケア、口内を清潔にする	3
家の掃除をする	3
帰宅したらすぐに着替える	2
その他	4

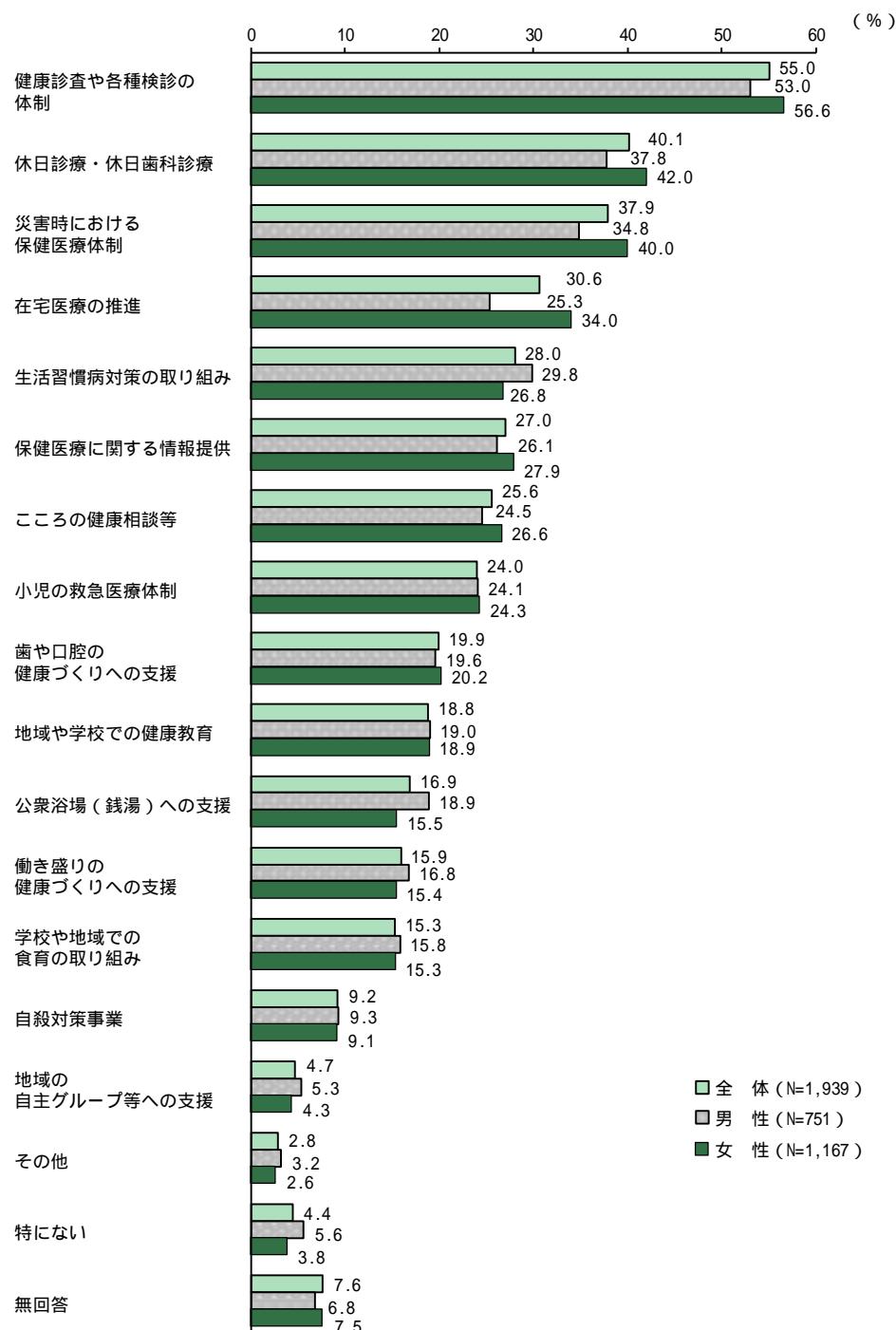
第3章 保健医療を取り巻く現状と課題

換気について	25
換気を行う	22
空気清浄機を使う	3
予防接種・検査について	18
ワクチンを接種する	13
P C R 検査・抗原検査等を行う	3
毎日検温する	2
食生活について	65
食生活に気を配る（食事内容・量・栄養バランス・カロリー、食べ過ぎない等）	46
免疫力が上がる食材・食品を摂取する	8
アルコールを控える・減らす	3
その他	8
運動について	219
散歩（歩く）・ウォーキング・ジョギング	91
家の中でできる運動をする（体操・ラジオ体操・筋トレ・ストレッチ・ヨガ等）	78
運動をする（全般）体を動かす、体力を維持する	24
意識的に外出する（感染予防をした上で）	12
ジム・スポーツクラブ等に通う	10
その他	4
人とのつながり・交流について	17
オンライン・電話等で人とコミュニケーションを取るようにした	9
人との親睦・交流を深める、人と話すようにした	8
趣味・楽しみ、住環境について	43
自宅でできる趣味をはじめた、楽しみを見つける、楽しめる工夫をした	19
家の中を快適な空間にする、住環境を充実させる	8
気分転換する、考えすぎない、前向きになる	7
外でできる趣味をはじめた、楽しみを見つける（感染予防をした上で）	6
その他	3
生活習慣・睡眠について	52
睡眠・休養をしっかり取る	23
規則正しい生活をする	13
普通の日常生活を送る、必要以上に制限しない	5
早寝早起きをする	2
体を冷やさない、体を温める	2
その他	7
その他	22
感染予防全般	14
その他	8

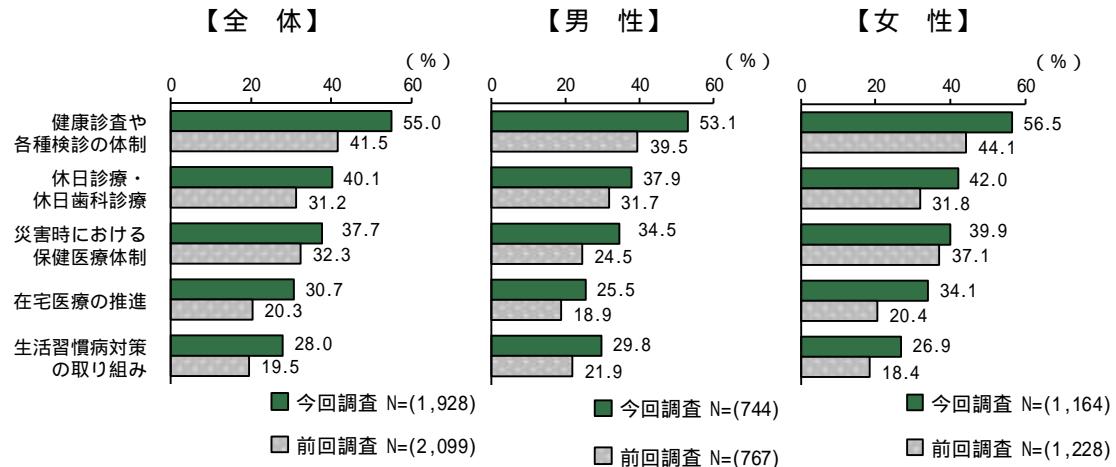
区の施策について

区が特に充実していくべきだと思う保健医療施策では、全体では、「健康診査や各種検診の体制」が55.0%で最も高くなっています。

図表3-75 区が特に充実していくべき保健医療施策



図表3-76 区が特に充実していくべき保健医療施策 前回調査(平成28年度)との比較



(9) 高齢者等実態調査結果

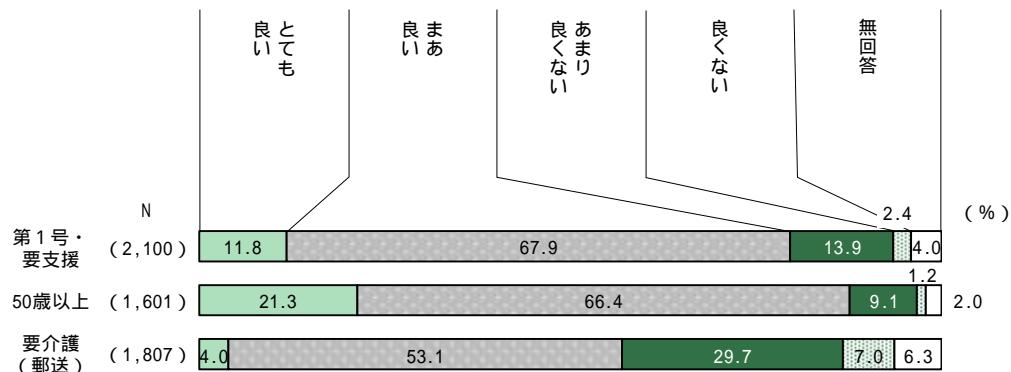
区では令和4年度に、高齢者の日常生活の実態、介護予防や健康への取組及び在宅生活の継続等を把握するため、要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要介護認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者を対象とした「50歳以上の現役世代調査」、在宅の要介護認定者及びその家族を対象とした「在宅介護実態調査（郵送）」、在宅の要介護認定者（要介護4、5）及びその家族を対象とした「在宅介護実態調査（聞き取り）」を実施しており、その中から健康に関する結果を以下に示します。

なお、図表中において、〔第1号・要支援〕とは「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、〔50歳以上〕とは「50歳以上の現役世代調査」、〔要介護（郵送）〕とは「在宅介護実態調査（郵送）」を表しています。

健康意識について

健康意識については、いずれの対象者も「まあ良い」が最も高く、〔第1号・要支援〕が67.9%、〔50歳以上〕が66.4%、〔要介護（郵送）〕が53.1%となっています。

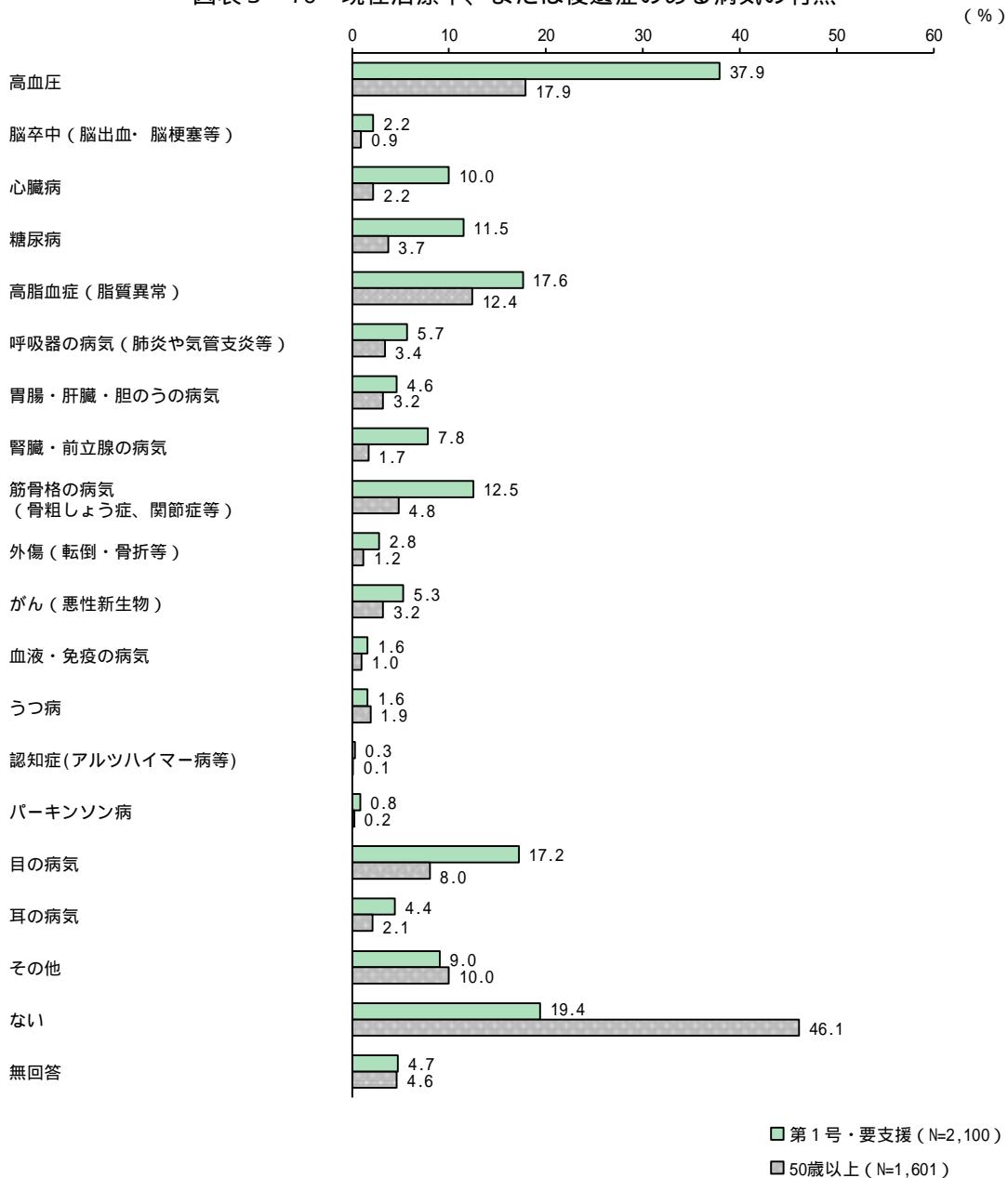
図表3-77 健康感



現在治療中の病気〔第1号・要支援、50歳以上〕について

現在治療中の病気については、〔第1号・要支援〕は「高血圧」が37.9%、〔50歳以上〕は、「ない」が46.1%で最も高くなっています。

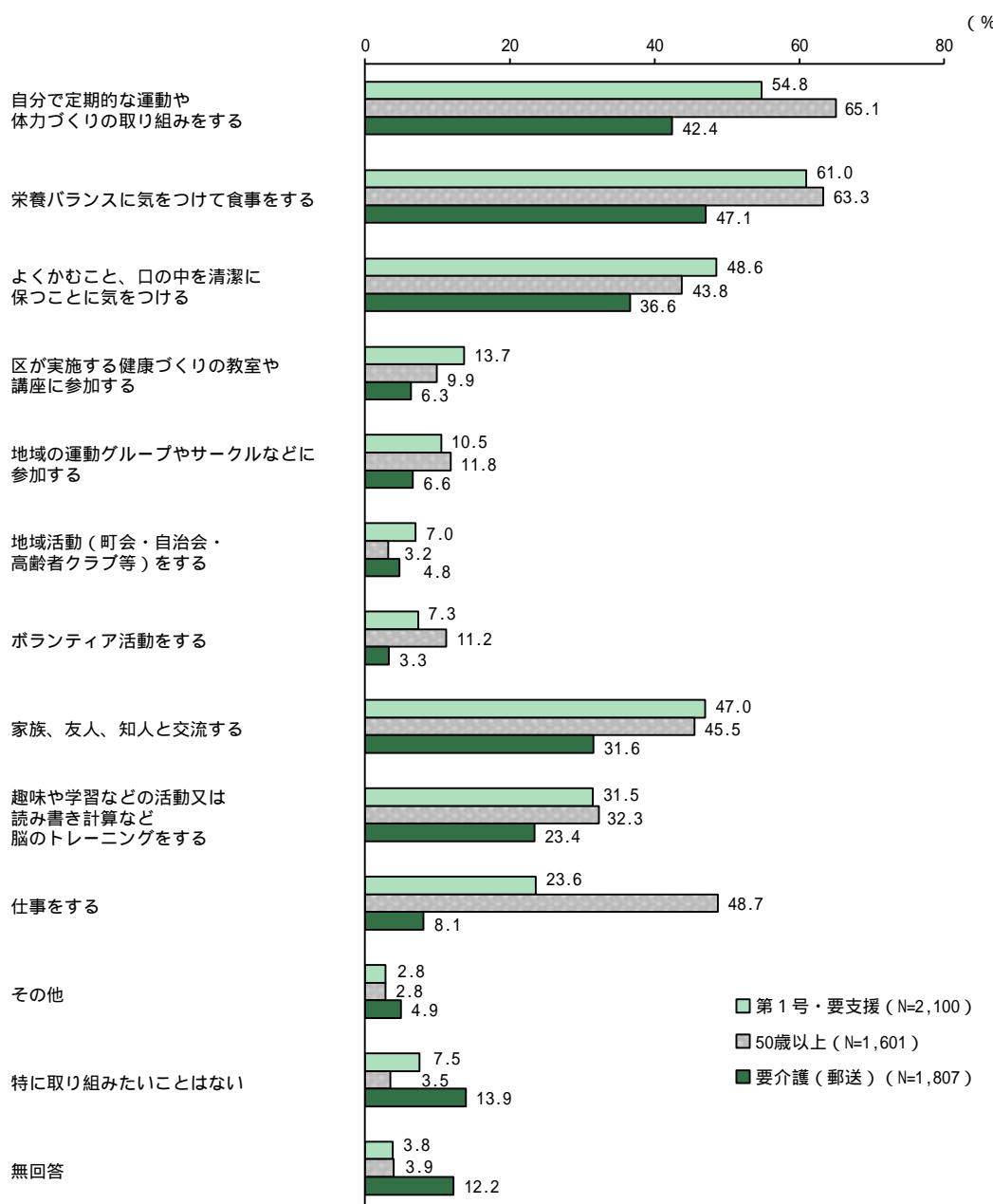
図表3-78 現在治療中、または後遺症のある病気の有無



介護予防のために取り組んでみたいことについて

介護予防のために取り組んでみたいことについては、〔第1号・要支援〕と〔要介護(郵送)〕は「栄養バランスに気をつけて食事をする」が最も高く、〔第1号・要支援〕が61.0%、〔要介護(郵送)〕が47.1%となっています。〔50歳以上〕は、「自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする」が65.1%で最も高くなっています。

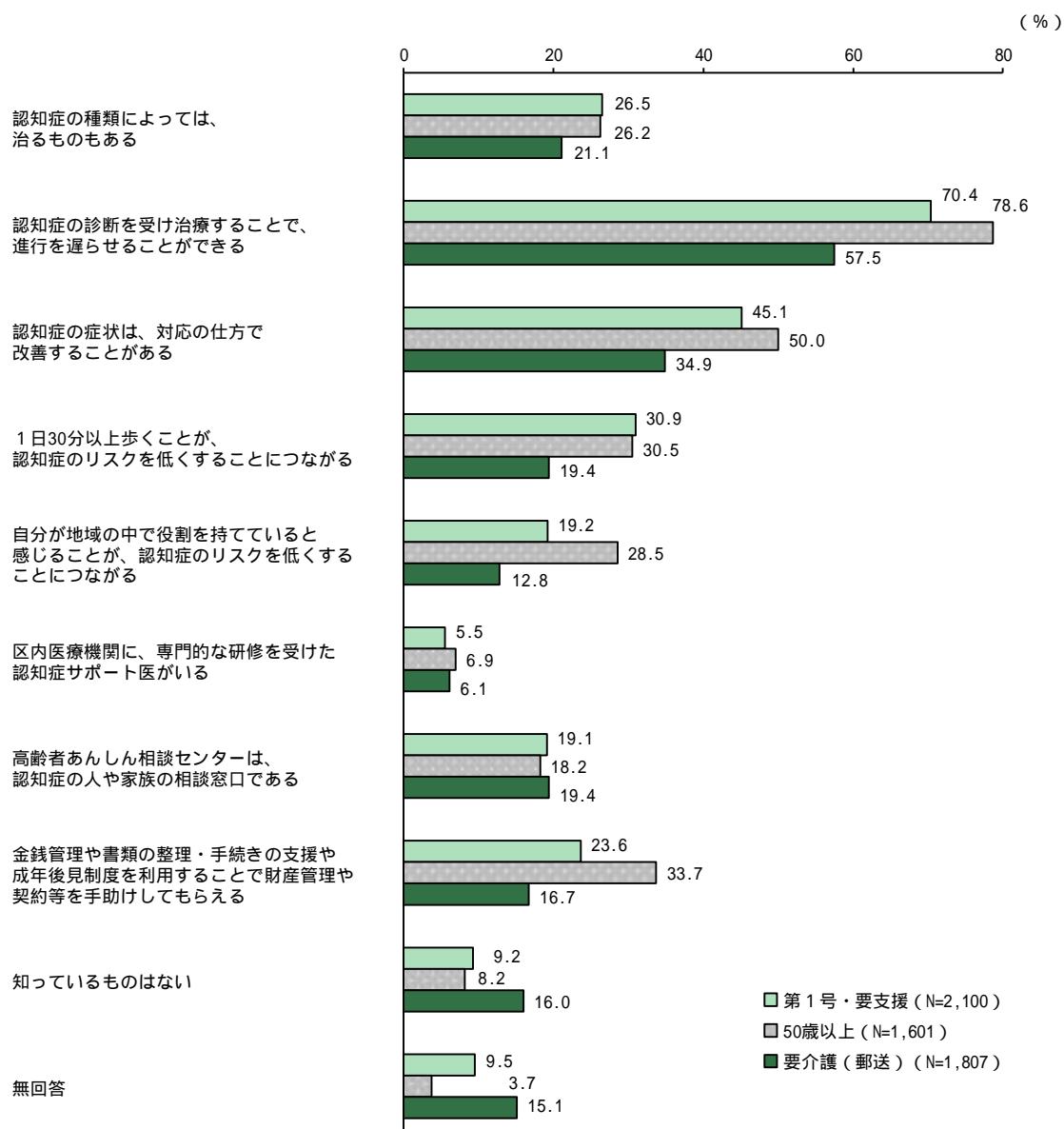
図表3-79 介護予防のために取り組んでみたいこと



認知症について

認知症については、いずれの対象者も「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も高く、〔第1号・要支援〕が70.4%、〔50歳以上〕が78.6%、〔要介護（郵送）〕が57.5%となっています。

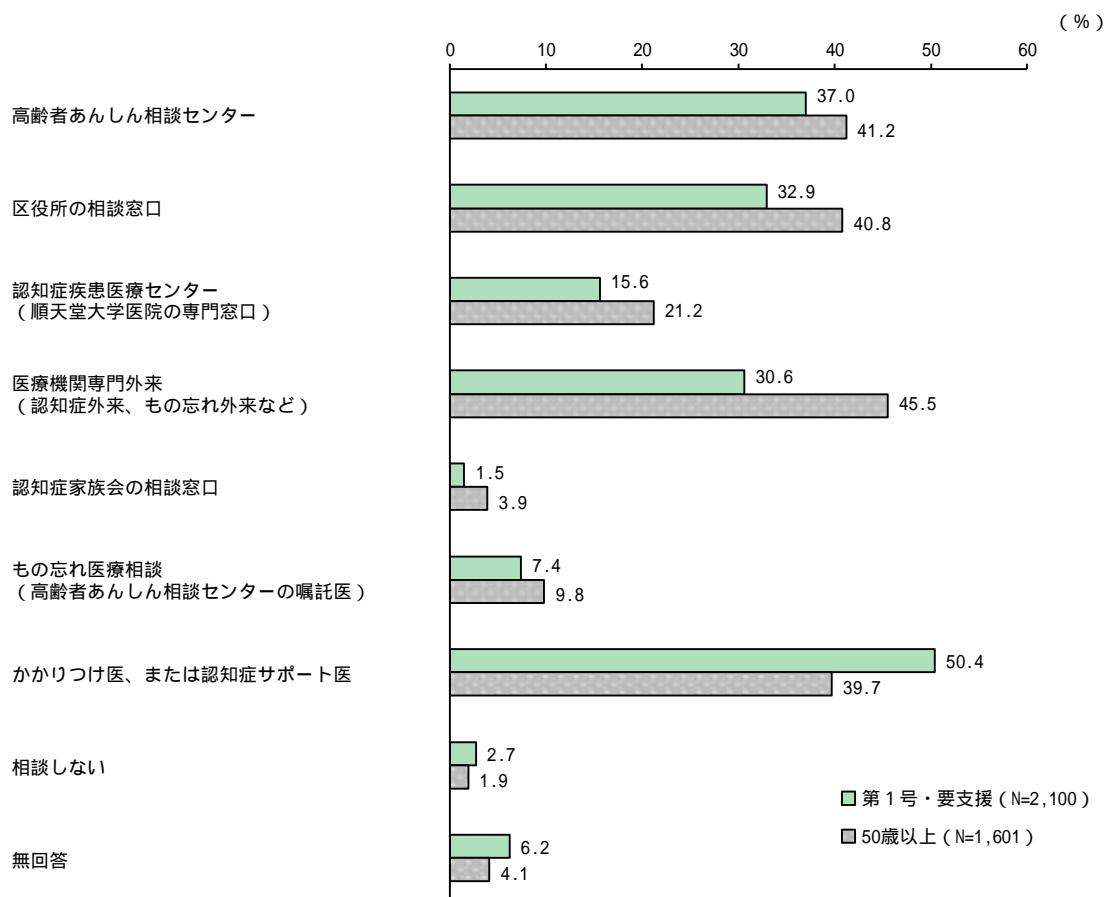
図表3-80 認知症について知っていること



認知症の相談窓口〔第1号・要支援、50歳以上〕について

認知症の相談窓口については、〔第1号・要支援〕は「かかりつけ医、または認知症サポート医」が50.4%、〔50歳以上〕は、「医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）」が45.5%で最も高くなっています。

図表3-81 認知症に関する相談をする場合、利用する窓口



2 保健医療の現状

(1) 健康づくりの推進

健康的な生活習慣の確立

- ・区民の主要死因は、「がん(悪性新生物)」が第1位、「心疾患」が第2位、「老衰」が第3位、「脳血管疾患」が第4位、「肺炎」が第5位となっています。また、「腎不全」「大動脈瘤及び解離」「肝疾患」「慢性閉そく性肺疾患」「糖尿病」「高血圧性疾患」といった生活習慣に起因する疾患は、死亡者全体の約56%となっています。
- ・令和4年度に実施した区の健康に関するニーズ調査(以下、「ニーズ調査」)では、健康に気をつけている具体的な内容として、食事等に気を配っている人が多く、また、過半数の人が定期的に健康診査を受けると回答していますが、運動・スポーツを実施している人は、50%を下回っています。
- ・ニーズ調査では、たばこが健康に及ぼす影響の認知度について、「がん」が93.7%と最も高く、アルコールの過剰摂取による健康障害や社会問題の認知度については、「アルコール依存症」が87.3%と最も高くなっています。

健康的な栄養・食生活の推進

- ・朝食をはじめ、1日3回規則正しく食べることは、必要なエネルギーや栄養素を補い、生活リズムを整えることにつながります。ニーズ調査では「朝晩と1日3回規則正しく食べる」と回答した10・20歳代は40%程度、また、「朝食をほとんど食べない」と回答した10・20歳代は25%程度となっており、他の年代よりも朝食をとらない傾向にあります。

こころの健康づくりの推進

- ・ニーズ調査では、労働時間が長いほど、睡眠で「休養が十分とれている」人の割合が低くなり、労働時間が70時間以上では「休養が十分とれていない」人の割合は50%を超えてています。
- ・ニーズ調査では、毎日の生活の中で悩みやストレスを感じる人が67.1%います。ストレスの影響を強く受けるかどうかは個人差がありますが、過度のストレスが続くと、精神的な健康や身体的な健康に影響を及ぼすため、適度な解消が求められています。また、精神的な不調の際に、医療機関等専門機関に相談や治療をしようと思わない人の割合の方が高くなっています。

女性の健康づくりの推進

- ニーズ調査では、食生活や栄養について等、女性の方が男性より健康に気を遣っている傾向ではありますが、生活習慣病の健診等の受診状況や運動の実施状況は、女性の方が低くなっています。

歯と口腔の健康づくりの推進

- ニーズ調査では、歯科健診の受診意向は、全体では63.6%が受診したいと思っており、かかりつけ歯科医療機関がある人の割合は79.2%となっています。また、歯や歯肉、口腔の健康のために実践していることは、女性の方が男性より高い項目が多い傾向にあります。

がん対策の推進

- 「がん(悪性新生物)」は区の死因の第1位であり、主要死因別死亡率の27.2%を占めています。年齢階級別にみると、60~64歳で急増し、以降85~89歳までの年齢階級の主要死因第1位となっています。
- 区の各種がん検診の受診率は、令和4年度において「胃がん検診」が15.1%、「大腸がん検診」が26.6%、「肺がん検診」が28.6%(元年度より開始)、「子宮がん検診」が41.1%、「乳がん検診」が39.1%となっています。(受診率は、都において採用されている対象人口率を用いて算出)

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- 区の出生数は、平成28年をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和3年は前年比約200人減と大きく減少しています。
- 妊娠期や乳幼児期から発達段階に応じた各種健診や情報提供を行っています。平成27年度から開始した文京区版ネウボラ事業に加え、令和5年3月からは経済的支援と一体となった伴走型相談支援も開始し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援により身近な場での妊産婦の方等を支える仕組みの充実を図っています。

高齢者の健康づくり

- 年齢を重ねることで食欲や筋力が低下するなど、心身の活力が低下してしまう状態「フレイル」が問題となっています。

食育の推進（文京区食育推進計画）

- ニーズ調査では、食に関して重要なことは、「栄養バランスを考える力の習得」「食の安全性」「自然の恩恵や生産者等への感謝」「食を通じたコミュニケーション（家族や友人等と食を共にする等）」の順に高く、女性の方が男性よりも興味・関心が高くなっています。ただし、「家族や仲間と一緒に食べる」が実践されているのは、全体で19.8%にとどまっています。

（2）地域医療の連携と療養支援

地域医療連携の推進

- 区民に切れ目のない適切な医療を確保し、地域医療の連携強化を図る目的で設置した地域医療連携推進協議会において、地域医療の供給において課題となっている医療機関同士の連携について検討しています。各分野における課題の整理を行うため、下部組織として小児初期救急医療検討部会、高齢者・障害者口腔保健医療検討部会、在宅医療検討部会を設置し、それぞれ協議・検討を行っています。

災害時医療の確保

- 大規模災害の発生に備え、区内医療関係団体等と連携し、災害時医療体制の整備を進めています。災害時に避難所に設置する医療救護所において、医師等が円滑に医療救護活動を行えるよう収集名簿を作成・更新しているほか、医師等を対象としたトリアージ研修を実施しています。また、災害用医療資器材・医薬品を適切に備蓄し管理するとともに、防災課が実施する避難所総合訓練に参加しています。
- 近年、大規模災害として地震以外にも台風等風水害による停電等の懸念もあり、要医療援護者のうち、停電時に特に支援が必要な在宅人工呼吸器使用者の安全確保の必要性は高まっています。

精神保健医療対策

- 精神保健医療施策は、精神科の長期入院患者の地域移行が課題となっています。地域生活中心の生活に向け、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）地域の助け合い、教育に関する施策の総合的な取組を進めることにより、地域で安心して生活できる仕組み作りを進めています。

- ・自殺対策としては、「文京区自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）」の計画期間終了に伴い、昨今の社会情勢の変化や国や都の政策動向、実態調査結果等を踏まえ、計画を改定しました。

在宅療養患者の支援

- ・難病や公害による健康被害等で長期に療養している患者がいます。また、ニーズ調査では、通院の具体的な内容について、気管支喘息等の「アレルギー疾患」と回答した人の割合が14.6%であり、平成28年度の調査(9.6%)から約5ポイント増え、特に女性では年齢が下がるほど高く、10・20歳代で4割台半ばとなっており、アレルギー疾患の患者は増加傾向となっています。
- ・「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。)」が施行され、難病患者に対する医療費助成等が法で明確に位置付けられました。

(3) 健康安全の確保

健康危機管理体制の強化

- ・令和2年1月に国内で初めて検知された新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「文京区版保健・医療提供体制確保計画」を策定し、医師会等と連携して地域での医療提供体制を充実するとともに、感染状況に応じた全庁的支援体制の構築や業務委託等の活用により、保健所体制を強化し、適切な感染症対応を行ってきました。
- ・新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、持続可能な保健所の健康危機管理体制構築に向けて、感染症法に基づく「予防計画」を策定しました。

感染症対策

- ・わが国では令和3年、人口10万人当たりの結核罹患率が9.2と初めて10を切り、結核「低まん延国」となりました。令和4年も罹患率は8.2と、引き続き「低まん延国」の水準を継続しており、区の罹患率は6.6となっています。しかしながら、全国で見ると未だ年間1万人以上が感染しており、結核は決して過去の病気ではありません。高齢化に伴う合併症や国際化の進展に伴う外国出生患者の増加、薬剤耐性結核への対応など、結核を取り巻く状況は複雑化しています。
- ・都内における令和4年の梅毒報告数が3,677件となり、平成11年の調査開始以来、最多となりました。

- ・国は麻しん・風しんワクチンの接種率の目標を95%以上としており、区でも近年第1期、第2期ともに、95%以上で推移してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、第2期で95%を下回る年が発生しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の対応において、システム導入等ICT¹⁰の活用により、保健所の感染症対応業務の効率化を図り、正確で迅速な患者管理に取り組むとともに、感染症のまん延防止に努めてきました。

医療安全の推進と医務薬事

- ・診療所、歯科診療所、助産所その他の医療施設、薬局や医薬品販売業者等の監視指導を行っています。
- ・「患者の声相談窓口」で、看護師が電話相談による相談事業を行っており、診療所についての相談件数が最も多くなっています。

食品衛生の推進

- ・飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民が健康で快適な食生活を過ごすために、食品関係取扱施設等へ、各種法令に基づく監視指導や調査、食品衛生思想の普及啓発を行っています。また、食品衛生関係の苦情が寄せられた場合には速やかに調査を行い、適切な処置と解決に努めています。

環境衛生の推進

- ・より安全で快適な生活環境の確保を目指し、区内の様々な環境衛生関係営業施設に対して、衛生状態を確保するための監視指導や営業者自らによる自主管理推進事業を実施しています。

動物衛生の推進

- ・動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員制度を継続して取り組み、飼い主のモラル向上のための普及啓発活動に努めるほか、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術や譲渡の推進を行い、動物との共生社会の構築を目指しています。

10 ICT : Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

3 保健医療の課題

(1) 健康づくりの推進

健康的な生活習慣の確立

- ・健康の保持増進のため、区民一人ひとりに、適切な食習慣や運動習慣など健康的な生活習慣の必要性を周知し、主体的な生活習慣改善を促す必要があります。
- ・生活習慣病予防は、発病予防、早期発見・早期治療、そして重症化予防が大切であることから、区民が健康管理に努められるよう、健康に寄与する様々な機会を提供するとともに、健康診査・保健指導のさらなる推進を図る必要があります。
- ・たばこやアルコールの過量摂取による健康被害を防ぐため、それぞれの健康に与える影響に関する正しい知識の普及・啓発を行い、止めたい意思を持つ方の支援を、さらに強化する必要があります。

健康的な栄養・食生活の推進

- ・健康づくりへの関心が希薄な若年層に向けて、将来に備えた意識の醸成を図る取組をさらに充実する必要があります。

こころの健康づくりの推進

- ・休養の重要性、ストレスへの対処法や医療機関受診等のメンタルヘルスに関する正しい知識の普及とともに、身近な人の健康状態に気を配り、必要に応じて支援につなげられる体制の充実を図る必要があります。

女性の健康づくりの推進

- ・女性は生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、その影響でこころと身体に様々な変化が生じることから、ライフステージの特徴に応じた健康づくりのポイントについて、さらなる周知、啓発を図る必要があります。

歯と口腔の健康づくりの推進

- ・歯と口腔の健康が全身の健康と密接にかかわっていることを周知し、ライフステージに応じた口腔の健康づくりの支援（口腔ケアの普及）や歯周疾患検診の受診率向上を図るとともに、かかりつけ歯科医の定着を図っていく必要があります。

- ・区の歯周疾患検診については、令和5年度から20歳・25歳を対象としました。受診勧奨と、歯や歯肉、口腔の健康維持を行うよう、さらなる啓発を行う必要があります。

がん対策の推進

- ・がんの早期発見及び早期治療を図るために、さらなる受診率の向上を図っていく必要があります。特に、特定健康診査と同時受診が可能な大腸がん検診、肺がん検診については、対象者に受診を促す工夫を図る必要があります。
- ・がん検診受診結果、要精密検査となった場合、必ず受診するよう区民に対して周知啓発を図っていく必要があります。
- ・がん患者への支援については、地域医療連携等による医療相談や、若年がん患者への支援など、がん患者とその家族の地域生活に向けた支援を拡充していく必要があります。

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・妊娠、出産、新生児期や乳幼児期は、母親にとって慣れない子育てに戸惑いや不安を強く感じやすい時期であることから、母子の身体的・精神的・社会的状況等を確認しながら、父親の育児参加を促し、子育て家庭の心身の負担や育児不安の軽減を図っていく必要があります。
- ・子どもが自分の身体について正しく理解し、適切な生活習慣を形成していくために、健康に関する知識を習得する機会を提供し、関係機関と連携しながら、喫煙、飲酒、薬物、性などの問題への早期発見・介入や相談支援等の取組を強化する必要があります。

高齢者の健康づくり

- ・健康寿命の延伸に向け、高齢者の自主的な健康づくりの支援や、積極的に社会参加ができるための活動を支援するなど、高齢期の心身機能の加齢による変化を踏まえた生活習慣の改善を図り、フレイル予防に繋げることが必要です。

食育の推進（文京区食育推進計画）

- ・食に対する意識や実践状況は性別や世代により異なり、自分に適した食生活を送ることができるよう、イベントや講習会をはじめ、情報提供等を通じて普及・啓発を行う必要があります。

- ・関係機関、生産者や事業者といった食に携わる多様な関係者が連携、協働して、食育推進のための活動を実践しやすい環境づくりを進める必要があります。

(2) 地域医療の連携と療養支援

地域医療連携の推進

- ・医療と介護、地域でのそれぞれの実情を踏まえ、地域での在宅療養生活を支えていくための医療情報の理解や地域資源の把握と関係機関の連携の推進が必要です。

災害時医療の確保

- ・災害時の医療救護活動を的確かつ迅速に実施するため、今後も、医療救護所で医療救護活動を行う医師等が速やかに参集できる体制を整えるとともに、医師等が傷病者のトリアージや応急処置を円滑に行えるよう、手順等を把握しておく必要があります。また、災害用医療資機材・医薬品については、適切なものを常時備蓄してあるかの確認や更新が必要となります。
- ・区が把握している在宅人工呼吸器使用の災害時個別計画作成対象者は、保健師等関係者の対象者への積極的な働きかけにより支援につながっているケースが多くなっています。引き続き、関係機関が連携し、新規対象者への計画作成の働きかけや既作成者の現状に応じた計画の見直しを行っていく必要があります。

精神保健医療対策

- ・メンタルヘルス・ファーストエイド¹¹の考え方を活用し、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することで、精神疾患に関する誤解や偏見をなくし、暮らしやすい地域づくりを進める必要があります。
- ・こころの不調や病を抱える人たちに対しては、様々な機会を通じて相談に応じ、必要な医療に結びつけ、治療を継続できるよう支援する必要があります。
- ・長期入院者の地域移行を促進するため、基盤整備のための取組を進める必要があります。

¹¹ メンタルヘルス・ファーストエイド：メンタルヘルスの問題を有する人に対して、適切な初期支援を行うための5つのステップからなる行動計画で、心理的危機に陥った方に対して、専門家の支援が提供される前にどのような支援を提供すべきか、どのように行動すべきか、という対応法を身につけるプログラム。

- ・うつ病等の精神疾患は、自殺との関連が深いことから、精神疾患の早期発見、早期支援につなげられるよう、自殺対策に関する理解の促進、人材の育成、区内関係機関との相談機能や支援体制を強化する必要があります。

在宅療養患者の支援

- ・難病患者や呼吸器疾患で長期に療養している公害認定患者等の健康保持、増進のための事業について、患者のニーズに合わせた事業継続が必要です。
- ・また、気管支喘息等アレルギー疾患の患者も増加傾向であるため、発症予防及び健康回復につながる事業を現状に合わせて検討、実施していく必要があります。

(3) 健康安全の確保

健康危機管理体制の強化

- ・区民生活の安全確保に向け、国や都、関係機関と連携して、総合的な健康危機管理対策を構築していく必要があります。
- ・健康危機発生時の迅速な感染症対応を可能とするため、保健所業務ひつ迫時における全庁的な支援体制の構築が必要です。

感染症対策

- ・区民が正しい知識を持って感染症を予防できるよう、あらゆる年代に向けた正確かつ迅速で効果的な方法により、日常の衛生管理意識や予防行動の啓発を進めるとともに、定期予防接種¹²の積極的な接種勧奨を行い接種率の向上を図る必要があります。
- ・平時からのICTの活用により、正確で迅速な感染症対応を進めていく必要があります。

¹² 定期予防接種：予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種のこと。集団予防と個人予防の観点から特に重要と思われる疾病（ポリオ、麻しん、風しん、高齢者インフルエンザなど）が対象となる。それに対し、予防接種法の対象となっていないものを、任意予防接種という。

医療安全の推進と医務薬事

- ・「患者の声相談窓口」を適切に運用し、患者と医療関係者との信頼関係を深める必要があります。また、診療所等の医療機関に対して、医療安全に関する体制整備状況の確認及び情報提供を行い、引き続き施設の医療安全を確保する必要があります。
- ・医薬品等の適正使用、毒物や劇物など化学物質の適切な管理のため、引き続き薬局や販売業者等への監視指導を継続する必要があります。

食品衛生の推進

- ・食品関係事業者のH A C C P¹³に沿った衛生管理の支援を通じて、食品事故防止に努めるよう食品関係事業者の衛生知識を高める必要があります。
- ・食品衛生についての正しい知識の普及啓発のために、様々な機会を通じた情報提供に努めるとともに、区民、食品関係事業者、行政における相互理解に向け、引き続き食の安全性に関するリスクコミュニケーションを深める必要があります。

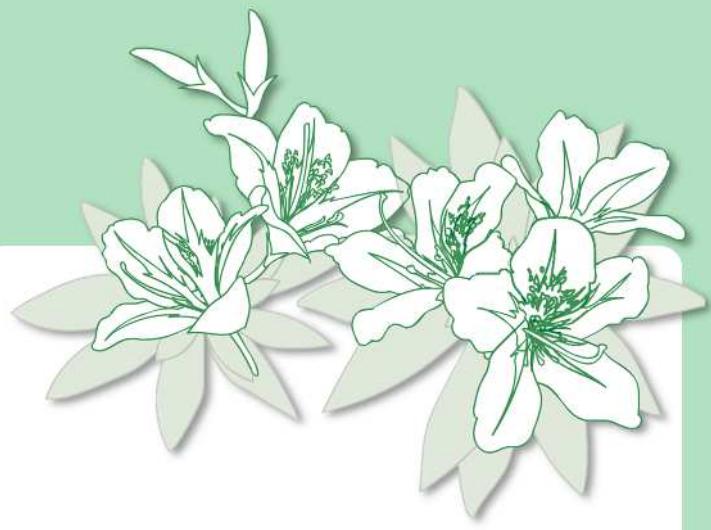
環境衛生の推進

- ・環境衛生関係営業施設等の監視指導と営業者の自主的な衛生管理を推進することにより、衛生的な施設環境の維持向上を図る必要があります。

動物衛生の推進

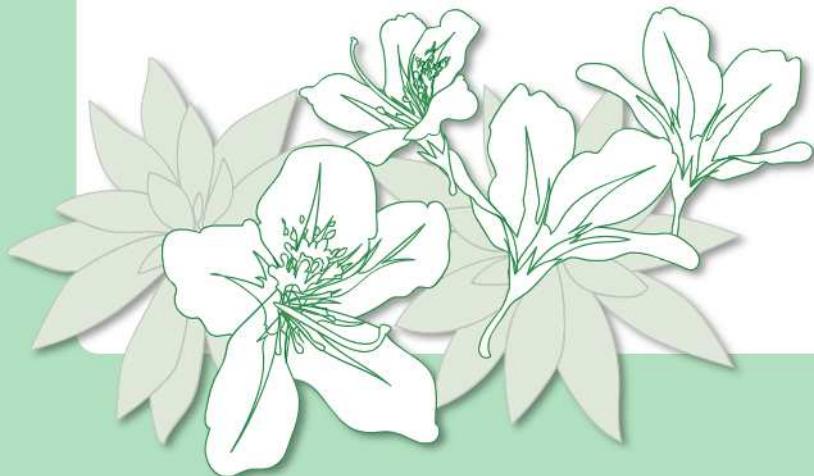
- ・獣医師会や関係団体との連携を強化し、人と動物との共生に向け、地域主体の取組を支援するとともに、予防注射接種の推進等の狂犬病発生予防の啓発、ペット及び飼い主のいない猫の糞尿被害防止に努める必要があります。

13 H A C C P : Hazard Analysis and Critical Control Point の頭文字をとった言葉で、食品の安全を確保するための衛生管理手法のこと。



第 4 章

目標と計画事業



第4章 目標と計画事業

1 主要項目及びその方向性

高齢化の急速な進展、高齢化率のさらなる上昇や、がん、糖尿病などの生活習慣病患者の増加等、保健・医療を取り巻く様々な状況の変化に応じるとともに、新興感染症や再興感染症¹⁴、次なるパンデミックに備え、健康危機にも適切に対応し、区民のだれもが心身ともに健康的に安心して暮らせる地域社会を目指していくため、以下の3つの主要項目に沿って施策を進めています。

(1) 健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、全ての区民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージやライフコースに応じた区民一人ひとりのこころと身体の健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等、健康診査・保健指導の推進、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康、がん等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

適切な睡眠の意義や取り方に対する普及啓発活動や、こころと身体の健康を保つために必要な知識等への理解を深めていくとともに、精神的な不調については、医療機関等専門機関の受診を勧めるなど、必要な支援につなげられる体制を整えます。

女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、こころと身体にも様々な変化が生じるため、世代により注意すべき症状や病気が異なることから、ライフステージの特徴を捉えた健康づくりのポイントを周知・啓発を行います。

生涯にわたり健康で豊かな生活を送るには、歯と口腔の健康の維持・向上が必要であり、歯科健診の受診勧奨や、健康維持のためのさらなる周知・啓発を行います。

¹⁴ 新興感染症・再興感染症：これまで知られていなかった新しい感染症（新型インフルエンザ、エボラ出血熱等）をいい、再興感染症とは、既に克服したと考えられていたにもかかわらず、再び猛威を振るい始めた感染症（結核・デング熱等）をいう。

主要死因のうち3割近くを占める、がんに対する正しい知識の普及啓発や、国の指針に基づく、死亡率減少について科学的根拠のある効果的な検診の実施と検診の受診率向上を図ります。

また、がん患者やその家族等への支援を拡充します。

妊娠・出産・子育て期では、切れ目のない支援の更なる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。また、女性特有の健康問題に対して、包括的に健康づくりを支援します。

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、健康の維持・増進及び健康づくりの支援と、フレイル予防のための活動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

食育については、区民が食を楽しみながら心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、個々に適した自分らしい食生活について普及啓発を行います。

(2) 地域医療の連携と療養支援

医療と介護を必要とする区民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、在宅療養の体制の構築を進めていきます。また、東京都や医療関係団体などと連携し、医療法において定められた「地域医療構想¹⁵」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせるまちの実現を推進します。

大規模災害の発生に備え、区内医療関係団体等と連携し、医療救護所で医療救護活動を行う医師等の名簿を更新するとともに、医師等を対象としたトリアージ研修の実施、災害用医療資器材・医療品の備蓄管理、防災訓練への参加、関係団体間における情報共有手法の確立等を着実に実施することで、災害時の医療救護体制の充実を図ります。

また、在宅人工呼吸器使用者の現状に合わせた災害時個別支援計画の作成を継続するため、関係機関の連携を強化し、支援体制を整えます。

精神保健医療対策は、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）地域の助け合い、教育に関する施策の取組を充実していきます。また、精神疾患は自殺との関連が深いことから、ゲートキーパーの養成など自殺対策と連動した支援体制の整備を推進します。

難病や呼吸器疾患、アレルギー疾患の患者は長期で療養が必要なケースが多いため、患者のニーズに合わせた療養支援体制の充実を図ります。

15 地域医療構想：2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。

(3) 健康安全の確保

諸外国との人流・物流の増加、人獣共通感染症や薬剤耐性菌の増加等を背景に、今後もますます発生リスクが高まる可能性のある新興感染症や再興感染症及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るために迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都及び医療機関等と連携して構築します。

また、感染症予防計画等に基づき、健康危機発生時の全庁的な支援体制の構築や訓練等の実施などにより、有事への備えを強化します。

感染症対策については、適時的確な方法による発生予防のための啓発を推進するとともに、ICTの効果的な活用により、発生時の迅速な対応及びまん延防止に努めます。特に、予防接種は防ぐことができる病気を予防し、命と健康を守っていくために非常に重要な手段であることから、各種定期予防接種の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めます。

また、区民が日常利用する診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物¹⁶など、区民の健康に影響を与える事業者の法令遵守や自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供・支援や監視・指導に努めます。

あわせて、区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行います。

さらに、動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。

16 特定建築物：建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物で、興行場、店舗、事務所、学校等、多数の人が利用する相当程度の規模を有するものをいう。

2 計画の体系

大項目	小項目	計画事業
1 健康づくりの推進	1 健康的な生活習慣の確立	1 健康づくりの普及啓発事業
		2 主体的な健康づくり事業
		3 健康診査・保健指導
		4 糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）
		5 糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）
		6 健康センター事業
		7 一般健康相談（クリニック）
		8 受動喫煙等による健康被害の防止
		9 ヘルスリテラシーの向上
	2 健康的な栄養・食生活の推進	1 妊産婦の栄養・食生活支援
		2 乳幼児の栄養・食生活支援
		3 生活習慣病予防における栄養・食生活支援
	3 こころの健康づくりの推進	1 広報・啓発活動
		2 精神保健講演会（睡眠・休養）
		3 精神保健相談
	4 女性の健康づくりの推進	1 骨粗しょう症健康診査
		2 ヘルスリテラシーの向上 <1-1-9再掲>
		3 広報・啓発活動 <1-3-1再掲>
		4 広報・講演会等開催 <1-6-1再掲>
		5 各種がん検診 <1-6-3再掲>
	5 歯と口腔の健康づくりの推進	1 乳幼児期の歯と口腔の健康づくり
		2 保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策
		3 歯周疾患検診
		4 妊娠期の歯と口腔の健康づくり
		5 高齢者の口腔機能向上教室
		6 障害者歯科診療事業
		7 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
		8 歯科保健教育

【計画事業の表記について】

他の分野別計画で主に実施している事業は、
計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
高：高齢者・介護保険事業計画 障：障害者・児計画

凡例

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
(P 8 「進行管理対象事業」を参照)

大項目	小項目	計画事業
1 健康づくりの推進	6 がん対策の推進	1 広報・講演会等開催
		2 区立小・中学校「がん教育」
		3 各種がん検診
		4 がん検診要精密検査勧奨及び結果把握
		5 医療相談 <3-3-1再掲>
		6 がん患者支援
	7 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	1 ぶんきょうハッピーベイビー応援事業
		2 不妊治療に係る支援
		3 妊婦全数面接（ネウボラ面接）
		4 妊婦健康診査
		5 母子・家庭の健康、子育て相談（ネウボラ相談）
		6 母親学級・両親学級
		7 産前産後ケア事業
		8 宿泊型ショートステイ
		9 乳児家庭全戸訪問事業
		10 乳幼児健康診査
		11 発達健康診査
		12 アレルギー相談
		13 パースデイサポート事業
		14 多胎児家庭支援事業
		15 乳幼児家庭支援保健事業
	8 高齢者の健康づくり	1 一般健康相談（クリニック） <1-1-7再掲>
		2 健康診査・保健指導 <1-1-3再掲>
		3 後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）
		4 後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）
		5 高齢者向けスポーツ教室 高3-1-3
		6 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援 高3-1-5
		7 短期集中予防サービス 高3-2-1
		8 介護予防把握事業 高3-2-2
		9 介護予防普及啓発事業 高3-2-3
		10 介護予防ボランティア指導者等養成事業 高3-2-4
		11 文の京フレイル予防プロジェクト 高3-2-5
	9 食育の推進（文京区食育推進計画）	1 食育普及

大項目	小項目	計画事業	
2 地域医療の連携と療養支援	1 地域医療連携の推進	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
		2	在宅医療・介護連携推進事業 高1-2-2
		3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着 高1-2-3
		4	休日医療の確保
		5	認知症相談 高1-3-7
		6	認知症ケアパスの普及啓発 高1-3-3
		7	認知症サポート医・かかりつけ医との連携 高1-3-6
		8	認知症初期集中支援推進事業 高1-3-8
	2 災害時医療の確保	1	災害用医療資材・医薬品の更新
		2	医師等の区防災訓練への参加
		3	医師等対象の区トリアージ研修の実施
		4	災害医療運営連絡会の開催
		5	在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援
		6	災害時個別支援計画関係者連絡会の実施

大項目	小項目	計画事業
2 地域医療の連携と療養支援	3 精神保健 医療対策	1 計画相談支援 障2-1-2
		2 地域安心生活支援事業 障2-1-10
		3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 障1-4-3
		4 精神障害者の地域定着支援体制の強化 障1-4-4
		5 地域生活安定化支援事業 障1-1-18
		6 地域移行支援 障1-4-5
		7 地域定着支援 障1-4-6
		8 退院後支援事業 障1-4-7
		9 グループホームの拡充 障1-3-1
		10 自立支援医療 障1-6-1
		11 福祉手当の支給 障1-7-1
		12 精神障害回復途上者デイケア事業 障1-5-1
		13 自殺対策推進に係る連携会議の開催
		14 ゲートキーパー養成研修の実施
		15 自殺対策の普及啓発事業の充実
4 在宅療養 患者等の 支援	4 在宅療養 患者等の 支援	1 難病患者等への療養支援
		2 木よう体操教室 (旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室) 障1-5-4
		3 医療的ケア児支援体制の構築 障4-2-3
		4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置 障4-2-4
		5 医療的ケア児在宅レスパイト事業 障4-2-8
		6 公害認定患者等への療養支援
		7 アレルギー疾患患者等への療養支援
		8 アレルギー相談 <1-7-12再掲>

大項目	小項目	計画事業	
3 健康安全の確保	1 健康危機管理体制の強化	1	健康危機管理体制の強化
		2	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議
		3	感染症有事対応研修・訓練
	2 感染症対策	1	感染症積極的疫学調査
		2	I C T を活用した感染症対応
		3	結核患者医療費公費負担
		4	結核患者定期病状調査
		5	結核患者服薬支援
		6	H I V・性感染症予防普及啓発イベントの実施
		7	H I V抗体検査
		8	定期予防接種の勧奨
		9	任意予防接種の費用助成
	3 医療安全の推進と医務薬事	1	医療相談
		2	医療施設への立入検査
		3	薬局等薬事衛生関係施設への監視指導
		4	医薬品・家庭用品の検体検査
		5	薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会
	4 食品衛生の推進	1	食品衛生監視指導
		2	食の安全を確保するための情報共有事業
		3	H A C C P に沿った衛生管理の支援
	5 環境衛生の推進	1	環境衛生講習会
		2	営業施設の一斉監視指導
		3	特定建築物の立入検査
	6 動物衛生の推進	1	狂犬病予防事業
		2	動物の適正飼養の普及・啓発事業
		3	飼い主のいない猫対策事業

3 計画事業

(1) 健康づくりの推進

1 - 1 健康的な生活習慣の確立

すべての区民の健康的な生活習慣の確立と、生涯を通じた健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等の一次予防に重点を置いた対策と、休養、飲酒、喫煙等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
適正体重（BMI 18.5～25.0未満）の人の増加		
20～69歳男性	65.3%	70.3%
20～69歳女性	68.9%	73.9%
40歳代・50歳代男性の肥満（BMI 25.0以上）の減少		
40～59歳男性	26.9%	21.9%
30歳代女性のやせ（BMI 18.5未満）の減少		
30～39歳女性	17.2%	12.2%
肥満傾向にある子ども（肥満度20%以上）の減少 従来は学校保健統計調査における肥満傾向の数値を基準としていましたが、 今回から全国体力・運動能力、運動習慣等調査における肥満度を基準としています。		
小学5年男子	12.1%	0%に近づける
小学5年女子	5.5%	0%に近づける
運動習慣を持つ人の増加		
20～64歳男性	48.8%	53.8%
20～64歳女性	42.5%	47.5%
喫煙率の低下		
	8.1%	減らす
乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下		
	9.2%	0%に近づける
飲酒をする人の内、多量飲酒者(週5日以上1日3合以上飲酒する人)の割合の減少		
男性	9.6%	減らす
女性	1.0%	減らす

【計画事業】

事業名	1 - 1 - 1 健康づくりの普及啓発事業
事業概要	健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病予防や健康づくりの情報等を提供する「文の京いきいき健康づくり展」(仮)を開催します。会場では、運動・活動量を増やす体験や生活習慣病予防に役立つパンフレットの配布、レシピの展示を行い、ご自身や周りの大切な方々の健康について考え、行動変容への契機とします。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 1 - 2 主体的な健康づくり事業
事業概要	生活習慣の改善や運動習慣の定着を希望する区民を対象に、運動・活動量を増やすための健康づくり教室を行います。また、生活習慣病予防に効果的な教室において、主体的な健康づくりのための講習会を開催します。
担当	保健サービスセンター

進行管理対象事業

事業名	1 - 1 - 3 健康診査・保健指導		
事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。		
担当	健康推進課、国保年金課		
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標	
	特定健康診査受診率	43.5%	47.8%
	特定保健指導実施率(終了率)	14.5%	19.2%

特定健康診査・特定保健指導は、令和6年度からの文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき継続実施。

事業名	1 - 1 - 4 糖尿病性腎症重症化予防事業(受診勧奨)		
事業概要	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、医療機関未受診及び受診中断者に受診勧奨通知の送付を行い、早期の受診を促します。		
担当	国保年金課		

糖尿病性腎症重症化予防事業(受診勧奨)は、令和6年度からの文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき実施。

第4章 目標と計画事業

事業名	1 - 1 - 5 糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）
事業概要	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、服薬があるにも関わらず血糖値のコントロール不良となっている者に対し、生活習慣改善・服薬指導を行う。
担当	国保年金課

糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）は、令和6年度からの文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき実施。

事業名	1 - 1 - 6 健康センター事業
事業概要	区民の健康回復、保持・増進のために、運動・栄養など生活全般にわたる指導を行います。また、日常的に運動ができる機会と場を提供します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 1 - 7 一般健康相談（クリニック）
事業概要	相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 1 - 8 受動喫煙等による健康被害の防止
事業概要	望まない受動喫煙を生じさせないための環境整備を促進し、区民の健康に及ぼす悪影響を未然に防止するため、法や都条例に基づく指導・啓発を行います。
担当	健康推進課

事業名	1 - 1 - 9 ヘルスリテラシーの向上
事業概要	健康無関心層への働きかけや正しい健康情報の発信等、健やかな生活習慣を形成する契機となる取組を行います。区報・ホームページやポスター・リーフレット配布及び啓発イベント等により、たばこ・アルコール等が、がん・循環器病・糖尿病・COPD等の生活習慣病に及ぼす影響について啓発します。
担当	健康推進課

1 - 2 健康的な栄養・食生活の推進

すべての区民が望ましい食習慣を身につけ、健康的な生活を実践できるよう、ライフステージに応じた栄養・食生活の正しい知識の普及と定着を推進します。

【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
食生活に気を付けている人の増加	76.0%	増やす
1日3回規則正しく食べる人の増加	55.3%	58.3%
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加	39.9%	42.9%
野菜を食べる人の増加		
男性	35.3%	40.3%
女性	48.1%	53.1%
朝食を毎日食べる人の増加		
20～29歳男性	36.8%	41.8%
20～29歳女性	47.2%	52.2%

【 計画事業 】

事業名	1 - 2 - 1 妊産婦の栄養・食生活支援
事業概要	バランスのとれた食事、妊娠期に特に留意したい食品・栄養素について理解を深めることができるよう、母親学級や調理実演を取り入れた講習会を実施します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 2 - 2 乳幼児の栄養・食生活支援
事業概要	離乳期から幼児期までの子どもの発達に合わせた適切な食生活を実践できるよう、乳幼児健診や来所・電話等で相談できる体制を整えます。さらに理解を深め、家庭において実践できるよう、調理実演を取り入れた講習会を実施します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 2 - 3 生活習慣病予防における栄養・食生活支援
事業概要	生活習慣病予防を目的に、テーマを設けて調理実演を取り入れた講習会を実施します。特に、若年層に対する講習会を充実させ、早期からの生活習慣の改善につなげます。
担当	保健サービスセンター

1 - 3 こころの健康づくりの推進

心身の健康の保持・増進には、適切な睡眠をとることやストレスと上手に付き合うことなどが大切なため、休養やこころの健康づくりへの関心や理解を深めるために、正しい知識の普及啓発の充実を図ります。また、睡眠障害やこころの不調がある方には、専門機関等への相談や医療機関の受診について情報提供を行います。

【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
睡眠による休養が十分とれていない人の減少	26.3%	21.3%
ストレスを感じている人の減少	67.1%	62.1%
ストレスを解消できている人の増加	63.7%	68.7%

【計画事業】

事業名	1 - 3 - 1 広報・啓発活動
事業概要	区報・ホームページ等を通じ、適切な睡眠の意義やとり方、ストレスとの上手なつき合い方等について普及啓発を行います。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 3 - 2 精神保健講演会（睡眠・休養）
事業概要	心と体の健康を保つために必要な知識や、疾病の予防及び対処方法等について理解を深めます。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 3 - 3 精神保健相談
事業概要	精神的な問題を抱える当事者や家族の相談に精神科医が応じます。
担当	保健サービスセンター

1 - 4 女性の健康づくりの推進

女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、その影響でこころと身体に様々な変化が生じます。そのため、世代によって注意したい症状や病気も異なります。また、仕事、結婚、育児などライフスタイルも多岐にわたります。各ライフステージの特徴に応じた健康づくりのポイントを知り、充実した日々を過ごせるよう支援します。

【 計画事業 】

事業名	1 - 4 - 1 骨粗しょう症健康診査
事業概要	高齢者の寝たきりの原因の一つとなる骨粗しょう症の予防と早期発見・治療のために、20歳から70歳までで5歳ごとの節目に当たる女性を対象として健康診査を実施します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 4 - 2 ヘルスリテラシーの向上 < 1 - 1 - 9 再掲 >
事業概要	健康無関心層への働きかけや正しい健康情報の発信等、健やかな生活習慣を形成する契機となる取組を行います。区報・ホームページやポスター・リーフレット配布及び啓発イベント等により、たばこ・アルコール等が、がん・循環器病・糖尿病・COPD等の生活習慣病に及ぼす影響について啓発します。
担当	健康推進課

事業名	1 - 4 - 3 広報・啓発活動 < 1 - 3 - 1 再掲 >
事業概要	区報・ホームページ等を通じ、適切な睡眠の意義やとり方、ストレスとの上手なつき合い方等について普及啓発を行います。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 4 - 4 広報・講演会等開催 < 1 - 6 - 1 再掲 >
事業概要	区報・ホームページ等を通じ、ピンクリボンキャンペーン・がん征圧月間・相談機関等の周知を図ります。がんに関する講演会または啓発イベント等を開催し、がんについての正しい知識の普及啓発及びがんリスクに影響する生活習慣の意識向上に努めます。また、検診など様々な機会を活かした啓発にも努めます。
担当	健康推進課

進行管理対象事業

事業名	1 - 4 - 5 各種がん検診 < 1 - 6 - 3 再掲 >	
事業概要	胃がん(男女) 大腸がん(男女) 肺がん(男女) 子宮がん(女) 及び乳がん(女) 検診を実施します。	
担当	健康推進課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	胃がん(男女) 検診 受診率 15.1%	60%
	大腸がん(男女) 検診 受診率 26.6%	60%
	肺がん(男女) 検診 受診率 28.6%	60%
	子宮がん(女) 検診 受診率 41.1%	60%
	乳がん(女) 検診 受診率 39.1%	60%

受診率については、平成28年度より国報告においては、住民全体を対象者とすることに変更されたが、本計画においては、都において採用されている対象人口率を用いて算出している。

1 - 5 歯と口腔の健康づくりの推進

生涯にわたり健康で豊かな生活に必要な歯と口腔の健康を維持・向上するために、各ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりの支援を行います。

【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
3歳児で4本以上のむし歯のある歯を有する児の割合	0.6%	0.0%
12歳児でむし歯のない児の増加	77.8%	82.0%
40歳以上における歯周炎を有する人の減少	51.6%	40.0%
60歳以上における歯周炎を有する人の減少	60.0%	55.0%
60歳以上で24歯以上の自分の歯を有する人の増加	88.2%	93.0%
40歳以上で喪失歯のない人の増加	67.7%	73.0%
50歳以上における咀嚼良好者の増加	85.8%	増やす
定期的に歯科健診を受ける人の増加	50.0%	95.0%
丁寧に歯を磨く（1日2回以上磨く・清掃補助用具を使う）人の増加	46.8%	増やす
8020運動についての認知度の増加	49.4%	増やす
口腔機能低下についての認知度の増加	28.2%	増やす
全身疾患とむし歯や歯周病の関連性についての認知度の増加	58.2%	増やす

【計画事業】

事業名	1 - 5 - 1 乳幼児期の歯と口腔の健康づくり
事業概要	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科保健相談において歯科健康診査及び保健指導を行います。希望者には、歯科医師の指示のもと、フッ化物歯面塗布を行い、むし歯予防対策を実施します。また、母子グループ等でも、歯が生えて間もない時期から各月齢に応じた歯と口腔の健康づくりを啓発し、口腔機能の健やかな成長の支援を行います。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 5 - 2 保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策
事業概要	認可保育園、幼稚園及び小・中学校では、健康保持を目的として、定期的に歯科健康診査及び歯科衛生指導を実施します。また、「歯と口腔の健康」についての啓発を進めるため、歯と口の健康週間に幼稚園及び小・中学校において、よい歯の個人表彰、図画・ポスター表彰、よい歯のバッチ贈呈等を行います。
担当	幼児保育課、学務課、保健サービスセンター

進行管理対象事業

事業名	1 - 5 - 3 歯周疾患検診	
事業概要	全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、20歳から81歳までの基本的に5歳刻みの方を対象に歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。	
担当	健康推進課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	受診率 11.5%	13.0%

事業名	1 - 5 - 4 妊娠期の歯と口腔の健康づくり	
事業概要	妊娠を対象に妊娠歯周疾患検診を実施し、妊娠中にかかりやすい歯周疾患を早期に発見し、胎児の健やかな成長と母体の健康の維持を図ります。また、母親学級では妊娠中の歯と口腔の健康について歯科衛生教育を行います。	
担当	健康推進課、保健サービスセンター	

第4章 目標と計画事業

事業名	1 - 5 - 5 高齢者の口腔機能向上教室
事業概要	65歳以上の高齢者を対象に、いつまでも自身の歯や口腔でよく噛んで食べることができるようオーラルフレイル予防の観点から口腔機能向上教室を実施します。
担当	保健サービスセンター
事業名	1 - 5 - 6 障害者歯科診療事業
事業概要	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。
担当	健康推進課
事業名	1 - 5 - 7 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
事業概要	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。
担当	健康推進課
事業名	1 - 5 - 8 歯科保健教育
事業概要	歯や口腔の健康づくりについて、ライフステージに応じて正しい情報を提供し、歯と口腔の健康に関する意識向上と啓発を図ります。
担当	保健サービスセンター

1 - 6 がん対策の推進

がんは死因の第1位で主要死因別死亡の3割近くを占めるため、がんに関する正しい知識の普及啓発、国の指針に基づく科学的根拠のある効果的な検診の実施と受診率の向上を図ります。また、がんになっても安心して地域生活を送ることができるよう、がん患者や家族に対する相談や情報提供を行います。

【 計画事業 】

事業名	1 - 6 - 1 広報・講演会等開催
事業概要	区報・ホームページ等を通じ、ピンクリボンキャンペーン・がん征圧月間・相談機関等の周知を図ります。がんに関する講演会または啓発イベント等を開催し、がんについての正しい知識の普及啓発及びがんリスクに影響する生活習慣の意識向上に努めます。また、検診など様々な機会を活かした啓発にも努めます。
担当	健康推進課

事業名	1 - 6 - 2 区立小・中学校「がん教育」
事業概要	区立小・中学校を対象に、地域にある医療機関と連携した外部講師による出前授業を実施することにより、がんについての正しい知識や自他の健康と命の大切さを学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質・能力の育成を図ります。
担当	教育センター

進行管理対象事業

事業名	1 - 6 - 3 各種がん検診	
事業概要	胃がん（男女）大腸がん（男女）肺がん（男女）子宮がん（女）及び乳がん（女）検診を実施します。	
担当	健康推進課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	胃がん（男女）検診 受診率 15.1%	60%
	大腸がん（男女）検診 受診率 26.6%	60%
	肺がん（男女）検診 受診率 28.6%	60%
	子宮がん（女）検診 受診率 41.1%	60%
	乳がん（女）検診 受診率 39.1%	60%

受診率については、平成28年度より国報告においては、住民全体を対象者とすることに変更されたが、本計画においては、都において採用されている対象人口率を用いて算出している。

第4章 目標と計画事業

事業名	1 - 6 - 4 がん検診要精密検査勧奨及び結果把握
事業概要	検診結果が要精密検査となった方に対し、受診勧奨及び結果把握を行います。
担当	健康推進課

事業名	1 - 6 - 5 医療相談 <3 - 3 - 1 再掲>
事業概要	患者やその家族から区内の診療所等についての相談に応じ、自ら解決するための助言等を行うため、専任看護師が相談に応じる「患者の声相談窓口」を開設します。
担当	生活衛生課

事業名	1 - 6 - 6 がん患者支援
事業概要	患者やその家族の地域生活に必要な情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。また、がん患者へのアピアランスケア支援を行い、心理的及び経済的負担の軽減を図り、就労や社会参加等の地域生活を支援します。
担当	健康推進課

1 - 7 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・子育てに臨めるよう、妊産婦及び乳幼児の実情を継続的に把握し、必要な情報提供や助言を行うことで、妊産婦等子育て家庭を支えます。また、関係機関との連携体制を強化し、包括的な支援体制を構築します。

【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
妊婦の喫煙の防止	0.2%	0.0%
妊娠中の飲酒の防止	0.5%	0.0%

【計画事業】

事業名	1 - 7 - 1 ぶんきょうハッピーベイビー応援事業
事業概要	子どもを望むすべての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、ぶんきょうハッピーベイビー応援事業を実施します。
担当	健康推進課

事業名	1 - 7 - 2 不妊治療に係る支援 新
事業概要	子どもを持つことを希望し、不妊治療を行う区民を支援するため、不妊治療費（先進医療）助成、男性不妊検査費助成などを行い、また、不妊に関する相談事業を実施します。
担当	健康推進課

進行管理対象事業

事業名	1 - 7 - 3 妊婦全数面接（ネウボラ面接）	
事業概要	保健師等専門職が、すべての妊婦に対し面接を行い、妊娠中の不安の軽減、出産に向けた準備を案内するとともに、支援を要する家庭を把握し、関係機関と連携して適切な支援を行います。	
担当	保健サービスセンター	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	受診率 86.1%	91.0%

第4章 目標と計画事業

事業名	1 - 7 - 4 妊婦健康診査
事業概要	妊娠届提出時に健康診査受診票を配付し、委託する都内医療機関で一般健診（14回）と超音波検査（4回）子宮頸がん検診（1回）の助成を行います。里帰り出産等都外施設や助産院で受診した場合には、償還払いにより助成します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 7 - 5 母子・家庭の健康、子育て相談(ネウボラ相談) 新
事業概要	産前・産後を通じ、母子・家族の健康、子育て相談に母子保健コーディネーターとして保健師や助産師が相談を受け、継続して支援を行います。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 7 - 6 母親学級・両親学級
事業概要	妊娠及びパートナー等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、親となる準備を支援し、仲間づくりを促進します。
担当	保健サービスセンター

事業名	1 - 7 - 7 産前産後ケア事業
事業概要	妊娠中や出産直後の母子に対し、心身ケアや育児のサポート等きめ細かい支援や妊娠時あるいは出産後早期にかかりつけ医が確保できるよう（ペリネイタルビギット）情報提供や医療機関等と連携することで、産後も安心して子育てができる包括的な支援を行います。
担当	保健サービスセンター、健康推進課

事業名	1 - 7 - 8 宿泊型ショートステイ
事業概要	産後4か月未満で、体調不良や育児による疲れがあり、自宅に帰っても十分なサポートを受けることが難しい方等を対象とした宿泊型ショートステイを行います。
担当	保健サービスセンター

進行管理対象事業

事業名	1 - 7 - 9 乳児家庭全戸訪問事業	
事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を継続し、関係機関と連携して適切な支援を行います。	
担当	保健サービスセンター	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	訪問率 83.0%	90.0%

進行管理対象事業

事業名	1 - 7 - 10 乳幼児健康診査	
事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。	
担当	保健サービスセンター	
実績と 計画内容		令和4年度実績
	4か月児健診受診率	94.7%
	1歳6か月児健診受診率	95.6%
	3歳児健診受診率	96.5%
		令和11年度目標
		98%
		96%
		98%

事業名 1 - 7 - 11 発達健康診査

事業名	1 - 7 - 11 発達健康診査
事業概要	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。
担当	保健サービスセンター

事業名 1 - 7 - 12 アレルギー相談

事業名	1 - 7 - 12 アレルギー相談
事業概要	15歳未満で小児ぜん息や湿疹等アレルギー症状のある乳幼児及び小児に対し、専門医の診察に基づき適切な生活指導や栄養指導を行い、発症予防及び健康の回復を図ります。
担当	保健サービスセンター

第4章 目標と計画事業

事業名	1 - 7 - 13 バースデイサポート事業 新
事業概要	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環であるバースデイサポート事業として、1歳を迎える子どもを育てる家庭の子育てを応援するため、アンケートの回答者に対して育児パッケージと、とうきょう子育て応援ブックなどを配付します。
担当	保健サービスセンター
事業名	1 - 7 - 14 多胎児家庭支援事業 新
事業概要	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環である多胎児家庭支援事業として、3歳未満の多胎児がいる世帯に対し、乳幼児健診等の母子保健事業等を利用する際にタクシー移動に使用できる商品券を配付します。また、多胎児の保護者や多胎児を妊娠中の方を対象に、講演会の開催や地域での仲間づくり、情報交換・交流を目的とした支援活動を行っています。
担当	保健サービスセンター
事業名	1 - 7 - 15 乳幼児家庭支援保健事業
事業概要	育児不安や育児ストレスを抱え、支援が必要な養育者に対し、個別相談やグループ支援を継続的に行い、虐待の発生を予防します。講演会等で広く乳幼児の発達や育児に関する知識を啓発することで、養育者の不安や心配の解消を図ります。
担当	保健サービスセンター

1 - 8 高齢者の健康づくり

高齢になっても健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいをもって生活できるよう、健康相談や健康診査などの高齢者の健康維持・増進につながる取組や、生活機能の維持・向上を図る介護予防のための取組を推進します。また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施の一環として、高齢者の医療・健診・介護等のデータを活用し、高齢者が抱える健康課題を整理・分析した上で適切な取組を進め、高齢者的心身の多様な課題に対応していきます。

【 計画事業 】

事業名	1 - 8 - 1 一般健康相談（クリニック） < 1 - 1 - 7 再掲 >
事業概要	相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。
担当	保健サービスセンター

進行管理対象事業

事業名	1 - 8 - 2 健康診査・保健指導 < 1 - 1 - 3 再掲 >	
事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。	
担当	健康推進課、国保年金課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	特定健康診査受診率 43.5%	47.8%
	特定保健指導実施率（終了率）14.5%	19.2%

特定健康診査・特定保健指導は、令和6年度からの文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき継続実施。

事業名	1 - 8 - 3 後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨）	
事業概要	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、医療機関未受診及び受診中断者に受診勧奨通知の送付を行い、早期の受診を促します。	
担当	国保年金課	

第4章 目標と計画事業

事業名	1 - 8 - 4 後期高齢者糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）
事業概要	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、服薬があるにも関わらず血糖値のコントロール不良となっている者に対し、生活習慣改善・服薬指導を行う。
担当	国保年金課

事業名	1 - 8 - 5 高齢者向けスポーツ教室【高3 - 1 - 3】
事業概要	60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳+健康体操教室を実施します。
担当	スポーツ振興課

事業名	1 - 8 - 6 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援【高3 - 1 - 5】
事業概要	ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行っていきます。このような、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

事業名	1 - 8 - 7 短期集中予防サービス【高3 - 2 - 1】
事業概要	生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施します。
担当	高齢福祉課

事業名	1 - 8 - 8 介護予防把握事業【高3 - 2 - 2】
事業概要	介護認定を受けていない75歳以上85歳以下のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とします。
担当	高齢福祉課

事業名	1 - 8 - 9 介護予防普及啓発事業【高3 - 2 - 3】
事業概要	文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。
担当	高齢福祉課
事業名	1 - 8 - 10 介護予防ボランティア指導者等養成事業【高3 - 2 - 4】
事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。
担当	高齢福祉課
事業名	1 - 8 - 11 文の京フレイル予防プロジェクト【高3 - 2 - 5】
事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。
担当	高齢福祉課

1 - 9 食育の推進（文京区食育推進計画）

健康的な食生活の実践により、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、平成17年に食育基本法が制定されました。また、食育を総合的・計画的に推進するため、同法に基づき平成18年に食育推進基本計画が策定されました。策定後は5年毎（平成23年、28年、令和3年）に見直しが行われ、現在第4次計画が推進されています。第4次計画では、これまでの15年間の取組による成果と、社会環境の変化の中で明らかになった新たな状況や課題を踏まえ、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進が重点事項となっています。本区では、国の策定した食育推進計画の内容をふまえ、関係機関と連携をとりながら区食育推進計画を策定しています。

本区において令和4年度に実施した健康に関するニーズ調査の結果からは、若年層の朝食の欠食、生活習慣病予防と健康づくりが課題と考えられます。

朝食は、10歳代～30歳代の若年層ほど欠食する傾向があります。小学生や中学生にも欠食する者が一定数いることから、子どもの頃から朝食をとる習慣を身につけ、大人になっても継続することができるよう、子どもとその親世代に対して望ましい食習慣について啓発し、支援していくことが必要です。

生活習慣病関連では、メタボリックシンドロームを判定する基準であるBMI 25.0以上の肥満である者は、50～60歳代男性に多くなっています。一方、BMI 18.5未満のやせの者は、女性全体で約15%を占めています。やせについては、将来の妊娠・出産を控えた若年層は低出生体重児を出産するリスクとの関連から、また、高齢者は健康寿命の延伸や介護予防の視点から、「低栄養」「栄養欠乏」の問題の重要性が高まっています。

また、中食¹⁷や外食の利用がひろがる社会環境の一方、ニーズ調査では家庭で調理する頻度が増加していることから、多様な個々の食習慣やライフスタイルに合わせた啓発及び食環境整備を行う必要があります。適正体重を維持し、生活習慣病の予防及び改善につながる健康的な食生活を実践できるよう、主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスに優れた日本型食生活をはじめ、野菜摂取量の増加や食塩摂取量の低減など、食に関する興味と意識の向上を図ります。そして、これらを着実に実施し、効果的な情報発信を行うため、デジタルツールの活用を推進してまいります。

17 中食：惣菜や弁当などの調理された食品を用いて家庭でする食事。また、その食品のこと。

「文京区食育推進計画」では、区民一人ひとりがさらに食に興味をもち、食に関する意識を高め、生涯にわたって健全な心身を培うことができるよう、食育の推進に取り組んでいます。区立保育園では、「文京区立保育園食育年間計画」「年齢別食育の進め方」に基づき子どもの発育・発達に応じた食育を進めています。また、区立小・中学校では、「文京区立小・中学校食育推進計画」に基づき児童・生徒への食育を進めています。

今後も、区民・家庭、保育園・学校、事業者、地域団体、行政がそれぞれ食の担い手として協働し、食育目標「区民が食を楽しみながら心身ともに健康で豊かな生活を送ること」を掲げ、ライフステージに応じた自分らしい食生活及び健康づくりを実践できるよう取組を進めてまいります。

【取組のポイント】

食と健康づくり

生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活を実践できるよう、食に関する興味と意識の向上を図るとともに、健康づくりを視点とした食環境整備を行います。

食を通じたコミュニケーション

講習会の修了者や区内在住栄養士を中心とした食育サポーターを育成し、地域の食育活動を推進します。

食を大切にする心

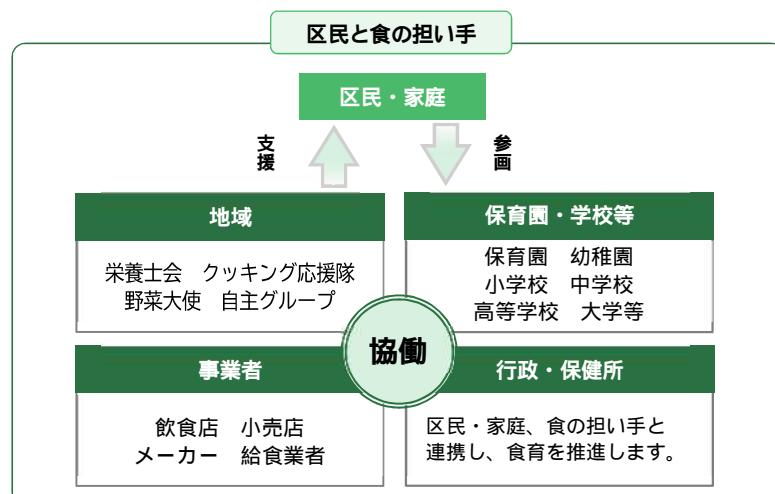
食に関する様々な体験活動を通して、自然の恩恵や食に関する人々への感謝の念と理解を深め、食糧問題や環境への関心を高めます。

食の安全

区民一人ひとりが食の安全や食品表示に関する知識理解を深め、食品を選択する能力の向上を目指します。

文京区の食育目標

区民が食を楽しみながら心身ともに健康で豊かな生活を送ること



【行動目標】

	ベースライン (令和4年度)	目標 (令和10年度)
食育についての認知度の増加		
	53.7%	57.7%
食に関して次のことが重要だと思う人の増加		
食を通じたコミュニケーション	39.9%	増やす
食事に関するマナーや作法を身につける	31.4%	増やす
食文化の継承	25.3%	増やす
1日3回規則正しく食べる人の増加 <1-2再掲>		
	55.3%	58.3%
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加 <1-2再掲>		
	39.9%	42.9%
野菜を食べる人の増加 <1-2再掲>		
男性	35.3%	40.3%
女性	48.1%	53.1%
朝食を毎日食べる人の増加 <1-2再掲>		
20~29歳男性	36.8%	41.8%
20~29歳女性	47.2%	52.2%
朝食を毎日食べる人の増加		
区立小学校5年生	87.2%	100%に近づける
区立中学校2年生	78.5%	100%に近づける

【計画事業】

事業名	1-9-1 食育普及
事業概要	望ましい食生活について理解を深め、実践していくことができるよう、講座やイベント等を通して情報発信を行います。また、区とともに食育を推進していく食育サポーターを養成します。
担当	健康推進課

(2) 地域医療の連携と療養支援

2-1 地域医療連携の推進

区民が適切に医療及び介護サービスを利用できるよう情報提供に努めるとともに、地域医療連携推進協議会・検討部会では、在宅医療の推進等について、区の実情や国等の動向を踏まえた検討を進め、地域の医療・介護関係者の連携を強化していきます。

【計画事業】

進行管理対象事業

事業名	2-1-1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営	
事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会などで構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。	
担当	健康推進課、高齢福祉課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	地域医療連携推進協議会 1回開催	地域医療連携推進協議会 1回開催
実績と 計画内容	検討部会 ・高齢者・障害者口腔保健医療 検討部会 1回開催 ・小児初期救急医療検討部会 1回開催 ・在宅医療検討部会 2回開催	検討部会 ・高齢者・障害者口腔保健医療 検討部会 1回開催 ・小児初期救急医療検討部会 1回開催 ・在宅医療検討部会 2回開催

事業名	2-1-2 在宅医療・介護連携推進事業【高1-2-2】
事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。
担当	高齢福祉課

第4章 目標と計画事業

事業名	2 - 1 - 3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着 【高1 - 2 - 3】
事業概要	地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。
担当	高齢福祉課
事業名	2 - 1 - 4 休日医療の確保
事業概要	内科・小児科は、地区医師会当番医により昼間・準夜間の、歯科は地区歯科医師会当番医により昼間の日曜・祝日・ゴールデンウィーク・年末年始における診療体制を確保します。また、休日診療の処方せんに応需する薬局を確保します。
担当	健康推進課
事業名	2 - 1 - 5 認知症相談【高1 - 3 - 7】
事業概要	認知症の早期発見・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を整備します。
担当	高齢福祉課
事業名	2 - 1 - 6 認知症ケアパスの普及啓発【高1 - 3 - 3】
事業概要	認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図ります。 また、認知症になっても、日常生活上の工夫があれば、自分らしい生活が続けられることを周知するため、認知症に寄り添う機器展（認P A K U）を実施します。
担当	高齢福祉課
事業名	2 - 1 - 7 認知症サポート医・かかりつけ医との連携【高1 - 3 - 6】
事業概要	区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。
担当	高齢福祉課

事業名	2 - 1 - 8 認知症初期集中支援推進事業【高1 - 3 - 8】
事業概要	複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。
担当	高齢福祉課

2 - 2 災害時医療の確保

大規模災害の発生に備え、区内避難所に設置する医療救護所に参集する医療従事者を確保し、備蓄している医療資材・医薬品の更新等を行うとともに、医療救護活動を円滑に行うための取組を推進します。また、在宅人工呼吸器使用者の現状に合わせた災害時個別支援計画の作成を継続するため、関係機関の連携を強化します。

【 計画事業 】

進行管理対象事業

事業名	2 - 2 - 1 災害用医療資材・医薬品の更新	
事業概要	災害用に備蓄している医療資材・医薬品の更新等を関係団体と連携して行います。	
担当	生活委衛生課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	医療資材の更新・新規購入	医療資材の更新・品目の見直し
	医薬品の更新・新規購入	医薬品の更新・品目の見直し

事業名	2 - 2 - 2 医師等の区防災訓練への参加
事業概要	防災課が実施する避難所総合訓練に、各避難所の医療救護所に参集する地区医師会等の医師等が参加します。
担当	生活衛生課

事業名	2 - 2 - 3 医師等対象の区トリアージ研修の実施
事業概要	医療救護所での活動を円滑に行うため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会を対象にトリアージに関する研修を実施します。
担当	生活衛生課

事業名	2 - 2 - 4 災害医療運営連絡会の開催
事業概要	医療関係機関と災害時医療体制の整備に関する協議を行うための連絡会を開催します。
担当	生活衛生課

進行管理対象事業

事業名	2 - 2 - 5 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援	
事業概要	在宅人工呼吸器使用者に対し、災害時に備え、対象者の状況に応じた具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画の作成を進めます。	
担当	予防対策課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	計画の新規作成及びモニタリングの実施	計画の新規作成及びモニタリングの実施

事業名	2 - 2 - 6 災害時個別支援計画関係者連絡会の実施	
事業概要	関係機関に個別支援計画作成の目的や必要性等を周知し、対象者の把握や課題の共有を図ります。	
担当	予防対策課	

2 - 3 精神保健医療対策

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者や家族等を取り巻く様々な環境を考慮しつつ、重層的な連携による支援体制の構築を推進していきます。また、自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有しているため、関係機関と連携した包括的な取組を推進します。

【 計画事業 】

事業名	2 - 3 - 1 計画相談支援【障2 - 1 - 2】
事業概要	障害者のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行います。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指します。
担当	障害福祉課、予防対策課

事業名	2 - 3 - 2 地域安心生活支援事業【障2 - 1 - 10】
事業概要	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進めます。
担当	障害福祉課

事業名	2 - 3 - 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【障1 - 4 - 3】
事業概要	保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行います。
担当	予防対策課

事業名	2 - 3 - 4 精神障害者の地域定着支援体制の強化【障1 - 4 - 4】
事業概要	在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行います。
担当	予防対策課

事業名	2 - 3 - 5 地域生活安定化支援事業【障1 - 1 - 18】
事業概要	文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所において、未治療者や治療中断の恐れがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。
担当	予防対策課

事業名	2 - 3 - 6 地域移行支援【障1 - 4 - 5】
事業概要	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図ります。
担当	障害福祉課、予防対策課

事業名	2 - 3 - 7 地域定着支援【障1 - 4 - 6】
事業概要	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図ります。
担当	障害福祉課、予防対策課

事業名	2 - 3 - 8 退院後支援事業【障1 - 4 - 7】
事業概要	保健所設置自治体が中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画を作成し、関係者会議を開催します。
担当	予防対策課

事業名	2 - 3 - 9 グループホームの拡充【障1 - 3 - 1】
事業概要	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の拡充により活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。また、既存事業者が居室を増やす場合も助成を行います。
担当	障害福祉課、予防対策課

第4章 目標と計画事業

事業名	2 - 3 - 10 自立支援医療【障1 - 6 - 1】
事業概要	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進します。
担当	障害福祉課、予防対策課、健康推進課

事業名	2 - 3 - 11 福祉手当の支給【障1 - 7 - 1】
事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給します。(ただし、所得制限あり。)
担当	障害福祉課、予防対策課

事業名	2 - 3 - 12 精神障害回復途上者デイケア事業【障1 - 5 - 1】
事業概要	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施します。
担当	保健サービスセンター

事業名	2 - 3 - 13 自殺対策推進に係る連携会議の開催
事業概要	関係機関で構成する自殺対策に関する会議を開催し、自殺の現状や課題の共有及び効果的な事業の検討等を行い、自殺対策推進に係る連携体制の構築の強化を図ります。
担当	予防対策課

事業名	2 - 3 - 14 ゲートキーパー養成研修の実施
事業概要	区民や関係機関等の職員を対象に、自殺対策や精神疾患に関する知識、対応力を高めるための人材育成研修を行います。
担当	予防対策課

事業名	2 - 3 - 15 自殺対策の普及啓発事業の充実
事業概要	こころの体温計（メンタルヘルスチェックシステム）や相談窓口一覧の作成・配布及び講演会を開催し、自殺対策に関する理解の促進を図ります。
担当	予防対策課

2 - 4 在宅療養患者等の支援

難病や呼吸器疾患、アレルギー疾患の患者は長期で療養が必要なケースが多いため、引き続き患者のニーズに合わせた療養支援体制の充実を図ります。

【 計画事業 】

事業名	2 - 4 - 1 難病患者等への療養支援
事業概要	難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請などの機会を活用し、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施します。
担当	保健サービスセンター、障害福祉課

事業名	2 - 4 - 2 木よう体操教室 (旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室)【障1 - 5 - 4】
事業概要	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し、疾病の理解やQOLの維持、向上を目指します。
担当	保健サービスセンター

事業名	2 - 4 - 3 医療的ケア児支援体制の構築【障4 - 2 - 3】
事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。
担当	事務局：障害福祉課

事業名	2 - 4 - 4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置【障4 - 2 - 4】
事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。
担当	障害福祉課

事業名	2 - 4 - 5 医療的ケア児在宅レスパイト事業【障4 - 2 - 8】
事業概要	保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。
担当	障害福祉課

第4章 目標と計画事業

事業名	2 - 4 - 6 公害認定患者等への療養支援
事業概要	呼吸器疾患で長期に療養している公害認定患者等の健康保持、増進のため、患者のニーズに沿った事業を継続的に実施します。
担当	予防対策課

事業名	2 - 4 - 7 アレルギー疾患患者等への療養支援 新
事業概要	患者・家族が適切な自己管理を行うことができ、発症予防や健康回復につながるよう、情報提供のための講演会等を実施します。
担当	予防対策課

事業名	2 - 4 - 8 アレルギー相談 <1 - 7 - 12再掲>
事業概要	15歳未満で小児ぜん息や湿疹等アレルギー症状のある乳幼児及び小児に対し、専門医の診察に基づき適切な生活指導や栄養指導を行い、発症予防及び健康の回復を図ります。
担当	保健サービスセンター

(3) 健康安全の確保

3-1 健康危機管理体制の強化

諸外国との人流・物流の増加、人獣共通感染症や薬剤耐性菌の増加等を背景に、今後もますます発生リスクが高まる可能性のある新興・再興感染症、食中毒などの健康危機管理対策を、国や東京都及び医療機関等と連携して構築します。

新型インフルエンザ等感染症の発生時に対応する医療体制については、関係機関と相互に情報交換を行いながら、連携して対策を推進します。

また、実践型訓練を含めた感染症有事対応研修・訓練により、職員等による即応体制の構築を図り、有事への備えを強化します。

【計画事業】

事業名	3-1-1 健康危機管理体制の強化
事業概要	健康危機発生の際は、感染症予防計画等に基づき、関係機関との連携を図りながら対策を進めます。
担当	予防対策課

事業名	3-1-2 新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議
事業概要	発生時のまん延防止対策及び医療体制について関係機関と協議するとともに、情報共有及び連携体制を構築します。
担当	予防対策課

進行管理対象事業

事業名	3-1-3 感染症有事対応研修・訓練 新	
事業概要	感染症予防計画等に基づき、感染症有事の際に、早期の体制確立に資する研修・訓練を実施します。	
担当	予防対策課	
実績と 計画内容	令和4年度実績	令和11年度目標
	令和6年度からの新規事業につき実績なし	年1回

3 - 2 感染症対策

感染症に対する知識の啓発を推進するとともに、ＩＣＴの効果的な活用により、発生時の迅速な対応及びまん延防止に取り組みます。

また結核患者に対する療養支援、ＨＩＶ・性感染症予防の普及啓発等を実施します。

予防接種については、効果や副反応等の周知と接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。

【 計画事業 】

事業名	3 - 2 - 1 感染症積極的疫学調査
事業概要	感染症発生時に感染源、感染経路等の特定をするための調査であり、感染拡大防止対策に役立てます。
担当	予防対策課

事業名	3 - 2 - 2 ＩＣＴを活用した感染症対応 新
事業概要	正確で迅速な患者管理や感染症業務の効率化等のため、ＩＣＴの効果的な活用を推進します。
担当	予防対策課

事業名	3 - 2 - 3 結核患者医療費公費負担
事業概要	結核の医療費の一部を公費負担します。
担当	予防対策課

事業名	3 - 2 - 4 結核患者定期病状調査
事業概要	結核登録者のうち病状把握困難者について、医療機関等から病状を把握します。
担当	予防対策課

事業名	3 - 2 - 5 結核患者服薬支援
事業概要	服薬治療中の患者に対して、薬局等を活用した服薬支援を行います。
担当	予防対策課

事業名	3 - 2 - 6 HIV・性感染症予防普及啓発イベントの実施
事業概要	HIV / エイズ等性感染症予防に関する正しい知識の啓発イベントを実施します。
担当	予防対策課

事業名	3 - 2 - 7 HIV抗体検査
事業概要	匿名・無料でのHIV即日抗体検査を実施します。また、希望者には、性感染症（クラミジア、梅毒）検査も併せて実施します。
担当	保健サービスセンター

進行管理対象事業

事業名	3 - 2 - 8 定期予防接種の勧奨	
事業概要	予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種の接種率の向上に努めます。特に麻しん・風しんについては、国の予防指針に基づきMR（麻しん・風しん混合）ワクチン第1期及び第2期の接種率95%以上を目指します。	
担当	予防対策課	
実績と 計画内容	令和4年度実績 MRワクチン第1期 98.2% MRワクチン第2期 94.8%	令和11年度目標 95%

事業名	3 - 2 - 9 任意予防接種の費用助成	
事業概要	予防接種法の対象となっていない予防接種について、費用の一部又は全額を助成します。	
担当	予防対策課	

3 - 3 医療安全の推進と医務薬事

区民の医療に対する安全・安心を確保するために、患者や家族への医療機関案内や医療安全に関する相談に応じる「患者の声相談窓口」を開設し、看護師による電話相談を行います。同時に診療所や薬局等の医療機関に対する監視指導において相談窓口との連携を強化することにより、患者と医療関係者との信頼関係の確保を図ります。

【 計画事業 】

事業名	3 - 3 - 1 医療相談
事業概要	患者やその家族から区内の診療所等に関する相談・苦情に応じ、自ら解決するための助言等を行うことを目的とした「患者の声相談窓口」を開設し、看護師による電話相談を行います。
担当	生活衛生課

事業名	3 - 3 - 2 医療施設への立入検査
事業概要	医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等に基づき、診療所、歯科診療所、助産所、施術所等の施設への開設時検査、監視指導等を実施します。
担当	生活衛生課

事業名	3 - 3 - 3 薬局等薬事衛生関係施設への監視指導
事業概要	医薬品、医療機器、毒物劇物等取扱施設に対する監視指導を実施します。
担当	生活衛生課

事業名	3 - 3 - 4 医薬品・家庭用品の検体検査
事業概要	医薬品・家庭用品の品質、有効性、安全性を確認するため、検体を収去・試買し検査します。
担当	生活衛生課

事業名	3 - 3 - 5 薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会
事業概要	医薬品等の品質、有効性、安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業等の施設向けの講習会を開催します。
担当	生活衛生課

3 - 4 食品衛生の推進

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保するため、食品関係施設に対するHACCPに沿った衛生管理の支援及び監視指導を行うとともに、食品関係事業者・区民・区の連携による情報共有を図ります。

【計画事業】

事業名	3 - 4 - 1 食品衛生監視指導
事業概要	食品関係施設の許認可事務及び食品衛生監視指導を行います。また、食中毒の発生リスクの高い業種及び大量調理施設に対する監視指導及び食中毒発生予防のための事業を行います。
担当	生活衛生課

事業名	3 - 4 - 2 食の安全を確保するための情報共有事業
事業概要	食中毒多発期の注意喚起及び食品衛生に関する問題発生時等の情報を提供し、食品衛生知識の普及啓発を図ります。また、食品衛生監視指導の実施状況と計画等についてお知らせするとともに、区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換を実施します。
担当	生活衛生課

事業名	3 - 4 - 3 HACCPに沿った衛生管理の支援
事業概要	食品衛生実務講習会や施設立入時等に食品衛生関係の情報を提供し、食品関係施設に対してHACCPに沿った衛生管理の支援を行います。
担当	生活衛生課

3 - 5 環境衛生の推進

理容所、美容所、クリーニング所等の環境衛生関係施設や住宅宿泊事業者への適切な監視指導と自主的衛生管理の推進によって衛生水準の確保・向上を図ります。

また、多数の人が利用する特定建築物を健康で快適な環境で利用できるよう、空調・給排水・清掃・廃棄物処理・ねずみ害虫等について適正に管理するよう指導助言を行います。

【 計画事業 】

事業名	3 - 5 - 1 環境衛生講習会
事業概要	衛生管理に関する正確な情報、最新の情報を施設管理者に広く浸透させるために、専門家による衛生講習会を実施します。
担当	生活衛生課

事業名	3 - 5 - 2 営業施設の一斉監視指導
事業概要	業態ごとに、保健所の環境衛生監視員による立入検査を集中的に行い、効果的な衛生指導を行います。
担当	生活衛生課

事業名	3 - 5 - 3 特定建築物の立入検査
事業概要	気密性の高いビルの換気、飲料水の水質、衛生害虫の防除等が適切に行われるよう、特定建築物の監視・指導を行います。
担当	生活衛生課

3 - 6 動物衛生の推進

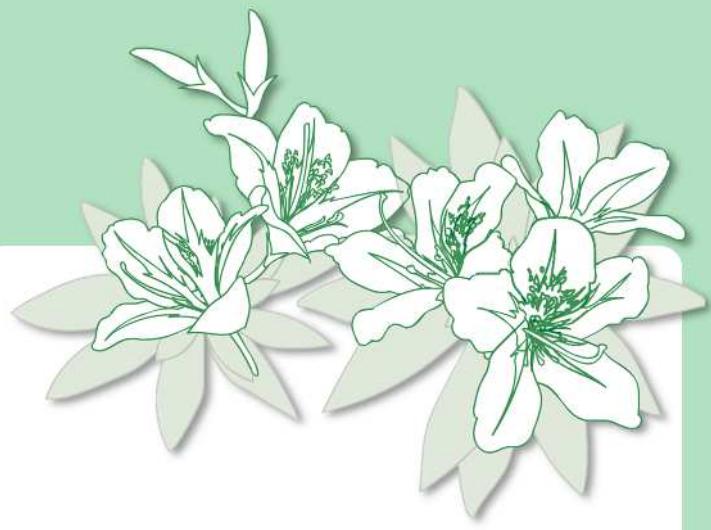
人・動物・環境の健康を維持していくには、どのひとつの健康も欠かすことのできないという「One Health」の観点から、人と動物が穏やかに共生できる社会の実現が必要です。そのため、狂犬病の発生予防対策事業やペットの適正飼養を啓発する事業、飼い主のいない猫を減らすための事業を推進します。

【 計画事業 】

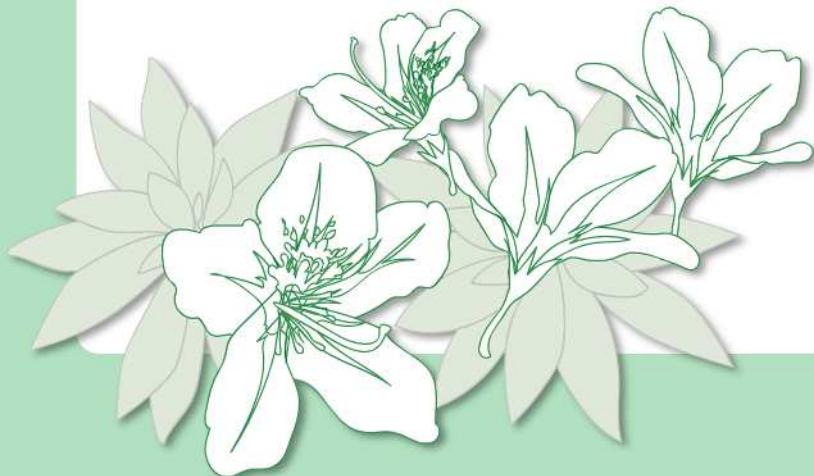
事業名	3 - 6 - 1 狂犬病予防事業
事業概要	マイクロチップ装着も含めた犬の登録状況の把握や、鑑札・注射済票の発行を行います。また、狂犬病予防に関する制度について、飼い主に周知徹底を図ります。
担当	生活衛生課

事業名	3 - 6 - 2 動物の適正飼養の普及・啓発事業
事業概要	動物愛護のイベントの開催や区報・パンフレット等を通じて、人と動物の共生を目指した普及・啓発に努めます。 また、災害時のペット同行避難について周知啓発を行うとともに、発災時には避難所での適正飼養の指導を行います。
担当	生活衛生課

事業名	3 - 6 - 3 飼い主のいない猫対策事業
事業概要	区内に生息する飼い主のいない猫について去勢・不妊手術を実施し、手術費用の一部を助成します。また、区民ボランティアと協力し、飼い主のいない猫の譲渡及びこれに向けた取組を支援します。
担当	生活衛生課



資料編



資料編

1 行動目標の把握方法

行動目標については、以下のとおり、進捗を把握します。

行動目標	把握方法
1 - 1 健康的な生活習慣の確立	
適正体重（B M I 18.5～25.0未満）の人の増加 20～69歳男性、20～69歳女性	文京区健康に関するニーズ調査
40歳代・50歳代男性の肥満（B M I 25.0以上）の減少 40～59歳男性	
30歳代女性のやせ（B M I 18.5未満）の減少 30～39歳女性	
肥満傾向にある子どもの減少 小学5年男子、小学5年女子	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
運動習慣を持つ人の増加 20～64歳男性、20～64歳女性	文京区健康に関するニーズ調査
喫煙率の低下	
乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下	3歳児健診アンケート
飲酒をする人の内、多量飲酒者(週5日以上1日3合以上飲酒する人)の割合の減少 男性、女性	文京区健康に関するニーズ調査
1 - 2 健康的な栄養・食生活の推進	
食生活に気を付けている人の増加	文京区健康に関するニーズ調査
1日3回規則正しく食べる人の増加	
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加	
野菜を食べる人の増加 男性、女性	
朝食を毎日食べる人の増加 20～29歳男性、20～29歳女性	

行動目標	把握方法
1 - 3 こころの健康づくりの推進	
睡眠による休養が十分とれていない人の減少	
ストレスを感じている人の減少	文京区健康に関するニーズ調査
ストレスを解消できている人の増加	
1 - 5 歯と口腔の健康づくりの推進	
3歳児で4本以上のむし歯のある歯を有する児の割合	3歳児健診結果
12歳児でむし歯のない児の増加	学校保健統計
40歳以上における歯周炎を有する人の減少	歯周疾患検診結果
60歳以上における歯周炎を有する人の減少	
60歳以上で24歯以上の自分の歯を有する人の増加	
40歳以上で喪失歯のない人の増加	
50歳以上における咀嚼良好者の増加	
定期的に歯科健診を受ける人の増加	
丁寧に歯を磨く（1日2回以上磨く・清掃補助用具を使う）人の増加	文京区健康に関するニーズ調査
8020運動についての認知度の増加	
口腔機能低下についての認知度の増加	
全身疾患とむし歯や歯周病の関連性についての認知度の増加	
1 - 7 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	
妊娠の喫煙の防止	4か月児健診アンケート
妊娠中の飲酒の防止	
1 - 9 食育の推進（文京区食育推進計画）	
食育についての認知度の増加	文京区健康に関するニーズ調査
食に関して次のことが重要だと思う人の増加 食を通じたコミュニケーション 食事に関するマナー・作法を身につける 食文化の継承	
1日3回規則正しく食べる人の増加	
1日1回は主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加	
野菜を食べる人の増加	

行動目標	把握方法
朝食を毎日食べる人の増加 20～29歳男性、20～29歳女性	文京区健康に関するニーズ調査
朝食を毎日食べる人の増加 区立小学校5年生、区立中学校2年生	全国体力・運動能力、 運動習慣等調査

中間のまとめからの主な変更点について【保健医療計画】

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
1	P19 ①人口の推移と推計 2段落目	今後も人口は増加するとともに、高齢化率が上昇し、令和15年には高齢者人口の割合が <u>20%を超える</u> と推計されています。	今後も人口は増加するとともに、高齢化率が上昇し、令和15年には高齢者人口の割合が <u>2割に達する</u> と推計されています。
2	P23 ①出生数及び死亡数の推移	出生数は、平成28年の2,115人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和3年は大きく減少し、1,855人となっています。	出生数は、平成28年の2,115人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和3年 <u>以降は減少に転じ</u> 、令和4年は1,810人となっています。
3	P23 図表3-6	平成 <u>24</u> 年から令和 <u>3</u> 年の10年間の数値を掲載	平成 <u>25</u> 年から令和 <u>4</u> 年の10年間の数値を掲載
4	P23 図表3-7	平成 <u>24</u> 年から令和 <u>3</u> 年の10年間の数値を掲載	平成 <u>25</u> 年から令和 <u>4</u> 年の10年間の数値を掲載
5	P28 ①特定健康診査	令和 <u>3</u> 年度の特定健康診査※8受診率は <u>43.0%</u> で、令和 <u>2</u> 年度から増加しています。	令和 <u>4</u> 年度の特定健康診査※8受診率は <u>43.5%</u> で、令和 <u>3</u> 年度から増加しています。
6	P28 図表3-16	平成 <u>29</u> 年度から令和 <u>3</u> 年度の5年間の数値を掲載	平成 <u>30</u> 年度から令和 <u>4</u> 年度の5年間の数値を掲載
7	P28 図表3-17	平成 <u>24</u> 年度から令和 <u>3</u> 年の10年間の数値を掲載	平成 <u>25</u> 年度から令和 <u>4</u> 年の10年間の数値を掲載
8	P28 図表3-17		※受診率については、平成28年度より国報告においては、住民全体を対象とすることに変更されたが、本計画においては、都において採用されている対象人口率を用いて算出している。
9	P29 図表3-19	④DMFT指数 中学校第1学年の1人平均DMFT指数※10の推移は、東京都と23区はいずれも減少傾向にあります。区も平成30年度以降は減少傾向にあり、令和3年度は0.49本と東京都・23区よりも低くなっています。	④12歳児でむし歯のない児の割合 12歳児でむし歯のない児の割合の推移は、東京都と23区は増加傾向にあります。区も平成30年度以降は増加傾向にあり令和4年度は、東京都よりも高くなっています。

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
10	P 31 図表 3-23	区の接種率は、MR 1期、MR 2期ともに 90%台で推移しています。	区の接種率は、 <u>MR 1期は 95%以上で推移しています</u> が、MR 2期では 95%に至らない年度があります。
11	P 34～P 64		前回調査との比較グラフ追加
12	P 70 (1) 健康づくりの推進 ○健康的な生活習慣の確立 3段落目	ニーズ調査では、喫煙と飲酒については、様々な疾病や健康障害に影響を及ぼすことについて、知られていることと知られていないことに大きな差がある傾向にあります。	ニーズ調査では、 <u>たばこが健康に及ぼす影響の認知度について、「がん」が 93.7%と最も高く、アルコールの過剰摂取による健康障害や社会問題の認知度については、「アルコール依存症」が 87.3%と最も高くなっています。</u>
13	P 73 (3) 健康安全の確保 ○感染症対策 1段落目	わが国では令和3年、新たに結核患者として登録された者（新登録結核患者）の数が、前年比 9.6%減の 11,519 人となり、人口 10 万人当たりの罹患率が 9.2 と初めて 10 を切り、結核「低まん延国」となりました。しかしながら、高齢化に伴う合併症や国際化の進展に伴う外国出生患者の増加、薬剤耐性結核への対応など、結核を取り巻く状況は複雑化しています。	わが国では令和3年、 <u>人口 10 万人当たりの結核罹患率が 9.2 と初めて 10 を切り、結核「低まん延国」となりました。令和4年も罹患率は 8.2 と、引き続き「低まん延国」の水準を継続しており、区の罹患率は 6.6 となっています。</u> しかしながら、 <u>全国で見ると未だ年間 1 万人以上が感染しており、結核は決して過去の病気ではありません。</u> 高齢化に伴う合併症や国際化の進展に伴う外国出生患者の増加、薬剤耐性結核への対応など、結核を取り巻く状況は複雑化しています。
14	P 75 (1) 健康づくりの推進 ○健康的な生活習慣の確立 1段落目	健康の保持増進のため、区民一人ひとりに、適切な食習慣や運動習慣など健康的な生活習慣の必要性を周知し、 <u>意識的な生活習慣改善を促す必要があります。</u>	健康の保持増進のため、区民一人ひとりに、適切な食習慣や運動習慣など健康的な生活習慣の必要性を周知し、 <u>主体的な生活習慣改善を促す必要があります。</u>
15	P 76 (1) 健康づくりの推進 ○妊娠・出産・子育ての	妊娠、出産、新生児期や乳幼児期は、(省略) <u>母親の心身の負担や育児不安の軽減を図っていく必要があります。</u>	妊娠、出産、新生児期や乳幼児期は、(省略) <u>子育て家庭の心身の負担や育児不安の軽減を図っていく必要があります。</u>

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
	切れ目ない支援 1段落目		
16	P 79 ○動物衛生の推進	獣医師会や関係団体との連携を強化し、(省略) 飼い主のいない猫の糞尿被害防止に努める必要があります。	獣医師会や関係団体との連携を強化し、(省略) <u>ペット及び</u> 飼い主のいない猫の糞尿被害防止に努める 必要があります。
17	P 92【行動目標】 乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下	<u>0. 0%</u>	<u>0 %に近づける</u>
18	P 93～131 計画事業全て	事業名、担当、事業概要の並び	事業名、 <u>事業概要、担当</u> の並び
19	P 93【計画事業】1－1 －3 健康診査・保健指導	令和4年度実績 特定健康診査受診率 <u>43.3%【暫定値】</u> 特定保健指導実施率（終了率） <u>10.7%【暫定値】</u>	令和4年度実績 特定健康診査受診率 <u>43.5%</u> 特定保健指導実施率（終了率） <u>14.5%</u>
20	P 93【計画事業】1－1 －3 健康診査・保健指導	令和11年度目標 特定保健指導実施率（終了率） <u>13.8%</u>	令和11年度目標 特定保健指導実施率（終了率） <u>19.2%</u>
21	P 97【計画事業】1－3 －1 広報・啓発活動	区報・ホームページ等を通じ、適切な睡眠の意義やとり方について普及啓発を行います。	区報・ホームページ等を通じ、適切な睡眠の意義やとり方、 <u>ストレスとの上手なつき合い方等について</u> 普及啓発を行います。
22	P 98【計画事業】1－4 －1 骨粗しょう症健康診査	高齢者の寝たきりの原因（省略）、20歳から70歳までで5歳ごとの女性を対象として健康診査を実施します。	高齢者の寝たきりの原因（省略）、20歳から70歳までで5歳ごとの <u>節目に当たる</u> 女性を対象として健康診査を実施します。
23	P 98【計画事業】1－4 －3 広報・啓発活動	区報・ホームページ等を通じ、適切な睡眠の意義やとり方について普及啓発を行います。	区報・ホームページ等を通じ、適切な睡眠の意義やとり方、 <u>ストレスとの上手なつき合い方等について</u> 普及啓発を行います。

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
24	P 99 【計画事業】 1－4 －5 各種がん検診		※ 受診率については、平成 28 年度より国報告においては、住民全体を対象者とすることに変更されたが、本計画においては、都において採用されている対象人口率を用いて算出している。
25	P 103 【計画事業】 1－6 －1 広報・講演会等開催 2 文目	がんに関する講演会または啓発イベント等を開催し、疾患・検査等に関する知識の啓発を行い、がんの正しい知識の普及啓発に努めます。	がんに関する講演会または啓発イベント等を開催し、がんについての正しい知識の普及啓発及びがんリスクに影響する生活習慣の意識向上に努めます。
26	P 103 【計画事業】 1－6 －3 各種がん検診		※ 受診率については、平成 28 年度より国報告においては、住民全体を対象者とすることに変更されたが、本計画においては、都において採用されている対象人口率を用いて算出している。
27	P 106 【計画事業】 1－7 －6 母親学級・両親学級	妊婦及びパートナー等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、仲間づくりを行い、親となる準備を支援します。	妊婦及びパートナー等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、親となる準備を支援し、仲間づくりを促進します。
28	P 106 【計画事業】 1－7 －7 産前産後ケア事業	妊娠中や出産直後の母子に対しての心身ケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる体制をつくります。また、妊娠婦等が抱える悩みや、産前産後の心身の不調について、関係機関と連携し、包括的に支援します。	妊娠中や出産直後の母子に対し、心身ケアや育児のサポート等きめ細かい支援や妊娠時あるいは出産後早期にかかりつけ医が確保できるよう（ペリネイタルビジット）情報提供や医療機関等と連携することで、産後も安心して子育てができる包括的な支援を行います。
29	P 106 【計画事業】 1－7 －7 産前産後ケア事業	保健サービスセンター	保健サービスセンター、 <u>健康推進課</u>
30	P 108 【計画事業】 1－7 －13 バースデイサポート事業	<u>ファーストバースデイサポート事業</u>	バースデイサポート事業

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
31	P 108【計画事業】1－7 －13 バースデイサポート事業	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環である <u>ファーストバースデイサポート事業</u> として、	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環である <u>バースデイサポート事業</u> として、
32	P 108【計画事業】1－7 －14 多胎児家庭支援事業	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環である 多胎児家庭支援事業として、3歳未満の多胎児がいる世帯 に対し、乳幼児健康診査等の母子保健事業等を利用する際 にタクシー移動に使用できる商品券を配付します。	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環である 多胎児家庭支援事業として、3歳未満の多胎児がいる世帯 に対し、乳幼児健康診査等の母子保健事業等を利用する際 にタクシー移動に使用できる商品券を配付します。 <u>また、</u> <u>多胎児の保護者や多胎児を妊娠中の方を対象に、講演会の開催や地域での仲間づくり、情報交換・交流を目的とした支援活動を行っています。</u>
33	P 109【計画事業】1－8 －2 健康診査・保健指導	令和4年度実績 特定健康診査受診率 <u>43.3%【暫定値】</u> 特定保健指導実施率（終了率） <u>10.7%【暫定値】</u>	令和4年度実績 特定健康診査受診率 <u>43.5%</u> 特定保健指導実施率（終了率） <u>14.5%</u>
34	P 109【計画事業】1－8 －2 健康診査・保健指導	令和11年度目標 特定保健指導実施率（終了率） <u>13.8%</u>	令和11年度目標 特定保健指導実施率（終了率） <u>19.2%</u>

子ども・子育て支援に関する実態調査の結果について

1 概要

本区に居住する子どもを養育する家庭の生活実態、ニーズ量及び子育ての状況等を把握し、次期子育て支援計画の基礎資料を得ることを目的に実施した「子ども・子育て支援に関する実態調査」について、結果（概要版）を報告します。

2 調査結果

別紙「令和5年度文京区子ども・子育て支援に関する実態調査報告書～概要版～(案)」のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年 2月 文京区地域福祉推進協議会、2月議会（調査結果の報告）
3月 調査報告書納品

令和5年度 文京区子ども・子育て支援に関する実態調査報告書(案)

～概要版～

＜調査の目的＞

文京区に居住する子どもを養育する家庭の生活実態、ニーズ量、子育ての状況等を把握し、令和6年度に改定を予定する「文京区子育て支援計画（令和7年度～12年度）」のための基礎資料等を得ることを目的とする。

＜調査の概要＞

(1) 調査区域：文京区全域

(2) 調査対象及び標本数：区内に居住する以下の者

①未就学児の保護者	1,800人
②小学生の保護者	1,500人
③中学生の保護者	700人
④高校生世代の保護者	700人
⑤小学生本人	700人
⑥中学生本人	700人
⑦高校生世代本人	700人
⑧児童扶養手当受給保護者	529人
⑨就学援助受給世帯保護者	586人
⑩就学援助受給世帯小学生本人	376人
⑪就学援助受給世帯中学生本人	431人

(3) 抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

(4) 調査方法：インターネットによる回答及び自記式調査票による郵送配布、郵送回収

(5) 調査時期：令和5年10月25日から令和5年11月30日まで

(6) 回収結果：

	配布数	不在返送数	有効配達数	有効回収数	有効回収率
①未就学児保護者	1,800人	25人	1,775人	769人	43.3%
②小学生保護者	1,500人	2人	1,498人	598人	39.9%
③中学生保護者	700人	2人	698人	352人	50.4%
④高校生世代保護者	700人	4人	696人	334人	48.0%
⑤小学生本人	700人	3人	697人	274人	39.3%
⑥中学生本人	700人	3人	697人	254人	36.4%
⑦高校生世代本人	700人	4人	696人	226人	32.5%
⑧児童扶養手当受給保護者	529人	4人	525人	192人	36.6%
⑨就学援助受給世帯保護者	586人	4人	582人	251人	43.1%
⑩就学援助受給世帯小学生本人	376人	2人	374人	112人	29.9%
⑪就学援助受給世帯中学生本人	431人	3人	428人	93人	21.7%
合計	8,722人	56人	8,666人	3,455人	39.9%

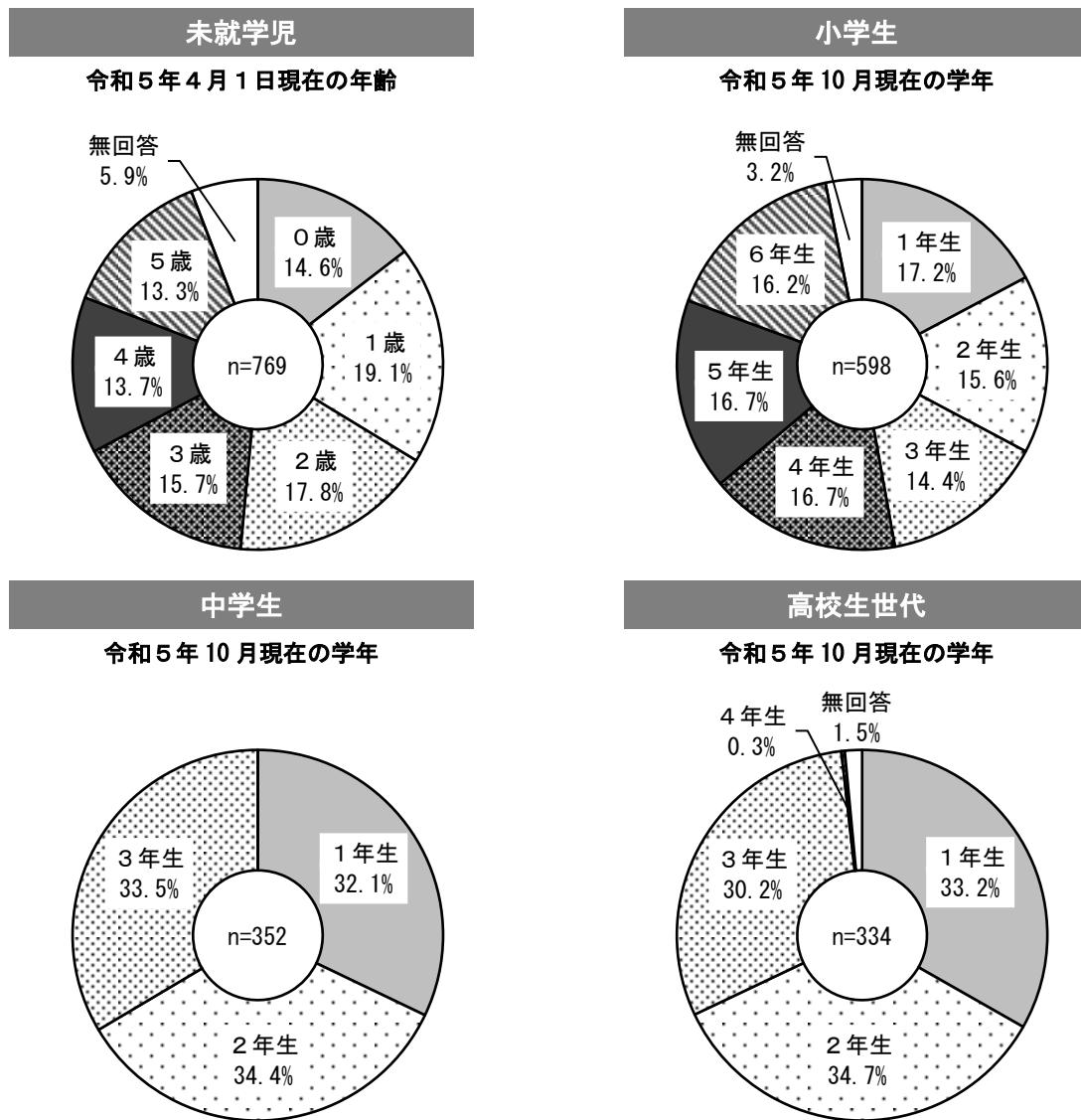
～調査結果の見方～

- ◇各項目にある未就学児 小学生 中学生 高校生世代 小学生本人 中学生本人 高校生世代本人 児童扶養手当 就学援助 就学援助小学生本人 就学援助中学生本人 の表示は、それぞれ未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者、高校生世代の保護者、小学生本人、中学生本人、高校生世代本人、児童扶養手当受給保護者、就学援助受給世帯保護者、就学援助受給世帯小学生本人、就学援助受給世帯中学生本人を対象とした回答項目であることを示している。
 - ◇図・表中の n は該当質問における回答者の総数を表す。
 - ◇複数回答と記載のあるものは質問に対する回答がいくつでもよい質問を表し、特にことわり書きのない場合は質問に対する回答が 1 つの単数回答を表す。
 - ◇回答は n を 100% として百分率で算出してある。小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体の示す数値と一致しないことがある。
 - ◇グラフに表示される数値が 0.0 の場合は、回答数 0 件を表す。
 - ◇複数回答ができる質問では、回答比率の合計が 100% を超えることがある。
-

1. 基本属性

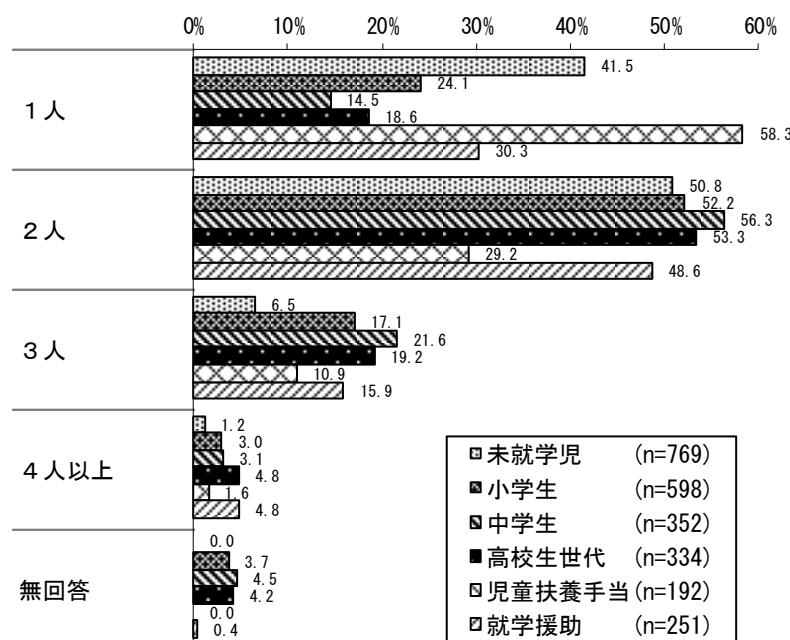
(1) 子どもの年齢と学年

未就学児 小学生 中学生 高校生世代



(2) 子どもの人数

未就学児 小学生 中学生 高校生世代 児童扶養手当 就学援助



(3) 末子の年齢

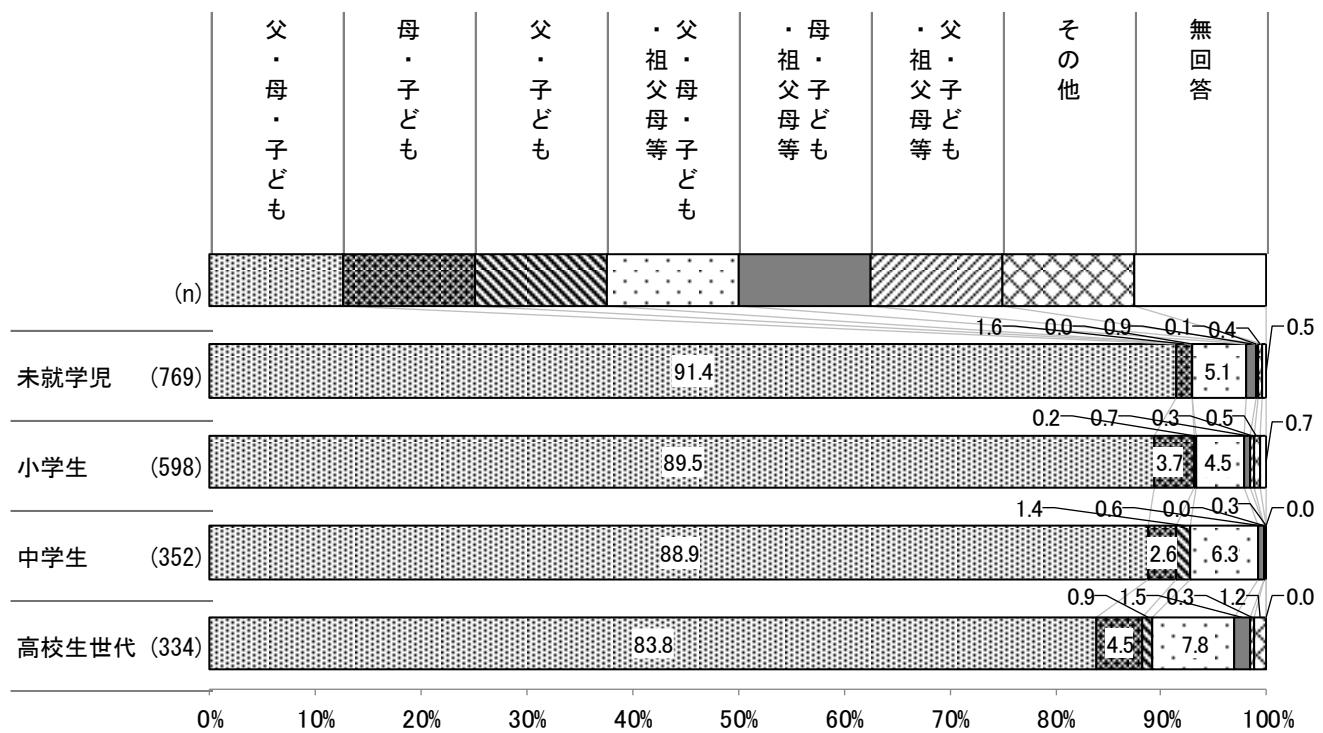
未就学児 小学生

(%)

	(n)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	無回答
未就学児	(450)	17.1	16.7	18.0	17.1	10.7	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.4
小学生	(432)	2.8	2.5	4.4	5.1	5.8	7.2	10.2	13.7	14.1	7.6	8.3	6.7	11.6

(4) 家族構成

未就学児 小学生 中学生 高校生世代



(5) 居住地区

未就学児 小学生 中学生 高校生世代 小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

(%)

	(n)	後楽	春日	小石川	白山	千石	水道	小日向	大塚	関口	自白台	音羽	本郷	湯島	西片	向丘	弥生	根津	千駄木	本駒込	無回答
未就学児	(769)	0.7	2.2	15.0	9.1	10.8	3.0	5.2	10.0	3.6	3.1	4.7	6.8	3.8	1.4	1.4	0.4	1.7	5.2	11.3	0.7
小学生	(598)	1.0	2.5	11.4	8.5	10.2	2.0	6.0	6.5	2.7	3.2	1.7	9.2	2.0	4.2	2.7	0.8	3.3	8.9	12.9	0.3
中学生	(352)	1.4	4.0	9.7	9.4	11.4	2.3	4.8	9.9	3.1	3.7	1.1	6.5	0.0	2.3	3.7	0.6	2.6	9.7	13.9	0.0
高校生世代	(334)	0.6	2.7	12.0	7.2	10.8	3.3	4.2	8.7	4.5	4.2	2.1	4.2	0.0	2.7	3.3	1.5	3.3	9.9	14.4	0.6
小学生本人	(274)	0.4	3.3	8.8	12.8	9.5	1.1	5.1	12.8	1.8	1.5	1.1	5.1	0.0	1.8	3.6	0.4	2.2	12.4	16.1	0.4
中学生本人	(254)	0.0	3.1	13.0	7.9	11.8	4.7	5.9	6.7	2.8	2.8	1.6	8.3	2.0	3.1	2.8	1.2	2.4	7.9	12.2	0.0
高校生世代本人	(226)	2.2	3.1	9.3	9.3	14.6	3.1	7.1	8.8	2.2	4.0	1.3	0.4	0.0	3.5	3.1	0.4	2.7	10.6	13.3	0.9

(6) 回答者と配偶者の有無

未就学児 小学生 中学生 高校生世代

(n)	回答者 (%)				配偶者の有無 (%)		
	父親	母親	その他	無回答	いる	いない	無回答
未就学児 (769)	23.0	75.8	0.3	0.9	96.6	2.1	1.3
小学生 (598)	23.6	74.7	0.5	1.2	94.6	4.0	1.3
中学生 (352)	25.3	74.1	0.0	0.6	(項目なし)		
高校生世代 (334)	23.7	73.1	2.4	0.9	(項目なし)		

2. 子育ての環境

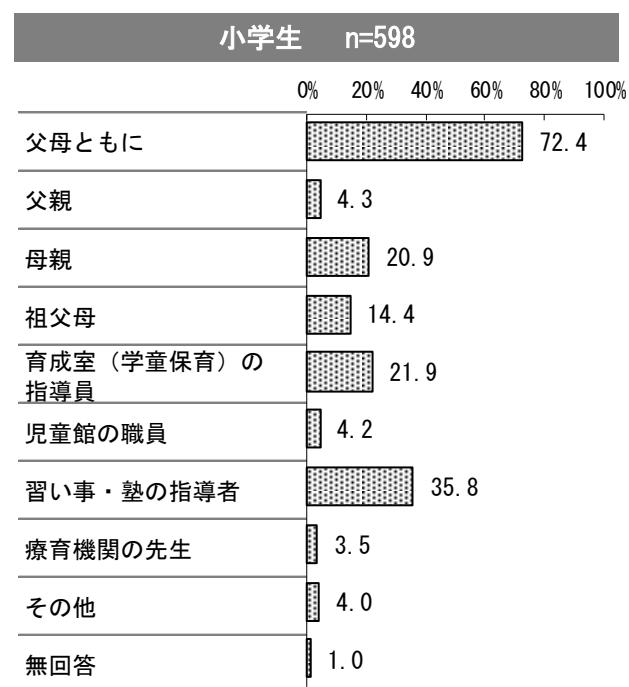
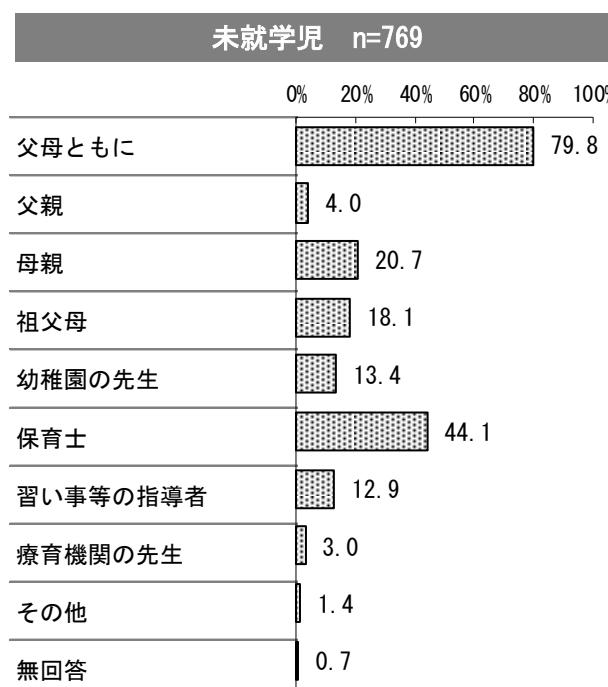
(1) 主に子育てを行っている人

未就学児 小学生 児童扶養手当 就学援助

	(n)	父母ともに	主に父親	主に母親	主に祖父母	その他	無回答
未就学児 (769)		60.6	0.8	37.8	0.1	0.0	0.7
小学生 (598)		60.9	1.5	36.1	0.0	0.5	1.0
児童扶養手当	(192)	(項目なし)	3.6	95.3	0.5	0.5	0.0
就学援助	(251)	(項目なし)	8.8	87.6	0.8	2.0	0.8

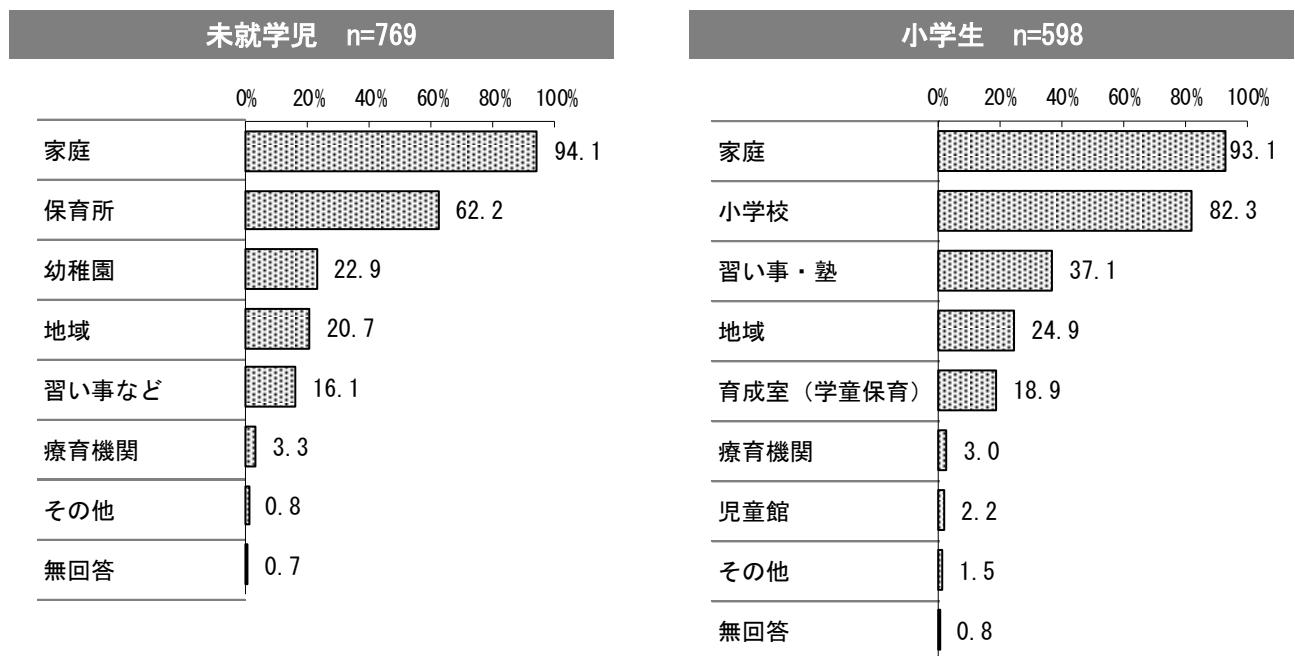
(2) 日常的に子育て（教育を含む。）に関わっている人（複数回答）

未就学児 小学生



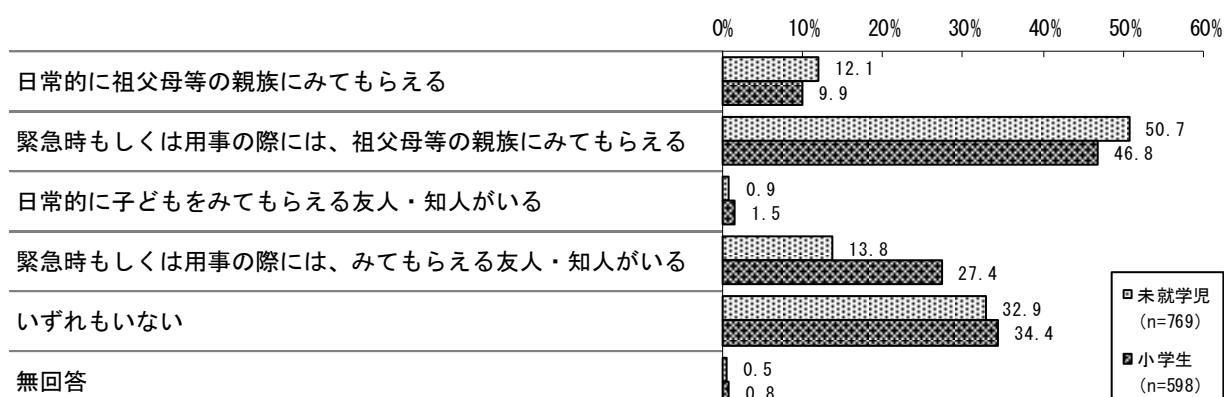
(3) 子育てに最も影響が強いと思われる環境（複数回答）

未就学児 小学生



(4) 子どもをみてもらえる親族・知人の状況（複数回答）

未就学児 小学生

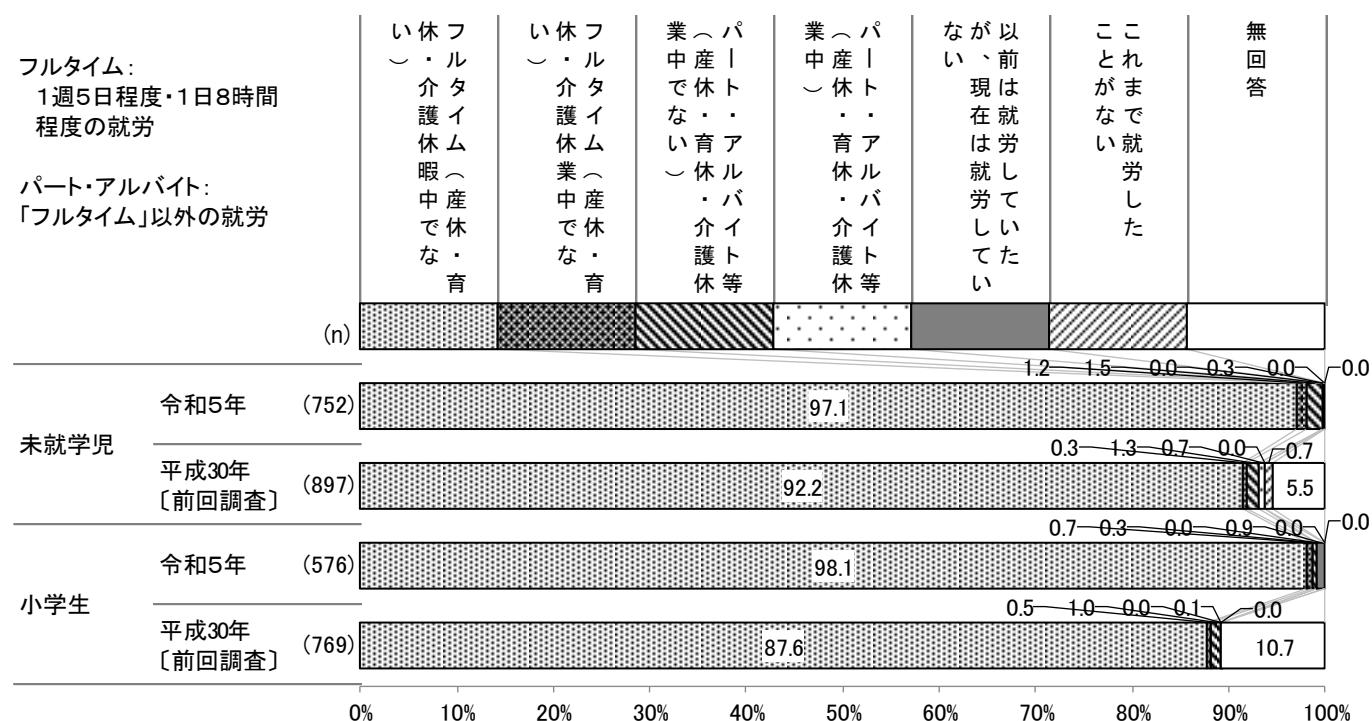


3. 保護者の就労状況

(1) 父親の就労状況

未就学児 小学生

父親の就労状況については、未就学児の保護者、小学生の保護者とともに「フルタイム（産休・育休・介護休業中でない）」が90%後半となっている。「パート・アルバイト等」や「現在は就労していない」はそれぞれ1.0%前後となっている。



(2) 父親－【パート・アルバイト就労者】フルタイムへの転換希望

未就学児 小学生

パート・アルバイトで就労している父親のフルタイムへの転換希望について、未就学児の保護者 (n=11) のうち3名は「実現できる見込みがある」と回答している。未就学児の保護者 (n=11) のうち3名、小学生の保護者 (n=2) の2名ともがパート・アルバイト等を続けることを希望している。

(3) 父親－【就労していない人】就労希望

未就学児 小学生

現在就労していない、またはこれまで就労したことのない父親の就労希望については、未就学児の保護者 (n=2) の2名とも、小学生の保護者 (n=5) のうち2名が、すぐにではないが、1年内の就労を希望している。

(4) 父親の希望する就労形態

未就学児 小学生

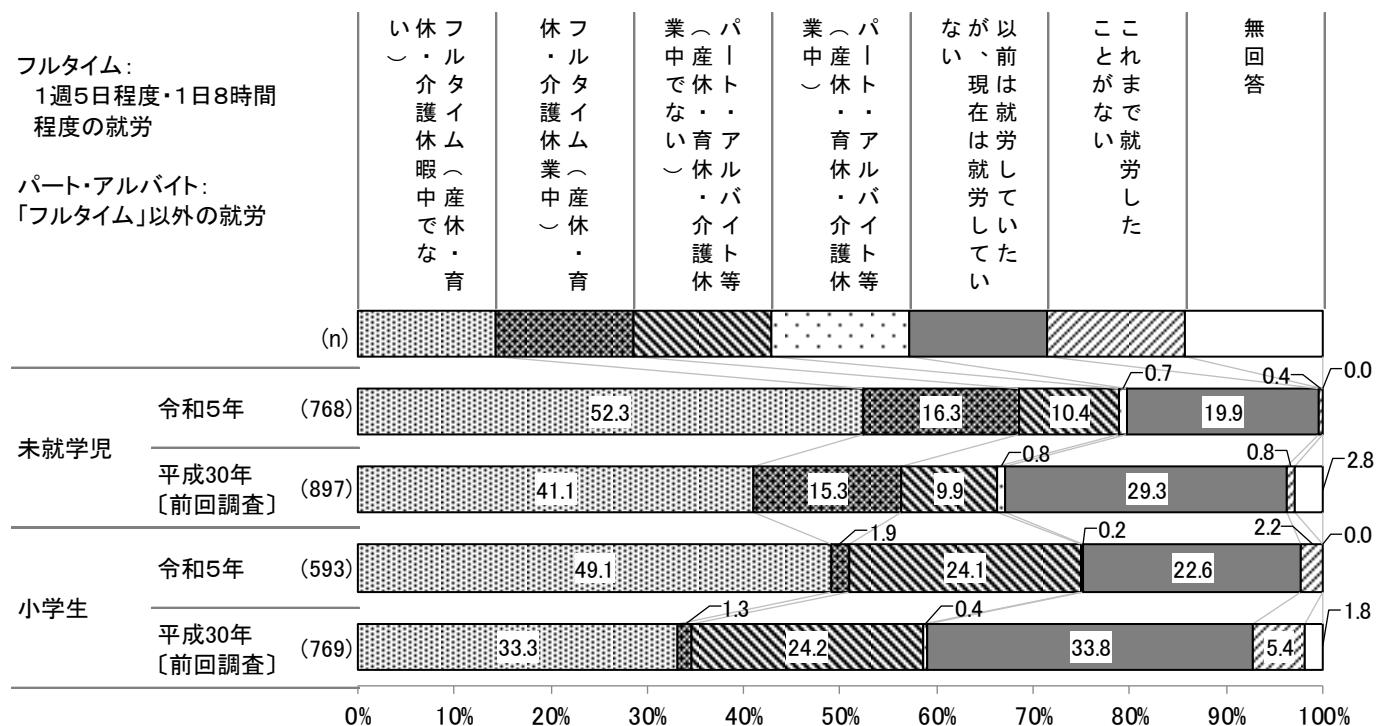
現在就労しておらず、かつ就労希望のある父親の希望する就労形態は、未就学児の保護者 (n=2) の2名ともフルタイムでの就労を希望している。

小学生の保護者 (n=3) についてはフルタイムでの就労希望が1名、パートタイム、アルバイト等での就労希望が2名となっている。

(5) 母親の就労状況

未就学児 小学生

母親の就労状況について、「フルタイム（産休・育休・介護休業中でない）」の割合は未就学児の保護者が52.3%、小学生の保護者が49.1%となっている。「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」の割合は未就学児の保護者が16.3%と、小学生の保護者の1.9%と比べて多くなっている。「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中でない）」の割合は未就学児の保護者が10.4%と小学生の保護者の24.1%より少なくなっている。「以前は就労していたが、現在は就労していない」は未就学児の保護者19.9%と、小学生の保護者22.6%とで大きな差はみられない。

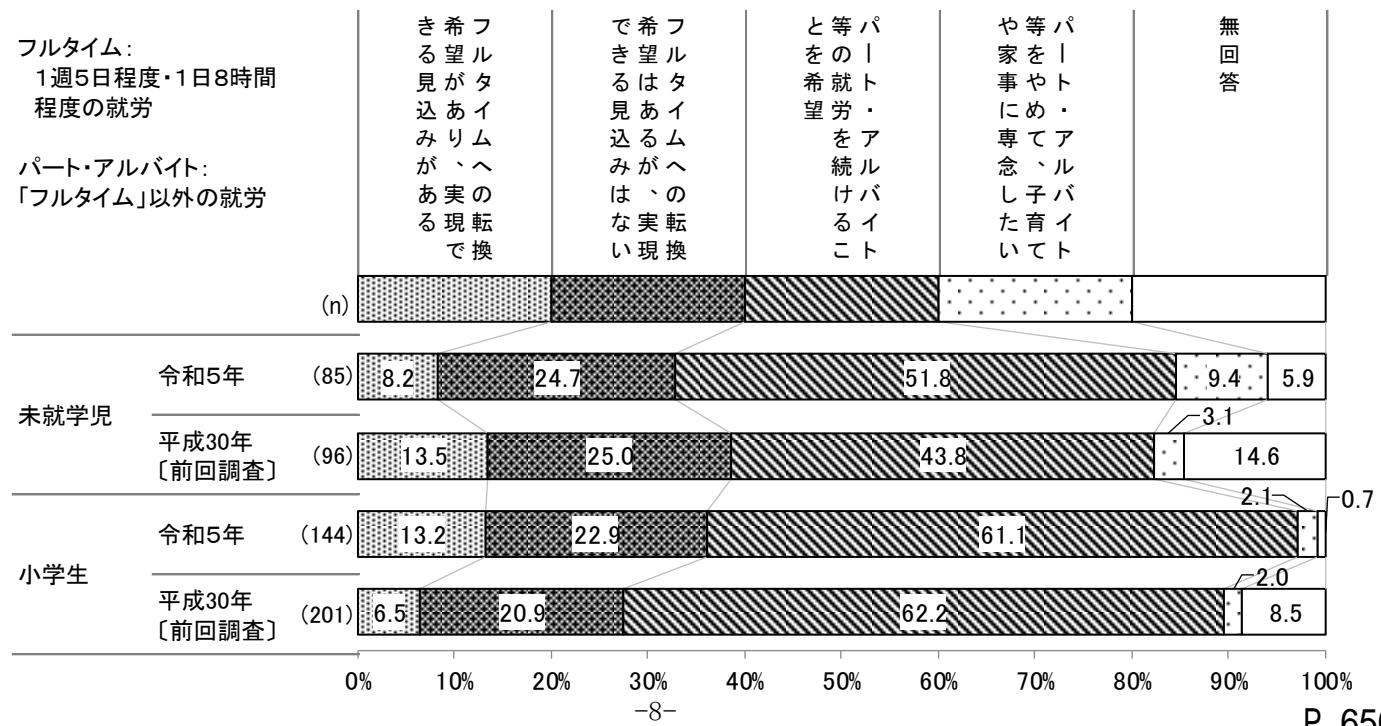


(6) 母親－【パート・アルバイト就労者】フルタイムへの転換希望

未就学兒 小学生

パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望について、「実現できる見込みがある」の割合は、未就学児の保護者が 8.2%、小学生の保護者が 13.2%と、小学生の保護者の方が多くなっている。

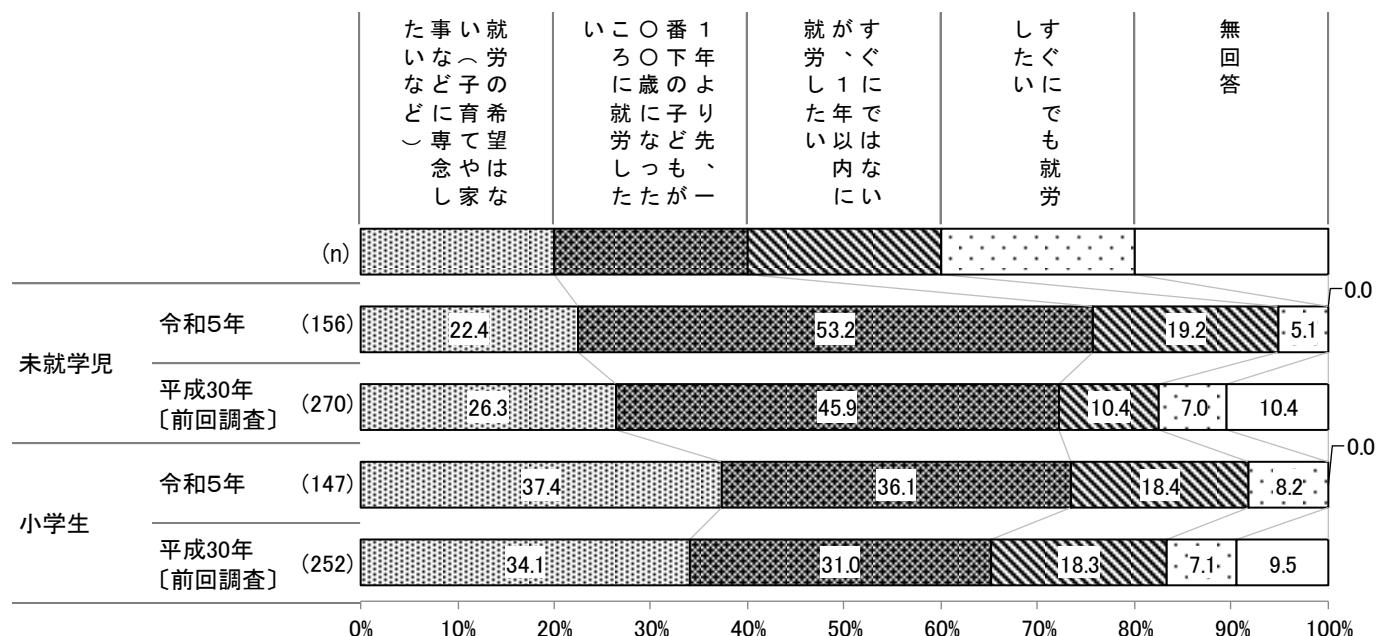
一方、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は未就学児の保護者が 24.7%、小学生の保護者が 22.9% となっている。



(7) 母親ー【就労していない人】就労希望

未就学児 小学生

現在就労していない、またはこれまで就労したことのない母親の就労希望については、「就労の希望はない（子育てや家事などに専念したいなど）」が未就学児の保護者が 22.4%、小学生の保護者が 37.4% となっている。1年より先に就労の希望がある割合は未就学児の保護者が 53.2%、小学生の保護者が 36.1% となっているが、「すぐにではないが、1年以内に就労したい」と「すぐにでも就労したい」を合わせた「1年以内の就労希望」の計は未就学児の保護者が 24.3%、小学生の保護者が 26.6% となっている。

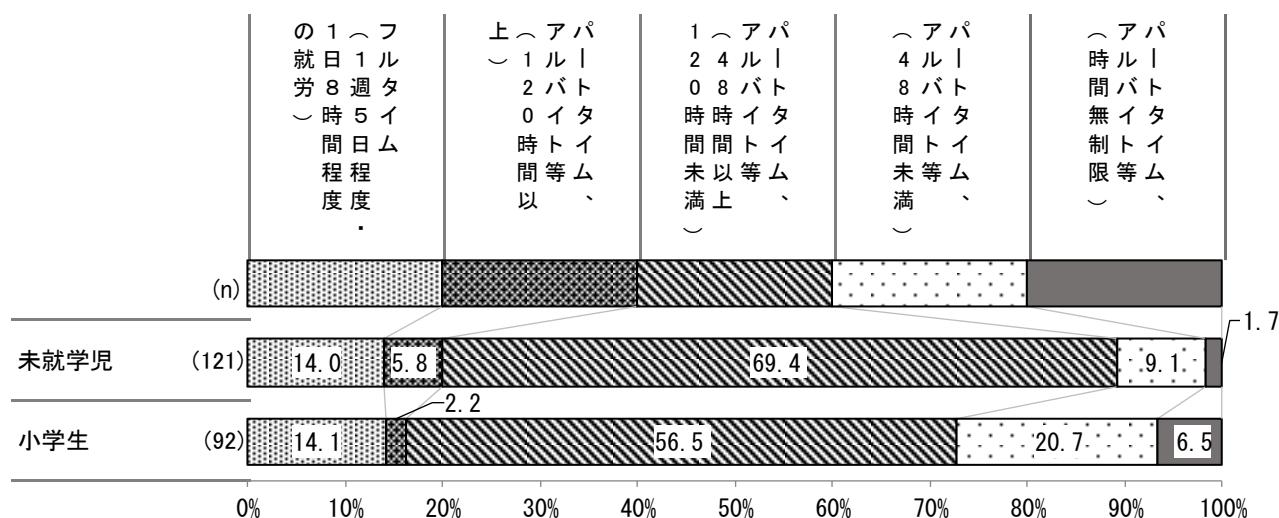


(8) 母親ー【就労希望者】希望する就労形態

未就学児 小学生

現在就労しておらず、かつ就労希望のある母親の希望する就労形態は、未就学児の保護者、小学生の保護者ともに「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外）」の割合が多く、それぞれ 86.0%、85.9% となっている。

パートタイム、アルバイトを 1か月の就労希望時間で区分すると、「48 時間以上 120 時間未満」の割合が多くなっており、未就学児の保護者の 69.4%、小学生の保護者の 56.5% を占めている。「フルタイム」の割合は、未就学児の保護者が 14.0%、小学生の保護者が 14.1% となっている。



4. 育児休業制度について

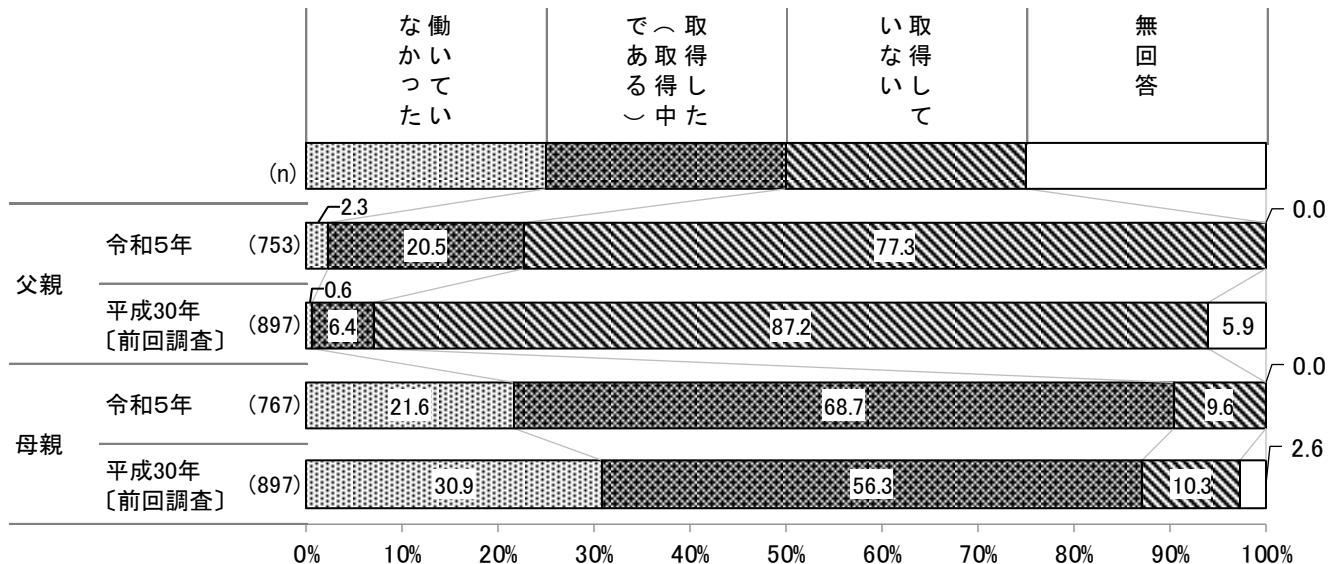
(1) 父母の育児休業制度の取得状況

未就学児

①取得経験

未就学児の父母の育児休業制度の取得状況については、父親は「取得していない」が77.3%と大部分を占めており、「取得した（取得中である）」は20.5%となっている。

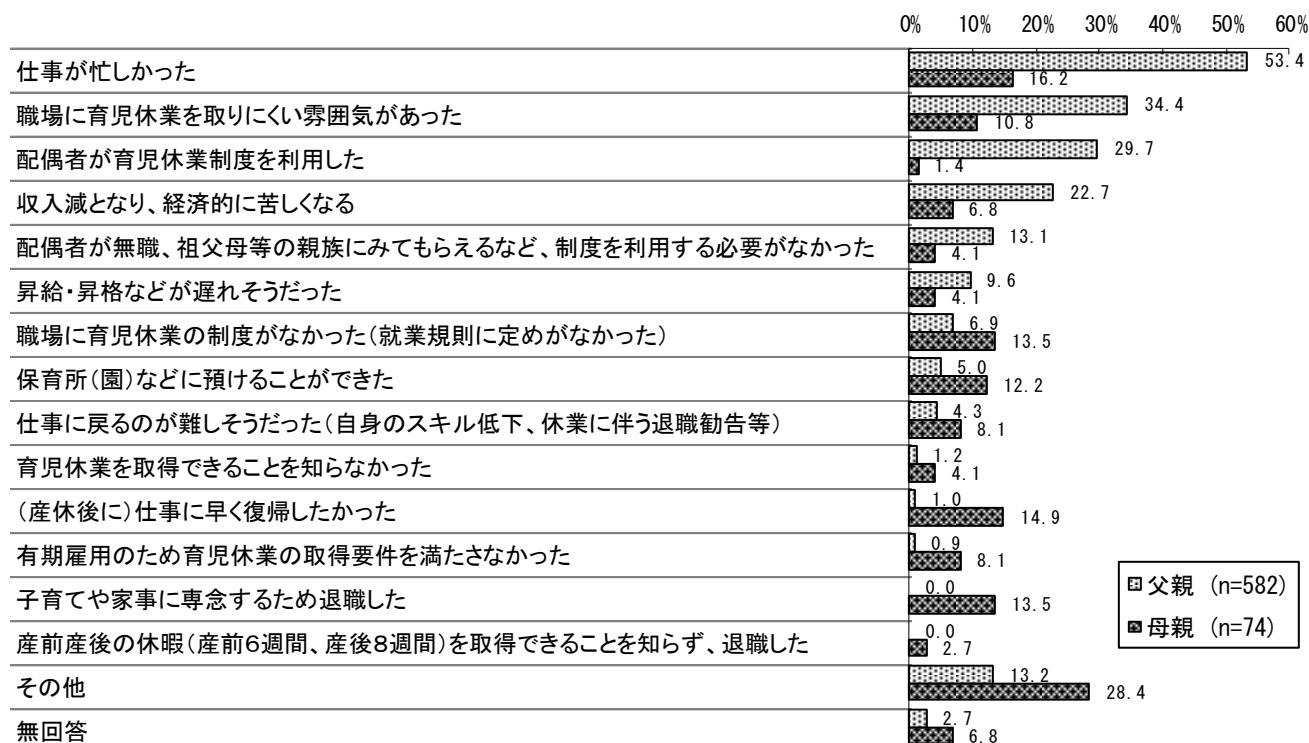
母親は「取得した（取得中である）」が68.7%、「取得していない」は9.6%となっている。



②【育児休業制度を「取得していない」人】取得していない理由（複数回答）

育児休業制度を取得していない理由として、父親は「仕事が忙しかった」が53.4%と半数を超えて最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が34.4%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が29.7%となっている。

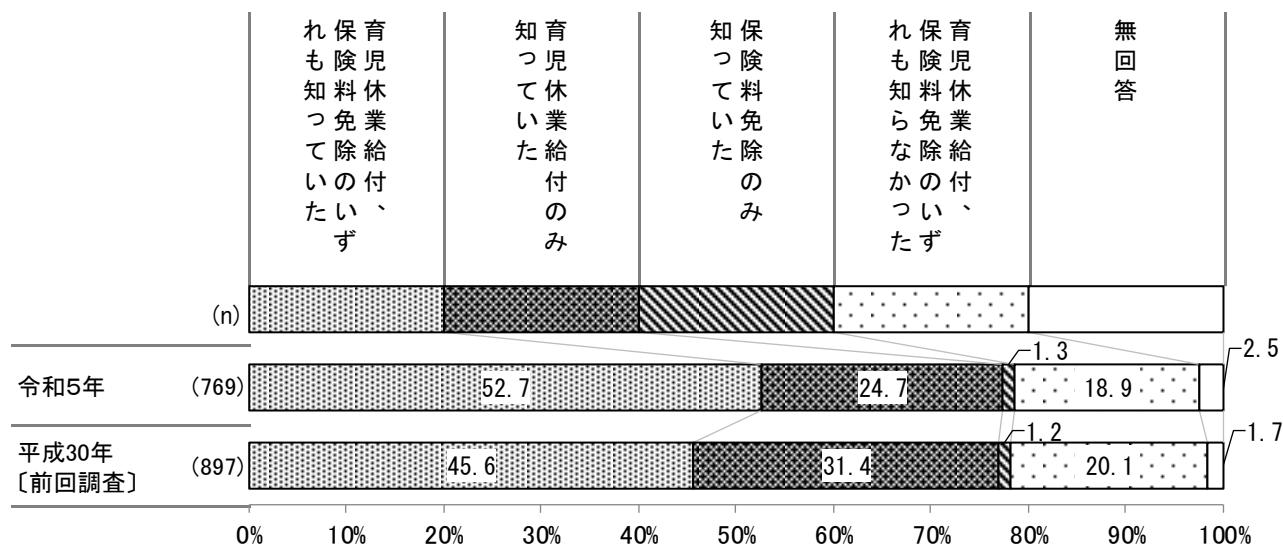
母親は「仕事が忙しかった」が16.2%と最も多く、次いで「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」が14.9%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」と「子育てや家事に専念するため退職した」がともに13.5%となっている。



(2) 育児休業給付の支給・社会保険料免除の認知度

未就学児

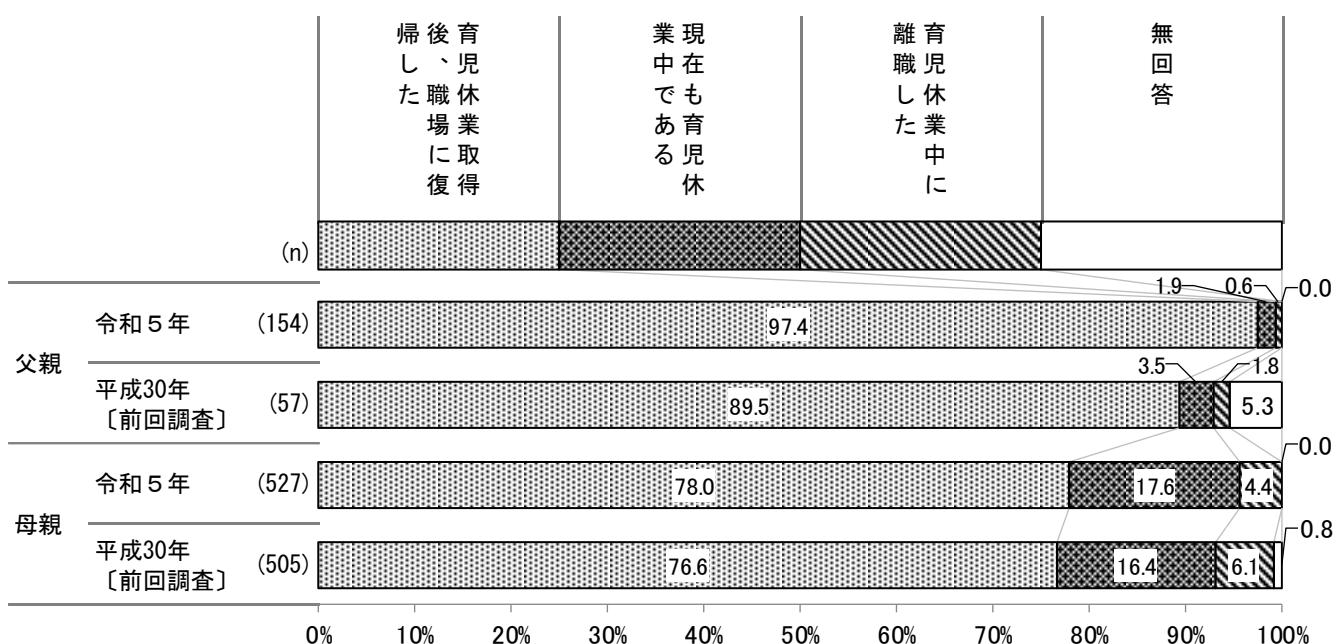
育児休業給付の支給・社会保険料免除の認知度については、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っている」が 52.7%、「育児休業給付のみ知っていた」が 24.7%、「いずれも知らなかった」が 18.9%となっている。



(3) 【育児休業取得者】育児休業後の職場復帰状況

未就学児

育児休業後の職場復帰の状況については、育児休業を取得した父親のうち 97.4%、母親のうち 78.0%が「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答している。



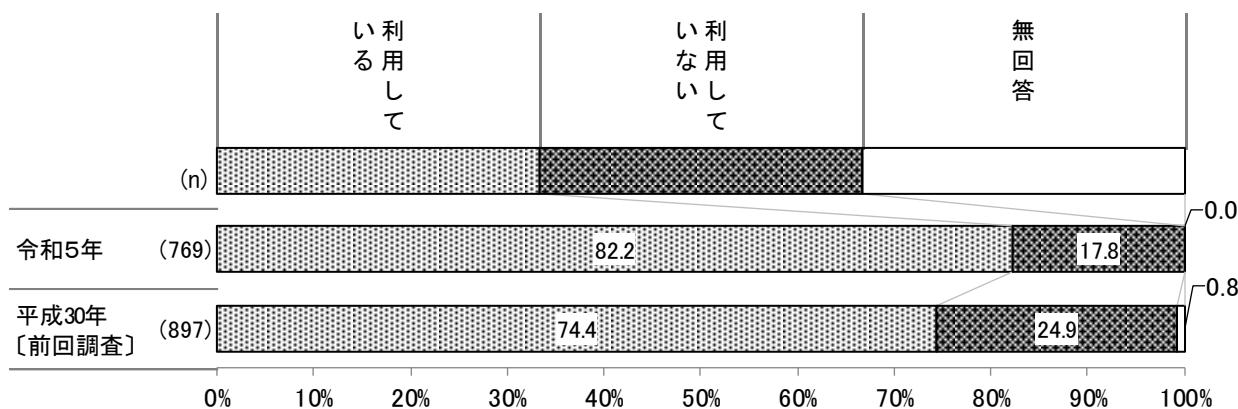
5. 教育・保育事業について

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

未就学児

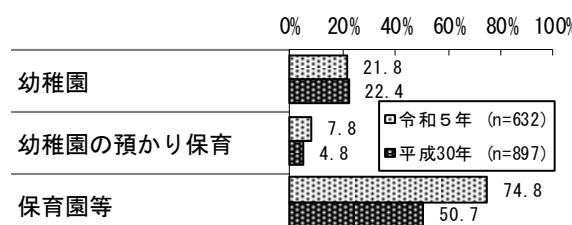
①利用の有無

未就学児の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が 82.2%、「利用していない」が 17.8% となっている。

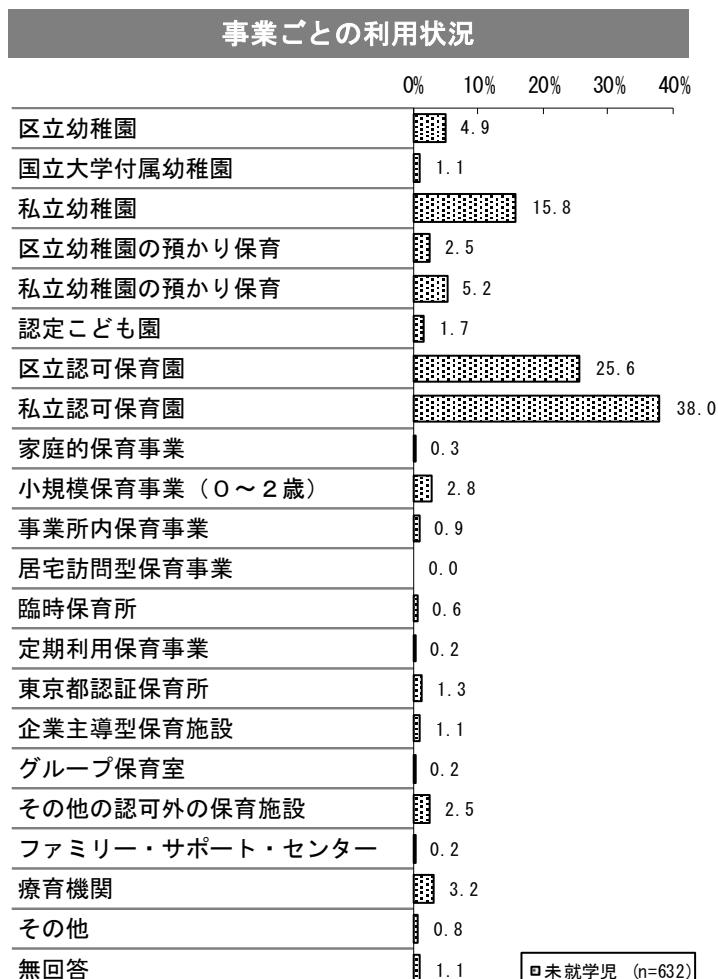


②定期的に利用している教育・保育事業（複数回答）

定期的に利用している教育・保育事業については、幼稚園で 21.8%、幼稚園の預かり保育で 7.8%、保育園等で 74.8% となっている。



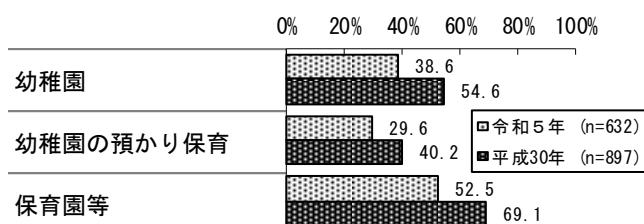
いずれかを利用	
幼稚園	区立幼稚園
	国立大学付属幼稚園
	私立幼稚園
幼稚園の預かり保育	区立幼稚園の預かり保育
	私立幼稚園の預かり保育
保育園等	認定こども園
	区立認可保育園
	私立認可保育園
	家庭的保育事業
	小規模保育事業（0～2歳）
	事業所内保育事業
	居宅訪問型保育事業
	臨時保育所
	定期利用保育事業
	東京都認証保育所



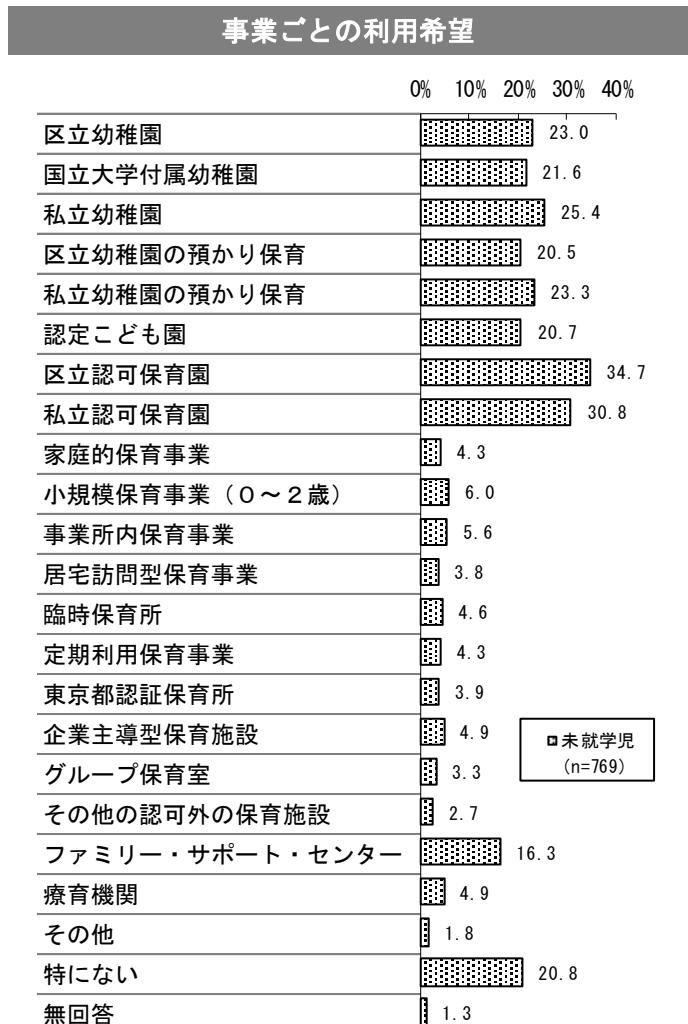
(2) 利用したい定期的な教育・保育事業（複数回答）

未就学児

利用したい定期的な教育・保育事業については、幼稚園で38.6%、幼稚園の預かり保育で29.6%、保育園等で52.5%となっている。



いずれかを利用	
幼稚園	区立幼稚園
	国立大学付属幼稚園
	私立幼稚園
幼稚園の預かり保育	区立幼稚園の預かり保育
	私立幼稚園の預かり保育
保育園等	認定こども園
	区立認可保育園
	私立認可保育園
	家庭的保育事業
	小規模保育事業（0～2歳）
	事業所内保育事業
	居宅訪問型保育事業
	臨時保育所
	定期利用保育事業
	東京都認証保育所
	企業主導型保育施設
	グループ保育室
	その他の認可外の保育施設

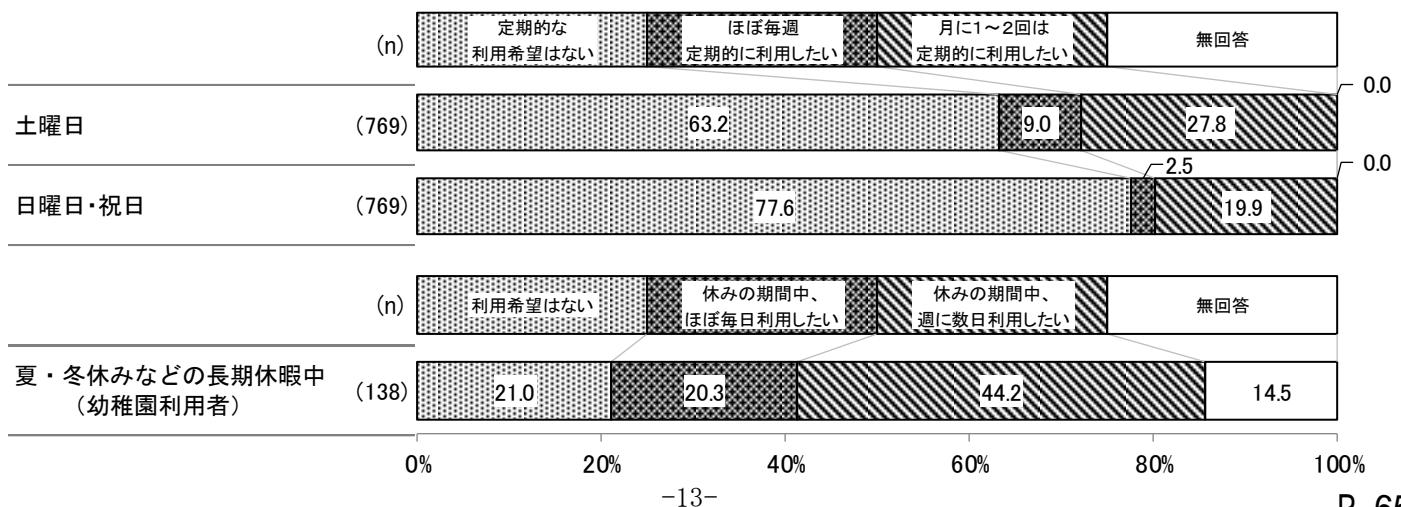


(3) 土、日・祝日／長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

未就学児

平日以外での定期的な教育・保育事業の利用希望を尋ねたところ、土曜日は「ほぼ毎週定期的に利用したい」が9.0%、「月に1～2回は定期的に利用したい」が27.8%となっている。日曜日・祝日は土曜日より希望者が少なく、それぞれ2.5%、19.9%となっている。

また、現在幼稚園利用者の夏休み・冬休みなどの長期休暇中の定期的な利用希望については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が20.3%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が44.2%と、「利用希望」の計は64.5%となっている。

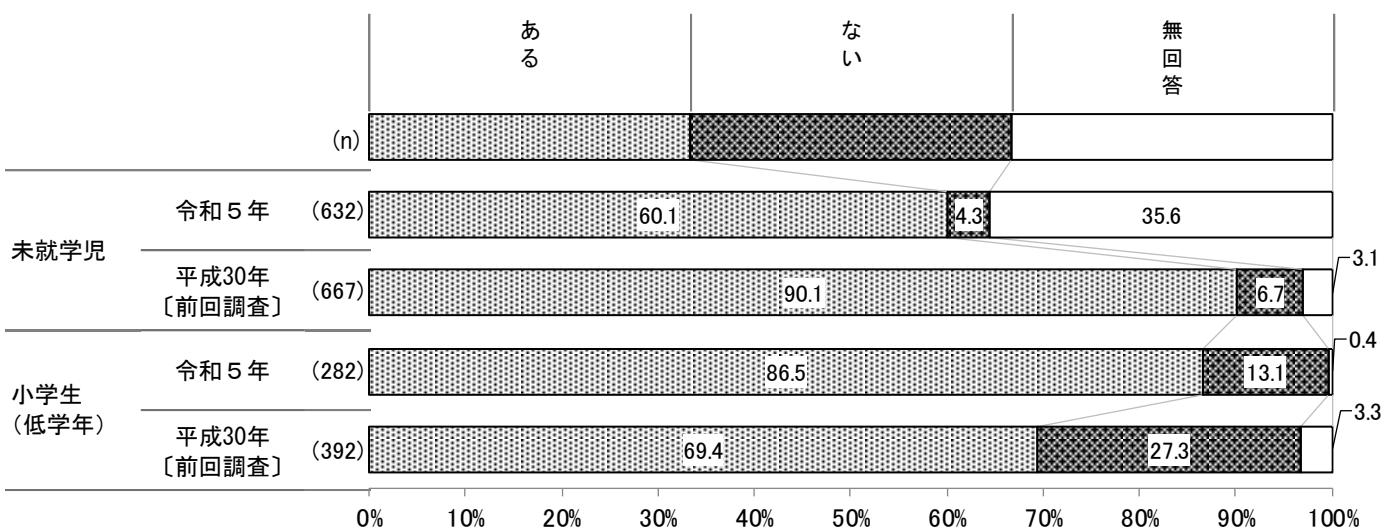


6. 病児・病後児保育について

(1) この1年間に子どもの病気やケガで保育園や学校を休んだ経験

未就学児 小学生

定期的な教育・保育事業を利用している未就学児の保護者及び小学生低学年（1年生～3年生）の保護者に、この1年間に子どもが病気やケガで保育園や学校を休んだことがあったか尋ねたところ、「ある」と回答した人は未就学児の保護者で60.1%、小学生低学年の保護者で86.5%となっている。

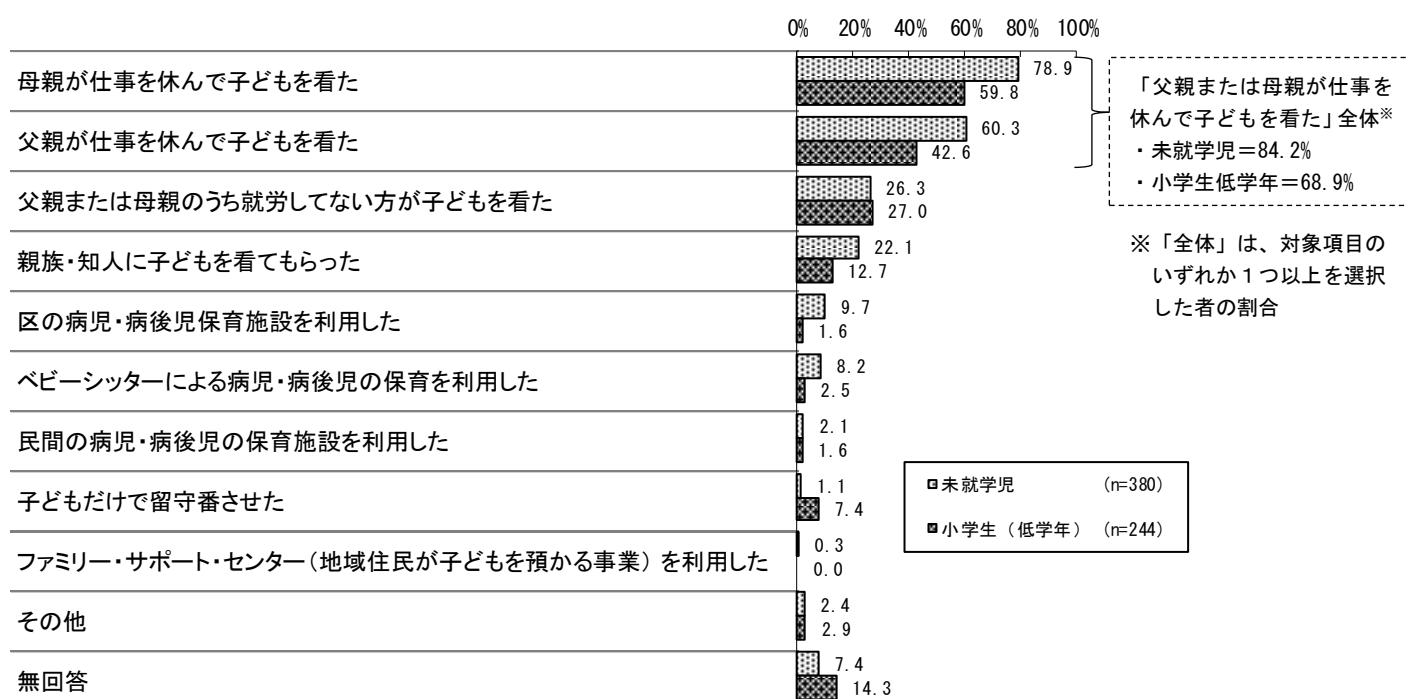


(2) 【保育園や学校を休んだ経験がある人】子どもの病気やケガの際の対処方法（複数回答）未就学児 小学生

この1年間に子どもの病気やケガで保育サービスを利用できなかったり、学校を休んだりした際の対処方法については、未就学児の保護者及び小学生低学年の保護者は「母親が仕事を休んで子どもを見た」がそれぞれ78.9%、59.8%と最も多く、「父親が仕事を休んで子どもを見た」が60.3%、42.6%で続いている。

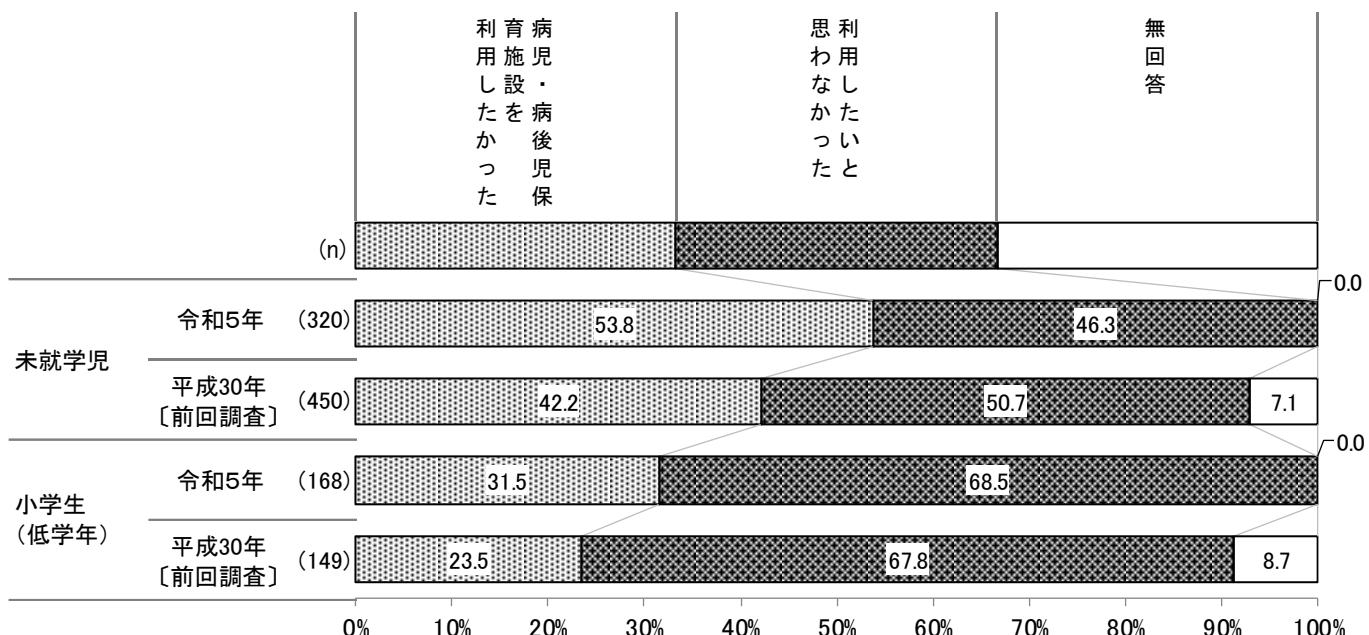
「父親または母親が仕事を休んで子どもを見た」全体では、未就学児の保護者が84.2%、小学生低学年の保護者が68.9%と、未就学児の保護者の方が多くなっている。

また、「区の病児・病後児保育施設を利用した」は未就学児の保護者が9.7%、小学生低学年の保護者が1.6%となっている。



(3) 【父親または母親が仕事を休んで子どもを看た人】病児・病後児保育施設の利用希望 未就学児 小学生

父親または母親が「仕事を休んで子どもを看た」と回答した人の病児・病後児保育施設の利用希望の割合は、未就学児の保護者は 53.8%、小学生低学年は 31.5% となっている。

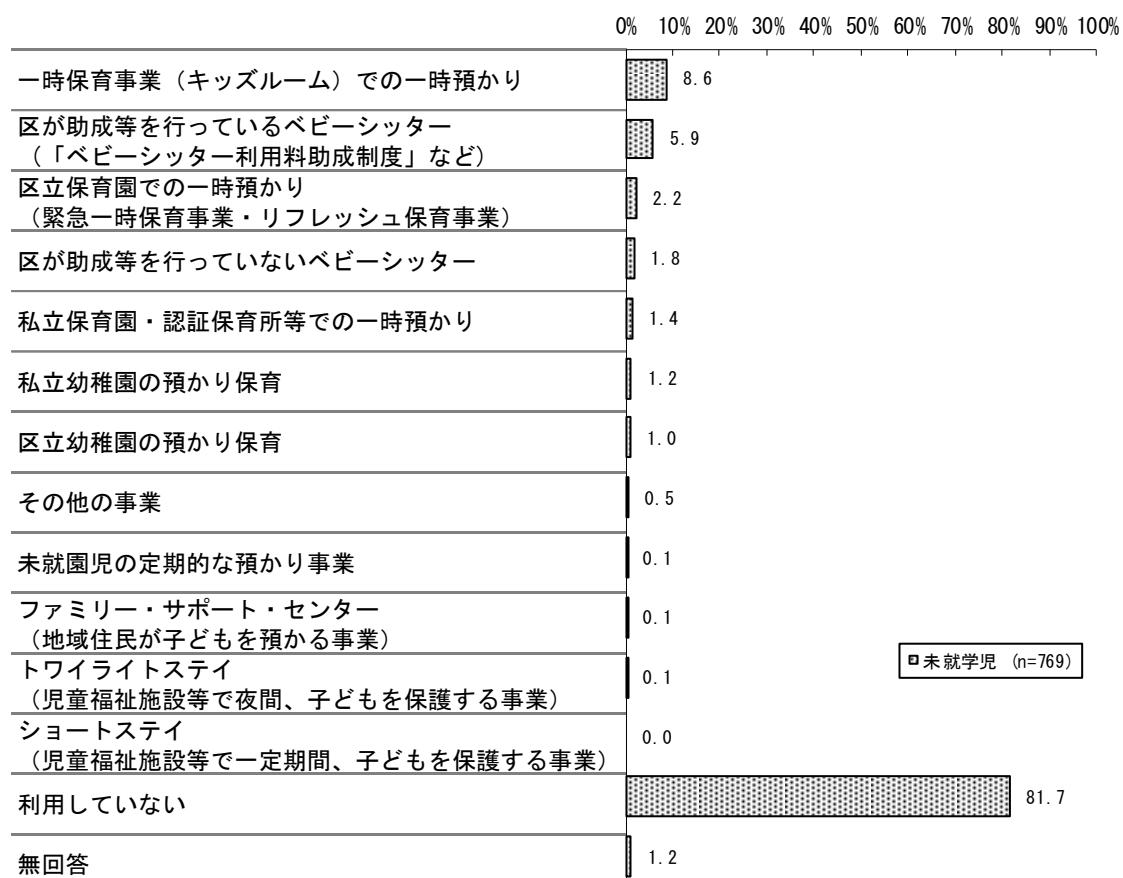


7. 一時預かり保育について

(1) 利用している一時預かり事業 (複数回答)

未就学児

この1年間で、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している一時預かり事業の利用状況について、未就学児の保護者に尋ねたところ、17.1%が何らかの事業を利用しており、「一時保育事業（キッズルーム）での一時預かり」が 8.6% と最も多く、次いで「区が助成等を行っているベビーシッター」が 5.9%、「区立保育園での一時預かり」が 2.2% となっている。

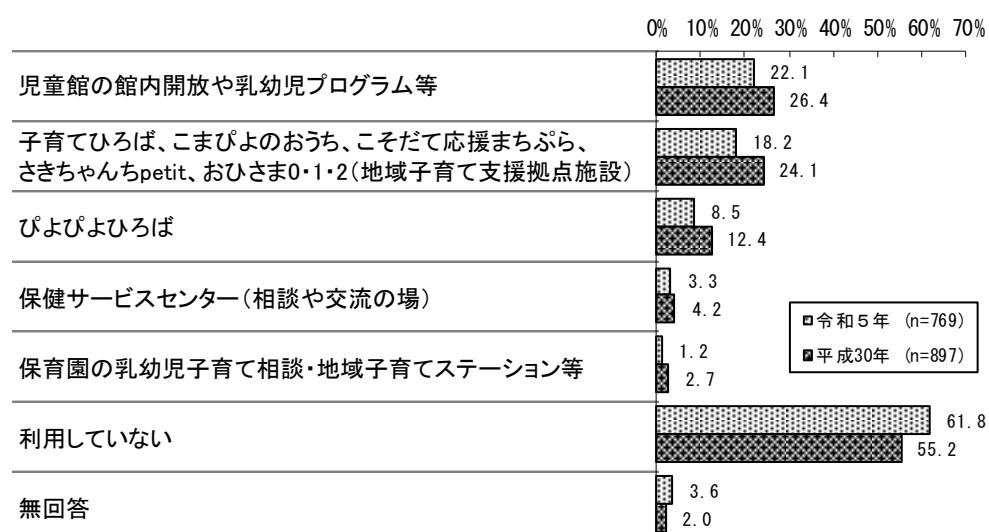


8. 地域子育て支援拠点事業について

(1) 利用している地域子育て支援拠点施設・類似施設（複数回答）

未就学児

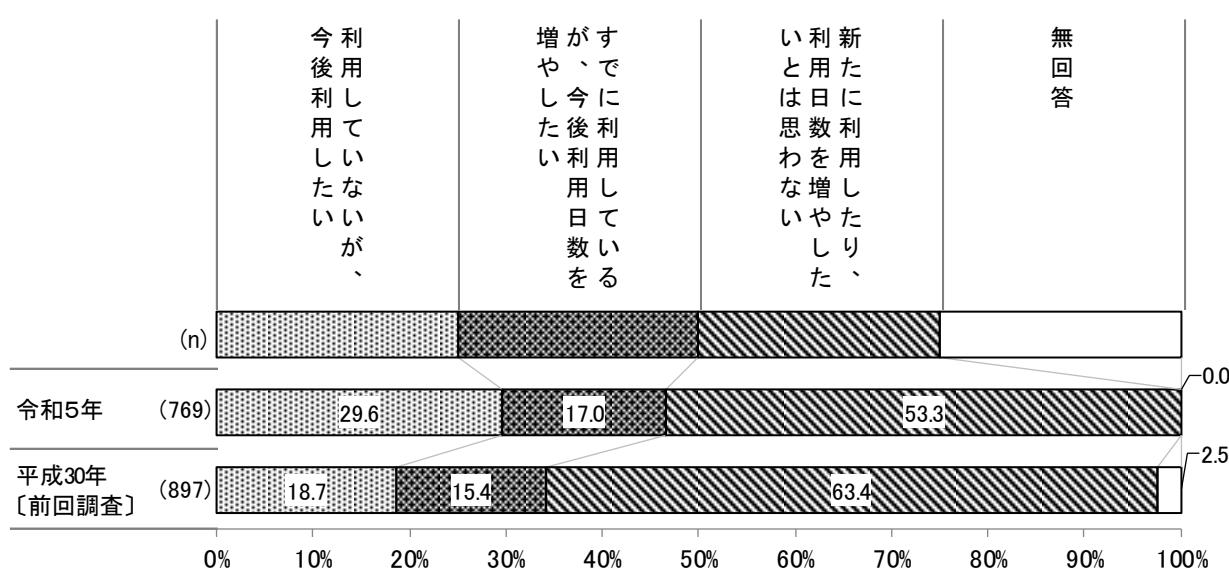
地域子育て支援拠点施設・類似施設の利用状況については、未就学児の保護者の6割以上が「利用していない」と回答しており、「利用している」と回答した約4割の利用状況としては「児童館の館内開放や乳幼児プログラム等」が22.1%と最も多く、次いで「子育てひろば、こまびよのおうち、こそだて応援まちぷら、さきちゃんち petit、おひさま0・1・2（地域子育て支援拠点施設）」18.2%、「ぴよぴよひろば」8.5%となっている。



(2) 地域子育て支援拠点施設・類似施設の利用希望

未就学児

地域子育て支援拠点施設・類似施設の今後の利用希望は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が53.3%を占めている。次いで「利用していないが、今後利用したい」の新規の利用希望が29.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の増加の利用希望が17.0%となっている。



9. 放課後の過ごし方について

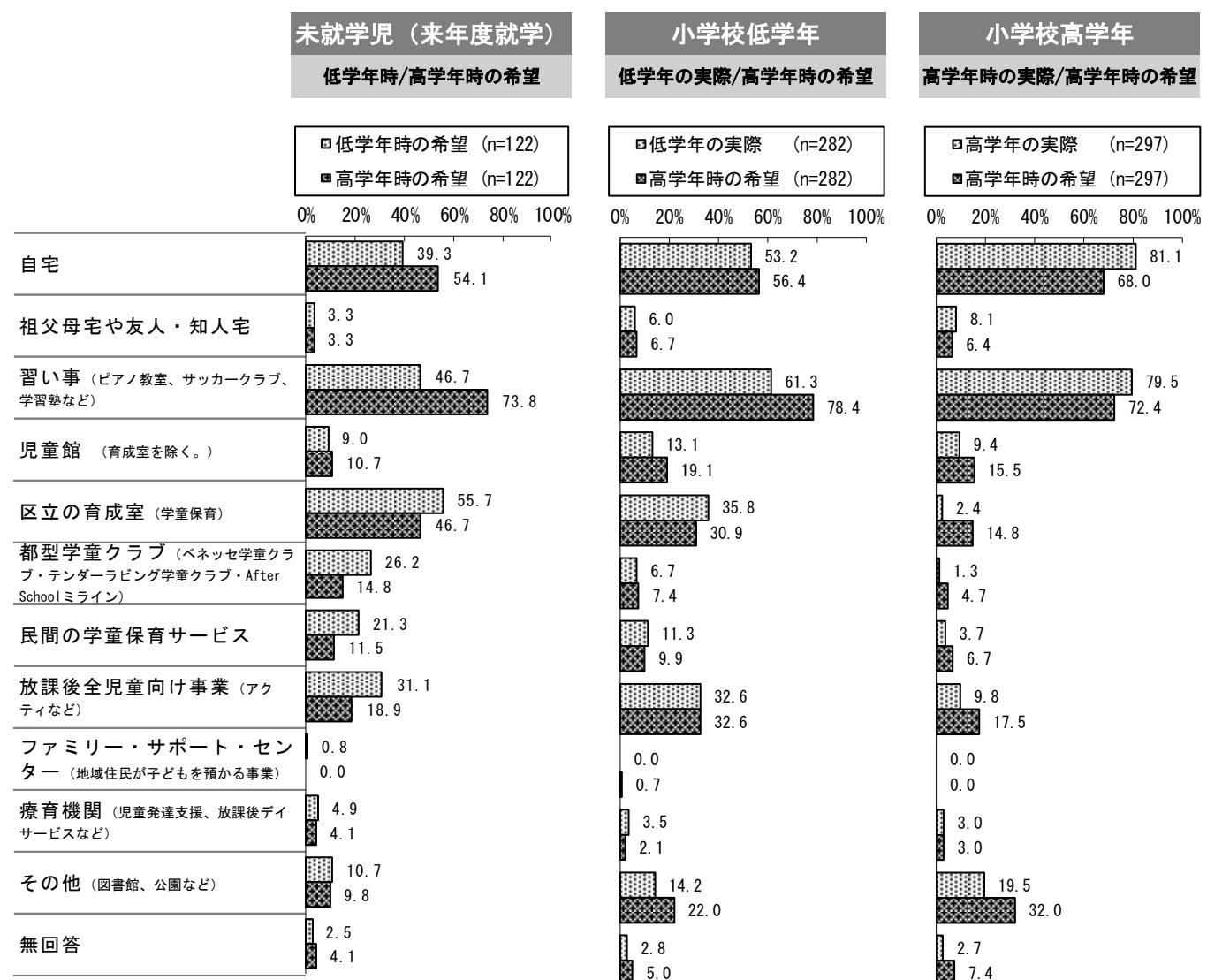
(1) 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所（複数回答）

未就学児 小学生

小学校の放課後の過ごし方について、未就学児のうち来年度就学する児童の保護者へ将来の希望を尋ねたところ、低学年時は「区立の育成室（学童保育）」が55.7%と最も多く、高学年時では「習い事」が73.8%と最も多くなっている。

小学校低学年の保護者に低学年の実際と高学年時の希望を尋ねたところ、ともに「習い事」が最も多く、次いで「自宅」となっている。また、低学年の実際は「区立の育成室（学童保育）」が35.8%、高学年時の希望は「放課後全児童向け事業（アクティなど）」が32.6%となっている。

小学校高学年の保護者においては、実際は「自宅」が81.1%と最も多く、次いで「習い事」が79.5%となっている。希望は「習い事」が72.4%、「自宅」が68.0%となっている。



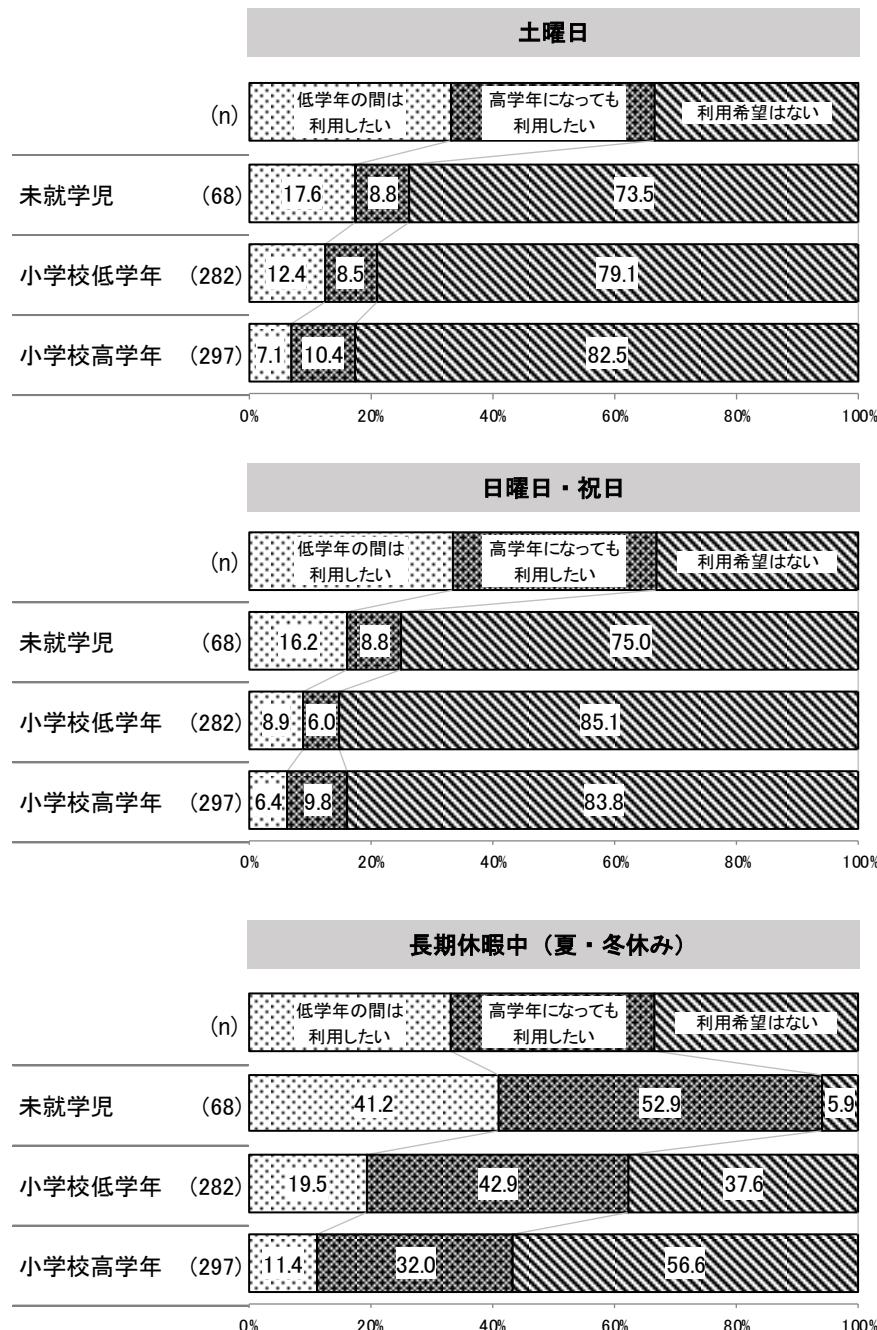
(2) 育成室（学童保育）の平日以外の利用希望

未就学児 小学生

育成室（学童保育）の土曜日の利用希望は未就学児（来年度就学）の保護者では「低学年のは間は利用したい」が 17.6%、「高学年になっても利用したい」が 8.8%となっており、未就学児の保護者の「利用希望」の計は 26.4%となっている。小学校低学年の保護者の「利用希望」の計は 20.9%、小学校高学年の保護者の「利用希望」の計は 17.5%となっている。

日曜日・祝日の利用希望は各属性ともに土曜日と比べ少ない傾向にあり、「利用希望」の計は、未就学児の保護者は 25.0%、小学校低学年の保護者は 14.9%、高学年の保護者はそれぞれ 16.2%となっている。

夏・冬休みの長期休暇中の利用希望は土曜日と比べて多く、「利用希望」の計は、未就学児の保護者は 94.1%、小学校低学年の保護者は 62.4%、高学年の保護者は 43.4%となっている。



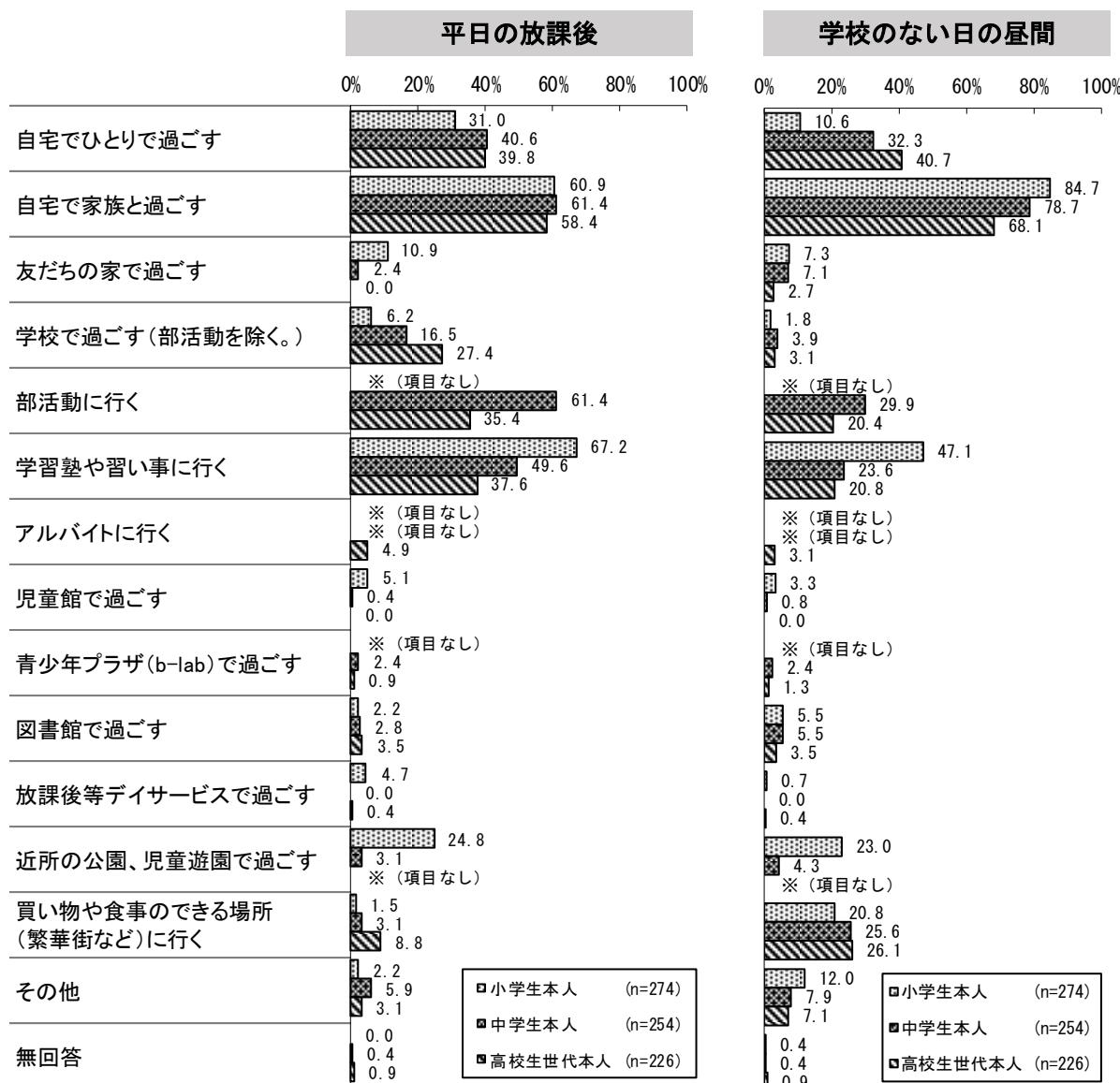
※ここでは、未就学児の保護者に対しては、放課後を過ごさせたい場所で「区立の育成室（学童保育）」と回答した方に対して平日以外の利用希望を質問しているが、小学生の保護者には全員に質問しています。

(3) 普段過ごす場所（複数回答）

小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

小学生本人、中学生本人及び高校生世代本人に、普段過ごす場所を尋ねたところ、平日の放課後は、小学生本人では「学習塾や習い事に行く」が 67.2%、中学生本人では「自宅で家族と過ごす」と「部活動に行く」が 61.4%、高校生世代本人では「自宅で家族と過ごす」が 58.4%と最も多くなっている。次いで小学生本人では「自宅で家族と過ごす」が 60.9%、中学生本人では「学習塾や習い事に行く」が 49.6%、高校生世代本人では「自宅でひとりで過ごす」が 39.8%となっている。

学校のない日の昼間は、小学生本人、中学生本人及び高校生世代本人ともに「自宅で家族と過ごす」が最も多くなっている。

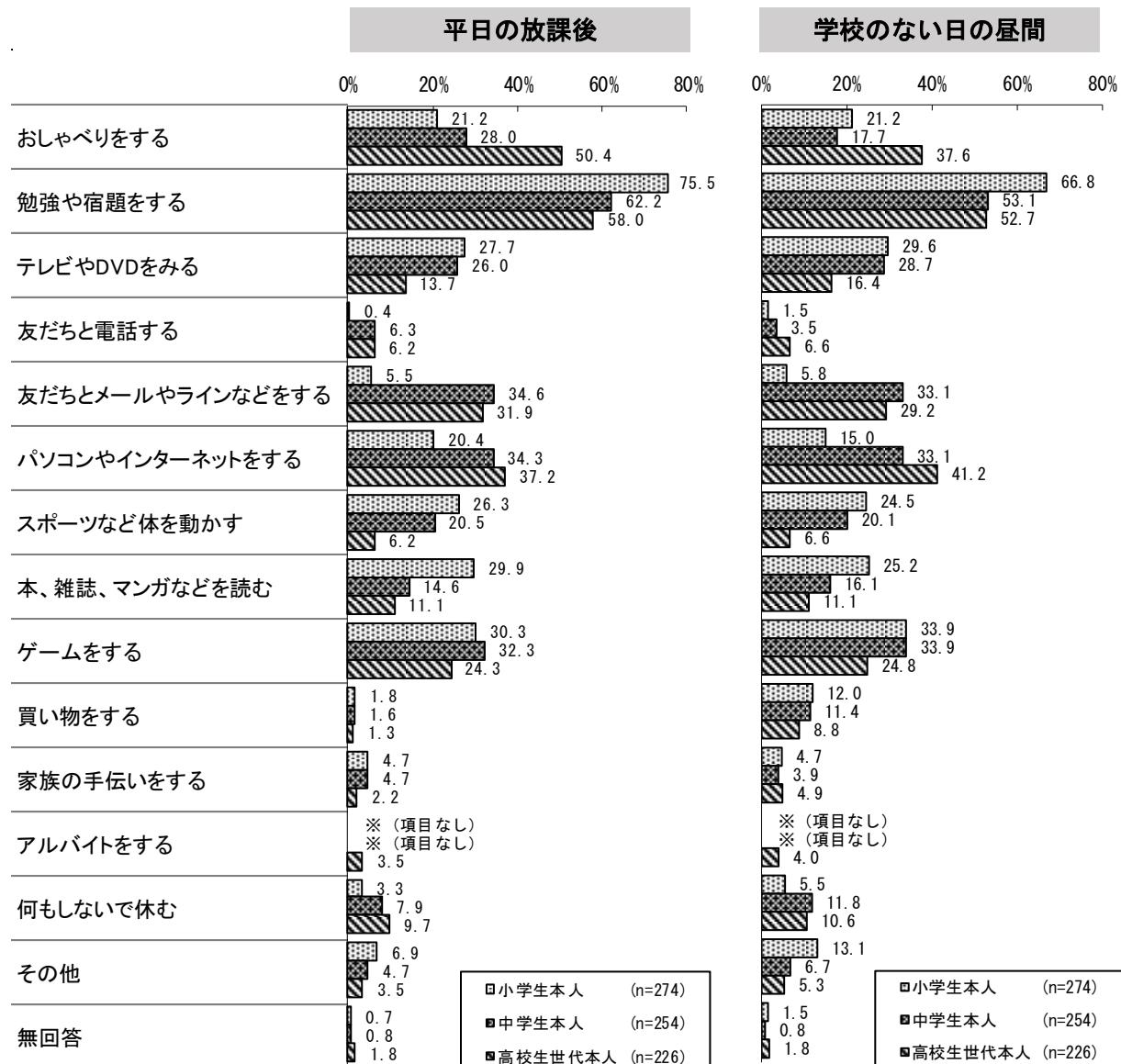


(4) 普段の過ごし方（複数回答）

小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

小学生本人、中学生本人及び高校生世代本人に、普段の過ごし方を尋ねたところ、小学生本人、中学生本人及び高校生世代本人ともに、平日の放課後、学校のない日の昼間において「勉強や宿題をする」が5割を超えて最も多くなっている。

平日の放課後では、次いで、小学生本人で「ゲームをする」、中学生本人で「友だちとメールやラインなどをする」、高校生世代で「おしゃべりをする」が上位となっており、学校のない日の昼間においては、小学生本人及び中学生本人で「ゲームをする」、高校生本人で「パソコンやインターネットをする」が上位となっている。

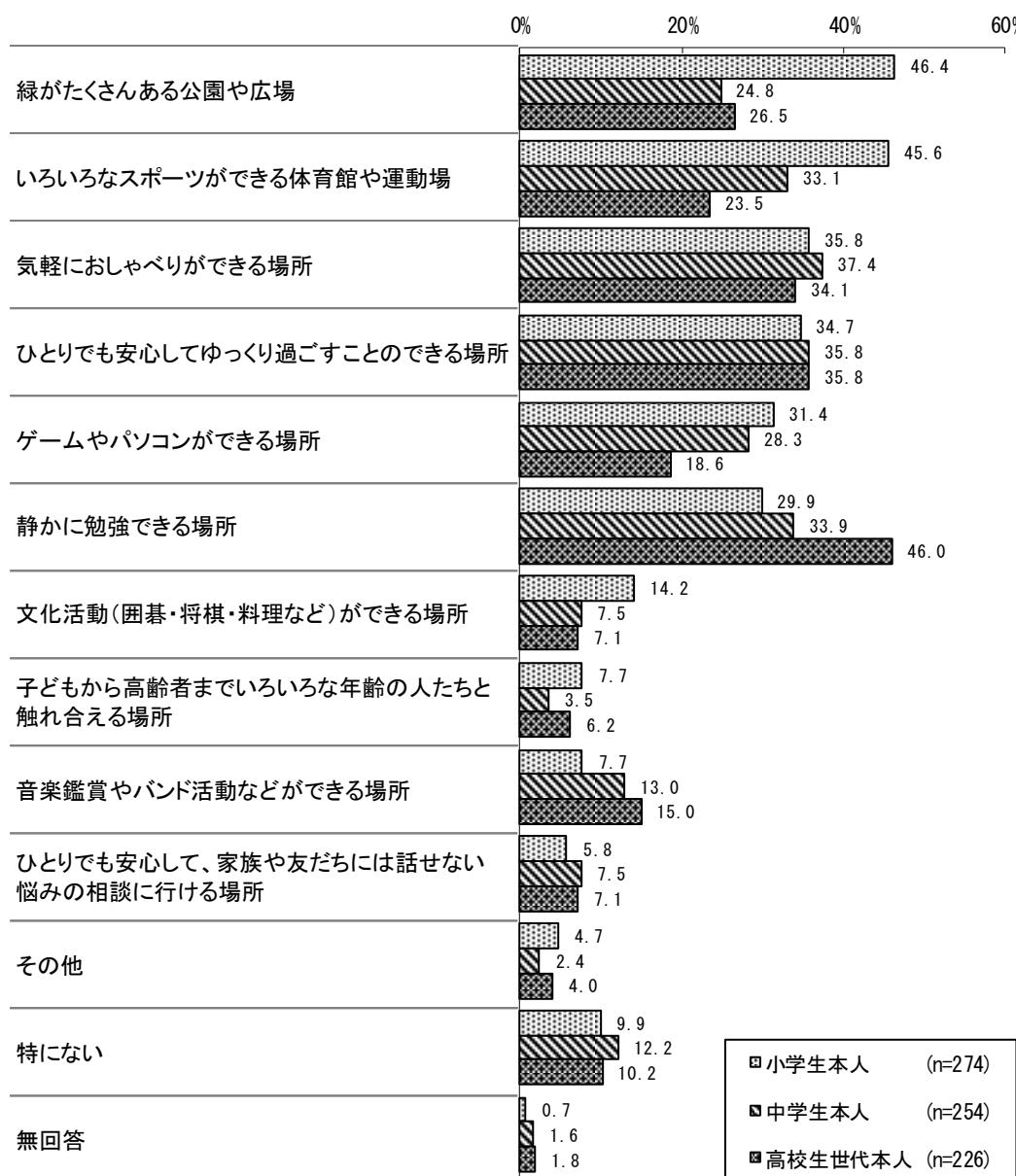


(5) 放課後を過ごす場所の希望（複数回答）

小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

小学生本人、中学生本人、高校生世代本人に放課後を過ごす場所の希望について尋ねたところ、小学生本人では「緑がたくさんある公園や広場」が 46.4%、中学生本人では「気軽におしゃべりできる場所」が 37.4%、高校生世代本人では「静かに勉強ができる場所」が 46.0%で最も多くなっている。

小学生本人、中学生本人及び高校生世代本人ともに、悩みの相談や他世代とのコミュニケーションを図れる場所に比べ、運動や勉強のできる場所や安全に過ごせる居場所を求める傾向がみられる。

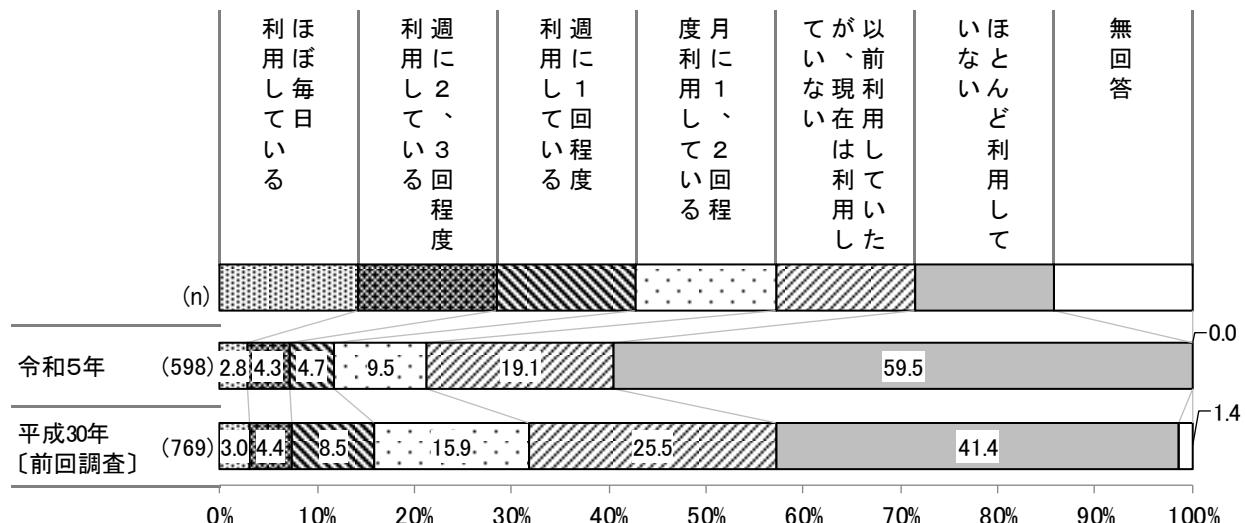


10. 児童館について

(1) 児童館の利用頻度

小学生

小学生の児童館の利用頻度については、「ほぼ毎日利用している」2.8%、「週に2、3回程度利用している」4.3%、「週に1回程度利用している」4.7%、「月に1、2回程度利用している」9.5%と「利用している」計で21.3%となっている。「以前利用していたが、現在は利用していない」の過去利用は19.1%、「ほとんど利用していない」の未利用は59.5%となっている。

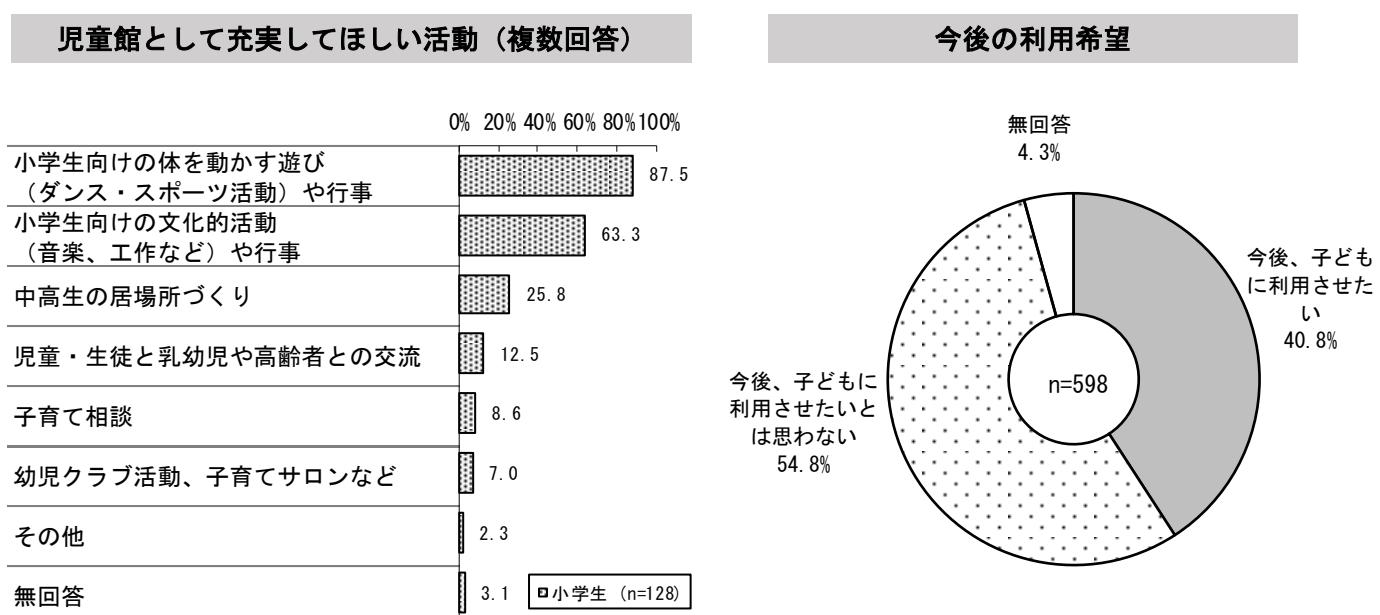


(2) 児童館として充実してほしい活動（複数回答）／今後の利用希望

小学生

児童館を利用している小学生の保護者に対し、児童館として充実してほしい活動を尋ねたところ、「小学生向けの体を動かす遊び（ダンス・スポーツ活動）や行事」が87.5%と最も多く、次いで「小学生向けの文化的活動（音楽、工作など）や行事」が63.3%となっている。

また、今後の児童館の利用希望について小学生の保護者全員に尋ねたところ、「今後、子どもに利用させたい」が40.8%、「今後、子どもに利用させたいとは思わない」が54.8%となっている。

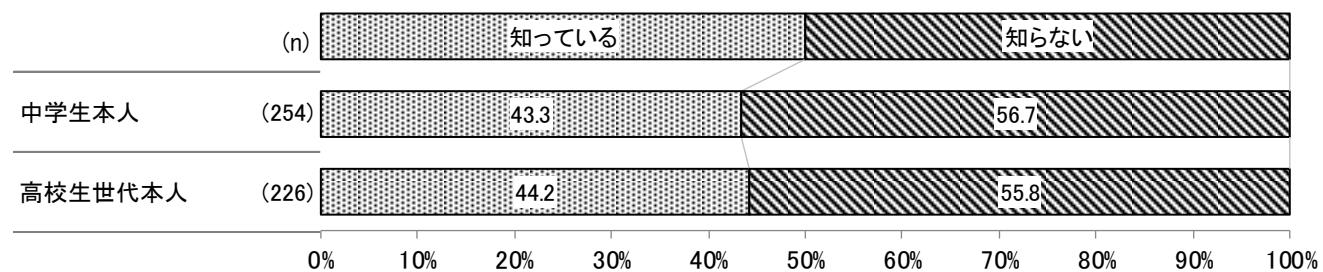


11. 青少年プラザ（b-lab）の利用状況について

(1) 青少年プラザ（b-lab）の認知度

中学生本人 高校生世代本人

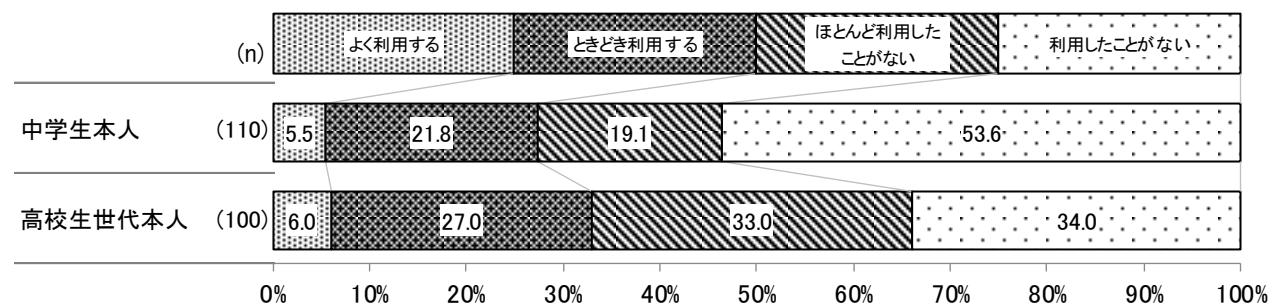
中学生本人及び高校生世代本人に青少年プラザ（b-lab）の認知度を尋ねたところ、各属性ともに「知っている」が4割以上となっている。



(2) 【青少年プラザ（b-lab）を「知っている」人】青少年プラザ（b-lab）の利用頻度

中学生本人 高校生世代本人

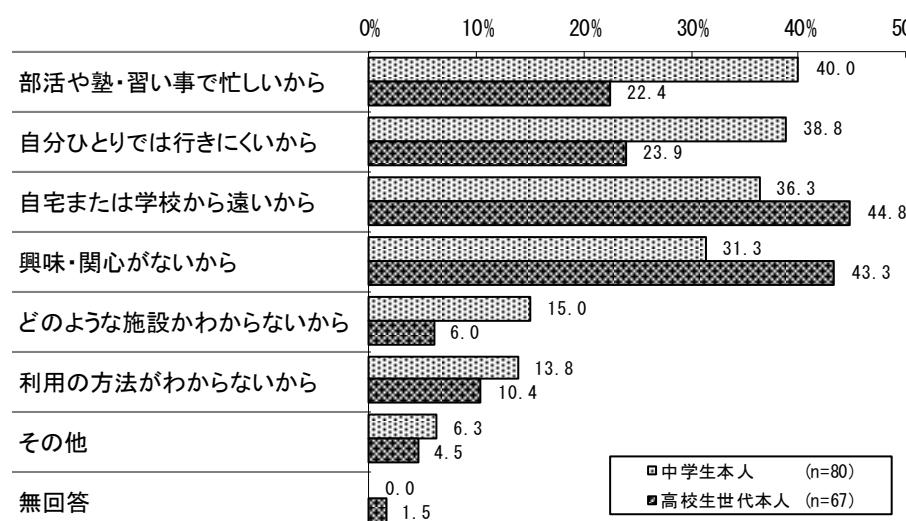
青少年プラザ（b-lab）を知っていると回答した人に同施設の利用頻度を尋ねたところ、「よく利用する」「ときどき利用する」を合わせた「利用する」の計は中学生本人が27.3%、高校生世代本人が33.0%となっている。



(3) 【「ほとんど利用したことがない」「利用したことがない」回答者】青少年プラザ（b-lab）を利用しない理由（複数回答）

中学生本人 高校生世代本人

青少年プラザ（b-lab）を利用しない理由については、中学生本人では「部活や塾・習い事で忙しいから」が40.0%、高校生世代本人では「自宅または学校から遠いから」が44.8%で最も多くなっている。

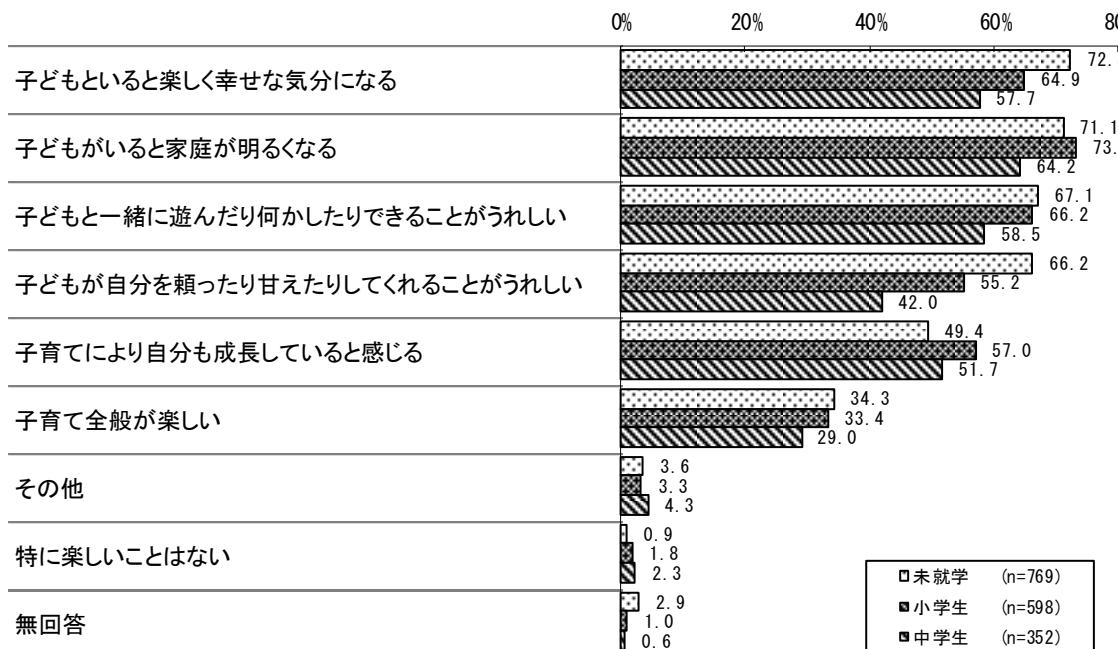


12. 子育てのイメージ／不安・悩みについて

(1) 子育てをする上で楽しいと感じるとき

未就学児 小学生 中学生

子育てをする上で楽しいと感じるときについて、「子どもといふると楽しく幸せな気分になる」と回答したのは、未就学児の保護者が 72.3%、小学生の保護者が 64.9%、中学生の保護者が 57.7% となっている。「子どもがいると家庭が明るくなる」は未就学児の保護者が 71.1%、小学生の保護者が 73.2%、中学生の保護者が 64.2% となっている。

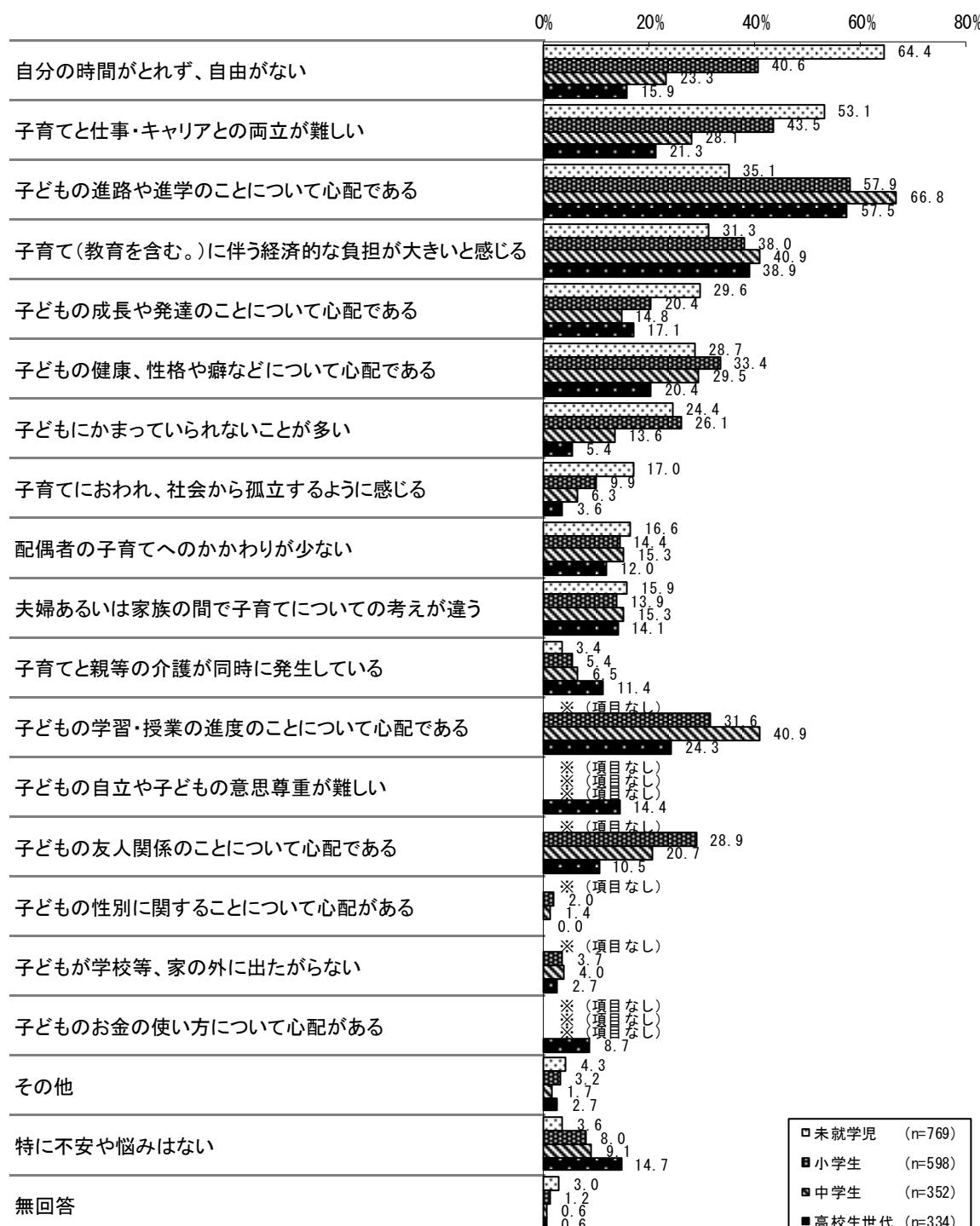


(2) 子育てをする上で持っている不安や悩み（複数回答）

未就学児 小学生 中学生 高校生世代

子育てをする上での不安や悩みについて、未就学児の保護者は「自分の時間がとれず、自由がない」が 64.4% と最も多く、次いで「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が 53.1% と、ワーク・ライフ・バランス関連の項目が上位となっている。

一方、小学生の保護者、中学生の保護者及び高校生世代の保護者で最も多いのは「子どもの進路や進学のこと」で、それぞれ 57.9%、66.8%、57.5% となっている。次いで小学生の保護者では「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が 43.5%、中学生の保護者では「子育て（教育を含む。）に伴う経済的な負担が大きいと感じる」と「子どもの学習・授業の進度のことについて心配である」がともに 40.9%、高校生世代の保護者では「子育て（教育を含む。）に伴う経済的な負担が大きいと感じる」が 38.9% となっており、子どもの成長に伴う教育や経済的不安が上位となっている。

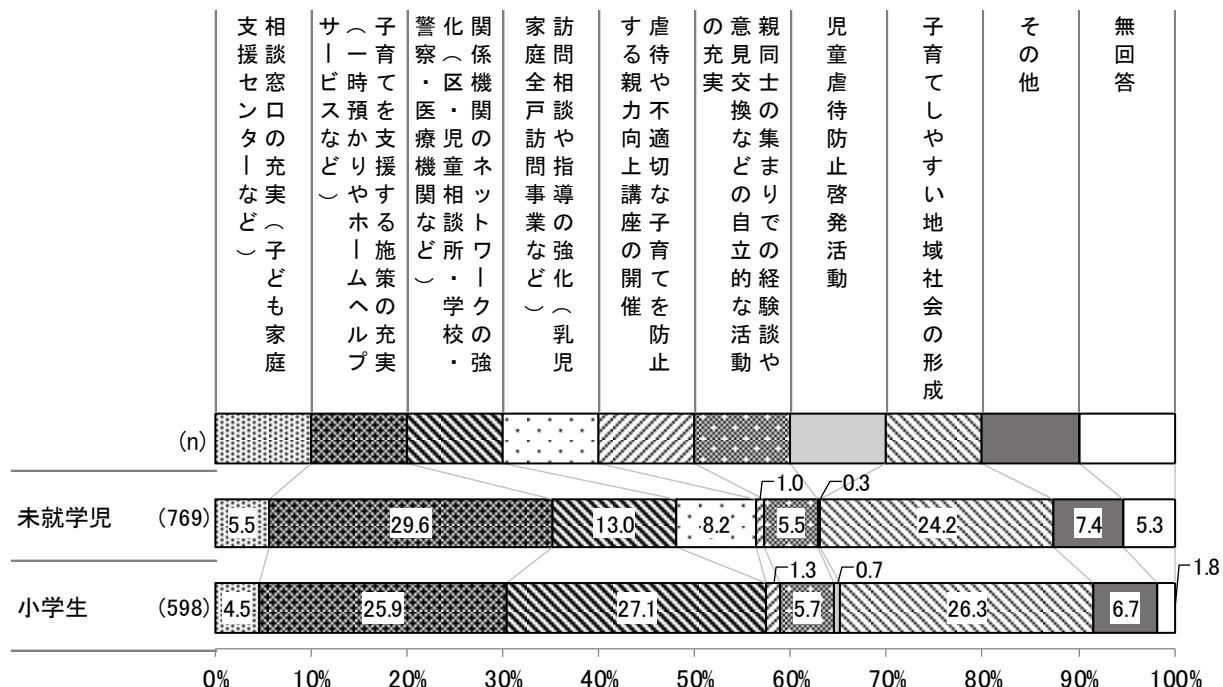


(3) 児童虐待や不適切な子育て防止のために最も効果的と思うこと

未就学児 小学生

児童虐待や不適切な子育て防止のために最も効果的と思うことを尋ねたところ、未就学児の保護者では「子育てを支援する施策の充実」が 29.6%、小学生の保護者では「関係機関のネットワークの強化」が 27.1%で最も多くなっている。次いで、未就学児の保護者と小学生の保護者ともに「子育てしやすい地域社会の形成」となっており、それぞれ 24.2%、26.3%となっている。

「関係機関のネットワークの強化（区・児童相談所・学校・警察・医療機関など）」は未就学児の保護者に比べ、小学生の保護者が 14.1 ポイント多く回答している。



※「訪問相談や指導の強化（乳児家庭全戸訪問事業など）」は小学生調査では項目なし

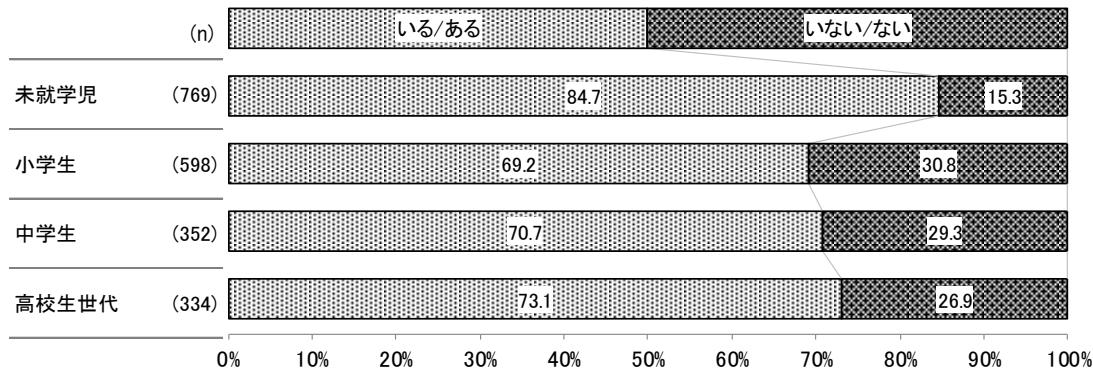
※その他：療育施設の充実、経済的負担の軽減、就労環境の改善など

(4) 子育て（教育含む。）に関する相談先

未就学児 小学生 中学生 高校生世代

①相談先の有無

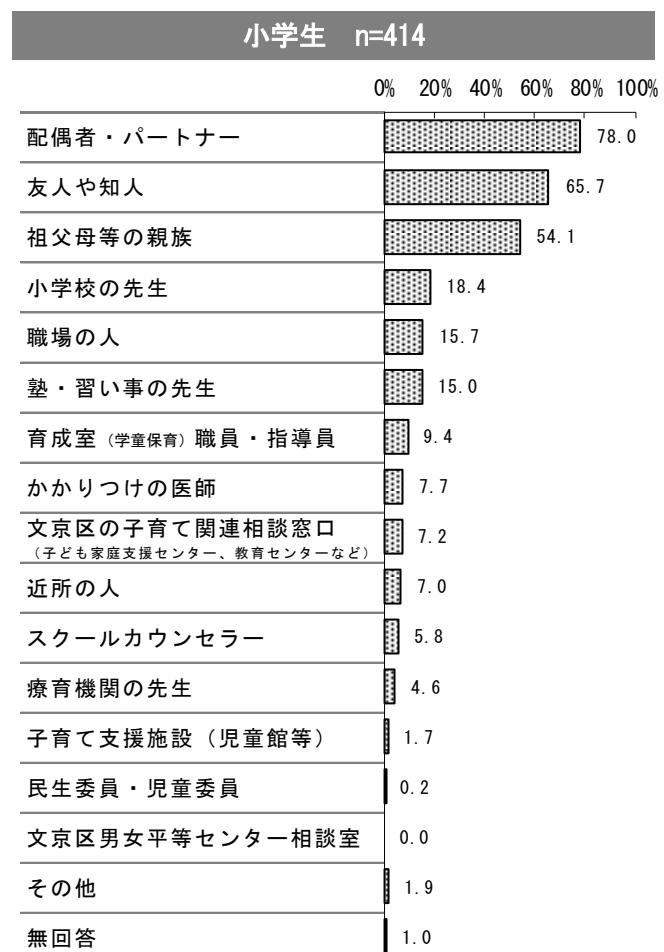
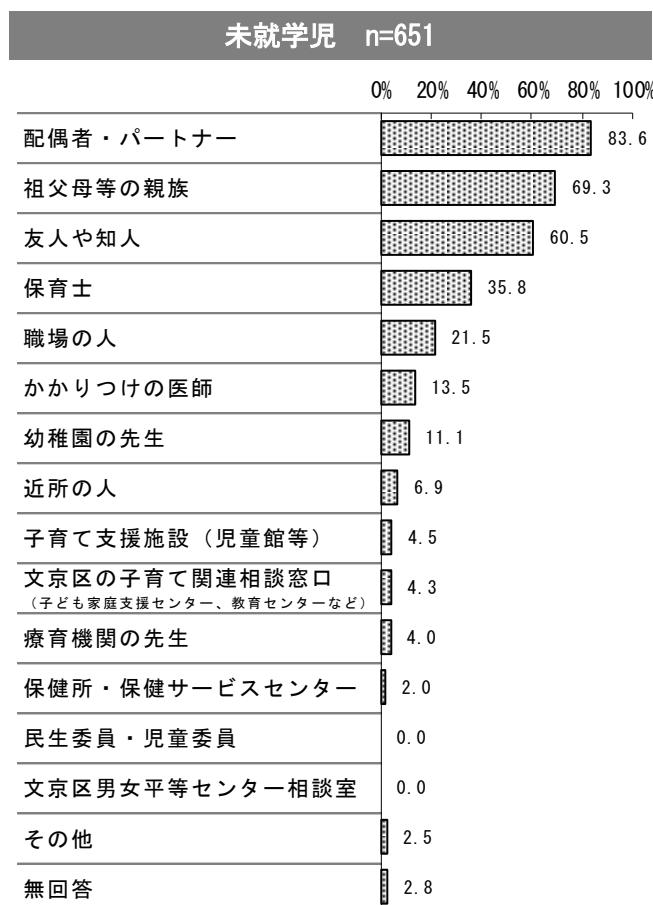
子育て（教育含む。）に関する相談先の有無については、「いる／ある」と回答したのは、未就学児の保護者は 84.7%、小学生の保護者は 69.2%、中学生の保護者は 70.7%、高校生世代の保護者が 73.1%となっている。



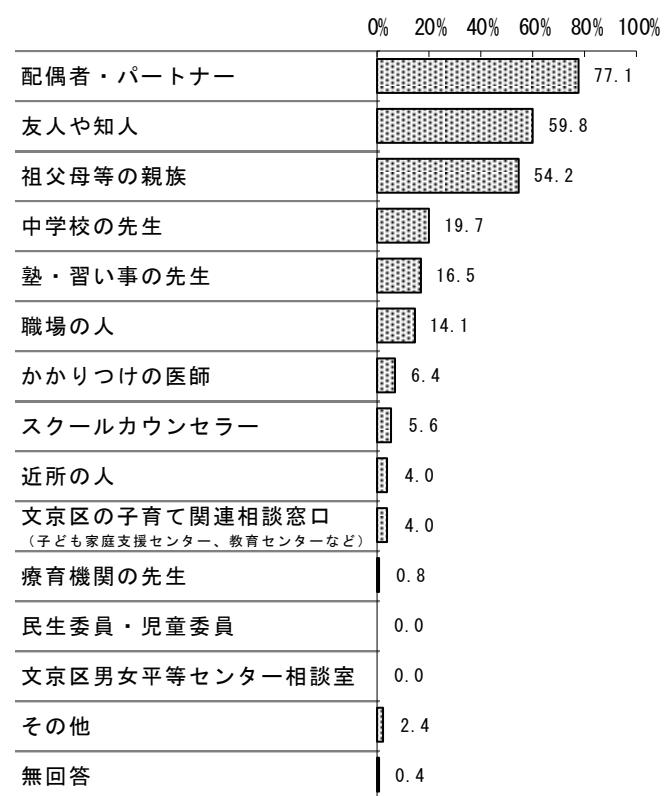
②【相談先「ある／いる」人】相談相手・場所（複数回答）

子育て（教育含む。）に関する相談先が「ある／いる」と回答した人に、相談相手・場所を尋ねたところ、未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者及び高校生世代の保護者は「配偶者・パートナー」が、それぞれ83.6%、78.0%、77.1%、72.5%と最も多くなっている。次いで、未就学児の保護者では「祖父母等の親族」が69.3%、小学生の保護者、中学生の保護者及び高校生世代の保護者では、「友人や知人」がそれぞれ65.7%、59.8%、61.9%となっている。

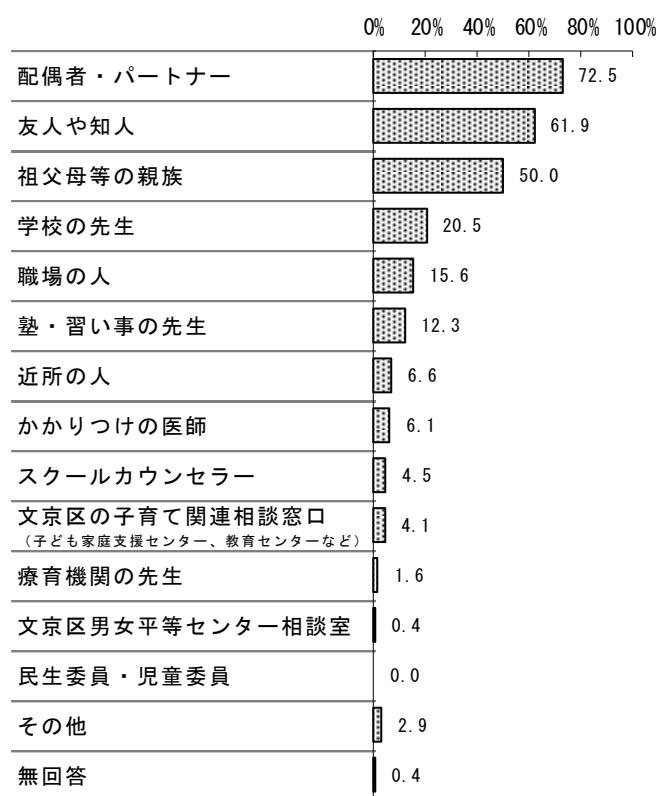
また、未就学児の保護者は「友人や知人」、「保育士」、「職場の人」など、小学生の保護者は「祖父母等の親族」、「小学校の先生」、「職場の人」など、中学生の保護者は「祖父母等の親族」、「中学校の先生」、「塾・習い事の先生」など、高校生世代の保護者は「祖父母等の親族」、「学校の先生」、「職場の人」など、日常的に接触頻度が高いと思われる保育・教育関係者が続いている。



中学生 n=249

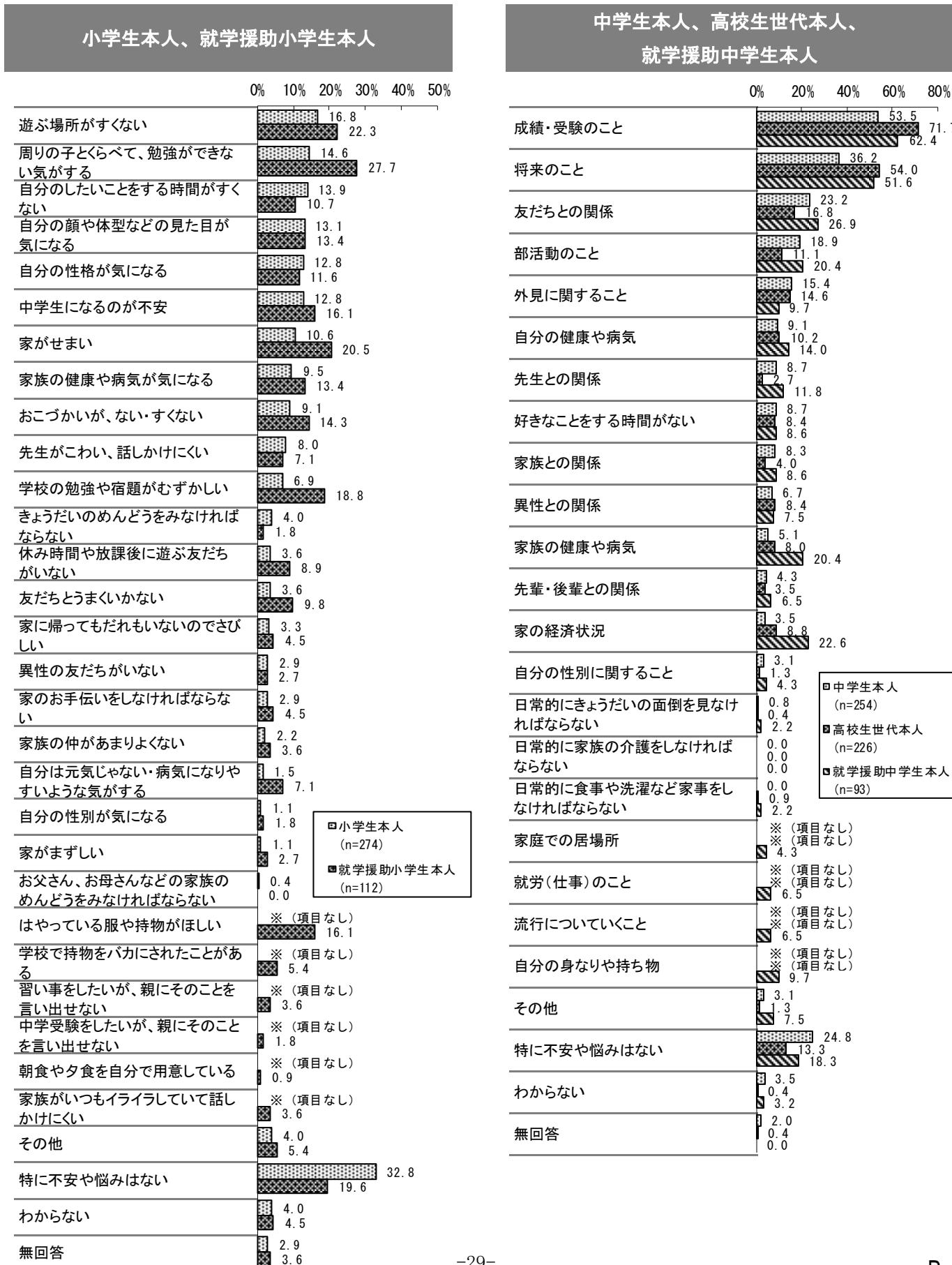


高校生世代 n=244



(5) 現在の不安・悩み（複数回答） 小学生本人 中学生本人 高校生世代本人 就学援助小学生本人 就学援助中学生本人

現在の不安・悩みを尋ねたところ、小学生本人は「遊ぶ場所がすくない」が16.8%、就学援助受給世帯小学生本人は「周りの子とくらべて、勉強ができない気がする」が27.7%と最も多くなっている。中学生本人、高校生世代本人、就学援助受給世帯中学生本人はともに「成績・受験のこと」がそれぞれ53.5%、71.7%、62.4%と最も多くなっている。



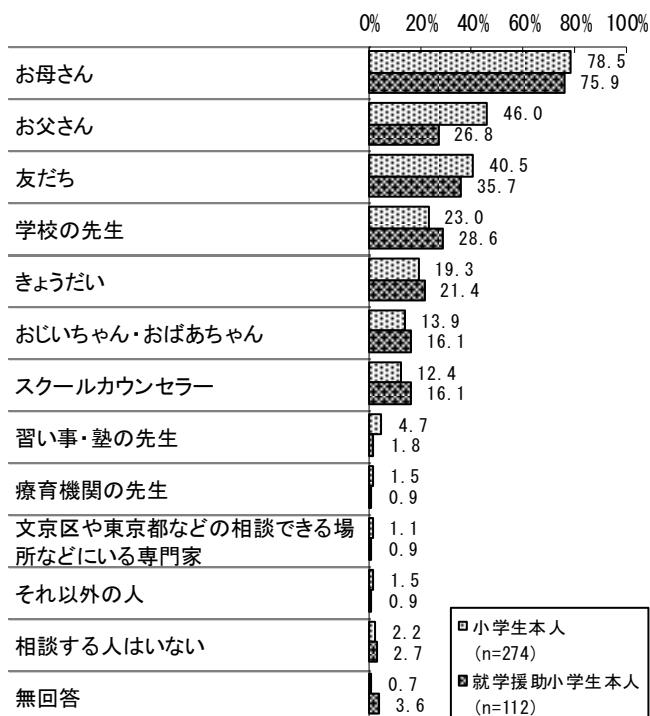
(6) 不安・心配ごとの相談相手（複数回答）

小学生本人 中学生本人 高校生世代本人 就学援助小学生本人 就学援助中学生本人

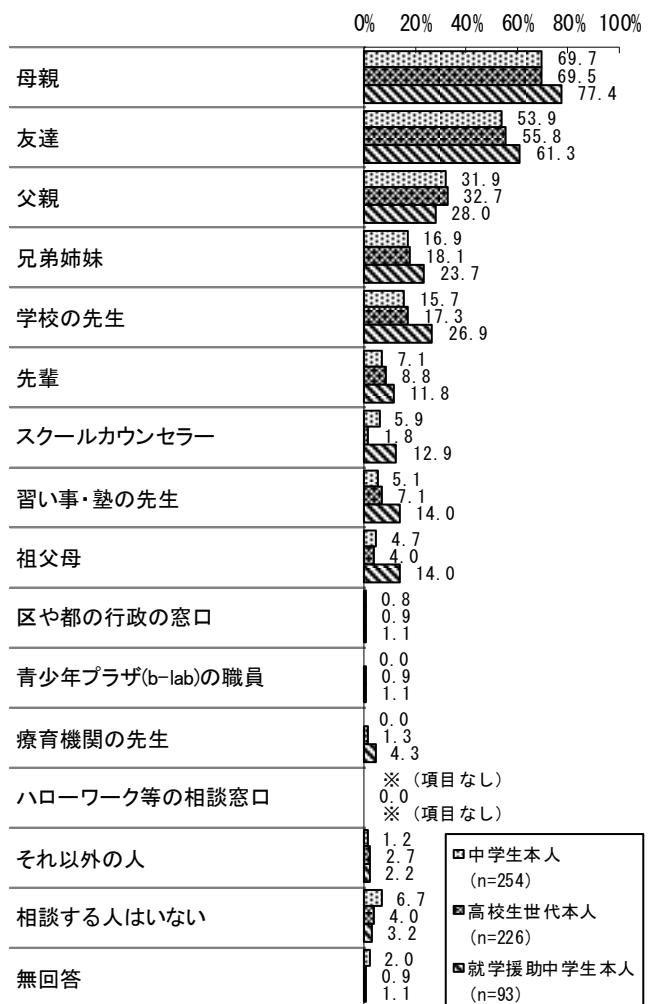
小学生本人及び就学援助受給世帯小学生本人に、不安や心配ごとの相談相手を尋ねたところ、「お母さん」がそれぞれ 78.5%、75.9%で最も多くなっている。中学生本人、高校生世代本人及び就学援助受給世帯中学生本人では「母親」がそれぞれ 69.7%、69.5%、77.4%と最も多くなっている。

また、小学生本人及び就学援助受給世帯小学生本人で「お父さん」はそれぞれ 46.0%、26.8%となっている。中学生本人、高校生世代本人及び就学援助受給世帯中学生本人で「父親」はそれぞれ 31.9%、32.7%、28.0%となっている。

小学生本人、就学援助小学生本人



**中学生本人、高校生世代本人、
就学援助中学生本人**

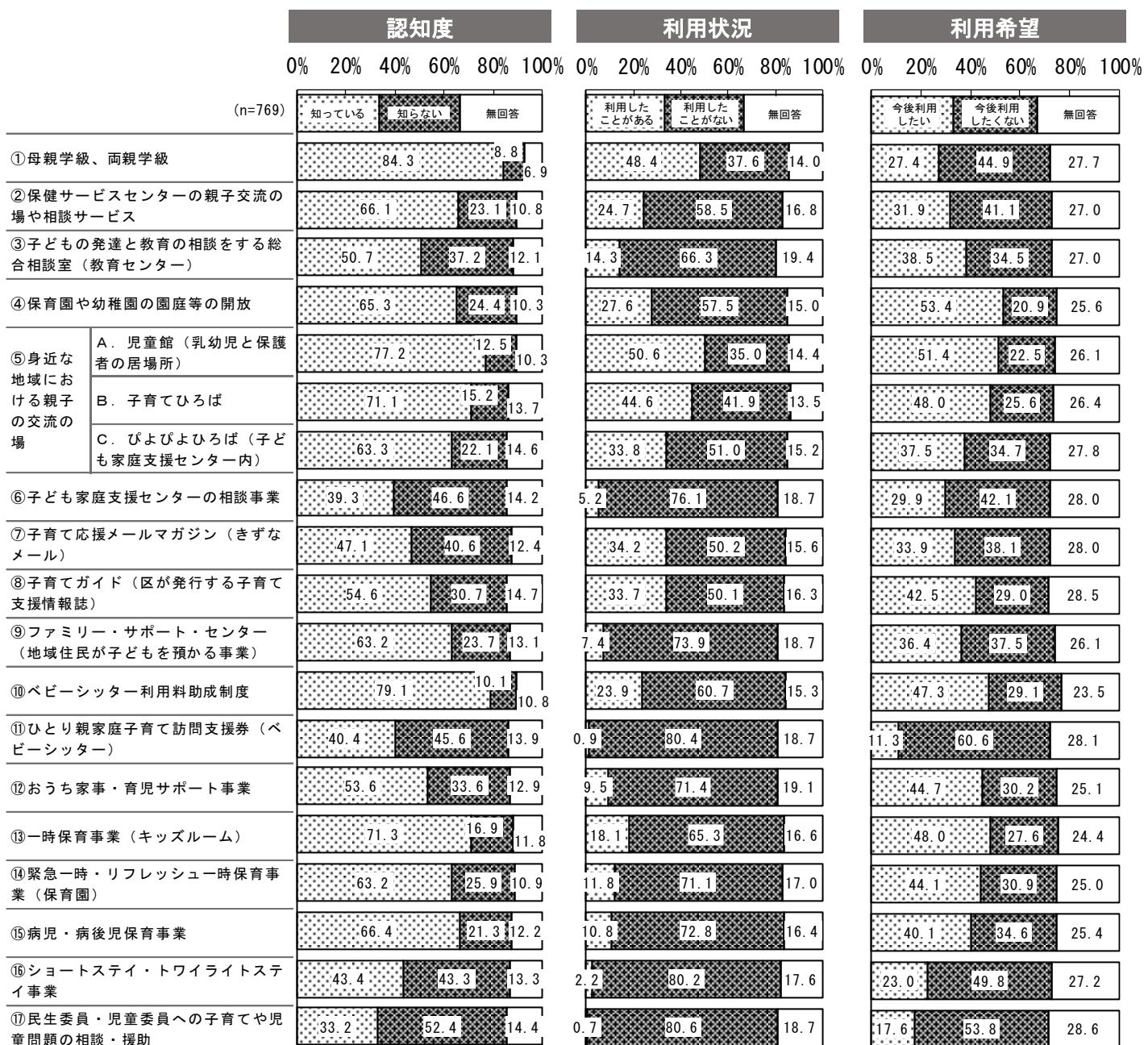


①未就学児の保護者

子育て支援サービスの認知度を尋ねたところ、「知っている」は「①母親学級・両親学級」が84.3%と最も多く、「⑩ベビーシッター利用料助成制度」が79.1%、「⑤A. 児童館（乳幼児と保護者の居場所）」が77.2%と続いている。

これまでの利用状況を尋ねたところ、「利用したことがある」は「⑤A. 児童館（乳幼児と保護者の居場所）」が50.6%と最も多く、「①母親学級・両親学級」が48.4%、「⑤B. 子育てひろば」が44.6%と続いている。

今後の利用希望を尋ねたところ、「④保育園や幼稚園の園庭等の開放」が53.4%と最も多く、「⑤A. 児童館（乳幼児と保護者の居場所）」が51.4%、「⑤B. 子育てひろば」と「⑬一時保育事業（キッズルーム）」がともに48.0%と続いている。

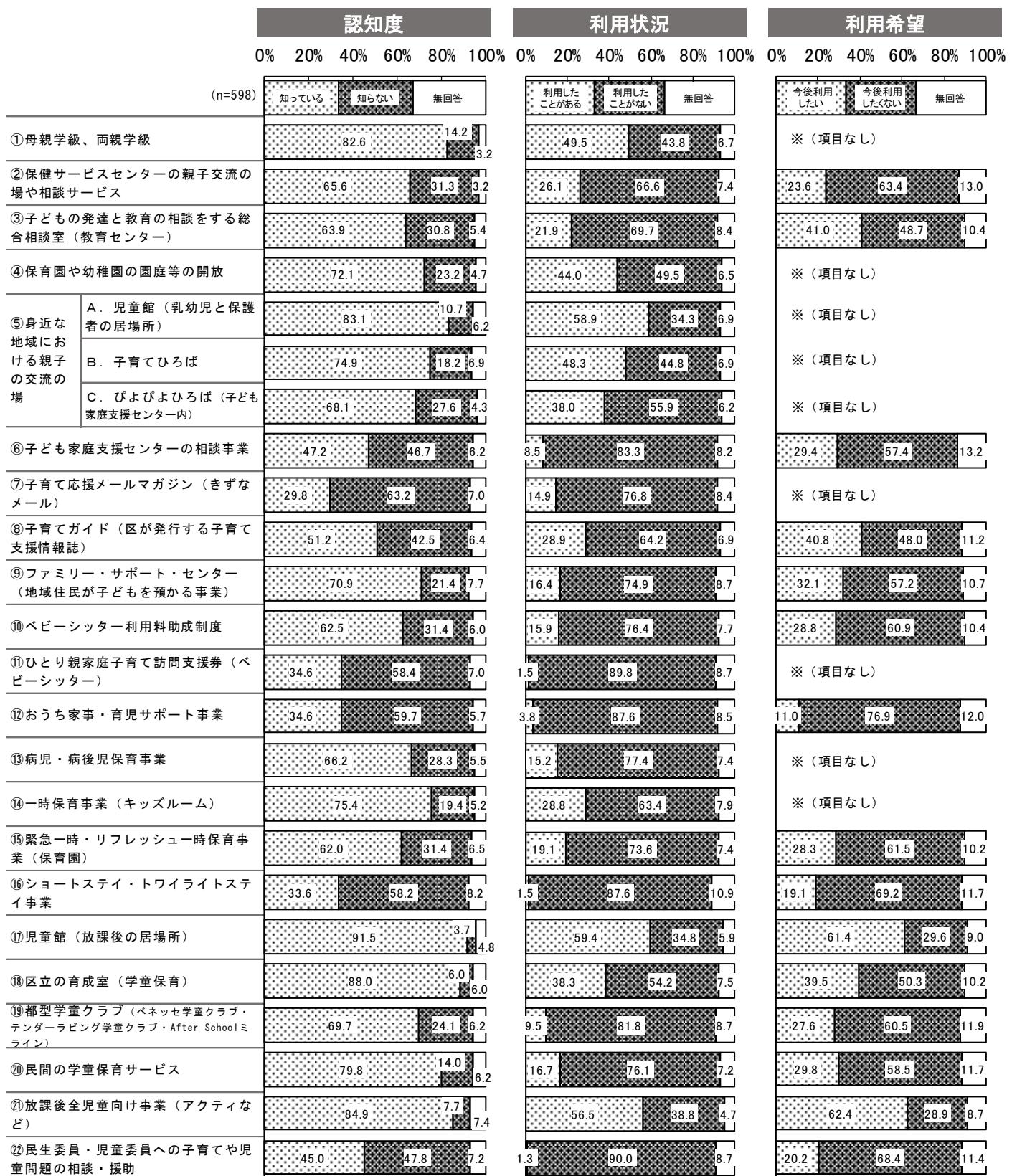


②小学生の保護者

子育て支援サービスの認知度を尋ねたところ、「知っている」は「⑯児童館（放課後の居場所）」が91.5%と最も多く、「⑰区立の育成室（学童保育）」が88.0%と続いている。

これまでの利用状況を尋ねたところ、「利用したことがある」は「⑯児童館（放課後の居場所）」が59.4%と最も多く、「⑤A. 児童館（乳幼児と保護者の居場所）」が58.9%と続いている。

今後の利用希望を尋ねたところ、「今後利用したい」は「㉑放課後全児童向け事業（アクティなど）」が62.4%と最も多く、「⑯児童館（放課後の居場所）」が61.4%と続いている。



(8) 困ったときの相談窓口の認知度・利用状況・利用希望

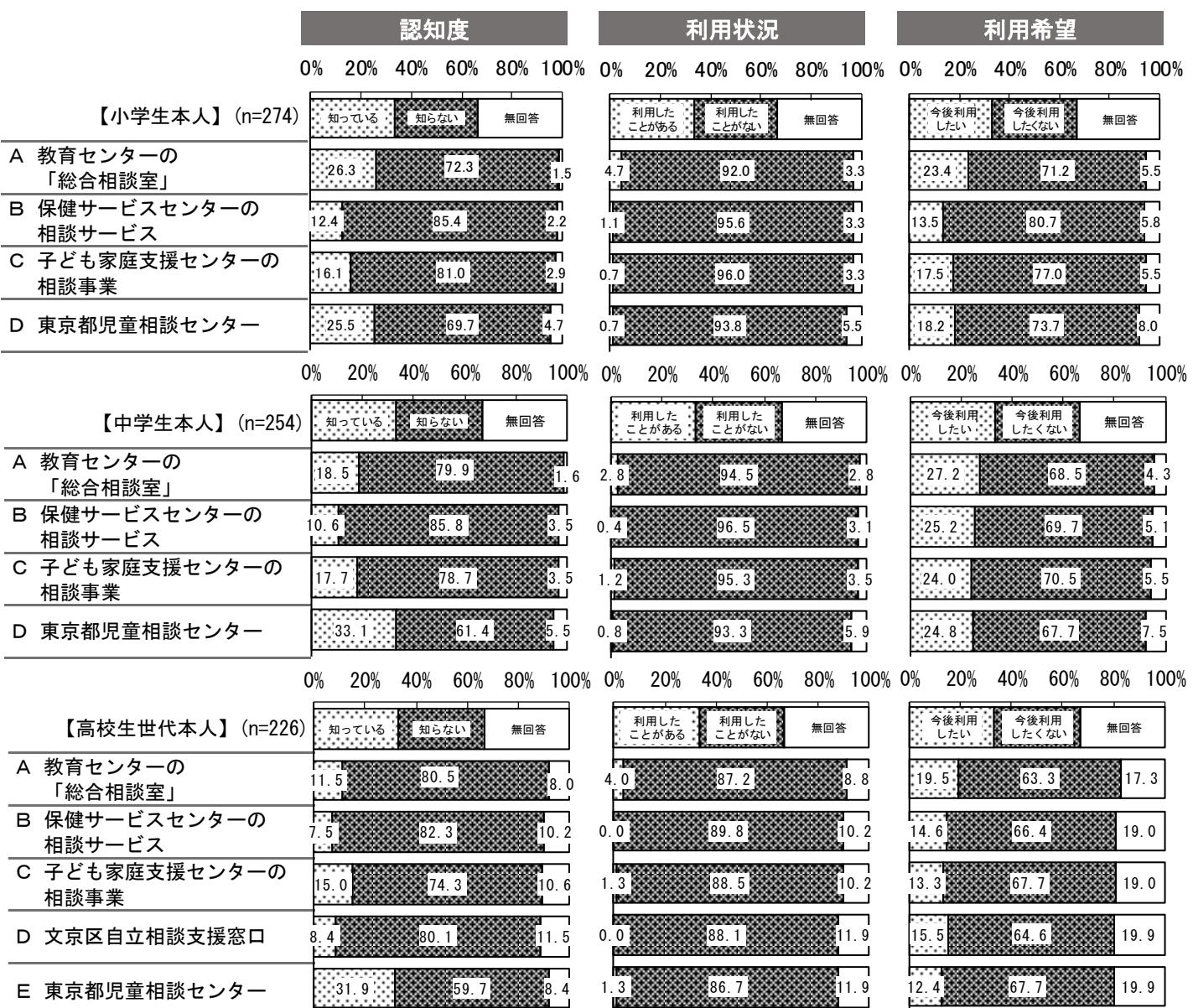
小学生本人 中学生本人 高校生世代本人 就学援助小学生本人 就学援助中学生本人

①小学生本人、中学生本人、高校生世代本人

困ったときの相談窓口の認知度を尋ねたところ、「知っている」は、小学生本人で「A 教育センターの「総合相談室」」が 26.3%と最も多く、「D 東京都児童相談センター」が 25.5%と続いている。中学生本人と高校生世代本人で「D 東京都児童相談センター」がそれぞれ 33.1%、31.9%と最も多くなっている。

これまでの利用状況を尋ねたところ、「利用したことがない」は、小学生本人と中学生本人で全ての窓口で 9割以上、高校生世代本人では8割以上となっている。

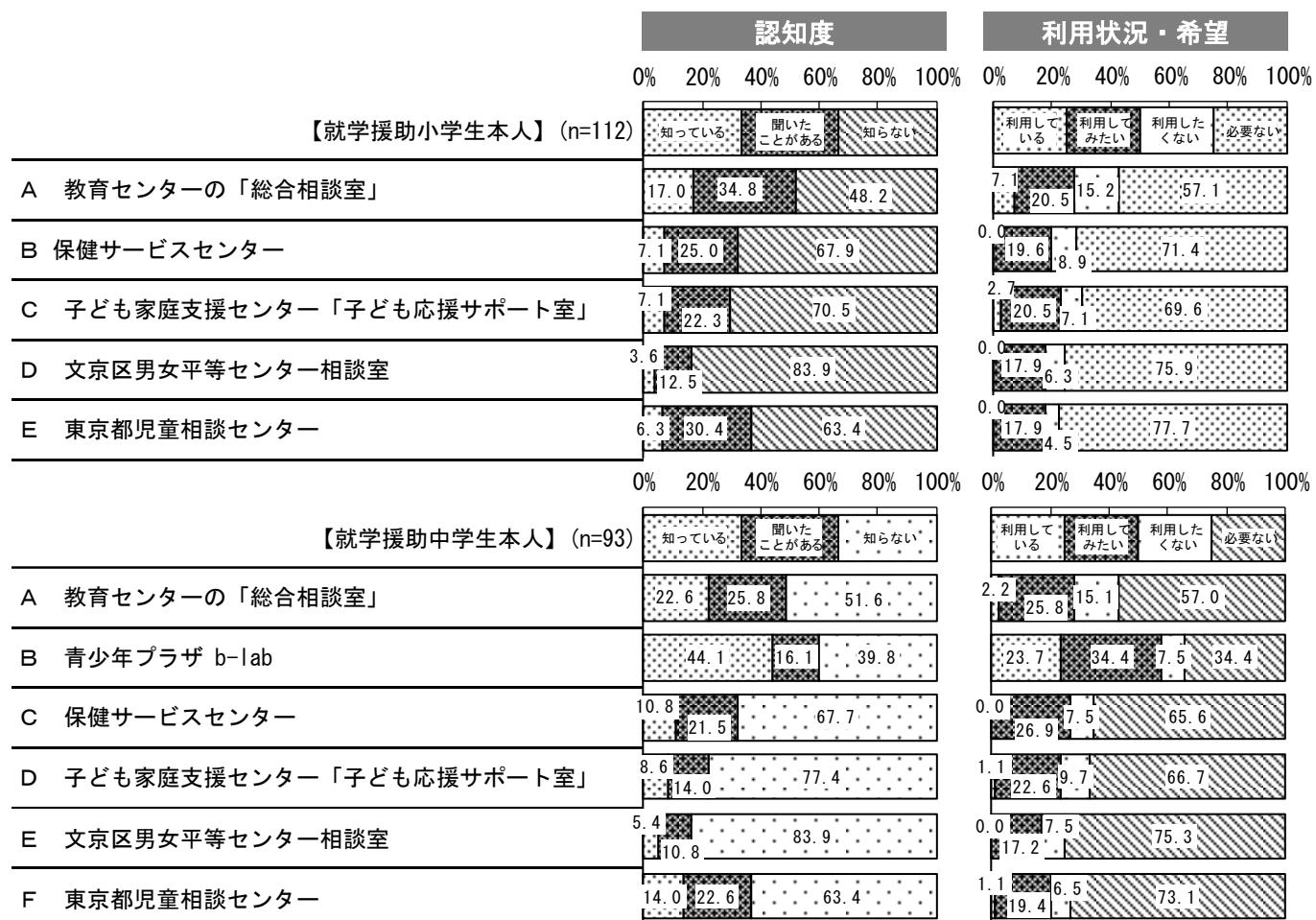
今後の利用希望を尋ねたところ、「今後利用したい」は、小学生本人で「A 教育センターの「総合相談室」」が 23.4%と最も多くなっている。中学生本人と高校生世代本人では全ての窓口でそれぞれ 2割以上、1割以上となっている。



②就学援助受給世帯小学生本人、就学援助受給世帯中学生本人

困ったときの相談窓口の認知度を尋ねたところ、「知っている」は、就学援助受給世帯小学生本人で「A 教育センターの「総合相談室」」が 17.0%と最も多くなっている。就学援助受給世帯中学生本人では「B 青少年プラザ b-lab」が 44.1%と最も多くなっている。

今後の利用希望を尋ねたところ、「利用してみたい」は、就学援助受給世帯小学生本人は全ての窓口で約 2 割となっている。就学援助受給世帯中学生本人では「B 青少年プラザ b-lab」が 34.4%と最も多くなっている。

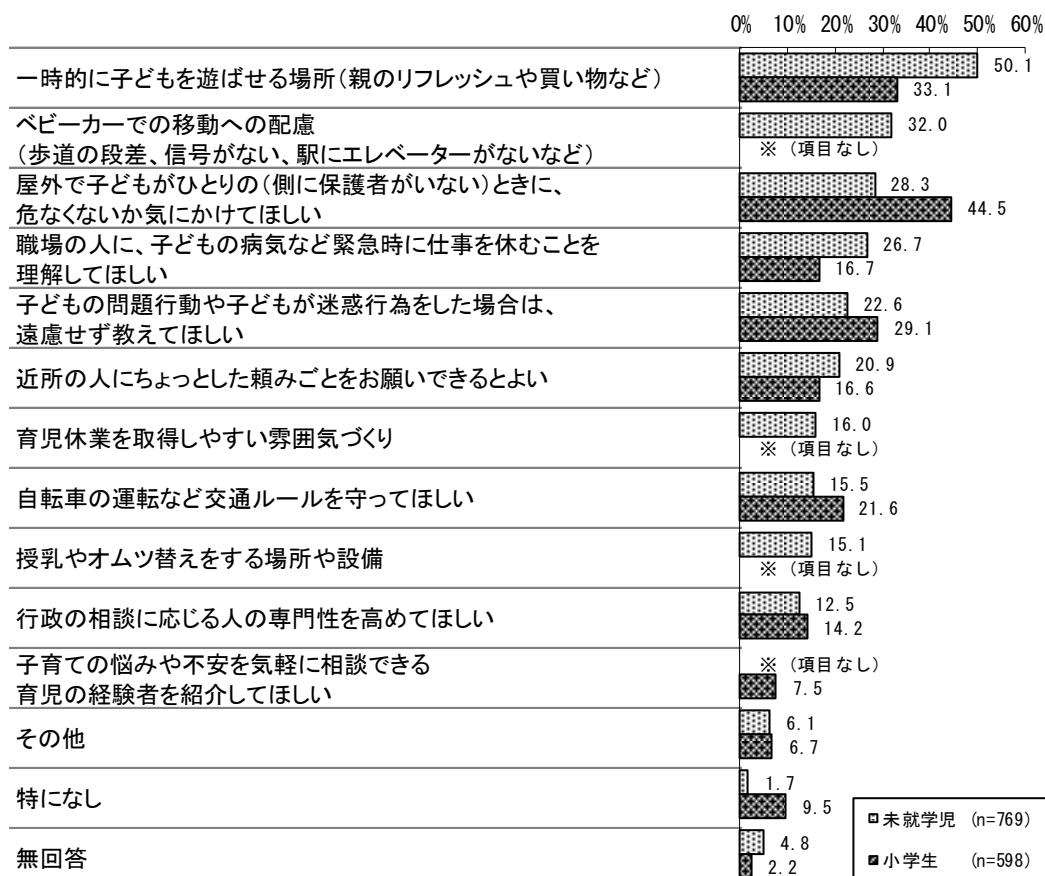


(9) 子育て上で周囲の人や行政担当者などからほしいサポート（3つまで）

未就学児 小学生

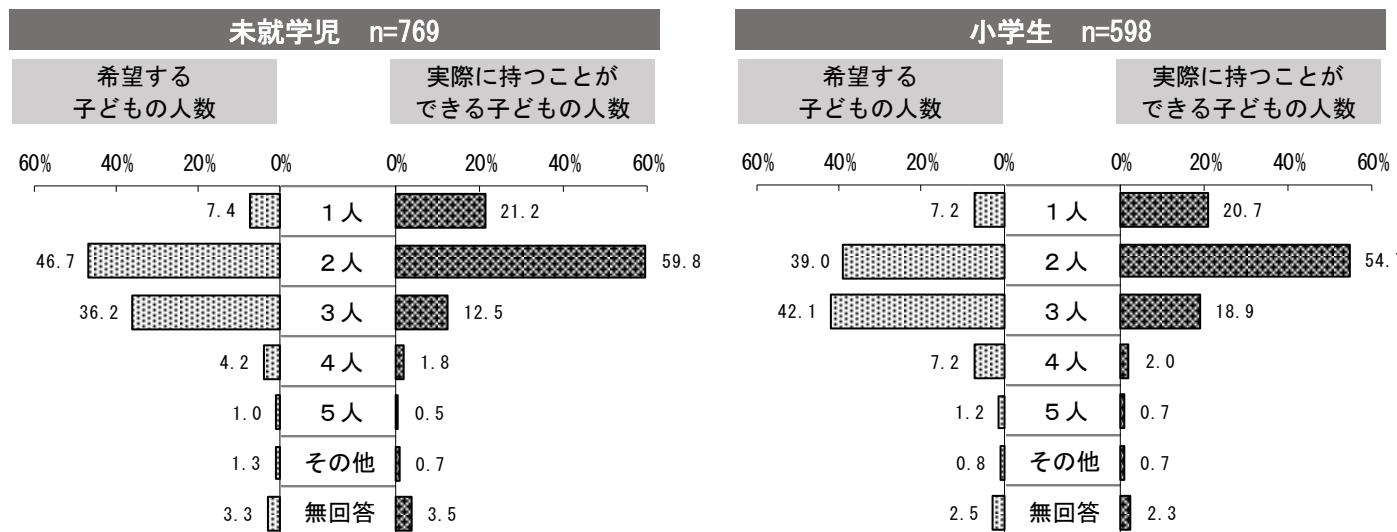
子育てをしていく上で周囲の人や行政担当者などからほしいサポートについて尋ねたところ、未就学児の保護者は「一時的に子どもを遊ばせる場所（親のリフレッシュや買い物など）」が50.1%と最も多く、次いで「ベビーカーでの移動への配慮（歩道の段差、信号がない、駅にエレベーターがないなど）」が32.0%、「屋外で子どもがひとりの（側に保護者がいない）ときに、危なくないか少し気にかけてほしい」が28.3%となっている。

小学生の保護者は「屋外で子どもがひとりの（側に保護者がいない）ときに、危なくないか気にかけてほしい」が44.5%と最も多く、次いで「一時的に子どもを遊ばせる場所（親のリフレッシュや買い物など）」が33.1%となっている。



①希望する人数と実際に持つことができると思う人数

希望する子どもの人数と実際に持つことができると思う子どもの人数を尋ねたところ、未就学児の保護者が希望する子どもの人数は「2人」が46.7%で最も多くなっている。小学生の保護者が希望する子どもの人数は「3人」が42.1%で最も多くなっている。実際に持つことができると思う子どもの人数は「2人」がともに60%弱となっている。「1人」を希望する人はともに10%未満と少ないが、実際に持つことができる子どもの人数として「1人」はともに20%強となっている。

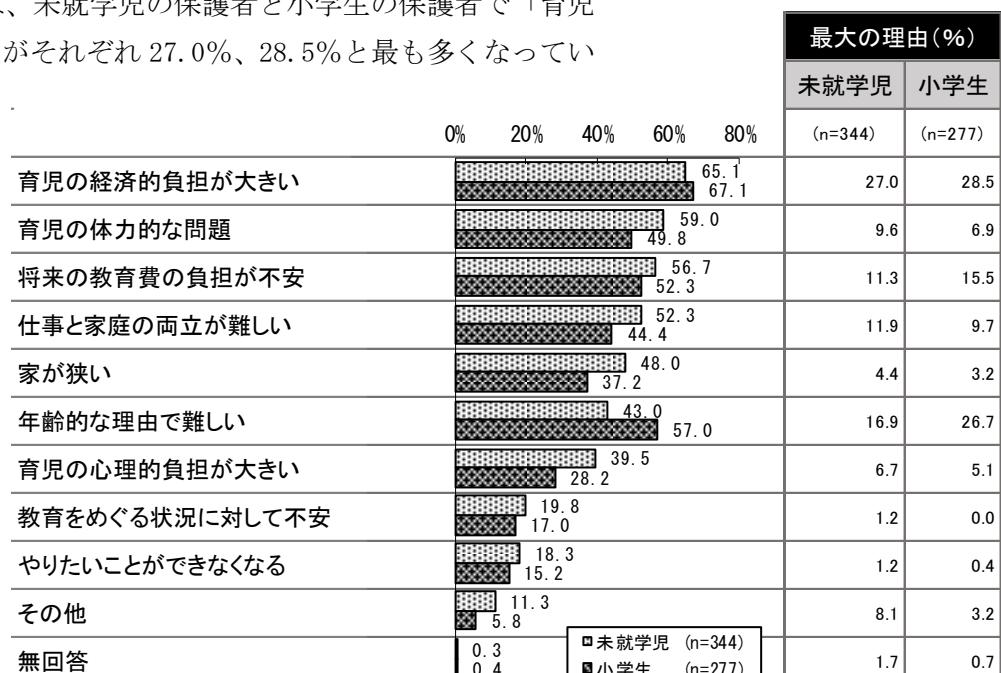


②【希望する子どもの人数より実際に持つことができる子どもの人数「少ない」人】子どもの人数が希望より少ない理由（複数回答）

実際に持つことができる子どもの人数が希望より少ないと感じた人に、その理由を尋ねたところ、未就学児の保護者と小学生の保護者で「育児の経済的負担が大きい」がともに最も多くなっている。未就学児の保護者では「育児の体力的な問題」、「将来の教育費の負担が不安」と続いている。小学生の保護者は「年齢的な理由で難しい」「将来の教育費の負担が不安」と続いている。

実際に持つことができる子どもの人数が希望より少ない最大の理由

(単数回答)については、未就学児の保護者と小学生の保護者で「育児の経済的負担が大きい」がそれぞれ27.0%、28.5%と最も多くなっている。



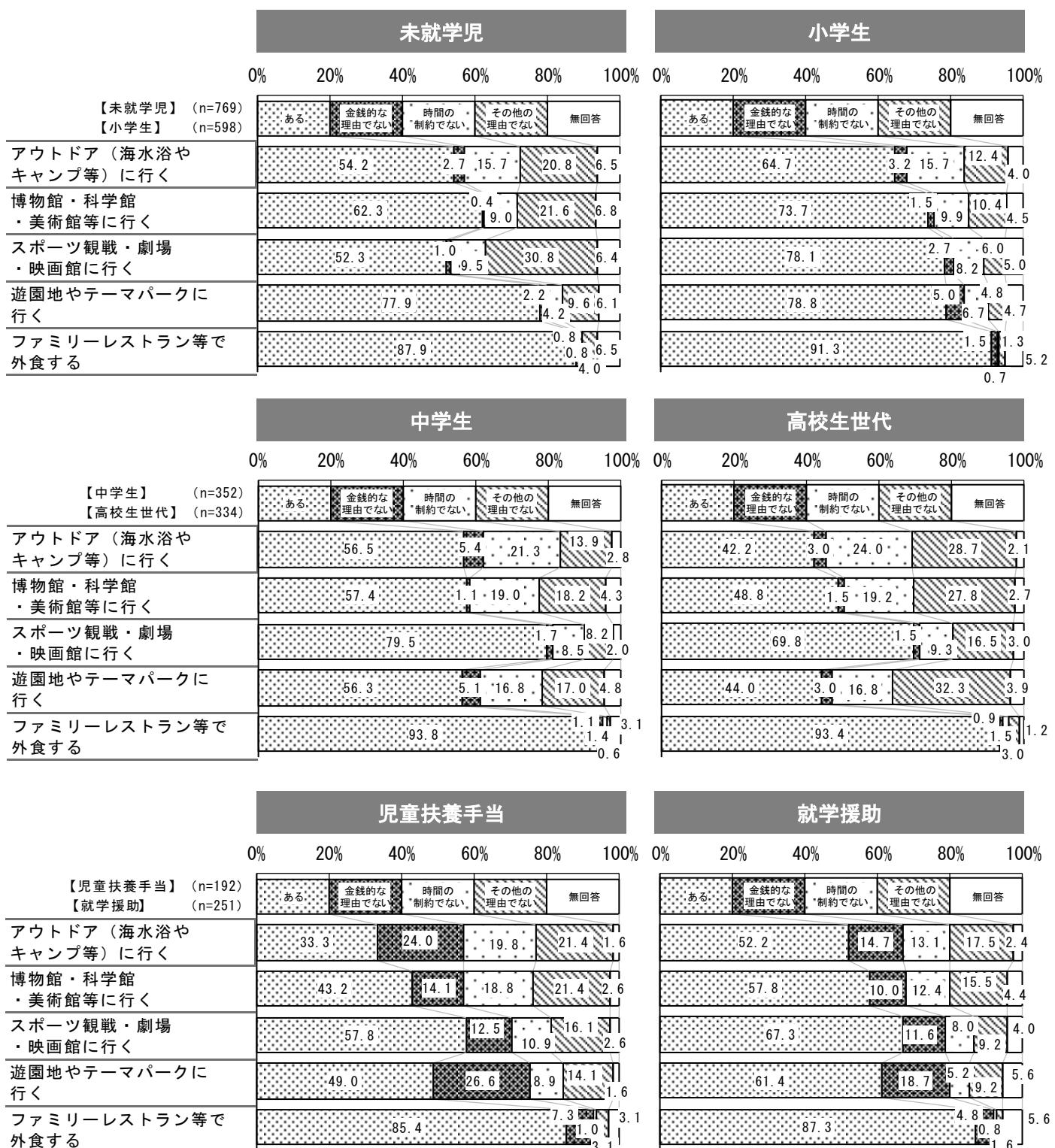
※その他：
パートナーとの考え方の相違、妊娠・出産の負担、健康上の問題など

13. 体験や経済的にできること・ないことについて

(1) 過去1年における家庭での体験

未就学児 小学生 中学生 高校生世代 児童扶養手当 就学援助

家庭での体験について尋ねたところ、「金銭的な理由でない」は未就学児、小学生、中学生及び高校生世代の保護者でいずれも1割未満となっている。一方で、児童扶養手当受給保護者と就学援助受給世帯保護者においては、「ファミリーレストラン等で外食する」以外の項目で1割以上となっている。

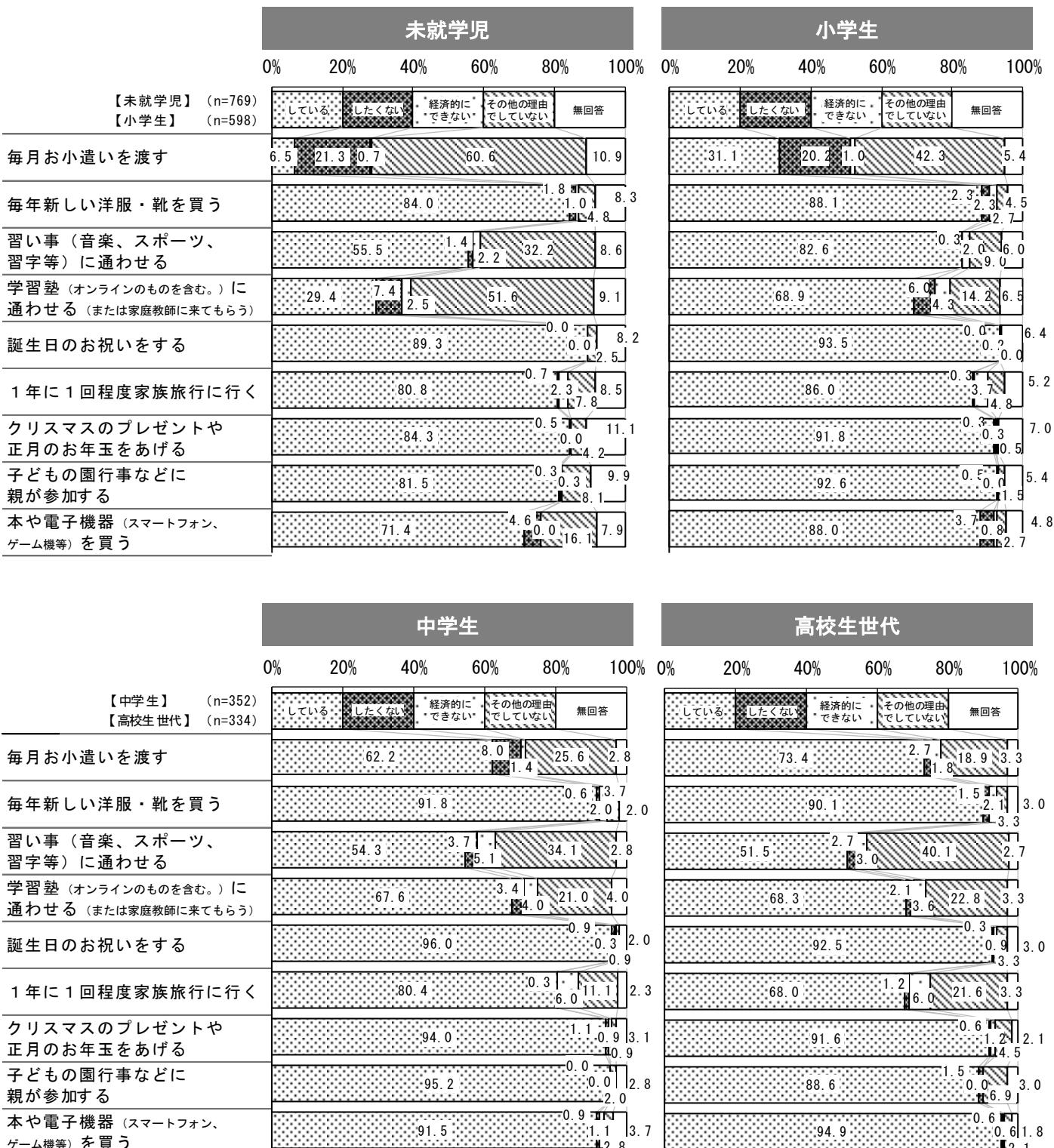


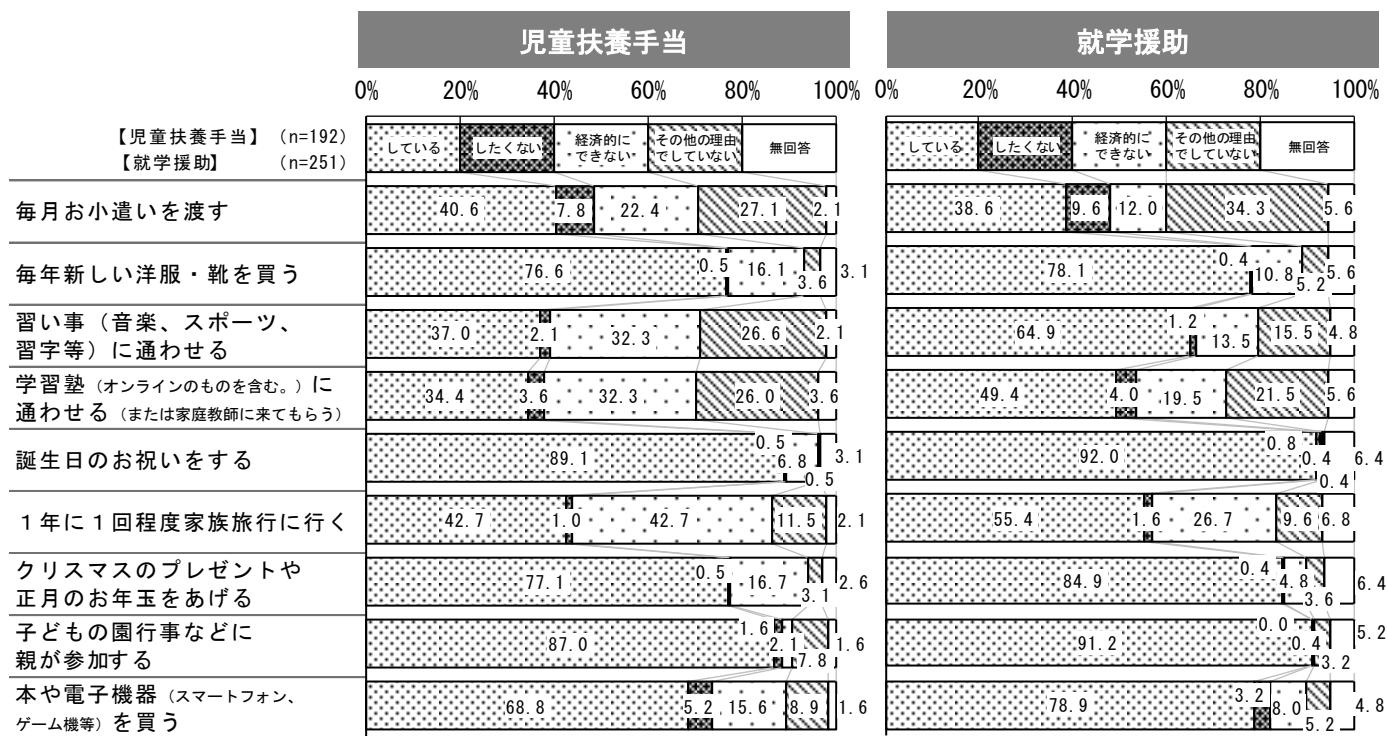
(2) 家庭において経済的にできないもの

未就学児 小学生 中学生 高校生世代 児童扶養手当 就学援助

家庭においてできないものを尋ねたところ、未就学児、小学生、中学生及び高校生世代の保護者で「経済的にできない」と答えた方は、いずれの項目でも10%未満となっている。

また、児童扶養手当受給保護者と就学援助受給世帯保護者で「経済的にできない」と回答があった項目としては、「1年に1回程度家族旅行に行く」がそれぞれ42.7%、26.7%で最も多く、次いで「学習塾（オンラインのものを含む。）通わせる（または家庭教師に来てもらう）」がそれぞれ32.3%、19.5%となっている。加えて、児童扶養手当受給保護者では「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」も同率で32.3%となっている。

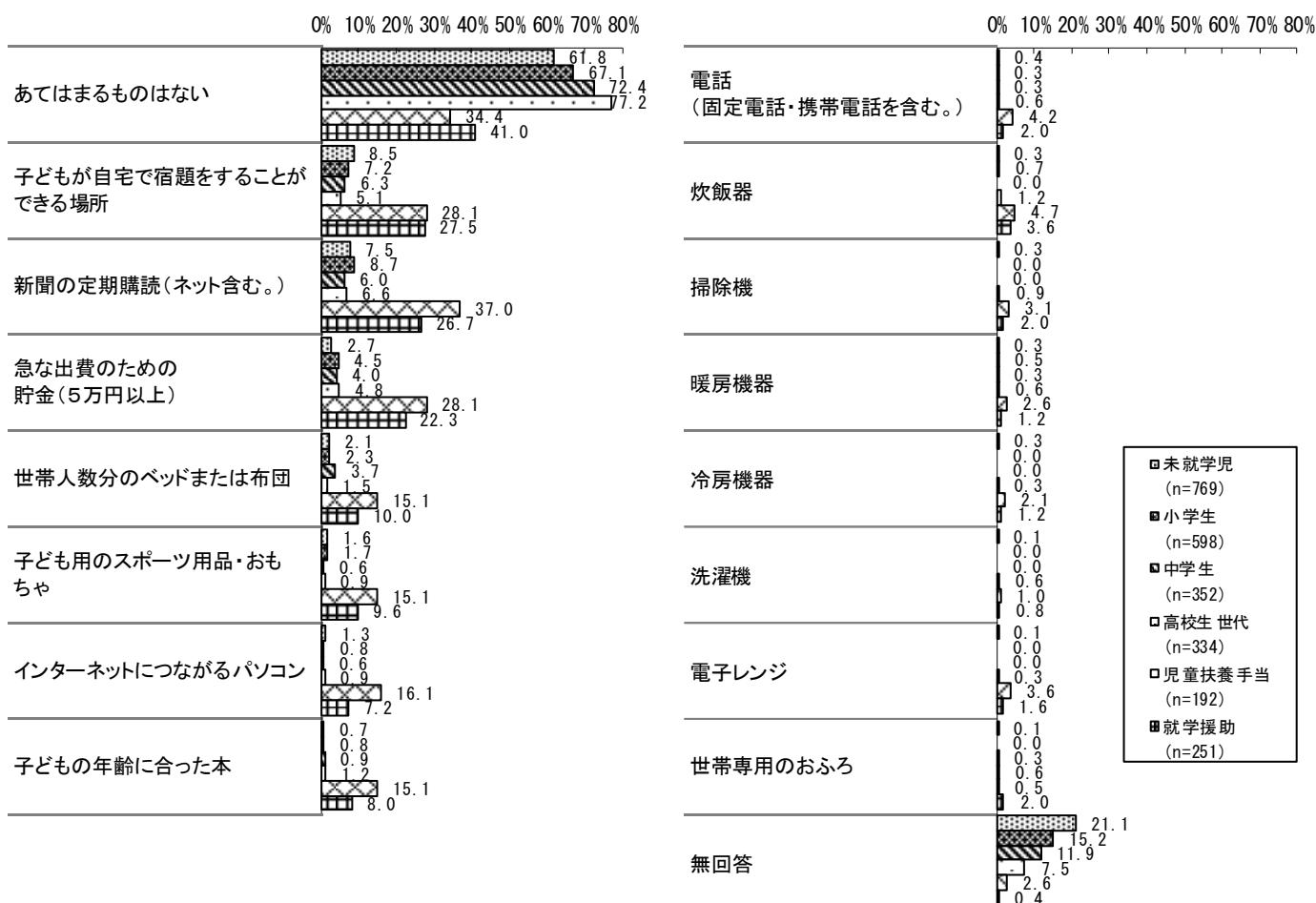




(3) 家庭において経済的ないもの（複数回答）

未就学児 小学生 中学生 高校生世代 児童扶養手当 就学援助

家庭にないものを尋ねたところ、未就学児、小学生、中学生、高校生世代の保護者と就学援助受給世帯保護者ともに「あてはまるものはない」が多くなっている。一方、児童扶養手当受給保護者では「新聞の定期購読（ネット含む。）」が多くなっている。次いで、未就学児、中学生の保護者と就学援助受給世帯保護者は「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」、小学生と高校生世代の保護者は「新聞の定期購読（ネット含む。）」、児童扶養手当受給保護者は「あてはまるものはない」が多くなっている。



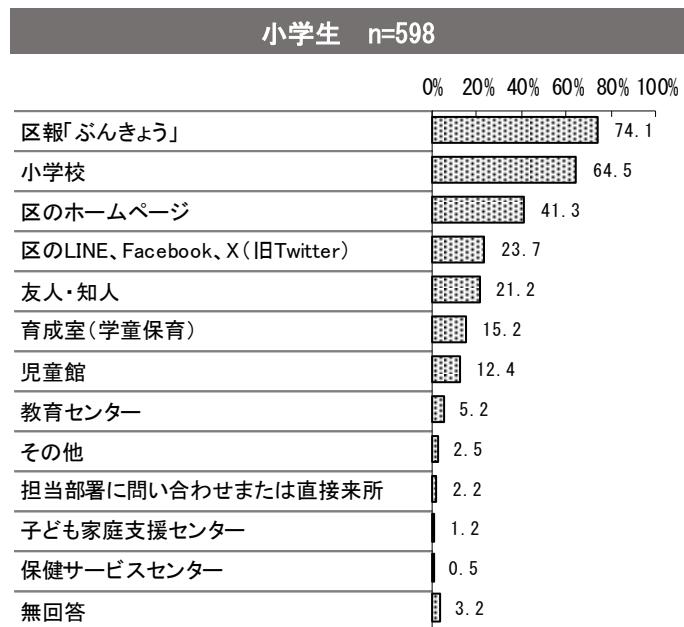
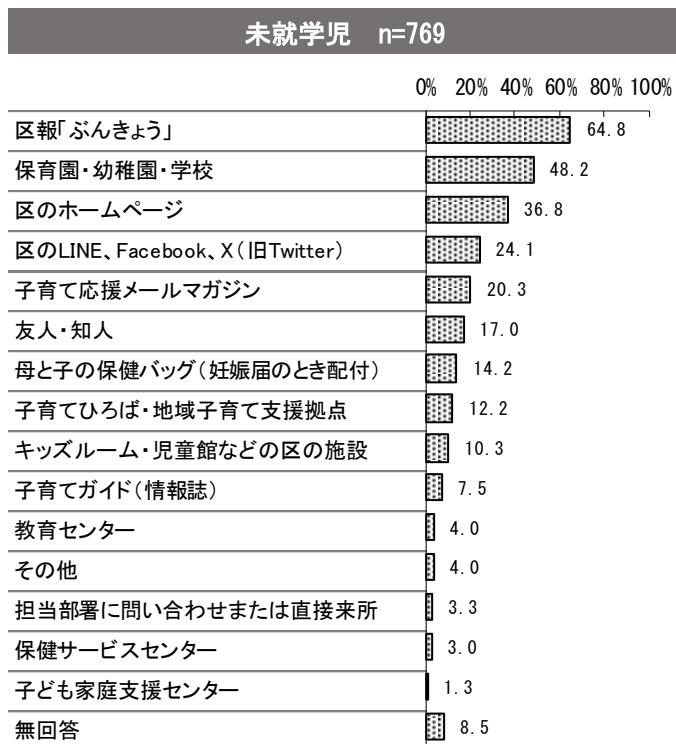
14. 子育て支援サービスについて

(1) 子育て支援サービス情報の入手方法（複数回答）

未就学児 小学生

子育て支援サービス情報の入手方法については、未就学児の保護者は「区報『ぶんきょう』」が 64.8%と最も多く、「保育園・幼稚園・学校」が 48.2%、「区のホームページ」が 36.8%の順となっている。

小学生の保護者では「区報『ぶんきょう』」が 74.1%、「小学校」が 64.5%、「区のホームページ」が 41.3%の順となっている。



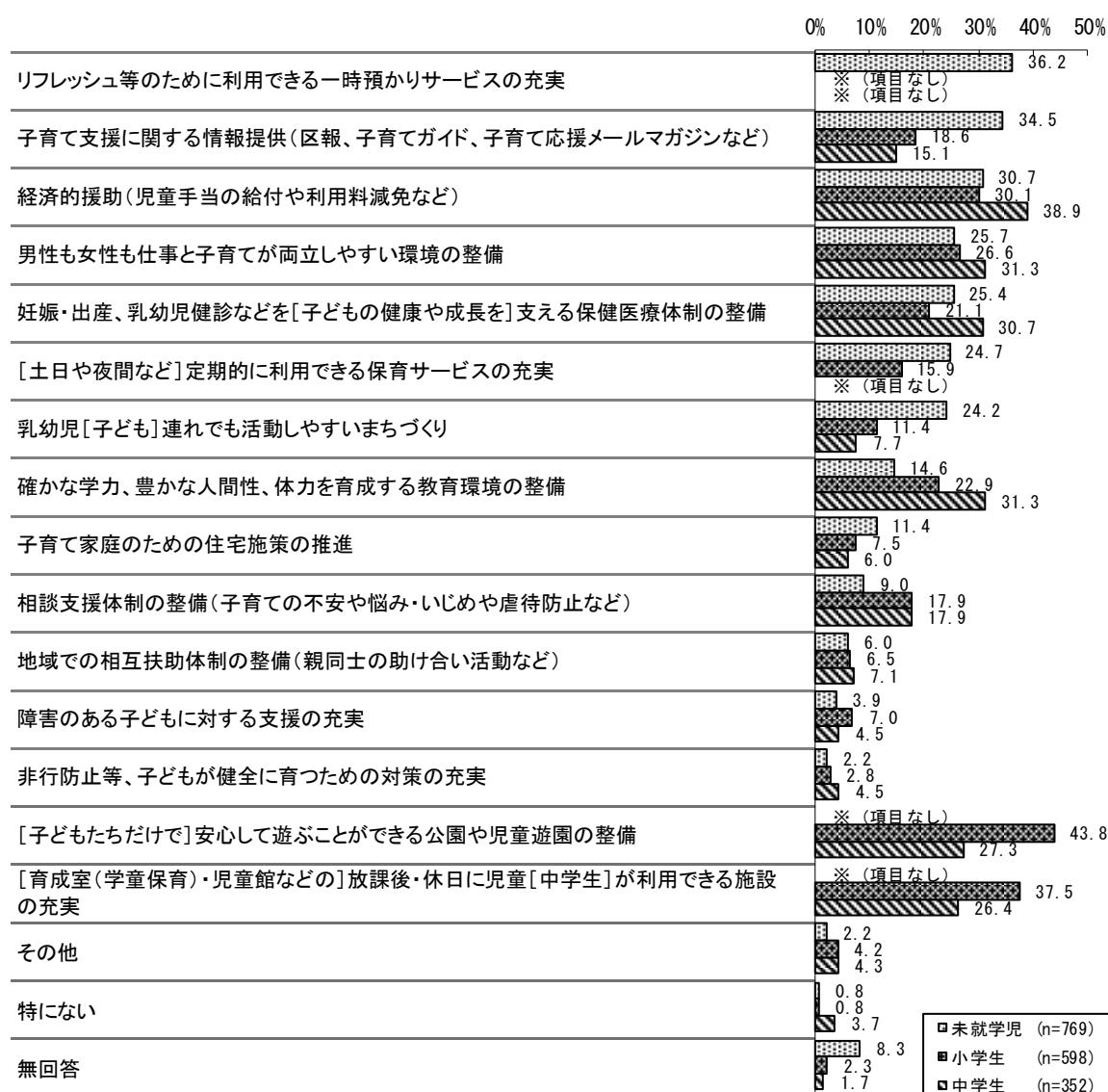
(2) 役立つ子育て支援の施設・サービス（複数回答）

未就学児 小学生 中学生

役立つ子育て支援の施設・サービスについて尋ねたところ、未就学児の保護者は「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」をはじめ、「子育て支援に関する情報提供（区報、子育てガイド、子育て応援メールマガジンなど）」など上位7項目が約25%から約35%となっている。

小学生の保護者は「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が43.8%と最も多く、次いで「育成室（学童保育）・児童館などの放課後・休日に児童が利用できる施設の充実」が37.5%、「経済的援助（児童手当の給付や利用料減免など）」が30.1%の順となっている。

中学生の保護者は「経済的援助（児童手当の給付や利用料減免など）」が38.9%と最も多く、次いで「男性も女性も仕事と子育てが両立しやすい環境の整備」と「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」がともに31.3%の順となっている。



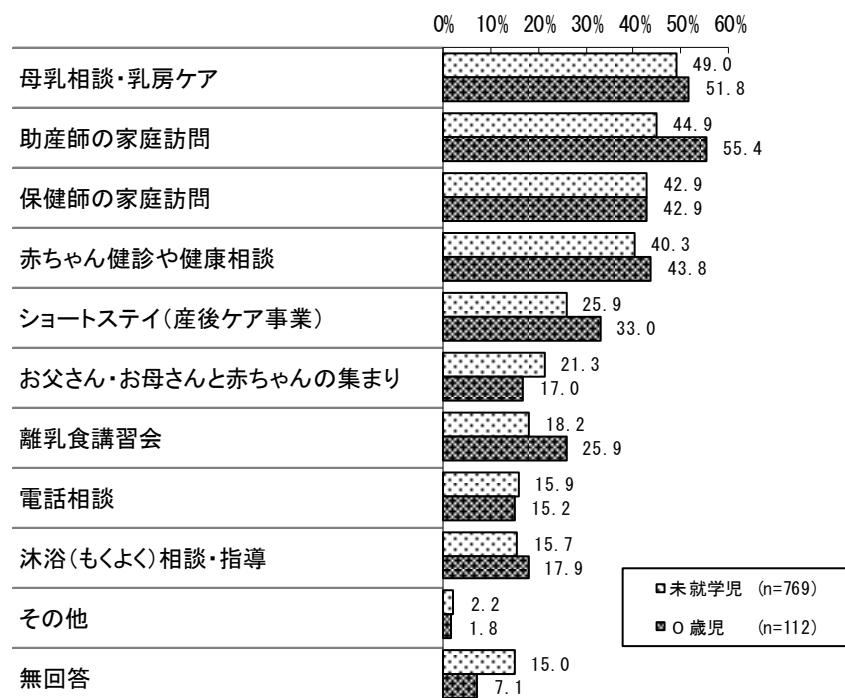
※ 選択肢内[]は、小学生、中学生で表現が異なる

(3) 出産時から4か月健診までの間に受けたい保健サービス（複数回答）

未就学児

未就学児の保護者に対し、出産時から4か月健診までの間に受けたい保健サービスを尋ねたところ、未就学児全体で「母乳相談・乳房ケア」が49.0%と最も多く、次いで「助産師の家庭訪問」44.9%、「保健師の家庭訪問」42.9%の順となっている。

4か月までの対象に最も近しい0歳児の世帯のみでみると、「助産師の家庭訪問」が55.4%と最も多く、次いで「母乳相談・乳房ケア」51.8%、「赤ちゃん健診や健康相談」43.8%の順となっている。



15. 生活の安心・安全について

(1) 子どもが事故や犯罪に巻き込まれる不安

未就学児 小学生 中学生 小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

子どもが事故や犯罪に巻き込まれる不安については、未就学児の保護者は「強く感じる」26.1%、「少し感じる」57.0%と、「不安を感じる」計で83.1%となっている。

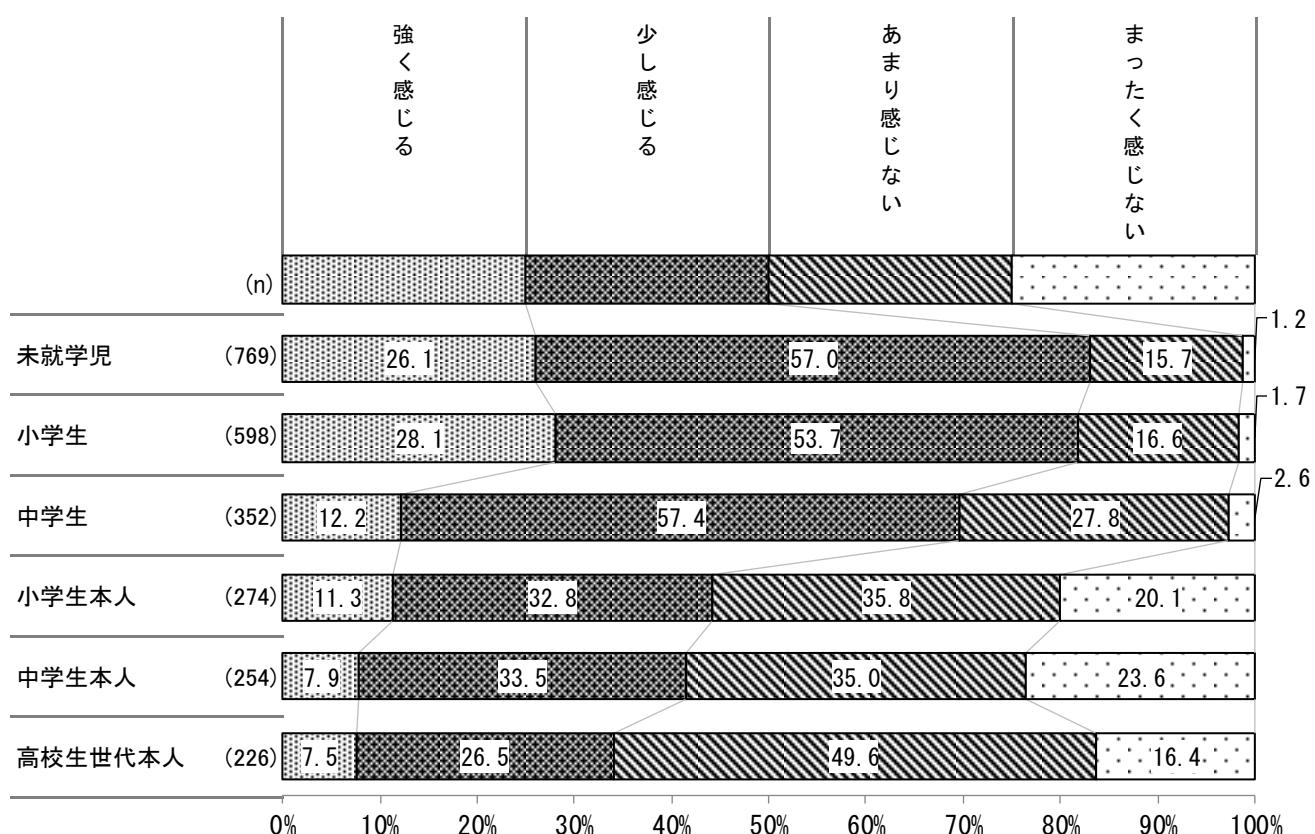
小学生の保護者は「強く感じる」28.1%、「少し感じる」53.7%と、「不安を感じる」計で81.8%となっている。

中学生の保護者は「強く感じる」12.2%、「少し感じる」57.4%と、「不安を感じる」計は69.6%となっている。

一方、小学生本人は「強く感じる」11.3%、「少し感じる」32.8%と、「不安を感じる」計は44.1%となっており、小学生の保護者と比較して不安を感じる割合が少なくなっている。

中学生本人は「強く感じる」7.9%、「少し感じる」33.5%と、「不安を感じる」計は41.4%となっており、中学生の保護者と比較して不安を感じる割合が少なくなっている。

高校生世代本人は「強く感じる」7.5%、「少し感じる」26.5%と、「不安を感じる」計は34.0%となっている。



(2) 【事故や犯罪に巻き込まれる不安「強く感じる」「少し感じる」回答者】子どもが事故や犯罪に巻き込まれる不安を感じる理由（複数回答）

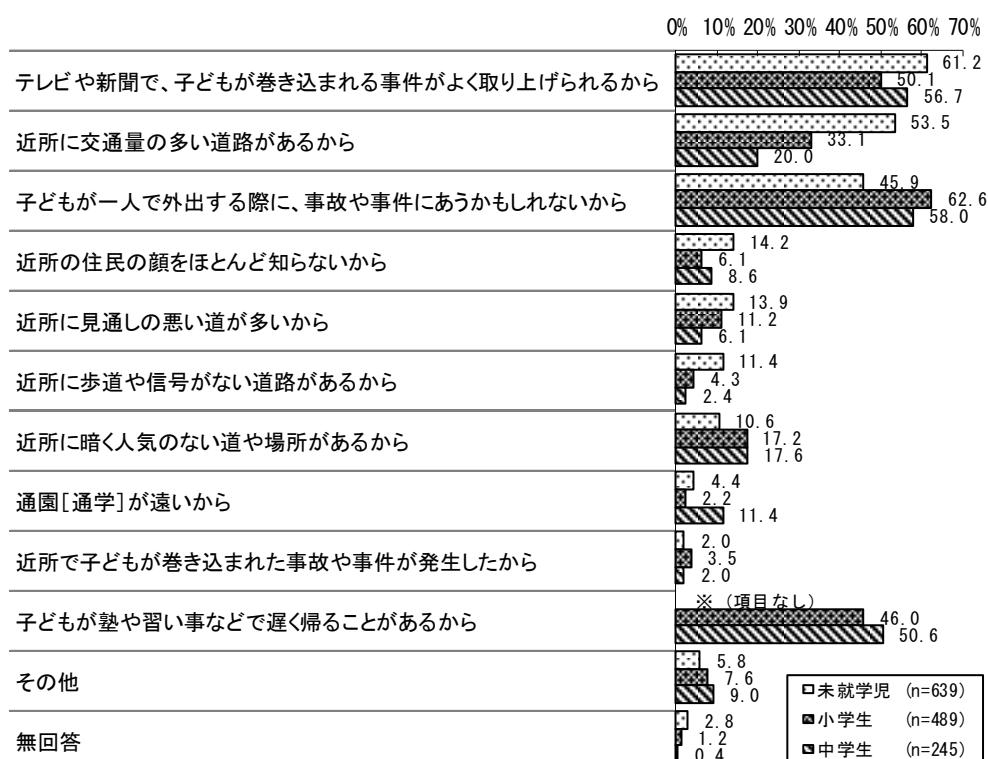
未就学児 小学生 中学生 小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

子どもが事故や犯罪に巻き込まれる不安を感じている人に、不安を感じる理由を尋ねたところ、未就学児の保護者は「テレビや新聞で、子どもが巻き込まれる事件がよく取り上げられるから」が 61.2%と最も多く、次いで「近所に交通量の多い道路があるから」53.5%、「子どもが一人で外出する際に、事件・事故にあうかも知れないから」45.9%の順となっている。

小学生、中学生の保護者は「子どもが一人で外出する際に、事件・事故にあうかも知れないから」がそれぞれ 62.6%、58.0%と最も多く、「テレビや新聞で、子どもが巻き込まれる事件がよく取り上げられるから」がそれぞれ 50.1%、56.7%、「子どもが塾や習い事などで遅く帰ることがあるから」がそれぞれ 46.0%、50.6%の順となっている。

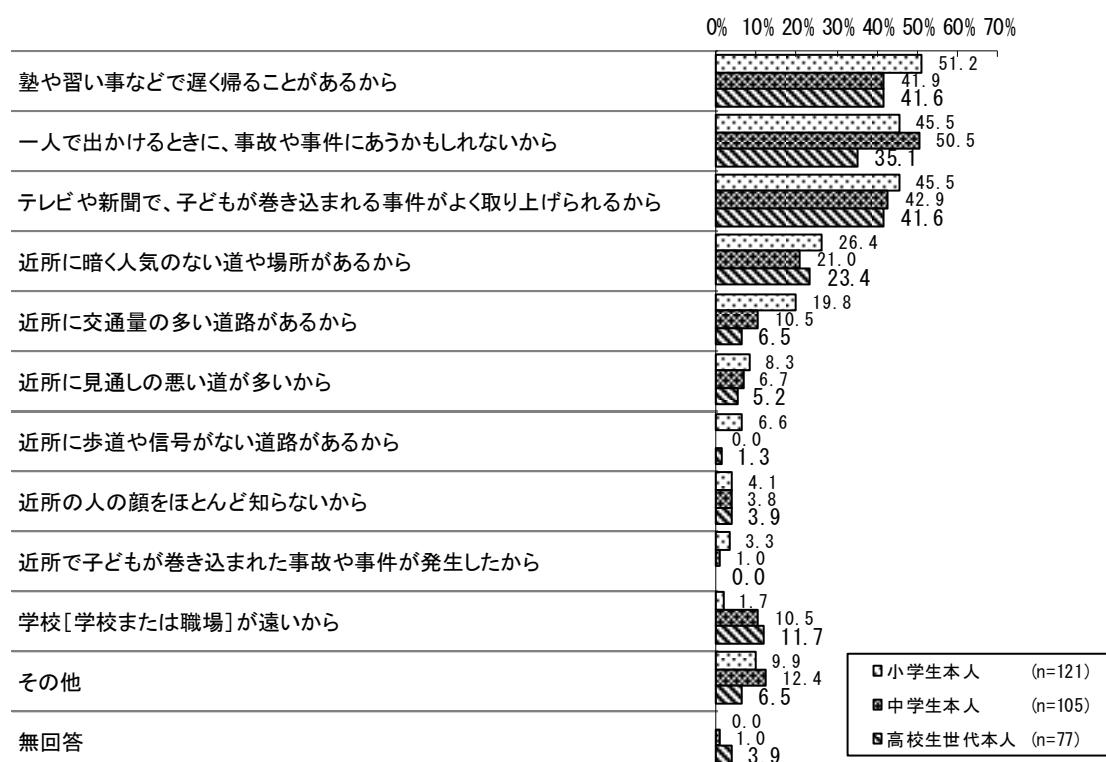
小学生本人、中学生本人及び高校生世代本人は「塾や習い事などで遅く帰ることがあるから」と「一人で出かけるときに、事故や事件にあうかも知れないから」と「テレビや新聞で、子どもが巻き込まれる事件がよく取り上げられるから」の上位 3 項目が約 35% から約 50% となっている。

未就学児、小学生、中学生の保護者



※ 選択肢内[]は、小学生、中学生で表現が異なる

小学生本人、中学生本人、高校生世代本人

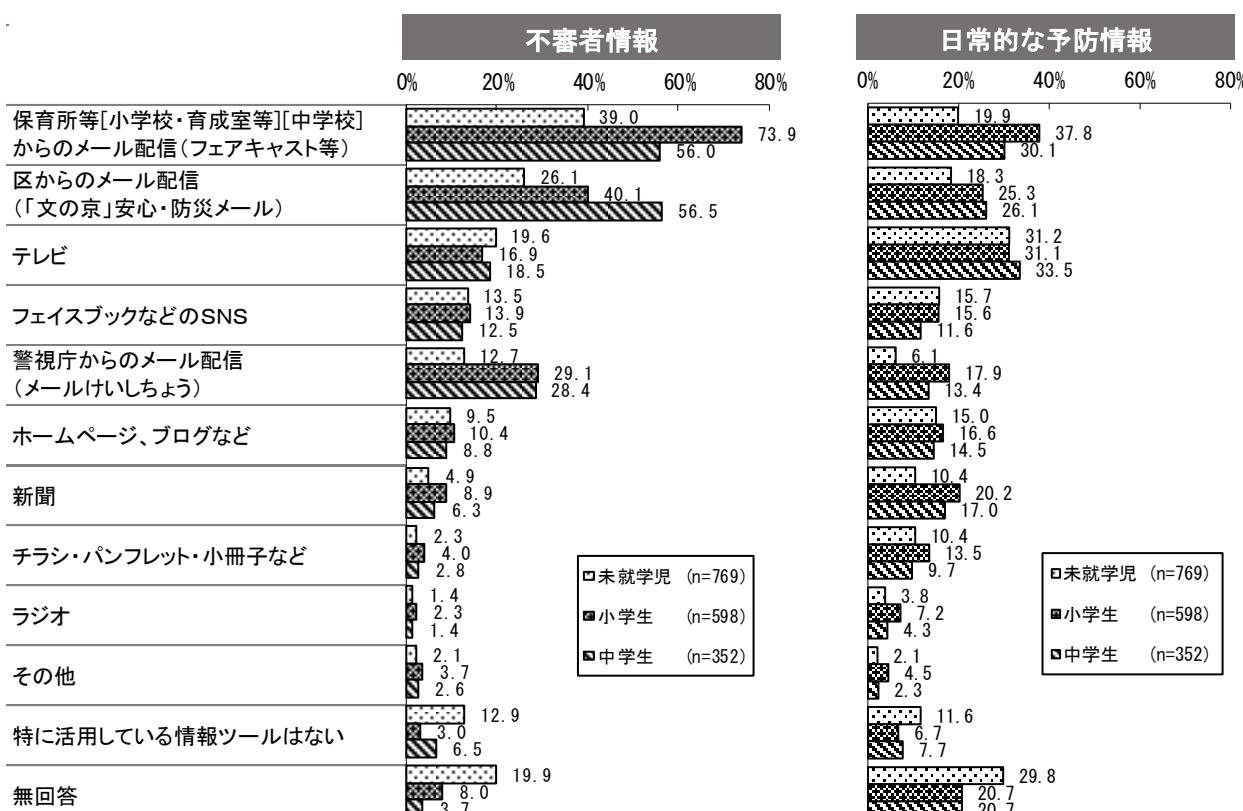


※ 選択肢内[]は、高校生世代本人で表現が異なる

(3) 子どもの安全や犯罪防止についての情報入手（収集）方法（複数回答）

未就学児 小学生 中学生

子どもの安全や犯罪防止についての情報入手（収集）方法について、未就学児の保護者に比べ小学生の保護者及び中学生の保護者は全般的に活用率が高くなっている。不審者情報は、小学生の保護者は「小学校・育成室等からのメール配信（フェアキャスト等）」が73.9%、「区からのメール配信（「文の京」安心・防災メール）」が40.1%など、中学生の保護者も同様の項目が上位となっている。



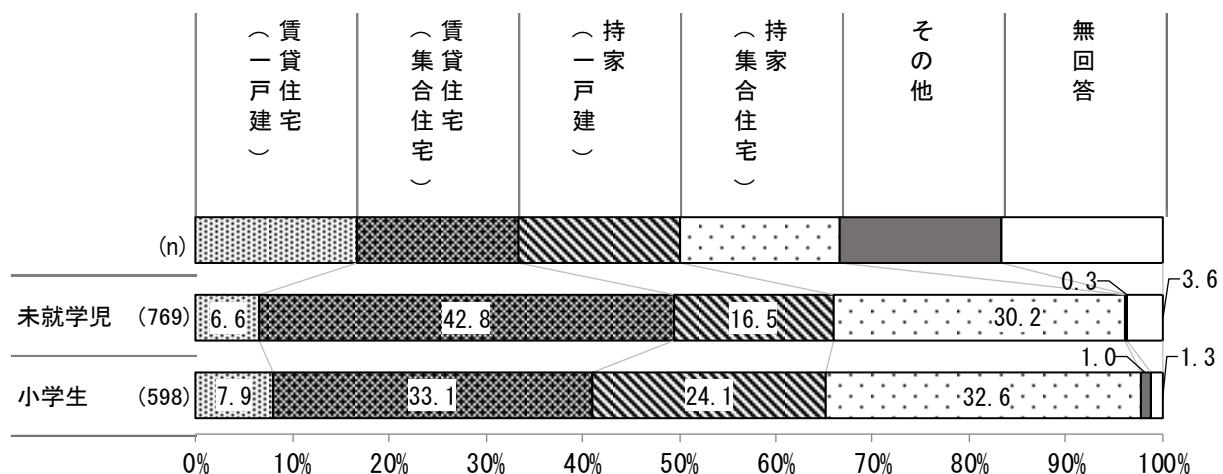
※ 選択肢内[]は、小学生の保護者向けと中学生保護者向けで表現が異なる

16. 住環境について

(1) 現在の住まい

未就学児 小学生

現在の住まいについては、未就学児の保護者は「賃貸住宅（集合住宅）」が42.8%と最も多く、「持家（集合住宅）」30.2%、「持家（一戸建）」16.5%となっている。小学生の保護者は、「賃貸住宅（集合住宅）」33.1%、「持家（集合住宅）」32.6%、「持家（一戸建）」24.1%の順となっている。

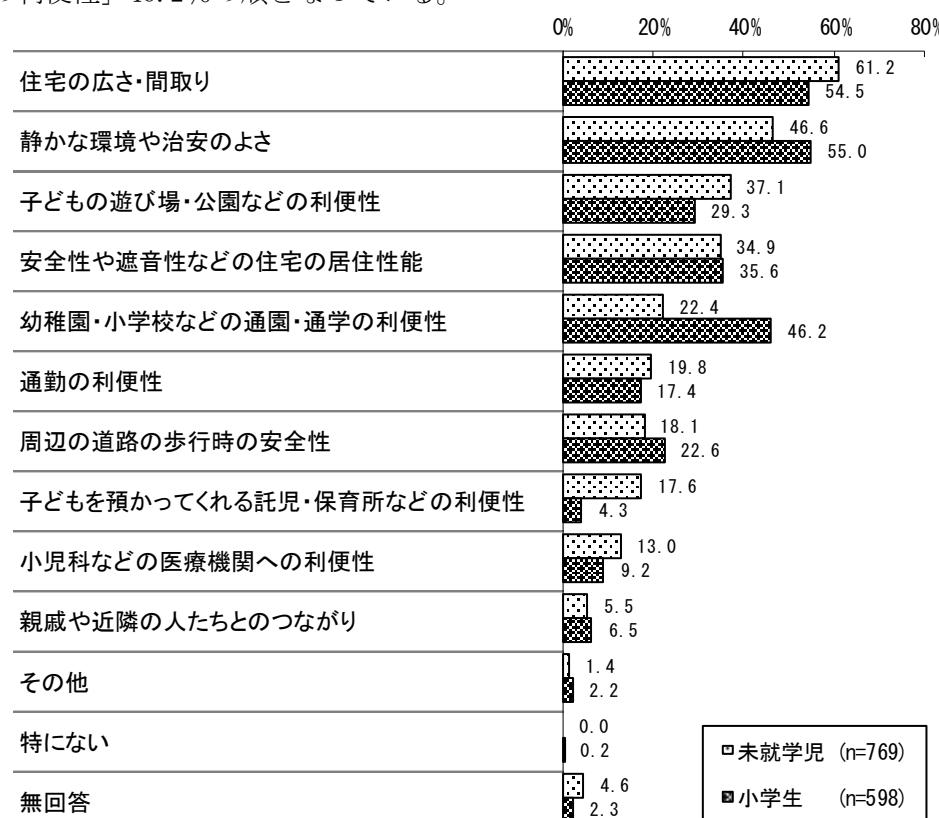


(2) 子育てに重要と思う住宅や住宅周辺環境（複数回答）

未就学児 小学生

子育てをする上で重要な住宅や住宅周辺環境について尋ねたところ、未就学児の保護者は「住宅の広さ・間取り」が61.2%と最も多くなっている。小学生の保護者は「静かな環境や治安のよさ」が55.0%と最も多くなっている。

未就学児の保護者では次いで、「静かな環境や治安のよさ」46.6%、「子どもの遊び場・公園などの利便性」37.1%の順となっている。小学生の保護者では次いで「住宅の広さ・間取り」54.5%、「幼稚園・小学校などの通園・通学の利便性」46.2%の順となっている。

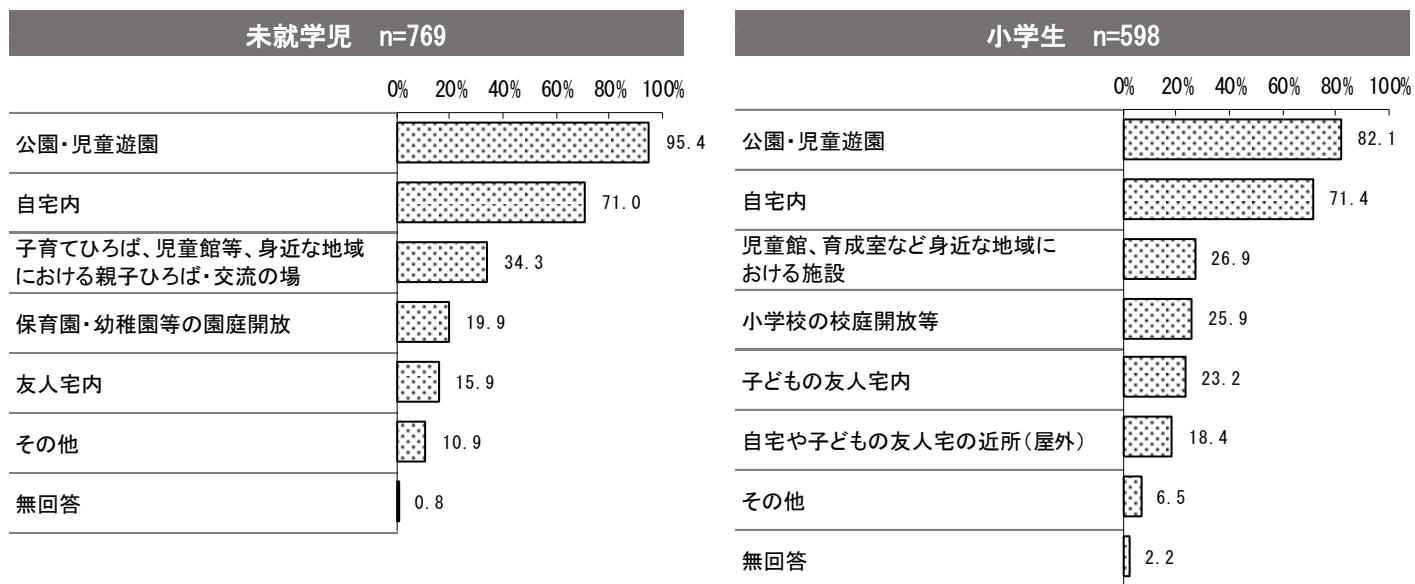


(3) 子どもの遊び場としての利用場所（複数回答）

未就学児 小学生

子どもの遊び場としての利用場所については、未就学児の保護者では「公園・児童遊園」が95.4%と最も多く、次いで「自宅内」71.0%となっている。小学生の保護者も同様の順であるが、「公園・児童遊園」は82.1%と未就学児と比べて10ポイント以上少なくなっている。

子育てひろばや児童館、育成室など「身近な地域における場や施設」は未就学児では34.3%、小学生の保護者では26.9%となっている。



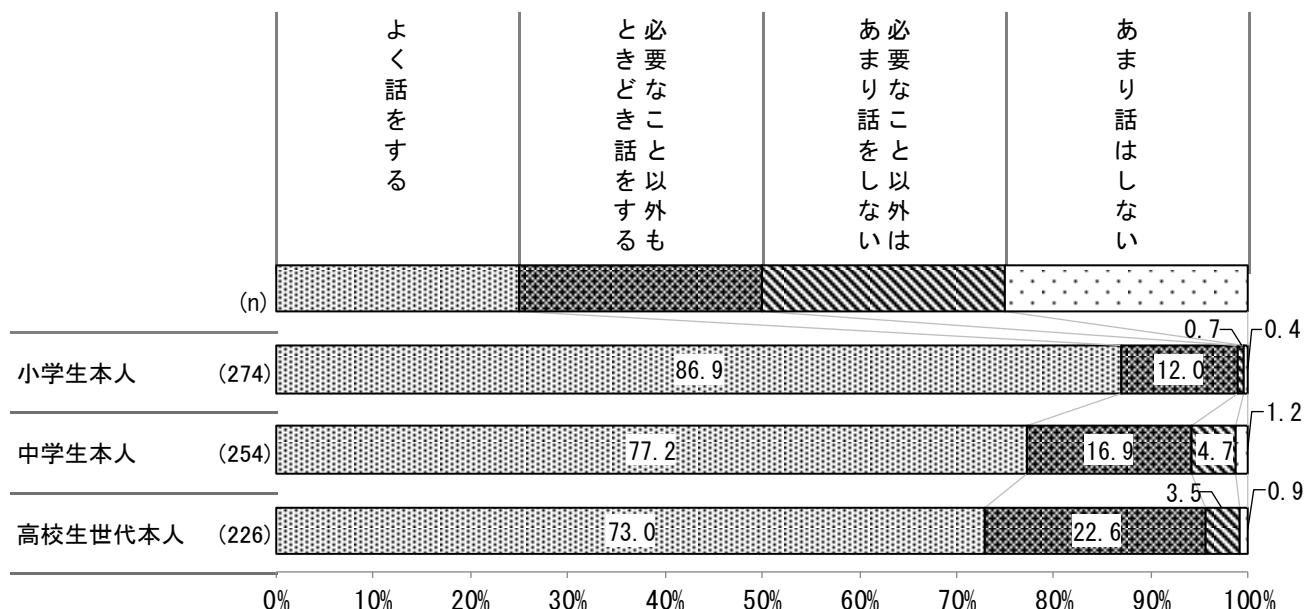
17. 親子のコミュニケーションについて

(1) 家族との会話

小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

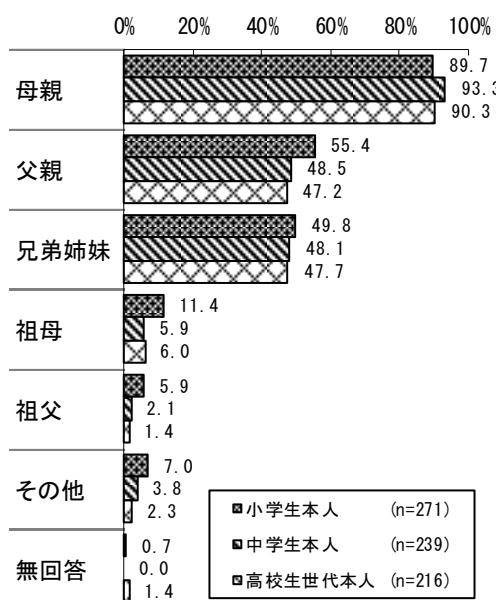
① (子どもが) 家族と会話をする頻度

家族と会話をする頻度については、小学生本人は、「よく話をする」86.9%、「必要なこと以外もときどき話をする」12.0%となっている。中学生本人では「よく話をする」77.2%、「必要なこと以外もときどき話をする」16.9%と、親と子では子の方がよく会話している印象を持っている。高校生世代本人では「よく話をする」73.0%、「必要なこと以外もときどき話をする」22.6%となっている。



② 【家族との会話「よく話をする」「ときどき話をする」回答者】(子どもが) 会話をする主な家族 (複数回答)

家族と会話を「よく話をする」、「ときどき話をする」と回答した人に会話をする主な家族を尋ねたところ、小学生本人、中学生本人及び高校生世代本人ともに「母親」が約90%と最も多く、次いで「父親」と「兄弟姉妹」がそれぞれ約50から約55%となっている。

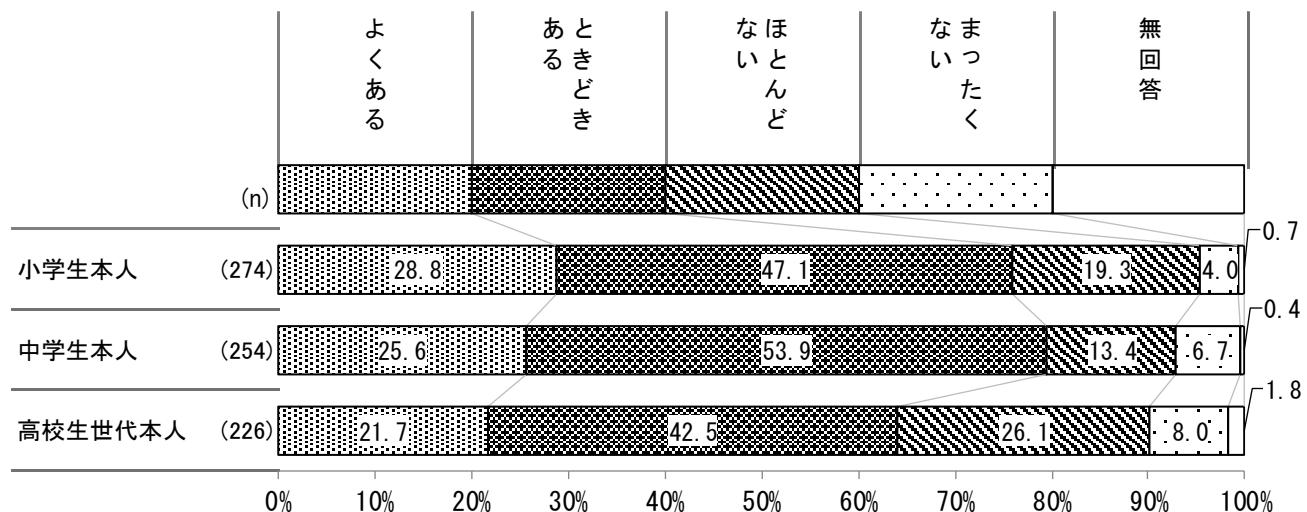


18. 近所や地域との関わり方について

(1) 近所の人とのあいさつ・会話の程度

小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

(子どもと)近所の人とのあいさつや会話の程度について尋ねたところ、小学生本人は「よくある」28.8%、「ときどきある」47.1%、中学生本人は「よくある」25.6%、「ときどきある」53.9%、高校生世代本人は「よくある」21.7%、「ときどきある」42.5%となっている。合計では小学生本人が75.9%、中学生本人が79.5%となっており、高校生世代本人の64.2%に比べて高くなっている。

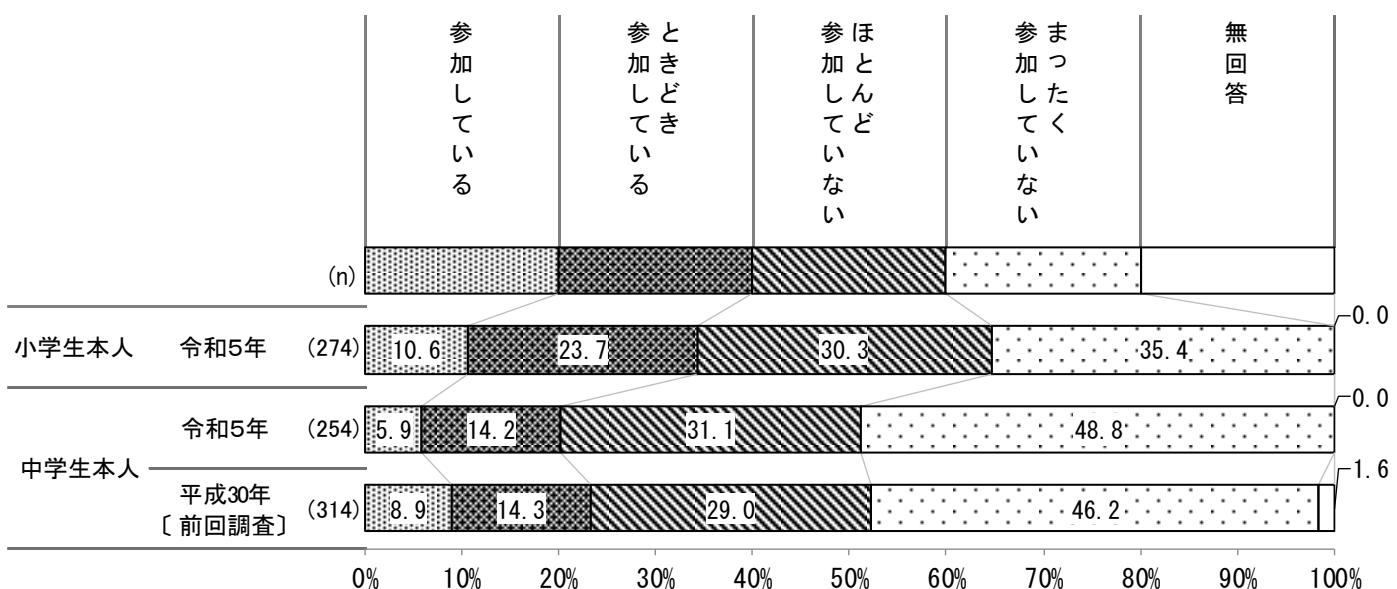


(2) 地域活動・ボランティア活動の参加状況

小学生本人 中学生本人

地域活動・ボランティア活動の参加状況を尋ねたところ、小学生本人は「参加している」10.6%、「ときどき参加している」23.7%であり、「参加している」の計が34.3%となっている。中学生本人は「参加している」5.9%、「ときどき参加している」14.2%であり、「参加している」の計が20.1%となっている。

一方、「ほとんど参加していない」、「まったく参加していない」の合計である「参加していない」の計は、小学生本人が65.7%、中学生本人が79.9%となっている。

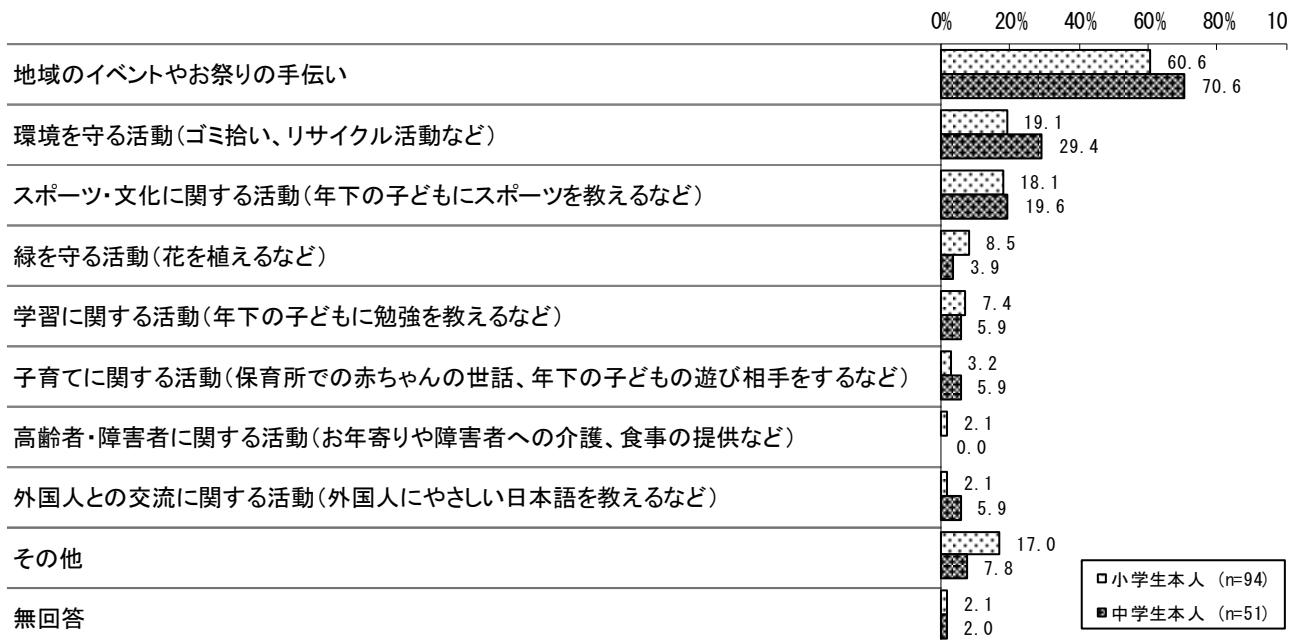


(3) 参加している・参加してみたい地域活動・ボランティア活動（複数回答）

小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

①小学生本人、中学生本人

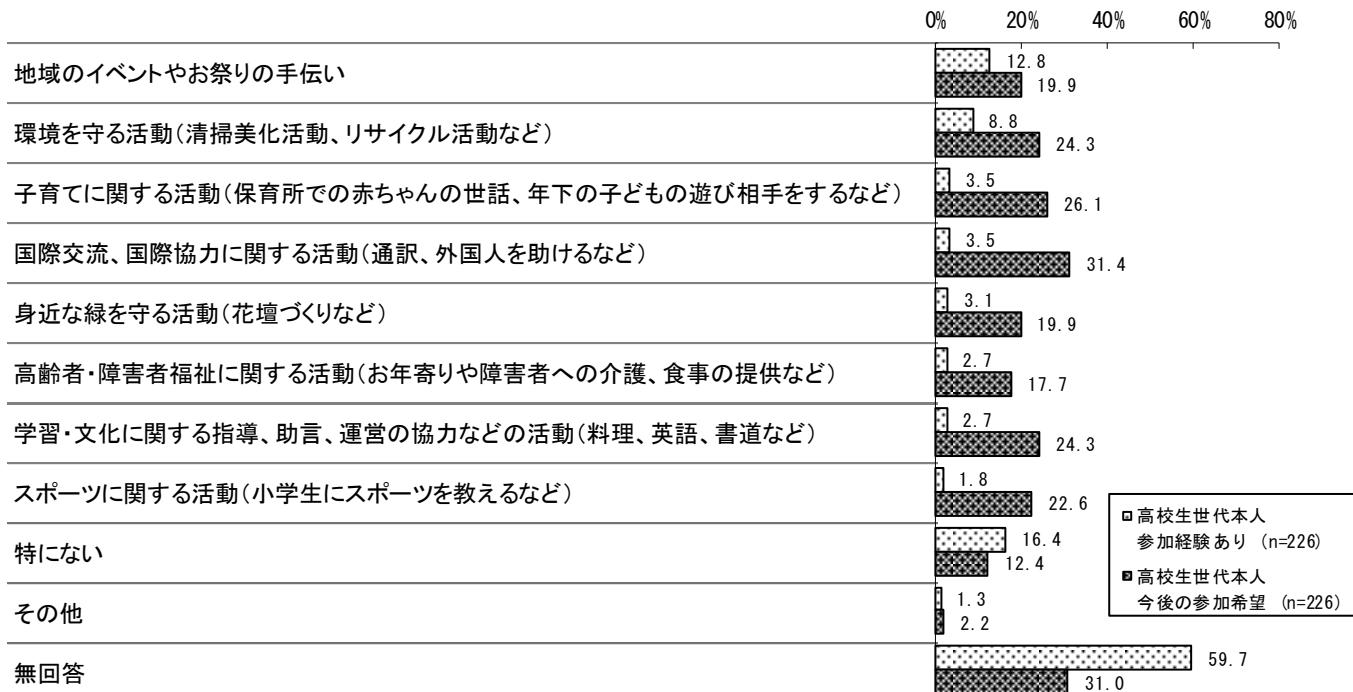
地域活動・ボランティア活動に「参加している」「ときどき参加している」と回答した小学生本人と中学生本人に参加している活動内容について尋ねたところ、「地域のイベントやお祭りの手伝い」がそれぞれ 60.6%、70.6%で最も多く、次いで「環境を守る活動（清掃美化活動、リサイクル活動など）」がそれぞれ 19.1%、29.4%となっている。



②高校生世代本人

高校生世代本人に地域活動・ボランティア活動への参加について尋ねたところ、「特ない」が現在の参加状況で 16.4% と最も多くなっている。

今後の参加希望では「国際交流、国際協力に関する活動（通訳、外国人を助けるなど）」が 31.4% と最も多くなっている。



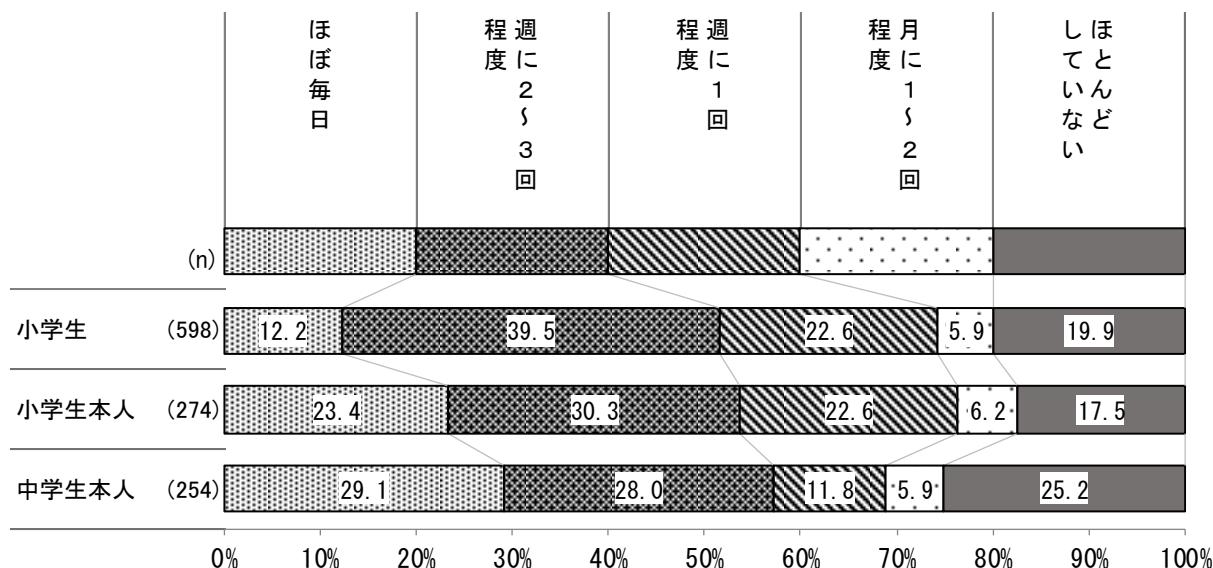
19. 運動について

(1) 運動する頻度

小学生 小学生本人 中学生本人

子どもが運動をする頻度について、小学生の保護者、小学生本人、中学生本人に尋ねたところ、小学生の保護者は「ほぼ毎日」12.2%、「週に2～3回程度」39.5%、「週に1回程度」22.6%、「月に1～2回程度」5.9%と「運動をしている」の計は80.2%となっている。小学生本人は「運動をしている」の計が82.5%となっており、保護者と本人で大きな差はない。

中学生本人は「ほぼ毎日」が29.1%と小学生の保護者及び小学生本人に比べて多くなっているが、「運動をしている」の計では74.8%と小学生の保護者及び小学生本人よりやや少なくなっている。

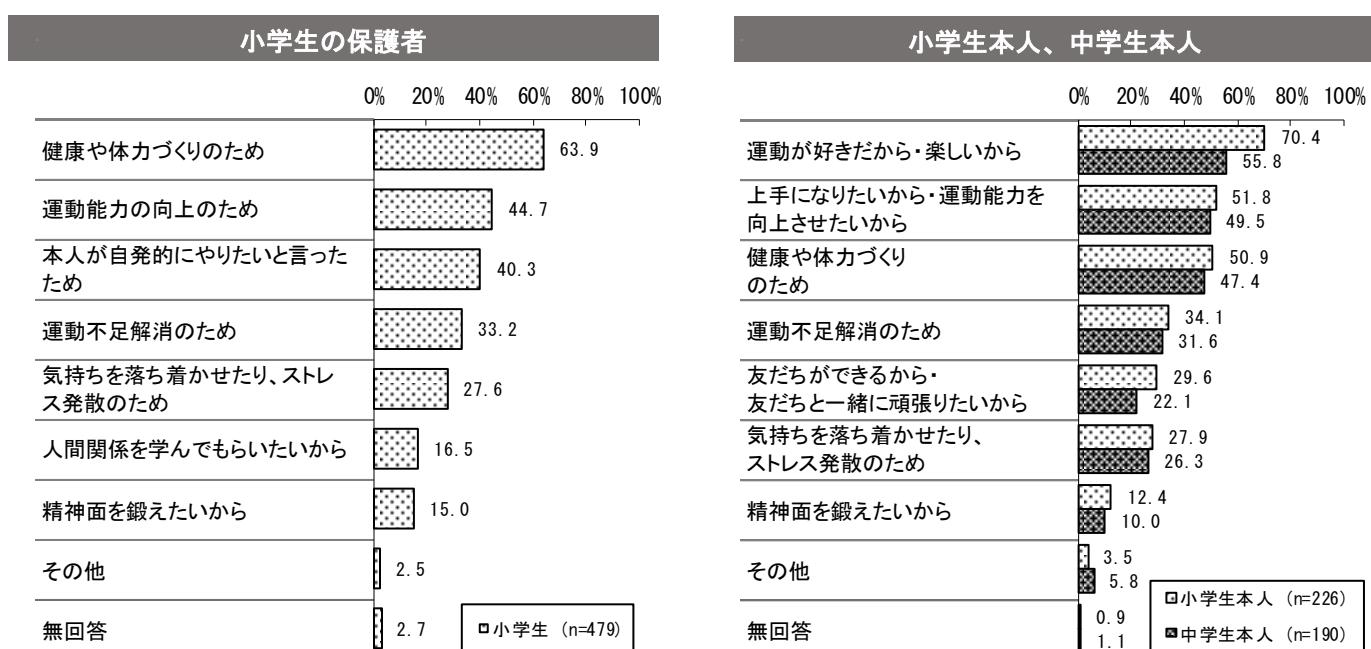


(2) 【運動をする頻度「ほぼ毎日」～「月に1～2回程度」回答者】運動する理由（複数回答）

小学生 小学生本人 中学生本人

運動を「ほぼ毎日」～「月に1～2回程度」行っていると回答した小学生の保護者、小学生本人及び中学生本人に、運動する理由について尋ねたところ、小学生の保護者では「健康や体力づくりのため」が63.9%で最も多く、次いで「運動能力の向上のため」44.7%となっている。

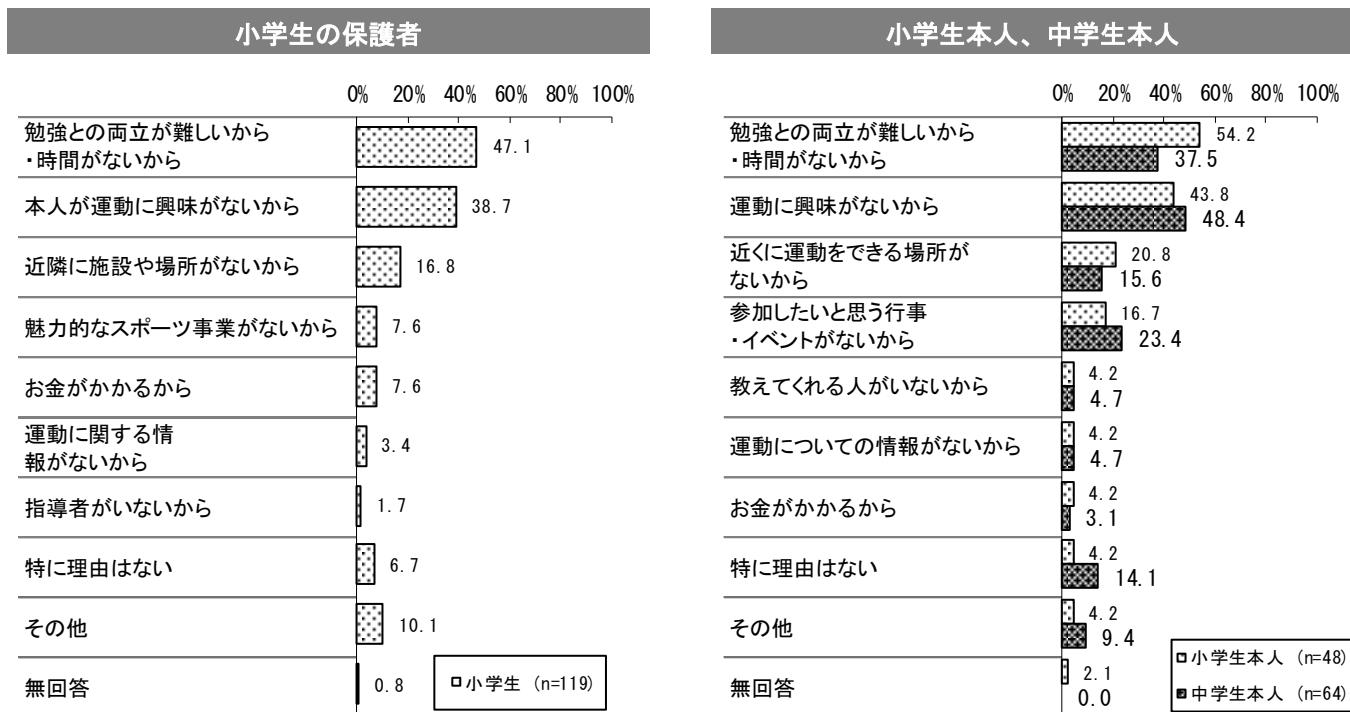
小学生本人と中学生本人では、「運動が好きだから・楽しいから」がそれぞれ70.4%、55.8%で最も多く、次いで「上手になりたいから・運動能力を向上させたいから」がそれぞれ51.8%、49.5%となっている。



(3) 【運動「ほとんどしていない」回答者】運動をしていない理由（複数回答） 小学生 小学生本人 中学生本人

運動を「ほとんどしていない」と回答した小学生の保護者、小学生本人及び中学生本人に、運動しない理由を尋ねたところ、小学生の保護者では「勉強との両立が難しいから・時間がないから」が47.1%と最も多く、次いで「本人が運動に興味がないから」が38.7%となっている。小学生本人においても同様の項目が上位となっている。

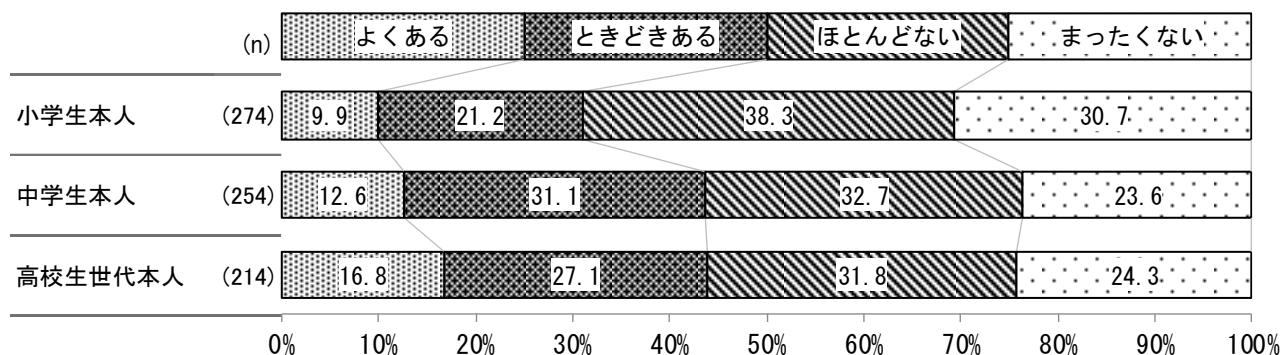
中学生本人は「運動に興味がないから」が48.4%と最も多く、次いで「勉強との両立が難しいから・時間がないから」が37.5%となっている。



20. 現在の就学・就労の状況、通学状況、進路に対する考え方、困りごと

(1) 【「就学している」人】学校に行きたくないと思ったことの有無 小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

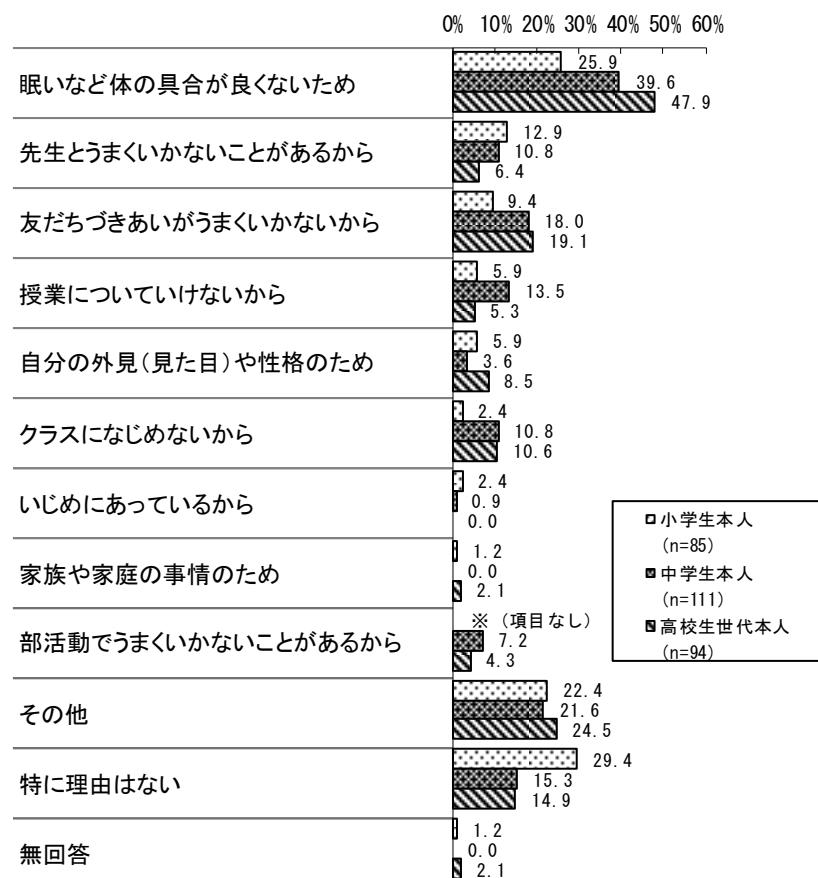
就学している小学生本人、中学生本人及び高校生世代本人に、「学校に行きたくないと思ったことの有無」について尋ねたところ、小学生本人では「よくある」9.9%、「ときどきある」21.2%と、「思ったことがある」の計は31.1%となっている。中学生本人では「よくある」12.6%、「ときどきある」31.1%と、「思ったことがある」の計は43.7%となっている。高校生世代本人では「よくある」16.8%、「ときどきある」27.1%と、「思ったことがある」の計は43.9%となっている。



(2) 【学校に行きたくないと思ったことが「よくある」「ときどきある」人】学校に行きたくないと思った理由（複数回答） 小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

学校に行きたくないと思ったことが「よくある」「ときどきある」と回答した方に、学校に行きたくないと思った理由を尋ねたところ、小学生本人では「特に理由はない」が29.4%と最も多く、次いで「眠いなど体の具合が良くないため」が25.9%となっている。中学生本人と高校生世代本人では「眠いなど体の具合が良くないため」がそれぞれ39.6%、47.9%と最も多く、次いで「友だちづきあいがうまくいかないから」がそれぞれ18.0%、19.1%となっている。

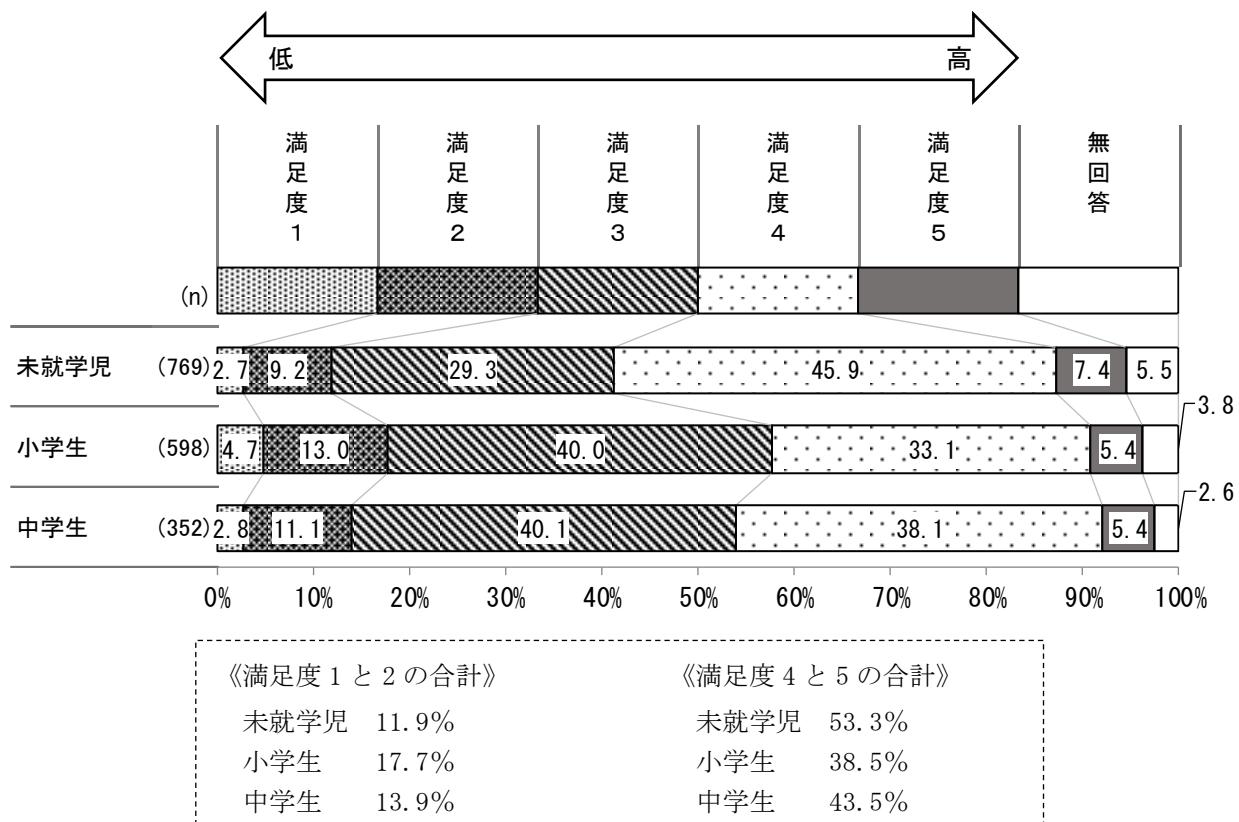
※その他：疲れる、面倒、寝たい、勉強をしたくない、学校が遠いなど



21. 子育て環境や支援への満足度について

未就学児 小学生 中学生

区の子育ての環境や支援について、満足度を5段階評価で尋ねたところ、未就学児の保護者、小学生の保護者及び中学生の保護者ともに満足度が高い「満足度4」「満足度5」が満足度の低い「満足度1」「満足度2」の割合を上回っている。

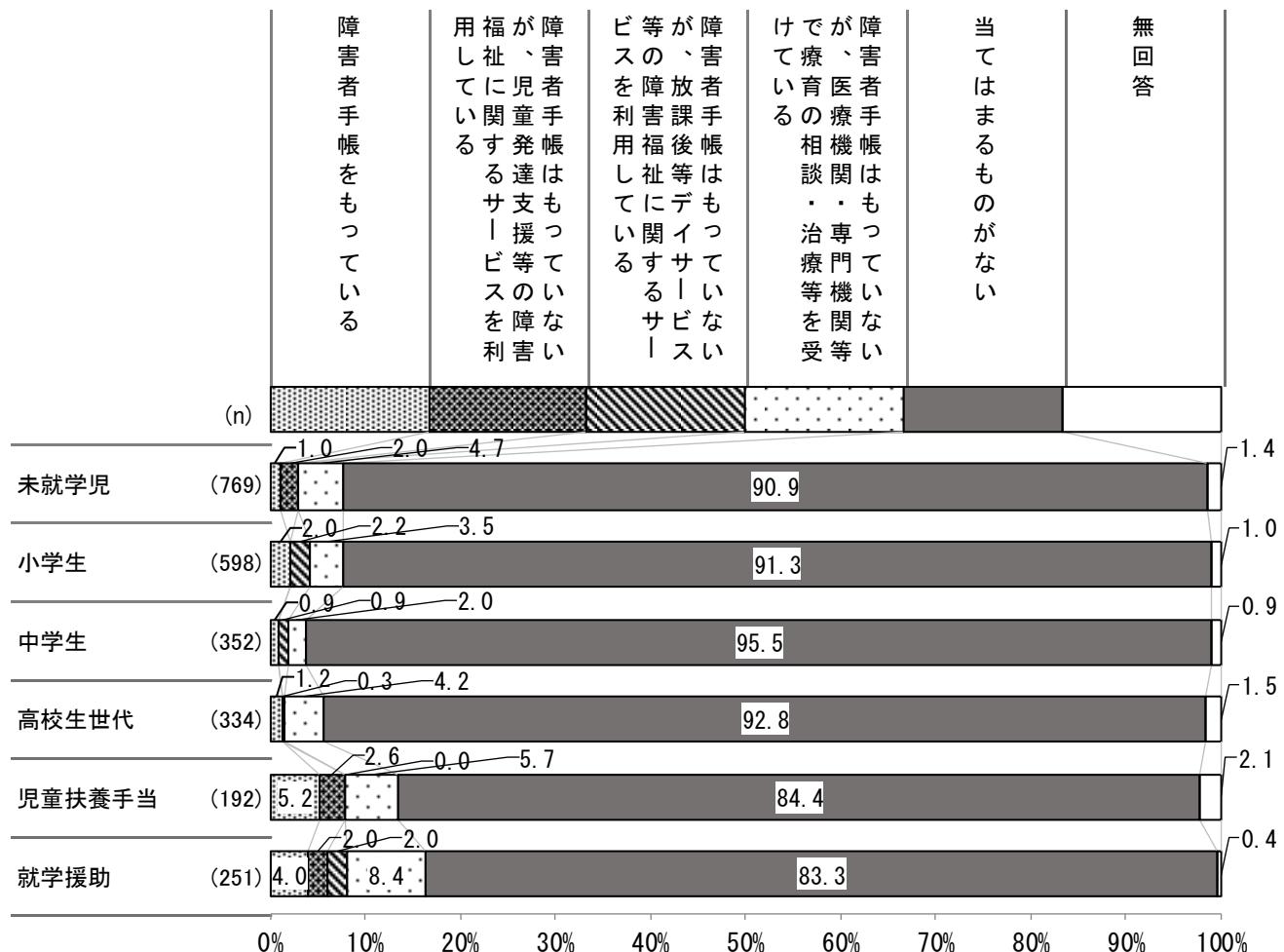


22. 障害者手帳の有無

未就学児 小学生 中学生 高校生世代 児童扶養手当 就学援助

障害者手帳の有無について尋ねたところ、「障害者手帳をもっている」は就学援助受給世帯保護者及び児童扶養手当受給保護者が約5%、未就学児、中学生及び高校生世代の保護者が約1%、小学生の保護者が2.0%となっている。

また、「障害者手帳はもっていないが、医療機関・専門機関等で療育の相談・治療等を受けている」は児童扶養手当受給保護者が5.7%、就学援助受給世帯保護者が8.4%となっている。



※「障害者手帳はもっていないが、児童発達支援等の障害福祉に関するサービスを利用している」は小学生、中学生及び高校生世代の保護者の調査では項目なし

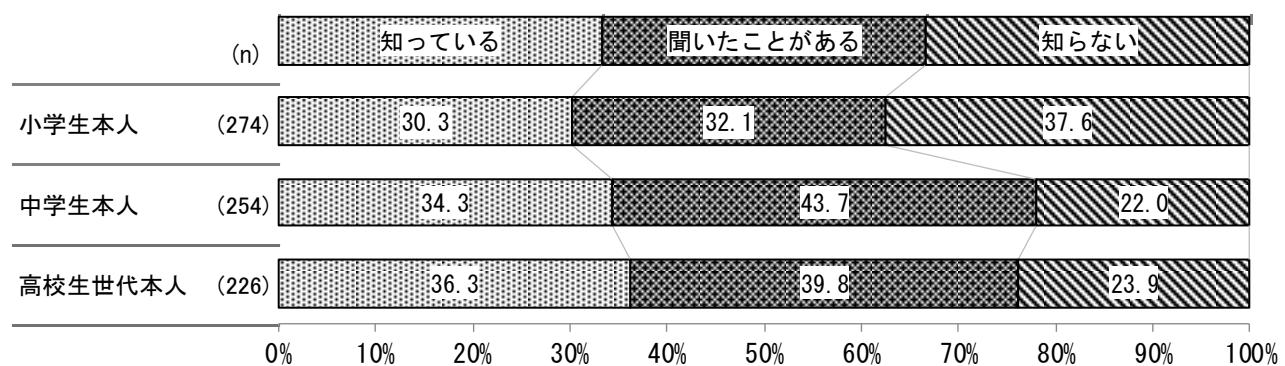
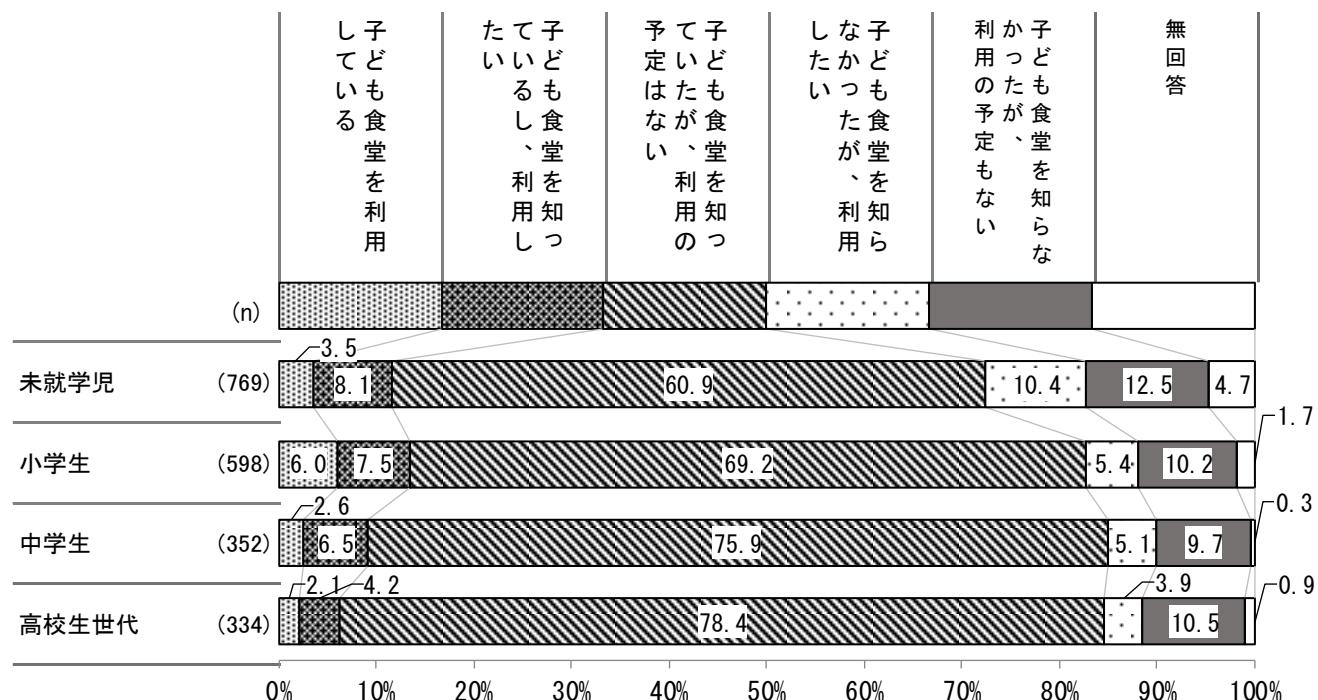
23. 子ども食堂の認知度・利用希望

未就学児 小学生 中学生 高校生世代 小学生本人 中学生本人 高校生世代本人

子ども食堂の認知度及び利用希望について尋ねたところ、未就学児、小学生、中学生及び高校生世代の保護者ともに「子ども食堂を知っていたが、利用の予定はない」が6割以上で最も多くなっている。

また、「子ども食堂を利用している」、「子ども食堂を知っているし、利用したい」、「子ども食堂を知っていたが、利用の予定はない」の「知っていた」の計は未就学児保護者で72.5%、小学生保護者で82.7%、中学生保護者で85.0%、高校生世代保護者で84.7%となっている。

「知っている」の計は小学生本人で30.3%、中学生本人で34.3%、高校生世代本人で36.3%となっている。



24. 区の事業の利用状況

児童扶養手当 就学援助

①児童扶養手当受給保護者

児童扶養手当受給保護者に区の事業の利用状況について尋ねたところ、利用している事業では、児童育成手当が93.2%で最も多くなっている。次いで、子ども宅食が70.8%、奨学資金の給付が13.0%で続いている。

一方、制度・取組を知らない事業では、母子および父子福祉資金が58.9%と最も多くなっている。次いで、入学支度資金融資あっせん制度が48.4%、母子家庭及び父子家庭自立支援事業が42.2%となっている。

利用したくない事業では、自立相談支援事業が83.3%、子ども食堂が57.8%となっている。

②就学援助受給世帯保護者

就学援助受給世帯保護者に区の事業の利用状況について尋ねたところ、利用している事業では、子ども宅食が66.1%で最も多くなっている。次いで、児童育成手当が21.9%、中学生学校外学習費用の助成が15.5%となっている。

一方、制度・取組を知らない事業では、入学支度資金融資あっせん制度が55.4%と最も多くなっている。次いで、奨学資金の給付が43.4%、学習支援が40.2%となっている。

利用したくない事業では、自立相談支援事業が89.6%、子ども食堂が61.8%となっている。

